

令和4年版

消防白書

総務省消防庁

はじめに

昨年は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震や令和4年台風第14号などの自然災害に見舞われ、多くの人的・物的被害が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、救急搬送困難事案などへの対応が求められたところです。

近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火山災害等に備えるため、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることが重要であり、国民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は益々増大しています。

令和4年版消防白書では、特集として、近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、消防防災分野におけるDXの推進、令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応について記載しています。

また、本編の第1章以下では、火災や風水害をはじめとする各種災害の現況と課題、消防防災の組織と活動、国民保護への対応、自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり、国際的課題への対応及び消防防災の科学技術の研究・開発について記載しています。

この白書が、消防防災に対する国民の皆様のご理解を深め、国や地方公共団体だけではなく、住民、企業も含めた総合的な消防防災体制を確立するに当たって、広く活用いただけることを願っています。

なお、検討状況や統計資料等については、特に断りがない限り、令和4年10月末の状況を基に記載しています。

令和5年1月

本白書は再生紙を使用しております。

はじめに

特集

特集 1

近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

1. 近年発生した大規模自然災害の概要と消防庁の対応状況	3
（1）近年発生した大規模自然災害の概要	3
（2）近年の災害を踏まえた消防庁の対応状況	3
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組	5
（1）「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要	5
（2）5か年加速化対策における消防庁の施策	5
3. 第6回緊急消防援助隊全国合同訓練	9

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移と政府等の対応	10
（1）新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移	10
（2）近年の政府等の対応	11
2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組	11
（1）消防庁の体制	11
（2）具体的な取組	12

特集 3

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1. 消防団の現状	21
（1）消防団員の減少	21
（2）若年層の入団者数減少	21
（3）被用者である消防団員の割合の増加	23
（4）女性消防団員の増加	23
（5）学生消防団員の増加	24
（6）機能別消防団員の増加	24
2. 消防団員の処遇改善及び団員確保策	25
（1）報酬等の処遇改善	25
（2）消防団に対する理解の促進	27
（3）幅広い住民の入団促進	28
（4）平時の消防団活動のあり方	31
（5）装備等の充実	31

特集 4

消防防災分野におけるDXの推進

1. デジタル社会の実現に向けた政府の動き	34
2. 消防防災分野におけるDX	34
（1）マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化	34
（2）消防法令における各種手続の電子申請等の導入促進	35
（3）危険物施設におけるAIやIoT等の新技術を活用したスマート保安等の推進	36
（4）消防指令システムの高度化等に向けた検討	37
（5）消防教育訓練等におけるDXの推進	37

令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による 弾道ミサイル発射に伴う対応

1. 我が国周辺の安全保障環境等	39
(1) 全般	39
(2) 最近の北朝鮮によるミサイル発射の動向と発射に対する消防庁の対応	39
2. 10月4日と11月3日のミサイル発射事案の概要	39
(1) 令和4年10月4日のミサイル発射事案の概要	39
(2) 令和4年11月3日のミサイル発射事案の概要	40
(3) 10月4日と11月3日の事案を受けての消防庁の対応	41
3. 10月4日と11月3日の事案の情報伝達における課題と対応	41
(1) 情報伝達における課題について	41
(2) 情報伝達における課題に対する消防庁の対応	42

本編

第1章

災害の現況と課題

第1節 火災予防

[火災の現況と最近の動向]	49
1. 出火状況	50
(1) 1日当たり96件の火災が発生	50
(2) 出火率は2.8件/万人	50
(3) 火災覚知方法は119番通報が最多	50
(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多	50
2. 火災による死者の状況	50
(1) 火災による死者の状況	50
(2) 建物火災による死者数の状況	53
(3) 住宅火災による死者の状況	54
3. 火災による損害額	57
4. 出火原因	57
(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適當な場所への放置によるもの	58
(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少	58
(3) 「こんろ」による火災で最も多いのは消し忘れによるもの	59
5. 火災種別ごとの状況	59
(1) 建物火災	59
(2) 林野火災	60
(3) 車両火災	60
(4) 船舶火災	60
(5) 航空機火災	61
[火災予防行政の現況]	61
1. 住宅用火災警報器の設置の現況	61
2. 防火対象物	61
3. 防火管理制度	62

(1) 防火管理者	62
(2) 統括防火管理者	62
(3) 防火対象物定期点検報告制度	63
4. 防災管理制度	63
(1) 防災管理者	63
(2) 統括防災管理者	63
5. 立入検査と違反是正	63
(1) 立入検査と違反是正の現況	63
(2) 適マーク制度	64
(3) 違反対象物の公表制度の運用開始	64
6. 消防用設備等	64
(1) 消防同意の現況	64
(2) 消防用設備等の設置の現況	64
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	64
(4) 防災規制	65
(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制	65
7. 消防用機械器具等の検定等	65
(1) 検定	65
(2) 自主表示	66
8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定	66
9. 火災原因調査の現況	66
10. 製品火災対策の推進	67
[火災予防行政の課題]	68
1. 住宅防火対策の推進	68
2. 小規模施設における防火対策の推進	68
3. 消防用設備等の点検報告の推進	68
4. 機械式駐車場等に多く設置される二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策	69
5. 消防法令違反の是正の徹底	69
【コラム】 大阪市北区ビル火災を踏まえた予防対策	70
第2節 危険物施設等における災害対策	
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]	71
1. 火災事故	72
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害	72
(2) 危険物施設における火災事故の発生要因	72
(3) 無許可施設における火災事故	73
(4) 危険物運搬中の火災事故	73
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故	73
2. 流出事故	73
(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害	73
(2) 危険物施設における流出事故の発生要因	74
(3) 無許可施設における流出事故	75
(4) 危険物運搬中の流出事故	75
(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故	75
[危険物行政の現況]	75

1. 危険物規制	75
(1) 危険物規制の体系	75
(2) 危険物施設の現況	75
(3) 危険物取扱者	76
(4) 事業所における保安体制	77
(5) 保安検査	78
(6) 立入検査及び措置命令	78
2. 石油パイプラインの保安	78
(1) 石油パイプライン事業の保安規制	78
(2) 石油パイプラインの保安の確保	78
[危険物行政の課題]	79
1. 官民一体となった事故防止対策の推進	79
2. 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進	79
3. 大規模災害への対応	79
4. 給油取扱所（ガソリンスタンド）における業務等のあり方に関する検討	79
5. 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討	80
第3節 石油コンビナート災害対策	
[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]	81
1. 事故件数と被害	81
2. 事故の特徴	81
(1) 事故種別ごとの一般事故件数	81
(2) 原因別の一般事故件数	81
(3) 特定事業所種別の一般事故件数	82
(4) 特定事業所業態別の一般事故件数	82
[石油コンビナート災害対策の現況]	82
1. 特別防災区域の現況	82
2. 都道府県・消防機関における防災体制	84
(1) 防災体制の確立	84
(2) 災害発生時の応急対応	84
(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備	84
3. 特定事業所における防災体制	84
(1) 自衛防災組織等の設置	84
(2) 大容量泡放射システムの配備	84
(3) 自衛防災体制の充実	85
4. 事業所のレイアウト規制	85
(1) レイアウト規制	85
(2) 新設等届出等の状況	85
5. その他の災害対策	85
(1) 災害応急体制の整備	85
(2) 防災緩衝緑地等の整備	85
6. 最近の石油コンビナート等における災害対策	85
(1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議	85
(2) 石油コンビナート等の地震・津波対策	85
(3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	85

(4) 石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会の開催	86
[石油コンビナート災害対策の課題]	86
1. 特定事業所における防災体制の充実強化	86
2. 大容量泡放射システムの効果的な活用	86

第4節 林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]	87
[林野火災対策の現況]	87
1. 林野火災特別地域対策事業	87
2. 広域応援・空中消火による消防活動	87
(1) 空中消火の実施状況	87
(2) 広域応援・空中消火体制の整備	88
3. その他の対策	88
(1) 出火防止対策の徹底	88
(2) 林野火災用消防施設等の整備	89
[林野火災対策の課題]	89

第5節 風水害対策

[風水害の現況と最近の動向]	91
1. 令和3年中の主な風水害	91
2. 令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害	91
[風水害対策の現況と課題]	92
1. 避難情報の適時適切な発令	92
(1) 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会	92
(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施	92
2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保	92
(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等	93
(2) 個別避難計画の作成	93

第6節 震災対策

[地震災害の現況と最近の動向]	94
1. 令和3年中の主な地震災害	94
2. 令和4年1月から令和4年10月までの主な地震災害	96
[震災対策の現況と課題]	97
1. 地震災害の予防	97
(1) 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正	98
(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進	98
(3) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置	98
(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備	98
(5) 震度情報ネットワークシステムの整備	98
(6) 緊急地震速報訓練の実施	99
2. 津波避難の実効性の確保	99
(1) 津波避難計画の策定の促進	99
(2) 津波避難のために必要な取組の促進	99
(3) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置	100

第7節 原子力災害対策

[原子力災害等の現況と最近の動向]	101
-------------------	-----

1. 原子力施設の現況と主な事故	101
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	101
[原子力災害対策等の現況]	102
1. 原子力施設等の原子力災害対策	102
2. 消防機関における活動対策	102
(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布	102
(2) 放射性物質事故対応資機材の整備等	102
(3) 消防職員に対する教育・訓練等	102
[原子力災害対策等の課題]	103
1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組	103
(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援	103
(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等	103
(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理	103
2. 放射性物質等事故対応能力の向上	103
第8節 その他の災害対策	
[火山災害対策]	104
1. 令和3年以降の主な火山活動	104
2. 火山災害対策の現況と課題	104
[雪害対策]	104
1. 雪害の現況と最近の動向	104
2. 雪害対策の現況と課題	105
[地下施設等の災害対策]	105
1. 地下施設等の火災の現況	105
2. 地下施設等の災害対策の現況と課題	105
(1) 鉄道トンネル及び道路トンネル	105
(2) 大深度地下空間	105
[消防活動阻害物質に係る災害対策]	106
1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向	106
(1) 火災事故の状況	106
(2) 漏えい事故の状況	107
2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題	107
(1) 実態の把握及び指導	107
(2) 危険物災害等情報支援体制の充実	107
[海上災害対策]	108
1. 海上災害の現況と最近の動向	108
2. 海上災害対策の現況	108
3. 海上災害対策の課題	108
[航空災害対策]	108
1. 航空災害の現況と最近の動向	108
2. 航空災害対策の現況	108

第2章

消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

1. 消防組織	111
---------	-----

(1) 常備消防機関	111
(2) 消防団	111
2. 消防防災施設等	112
(1) 消防車両等の整備	112
(2) 消防通信施設	112
(3) 消防水利	114
3. 消防財政	114
(1) 市町村等の消防費	114
(2) 消防費の財源	114
(3) 都道府県の防災費	115
(4) 消防庁予算額	115
4. 常備消防体制整備の課題	116
(1) 消防力の整備	116
(2) 消防隊員用個人防火装備	116
第2節 消防の広域化の推進	
1. 消防の広域化とは	117
2. 消防の広域化のメリット	117
(1) 初動体制の充実等による住民サービスの向上	117
(2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実	117
(3) 消防体制の基盤強化	117
3. これまでの取組	117
(1) これまでの取組とその成果	117
(2) 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進（令和4年）	117
4. 関係機関の取組	118
(1) 消防庁の取組	118
(2) 都道府県の取組	119
(3) 市町村の取組	119
第3節 消防職団員の活動	
1. 活動状況	120
2. 公務による死傷者の状況	120
3. 勤務条件等	120
(1) 消防職員の勤務条件等	120
(2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策	121
(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進	122
4. 安全衛生体制の整備	124
(1) 安全衛生体制	124
(2) 惨事ストレス対策	124
5. 消防表彰等	124
(1) 国の栄典	125
(2) 内閣総理大臣表彰	125
(3) 総務大臣表彰	125
(4) 総務大臣感謝状	125
(5) 消防庁長官表彰	125
(6) 賞じゅつ金及び報賞金	126

(7) 退職消防団員報償	126
(8) 消防庁長官感謝状	126
(9) その他	126

【コラム】消防庁ホームページ「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を

リニューアル	127
--------	-----

【コラム】女性の消防団への加入促進及び女性消防団員の活動の活性化について

第4節 教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練	129
2. 職場教育	129
3. 消防学校における教育訓練	129
(1) 消防学校の設置状況	129
(2) 教育訓練の種類	129
4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	129
(1) 教育訓練の実施状況	129
(2) 施設・設備	130
(3) 消防学校に対する技術的援助	131

第5節 救急体制

1. 救急業務の実施状況	132
(1) 救急出動の状況	132
(2) 傷病程度別搬送人員の状況	132
(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況	132
(4) 現場到着所要時間の状況	132
(5) 病院収容所要時間の状況	132
(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況	133
2. 救急業務の実施体制	133
(1) 救急業務実施市町村数	133
(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数	134
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移	135
(4) 救急自動車数	136
(5) 高速自動車国道等における救急業務	136
3. 消防と医療の連携	136
(1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準	136
(2) 救急医療体制	137
(3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況	137
4. 救急業務高度化の推進	137
(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進	137
(2) 救急救命士の処置範囲の拡大	138
(3) メディカルコントロール体制の充実	138
(4) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用	139
5. 救急業務を取り巻く課題	139
(1) 救急車の適時・適切な利用の推進	139
(2) 一般市民に対する応急手当の普及	140
(3) 感染症への対策	142
(4) 熱中症への対応	142

(5) 外国人傷病者への救急対応	143
【コラム】救急安心センター事業（#7119）の推進	144
第6節 救助体制	
1. 救助活動の実施状況	146
(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	146
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況	146
2. 救助活動の実施体制	146
(1) 救助隊数及び救助隊員数	146
(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況	147
3. 全国消防救助技術大会	147
4. 救助の課題と対応	147
(1) 体制の整備	147
(2) 車両及び資機材の整備	147
(3) 救助技術の高度化等	149
第7節 航空消防防災体制	
1. 航空消防防災体制の現況	150
2. 今後の取組	151
(1) 消防防災ヘリコプターの機能強化	151
(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて	152
(3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて	152
第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊	
1. 消防の広域応援体制	154
(1) 消防の相互応援協定	154
(2) 広域消防応援体制の整備	154
2. 緊急消防援助隊	154
(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化	154
(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等	156
(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備	159
(4) 緊急消防援助隊の活動	160
(5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報	160
(6) 今後の取組	160
第9節 国と地方の防災体制	
1. 国と地方の防災組織等	162
(1) 防災組織	162
(2) 消防庁の防災体制	162
(3) 地域防災計画の修正	162
2. 防災に係る体制の整備	162
(1) 業務継続性の確保	162
(2) 災害対応力の強化	164
第10節 消防防災の情報化の推進	
1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立	165
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備	165
(1) 消防防災通信ネットワークの概要	166
(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備	168

3. 情報システムの活用	168
(1) 災害時対応支援システムの導入と活用	168
(2) 統計調査系システム	168
4. 情報化の最近の動向	169
(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化	169
(2) 消防防災業務の業務・システムの最適化	170

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

1. 地方公共団体における国民保護計画の策定等の推進	174
2. Jアラートによる迅速な情報伝達	174
(1) Jアラートの概要	174
(2) Jアラートの整備状況	175
(3) Jアラートの試験	175
3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備	175
(1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成	175
(2) 避難施設の指定	175
4. 安否情報システムの運用	176
5. 国民保護事案への対応力の強化	176
(1) 国民保護共同訓練	176
(2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発	176
(3) 地方公共団体における体制整備	177
(4) 特殊標章等	177
6. NBC テロ対策	178
(1) NBC テロ災害に対応するための体制の整備	178
(2) 訓練・教育	178
(3) テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進	179

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1. 北朝鮮の情勢	180
2. 消防庁の対応	180
3. Jアラートによる情報伝達	180
4. 普及啓発	180
5. 地方公共団体による訓練の実施等	181
【コラム】国民保護に係る避難施設の指定促進	182

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

[防火防災意識の高揚]	185
1. 全国火災予防運動等	185
(1) 全国火災予防運動 (秋季 令和3年11月9日～11月15日 春季 令和4年3月1日～3月7日)	185
(2) 文化財防火デー（1月26日）	186
(3) 全国山火事予防運動（令和4年3月1日～3月7日）	186
(4) 車両火災予防運動（令和4年3月1日～3月7日）	186
(5) 消防記念日（3月7日）	186

2. 危険物安全週間	186
[住民等の自主防災活動]	187
1. 自主防災組織	188
2. 女性防火クラブ	188
3. 少年消防クラブ	188
4. 幼年消防クラブ	189
5. 自主防災組織等の活動の活性化	189
6. 防災知識の普及啓発	189

第5章 国際的課題への対応

[国際緊急援助]	193
1. 国際消防救助隊の派遣体制	193
2. 教育訓練	193
3. 派遣実績	194
[国際協力・国際交流]	194
1. 国際消防防災フォーラムの開催	194
2. 開発途上国からの研修員受入れ等	195
(1) 課題別研修・国別研修の実施	195
(2) 諸外国への情報提供等	195
3. 技術協力等	195
4. 国際交流	195
[基準・認証制度の国際化への対応]	196
1. 消防用機械器具等の国際規格の現況	196
2. 規格の国際化への対応	196
[日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開]	196
1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信	196
2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート	196
(1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催	196
(2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出	196
3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組	197
[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）]	197
1. ハロン消火剤等の放出抑制について	197
2. PFOS を含有する泡消火薬剤の排出抑制について	197
[コラム] ウクライナへの消防・救助関連資機材等の支援	199

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

[研究・開発の推進]	203
1. 消防庁における重点研究開発目標	203
2. 消防研究センター	203
3. 消防防災科学技術研究推進制度	203
4. 消防機関における研究開発	203
5. 研究・開発の担い手の育成	203
[消防研究センターにおける研究開発等]	203
1. 消防防災に関する研究	203

（１）災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発	205
（２）市街地火災による被害を抑制するための研究開発	206
（３）火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発	208
（４）消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発	209
（５）危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究	210
（６）地下タンクの健全性診断に係る研究開発	211
（７）消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発	212
（８）救急搬送における感染症対応に関する研究開発	212
２．火災原因調査等及び災害・事故への対応	213
（１）火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等	213
（２）災害・事故への対応	214
３．研究成果をより広く役立てるために	214
（１）一般公開	214
（２）全国消防技術者会議	214
（３）消防防災研究講演会	214
（４）調査技術会議	214
（５）消防防災科学技術賞	215
（６）施設見学	215
（７）消防防災等に関する研究開発等動画の配信	215
[競争的研究費における研究開発等]	215
[消防機関の研究等]	215
[消防防災科学技術の研究における今後の取組]	215
写真索引	217
図表索引	219

特集

- 特集 1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備
- 特集 2 新型コロナウイルス感染症対策
- 特集 3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 特集 4 消防防災分野におけるDXの推進
- 特集 5 令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

特集 1

近年の大規模自然災害を踏まえた
消防防災体制の整備

1

近年発生した大規模自然災害の
概要と消防庁の対応状況

(1) 近年発生した大規模自然災害の概要

近年、我が国では大規模な自然災害が相次いで発生しており、特に平成 28 年熊本地震以降、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部が設置された災害として、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による被害が発生している。このうち、直近で甚大な被害が発生した令和 3 年 7 月 1 日からの大雨においては、静岡県熱海市で土石流災害が発生し、住民等の死者・行方不明者は 28 人となった。この土石流災害の発生に伴い、消防庁においては消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部(第 3 次応急体制)を設置し、全庁を挙げて災害対応に当たったほか、消防庁長官の出動の指示等を受け、緊急消防援助隊は 7 月 3 日から 7 月 26 日までの 24 日間にわたり活動し、出動隊の総数は、10 都県 815 隊、3,099 人(延べ活動数 2,097 隊、7,961 人)となった。

令和 4 年においては、10 月末時点で、非常災害対策本部が設置された災害は発生していないが、消防庁においては、3 月 16 日の福島県沖を震源とする地震、6 月 19 日、20 日の石川県能登地方を震源とする地震、7 月 24 日の桜島の火山活動、台風第 14 号に関し、消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部(第 3 次応急体制)を設置し、全庁を挙げて災害対応に当たった。このうち、台風第 14 号に係る政府の対応として、災害が発生するおそれのある段階において特定災害対策本部を設置した。この対応は、令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部改正により措置されて以降、初めての事例である。消防庁としても、全都道府県及び指定都市に対し警戒情報を発出するとともに、政府の特定災害対策本部の設置と同時に、消防庁災害対策本部を設置するなど、早期の対応を実施したところである。

(2) 近年の災害を踏まえた消防庁の対応状況

ア 救助・捜索活動

令和 3 年に静岡県熱海市で発生した土石流災害や近年の大規模自然災害では、消防機関だけではなく、警察や自衛隊等の実動機関が連携して救助・捜索活動を行い、内閣府(防災担当)や国土交通省などの機関から地図情報の共有や安全管理等の支援を受けるなど、関係機関が連携した活動が行われている。



静岡県熱海市土石流災害での自衛隊との連携活動
(東京消防庁提供)



静岡県熱海市土石流災害での活動調整会議の様子

そこで、消防庁では、警察や自衛隊等の関係機関とのより効果的な活動調整等について検討するため、消防機関関係者から近年の大規模災害対応の経験等を聴取及び記録を収集するとともに、実動省庁である警察庁、海上保安庁及び防衛省のほか、関係機関の活動を支援する内閣府(防災担当)、国土交通省、法務省の協力を得て、「関係機関連携実務者

検討会」(以下、本特集において「検討会」という。)を令和3年12月22日及び令和4年3月2日に開催した。検討会では、活動調整会議における実動機関との活動調整内容を明確化するとともに、各機関の組織概要、保有資機材、災害時の活動内容等の情報を共有し、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」(以下、本特集において「関係機関連携要領」という。)を策定した。関係機関連携要領は主に次の(ア)～(ウ)で構成されている。

(ア) 「活動調整会議」における To Do リスト

活動調整会議において関係機関との連携調整等に必要項目を「To Do リスト」として一覧表にまとめたものであり、別紙に実動部隊の責任者、安全管理方針の策定、関係機関の窓口などを確認する様式を整え、加えて「To Do リスト」の項目の解説や災害時の関係機関との活動調整事例等で構成されている。また、災害現場の最前線で活動する部隊が調整を行う現地合同調整所での調整事項もまとめている。実際の災害対応の活動調整会議や現場、訓練で関係機関と連携調整するに当たって活用することを想定している。

(イ) 関係機関資料

実動省庁の組織概要、活動内容及び保有資機材などをまとめたものであり、消防と同様に救助・捜索活動の担い手である警察、海上保安庁、自衛隊のほか、救助・捜索活動等を補完する機関である法務省について紹介する資料、さらに救助・捜索活動の支援となる活動を行う内閣府(防災担当)の ISUT^{*1}、国土交通省の TEC-FORCE^{*2}等の活動紹介資料で構成されている。平時から各関係機関の救助・捜索能力、組織等を把握するために活用することを想定している。

(ウ) 奏功事例

救助・捜索活動現場において関係機関が連携した好事例や、関係機関同士の平素からの顔の見える関係づくりの好事例を収集し、取りまとめている。各消防本部が実際に経験した事例や平素から行っている取組を学ぶことを通じて、関係機関連携の意義や効果を確認するとともに、訓練等の企画に活用することを想定している。

そして、都道府県消防防災主管部長に対し、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」の策定及び積極的な活用について」(令和4年6月3日付け通知)を発出し、消防本部等に関係機関と平素からの顔の見える関係づくり及び関係機関連携要領の積極的な活用を要請した。

関係機関連携要領の策定後も引き続き、関係機関の顔の見える関係づくりや情報共有を促進していくため、上記検討会を改組し、「実動省庁連携促進連絡会」として定期的に開催し、関係機関連携要領の更新や各機関の災害対応に関する情報共有を行っていく。

イ 資機材・車両の整備

近年の自然災害等による災害対応の教訓を踏まえ、大型及び中型水陸両用車、津波・大規模風水害対策車、拠点機能形成車等を整備し、災害対応力の強化を図ってきている。

令和4年度は、令和3年に発生した静岡県熱海市土石流災害の救助・捜索活動において、ドローン映像や狭隘・急傾斜の被災現場で小型オフロード車が有効に活用されたことから、空撮した写真から地図画像を作成できる情報収集活動用ハイスペックドローン47台と各種災害時の機動性・走破性・資機材搬送能力に優れた小型救助車18台を配備する予定である。



情報収集活動用ハイスペックドローンのイメージ

*1 ISUT: Information Support Team 災害時情報集約支援チームは、大規模災害時に被災情報等のあらゆる災害情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する内閣府(防災担当)の現地派遣チーム

*2 TEC-FORCE: Technical Emergency Control FORCE 緊急災害対策派遣隊は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の各組織に設置された部隊



小型救助車



高性能エアーテント

また、猛暑・厳冬期における長期間の救助・捜索活動を行う緊急消防援助隊の隊員が休憩及び宿営のできる、高性能のエアコン等を完備した高性能エアーテント200式を配備する予定である。

ウ 被害状況の迅速な把握

静岡県熱海市の土石流災害では、発災当初は被害の全容を把握することが困難であったが、ドローンの撮影画像を利用した被災地図に、熱海市が把握している住民情報等を重ね合わせることで、被災エリアや安否不明者等の人的被害の状況を早期に把握するとともに、迅速かつ的確な部隊配置及び救助活動につながった。

また、救助対象者の絞り込みを行う上で、静岡県災害対策本部が熱海市や警察とも調整し、安否不明となっている方々の名簿を公表したことが人命の救助活動の効率化・円滑化に役立ったことを踏まえ、地方公共団体が氏名等の公表を行うに当たっての留意事項について、内閣府（防災担当）と連携し、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月16日付け通知）を都道府県防災主管部（局）長に対して発出した。さらに、令和4年6月の防災基本計画の修正において、都道府県は市町村等と連携して、平時から安否不明者の公表等を行う際の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める旨明記された。

2

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組

（1）「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫している。また、老朽化するインフラの維持管理・更新に適切に対応しなければ、行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。

政府は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）において特に緊急に実施すべきとされた施策に係る取組に加え、令和2年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、本特集において「5か年加速化対策」という。）を閣議決定し、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」等の分野の取組について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。

消防庁では、5か年加速化対策に8つの施策を位置付けており、以下、各々の施策の概要について説明する。

（2）5か年加速化対策における消防庁の施策

ア 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策

近年の激甚化する土砂・風水害や切迫する南海トラフ地震など、大規模災害に備え、より迅速な消火・救助体制の整備、情報収集・共有機能の充実、後方支援体制の強化等により、より効果的・効率的な活動ができるよう、緊急消防援助隊の車両・資機材の適切な整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、特別高度工作車12台、情報収集活動用ハイスペックドローン37台、映像伝送装置54台、さらに拠点機能形成車10台を整備するとともに、緊急消防援助隊

動態情報システムの機能向上を行い、各都道府県や各ブロック単位での整備を進めていくこととしている。

令和3年度までに、情報収集活動用ハイスペックドローン37台の整備を行ったことにより、全都道府県に対しての整備が完了したほか、映像伝送装置31台、拠点機能形成車1台の整備を行った。

令和4年度においても、特別高度工作車6台の更新、拠点機能形成車5台の整備を行うとともに、緊急消防援助隊動態情報システムの機能向上を行う。



情報収集活動用ハイスペックドローンの活用



拠点機能形成車

イ NBC 災害等緊急消防援助隊充実強化対策

NBC 災害等への対応体制の充実強化を図るため、車両・資機材の老朽化を踏まえ、適切な整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、全国に配備しているNBC 災害即応部隊（54 部隊）の資機材（化学剤検知器や大型除染システム等）を最新の知見に基づき整備することとしている。また、全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材（放射線防護全面マスクや放射線量率計等）についても、新機種に更新することとしている。

令和3年度までに、化学剤検知器や大型除染システム等のNBC 災害対応資機材セット6式等の配備を

行った。

令和4年度においても、NBC 災害対応資機材セット18式等の配備を行う予定であり、着実に整備を進めているところである。

〈化学剤検知器〉



〈大型除染システム〉



NBC 災害対応資機材セット（一部）

ウ 大規模災害等航空消防防災体制充実強化対策

大規模災害等発生時の被害状況の早期把握、救助・救急活動、被災地への迅速な消防庁職員派遣などのため、消防防災ヘリコプターの航空機・資機材の整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、緊急消防援助隊の航空小隊（令和2年12月1日時点で74 隊）を80 隊程度まで整備し、航空消防防災体制の充実強化を図ることとしている。

令和3年度までに、新たな航空小隊が3 隊配備され、緊急消防援助隊の航空小隊は77 隊となった。

令和4年度以降においても、緊急消防援助隊の航空小隊の整備促進を図る。

また、あわせて消防防災ヘリコプターによる広域的な運航体制の更なる連携強化を図っていく。



消防防災ヘリコプター

エ 地域防災力の中核を担う消防団に関する対策

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、地域防災力の中核として、消防団の果たす役割がますます大きくなっていることを踏まえ、消防団の災害対応能力を向上させるため、救助用資機材等を搭載した多機能消防車を無償で市町村に貸し付け、消防団に配備する事業を実施しており、令和3年度に47台を整備し、令和4年度末までに追加で94台を整備する予定である。

また、救助用資機材等の整備を促進するための国庫補助事業を実施しており、令和4年度から新たに本補助金の対象資機材として、ドローンや水のう、高視認性活動服等を追加し、更なる災害対応能力の向上を支援している。

本施策の目標としては、特に風水害に対応した救助活動等を行える消防団の割合を令和7年度までに100%とすることとしている。



救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車



救助用資機材等のイメージ

オ 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策

消防庁は、令和4年8月3日からの大雨において、山形県飯豊町における固定電話回線が断絶したため、地域衛星通信ネットワークを利用して災害情報の把握を行った。

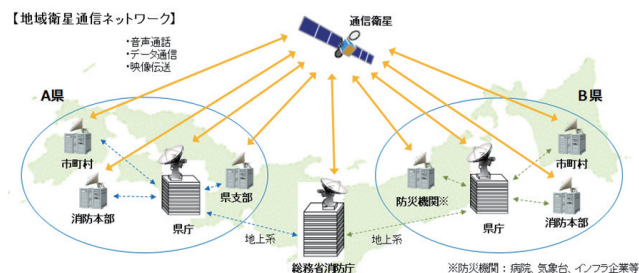
このように、災害発生時に地上通信網が途絶した際に、都道府県や市町村等が外部と連絡を取ることができるよう、都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働きかけるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進する。

本施策の目標としては、令和7年度までに、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムをはじめとした衛星通信機器を全市町村・消防本部に導入することとしている（特集1-1図）。

令和3年度までに、39道府県が、地域衛星通信ネットワークに係る衛星通信機器の全市町村への導入に向けた具体的な取組に着手した。

令和4年度においても、令和3年度に続き、各都道府県に対し衛星通信システムの整備状況及び予定に関する調査を実施し、調査結果を踏まえ8都県へ働きかけを行う。

特集1-1図 衛星通信を用いた非常用通信手段のイメージ



カ 住民等への情報伝達手段の多重化対策

防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入促進、地上デジタル放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、市町村における情報伝達手段の多重化を推進するため、アドバイザー派遣や技術的知見の整理、各種会議での周知等を実施する。

本施策の目標としては、令和7年度までに、全ての市町村において防災行政無線等の災害情報伝達手段を整備することとしている。

令和4年度においては、防災行政無線等の性能や留意点等について、「災害情報伝達手段の整備等」に

関する手引き」として取りまとめるとともに、地方公共団体職員に対して技術的提案や助言を行うアドバイザー派遣事業を実施するなど、引き続き整備を推進する。

キ 消防指令システムの高度化等に係る対策

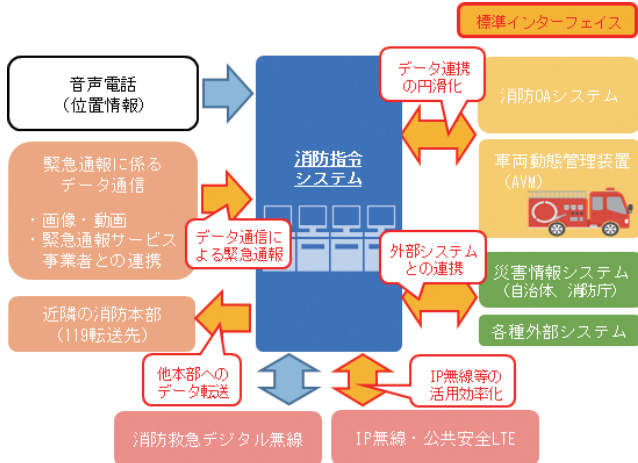
各消防本部等で整備されている消防指令システムについて、近年の情報通信技術（ICT）環境の変化や、令和6年度から令和8年度にかけて更新のピークを迎えることを踏まえ、通報手段の多様化や外部システム及びサービスとの円滑な連携の実現等、高度化に向けて検討し、同システムの標準化を図る。

本施策の目標としては、各消防本部における外部システムと連携するためのデータの出入口（標準インターフェイス）の導入を推進するため、令和5年度中に実証実験を行い、その結果を踏まえて、同年度末までに、消防庁において標準仕様書を作成することとしている（特集1-2図）。

標準インターフェイスの仕様の検討に向けて、令和3年度までに消防指令システムの基本的な機能について定義し、消防のシステムの構成を通信系、指令系、支援系、業務系に分類するとともに、指令業務の標準的なフローを策定した。

令和4年度から令和5年度にかけては、モバイル網に関する標準インターフェイス及び外部システム等との接続標準インターフェイスも含めた仕様の検討を精緻なものとするため、実証実験を実施する。

特集1-2図 消防指令システムの将来像



ク 被害状況等の把握及び共有のための対策

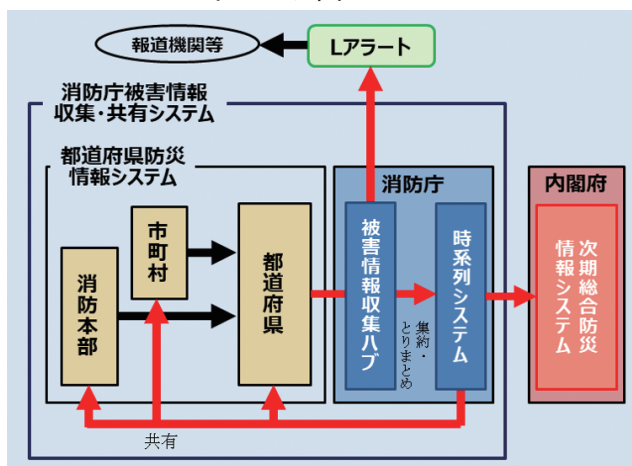
発災時に迅速・的確な災害応急対策を講じるため、死者数等の人的被害、全壊棟数等の住家被害及び避難指示の発令状況等（12項目の被害情報）を地方公共団体等と効率的に共有するためのシステムを整備する。

本施策の目標として、令和5年度までに全都道府県について、12項目の被害情報全てを自動収集できる体制を構築することとしている。また、今後、内閣府（防災担当）が整備する予定の「次期総合防災情報システム」と接続する予定である（特集1-3図）。

令和3年度は、消防庁被害情報収集・共有システム等の仕様書を作成するとともに、地方公共団体と実証実験を実施した。

令和4年度においては、令和5年度の稼働に向けて、本システムの構築及び関連システムの改修を実施しているところである。

特集1-3図 消防庁被害情報収集・共有システムのイメージ図



阪神・淡路大震災等の教訓から平成7年に発足した緊急消防援助隊については、技術や連携活動能力の向上のため、全国を6つのブロックに区分して毎年実施する地域ブロック合同訓練に加え、概ね5年ごとに全国合同訓練を実施している。第1回の全国合同訓練は、平成7年11月に東京都江東区において、天皇陛下（現上皇陛下）の行幸を賜り、98消防本部、1,500人の隊員により行われた。その後、平成12年に東京都、平成17年に静岡県、平成22年に愛知県、和歌山県、徳島県、平成27年に千葉県で実施された。

第6回の全国合同訓練は、緊急消防援助隊の技術や連携活動能力向上に加え、令和2年度に改定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成28年3月29日消防広第69号。以下「南海トラフ地震アクションプラン」という。）において想定している、先発地震（半割れ）から後発地震が発生した場合の検証を目的とし、図上訓練を令和4年7月27日、実動訓練を11月12日、13日に実施した。なお、本訓練は、令和3年度に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮して訓練の実施を令和4年度に延期したものである。

令和4年7月27日の図上訓練では、19消防本部1,394人が参加し、南海トラフ地震アクションプランに基づく初動対応、早期の被害状況の把握、後発地震が発生した場合の緊急消防援助隊の適正配置等に関し、実効性の検証を消防庁、静岡県、和歌山県、高知県及び宮崎県で同時に実施した。

令和4年11月12日、13日の実動訓練では、335消防本部2,776人が参加し、地震等の発生により静岡県で甚大な被害が発生しているとの想定のもと、全国各地の応援部隊が、陸路での進出のほか、自衛隊輸送機や民間航空機、民間フェリー等を用いて行う様々な進出に関し、その実効性を検証した。

また、通常の訓練では連携することが困難な遠隔地の都道府県との連携、自衛隊や警察、海上保安庁、TEC-FORCE、DMAT等と連携した実践的な訓練としたことに加え、第4期緊急消防援助隊基本計画（平成31年3月8日消防広第1号）で新設したNBC災害

即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、航空指揮支援隊等の運用の実効性の検証も行い、その強化を図った。

さらに、訓練が見学しやすいような施設設計、車両や資機材展示等の広報用ブースの設置、YouTubeによる配信を行うなど、広報にも主眼を置いて訓練を実施した。

消防庁では、今回の訓練で得られた教訓を踏まえ、被災地において緊急消防援助隊が迅速かつ確に活動できるよう、さらなる能力の向上に努めることとしている。

【図上訓練】



消防庁



静岡県庁

【実動訓練】



中高層建築物倒壊救出訓練



土砂災害救出訓練



複合建築物火災対応訓練



津波漂流者救出訓練

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策

1

新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移と政府等の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移

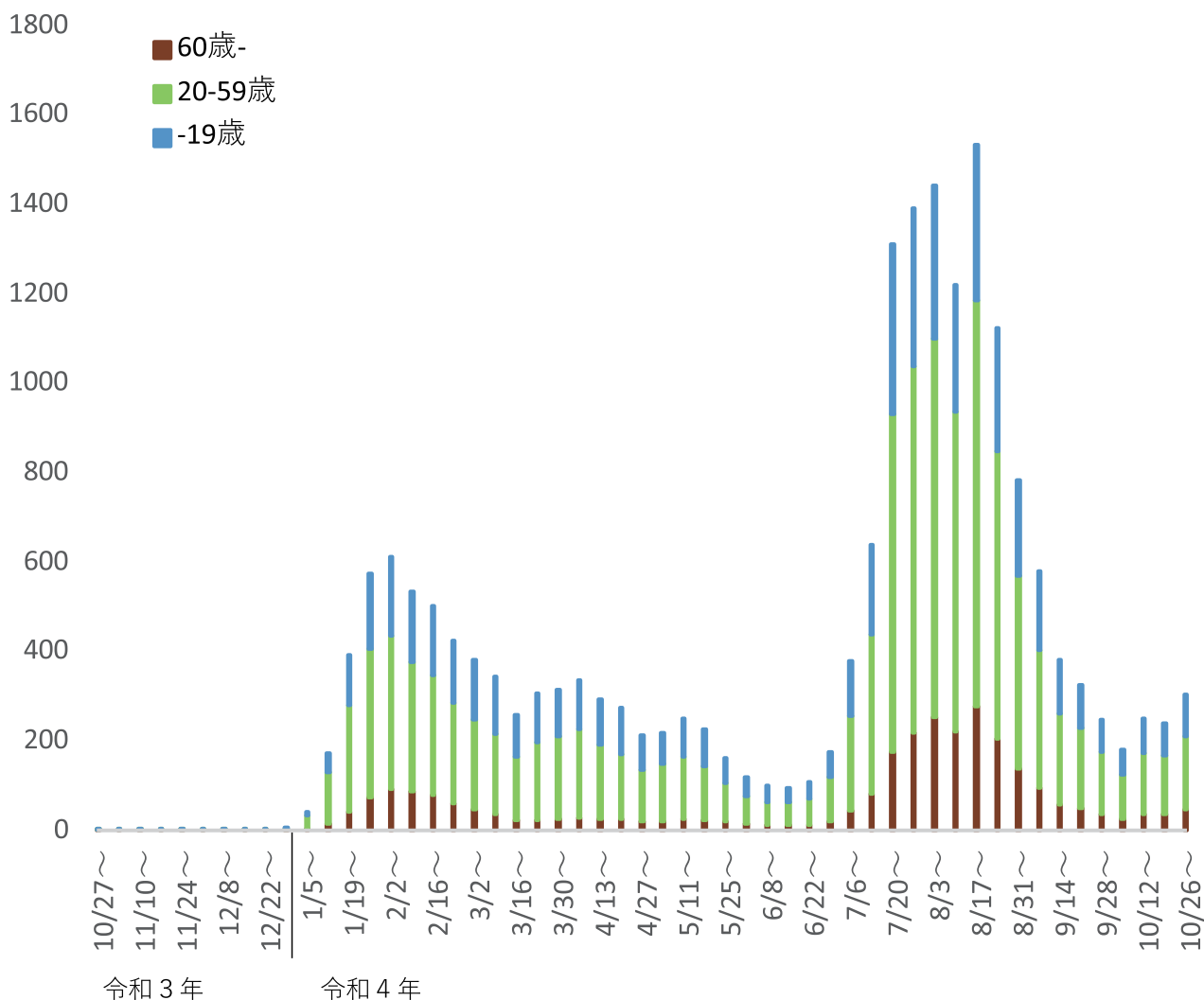
国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年11月1日までに、合計2,236万872人の感染者が確認されている（令和4

年11月1日時点、厚生労働省調査）。

令和3年7月からの感染拡大期以降における新規陽性者数は、令和3年9月以降、急速に減少したものの、12月下旬以降、再び増加傾向となった。令和4年1月には、新規陽性者数の急速な増加に伴い、療養者数と重症者数も増加傾向が見受けられた。

また、令和4年2月以降は、おおむね減少傾向であったが、6月下旬以降、再び増加傾向に転じた。7月中旬には、オミクロン株のBA.5系統への置き換わり等による新規陽性者数の急速な増加に伴い、

特集 2-1 図 1週間ごとの新規感染者報告数（厚生労働省ホームページより引用）
（千人）



新規陽性者数に占める重症者数や死亡者数の割合は従前の感染拡大時より低水準であったものの、療養者数や入院者数は大きく増加した。その後、新規陽性者数は8月下旬をピークに、減少傾向に転じたが、10月以降、再び増加傾向がみられる（特集 2-1 図）。

なお、本感染症による令和4年11月1日現在の累計死亡者数は4万6,711人である（令和4年11月1日時点、厚生労働省調査）。

（2）近年の政府等の対応

令和4年における政府の対応としては、1月7日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、本特集において「特措法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の実施に係る公示を行った。その後、3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行った。

また、令和4年7月下旬には、感染者の急増に伴い、診療・検査医療機関等の外来医療を中心に医療機関等への負荷が急速に高まったことを受け、一定以上の医療の負荷の増大が認められる都道府県が「BA.5対策強化宣言」を行い、住民及び事業者への協力要請又は呼びかけを実施する際に、当該都道府県を「BA.5対策強化地域」と位置付け、その取組を支援することとした。

ワクチン接種に関しては、令和3年12月から3回目接種を開始し、接種券の配布促進や接種会場の増設、職域接種の積極的な活用の推進等により、令和4年2月中旬には、1日100万回接種を実現した。2月下旬からは、5歳から11歳までの子どもに対する初回接種（1・2回目接種）を開始したほか、3月下旬からは、12歳から17歳までの者への3回目接種を開始した。5月下旬からは、60歳以上の者や18歳以上60歳未満の者で重症化リスクの高い者などを対象とし、重症化予防を目的として4回目接種を開始した。7月下旬には、4回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が対象とされた。9月上旬には、5歳から11歳までの子どもに対する3回目接種を開始し、また、9月下旬には、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の者を対象に、

従来株とオミクロン株の2種類の成分を含むオミクロン株対応ワクチンの接種を開始し、秋以降の感染拡大に備え、ワクチン接種を加速化することとされた。10月下旬には、生後6か月から4歳までの乳幼児に対する初回接種（1～3回目接種）を開始した。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月2日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、本特集において「感染症法等改正法」という。）が成立した。本改正法において、以下のとおり消防機関に係る事項も定められている。

- ・都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区、消防機関等の関係機関により構成される都道府県連携協議会を組織すること
- ・厚生労働大臣が定める基本指針及び都道府県が定める予防計画において、「感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項」等を新たに定めるものとする
- ・厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し、注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、救急救命士等に対し、当該注射行為を行うよう要請することができ、これらの者が、当該要請に応じて注射行為を行うときは、注射行為を行うことを業とすることができること

2

新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組

（1）消防庁の体制

消防庁では、令和2年1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置し、30日には、総務省対策本部の設置を踏まえ、消防庁においても、消防庁長官を本部長とする「消防庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

3月26日には、特措法に基づく政府対策本部の設置を受け、消防庁長官を本部長とする「新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部」（以下、本特集において「消防庁対策本部」という。）を設置した。

同月28日、政府における基本的対処方針の決定及び総務省における総務省対処方針の決定を踏まえ、消防庁においても消防庁対策本部を開催し、「新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針」（以下、本特集において「消防庁対処方針」という。）を決定した。消防庁対処方針では、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、消防庁職員への注意喚起や、地方公共団体・消防機関等の関係機関との連携の推進等について、消防庁として迅速かつ適切に行うこととした。

消防庁は、その後、累次にわたる基本的対処方針及び総務省対処方針の改正及び変更を受け、消防庁対処方針を改正してきた。

（２）具体的な取組

消防庁においては、新型コロナウイルス感染症対策について累次の通知等を発出し、消防機関の円滑な活動の推進や、国民の安全確保に努めた。

ア 救急業務における対応

救急業務については、救急隊員の行う感染防止対策などの具体的手順の徹底や、保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築、救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力等を消防機関に要請した（特集 2-1 表）。

（ア）救急隊員への注意喚起等

救急分野における新型コロナウイルスへの対応のため、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け通知。以下、本特集において「2月4日通知」という。）では、救急業務の実施に当たって、保健所等との連絡体制を確保した上で、①都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務であること、②全ての傷病者に対して、標準感染予防策を徹底すること、③救急要請時又は現場到着時に、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと等の基本的な対応を消防機

関に示したところであり、以後、当該通知に基づき、消防機関が対応に当たっている。

救急現場における感染防止対策については、消防庁から消防機関に対して、累次の通知等を発出し、保健所等関係機関との連携や、マスク・手袋などの感染防止資器材の正しい装着方法、救急隊員の健康管理及び救急車の消毒の徹底といった、具体的な対応手順の周知・徹底を図ってきている。令和3年度には、厚生労働省から「N95 マスク等の個人防護具の取り扱いについて」（令和3年11月2日付け事務連絡）が発出され、N95 マスク等の個人防護具の例外的取扱いが廃止されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応に関するガイドラインが更新されたこと等を踏まえ、消防庁においては、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」を一部改訂し、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」としてとりまとめ、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について」（令和4年2月17日付け事務連絡）を発出し、全国の消防本部に周知した。

（イ）感染防止資器材の確保・提供等

こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、救急需要が増加し、感染防止資器材の使用量が増加したため、感染防止資器材の確保に支障が生ずる消防機関も発生した。このため、消防庁においては、救急搬送に当たって必要となる感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることのないよう、累次の補正予算等を活用し、



特集 2-1 表 新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部（局）及び全国の消防本部への対応状況（救急関係）について

○ これまで、都道府県消防防災主管部（局）及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を 52 回 发出。

【主な内容】

- 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
- **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築
- **救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年1月16日（木）	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」（事務連絡）	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 令和2年1月28日（火）	「新型コロナウイルス感染症への対応について」（事務連絡）	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 令和2年2月1日（土）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（消防消第24号・消防救第28号通知）	上記政令施行後の消防機関における対応を確認するもの（一のうち、④の発出に際して廃止）
④ 令和2年2月4日（火）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（消防消第26号・消防救第32号通知）	2/3付け厚生労働省通知を踏まえた消防機関における対応を確認するもの（一のうち、⑤の発出に際して一部改正）
⑤ 令和2年2月15日（土）	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」（事務連絡）	2/4に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 令和2年2月28日（金）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」（事務連絡）	感染防止対策の徹底や保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 令和2年3月10日（火）	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策（第2弾）の決定等について」（事務連絡）	左記緊急対応策の決定や、救急隊の感染防止対策の改めなどの徹底等を確認するもの
⑧ 令和2年3月19日（木）	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの（一のうち、⑨の発出に際して廃止）
⑨ 令和2年3月26日（木）	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/26付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 令和2年4月14日（火）	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について（依頼）」（事務連絡）	4/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 令和2年4月18日（土）	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について（依頼）」（事務連絡）	4/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの（一のうち、⑬の発出に際して廃止）
⑫ 令和2年4月23日（木）	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（消防救第103号通知）	左記調査実施への協力を求めるとともに、必要な対応を求めるもの
⑬ 令和2年4月27日（月）	「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」（消防救第109号通知）	日本臨床救急医学会からの提言を情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 令和2年5月13日（水）	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について（依頼）」（事務連絡）	5/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑮ 令和2年5月27日（水）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について（消防消第163号・消防救第130号通知）	5/13付け厚生労働省通知を踏まえ、2/4付け通知（上記④）の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 令和2年5月27日（水）	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について（依頼）」（事務連絡）	5/27付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑰ 令和2年6月19日（金）	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	6/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑱ 令和2年10月23日（金）	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	9/4付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑲ 令和2年12月7日（月）	「年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について（依頼）」（事務連絡）	12/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉑ 令和2年12月25日（金）	「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について」（消防救第315号通知）	左記マニュアル等を参考に、引き続き救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るよう求めるもの
㉒ 令和3年2月16日（火）	「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について（依頼）」（事務連絡）	2/16付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉓ 令和3年3月2日（火）	「新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について」（事務連絡）	3/2付け警察庁事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉔ 令和3年3月24日（金）	「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/24付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉕ 令和3年4月15日（木）	「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について（依頼）」（事務連絡）	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉖ 令和3年8月23日（月）	「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」（消防救第297号通知）	8/23付け厚生労働省通知等を踏まえ、迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めるよう求めるもの
㉗ 令和3年8月26日（木）	「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	8/25付け厚生労働省通知等を踏まえ、入院待機施設への移送・搬送について、関係機関と調整の上、適切に対応するよう求めるもの
㉘ 令和3年9月13日（月）	「新型コロナウイルス感染症患者等への酸素投与用の酸素使用量増加に備えた取組事例について」（事務連絡）	酸素使用量の増加が想定されることから、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要な対応を求めるもの
㉙ 令和3年9月15日（水）	「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応について」（事務連絡）	9/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉚ 令和3年10月1日（金）	「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」（事務連絡）	10/1付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉛ 令和3年11月24日（水）	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」（事務連絡）	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に示された「医療提供体制の強化」について、具体的な取組事項等を示し、必要な対応を求めるもの
㉜ 令和3年12月23日（木）	「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方への対応について」（事務連絡）	12/23付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉝ 令和4年1月20日（木）	「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化に向けた取組について」（事務連絡）	1/20付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」において、関係者との間で連携など必要な対応に努めるよう求めるもの
㉞ 令和4年1月31日（月）	「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（事務連絡）	1/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉟ 令和4年2月15日（火）	「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化への対応について」（事務連絡）	2/8付け厚生労働省事務連絡及び2/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊱ 令和4年2月17日（木）	「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について（事務連絡）	左記マニュアルを参考に、救急隊の感染防止対策マニュアルの再整備等を図るよう求めるもの
㊲ 令和4年3月3日（木）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底への対応について」（事務連絡）	3/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊳ 令和4年3月22日（火）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（事務連絡）	3/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊴ 令和4年4月15日（金）	「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保への対応について」（事務連絡）	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊵ 令和4年5月2日（月）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化への対応について」（事務連絡）	4/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊶ 令和4年7月6日（水）	「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化への対応について」（事務連絡）	7/5付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊷ 令和4年7月25日（月）	「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制への対応について」（事務連絡）	7/22付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、感染者の急増に伴う対応として、救急車の適時・適切な利用に関する取組など必要な対応を求めるもの
㊸ 令和4年7月28日（木）	「救急車内の消毒について」（事務連絡）	感染拡大により救急需要が大幅に増大している状況を踏まえ、救急隊員等の安全性確保を前提にしつつ、救急車内の消毒等の再点検を求めるもの
㊹ 令和4年8月2日（火）	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」への対応について（救急車の適時・適切な利用について）（事務連絡）	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」に示された、救急車の利用に関して、関係者と連携しながら、住民に対し分かりやすい情報提供に努めるよう求めるもの
㊺ 令和4年8月8日（月）	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応について（情報提供）」（事務連絡）	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」や、8/8付け厚生労働省事務連絡について情報提供するもの
㊻ 令和4年8月10日（月）	「お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保への対応について」（事務連絡）	8/9付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊼ 令和4年8月19日（金）	「病床や救急医療のひっ迫回避に向けた宿泊療養施設や休止病床の活用等への対応について」（事務連絡）	8/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、病床や救急医療のひっ迫回避に資する取組について、必要な対応を求めるもの
㊽ 令和4年8月26日（金）	「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等への対応について」（事務連絡）	8/25付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、届出対象外の患者の移送について、引き続き、保健所等との連絡体制の確保など必要な対応を求めるもの
㊾ 令和4年9月7日（水）	「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（情報提供）」（事務連絡）	9/6付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、コロナ患者に係る全数届出の見直しが全国一律で行われる方針である旨を情報提供するもの
㊿ 令和4年9月13日（火）	「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しへの対応について」（事務連絡）	9/12付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、コロナ患者に係る全数届出の見直しが全国一律で行われることから、引き続き、保健所等との連絡体制の確保など必要な対応を求めるもの
㊱ 令和4年10月18日（火）	「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備への対応について」（事務連絡）	10/17付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、同時流行を想定し、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底等、必要な対応を求めるもの
㊲ 令和4年10月18日（火）	「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業（# 7119）の全国展開に向けた取組について」（消防救第318号通知）	同時流行に伴う救急需要の増大に備えて、# 7119の早期実施や体制強化について求めるもの
㊳ 令和4年10月31日（月）	「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたりーフレットについて」（事務連絡）	同時流行を見据えた感染状況に応じた国民への呼びかけを効果的に行うためのりーフレットの周知について、協力要請があった場合の対応などを求めるもの

緊急的な措置として、消防庁がN95 マスクや感染防止衣などの感染防止資器材を調達して全国の消防本部に提供する形で支援することで、救急隊員の感染防止対策の徹底を図っている。併せて、消防庁が抗原定性検査キットを調達し、救急隊員間での感染防止等のため必要とする消防本部に提供する取組を実施しているほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、搬送用アイソレーター装置の整備を支援している。

(ウ) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

2月4日通知においては、新型コロナウイルス感染症について、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされているが、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症を含む。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、保健所等と事前に十分な協議を行った上で移送に協力するよう、消防機関に要請している。

令和3年度以降の主な対応としては、令和3年8月には、「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」（令和3年8月23日付け通知）を発出し、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急要請時に、産科的緊急処置が必要であると判断した場合の対応等を消防機関に要請した。また、厚生労働省から、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け事務連絡）が発出され、各都道府県が策定した「病床・宿泊療養施設確保計画」を、新たに「保健・医療提供体制確保計画」として充実するよう都道府県衛生主管部（局）等に要請があった。このことを受け、消防庁から「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」（令和3年10月1日付け事務連絡）を発出し、各都道府県において策定する計画に、迅速な入院調整等の方法を記載するに当たって、関係者との間で協議の上、適切な調整・連携を図り、必要な対応に努めるよう都道府県消防防災主管部（局）及び消防機関に依頼した。その後、B.1.1.529系統（オミクロン株）による感染拡大を受け、コロナ医療と救急

医療のバランスに留意した救急搬送受入体制の更なる強化など、保健・医療提供体制の強化等について、関係者との間での連携に努めるよう累次にわたり必要な対応を消防機関に要請している。

さらに、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、医療提供体制の強化等が示された。このことを受け、消防庁から「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」（令和3年11月24日付け事務連絡）を発出し、都道府県内の医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するよう消防機関に要請した。

令和4年9月には、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本特集において「感染症法」という。）に基づく省令の一部を改正し、全国一律で感染症法に規定する医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定することで、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととされた。これに伴い、厚生労働省から、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け事務連絡）が発出され、当該見直しに係る運用等の詳細が示された。これらを踏まえ、消防庁から「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しへの対応について」（令和4年9月13日付け事務連絡）を発出し、感染症法上の移送について、届出の有無に関わらず、適用が可能であり、患者が救急要請を行う場合も含め、従前どおり移送の対象となることから、都道府県又は保健所等と消防機関とが届出対象外の患者の移送についての連絡調整を行うことが可能な体制の構築に努めるよう消防機関に要請した。

このような中、令和4年から令和5年にかけての冬期においては、新型コロナウイルス感染症について、令和4年の夏期を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、厚生労働省から「季節性インフルエンザとの

同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡）が発出され、「保健・医療提供体制確保計画」の一環として、新たに「外来医療体制整備計画」を策定することが都道府県衛生主管部（局）等に要請された。このことを受け、消防庁から「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備への対応について」（令和4年10月18日付け事務連絡）を発出し、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底等について、関係者との連携など必要な対応に努めるよう都道府県消防防災主管部（局）及び消防機関に依頼した。

（エ）救急搬送困難事案への対応

令和2年3月以降、発熱や呼吸苦などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈する傷病者への対応に関して、消防機関が受入れ医療機関の決定に苦慮する事案が報告された。

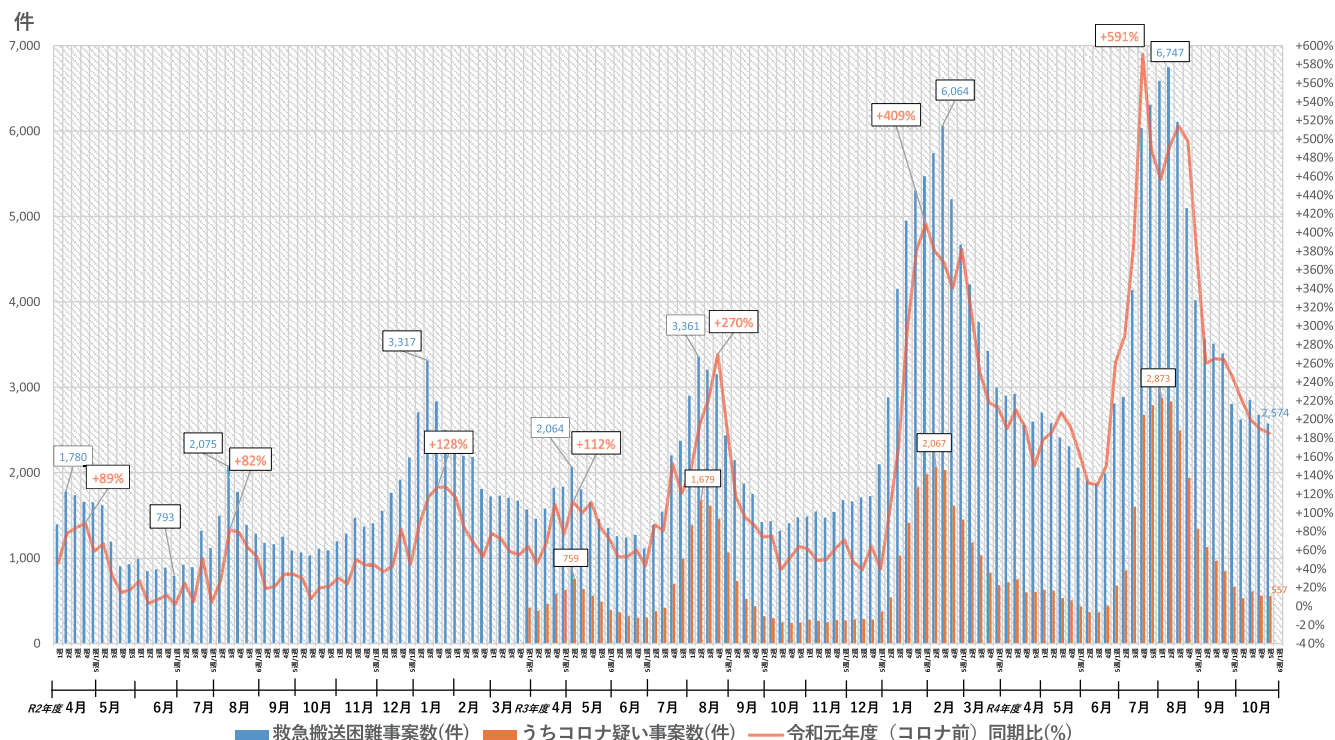
これを受けて、消防庁では、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和2年4月23日付け通知）を発出し、全国52消防本部を調査対象として、救急

搬送困難事案の件数を把握している。これを踏まえ、消防庁において救急搬送困難事案の状況を厚生労働省と共有するとともに、都道府県消防防災主管部（局）に対し、衛生主管部（局）等との情報共有等や地域における搬送受入れ体制の整備・改善などの検討等に活用するよう依頼している。

また、令和3年9月8日には、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「緊急事態措置解除の考え方」が示され、その中の医療ひっ迫に関する指標（一般医療への負荷）の一つとして、救急搬送困難事案が掲げられた。当該調査を通じて把握した令和4年1月以降の救急搬送困難事案の発生件数を見ると、2月第3週まで増加し、その後、減少傾向となったものの、6月第4週からは再び増加し、8月第2週には6,747件となり、当該調査開始以降、最多件数となった。その後、対前週比ではおおむね減少傾向となり、10月第5週では2,574件となっている（特集2-2図）。

救急搬送困難事案への対応としては、令和4年1月以降、救急搬送困難事案が急増したことから、厚生労働省から、「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」（令和4年1

特集2-2図 各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）



（備考） 1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁あて報告のあったもの。なお、これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。
 2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部
 3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案
 4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。
 5 この数値は速報値である。
 6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

月 20 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化について」(令和 4 年 1 月 20 日付け事務連絡) を発出し、コロナ疑い患者かそうでないかに関わらず、救急医療が必要な患者に対して適切に医療が提供できるよう、医療機関等の関係者との間での連携など必要な対応に努めるよう消防機関に依頼した。

併せて、厚生労働省から、「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」(令和 4 年 1 月 28 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」(令和 4 年 1 月 31 日付け事務連絡) を発出し、救急患者を診察するスペースを拡充するなど、医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組を周知するとともに、引き続き、関係者との間での連携など必要な対応に努めるよう消防機関に要請した。

また、同年 7 月以降、オミクロン株 (BA. 5 系統) による新型コロナウイルス感染症患者数の急増や熱中症などによる救急件数の増加、救急医療機関の外来医療がひっ迫している状況などを踏まえ、厚生労働省から、「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」(令和 4 年 7 月 22 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制への対応について」(令和 4 年 7 月 25 日付け事務連絡) を発出し、引き続き、救急車の適時・適切な利用を地域住民に促す取組について推進するよう消防機関に要請した。

さらに、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」(令和 4 年 7 月 29 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) において、都道府県が「BA. 5 対策強化宣言」を行い、特措法第 24 条第 9 項に基づく区域内の住民又は事業者への協力要請又は呼びかけを実施する事項の一つに「救急車の利用は、真に必要な場合に限ること」が示された。これを受け、消防庁から「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」への対応について(救急車の適時・適切な利用について) (令和 4 年 8 月 2 日付け事務連絡) を発出し、「BA. 5 対策強化宣言」を発出する都道府県において、引き続き、救急車の適時・適切な利用の推進とともに過度な受診控えを起こさない観点から、救急車の利用に関してわかりやすい情報

の提供に努めるよう消防機関に要請した。

加えて、「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業(#7119) の全国展開に向けた取組について」(令和 4 年 10 月 18 日付け通知) を発出し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、救急安心センター事業(#7119) の早期実施や体制強化等を都道府県消防防災主管部(局) 及び消防機関に要請した。

救急搬送困難事案の調査結果は、消防庁ホームページ上の特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策関連」を毎週更新し、最新の情報を掲載している。

イ 消防機関の業務継続等

(ア) 消防本部の業務継続等

消防機関は、新型コロナウイルス感染症発生時においても、救急業務をはじめ、必要な業務を継続できるようにする必要がある。

消防庁では、基本的対処方針、総務省対処方針及び消防庁対処方針の決定に併せ、各消防機関に対し、消防職員の健康管理の徹底や、必要な業務を継続できる体制の確保を累次にわたり要請している。

また、「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」(令和 2 年 6 月 30 日付け通知。以下、本特集において「6 月 30 日通知」という。) を発出し、消防本部において喫緊に取り組むべき当面の留意事項として、感染防止資器材の確保等について要請したほか、地方創生臨時交付金の活用事業例にその用途として、「感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等」が明記されたことを受け、適切な対応を各消防機関に要請した。さらに、「消防本部の業務継続について」(令和 4 年 8 月 8 日付け事務連絡) を発出し、6 月 30 日通知を参考に適切に対応することに加え、職員数の減少により消防本部内における対応のみでは災害等に対応できなくなる事態も想定し、近隣の消防本部や都道府県との間で相互応援体制等について改めて確認することを要請した。

(イ) 救急隊員等へのワクチン接種

令和 3 年 2 月より開始された初回接種(1・2 回目接種) では、消防庁において厚生労働省と協議の上、優先接種の対象となる範囲を①救急隊員、②救

急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）と整理し、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について（周知）」（令和3年1月15日付け事務連絡）により周知した。

令和3年12月より開始された3回目接種では、消防庁から「新型コロナワクチンの追加接種について」（令和3年10月1日付け事務連絡）を发出し、救急隊員等は住民接種の枠組みの中で接種が進められることを周知した。

令和4年5月より開始された4回目接種では、同年7月下旬に接種対象者に拡大され、医療従事者等が4回目接種の対象に含まれたことを受けて、消防庁において「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月22日付け事務連絡）を发出し、4回目接種の対象者に救急隊員等が含まれることを周知した。

（ウ）消防団活動における感染症対策

消防団員は、主に災害時の避難誘導や避難所運営支援の際などに、新型コロナウイルス感染症患者と接することが想定される。

消防団活動において感染者や濃厚接触者が発生していることを踏まえ、「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年12月1日付け通知）を发出し、感染防止対策を徹底するよう要請した。また、消防団員が感染防止に留意して活動できるよう、感染症に関する基礎的な知識や、消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例などを消防庁ホームページに掲載するとともに、通知を发出し周知を図っており、引き続き、対応を求めている。

ウ 救急救命士によるワクチン接種

令和3年6月に「新型コロナウイルス感染症のワ

クチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日付け厚生労働省通知）が发出され、一定の要件の下、救急救命士によるワクチン接種が可能になった。

これに伴い、消防庁からも「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について（依頼）」（令和3年6月4日付け通知）を发出し、予防接種の実施主体である地方公共団体の長から、救急救命士の活用に係る協力要請があった場合には、本来業務に支障を生じさせない範囲で、できる限りの協力を行うこと等を消防機関に依頼した。この結果、同年10月13日時点では、全国103消防本部における5,688人の救急救命士がワクチン接種業務に従事した。

なお、令和4年12月2日に成立した感染症法等改正法では、救急救命士によるワクチン接種に係る規定が設けられたところである。

エ 災害対応に係る感染症対策

（ア）災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策

災害が発生し避難所を開設した場合、多数の避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症等の感染が発生する懸念があることから、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るほか、避難所の衛生環境を整える必要がある。

消防庁においては、令和2年4月以降、内閣府や厚生労働省等と連携し、多くの避難所の確保の観点から、親戚や知人の家等への避難の検討やホテル・旅館の活用を促すほか、避難所の衛生環境の整備の観点から、避難者の健康状態の確認等に関する留意事項や発熱者等の滞在スペース確保を含む全体レイアウト例を示す等、適切な取組を要請するため通知等を发出しており、引き続き、対応を求めている（特集2-2表）。

特集 2-2 表 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な通知等

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
1. 避難所関連		
1- (1) 可能な限り多くの避難所の確保		
令和2年5月21日	「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」(消防災第86号等)	ホテル・旅館、各省庁及び独立行政法人等の所有する研修所・宿泊施設等を活用し、可能な限り多くの避難所を確保するための取組みを進めるよう要請。
令和2年5月27日	「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について」(消防災第97号等)	
令和3年8月3日	「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について(通知)」(消防災第110号等)	
1- (2) 避難所運営全般		
令和2年4月1日	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(消防災第62号等)	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、可能な限り多くの避難所の開設を図ることや、感染対策を徹底すること等を要請。
令和2年12月17日	「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」(消防災第206号等)	
令和3年5月13日	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」(消防災第58号等)	
1- (3) 避難所レイアウト		
令和2年6月10日	「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(消防災第114号等)	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウト例について周知。
1- (4) 避難所開設・運営訓練		
令和3年6月16日	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)について」(消防災第83号等)	避難所開設・運営訓練は、感染拡大防止に配慮の上、積極的に実施することが望ましく、訓練実施に当たって参考となるよう「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出して周知。
1- (5) ワクチン接種会場への避難所の開設		
令和3年6月10日	「避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について(周知)」(事務連絡)	避難所として開設予定の施設が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の会場でもある場合における留意事項を周知。
2. 自宅療養者等の避難支援		
令和2年7月8日	「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(事務連絡)	自宅療養者等について、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、適時適切に情報共有が図られるよう、災害時等における情報共有のあり方について検討するよう要請。
令和3年9月27日	「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(事務連絡)	
令和4年8月1日	「新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた自宅療養者等の災害時の対応について(周知)」(事務連絡)	
3. 経費の負担関係		
令和3年2月19日	「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について一情報共有及び避難所における対応の経費一」(事務連絡)	避難所において新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物資や資材の備蓄に要する費用等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であること等を周知。

(イ) 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止

新型コロナウイルス感染症の流行が継続していることから、救急以外の消防活動においても、万全な感染防止対策により、消防隊員の感染防止に努めることが重要である。

令和2年に出水期における河川の氾濫及び土砂災

害による大規模自然災害に備え、自然災害発生時の救助活動等及び大規模災害発生時の都道府県を越えた広域応援を行う緊急消防援助隊活動時における感染防止対策について通知を発出し、各都道府県消防防災主管部(局)長及び全国の消防本部に対して周知しており、引き続き、対応を求めている。

オ 危険物保安・火災予防等の消防法令に関する措置

(ア) 消毒用アルコールの増産等への対応

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物第4類のアルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えた。これを受けて、アルコールの取扱いにおける火災予防上の一般的な注意事項についてリーフレット（特集 2-3 図）を作成するなど広報啓発を行った。

また、消毒用アルコールの需要の増加により、その運搬容器について柔軟な取扱いを求める声があったことを踏まえ、消防庁では、令和3年8月から、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、同検討会では、消毒用アルコールを収納するプラスチックフィルム袋をダンボール箱に緩衝材とともに収納した場合の性能試験の結果等を中間報告としてとりまとめた。消防庁では、これを基に運搬容器としての安全性を確認したことから、この容器を運搬容器として使用できるよう関係告示を改正する予定である。

(イ) 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点

から、レジカウンター等に飛沫防止用のシート（以下、本特集において「シート」という。）を設置する例が増えた。このような状況の下、商業施設のレジカウンターに設置されていたシートに、ライター等の火が着火する火災が発生した。当該火災を受け、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること等、シートに係る火災予防上の留意事項を周知している。

また、各業種の感染拡大予防ガイドラインにシートの火災予防上の留意事項を記載することについて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び関係府省庁に対し周知を依頼したほか、リーフレットを作成し消防庁ホームページ上で公開している（特集 2-4 図）。

(ウ) 感染拡大防止に伴う消防法令の運用等

基本的対処方針を踏まえ、人と人との距離を確保し接触の機会を低減すること等の対策が講じられたことに伴い、消防法令に定める講習の受講や点検報告など各種義務の履行等が難しい場合がみられた。

このため、消防庁においては、安定した受講機会の確保を図るため、オンラインによる危険物取扱者講習の本格導入を進め、令和4年度には41都道府県（令和4年10月1日現在）でオンラインによる受講が可能となっている。また、防火管理講習、自

特集 2-3 図 広報啓発用リーフレット



特集 2-4 図 広報啓発用リーフレット



衛消防組織の業務に関する講習及び防災管理対象物の防災管理に関する講習についてオンライン化を進めるため、オンライン化に当たっての留意事項等をまとめた「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を令和4年8月に作成し、講習を実施する団体に対して、ガイドラインを参考として、可能なものから順次オンライン化するよう依頼した。その他の講習についても引き続きオンライン化に向けて講習を実施する団体との調整を実施することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症対策やデジタル社会実現の観点から、特に申請・届出が多い火災予防分野の分野において、マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した消防本部における電子申請等の早期導入を促進するための取組を進めている（詳細は特集4を参照）。

特集 3

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増している。

消防庁では、平成25年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下、本特集において「消防団等充実強化法」という。）（特集3-1図）を踏まえ、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
 - ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.7倍）
 - ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）
- といった特性を有しており、地域防災力の中核と

して、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

1

消防団の現状

(1) 消防団員の減少

消防団員数は年々減少しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ2万1,299人減少し、78万3,578人となっている（特集3-2図）。平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いているが、特に令和4年には、前年比2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状況となっている。

(2) 若年層の入団者数減少

近年の消防団員の入団者数・退団者数をみると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入

特集3-1図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

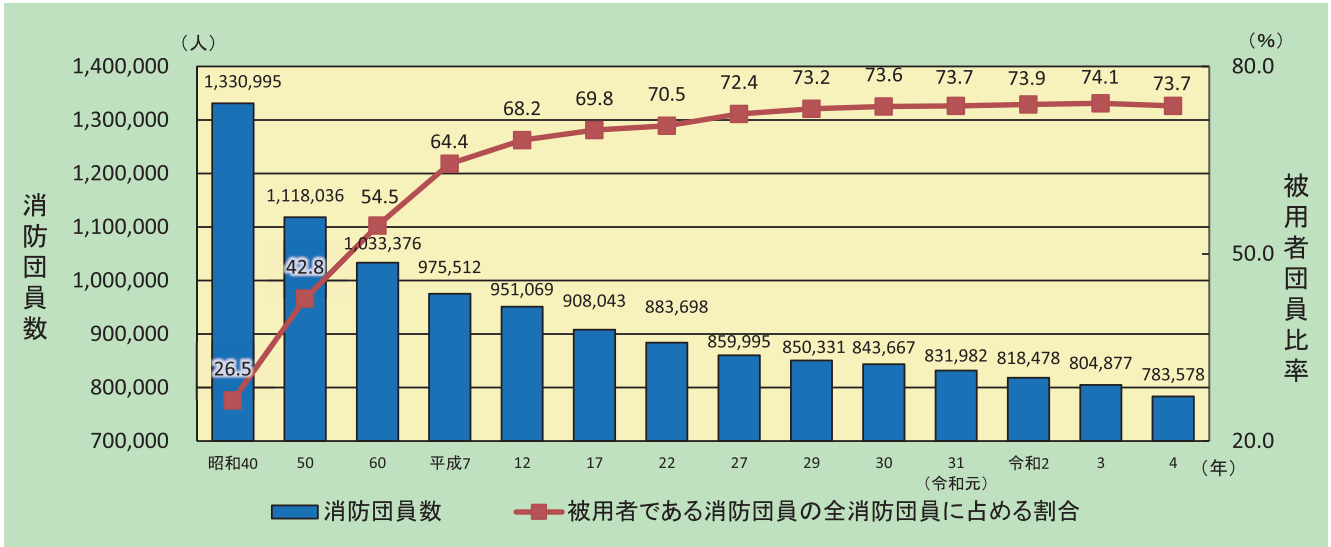
- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

特集 3-2 図 消防団員数及び被用者である消防団員の割合の推移

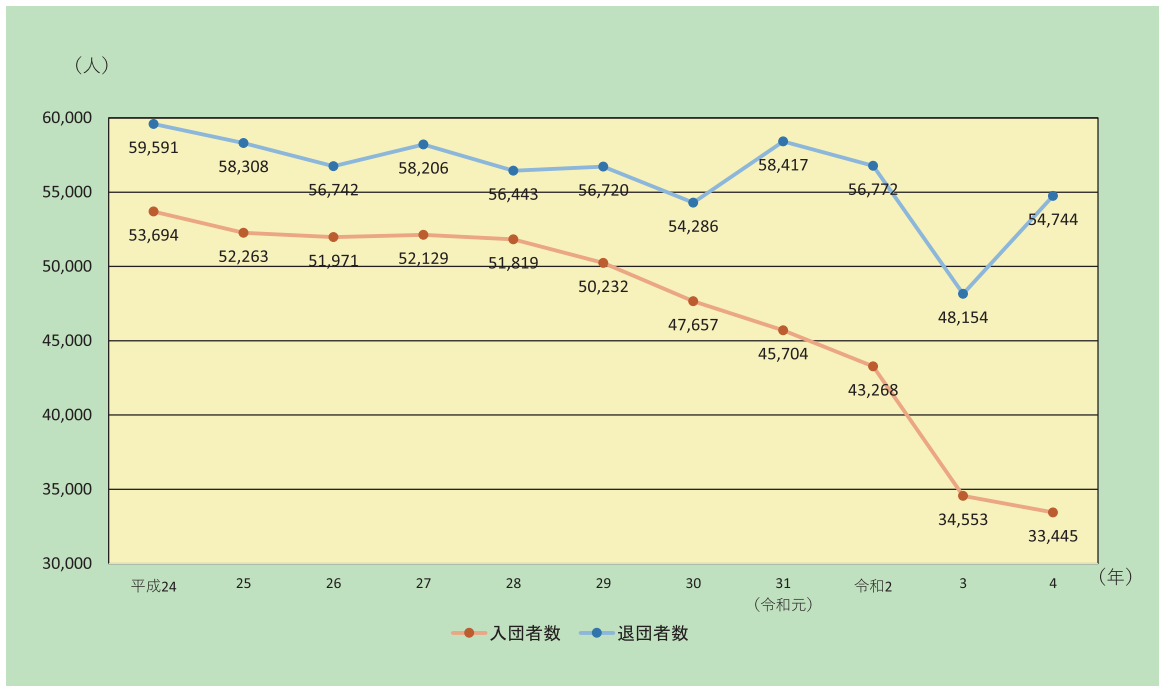
(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-3 図 入団者数・退団者数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

団者数が大きく減少している (特集 3-3 図)。年齢階層別に入団者数をみると、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある (特集 3-4 図)。

それに伴い、消防団員の平均年齢は毎年少しずつ

上昇しており、令和 4 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 0.7 歳上昇し、平均 43.2 歳となっている (特集 3-5 図)。

特集3-4 図 年齢階層別入団者数の推移

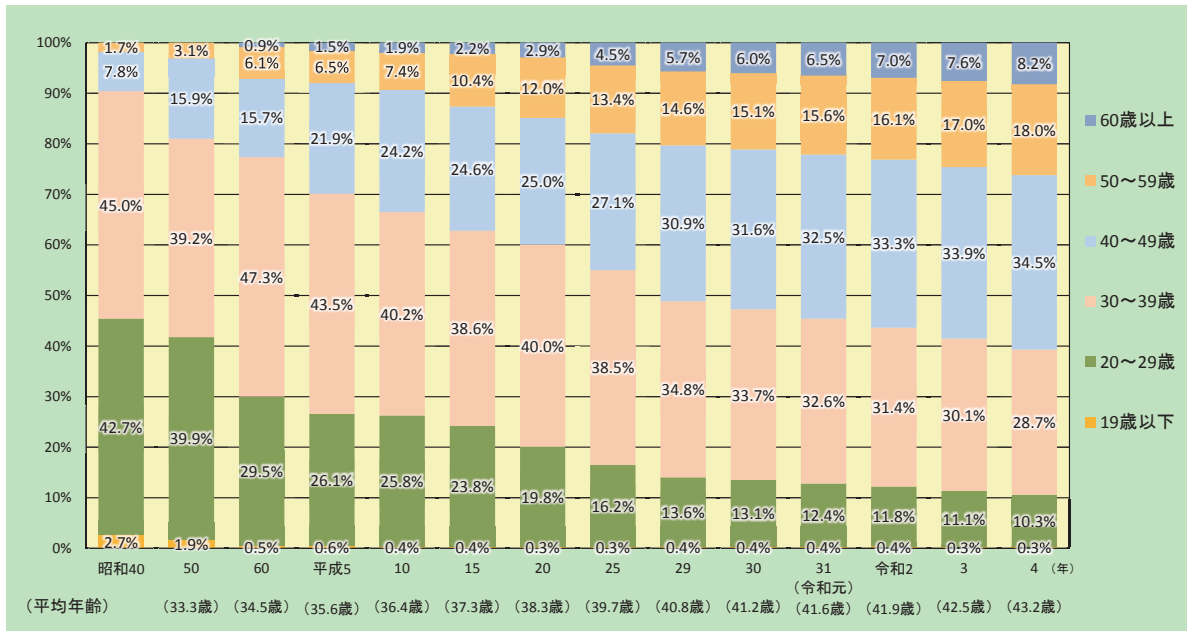
(各年4月1日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集3-5 図 消防団員の年齢構成比率の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

(3) 被用者である消防団員の割合の増加

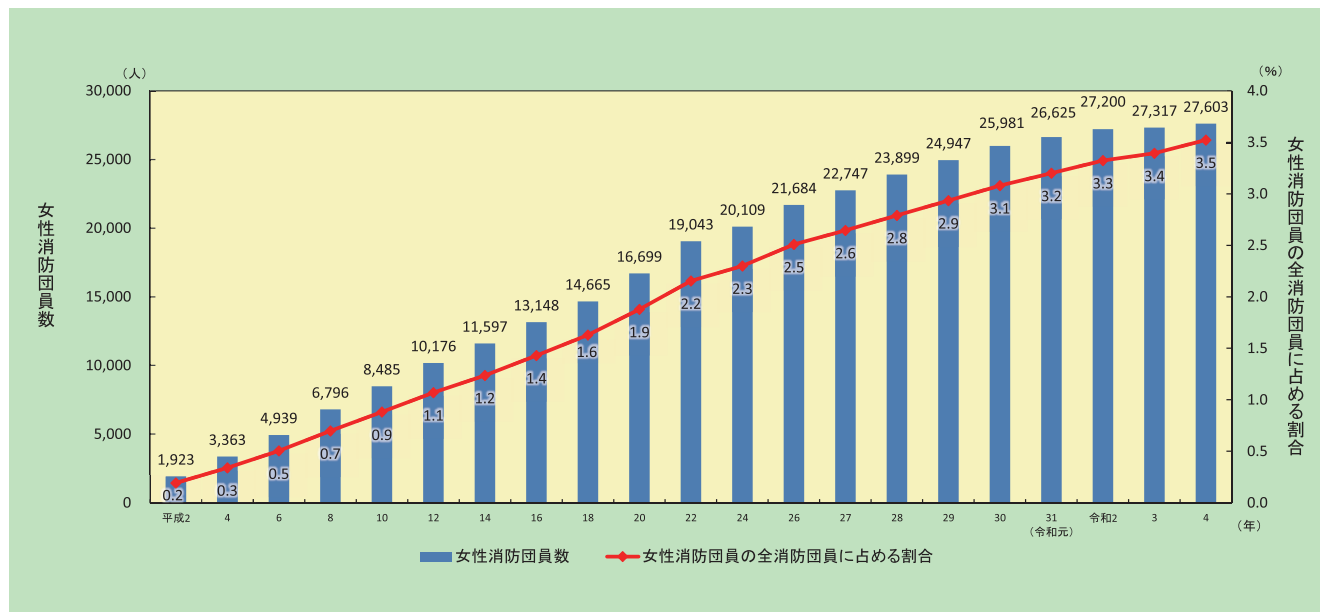
被用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ若干下降したものの、73.7%となっている(特集3-2図)。

(4) 女性消防団員の増加

消防団員数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ286人増加し、2万7,603人となっている(特集3-6図)。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、76.5%となっている。

特集 3-6 図 女性消防団員数の推移

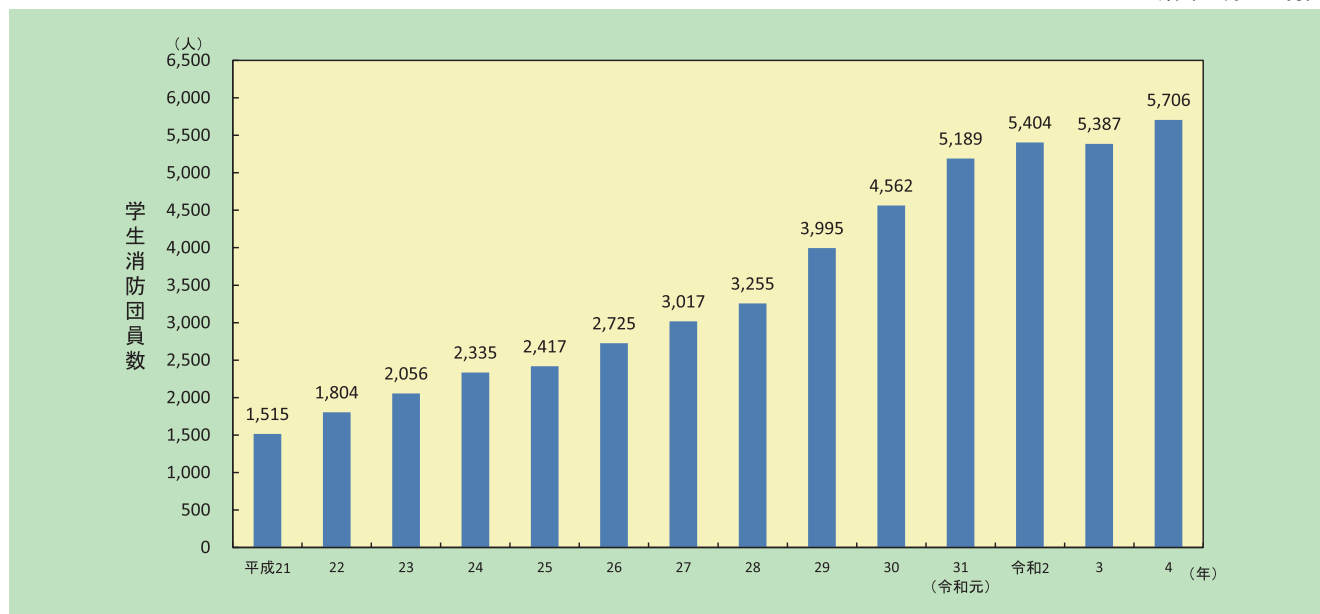
(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-7 図 学生消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(5) 学生消防団員の増加

大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下、本特集において「学生消防団員」という。）の数は令和 4 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 319 人増加し、5,706 人となっている（特集 3-7 図）。消防団員数が減少する中、学生消防団員の数は増加傾向にある。

(6) 機能別消防団員の増加

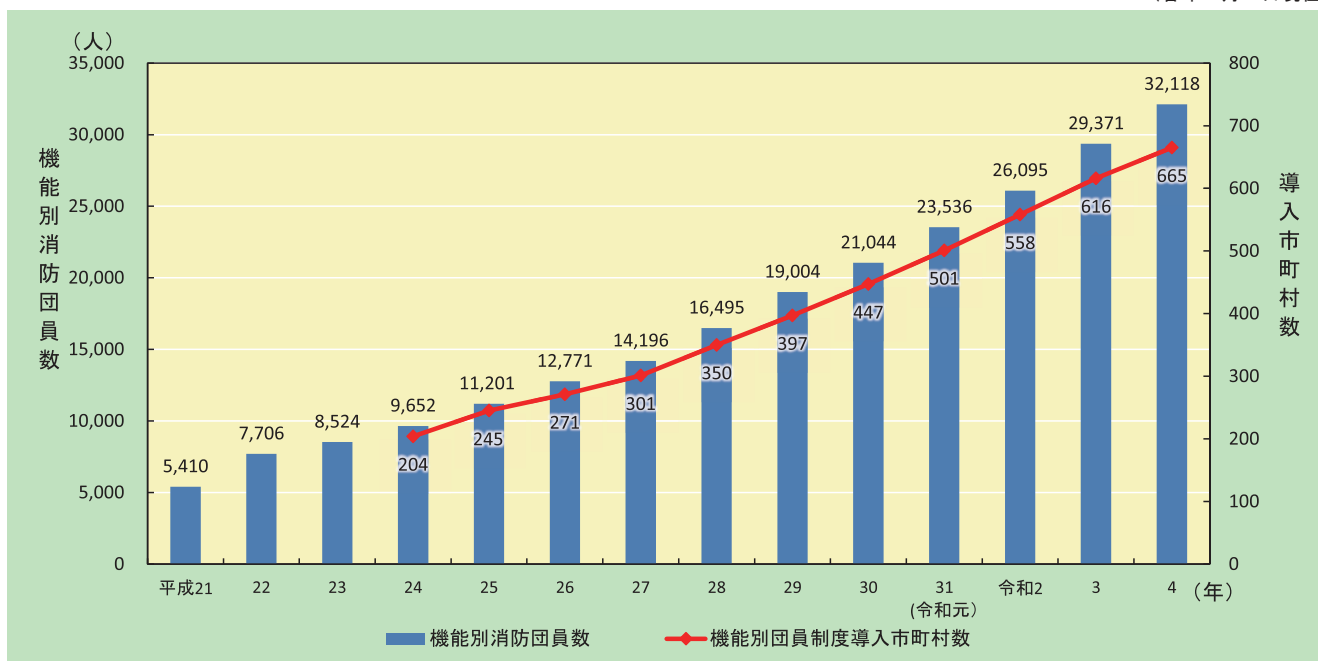
機能別消防団員とは、全ての災害対応・活動に参

加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが挙げられる。

基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加しており、令和 4 年 4 月 1 日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ 2,747 人増加し、3 万 2,118 人となっている（特集 3-8 図）。

特集 3-8 図 機能別消防団員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

2

消防団員の処遇改善及び 団員確保策

(1) 報酬等の処遇改善

消防団員数が大幅に減少する中、近年、災害が激甚化・頻発化していることから、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっていることを踏まえ、令和2年12月、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行った。

ア 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定

令和3年4月9日に検討会から消防団員の適切な報酬等のあり方について中間報告書が取りまとめられたことを受け（報酬等のあり方については中間報告書をもって検討会の結論とされている）、同月13日、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、本特集において「基準」という。）を策定し、都道府県知事等に通知した（特集 3-9 図）。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出勤報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出勤報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接

支給することなどを定め、令和4年4月1日からの基準の適用に向け条例改正等に取り組むよう市町村に要請した。

また、令和4年度から地方交付税措置において、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、算定方法の見直しを行った。

特集 3-9 図 消防団員の報酬等の基準

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント
(令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類

年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○出勤報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること※1。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること※2。

※1 令和4年3月23日付消防庁長官通知にて各都道府県知事等へ通知済。

※2 令和4年1月18日付消防庁次長通知にて算定の見直し内容を各都道府県知事等へ通知済。

特集 3-10 図 都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況

消防団員の処遇改善に係る対応状況（令和4年4月1日時点）

都道府県	団体数	年額報酬		出勤報酬		直接支給			
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	年額報酬		出勤報酬	
						対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	164	91.6%	179	100.0%	173	96.6%	173	96.6%
青森県	40	23	57.5%	28	70.0%	17	42.5%	18	45.0%
岩手県	33	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	18	54.5%
宮城県	35	32	91.4%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	7	28.0%	11	44.0%	16	64.0%	15	60.0%
山形県	35	13	37.1%	11	31.4%	28	80.0%	25	71.4%
福島県	59	42	71.2%	49	83.1%	39	66.1%	38	64.4%
茨城県	44	18	40.9%	19	43.2%	27	61.4%	22	50.0%
栃木県	25	25	100.0%	18	72.0%	20	80.0%	19	76.0%
群馬県	35	26	74.3%	11	31.4%	21	60.0%	15	42.9%
埼玉県	63	63	100.0%	35	55.6%	60	95.2%	57	90.5%
千葉県	54	26	48.1%	31	57.4%	37	68.5%	33	61.1%
東京都	40	36	90.0%	15	37.5%	36	90.0%	34	85.0%
神奈川県	33	31	93.9%	29	87.9%	33	100.0%	32	97.0%
新潟県	30	15	50.0%	17	56.7%	20	66.7%	18	60.0%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	18	94.7%
福井県	18	1	5.6%	3	16.7%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	1	3.7%	1	3.7%	17	63.0%	14	51.9%
長野県	77	38	49.4%	40	51.9%	44	57.1%	41	53.2%
岐阜県	42	37	88.1%	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	28	80.0%	25	71.4%	32	91.4%	28	80.0%
愛知県	54	43	79.6%	35	64.8%	46	85.2%	47	87.0%
三重県	29	21	72.4%	24	82.8%	21	72.4%	21	72.4%
(参考)全国計	1,720	1,188	69.1%	1,113	64.7%	1,274	74.1%	1,229	71.5%

イ 消防団員の処遇改善に係る対応状況の公表

各市町村の取組状況のフォローアップの一環として、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査」を実施し、令和4年4月1日現在の年額報酬額、災害に関する出動報酬額及び報酬等の団員個人への直接支給の状況の3点を取りまとめ、令和4年4月28日に公表した（特集3-10図）。その結果、基準を満たす市町村が約7割となった一方、未だ基準を満たしていない市町村もあることから、今後も、様々な機会を捉えて、年額報酬額や災害に関する出動報酬額、団員個人への報酬等の直接支給について、基準に沿った対応が行われるよう、各地方公共団体に対し働きかけを実施していく。

（2）消防団に対する理解の促進

地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の団員確保につながるものと考えられることから、消防庁としては以下のような消防団への加入促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

ア 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多く、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることを踏まえ、毎年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間として、入団促進に向け、消防団員募集ポスターやリーフレットを作成して全国の市町村・消防本部等に配布するなどにより、広報の全国的な展開を重点的に行っている。令和3年度は、より女性・若年層に対する広報を強化するため、前年度の取組に加え、ウェブサイト上や電車内モニターに広告を掲出するなどの取組を実施した。令和4年度も引き続き、こうしたキャンペーンを実施している。



消防団員募集ポスター

イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や加入促進のPRに努めている。

（参照 URL : <https://www.fdma.go.jp/syobodan/>）

また、地域住民に消防団をより身近なものとして知ってもらうため、平成29年度から毎年度、各都道府県及び市町村から消防団に関する動画作品を募集し、優秀な作品を表彰する「消防団PRムービーコンテスト」を実施している。

ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成19年4月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、「消防団等充実強化アドバイザー」として地方公共団体等に派遣し、消防団への加入促進、消防団の充実強化等を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和4年10月4日現在、27人のアドバイザー（うち女性10人）が全国で活躍している。

特集 3-11 図 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等



市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

＜総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

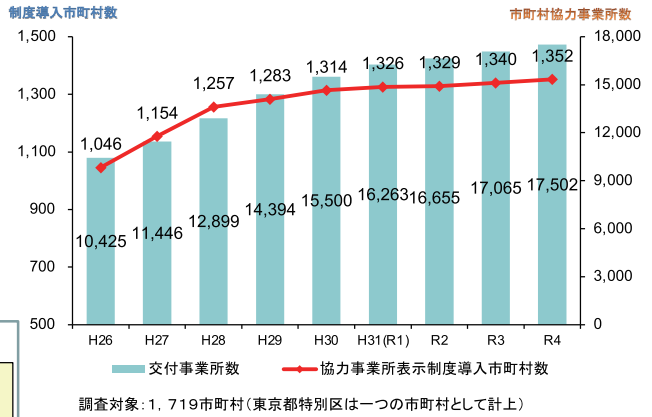


消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※総務省消防庁消防団協力事業所数 785事業所

(令和4年4月1日現在)

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移



自治体による支援策の実施状況

〈都道府県 28団体〉

- ①金融 5県
 - ・県制度融資信用保証料割引(宮城、福島、山梨)
 - ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇(長野)
 - ・中小企業制度融資(山梨、島根)
- ②入札 23府県
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - (青森、宮城、山形、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、京都、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎)
- ③その他 16県
 - ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度(岐阜)
 - ・表彰制度
 - (宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、広島、山口、徳島、愛媛、長崎)
 - ・都道府県主催防災士養成講座の受講(愛媛)

〈市町村 389団体〉

- ①入札 264市町村
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 138市町村
 - ・消防団協力事業所報償金制度
 - ・表彰制度
 - ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
 - ・広報紙広告掲載料の免除
 - ・消火器の無償提供
 - ・防災ラジオの無償貸与

エ 地域防災力充実強化大会の開催

消防団等充実強化法の成立等を踏まえ、地域防災力の充実強化を図るため、「地域防災力充実強化大会」を平成27年度以降開催している。令和4年度は、11月26日、奈良県奈良市において開催した。

オ 総務大臣による感謝状の贈呈

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に対し、平成25年度より、総務大臣から感謝状を贈呈している。令和3年度は、前年度に比べて総団員数又は女性・学生消防団員数が相当数増加した43の消防団に対し、総務大臣から感謝状を贈呈した。

カ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和3年度には12団体が受賞した。

また、平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団や団員確保について特に力を入れている消防団、また消防団活動に特

に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和3年度には、消防団表彰を14団体、事業所表彰を18事業所が受賞した。

(3) 幅広い住民の入団促進

ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効である。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

令和4年1月18日には、消防庁次長から各都道府県知事等に通知(以下、本特集において「令和3年度消防庁次長通知」という。)を発出し、機能別団員・機能別分団の導入について積極的に検討するよう働きかけている。

イ 被用者の入団促進

被用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防

団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっている。そのため、平成18年度から、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集3-11図）。令和4年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は1,352、市町村消防団協力事業所の数は17,502となっている。令和3年度消防庁次長通知では、令和4年度から消防団加入促進のための企業等への働きかけを都道府県が行う経費について地方交付税措置を講じることを周知している。

また、市町村消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所を総務省消防庁消防団協力事業所として認定しており、令和4年4月1日現在、認定事業所数は785となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

さらに、令和4年9月16日に消防庁長官通知で日本郵便株式会社に対し、同社社員の消防団入団促進への協力を依頼するとともに、令和4年10月に総務省に発足した「郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチーム」において、郵便局と連携した消防団への加入促進方策等についても検討している。

ウ 女性の入団促進

（ア）消防団への加入促進

女性消防団員の割合は年々増加しているが、いまだその数は少数にとどまっている。一方、消防団活動が多様化する中で、災害時の後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、広範囲にわたる女性消防団員の活躍が期待されており、今後更に女性の加入促進に取り組む必要がある。

令和3年度消防庁次長通知において、女性消防団員数の増加に向けた取組の継続を働きかけている。

（イ）女性消防団員の活躍の促進

消防庁ホームページ内に女性の消防団への加入促進を図るためのポータルサイトを開設し、女性消防団員の活躍の様子や活動事例等を掲載している。

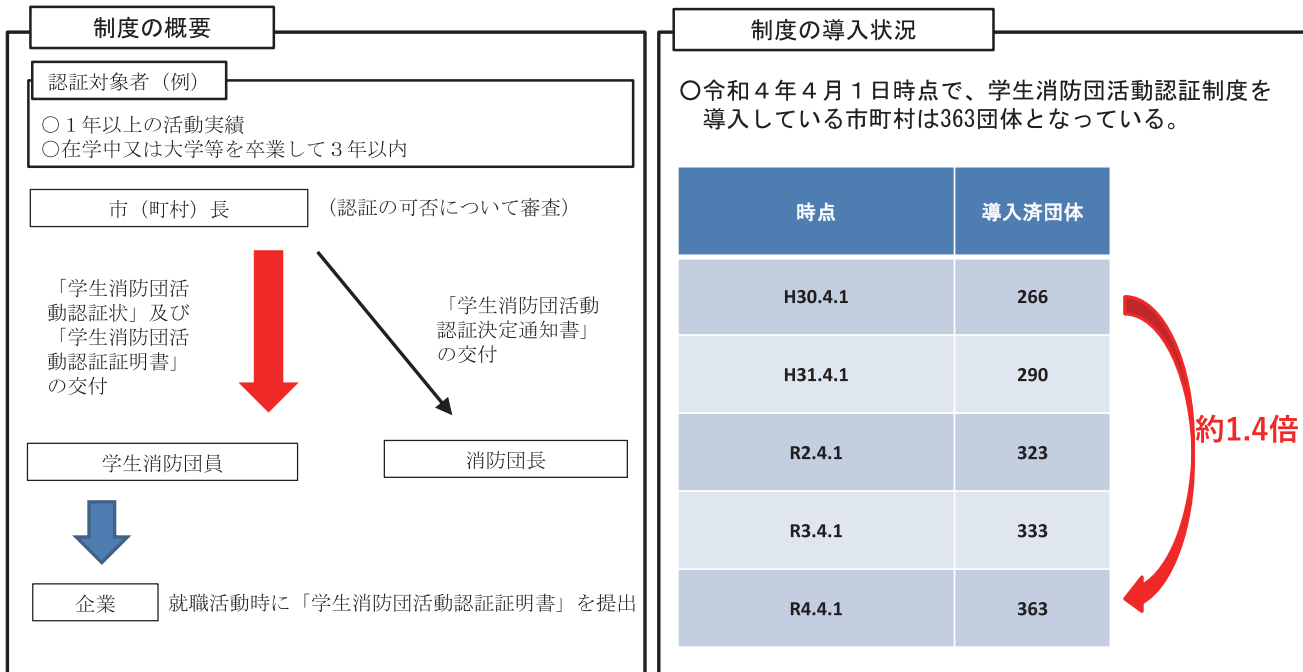
また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、「全国女性消防団員活性化大会」を毎年度開催している。全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めている。

令和4年度は、第27回大会を11月22日に徳島県徳島市において開催した。

特集 3-12 図 学生消防団活動認証制度

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生等について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。



エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和4年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は363となっている（特集3-12図）。令和3年度消防庁次長通知においても、大学等を訪問し、学生消防団活動認証制度の活用を働きかけることなどにより大学生等の消防団への積極的な加入を促進するように各市町村に対して呼びかけており、今後も引き続き導入に向けた働きかけを行っていく。

加えて、「消防団員入団促進キャンペーン」の実施に併せて、大学構内において消防団員募集広告の

掲示やポスターの配布を行うことにより、学生への理解促進を図っている。

オ 将来の担い手育成

災害が激甚化・頻発化する中、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要である。防災教育に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団の活動に対する理解、ひいては地域防災力の向上にもつながるものである。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け通知）を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請した。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要であることから、令和3年度消防庁次長通知において、各地

方公共団体に対し、高校生の機能別分団への入団の検討等について要請している。

カ 新たな社会環境に対応する団運営

災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、消防団に求められる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全団員に占める被用者の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に向け、令和4年度から新たに、「消防団の力向上モデル事業」を開始し、「防災教育の実施」「災害現場で役立つ訓練の普及」「企業・大学等と連携した消防団加入促進」「子供連れでも活動できる消防団の環境づくり」「その他」の5種類の想定事例を紹介しつつ、地方公共団体の工夫を凝らしたモデル事業を募集しており、同年度において128件が採択されている。なお、今後、この「消防団の力向上モデル事業」を活用して実施された各地方公共団体の取組をまとめ、横展開を図っていくこととしている。

（4）平時の消防団活動のあり方

ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた住民の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助活動用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付け事業（詳細は（5）及び特集1を参照）を行い、消防団の訓練等を支援している。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となるおそれがあることから、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

イ 操法訓練・操法大会

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団

全体の技術の向上を図るため、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。操法大会については、近年、大会を過度に意識した訓練の実施や、大会での行動の形式化といった指摘があることにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要がある。

全国消防操法大会については、主催者の一つである（公財）日本消防協会が中心となって、見直しの検討を行うこととし、令和3年度に3回に分けて実施された、（公財）日本消防協会の「全国消防操法大会の操法実技に関する検討会」に消防庁も参画し、パフォーマンス的、セレモニー的な動作等の一部見直しが行われた。

（ア）全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和4年度は10月29日に、千葉県市原市において第29回大会を開催した。

（イ）全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和元年度は、11月13日、神奈川県横浜市において第24回大会を開催した。

（5）装備等の充実

ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年の「消防団の装備の基準」の改正のほか、以下の取組を行っている。

（ア）消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

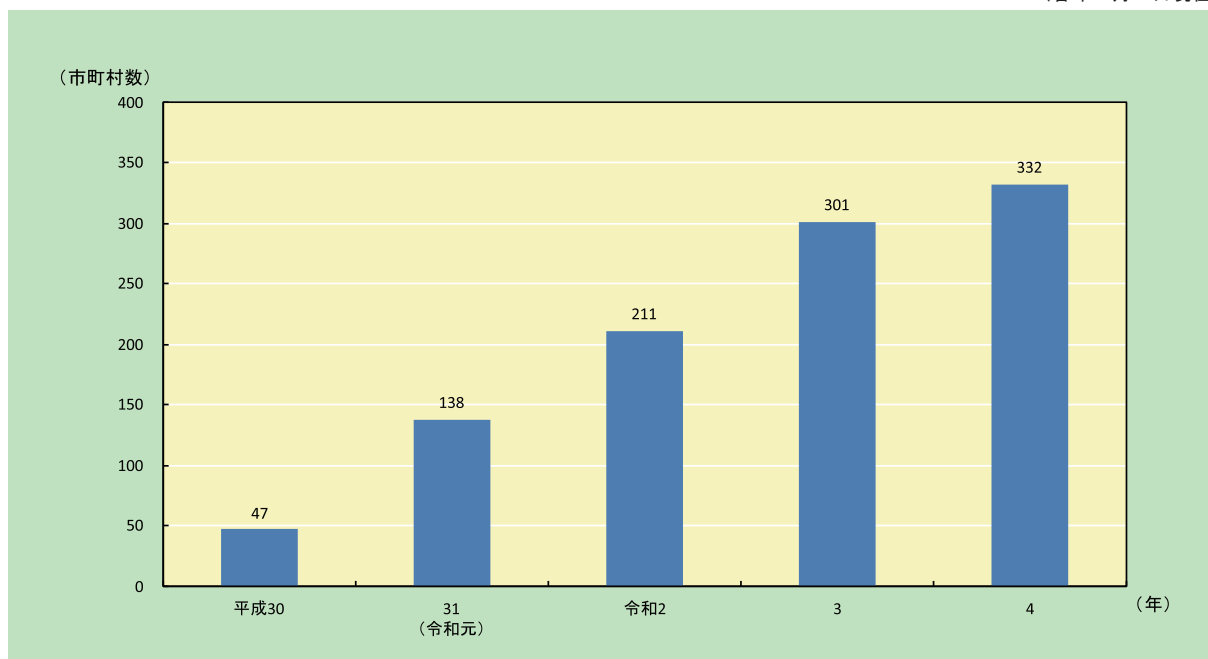
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、消防団の災害対応能力の向上を図るため、国庫補助金（消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業））を創設し、令和4年度から新たに、補助対象資機材にドローンや水のう等を追加している（詳細は特集1を参照）。

本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

（イ）救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付

特集 3-13 図 消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている市町村数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

同じく 5 年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している（詳細は特集 1 を参照）。

(ウ) 救助用資機材等の無償貸付

令和 2 年度から、市町村に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機や投光器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練等を支援している。

(エ) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする地方財政措置等の活用により整備することを促進している。

イ 教育・訓練の充実

令和 2 年度から、消防団員が救助用資機材を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校に講師を派遣し、救助用資機材の技術講習を実施している。

ウ 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日

以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量 3.5 トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している消防団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

そこで、消防庁では、平成 30 年 1 月 25 日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の新設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用を依頼した。当該公費助成制度を設けた地方公共団体（特集 3-13 図）に対しては、平成 30 年度から地方交付税措置を講じている。

さらに、令和 3 年度から、地域ごとの課題に対しきめ細かく対応するため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどの内容のモデル事業を実施している。

また、普通自動車免許で運転可能な車両総重量 3.5 トン未満の消防車両の活用・普及にも取り組んでいる。

エ 消防団員のマイカー共済

消防団の活動に際しては、自家用自動車を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風（台風 19 号）による災害出動などに伴い、消防団員が使用した自家用自動車が水没する被害が生じた。

このような急を要する活動のために、消防団員が

やむを得ず、自家用自動車を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して活動に従事してもらうことが必要であることから、消防団活動を下支えする取組として、令和2年4月1日から、公用車の損害共済事業を実施する法人が、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済を開始した。あわせて、市町村が当該法人に支払う分担金に対しては、令和2年度から地方交付税措置を講じている。さらに、一部の民間損害保険会社において、同様の保険商品が販売されており、市町村が支払う保険料についても、令和3年度から地方交付税措置を講じている。

特集 4

消防防災分野におけるDXの推進

1

デジタル社会の実現に向けた
政府の動き

政府は、令和4年6月7日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことにより、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしている。

また、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、同日、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定された。同基本方針においては、デジタルは地方の社会課題（人口減少、過疎化、産業空洞化等）を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉であるとし、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下、本特集において「DX」という。）を積極的に推進することとしている。

2

消防防災分野におけるDX

令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下、本特集において「骨太の方針2022」という。）においては、「DXの推進などによる（中略）消防団を含む消防防災力の拡充・強化」が掲げられており、消防防災分野におけるDXの推進が求められている。

(1) マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

ア 背景

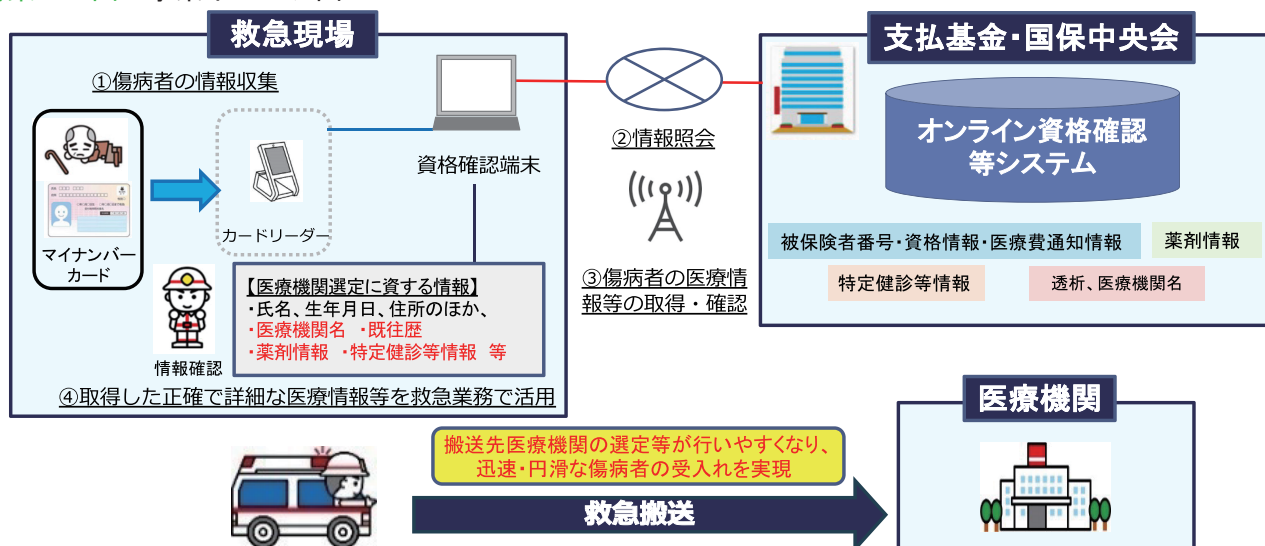
近年のICT技術等の目覚ましい進歩を背景に、最新の技術を救急業務に積極的に取り入れることで、救急業務を取り巻く諸課題に対応することが求められている。そのような中で、令和3年10月からは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、オンライン資格確認が可能となることで、マイナンバーカードを用いた本人確認と本人同意の取得により、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報等を確認できるようになり、よりよい医療を受けられるための環境整備が進んでいる。また、骨太の方針2022では、2022年度末に、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとともに、オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月からの導入を原則として義務付けることとされている。

そこで、より迅速で円滑な救急活動を目指し、オンライン資格確認等システムを救急現場でも活用することにより、救急隊員が救急業務に資する傷病者の医療情報等を、正確かつ早期に把握し、傷病者の搬送に活かすための検討を開始した。

イ 現在の取組

令和4年度は、「令和4年度救急業務のあり方に関する検討会」の下に、有識者等から構成されるワーキンググループを設置し、実証実験を実施するとともに、事業効果や課題等について、多角的な視点から本格運用に向けた検討を行うこととしている。

実証実験を実施する消防本部については、公募の結果、管轄する市町村の規模、マイナンバーカードの普及状況、市長部局や医療機関との連携体制等を踏まえて、ワーキンググループで意見を伺い、6つの消防本部に決定し実証実験を行っている。



ウ 期待される効果

現状の救急活動においては、救急隊が傷病者の搬送先医療機関の選定等に必要情報を傷病者本人又は家族等の関係者から直接聴取している。

付近に関係者がいない場合では、症状に苦しむ本人から聴取する必要があるほか、複数の基礎疾患を有する高齢者の救急事案等の場合では、本人が病歴や受診した医療機関名を失念していることや、関係者が傷病者の情報を把握していないことも想定される。そのような状況下において、タブレット等の資格確認端末に接続されたカードリーダーに、傷病者の保有する健康保険証利用登録済みのマイナンバーカードをかざし、ICチップ内の電子証明書を読み取ることで、ネットワークを介してオンライン資格確認等システムへ情報照会し、受診医療機関や薬剤情報等の傷病者の救急業務に資する情報を正確かつ早期に把握することができれば、傷病者への負担を軽減しつつ、傷病者の搬送先医療機関の選定が行いやすくなることや、より適切な応急処置を可能とすることなど、救急業務の迅速化・円滑化につながるものが期待される（特集 4-1 図）。

エ 今後の取組方針

本事業の検討結果については、令和4年度内を目処に報告書としてとりまとめることとしており、当該検討結果を踏まえ、マイナンバーカードを活用した救急業務のデジタル化の全国展開に向けた取組を進めることとしている。

(2) 消防法令における各種手続の電子申請等の導入促進

ア 背景

防火管理者選任届出や防火対象物点検報告など消防本部に対して行う消防法令関係の申請・届出等は、これまで主として書面の提出によりなされてきた。

また、これらの各種手続に関する業務は、法令、国等が整備したガイドライン等に基づいて、個々の消防本部で実施されているが、電子申請の円滑な導入や業務の効率化等の観点から、業務プロセス・システムの標準化が必要となっていた。

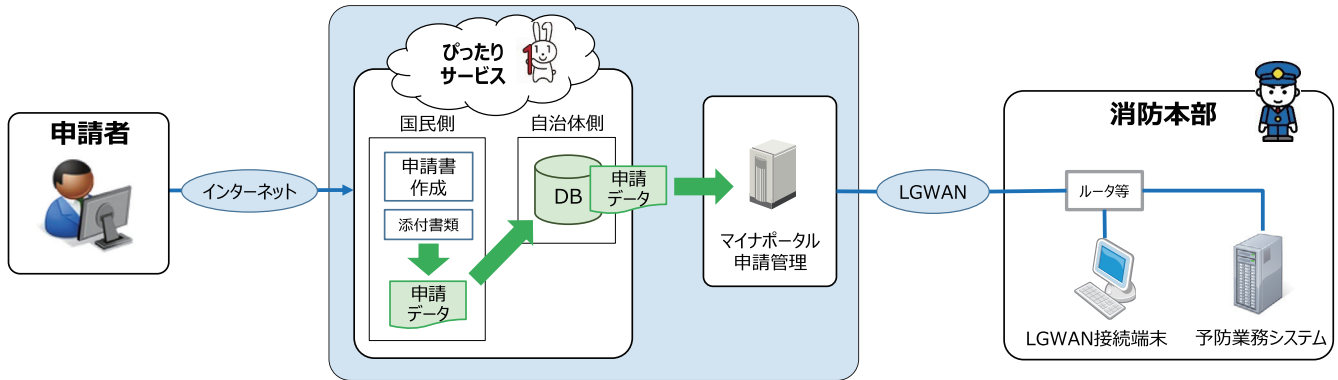
こうした状況を踏まえ、消防庁では、「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応を行い、各消防本部における電子申請の導入を促進してきた。

イ 現在の取組

令和3年中に、火災予防分野の手続のうち19手続（10様式）について、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル「ぴったりサービス」（以下、本特集において「ぴったりサービス」という。）を活用した電子申請等の標準モデル（各手続の標準的な業務プロセスや様式を定めたモデルをいう。以下、本特集において「標準モデル」という。）を作成するとともに、ぴったりサービスに様式の登録を行った（特集 4-2 図）。また、各消防本部が標準モデルに対応した電子申請等を円滑に導入できるよう、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル（第1.0版）」を作成した。

さらに、各消防本部における電子申請等の早期導

特集 4-2 図 マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した電子申請等のイメージ



入を目指すため、令和4年3月に、都道府県及び消防本部に対して説明会を開催し、標準モデル対応の電子申請等の導入方法、消防庁による導入支援策等について周知を行った。また、令和4年5月には、標準モデル対応の電子申請等の導入を希望する消防本部を支援するためのアドバイザーを設置し、消防本部における電子申請等の積極的な導入を促進している。

このような取組により、火災予防分野における各種手続の電子申請等を導入済みの消防本部は、令和2年9月1日時点の53本部（7.3%）から令和4年6月1日時点の72本部（10.0%）に増加している。これに加え、同日時点で、令和4年度中の導入を目指している消防本部が263本部（36.4%）と、各消防本部における取組が着実に進められており、消防庁としても引き続き必要な支援を継続していく。

ウ 期待される効果

電子申請等の導入のメリットとしては、窓口訪問等の負担の軽減、書類の電子化による紙の削減・書類管理の効率化、申請データの再利用による再申請時の入力負担の軽減等が期待される。

エ 今後の取組方針

令和3年度に標準モデルを作成した19手続（10様式）以外の火災予防分野の手続や、危険物保安関係及び石油コンビナート等災害防止法関係の手続については、消防本部や申請者のニーズ、年間の手続件数等を踏まえ、今後、標準モデルを作成するとともに、ぴったりサービスに様式の登録を行う予定である。また、手続自体や様式の見直しについても検討を行っており、令和4年9月には、省令改正を行い、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

及び工事整備対象設備等着工届出書に添付する書類を削減したところである。今後、ぴったりサービスに登録済みの様式についても、操作性の向上等の観点から、適宜見直しを実施していくこととしている。

（3）危険物施設におけるAIやIoT等の新技術を活用したスマート保安等の推進

ア 背景

我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移している。他方で、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことが期待されている。

イ 現在の取組

令和3年度から「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、プラントにおける屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留範囲について調査検討を行い、防爆構造（可燃性蒸気内でも発火源とならないように対策した技術的手法）を有しないドローン等の可搬式の電子機器を屋外貯蔵タンク周囲で使用できる条件について明確化し、各都道府県消防防災主管部長等に周知した（令和4年8月4日付け通知）。その結果を踏まえ、令和4年度からは、ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討も行っている。

また、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を収納するキュービクル（鋼板で作られた外箱にリチウムイオン蓄電池と制御機器を収納したもの）について、キュービクルごとの危険物の量を合算しないで貯蔵することができる条件（耐火性を有する布で開口部を十分に覆う場合）を明確化

し、各都道府県消防防災主管部長等に周知したところである（令和4年4月27日付け通知）。

さらに、セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI等による給油許可監視支援に関する事項についても、令和3年度から引き続き調査検討を行っている。

ウ 期待される効果

新技術の導入・普及が促進され、危険物施設の維持管理について省力化及びコスト削減が図られ、事業者等の負担が低減するとともに安全性の向上が期待される。

エ 今後の取組方針

令和4年度は、セルフ式ガソリンスタンドにおけるAI等による給油許可監視支援について実証実験を踏まえてガイドラインを策定するとともに、屋外貯蔵タンクの定期点検等におけるドローンの効果的な活用方法についても実証実験を踏まえてガイドラインの策定を行うこととしている。

（4）消防指令システムの高度化等に向けた検討

ア 背景

多くの消防本部では、119番通報の受理から消防署所への出動指令の一連の消防指令業務を支援する「消防指令システム」と、警防や予防、水利、要援護者情報といった様々なデータの管理や消防本部の業務に必要な各種機能を一括して提供する「消防業務システム」が整備されており、これらのシステムにより消防職員の活動が支えられている。

従来、各々の消防本部では、パッケージ製品をベースとしつつも、必要に応じて機能が追加された独自のシステムを整備・運用しているため、調達・維持コストがベンダーロックイン^{*1}により高止まりしているほか、外部システムやサービスとの接続等が困難などの課題がある。

令和6年度から令和8年度にかけて迎えるシステム更新のピークを機に、前述の課題や近年の情報通信技術（ICT）環境の変化に対応する必要がある。

イ 現在の取組

こうした背景を踏まえ、消防庁では、まず消防指

令システムを検討対象とし、令和3年1月以降、「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」を開催している。

令和4年7月には、消防指令システムの基本的な機能を整理するため、通信指令業務の標準的な業務フローを整理したほか、音声電話以外の緊急通報手段・サービスを消防指令システムに接続するためのインターフェイスについて、基本設計書や要件定義書の素案を作成し、これらを中間とりまとめとして策定した。

また、消防業務システムについては、仕様の標準化やクラウド化に向けた分析・整理に着手した。

ウ 期待される効果

119番通報について、音声にとどまらず画像、動画、データ等の活用が可能となるほか、消防指令システム及び消防業務システムの整備や維持管理におけるベンダーロックインの解消により調達時の競争性向上やコストの低減が図られ、さらに、他の消防本部から通報が転送されたときの位置情報の共有や外部システム・サービスとの接続が容易になるといった効果が期待される。

エ 今後の取組方針

今後、緊急通報に係るデータ通信のためのインターフェイスについて詳細を定めるため実証実験等を行うとともに、消防業務システムの標準化・クラウド化に向けた検討を進め、令和5年度末までにこれらに係る標準仕様書を策定することを目指す。

（5）消防教育訓練等におけるDXの推進

ア 背景

近年、火災件数等の減少により実災害での活動経験が少ない若手職員が増加傾向にあることや、豊富な災害経験を有する団塊世代の退職により組織として教訓の共有機会が減少することで、経験不足を背景とした災害現場における受傷事故等が増加することが懸念される。

また、都市構造の進展や異常気象により、災害の様態が激甚化・頻発化している中、あらゆる災害に安全かつ適切に対応できる人材が求められている。

こうした受傷事故の発生防止や高度な災害対応能

*1 ここでは、現行の事業者依存傾向が強く、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す状態のことをいう。

力を有する人材育成を推進する観点から、DXの推進による災害経験や教訓を共有するための手段を整備する。

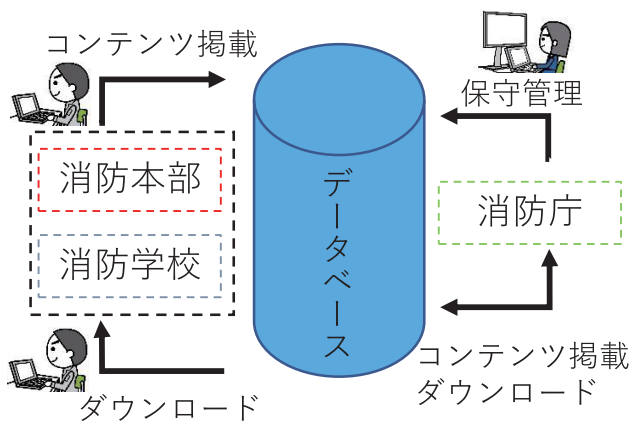
イ 現在の取組及び期待される効果

(ア) 消防共有サイトの構築

各消防本部や消防学校等が作成した現場活動における活動マニュアルや初任教育における教材など、独自性に富む様々な取組や情報等について、相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できるツールとして、令和4年度中に「消防共有サイト」を構築することとしている。

こうした資料や事例の共有を通じた業務の効率化や、新たな取組の速やかな横展開が図られることにより、消防体制の強化が期待される（特集4-3図）。

特集4-3図 消防共有サイトの構築イメージ



(イ) VRを活用した訓練コンテンツの作成

一般的な火災から、近年の大雨等による大規模な豪雨災害・土砂災害、今後発生が予測される首都直下地震や南海トラフ地震等の発生も見据え、直面する危険を仮想空間で擬似的に体験、習得できるツールとして、VRを有効活用した以下の3つの訓練コンテンツを作成し、令和4年度中に全国の消防学校に配備することとしている。

- ①一般住宅火災対応訓練
- ②震災対応訓練
- ③風水害対応訓練

これらのコンテンツにおいては、訓練実施者に対してVRゴーグルを着装させ、主観視点による没入感の高い映像を通じて、災害様態を擬似体験させることにより、災害対応能力の向上が期待される（特集4-4図）。

特集4-4図 VRコンテンツ



※VRゴーグル装着時の画像はイメージである。

ウ 今後の取組方針

「消防共有サイト」については、掲載カテゴリの追加要望など各消防本部等の意向を把握し、利便性の向上に取り組んでいく。

また、「VRを活用した訓練コンテンツ」については、全国の消防学校から映像の印象や使用感等のユーザー目線での意見を聴取するなど、きめ細かくニーズを把握し、教育現場での一層の有効活用に取り組んでいく。

特集 5

令和4年10月4日及び11月3日の
北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

1

我が国周辺の安全保障環境等

(1) 全般

現在の安全保障環境の特徴として、国家間の相互依存の関係が一層拡大・深化する一方、国家間のパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性が増大している。こうした中、令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略など、既存の秩序に対する挑戦への対応が世界的な課題となっている。

我が国周辺においては、令和4年8月、中国が台湾周辺において軍事演習を行い、同月4日に9発の弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が我が国の排他的経済水域（EEZ）内に着弾したものと推定される事案が発生している。

(2) 最近の北朝鮮によるミサイル発射の
動向と発射に対する消防庁の対応

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイルの発射を繰り返していた。この間、平成29年8月29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生している。

平成29年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していなかったが、令和元年5月以降、短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返し（詳細は第3章第2節を参照）、令和3年3月には新型の短距離弾道ミサイルを発射、同年9月以降は、「極超音速ミサイル」と称するものや変則軌道で飛翔する短距離弾道ミサイルなどを立て続けに発射し、その態様も鉄道発射型や潜水艦発射型など多様化している。加え

て、特に令和4年1月以降、ICBM^{*1}級を含め、弾道ミサイル（弾道ミサイルの可能性のあるものを含む）の発射を26回・少なくとも51発（令和4年11月9日現在）とかつてない高い頻度で執拗に繰り返している。

これを受け、消防庁では、Jアラート^{*2}による迅速な情報伝達を都道府県・市町村を通じ住民に対して行っている（詳細は第3章第1節を参照）（特集5-1図）。

また、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、政府としては、令和3年度からの5年間を集中取組期間とし、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設（緊急一時避難施設）の避難施設としての指定を促進している（詳細は第3章コラムを参照）。

さらに、平成30年6月以降見合わせてきた国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和4年度より再開した。なお、令和4年度は11団体が実施することとしている（特集5-2図）。

2

10月4日と11月3日の
ミサイル発射事案の概要(1) 令和4年10月4日のミサイル発射事案
の概要

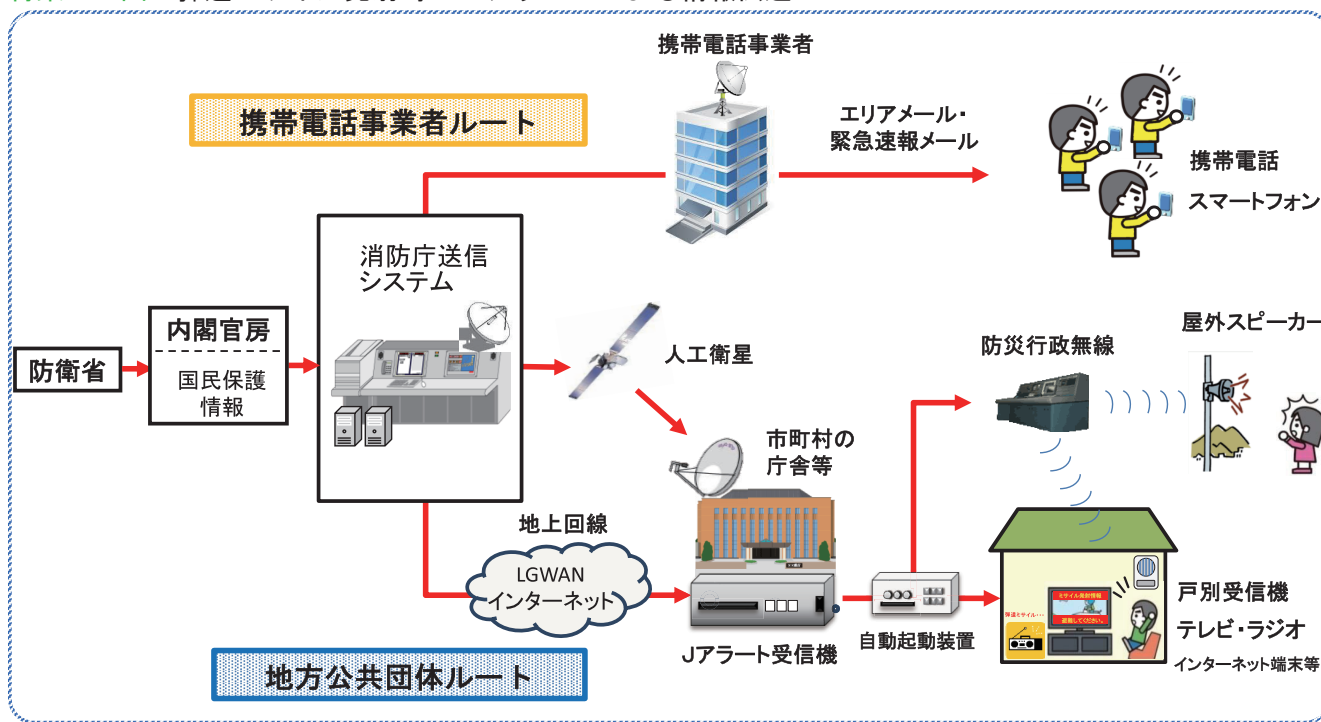
ア ミサイル発射事案概要

北朝鮮は、令和4年10月4日7時22分頃、北朝鮮内陸部から1発の弾道ミサイルを東方向に発射した。当該弾道ミサイルは、最高高度約1,000km程度で、約4,600km程度飛翔し、同日7時28分頃から7時29分頃にかけて青森県上空を通過した後、

*1 ICBM：大陸間弾道ミサイル（防衛省 HP）

*2 Jアラート：内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁より発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム

特集 5-1 図 弾道ミサイル発射時の Jアラートによる情報伝達



特集 5-2 図 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の概要

訓練の概要

住民等が、Jアラートの情報をもとにした防災行政無線等によるミサイル発射に関する情報伝達を受け、緊急一時避難施設をはじめとする屋内、地下等への避難を実施。屋内や地下等への避難が間に合わない場合は、その場で身を守る措置等を実施

避難行動例



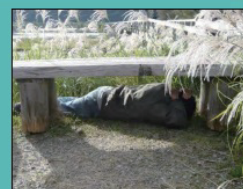
公民館への避難



地下施設への避難



コンクリートに身を寄せて、頭部を守る



ベンチの下に身を隠す

7時44分頃、日本の東約3,200kmの我が国の排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定される。北朝鮮のミサイル発射による、我が国の領土・領海の上空通過は平成29年以来5年ぶりとなる。

イ Jアラートによる情報伝達

同日7時27分、ミサイル発射情報を対象地域の北海道、東京都島しょ部、7時29分、青森県、東京都島しょ部に対してJアラートで伝達した。

7時42分、ミサイル通過情報を対象地域の北海道及び青森県に対してJアラートで伝達した（ミサイル発射情報及び通過情報の発信は、携帯電話事業

者ルートと地方公共団体ルートの両ルートで行われた。）。)

(2) 令和4年11月3日のミサイル発射事案の概要

ア ミサイル発射事案概要

北朝鮮は、令和4年11月3日7時台から8時台にかけてICBM級の可能性のあるものを含む少なくとも3発の弾道ミサイルを東方向に向けて発射した。うち同日7時39分頃に北朝鮮西岸付近から発射されたICBM級の可能性のある弾道ミサイルは、最高高度約2,000km程度で、約750km程度飛翔し、

朝鮮半島東側の日本海に落下した。なお、日本列島を越えて飛翔する可能性があるとの探知したものについては、その後、当該情報を確認したところ、探知したものは日本列島を越えず、日本海上空にてレーダーから消失したことが確認されたことを政府から発表している。

イ Jアラート等による情報伝達

同日7時50分、ミサイル発射情報を対象地域の宮城県、山形県、新潟県に対してJアラートで伝達した。

8時00分、ミサイル通過情報を対象地域に対してJアラートで伝達した（ミサイル発射情報及び通過情報の発信は、携帯電話事業者ルートと地方公共団体ルートの両ルートで行われた。）。

9時24分、内閣官房から地方公共団体等に対して、Em-Net（エムネット）により訂正情報（ミサイルが日本列島を越えず、日本海上空にて消失したことを確認）の配信（特集5-3図）が行われた。

（3）10月4日と11月3日の事案を受けての消防庁の対応

消防庁は、10月4日の事案ではJアラートによる情報伝達と併せて、7時27分に消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置し、全国の地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、7時30分、ミサイル発射情報の対象地域に対して適切な対応及び被害報告について要請を行った。

11月3日の事案では、Jアラートによる情報伝達と併せて、全国の地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、7時55分、ミサイル発射情報の対象地域に対して適切な対応及び被害報告について要請を行った。

なお、両日とも、落下物情報及び被害状況等を確認した結果、Jアラート対象地域の全ての地方公共

団体から、被害なしとの報告を受けている。

3

10月4日と11月3日の事案の情報伝達における課題と対応

（1）情報伝達における課題について

10月4日のミサイル発射事案については、内閣官房のシステム上の不具合により、東京都島しょ部に誤って送信されたことが判明し、直ちに内閣官房においてシステム改修が行われた。

また、Jアラートの送信時間を一層早めることなどについて、様々な意見があることを踏まえ、内閣官房と関係省庁が連携して改善策を検討することとしている。

さらに、このミサイル発射事案については、配信されたミサイル発射情報及び通過情報は、対象地域の各市町村の市町村防災行政無線等で情報伝達が行われたが、消防庁で伝達状況の確認を行った結果、6市町で情報伝達に支障があった。

情報伝達に支障のあった6市町について、消防庁が確認を行ったところ、Jアラート受信機や防災行政無線操作機器の故障、受信機の動作設定ミス等が支障の原因と判明した。

また、携帯電話事業者を介して利用者に送信される緊急速報メールについては、大半の利用者には送信されたが、Jアラートの配信設定誤りにより一部の携帯電話事業者の利用者には緊急速報メールが送信されていないことが判明し、直ちに配信設定を修正した。

11月3日のミサイル発射事案については、配信されたミサイル発射情報及び通過情報は、対象地域全ての市町村で緊急速報メール及び防災行政無線等、いずれかの手段により住民への情報伝達がなされたことを確認したが、消防庁で伝達状況の確認を

特集5-3図 11月3日9時24分のEm-Net（エムネット）提供情報

本日、7時40分前後、北朝鮮が多数のミサイルを日本海方面に発射いたしました。そのうちの1つは高度約2000km、飛翔距離約750kmの日本海に落下しました。これは、中長距離の弾道ミサイルと思われます。また、7時40分頃に北朝鮮西岸から発射されたものは、日本列島を越えて飛翔する可能性があるとの探知しましたので、Jアラートにて、その旨公表いたしました。

その後、当該情報を確認したところ、ミサイルは日本列島を越えず、日本海上空にて消失したことが確認されましたので、訂正いたします。

その原因等については現在分析中であり、分かり次第お知らせいたします。

行った結果、1村で情報伝達に支障があった。

当該情報伝達に支障のあった団体について、消防庁が確認を行ったところ、防災行政無線を自動的に起動させる機器に支障があったと判明した。

（2）情報伝達における課題に対する消防庁の対応

消防庁では、10月4日のミサイル発射事案においては支障のあった6市町に、11月3日のミサイル発射事案においては同じく支障のあった1村に対し、直ちに機器の故障や設定の誤りについて早急な復旧を行うよう働きかけ、併せて早急に復旧できない状況であった市町については、その他の伝達手段の活用等による体制の確保を求めるとともに、住民への情報伝達に支障がないように努めた。

10月4日のミサイル発射事案が発生した翌日の10月5日には、全都道府県を通じて市町村に対し、Jアラートによる情報伝達に支障が生じた地方公共団体があった旨を周知し、Jアラート機器の点検・正常な動作確認を要請する旨の通知を行った。10月6日には全都道府県に対し、この度の事案において生じた支障事例とともに、その原因（受信機の故障、受信機の動作ルールの設定ミス、防災行政無線の故障、登録制メールの配信不良など）及び対策（早期の代替機の手配、動作ルールの確認、機器の早急な修理など）について周知を行った（特集5-4図）。

また、11月3日のミサイル発射事案においても、直ちに全都道府県を通じて市町村に対し、Jアラートによる情報伝達に支障が生じた地方公共団体があった旨を周知し、Jアラート機器の点検・正常な動作確認を要請する旨の通知を行った。翌日の11月4日には、全市町村に対してJアラートシステムの関連機器を緊急点検し、支障があった場合の速やかな復旧のための措置を講じること及び支障の状況について消防庁への報告を求めた。

こうしたJアラートによる情報伝達の支障事案には、受信機の動作ルールの設定等のミスや防災行政無線の故障など、人為的要因と機械的要因によるものが主となっており、全国的な共通性や類似性が見受けられる（特集5-5図）。また、その背景や対応についても共通性がみられ、他部門との連携強化、委託先事業者への機器点検や設定確認の要請、機器の基本的な操作方法の習熟が求められる（特集5-6図）。

これらのことから、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験（特集5-7図）を四半期ごとに実施するとともに、全てのJアラート受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。

併せて、地方公共団体のJアラート担当職員を対象とした国民保護・Jアラート研修会の開催により、Jアラートの運用に支障がないように努めている。

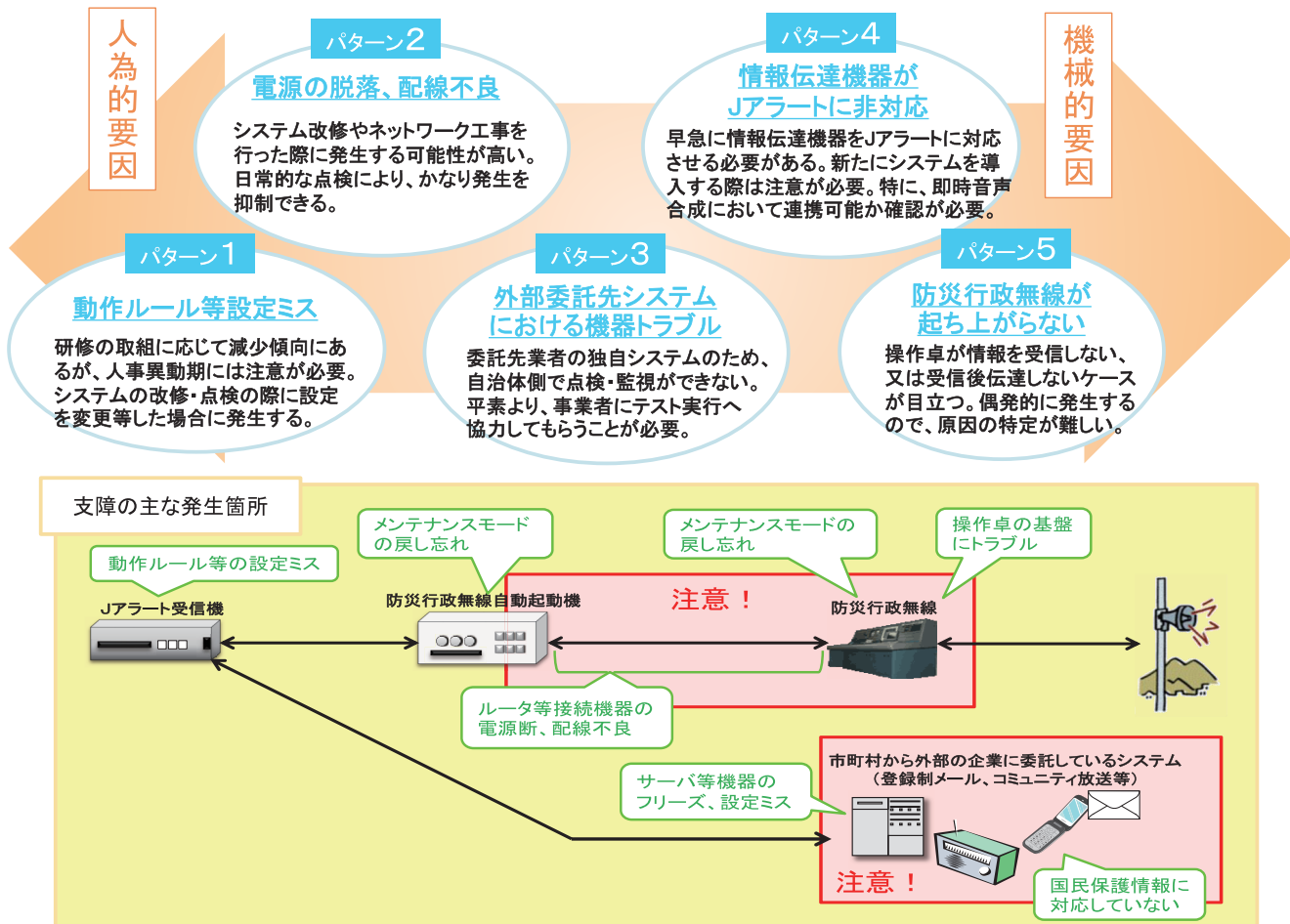
今後は、引き続き点検やテストを切れ目無く行い、支障のあった団体に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るための支援体制を強化するなど、関係省庁と連携して、これらの試験のあり方について一層の検討を行い、国民に対する速やかな情報伝達を図っていく。

さらに、市町村防災行政無線のほか、音声告知端末等その他の情報伝達手段とJアラートとの連携を進めることにより、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の多重化を進めることとする（詳細は第3章第1節参照）。

特集 5-4 図 10月4日のミサイル発射事案に係るJアラートの情報伝達における主な支障事例と対策
 令和4年10月4日の北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応に際し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に支障が発生した市町について、以下の表のとおり主な支障事例・原因・対策をとりまとめた。

主な支障事例	原因	対策
Jアラートの情報自体が受信できなかったもの	・受信機故障 ・受信機本体の支障（フリーズ等）	・早期の代替機の手配 ・手動配信体制の確立 ・日常的な点検の実施
Jアラートの情報受信後、動作ルールの設定ミスにより、情報伝達手段への起動指示が行われなかったもの	受信機の動作ルールの設定ミス（受信信号と情報出力のひも付け）	・国民保護情報の起動条件、動作ルールが適切に設定されているかを確認する（一度設定したら変更しない） ・Jアラートテスト機能の実行
Jアラートの情報受信後、連携する機器への起動指示は行われたものの、情報伝達手段が起動しなかったもの（防災行政無線の場合）	防災行政無線の故障	早期に機器の改修・整備を行う
Jアラートの情報受信後、連携する機器への起動指示は行われたものの、情報伝達手段が起動しなかったもの（登録制メールの場合）	登録制メール配信システムの支障（Jアラートから送信された情報のデータ変換に失敗）	・Jアラートから送信された情報をデータ変換できるように早期にシステム改修を行う ・手動配信体制の確立

特集 5-5 図 主な支障パターンの分類及び主な支障発生箇所



特集 5-6 図 最近発生している支障の背景とその対策

1 他部門との連携強化

① 庁内ネットワークを管理する部門との連携強化
 LGWAN等の回線工事や、ファイアウォール等の設定変更等、庁内ネットワークに変更がある場合には、Jアラート機器においても設定を変更しないと通信できなくなる場合がある。

→ 庁内工事等が行われる場合には、事前に、庁内ネットワークを管理する部門から連絡を受け、Jアラート機器への影響があるか確認するようにするなど、庁内ネットワークを管理する部門とJアラート機器を管理する部門との連携を徹底すること。

② 各情報伝達手段を管理する部門との連携強化
 防災行政無線のデジタル化など、情報伝達手段の改修が行われた場合や、その改修工事を行っている場合には、Jアラート機器から情報伝達手段につながる配線の入れ替えや、Jアラート機器の設定変更が必要となる場合がある。

→ 情報伝達手段の改修が行われる場合には、事前に、情報伝達手段を管理する部門から連絡を受け、Jアラート機器への影響があるか確認するようにするなど、各情報伝達手段を管理する部門とJアラート機器を管理する部門との連携を徹底すること。

2 委託先事業者等への機器点検や設定確認の要請

登録制メールやコミュニティFMなど、委託先の事業者が管理している機器や、事業者に提供してもらっている機器にJアラート機器を接続している場合には、市町村では点検等ができない。

→ 管理権限のある関係事業者に対し、定期的な機器の点検や、設定確認を要請すること。

3 機器の基本的な操作方法の習熟

市町村職員は、Jアラートに係る業務以外も兼務で担当している場合が多いため、Jアラートのシステムへの理解が十分とはいえず、委託業者に依存している場合が多い。

→ Jアラート運用マニュアル、各自治体で設置されている自動起動装置の取扱説明書等により、各機器の基本的な操作方法の習熟を図ること。

その上で、Jアラート機器の設定変更を行う場合には、保守業者に委託している場合でも、担当者が適切に設定変更されたことを最後に確認すること。

特集 5-7 図 Jアラート全国一斉情報伝達試験の結果

Jアラート全国一斉情報伝達試験				
Jアラートが正常に動作することを確認するため、内閣官房からJアラートを通じて試験情報を配信し、各地方公共団体の市町村防災行政無線（同報系）等を実際に自動起動させる情報伝達試験を平成24年度から実施				
試験結果	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日時	① 5月15日（水）11:00 ② 12月4日（水）11:00 ③ 2月19日（水）11:00	① 5月20日（水）11:00 ② 8月5日（水）11:00 ③ 10月7日（水）11:00 ④ 2月17日（水）11:00	① 5月19日（水）11:00 ② 10月6日（水）11:00 ③ 2月16日（水）11:00	① 5月18日（水）11:00 ② 8月10日（水）11:00 ③ 11月16日（水）11:00 ④ 2月15日（水）11:00（予定）
対象団体	47都道府県・1,741市町村	47都道府県・1,741市町村	47都道府県・1,741市町村	47都道府県・1,741市町村
自動起動実施団体	① 1,716市町村 ② 1,714市町村 ③ 1,692市町村	① 1,595市町村 ② 1,661市町村 ③ 1,728市町村 ④ 1,432市町村	① 1,730市町村 ② 1,734市町村 ③ 1,720市町村	① 1,729市町村 ② 1,713市町村 ③ 1,730市町村
不具合の状況（主な不具合の内容）	Jアラート受信機の設定誤り、関係機器の電源の脱落、配線不良等により情報伝達ができなかった団体 ① 10団体 ② 6団体 ③ 8団体	Jアラート受信機の設定誤り、関係機器の電源の脱落、配線不良等により情報伝達ができなかった団体 ① 6団体 ② 6団体 ③ 6団体 ④ 6団体	Jアラート受信機の設定誤り、関係機器の電源の脱落、配線不良等により情報伝達ができなかった団体 ① 16団体 ② 7団体 ③ 8団体	Jアラート受信機の設定誤り、関係機器の故障等により情報伝達できなかった団体 ① 4団体 ② 17団体 ③ 4団体

本編

- 第1章 災害の現況と課題
- 第2章 消防防災の組織と活動
- 第3章 国民保護への対応
- 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
- 第5章 国際的課題への対応
- 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

第 1 章

災害の現況と課題

第 1 節 火災予防

第 2 節 危険物施設等における災害対策

第 3 節 石油コンビナート災害対策

第 4 節 林野火災対策

第 5 節 風水害対策

第 6 節 震災対策

第 7 節 原子力災害対策

第 8 節 その他の災害対策

第1節

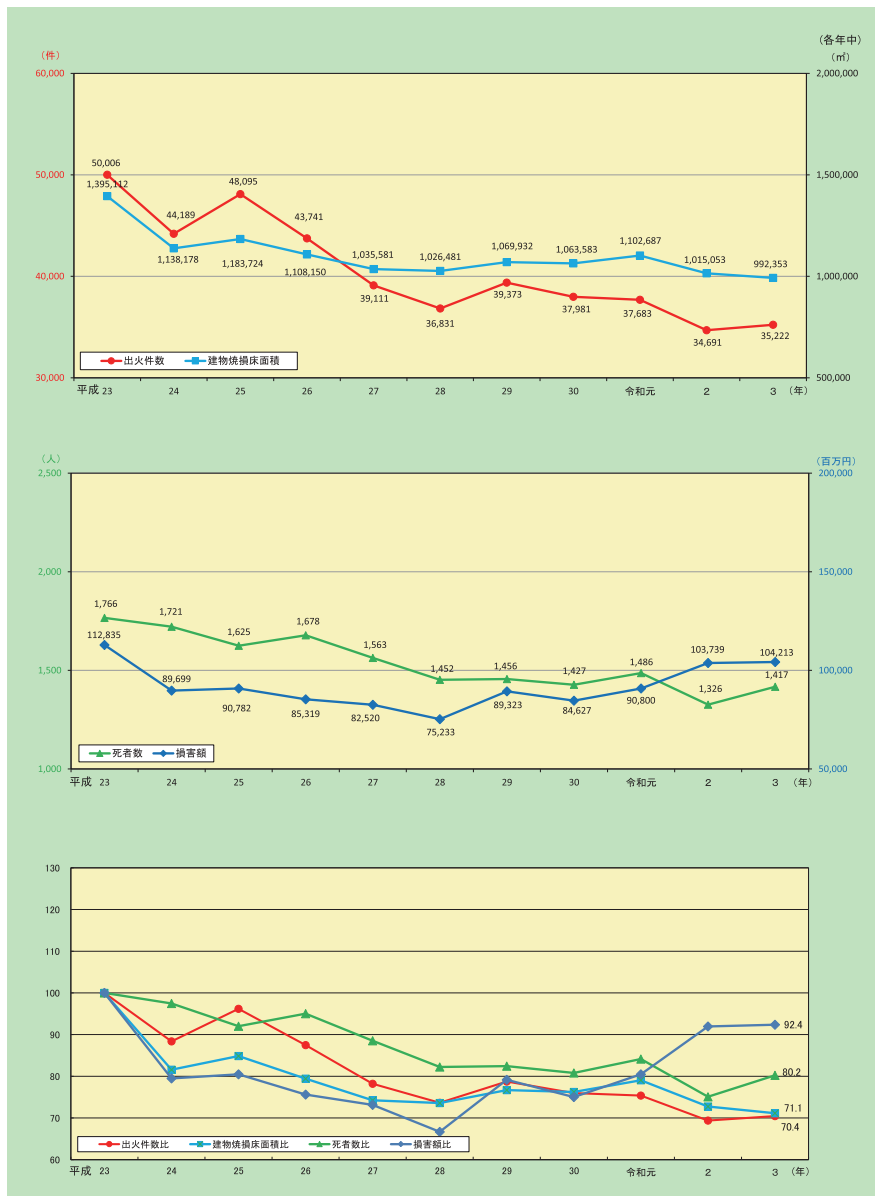
火災予防

火災の現況と最近の動向

平成23年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっている。令和3年中の出火件数は、3万5,222件（対前年比531件増、同1.5%増）となっており、10年前（平成23年中）の出火件数

5万6,006件の70.4%となっている。また、火災による死者数も、平成23年以降おおむね減少傾向にあり、令和3年中の火災による死者数は、1,417人（対前年比91人増、同6.9%増）で、10年前（平成23年中）の火災による死者数1,766人の80.2%となっている（第1-1-1図、資料1-1-9）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成23年中の値を100とした比

1. 出火状況

(1) 1日当たり96件の火災が発生

令和3年中の出火件数3万5,222件を1日当たりでみると、96件の火災が発生したことになる（資料1-1-10）。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の55.5%で最も高い比率を占めている（資料1-1-11）。

また、出火件数を四季別にみると、春季（3月～5月）及び冬季（12月～2月）の出火件数が多くなっており、総出火件数の58.6%を占めている（資料1-1-12）。

(2) 出火率は2.8件/万人

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で2.8件/万人となっている（資料1-1-13）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは大分県で4.2件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.6件/万人で、同県は平成3年（1991年）以降連続して最も出火率が低くなっている（資料1-1-14）。

(3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話（119番）^{*1}による通報が69.7%と最も多い（第1-1-2図）。

(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

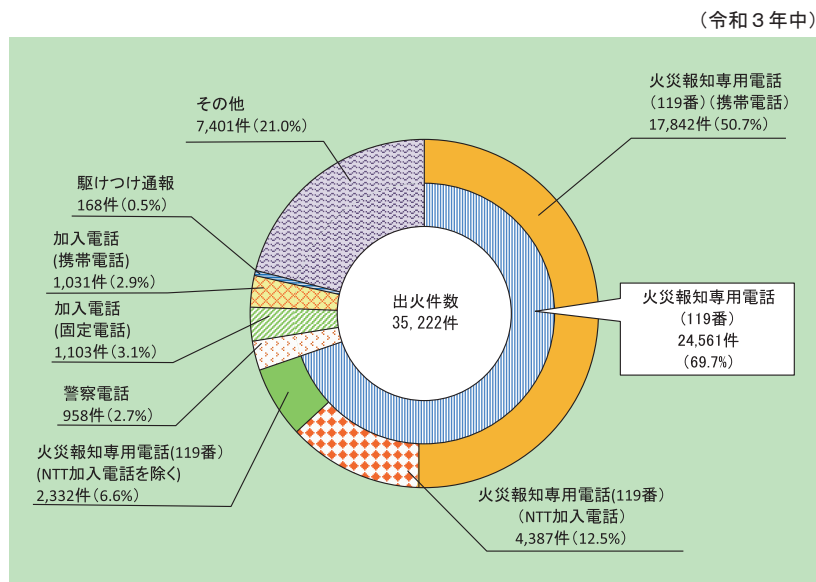
火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が19.0%の割合で行われており、初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかったものは35.7%となっている（資料1-1-15）。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

令和3年中の火災による死者数は1,417人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,143人（対前年比49人増）となっている。また、負傷者数は5,433人（対前年比150人減）となっており、近年は、おおむね減少傾向にある。なお、放火自殺者等は274人となっており、火災による死者の総数の19.3%を占めている（第1-1-3図）。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



(備考) 1 「火災報告」により作成

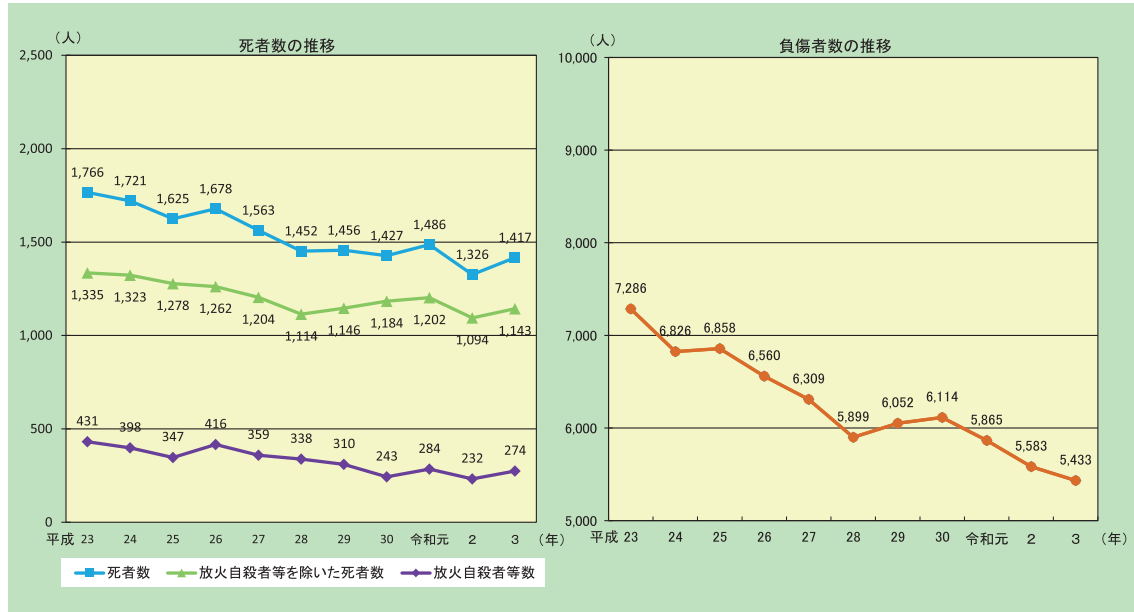
2 「その他」には事後聞知（消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。）6,844件を含む。

3 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

*1 火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-3 図 火災による死傷者数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

ア 1日当たりの火災による死者数は3.9人

1日当たりの火災による死者数は3.9人となっている(資料1-1-10)。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.1人となっている。また、都道府県別にみると、最も多いのは島根県で2.7人、最も少ないのは東京都で0.6人となっている(資料1-1-16)。

月別の死者数は、火気を使用する機会が多い12月から3月が多くなっている(資料1-1-17、資料1-1-18)。

時間帯別の死者数は、0時から6時の時間帯で多くなっている(資料1-1-19、資料1-1-20)。

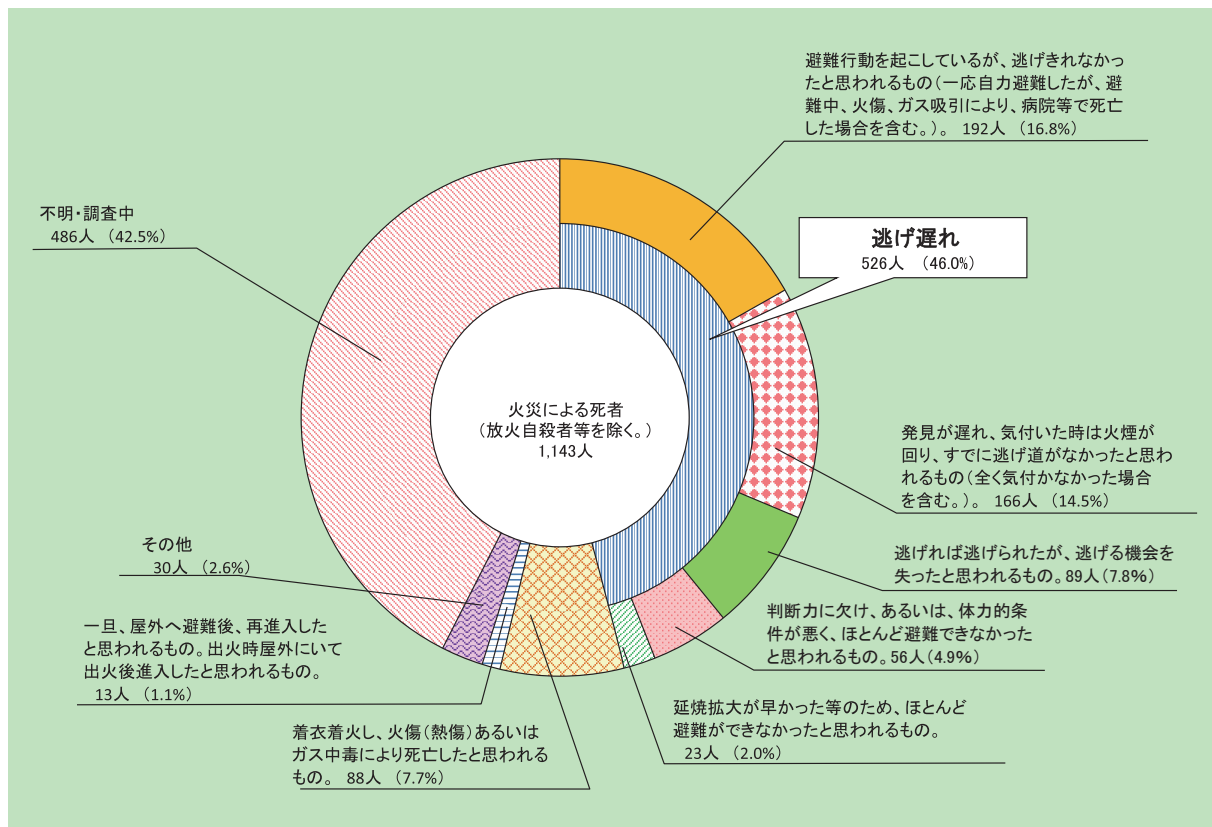
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている(資料1-1-21)。

死亡に至った経過をみると、死者数(放火自殺者等を除く。)のうち、逃げ遅れが全体の46.0%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げきれなかったと思われるもの(一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。)」が全体の16.8%、「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、すでに逃げ道がなかったと思われるもの(全く気付かなかった場合を含む。)」が全体の14.5%を占めている(第1-1-4図、資料1-1-22)。

第1-1-4 図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和3年中）



（備考）「火災報告」により作成

ウ 高齢者の死者数が848人で74.2%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が74.2%を占めている。

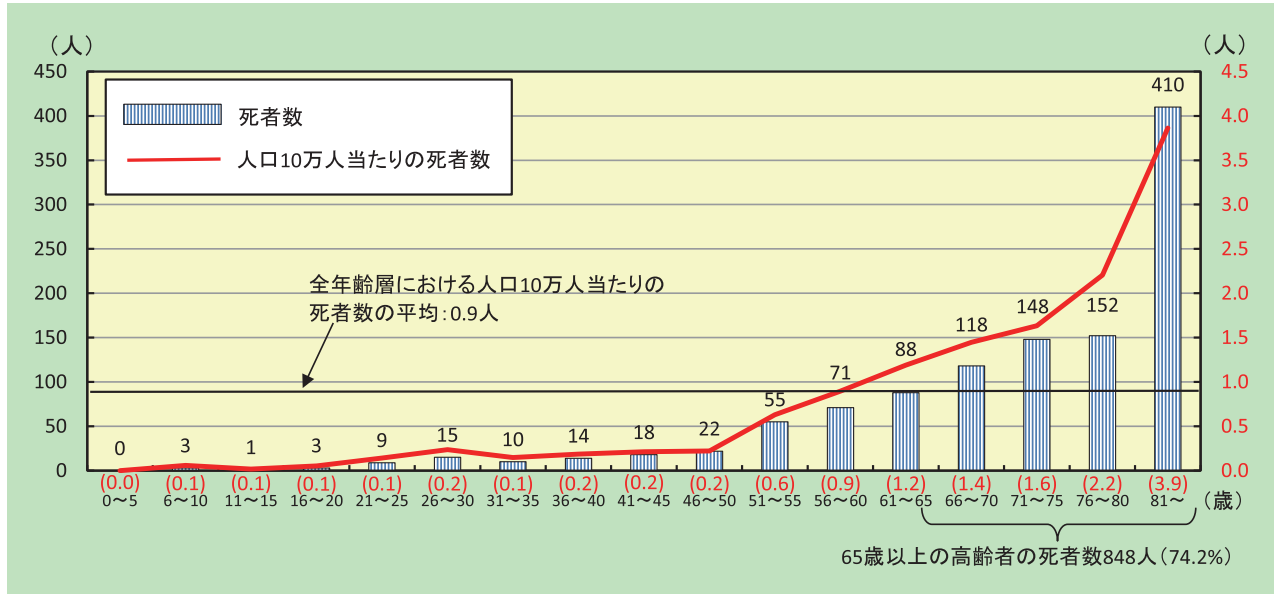
年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著

しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の4.3倍となっている（第1-1-5図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の56歳～60歳の階層が最も多くなっている（資料1-1-23、資料1-1-24）。

第1-1-5 図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和3年中）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は、人口 10 万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口 10 万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者（男性 2 人、女性 2 人、性別不明 2 人）を除く。
 5 人口は、令和 3 年 10 月 1 日現在の人口推計（総務省統計局）による。
 6 1 人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第 2 位以下四捨五入で (0.0) となる場合、(0.1) とする。

(2) 建物火災による死者数の状況

ア 建物火災による死者数は、死者総数の 82.2% で最多

建物火災による死者数は、1,165 人で、火災による死者の 82.2% を占め、建物火災による負傷者は 4,538 人で、火災による負傷者の 83.5% を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（資料 1-1-26）。

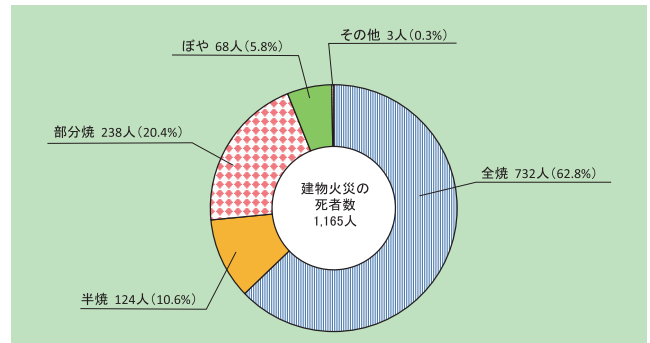
また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が 62.8% を占めている（第 1-1-6 図、資料 1-1-27）。

イ 建物火災による死者の 90.8% が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者数が 1,058 人で、建物火災による死者数の 90.8% を占めている（第 1-1-7 図、資料 1-1-28）。

第 1-1-6 図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

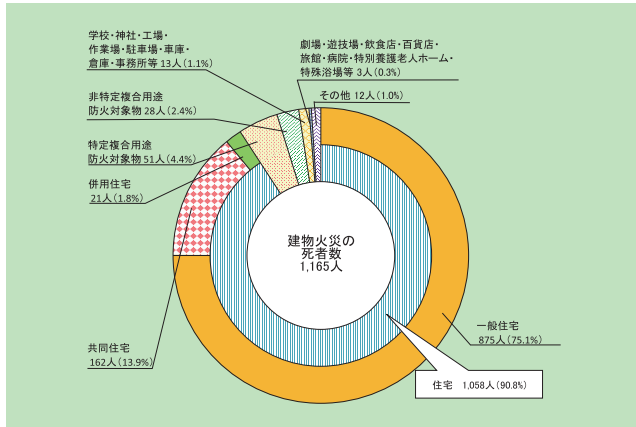
（令和 3 年中）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の 70% 以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の 20% 以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の 20% 未満のものでぼやに該当しないものをいう。
 5 「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の 10% 未満であり焼損床面積が 1 m² 未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の 10% 未満であり焼損表面積が 1 m² 未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
 6 小数点第 2 位以下四捨五入により、合計値が 100 とならない場合がある。

第1-1-7 図 建物用途別の死者発生状況

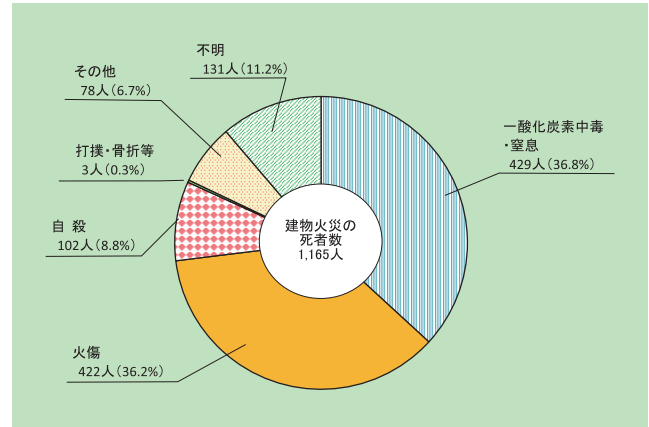
(令和3年中)



(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-8 図 建物火災の死因別死者発生状況

(令和3年中)



(備考) 「火災報告」により作成

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者数が36.8%で最も多くなっている(第1-1-8図、資料1-1-29)。

(3) 住宅火災による死者の状況

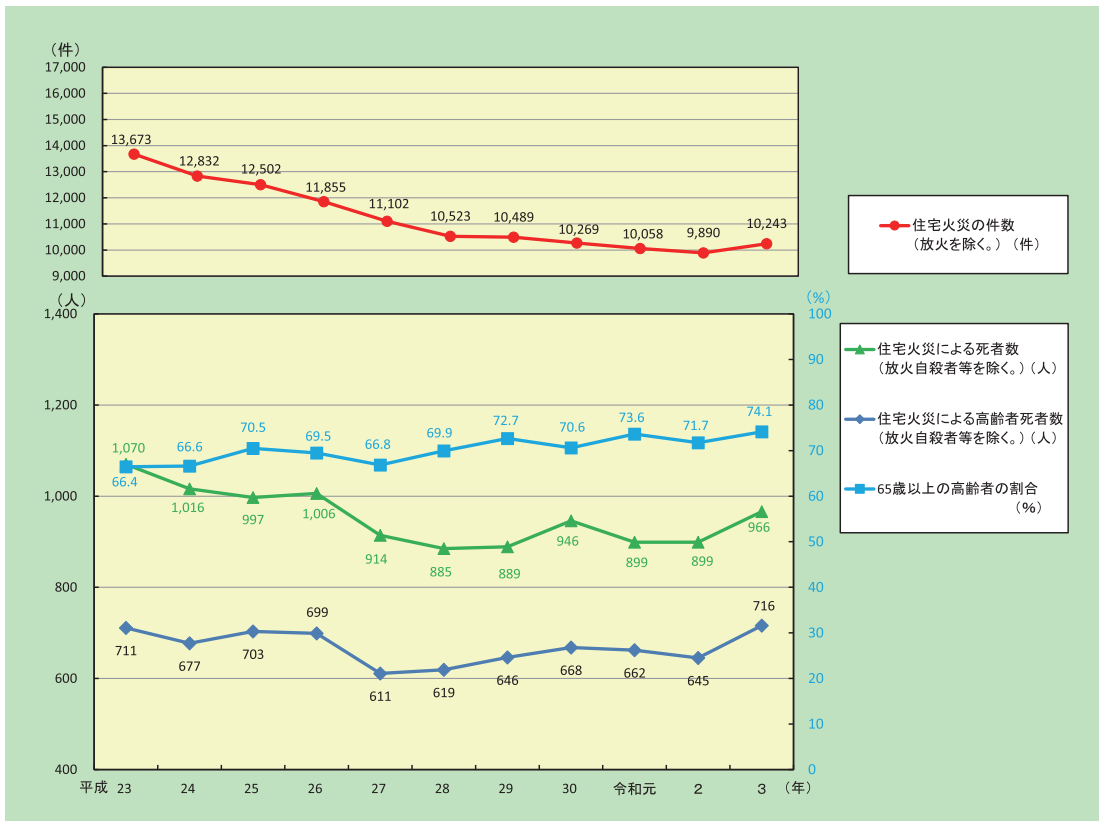
ア 住宅火災の死者数は横ばい

令和3年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は966人(対前年比67人増、同7.5%増)となっている。

また、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)のうち65歳以上の高齢者の死者数は716人で、全体の74.1%を占めている(第1-1-9図)。

第1-1-9 図 住宅火災の件数及び死者数の推移(放火自殺者等を除く。)

(各年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「住宅火災の件数(放火を除く。）」、「住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。）」、「住宅火災による高齢者死者数(放火自殺者等を除く。）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

イ 死者数は高齢者層で著しく高い

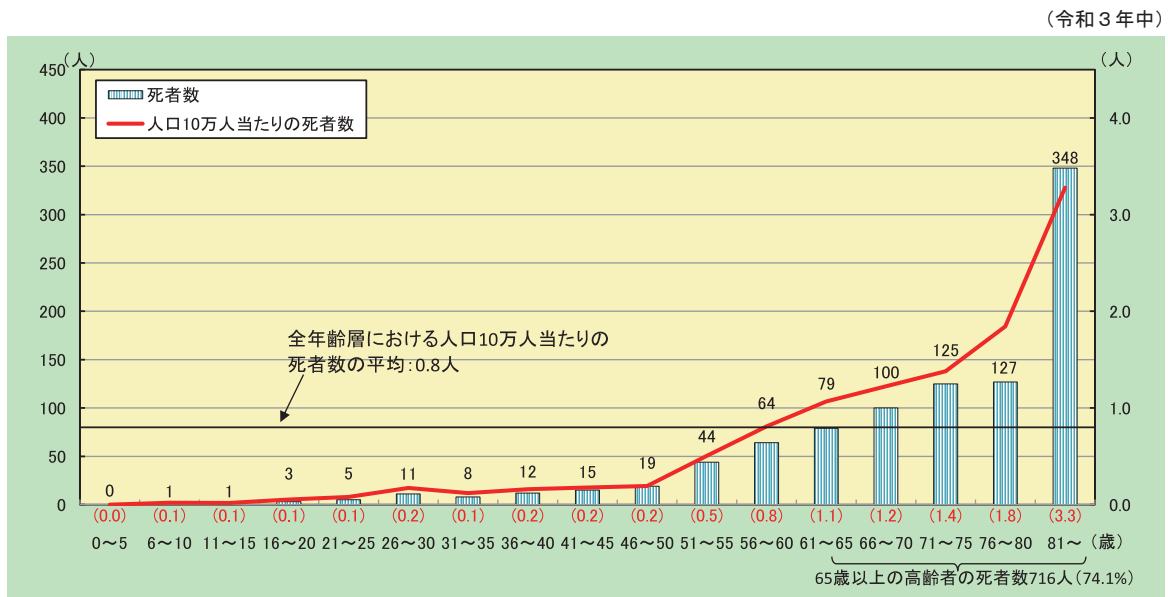
年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の4.1倍となっている（第1-1-10図）。

ウ たばこを発火源とした火災による死者数が最多 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除

く。）をみると、たばこによる死者数が最も多く、次いでストーブ、電気器具となっている（不明を除く。）（第1-1-11図）。

また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（その他及び不明を除く。）（第1-1-12図）。

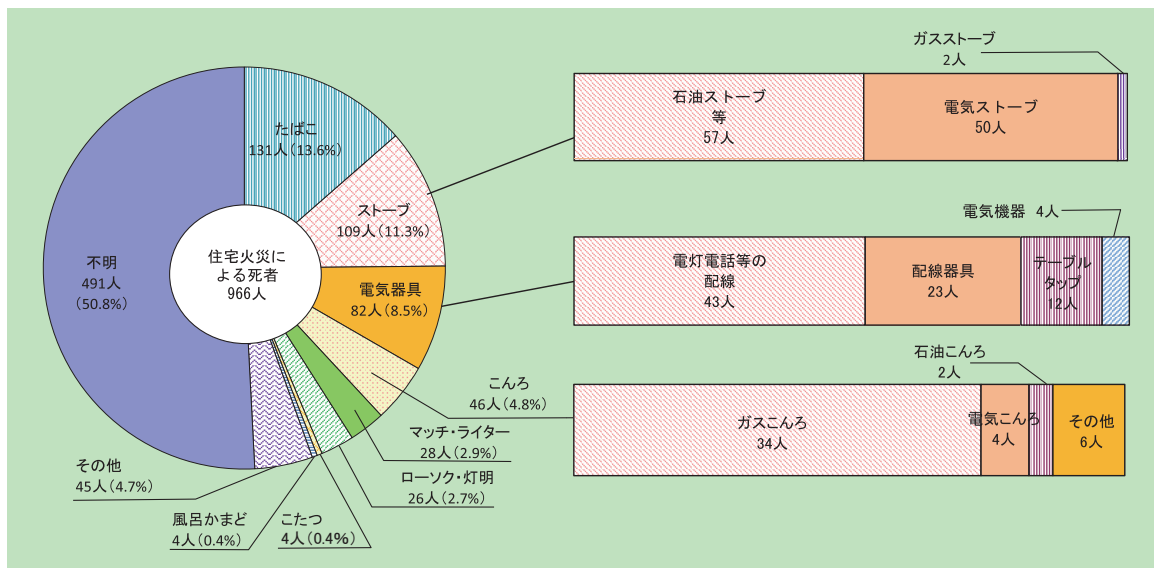
第1-1-10図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



- （備考）
- 「火災報告」により作成
 - () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 - 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 - 年齢不明者（男性2人、女性1人、性別不明1人）を除く。
 - 人口は、令和3年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。
 - 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

第1-1-11 図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）

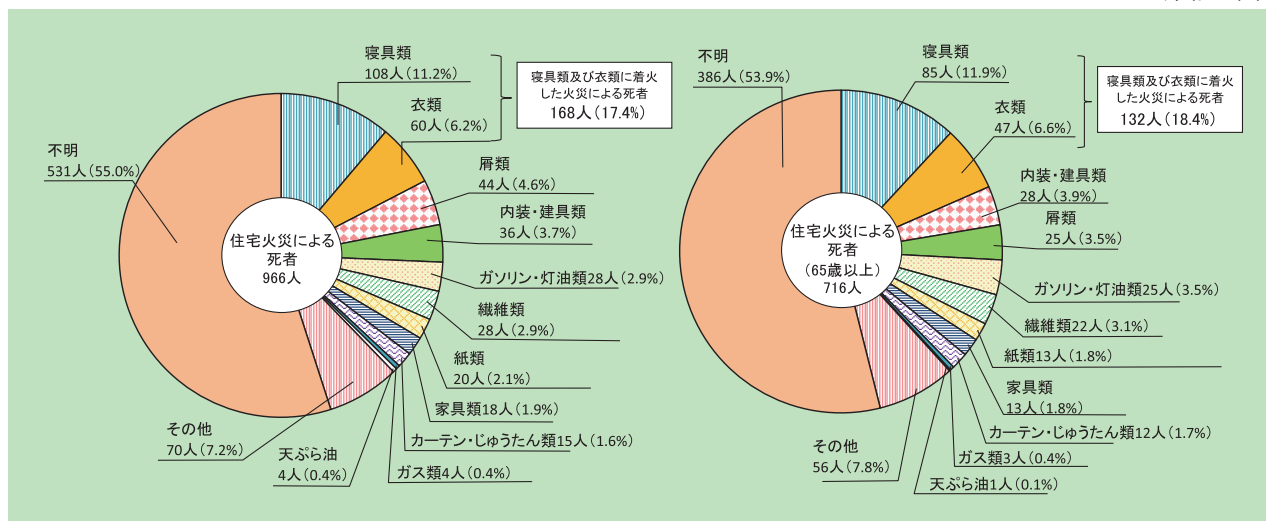
（令和3年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

（令和3年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

エ 0時から6時までの時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

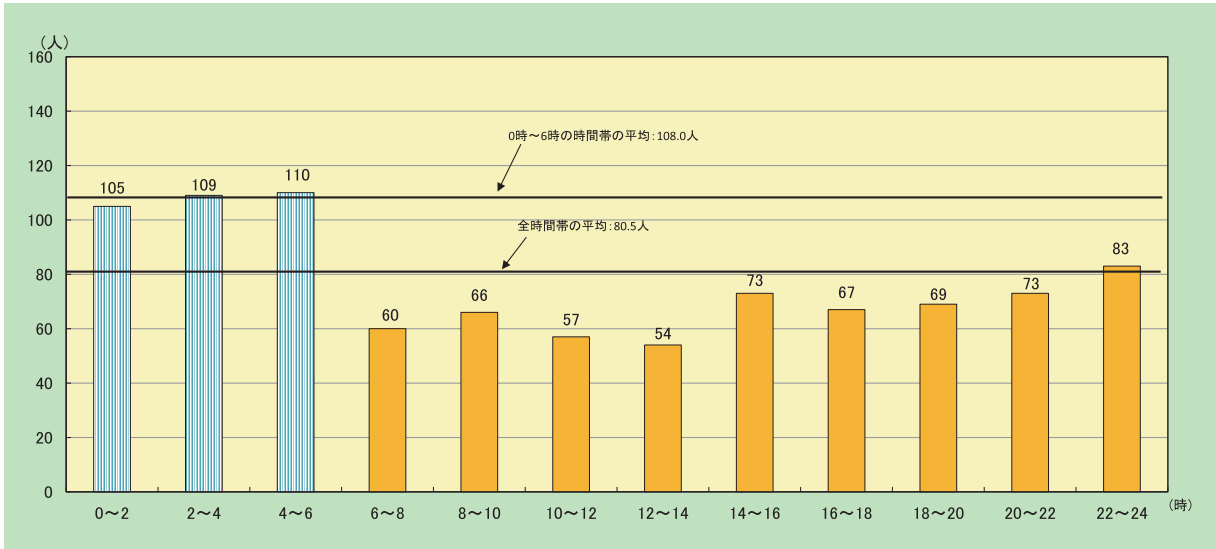
住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は全時間帯の平均の1.3倍となっている（第1-1-

13 図、資料 1-1-30）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが472人と最も多くなっている（第1-1-14 図）。

第1-1-13 図 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

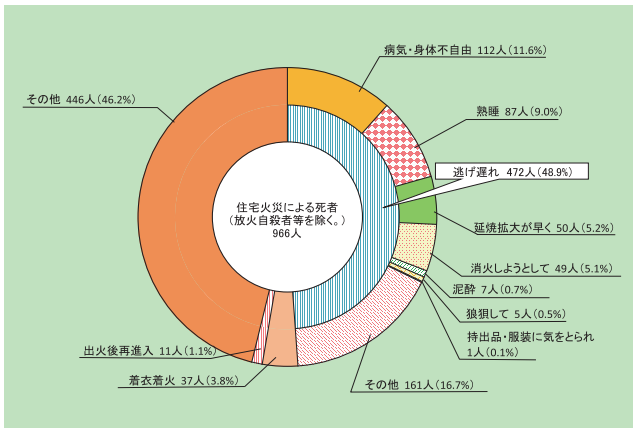
（令和3年中）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災の407件による死者40人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。
 3 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを示す。

第1-1-14 図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和3年中）



(備考) 「火災報告」により作成

これを出火原因別で見ると、放火の疑いによる損害額が最も多く、次いで放火、電灯電話等の配線となっている（資料1-1-32）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の94.0%を占めている（資料1-1-9）。

4. 出火原因

令和3年中の出火件数3万5,222件のうち、失火による火災は全体の76.0%である（資料1-1-33）。

出火原因別にみると、たばこが3,042件と最も多く、次いでたき火が2,764件、こんろが2,678件となっている（第1-1-15図）。

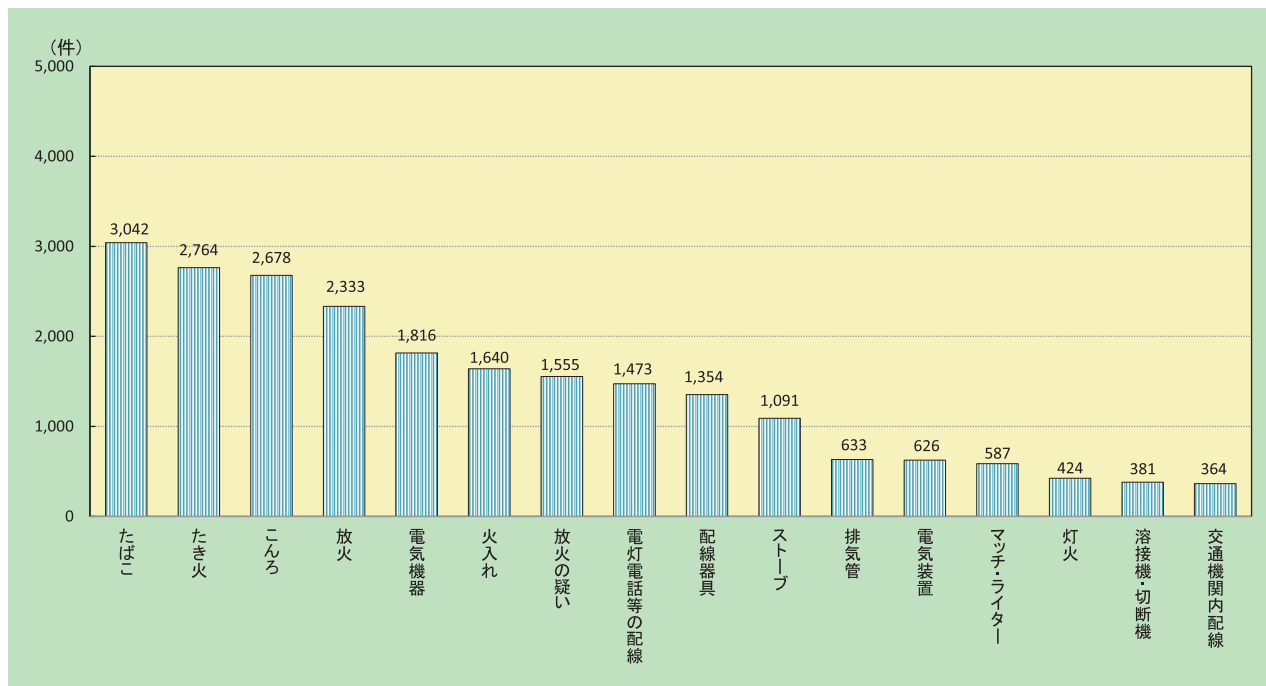
また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の16.5%を占め、最も多くなっている（資料1-1-34）。

3. 火災による損害額

令和3年中の損害額は約1,042億円（対前年比0.5%増）であった（資料1-1-31）。

第1-1-15図 主な出火原因別の出火件数

(令和3年中)



(備考)「火災報告」により作成

(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適當な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,042件で全火災の8.6%を占めている。主な経過別出火状況を見ると、不適當な場所への放置によるものが1,921件と最も多くなっている(第1-1-15図、資料1-1-35)。

(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

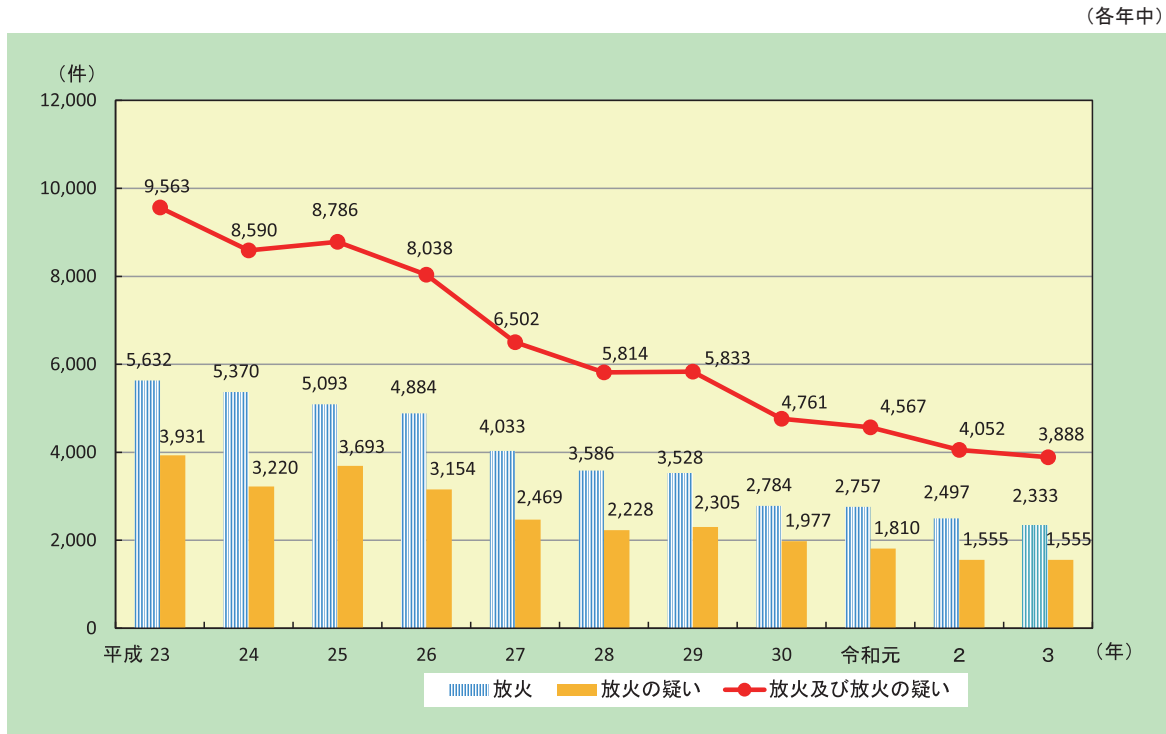
放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いており、令和3年中の放火による出火件数は2,333

件(全火災の6.6%、対前年比6.6%減)である。これに放火の疑いを加えると3,888件(全火災の11.0%、対前年比4.0%減)となっている(第1-1-15図、第1-1-16図、資料1-1-36)。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが1,100件と最も多くなっている(資料1-1-36)。

また、放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別の出火件数をみると、15時の時間帯が最も多くなっている(資料1-1-38)。

第1-1-16 図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移



(備考) 「火災報告」により作成

(3) 「こんろ」による火災で最も多いのは消し忘れによるもの

こんろによる火災は、2,678件で全火災の7.6%を占めている(第1-1-15図)。

こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が2,247件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが1,154件と最も多い(資料1-1-39)。

5. 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

令和3年中の建物火災の出火件数は1万9,549件(対前年比184件増)となっている(資料1-1-9)。

ア 建物火災の55.9%が住宅火災で最多

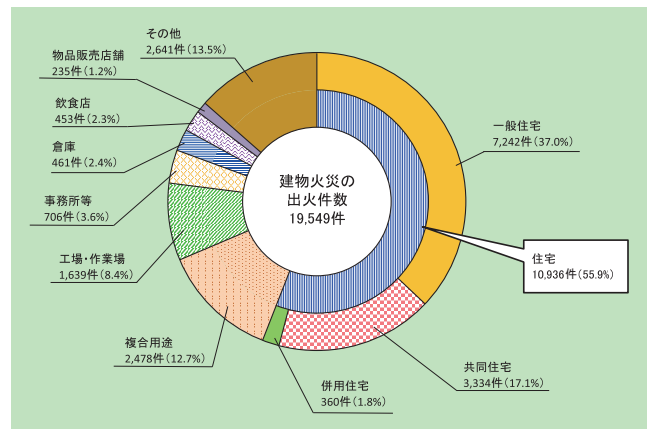
建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が1万936件と最も多く、全体の55.9%を占めている(第1-1-17図、資料1-1-40)。

建物火災の要因としては、こんろ、たばこ、電気機器によるものが多くなっている(資料1-1-41)。

また、月別の出火件数をみると、1月が最も多くなっており、冬季から春季にかけて多く発生している(資料1-1-42)。

第1-1-17 図 建物火災の火元建物用途別の状況

(令和3年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数。

イ 建物火災の38.6%が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,543件となっている。火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の1.5倍となっている(資料1-1-43)。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別

にみると、1件につき損害額が10万円未満の火災の出火件数が建物火災全体の55.3%を占めている。また、焼損床面積50㎡未満の火災の出火件数が、建物火災全体の79.0%を占めている（資料1-1-44）。

ウ 建物火災の48.9%で放水を実施

消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った建物火災の件数は、1万9,549件中、9,569件（48.9%）となっている（資料1-1-45）。

エ 30分以内に鎮火した建物火災件数2,279件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後30分以内に鎮火に至った件数は2,279件となっており、このうち放水開始後11分から20分までに鎮火に至ったものが786件と最も多くなっている（資料1-1-46）。

（2）林野火災

令和3年中の林野火災の出火件数は1,227件（対前年比12件減）、焼損面積は789ha（同341ha増）、死者数は11人（同6人増）、損害額は1億7,642万円（同2,505万円減）となっている（資料1-1-47）。

林野火災は、空気が乾燥し強風が吹く2月から4月に多く発生している（第1-1-18図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は1,214件で、全体の98.9%を占めている（資料1-1-48）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが375件（全体の30.6%）と最も多く、次いで火入れ^{*2}が247件（同20.1%）、放火（放火の疑いを含む。）が104件（同8.5%）の順となっている（資料1-1-49）。

（3）車両火災

令和3年中の車両火災の出火件数は3,512件（対前年比46件増）、死者数は71人（放火自殺者等39人を含む。同19人減）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は21億5,290万円（同4億90万円増）となっている（資料1-1-50）。

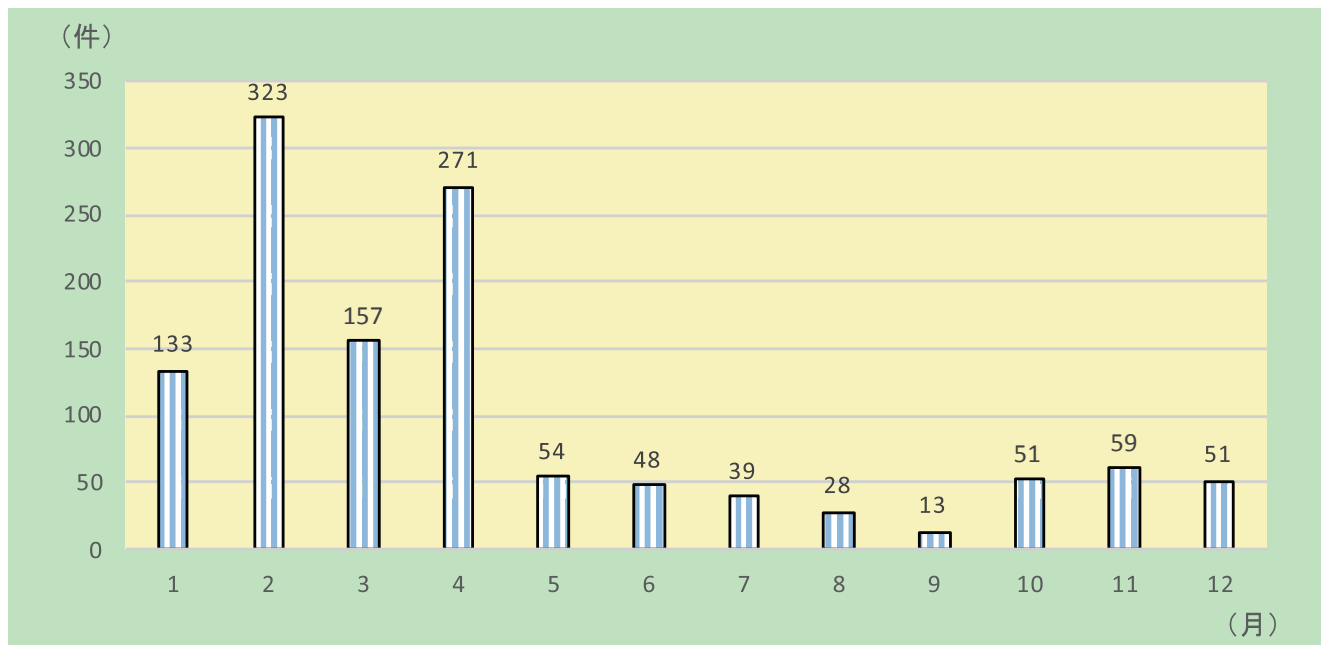
車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが531件（全体の15.1%）と最も多く、次いで交通機関内配線が316件（同9.0%）、電気機器が254件（同7.3%）の順となっている（資料1-1-51）。

（4）船舶火災

令和3年中の船舶火災の出火件数は63件（対前年比15件減）、死者数は2人（同1人減）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除

第1-1-18図 林野火災の月別出火件数

（令和3年中）



*2 火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

く。)は6億8,414万円(同2億7,359万円増)となっている(資料1-1-52)。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、交通機関内配線によるものと排気管によるものがともに5件(全体の7.9%)と多くなっている。

(5) 航空機火災

令和3年中の航空機火災の出火件数は0件(前年同数)、死者数は0人(前年同数)、損害額(航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。)は0円(前年同額)となっている(資料1-1-53)。

火災予防行政の現況

1. 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和4年6月1日時点で全国の設置率^{*3}は84.0%、条例適合率^{*4}は67.4%となっており、都道府県別にみると設置率及び

条例適合率は福井県が最も高くなっている(資料1-1-54)。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*5}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和4年3月31日現在、全国の防火対象物数(「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)による数。以下同じ。)は、424万7,828件である。

また、21大都市(東京都特別区及び指定都市)の防火対象物数は、121万9,223件と全国の防火対象物の28.7%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街(全国の86.7%)、準地下街^{*6}(同85.7%)、性風俗特殊営業店舗等(同55.7%)などである(第1-1-1表)。

*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

*4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

*5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等)

*6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの。

第1-1-1表 防火対象物数

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,532	650	14.3	(六) ハ	(三) 保育所等	38,526	8,701	22.6
	ロ 公会堂等	64,311	6,253	9.7		(四) 児童発達支援センター等	4,397	707	16.1
(二)	イ キャバレー等	1,379	126	9.1		(五) 身体障害者福祉センター等	24,069	4,080	17.0
	ロ 遊技場等	8,496	1,608	18.9		小計	90,230	17,559	19.5
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	174	97	55.7		二 幼稚園等	15,433	3,857	25.0
	ニ カラオケボックス等	2,271	574	25.3		(七) 学校	124,538	28,213	22.7
(三)	イ 料理店等	2,426	431	17.8		(八) 図書館等	7,640	862	11.3
	ロ 飲食店	86,598	17,906	20.7		(九) イ 特殊浴場	1,732	626	36.1
(四)	イ 百貨店等	157,056	28,485	18.1		ロ 一般浴場	3,969	868	21.9
	ロ 共同住宅等	1,387,512	538,917	38.8		(十) 停車場	3,989	1,423	35.7
(五)	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	5,722	1,053	18.4	(十一) 神社・寺院等	58,918	12,388	21.0	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2,875	576	20.0	(十二) イ 工場等	484,014	71,340	14.7	
	(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9,278	2,323	25.0	ロ スタジオ	407	148	36.4	
	(4) 無床診療所、無床助産所	45,723	8,575	18.8	(十三) イ 駐車場等	52,239	13,950	26.7	
小計	63,598	12,527	19.7	ロ 航空機格納庫	702	86	12.3		
(六)	(1) 老人短期入所施設等	45,708	8,854	19.4	(十四) 倉庫	336,405	53,613	15.9	
	(2) 救護施設	221	36	16.3	(十五) イ 特定複合用途防火対象物	385,715	146,649	38.0	
	(3) 乳児院	133	31	23.3	ロ 非特定複合用途防火対象物	281,620	128,925	45.8	
	(4) 障害児入所施設	530	76	14.3	(十六の二) 地下街	60	52	86.7	
	(5) 障害者支援施設等	7,832	1,336	17.1	(十六の三) 準地下街	7	6	85.7	
小計	54,424	10,333	19.0	(十七) 文化財	9,648	1,533	15.9		
ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	23,012	4,029	17.5	(十八) アーケード	1,260	470	37.3	
	(2) 更生施設	226	42	18.6	(十九) 山林	0	0	-	
合計						4,247,828	1,219,223	28.7	

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)により作成
 2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和4年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万9,288件あり、そのうち83.1%に当たる89万6,597件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は84万7,507件で全体の78.5%となっている(資料1-1-55)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和4年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に8万9,772件あり、そのうち64.5%に当たる5万7,940件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は5万6,273件で、全体の62.7%となっている(資料1-1-56)。

*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
 *8 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの。
 *9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

（3）防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*10}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和4年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万4,282人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

（1）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を義務付けている。

令和4年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万171件あり、そのうち86.0%に当たる8,746件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,340件で全体の82.0%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,269件で全体の91.1%となっている（資料1-1-57）。

（2）統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和4年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,184件あり、そのうち86.3%に当たる2,747件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,695件で全体の84.6%となっている（資料1-1-58）。

5. 立入検査と違反是正

（1）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和3年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、68万4,027回となっている（資料1-1-59）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの。

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの。

選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料1-1-60、資料1-1-61、資料1-1-62、資料1-1-63）。

特に、重大違対象物（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの若しくは本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。）については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料1-1-64）。

（2）適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（3）違対象物の公表制度の運用開始

違対象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等について、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、全国の消防本部で順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html>）。

6. 消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和3年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、20万7,611件で、そのうち不同意としたものは13件であった（資料1-1-65）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和4年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.9%、自動火災報知設備の設置率は99.6%となっている（資料1-1-66）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と

点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和4年3月31日現在、消防設備士の数は延べ128万8,864人（資料1-1-67）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）762人、第1種（機械系統）16万6,549人、第2種（電気系統）15万6,861人となっている。

（4）防災規制

ア 防災物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和4年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、99万6,820件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で88.2%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で88.2%、展示用合板を使用する防災防火対象物で85.3%となっている（資料1-1-68）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（5）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

（1）検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命

令や罰則等を消防法で規定している。

令和3年度中の型式承認は、消火器11件、消火器用消火薬剤3件、泡消火薬剤1件、火災報知設備の感知器又は発信器41件、中継器9件、受信機18件、住宅用防災警報器11件、閉鎖型スプリンクラーヘッド7件、流水検知装置4件、一斉開放弁20件、金属製避難はしご6件及び緩降機0件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,373万2,354個となっている（資料1-1-69）。

（2）自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める6品目である。

令和3年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ7件、消防用ホース25件、消防用吸管0件、消防用結合金具16件、エアゾール式簡易消火具0件及び漏電火災警報器2件となっている。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術

基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについては、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和4年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで75件が認定を受けている（資料1-1-70）。

9. 火災原因調査の現況

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（第6章のうち、「火災原因調査等及び災害・事故への対応」を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、消防行政の施策に反映されている。平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法の改正を行ったものは、第1-1-2表のとおりである。

第1-1-2表 平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査を踏まえて消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10人)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12人)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59人)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15人)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

令和3年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では1,148件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が164件、「製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった

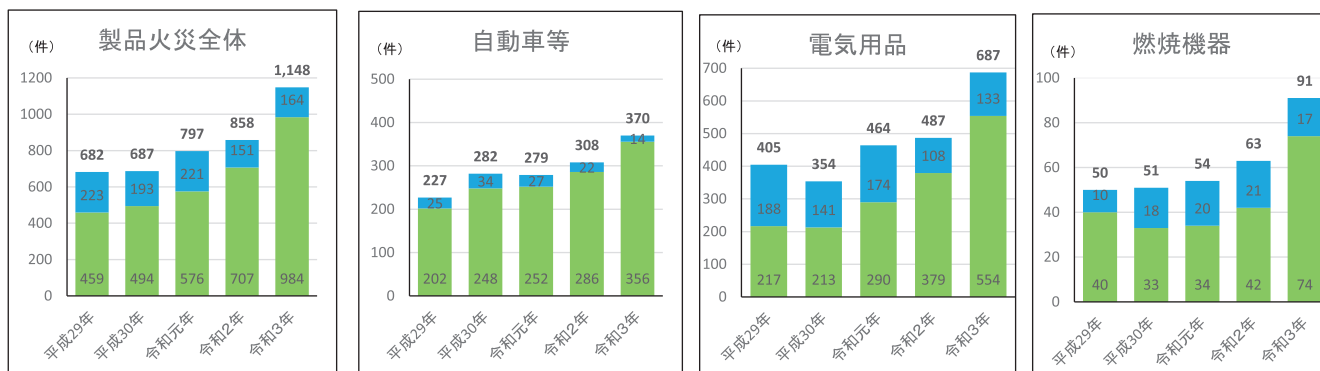
火災(調査中の火災を含む。)」が984件であった(第1-1-19図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資材材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

第1-1-19図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移

令和4年5月31日現在



(グラフ凡例) ■ 製品の不具合により発生したと判断された火災
■ 原因の特定に至らなかった火災【令和3年の件数には調査中の火災149件を含む】

(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

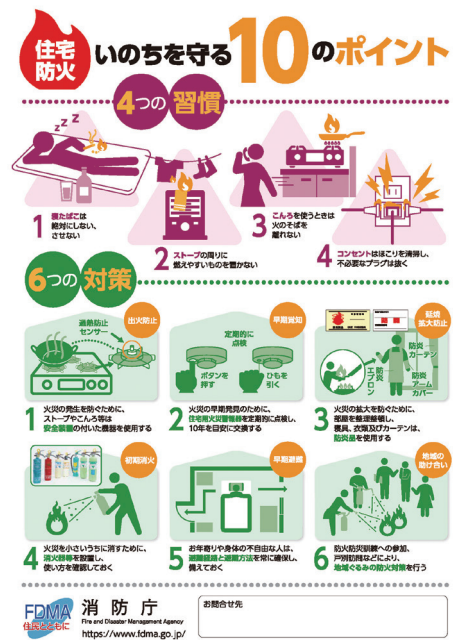
火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

近年の住宅火災による年齢階層別死者数（放火自殺者等を除く。）は、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高水準で推移している状況であり、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。

住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者家族が自ら行えるよう必要な情報の提供などを推進する必要があることから、令和2年度には、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るため、高齢者の生活実態等の把握や、高齢者の死者が発生した火災の分析を踏まえた防火対策を検討した。検討の結果、近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る10のポイント」を新たに定めるとともに、ポイントの概要を示したリーフレット等を作成した。

また、住宅用火災警報器については平成23年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要である。交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を広報活動等を通じて促していく。

住宅防火いのちを守る10のポイント
リーフレット

2. 小規模施設における防火対策の推進

比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、平成26年の消防法施行令の改正により、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、平成28年4月1日以降、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。既存の有床診療所・病院についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が令和7年6月までとされていることから、このような動向を踏まえて、消防機関においてはスプリンクラー設備等の設置に関する適切な指導を引き続き行っていく。

3. 消防用設備等の点検報告の推進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、小規模な防火対象物においては、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題もある。

点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要があることから、延べ面積1,000㎡未満の小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の関係者が、自ら消防用設備等（消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設

設用自動火災報知設備)の点検及び報告書を作成することを支援するため、令和3年3月31日から「消防用設備等点検アプリ」の本格運用を開始し、普及を図っている。



消防用設備等点検アプリ(本アプリは、イラストや写真を用いた案内により点検することができ、その結果を出力する機能を有している。)

4. 機械式駐車場等に多く設置される二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備(以下「二酸化炭素消火設備」という。)に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、二酸化炭素消火設備には、既存設備も含め、閉止弁を設置することとするなどの再発防止策に係る政省令の改正等を令和4年9月に行った。

既存の防火対象物又はその一部に設置されている二酸化炭素消火設備については令和6年3月までに閉止弁を設置しなければならないこととしたところであり、引き続き、消防機関や関係団体等を通じ、建物関係者等への再発防止策の周知・指導を図っていく。



閉止弁の例

5. 消防法令違反の是正の徹底

令和3年12月に大阪市北区で発生したビル火災を受けて、全国の消防本部が同様の防火対象物に対する緊急立入検査を実施した結果、避難施設、防火戸及び消防用設備等の維持管理状況に相当数の不備が認められた。そのため、直通階段が一つの防火対象物において火災の発生及び拡大するリスクを徹底的に減らす観点から、消防法令違反が確実に是正されるよう立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを令和4年11月に改正したところである(詳細はコラムを参照)。

さらに、令和4年2月に新潟県村上市で発生した工場火災では、当該工場で過去に複数回の火災が発生していたにもかかわらず、防火管理体制や消防用設備等の維持管理について十分な改善が図られなかったことから、これらのマニュアルでは、火災の再発防止のための防火管理体制の見直しや消防用設備等の適切な維持管理の徹底について確実に指導するよう見直しを行ったところである。

これらのマニュアルを踏まえて、消防機関における火災予防に関する適正な指導及び消防法令違反の是正を徹底していく。

コラム 大阪市北区ビル火災を踏まえた予防対策

■火災の概要

令和3年12月17日に大阪市北区において、死者27人（容疑者1人含む）、負傷者1人という極めて重大な人的被害を伴うビル火災が発生した。

出火原因は、防犯カメラ映像記録から、容疑者がガソリンを散布し、ライターを用いて放火したものと判明した。

■検討会の開催

消防庁においては、国土交通省と合同で「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」（以下、本コラムにおいて「検討会」という。）（座長 菅原 進一 日本大学大学院 教授）を開催した。

検討会では、火災原因調査の結果、火災シミュレーションによる避難可能性の検証結果（第1-1-20図）及び火災後に消防本部が実施した緊急立入検査結果などを踏まえ、地上に通ずる避難用の直通階段が一つしか設けられていない建築物における防火・避難対策や危険物の販売時における取扱いなどについて検討した。

■検討会の結果

令和4年6月28日に検討会報告書がとりまとめられた。まず、本火災は、通常、建物内に存しえない大量のガソリンに着火した火災であり、延焼拡大が極めて早いものであったこと、また、直通階段への避難経路を塞ぐように放火されたものであったことから、「特殊な火災」とであると位置づけられた。そして、このような「特殊な火災」に係る対策は、社会への負担の大きさを鑑み、「規制的な手法」によらず「誘導的な対策」を基本とすべきとされた。報告書では、次の主な対策が示された。

- ①避難用の直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策の提示
 - ・直通階段や避難上有効なバルコニーの増設による二方向避難の確保又は居室等の退避区画化など、建築物の安全対策を進めるとともに、それらを活用した避難行動を示すガイドラインを定め、避難

訓練の指導を行うこと。

- ・小規模の増改築等の際は、二方向避難の確保（退避区画の設置を含む。）及び竪穴区画の形成を求めるとともに、その他の建築基準法令の防火・避難規定については、危険性が増大しないことを前提に、現行基準を遡及適用しないこと。
- ・直通階段が一つの建築物については、特に階段などの避難施設への物件存置により避難に支障がある場合など、消防法令違反が火災時の被害拡大要因となるおそれがあることから、そのリスクを徹底的に減らすため、消防法令違反が確実に是正されるよう、重点的に立入検査を実施すること。
- ②危険物（ガソリン）の適正販売の徹底
 - ガソリンを容器で販売する際に、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用等を徹底すること。
- ③研究開発の促進
 - ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発が有効であること。

■消防庁の対応

この報告書を受け、消防庁においては、令和4年7月以降順次以下の対策を講じた。

- ①直通階段が一つの建築物向けの避難行動を示すガイドラインを策定するとともに、防火対象物点検報告が必要な直通階段が一つの建築物で当該点検等が行われていない建築物などに対して、重点的な立入検査を実施すること等を各消防本部に通知し、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルについても見直した。
- ②消防隊による見回り等を通じたガソリン販売店における顧客の本人確認等の適正な運用の徹底とガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合における警察への通報について、新たに作成した通報要領と併せて再度通知した。
- ③研究開発については、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）で、「ガソリン火災対策に資する資機材等の開発」をテーマに公募を行い、研究を開始した。

第1-1-20図 火災建物をモデルとした火災シミュレーションの結果（出火60秒後）



廊下の扉が閉鎖できた場合には、火災発生場所から離れた居室等（診察室等）への煙の影響を遅らせることができることがわかった。

第2節

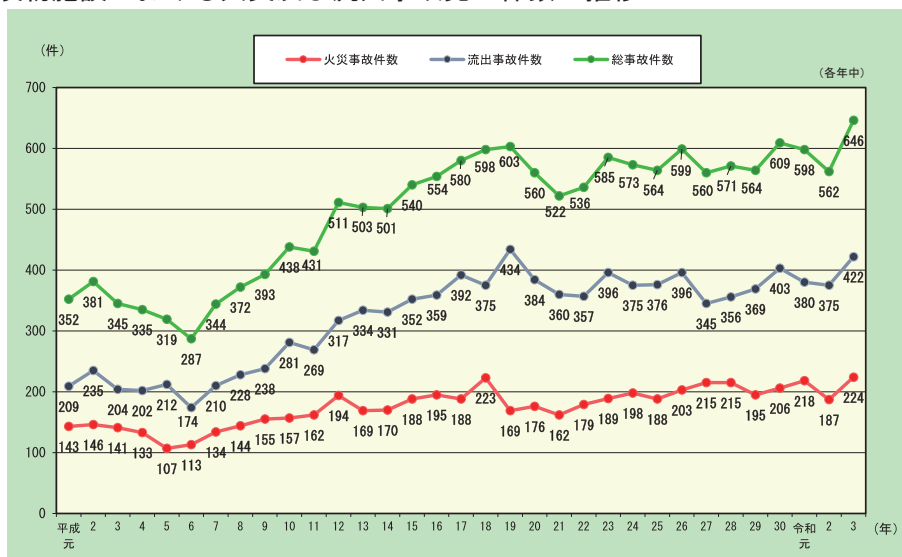
危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設*¹における事故は、火災(爆発を含む。)と危険物*²の流出に大別される。危険物施設の火災

及び流出事故件数は、平成6年(1994年)から増加傾向にある。令和3年中は、火災事故が224件、流出事故が422件で合計646件となっており、前年より84件増加している(第1-2-1図)。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成

2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年(1996年)9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除く。

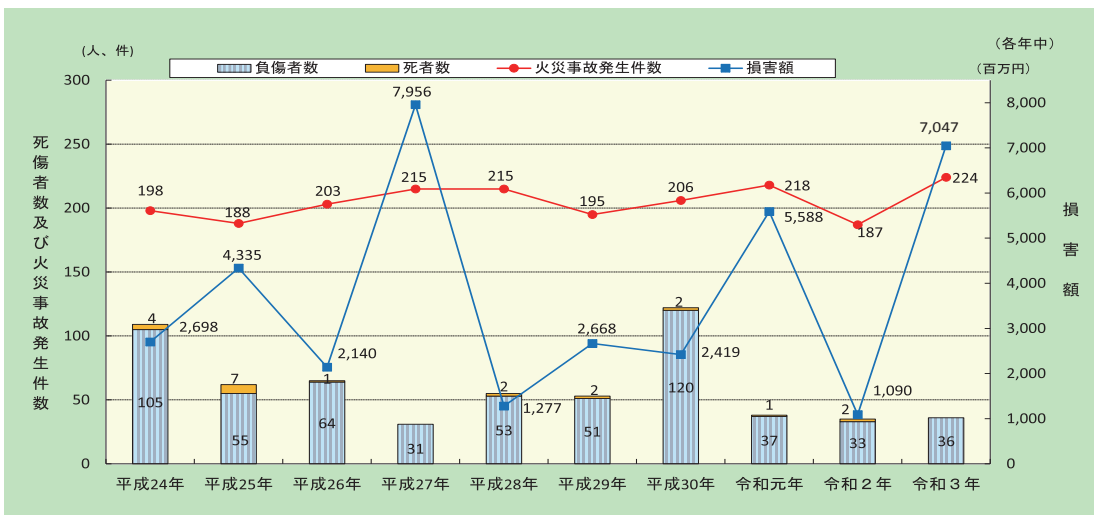
*1 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

区分		内容
製造所		危険物を製造する施設
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所
	一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所

*2 危険物：消防法(第2条第7項)では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一備考」に類別に定義されている。

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、エタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

第1-2-2 図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



(備考) 「危険物に係る事故の概要」により作成

1. 火災事故

危険物施設における令和3年中の火災事故の発生件数は224件となっており、平成元年（1989年）以降火災事故が最も少なかった平成5年（1993年）の107件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約2.1倍に増加している。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

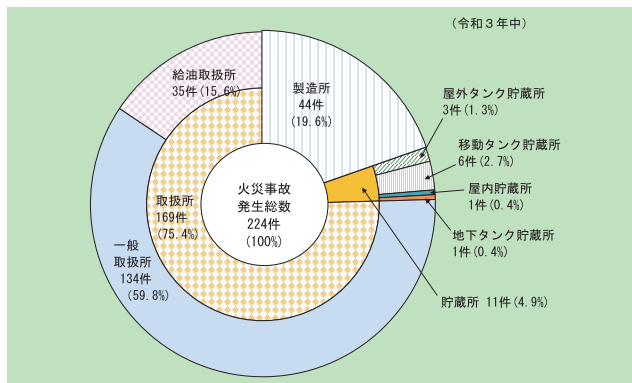
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害

令和3年中の危険物施設における火災事故の発生件数は224件（対前年比37件増）、損害額は70億4,692万円（同59億5,657万円増）、死者は0人（同2人減）、負傷者は36人（同3人増）となっている（第1-2-2 図）。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで製造所、給油取扱所の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の95.1%を占めている（第1-2-3 図）。

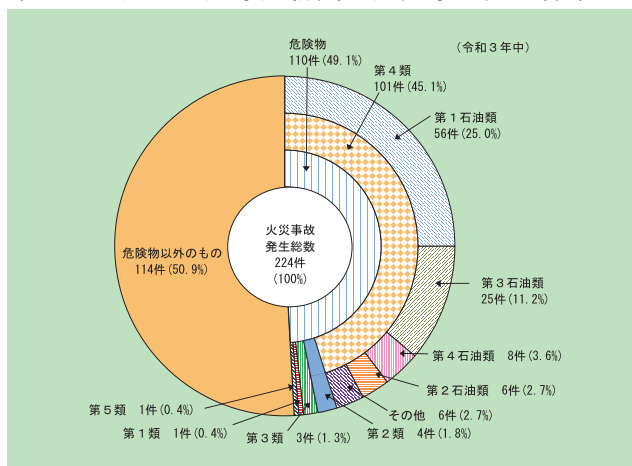
一方、火災事故224件のうち110件（全体の49.1%）は、危険物が出火原因物質となっている（第1-2-4 図）。

第1-2-3 図 危険物施設別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-4 図 出火原因物質別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

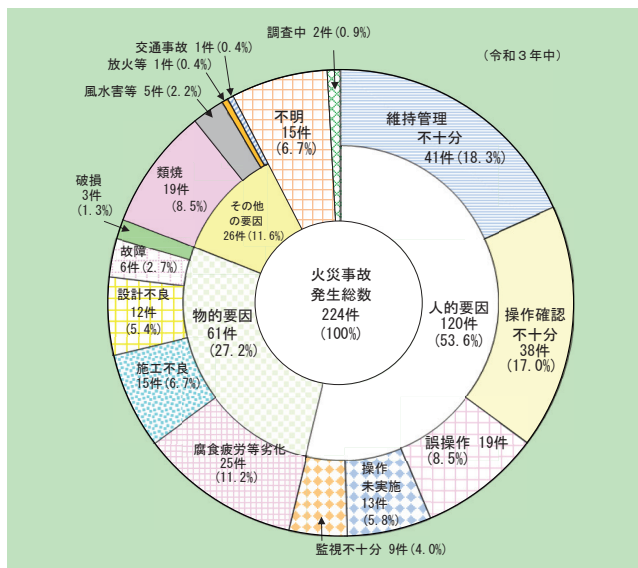
(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

令和3年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が53.6%、物的要因が27.2%、その他の要因、不明及び調査中を

合計したものが19.2%となっている(第1-2-5図)。

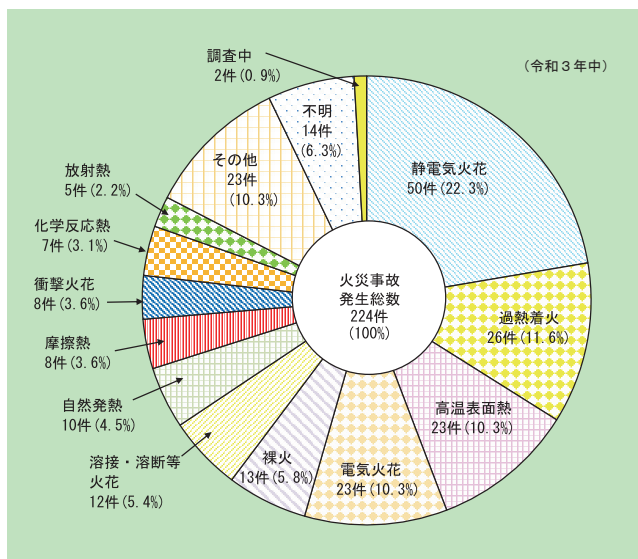
また、着火原因別にみると、静電気火花が50件(対前年比19件増)と最も多く、次いで過熱着火が26件(同3件減)、高温表面熱が23件(同4件減)、電気火花が23件(同14件増)となっている(第1-2-6図)。

第1-2-5図 発生要因別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-6図 着火原因別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの(以下「無

許可施設」という。)における令和3年中の火災事故の発生件数は7件(対前年比4件増)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は3人(同1人増)となっている。

(4) 危険物運搬中の火災事故

令和3年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は1件(対前年比1件増)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

令和3年中の仮貯蔵・仮取扱い^{*3}中の火災事故の発生件数は0件(前年同数)となっている。

2. 流出事故

危険物施設における令和3年中の危険物の流出事故の発生件数は422件となっており、平成元年(1989年)以降流出事故が最も少なかった平成6年(1994年)の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.4倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

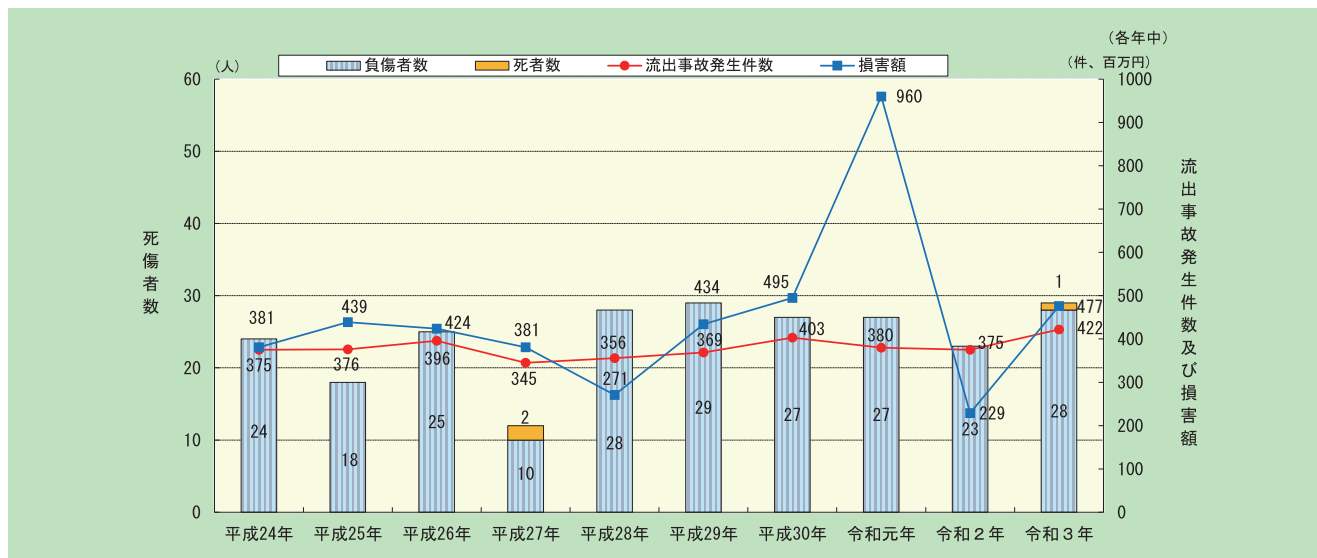
令和3年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数(火災に至らなかったもの)は、422件(対前年比47件増)、損害額は4億7,673万円(同2億4,787万円増)、死者は1人(同1人増)、負傷者は28人(同5人増)となっている(第1-2-7図)。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、屋外タンク貯蔵所の順となっている(第1-2-8図)。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.3%が石油製品を中心とする第4類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第2石油類(軽油等)が最も多く、次いで第1石油類(ガソリン等)、第3石油類(重油等)の順となっている(第1-2-9図)。

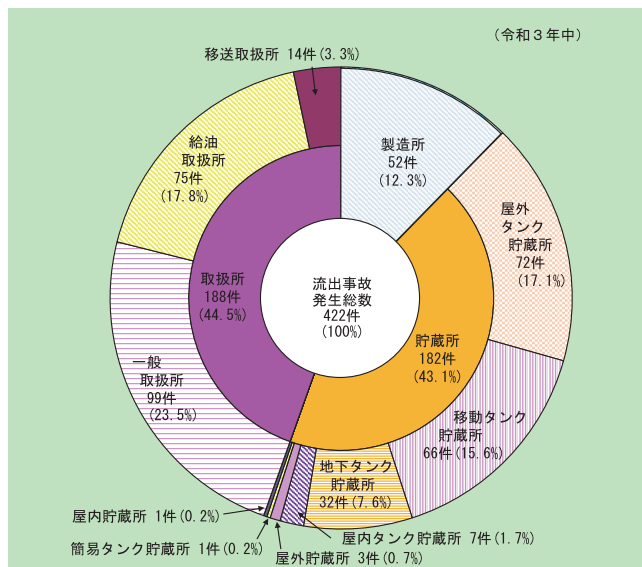
*3 仮貯蔵・仮取扱い：危険物施設として許可を受けていない場所において、所轄消防長又は消防署長の承認を受け、10日以内の期間に限り、消防法で指定された数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

第1-2-7図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



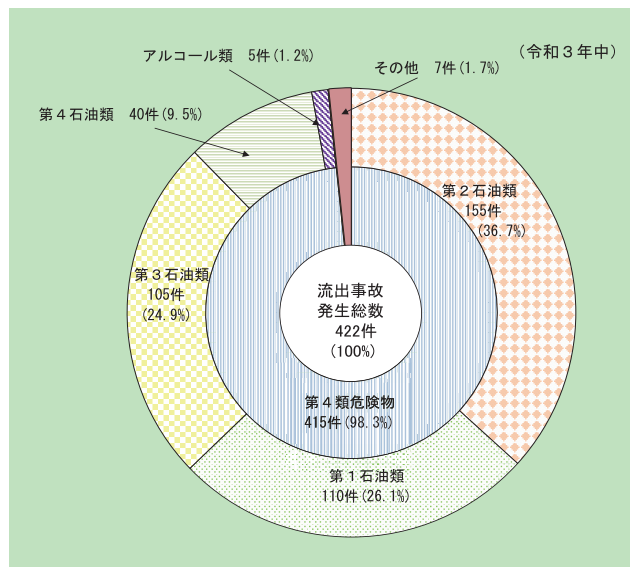
(備考) 「危険物に係る事故の概要」により作成

第1-2-8図 危険物施設別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-9図 流出物質別流出事故発生件数



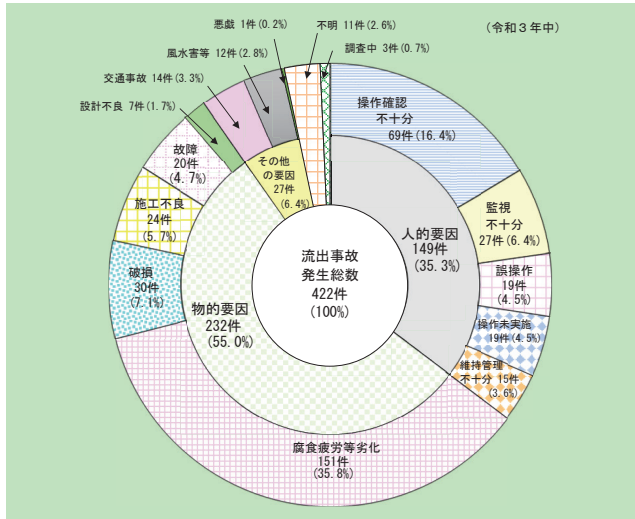
(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

令和3年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が35.3%、物的要因が55.0%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが9.7%となっている。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが151件(対前年比22件増)と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが69件(同13件増)、破損によるものが30件(同5件増)となっている(第1-2-10図)。

第1-2-10図 発生要因別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における流出事故

令和3年中の無許可施設における流出事故の発生件数は7件(対前年比5件増)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は2人(同2人増)となっている。

(4) 危険物運搬中の流出事故

令和3年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は6件(対前年比3件減)であり、死者は0人(前年同数)、負傷者は2人(同2人増)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

令和3年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発生件数は0件(前年同数)となっている。

危険物行政の現況

1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである。

- ・指定数量(消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量)以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物施設の現況

ア 危険物施設数の状況

令和4年3月31日現在の危険物施設の総数(設置許可施設数)は38万8,576施設となっている(第1-2-1表)。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が68.3%と最も多く、次いで取扱所が30.4%、製造所が1.3%となっている(第1-2-11図)。

第1-2-1表 危険物施設数の推移

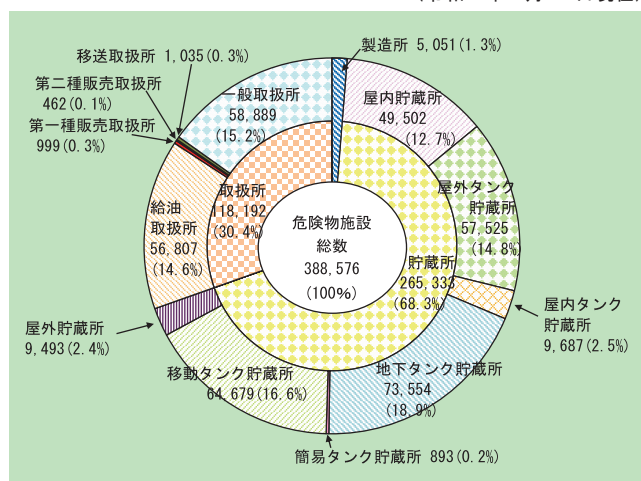
(各年3月31日現在)

年		平成	平成	令和	令和	令和
施設		30	31	2	3	4
製造所		5,093	5,098	5,077	5,045	5,051
貯蔵所	屋内貯蔵所	49,811	49,717	49,613	49,590	49,502
	屋外タンク貯蔵所	60,360	59,699	59,035	58,225	57,525
	屋内タンク貯蔵所	10,386	10,170	9,988	9,837	9,687
	地下タンク貯蔵所	79,723	77,988	76,425	74,938	73,554
	簡易タンク貯蔵所	961	940	933	908	893
	移動タンク貯蔵所	65,806	65,425	65,124	64,965	64,679
	屋外貯蔵所	9,832	9,702	9,604	9,611	9,493
小計	276,879	273,641	270,722	268,074	265,333	
取扱所	給油取扱所	59,715	58,865	58,124	57,497	56,807
	第一種販売取扱所	1,107	1,078	1,050	1,028	999
	第二種販売取扱所	493	482	474	469	462
	移送取扱所	1,084	1,077	1,062	1,048	1,035
	一般取扱所	60,867	60,398	59,948	59,458	58,889
	小計	123,266	121,900	120,658	119,500	118,192
計	405,238	400,639	396,457	392,619	388,576	

(備考) 「危険物規制事務調査」により作成

第1-2-11図 危険物施設数の区分別の状況

(令和4年3月31日現在)



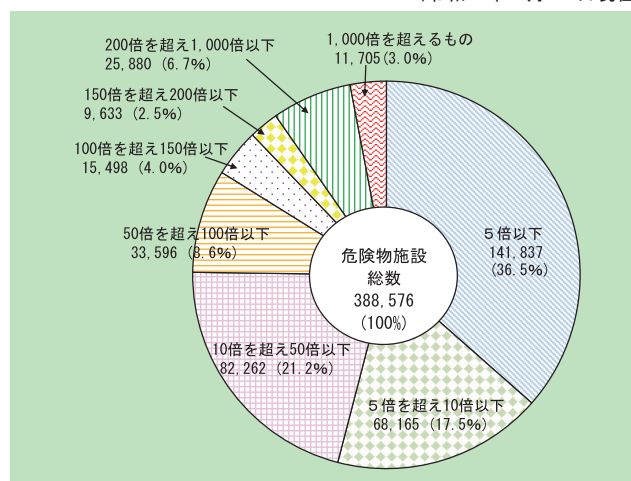
(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

イ 危険物施設の規模別構成

令和4年3月31日現在における危険物施設総数に占める規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の施設数では、指定数量の50倍以下の危険物施設が、全体の75.2%を占めている（第1-2-12図）。

第1-2-12図 危険物施設の規模別構成比

(令和4年3月31日現在)



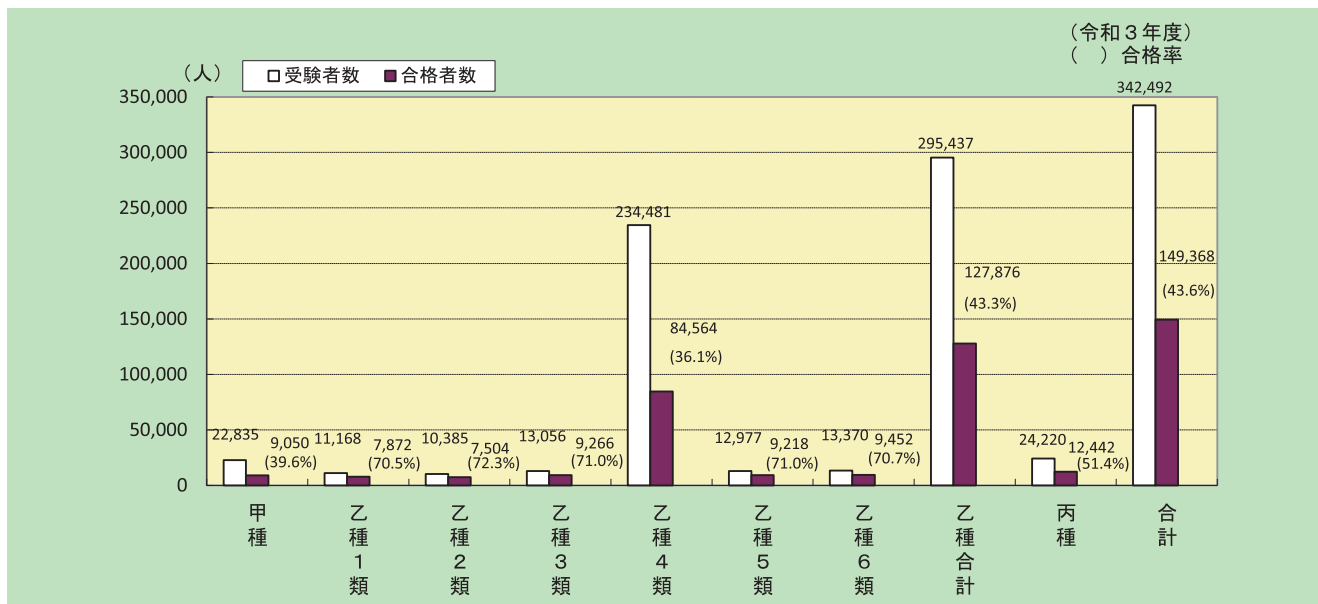
(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

令和4年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は1,003万3,491人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

第1-2-13図 危険物取扱者試験実施状況



(備考) 「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」((一財)消防試験研究センター)により作成

ア 危険物取扱者試験

令和3年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,278回(対前年度比187回増)実施された。受験者数は34万2,492人(同5万1,662人増)、合格者数は14万9,368人(同1万6,331人増)で平均の合格率は約43.6%(同1.9%減)となっている(第1-2-13図)。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が最も多く、次いで丙種、甲種となっており、この3種類で全体の約8割を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされて

いる。

令和3年度中の保安講習は、全国で延べ1,853回(対前年度比42回増)実施され、18万7,837人(同1万7,063人増)が受講している(第1-2-2表)。

(4) 事業所における保安体制

令和4年3月31日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で17万5,402事業所となっている。

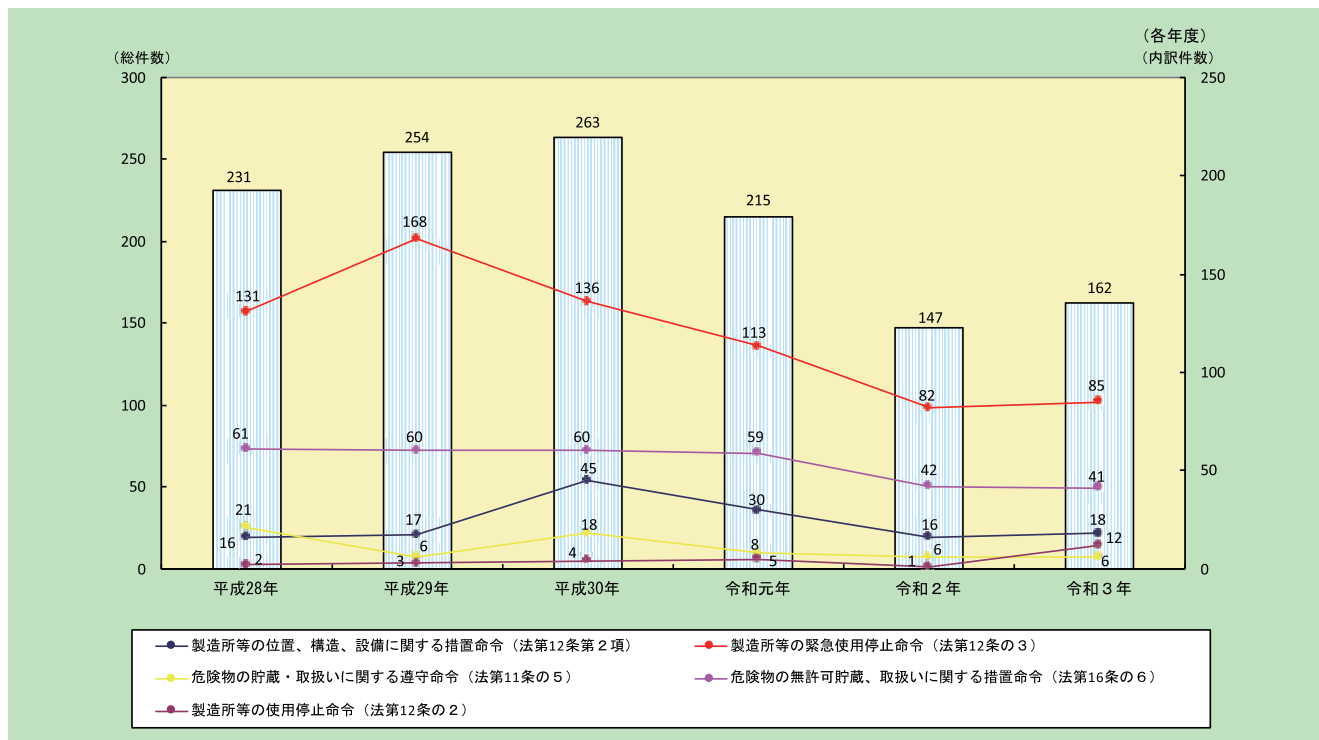
事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定、予防規程の作成が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設

第1-2-2表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種	種類別 総計	講習 回数	
			1類	2類	3類	4類	5類	6類				小計
29	170,287	14,219	10,536	11,511	9,739	142,322	11,125	11,664	196,897	23,815	234,931	1,460
30	182,800	14,813	11,215	11,721	10,106	153,670	11,526	12,444	210,682	24,402	249,897	1,452
R1	182,537	14,809	11,539	12,558	10,358	155,943	12,078	12,197	214,673	25,452	254,934	1,463
R2	170,774	13,740	10,667	11,769	9,969	143,669	11,261	11,458	198,793	23,242	235,775	1,811
R3	187,837	15,572	11,961	13,188	11,256	159,195	13,081	13,217	221,898	25,423	262,893	1,853

(各年度)

第1-2-14図 危険物施設等に関する措置命令等の推移



(備考) 「危険物規制事務調査」により作成

置、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

令和3年度中に実施された保安検査は209件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは207件、移送取扱所に関するものは2件となっている。

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

令和3年度中の立入検査は14万4,116件の危険物施設について、延べ15万6,713回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、

施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

令和3年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は162件となっている(第1-2-14図)。

2. 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

1. 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災及び流出事故の発生件数は、平成6年（1994年）頃を境に増加傾向に転じ、依然として高い水準で推移している（第1-2-1図）。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後も、事故に係る調査分析結果等の情報共有や、各地域における取組の推進など、関係機関が一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

2. 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、同様の火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）への対応を図るため検討会を毎年開催しており、新たな化学物質等について広く調査を行うとともに、火災危険性を有するおそれのある物質等を抽出して性状確認等を行っている。令和3年度における検討の結果を踏まえ、令和4年8月に、触媒や殺菌剤、農薬、染料及び洗剤の原料等に使用される「4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含む製剤（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含むものを除く。）」を新たに消防活動阻害物質に加える省令改正を行い、これを貯蔵し、又は取り扱う際に、その旨を消防機関に届け出

なければならないこととした。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加しており、AIやIoT等の最新技術を活用した効果的な予防保全の実現などが期待されていることから、これらの活用について柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている（特集4の2（3）を参照）。

このほか、我が国において2050年カーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガスの46%排出削減の実現を目指していることを踏まえ、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」を開催し、リチウムイオン蓄電池に係る消防法上の規制の合理化を検討している。

3. 大規模災害への対応

大規模な自然災害の発生等に伴い、危険物施設において流出事故等が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境等に対して多大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切に安全確保を図る必要がある。一方、災害時の応急対策や復旧の段階において、ガソリン等の燃料の緊急的な供給、被災地の危険物施設や関係者の負担軽減等を図るため、消防法令の弾力的な運用が求められている。

風水害対策については、令和2年3月に危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリストを「危険物施設の風水害対策ガイドライン」として公表し、令和3年3月にはガイドラインの更なる利活用を目的に、対策を実行する際の初動対応に関するフローチャートを追加した。

さらに、小規模な屋外貯蔵タンクについて、東日本大震災の際の津波や、近年の風水害に伴い、タンク本体や附属配管が破損し、石油類が流出する事例が散見されることを踏まえ、令和2年度から3年度にかけて「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」を開催し、津波・水害に対する小規模な屋外貯蔵タンクの流出等防止対策の検討を行った。この検討会で提案する対策工法を、事業者等が津波・水害対策として活用できるよう、令和4年3月に「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」として公表した。

4. 給油取扱所（ガソリンスタンド）における業務等のあり方に関する検討

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、ガソ

リスタンドにおいて経営の多角化等が進められている。このような状況を踏まえ、令和3年12月から「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」を開催し、ガソリンスタンドにどのような用途の建築物を設けることができるかや、給油業務を行っていない時間帯における施設でどのような業務が認められるか、どのような安全対策が必要かなど、ハード・ソフトの両面から安全性を確保した上でのガソリンスタンドにおける業務のあり方を検討している。

5. 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討

危険物の輸送に関しては、近年、関係事業者が国際輸送用コンテナを用いた危険物輸送を行う際の手続きや、危険物が混載されている貨物に係る情報の伝達方法、また、海外製の特殊な容器等を用いた危険物の新たな輸送形態の法令上の取扱いなどについて見直しの必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年8月から「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、安全かつ円滑に危険物を輸送するための調査検討を行っている。

第3節

石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1. 事故件数と被害

令和3年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故件数は302件で、地震以外の事故（以下「一般事故」という。）は293件、地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）は9件であった。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和3年中の事故は、過去2番目に多い293件（対前年比26件増）を記録した（第1-3-1図）。

令和3年中、一般事故で死傷者の発生した事故は21件（対前年比3件増）で、死傷者の内訳は、死者1人（前年同数）、負傷者37人（同12人増）と

なっている（資料1-3-1）。

2. 事故の特徴

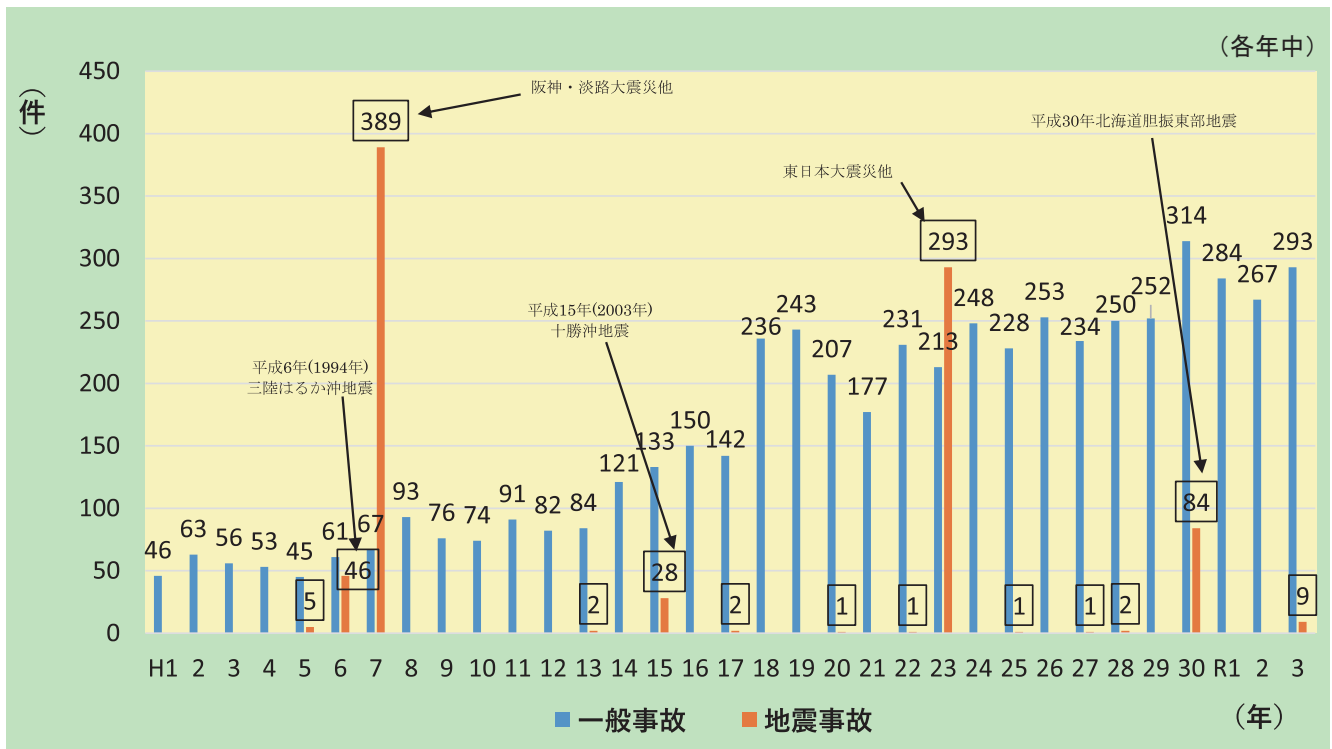
(1) 事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災106件（対前年比8件増）、爆発3件（前年同数）、漏えい179件（同24件増）、その他5件（同6件減）である（資料1-3-2）。

(2) 原因別の一般事故件数

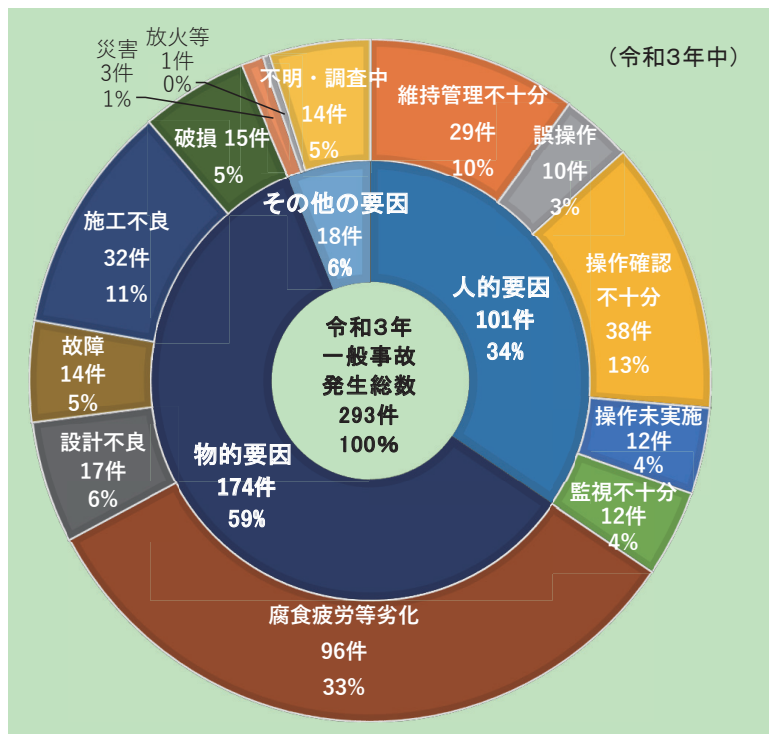
原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが101件（対前年比2件増）、物的要因が174件（同33件増）、その他の要因が18件（同9件減）である。その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化96件（同11件増）、操作確認不十分38件（同8件増）、施工不良32件（同8件増）、維持管理不十分29件（同1件増）となっている（第1-3-2図）。

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移



*1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20立方メートル以上等である事業所）をいう。

第1-3-2 図 原因別の一般事故件数



(備考) 小数点第一位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が234件(うちレイアウト事業所^{*2}210件)で、全体の79.9%を占めている(資料1-3-3)。

(4) 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が116件(対前年比18件増)、化学工業関係が98件(同1件増)、鉄鋼業関係が34件(同1件減)、電気業関係が20件(同12件増)である(資料1-3-4)。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防

法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1. 特別防災区域の現況

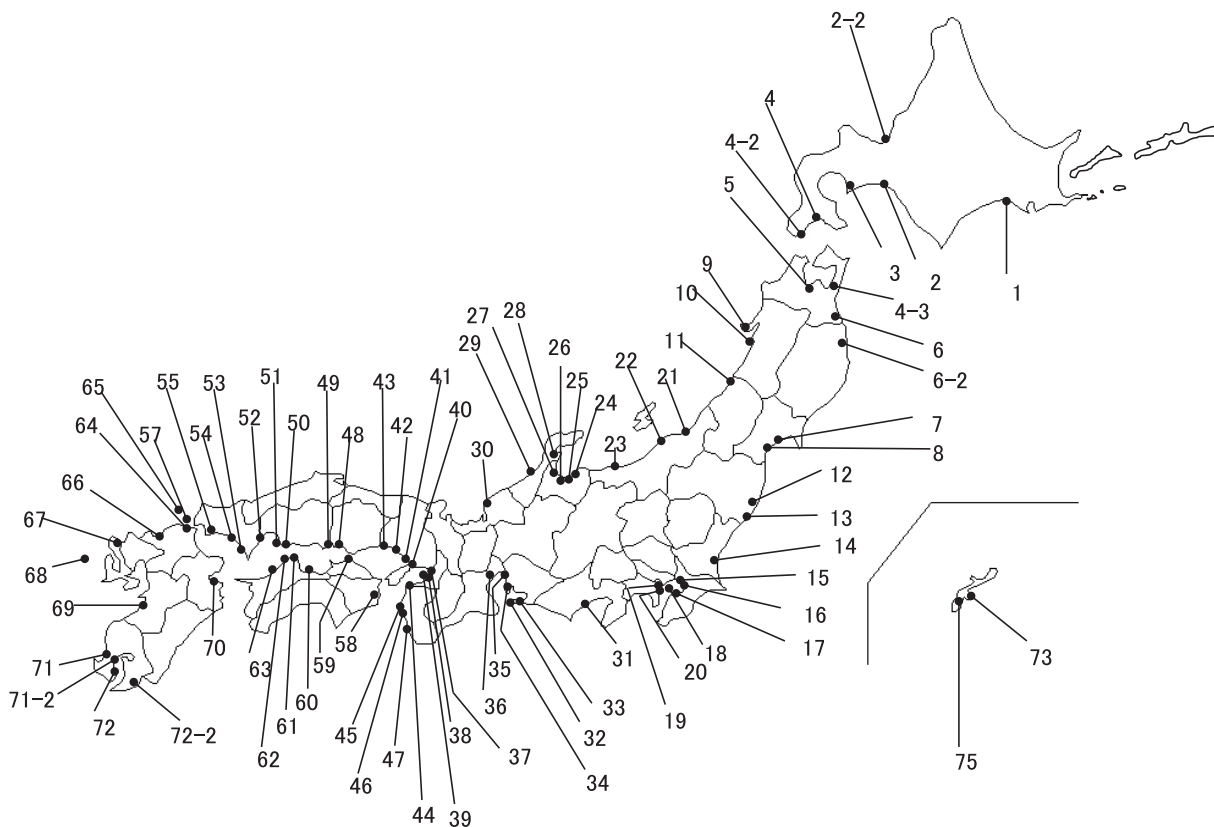
令和4年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県98市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している79地区が特別防災区域に指定されている(第1-3-3図)。これら特別防災区域を87消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は650事業所であり、そのうち第1種事業所が325事業所(レイアウト事業所148事業所を含む)、第2種事業所が325事業所である。

*2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制(石油コンビナート災害対策の現況4事業所のレイアウト規制参照)の対象となる。

第1-3-3 図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和4年4月1日現在)



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	15	京葉臨海北部	33	田原	51	能美	70	大分
2	苫小牧	16	京葉臨海中部	34	衣浦	52	岩国・大竹	71	串木野
2-2	石狩	17	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	53	下松	71-2	鹿児島
3	室蘭	18	東京国際空港	36	四日市臨海	54	周南	72	喜入
4	北斗	19	京浜臨海	37	大阪北港	55	宇部・小野田	72-2	志布志
4-2	知内	20	根岸臨海	38	堺泉北臨海	57	六連島	73	平安座
4-3	むつ小川原	21	新潟東港	39	関西国際空港	58	阿南	75	小那覇
5	青森	22	新潟西港	40	神戸	59	番の州		
6	八戸	23	直江津	41	東播磨	60	新居浜		
6-2	久慈	24	富山	42	姫路臨海	61	波方		
7	塩釜	25	婦中	43	赤穂	62	菊間		
8	仙台	26	新湊	44	和歌山北部臨海北部	63	松山		
9	男鹿	27	伏木	45	和歌山北部臨海中部	64	北九州		
10	秋田	28	七尾港三室	46	和歌山北部臨海南部	65	白島		
11	酒田	29	金沢港北	47	御坊	66	福岡		
12	広野	30	福井臨海	48	水島臨海	67	福島		
13	いわき	31	清水	49	福山・笠岡	68	上五島		
14	鹿島臨海	32	渥美	50	江田島	69	八代		

※79区域

2. 都道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画(以下本節において「防災計画」という。)の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防衛活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和4年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車65台、大型高所放水車52台、泡原液搬送車85台、大型化学高所放水車32台、3%泡消火薬剤2,996k1、6%泡消火薬剤651k1、消防艇32隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備19基、可搬式泡放水砲4基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)」の12地域への配備や消防ロボット(スクラムフォース)の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

3. 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者(特定事

業者)に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会(以下「区域協議会」という。)^{*5}の設置について規定している。

令和4年4月1日現在、全ての特定事業所(650事業所)に自衛防災組織が置かれ、71の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び57の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員5,218人、大型化学消防車81台、大型高所放水車37台、泡原液搬送車129台、大型化学高所放水車118台、大容量泡放水砲24基、油回収船19隻等が整備されている(資料1-3-5)。

(2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)の最大10倍程度の泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。



大容量泡放射システム

*3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

*4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

*5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

（3）自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的にわかりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

（1）レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

（2）新設等届出等の状況

令和3年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は6件であり、確認件数は7件である（資料1-3-6）。

5. その他の災害対策

（1）災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象^{*6}が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

（2）防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6. 最近の石油コンビナート等における災害対策

（1）石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省、経済産業省で定期的に連絡会議を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。

令和3年度は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を改訂し、都道府県、消防本部、事業所に周知した。このガイドラインは、平成31年3月に公表されたもので、コンビナート等の石油精製、化学工業等のプラントにおいてドローンを活用し、プラントの保安力向上や労働災害撲滅を目的にしたものである。2度目となる今回の改訂は、ドローン活用の安全性向上、航空法改正への対応を目的としている。

今回の改訂により、プラント保安分野におけるドローン活用の更なる促進が期待されている。

（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html）

（2）石油コンビナート等の地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、防災アセスメント指針、自衛防災組織等の防災活動の手引きの改訂を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

（3）石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織

*6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣表彰及び消防庁長官表彰を授与している。

石油コンビナート等の自衛防災技能コンテスト
出場組織募集!

エントリー締切り
令和4年
7月22日(金)

コンテストの概要
化学消防車、高所放水車等を活用し、タンク火災を想定した消火訓練を行い、その安全・確実・迅速性を審査します。昨年は32組織が参加しました。

参加要件
化学消防車、高所放水車等を備えた自衛防災組織または共同防災組織であること。

エントリー方法
管轄消防本部に申し出てください。

主催：消防庁

成績上位の組織には最優秀賞・優秀賞を授与し、前が同団円で表彰式を実施します。また他の技能優秀と認められた組織にも表彰状を授与します。表彰状を授与する組織にあつては、消防庁から全国に向けて、組織名を報道発表します。
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、スケジュールの変更等を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式

(4) 石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会の開催

消防庁では、近年向上しているAI・IoT等の技術(以下「先進技術」という。)を石油コンビナート災害対応へ活用するため、令和元年度から「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」を開催し、調査・検討を進めてきた。行政機関、事業所における課題、ニーズ、先進技術の導入・活用状況、検討会における委員の意見を踏まえ、令和3年度には先進技術を11項目に集約し、具体的に検証を行ってきた。

令和4年度は、これらの検討結果を報告書としてとりまとめた。

石油コンビナート災害対策の課題

1. 特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案がまだまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

2. 大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。

第4節

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

令和3年中の林野火災の出火件数は1,227件（対前年比12件減）、焼損面積は789ha（同341ha増）、死者数は11人（同6人増）、損害額は1億7,642万円（同2,505万円減）となっている（資料1-1-47）。

林野火災は、空気が乾燥し強風が吹く2月から4月に多く発生している（第1-1-18図）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加することによる火の不始末等が考えられる。

令和3年中は、2月に栃木県足利市において焼損面積167ha、4月に群馬県みどり市において同46haの大規模な林野火災が発生している。

また、令和4年においても、2月に福岡県北九州市において焼損面積128ha、熊本県阿蘇郡高森町において同55haの大規模な林野火災が発生している。

林野火災対策の現況

1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進してい

る（昭和45年6月16日付け通知、昭和45年7月29日付け通知）。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

- 〔1〕防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕消防施設等の整備
- 〔4〕火災防御訓練等

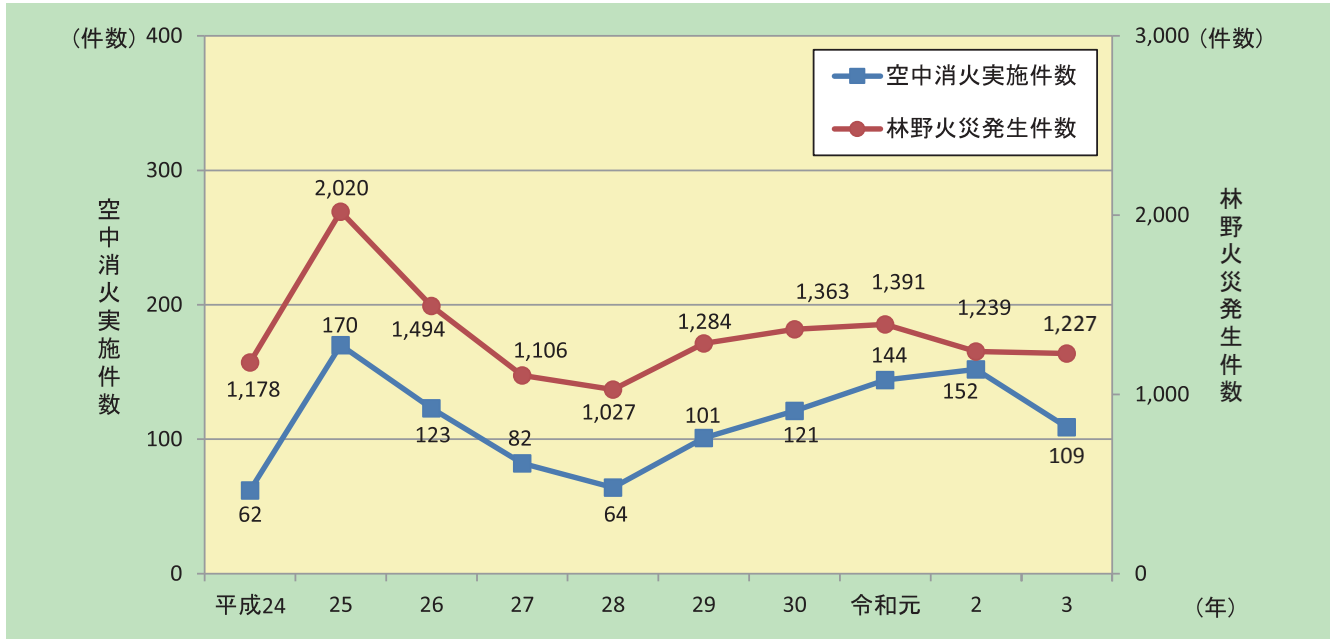
を総合的に行うものであり、令和4年4月1日現在、235地域（38都道府県511市町村）において実施されている。

2. 広域応援・空中消火による消防活動

（1）空中消火の実施状況

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都道府県境を越えて拡大することもある。このため、ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動する自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりである。

第1-4-1 図 空中消火の実施状況



(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

(2) 広域応援・空中消火体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

- [1] 消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- [2] 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法に基づく消防相互応援協定による要請、さらに、同法に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。
- [3] 都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自

衛隊が正式な派遣要請を受領した後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

3. その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について（令和4年2月25日付け通知）」を発出し、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- [1] ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。
- [2] 火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届け出などの市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。
- [3] 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理などの林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管

理の徹底について指導すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動（詳細は第4章1（3）を参照）の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

さらに、平成30年から林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



山火事予防運動実施中
主催：林野庁・消防庁
山火事予防ポスター

（2）林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するため、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を積極的に講じることとしている。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。なお、消防飛行艇による空中消火活動について検討したが、その消火能力の高さは認められるものの、導入経費、維持管理費等が多額である。
- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS（地理情報システム）の活用等も視野に入れて整備すること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

令和3年2月の栃木県足利市における林野火災をきっかけに、消防庁では、令和3年度から「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災における応援要請のタイミング、指揮体制の早期確立、陸上部隊・航空部隊との情報共有方法、活動時間・場所の区分けによる連携方法等の検討を行い、林野火災の予防及び消火活動について平

成15年に通知した内容を改正している（令和4年7月25日付け通知）。



令和3年2月栃木県足利市で発生した林野火災
（横浜市消防局提供）

第5節

風水害対策

風水害の現況と最近の動向

1. 令和3年中の主な風水害

令和3年中の風水害による人的被害は、死者45人、行方不明者2人、重傷者33人及び軽傷者198人、住家被害は、全壊122棟、半壊1,515棟及び一部破損2,706棟となっている（第1-5-1図）。

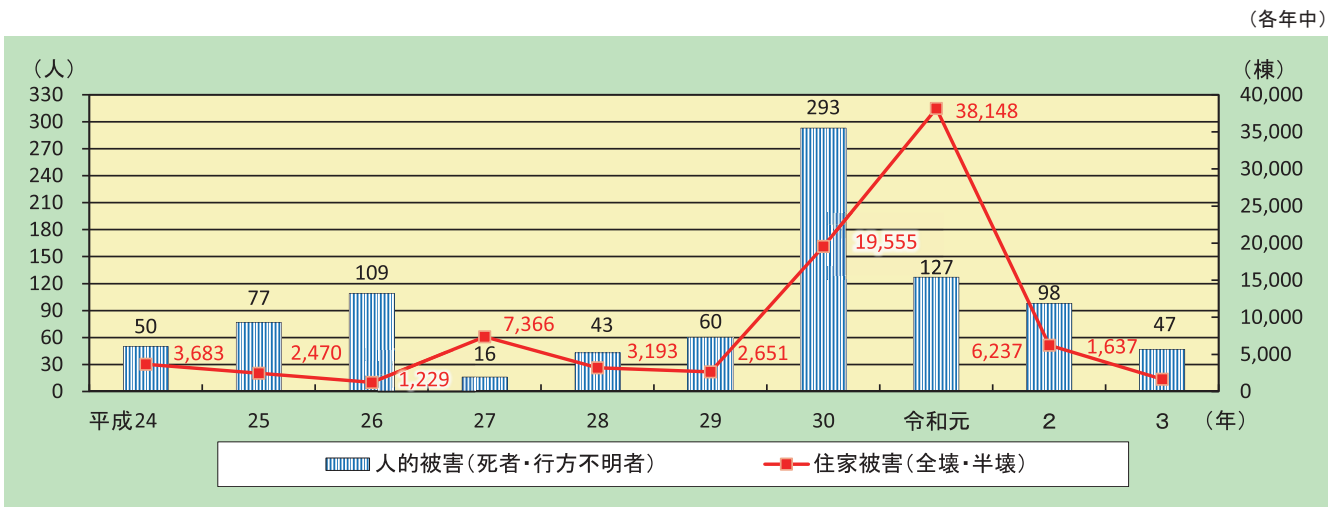
また、令和3年中に発生した台風の数には22個であり、このうち日本列島に上陸した台風は3個であった。

なお、令和3年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

2. 令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害

令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和3年中の主な風水害による被害状況等

(令和4年4月1日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)				住家被害(棟)					消防庁の対応
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
1	7月1日からの梅雨前線による大雨(7/1~14頃)	関東・中部・中国・九州 (大雨特別警報:熊本・宮崎・鹿児島)	27	1	2	12	59	118	356	515	2,455	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出 ・緊急消防援助隊、消防庁職員派遣
2	台風第8号(7/26~28頃)	東北・関東	1								1	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
3	台風第9号及び台風第10号(8/4~10頃)	東北・近畿・中国	2			45	9	58	529	35	113	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	8月11日からの前線による大雨(8/11~23頃)	中部・中国・九州 (大雨特別警報:広島・福岡・佐賀・長崎)	13			17	45	1,321	337	845	4,390	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
5	台風第14号(9/11~18頃)	四国・九州				9		3	78	42	186	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
6	台風第16号(9/29~10/2頃)	関東				21		1	164	1	2	・災害対策本部設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害による被害状況等

(令和4年11月18日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表 された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水
1	6月28日から大雨(6/28~30頃)	北海道								2		・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	台風第4号(7/1~6頃)	四国				1	1		4	32	161	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
3	7月14日から大雨(7/14~20頃)	東北	1			6	3	202	28	187	1,494	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	8月3日から大雨及び台風第8号(8/3~22頃)	東北・中部 (大雨特別警報: 山形・新潟)	2		1	9	27	599	336	1,748	4,576	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
5	台風第11号及び前線に伴う大雨(8/29~9/7頃)	中部・九州・沖縄	1		1	25	1	1	39	18	175	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
6	台風第14号(9/17~20頃)	九州 (大雨特別警報: 宮崎 暴風・高潮・波浪特別 警報・鹿児島)	5			161	11	157	1,220	664	692	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
7	台風第15号(9/22~24頃)	中部	3			6	6	1,802	1,724	5,200	4,302	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

風水害対策の現況と課題

1. 避難情報の適時適切な発令

令和元年東日本台風等において明らかになった、警戒レベル4の中に「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の2段階ある仕組みが正しく理解されていない等の課題を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化される等、避難情報のあり方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)が改定された。

市町村においては、同法や内閣府が定める避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。こうした取組を支援できるよう、消防庁では内閣府と連携して避難情報に関するガイドラインのより一層の周知を図るとともに、発令を行う市町村長の災害対応力強化のための研修を行うなど、引き続き避難情報の適時適切な発令に向けて取り組む。

(1) 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会

令和3年5月の災害対策基本法の改正による、新たな避難情報の運用や住民の避難行動について検証するため、内閣府において「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」が開

催され、住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の定着に向けて、平時からの防災に関する教育や啓発活動を粘り強く持続的に推進していくことや、市町村による避難情報の適切な発令に向けて、市町村の人材育成をより一層促進すること、専門家等から市町村への支援の充実を図ることなどの対策が取りまとめられた。

消防庁では、避難情報の適切な発令に関して、検討会で示された実施すべき取組を地方公共団体に周知するとともに、適切なタイミングでの避難情報の発令や発令対象区域の絞り込み等に関する市町村長向けの研修内容の充実に取り組んだ。

(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約600名の市町村長が参加している。

2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する

こと及び個別避難計画の作成に努めることが求められている。

作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、令和3年5月改定)等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に向けた取組が進められているところであるが、消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況について実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難をすることが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和4年1月1日現在、市区町村のうち、作成済団体は、1,739団体(99.9%)となっている。

名簿作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであり、定期的にその実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村において名簿の更新サイクルや更新の仕組みの見直しについて検討することが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援については避難行動要支援者の安全確保に効果的であることから、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することが求められる。

(2) 個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、令和4年1月1日現在、全市町村(1,741団体)のうち、個別避難計画を1件以上作成している団体は、1,167団体(67.0%)となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において

庁内や庁外との連携、福祉専門職の参画、同計画に基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。

これを踏まえ、既に個別避難計画の作成に着手している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、まだ着手していない市町村については速やかに個別避難計画の作成に着手するよう、内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知したところであり、引き続き、実効性のある個別避難計画の作成を進められるよう支援していく。

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

1. 令和3年中の主な地震災害

令和3年中に震度5弱以上が観測された地震は、

10回であった（第1-6-1表）。

なお、令和3年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

（各年中）
（回）

年	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成24年	12	4	0	0	0	16
平成25年	5	6	1	0	0	12
平成26年	7	1	1	0	0	9
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	6	1	0	0	0	7
令和3年	4	5	0	1	0	10
令和4年	7	5	1	1	0	14

（備考）1 気象庁「震度データベース」により作成

2 令和4年は令和4年1月1日から令和4年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和3年中の主な地震災害による被害状況等

(令和4年4月1日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	最大震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和3年2月13日	23時07分	福島県沖	7.3	6強	〔震度6強〕 宮城県：蔵王町 福島県：国見町、相馬市、新地町 〔震度6弱〕 宮城県：岩沼市、川崎町、亘理町、山元町、 登米市、石巻市 福島県：福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、 本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、 広野町、楡葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町 〔震度5強〕 宮城県：白石市、名取市、角田市、大河原町、 村田町、柴田町、丸森町、栗原市、大崎市、 涌谷町、美里町、仙台市青葉区、仙台市宮城野区、 仙台市若林区、塩竈市、東松島市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村 福島県：白河市、二本松市、田村市、大玉村、 鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、 浅川町、小野町、いわき市、富岡町、葛尾村、 飯館村、猪苗代町 栃木県：那須町、高根沢町 〔震度5弱〕 岩手県：矢巾町、一関市 宮城県：色麻町、加美町、仙台市太白区、 仙台市泉区、多賀城市、富谷市、大和町 山形県：上山市、中山町、米沢市、白鷹町 福島県：西郷村、柳川町、矢祭町、石川町、平田村、 古殿町、三春町、湯川村、会津美里町 茨城県：日立市、常陸太田市、笠間市、 常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、土浦市、 筑西市、鉾田市 栃木県：大田原市、那須烏山市、那珂川町 埼玉県：加須市	【人的被害】死者3人 重傷16人 軽傷168人 【住家被害】全壊144棟 半壊3,070棟 一部破損35,361棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
2	令和3年3月15日	0時25分	和歌山県北部	4.6	5弱	〔震度5弱〕 和歌山県：湯浅町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和3年3月20日	18時09分	宮城県沖	6.9	5強	〔震度5強〕 宮城県：仙台市宮城野区、石巻市、岩沼市、 登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、松島町、 涌谷町、美里町 〔震度5弱〕 宮城県：仙台市青葉区、仙台市若林区、 仙台市泉区、気仙沼市、名取市、角田市、栗原市、 大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、 山元町、利府町、大郷町、大衡村、南三陸町 岩手県：大船渡市、一関市、住田町 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、国見町、 大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村	【人的被害】重傷1人 軽傷10人 【住家被害】一部破損12棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
4	令和3年5月1日	10時27分	宮城県沖	6.8	5強	〔震度5強〕 宮城県：石巻市、大崎市、涌谷町 〔震度5弱〕 青森県：階上町 岩手県：一関市、釜石市 宮城県：仙台市宮城野区、仙台市泉区、気仙沼市、 岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、 川崎町、宮城美里町、女川町、南三陸町 福島県：相馬市、南相馬市、国見町	【人的被害】重傷1人 軽傷3人 【住家被害】半壊1棟 一部破損8棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
5	令和3年9月16日	18時42分	石川県能登地方	5.1	5弱	〔震度5弱〕 石川県：珠洲市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和3年10月6日	2時46分	岩手県沖	5.9	5強	〔震度5強〕 青森県：階上町 〔震度5弱〕 青森県：八戸市、南部町 岩手県：盛岡市	【人的被害】軽傷3人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
7	令和3年10月7日	22時41分	千葉県西北部	5.9	5強	〔震度5強〕 埼玉県：川口市、宮代町 東京都：足立区 〔震度5弱〕 埼玉県：さいたま市緑区、加須市、鴻巣市、草加市、 蕨市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市 千葉県：千葉市中央区、船橋市、松戸市、流山市 東京都：大田区、町田市 神奈川県：横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、 横浜市中区、横浜市港北区、横浜市緑区、 川崎市川崎区	【人的被害】重傷6人 軽傷43人 【住家被害】一部破損72棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
8	令和3年12月3日	6時37分	山梨県東部・ 富士五湖	4.8	5弱	〔震度5弱〕 山梨県：大月市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
9	令和3年12月3日	9時28分	紀伊水道	5.4	5弱	〔震度5弱〕 和歌山県：御坊市	【人的被害】軽傷5人 【住家被害】一部破損2棟	災害対策室 (第1次応急体制)
10	令和3年12月9日	11時05分	トカラ列島近海	6.1	5強	〔震度5強〕 鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)

(備考) 「災害年報」により作成

2. 令和4年1月から令和4年10月までの
主な地震災害

災害による被害状況等については、第1-6-3表のとおりである。

令和4年1月から令和4年10月までの主な地震

第1-6-3表 令和4年1月から令和4年10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和4年11月18日現在)

番号	発生日月	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	最大震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和4年1月4日	6時08分	父島近海	6.1	5強	〔震度5強〕 東京都：小笠原村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
2	令和4年1月22日	1時08分	日向灘	6.6	5強	〔震度5強〕 大分県：大分市、佐伯市、竹田市 宮崎県：延岡市、高千穂町 〔震度5弱〕 高知県：宿毛市 熊本県：阿蘇市、産山村、高森町 大分県：臼杵市、由布市 宮崎県：都農町、椎葉村、美郷町	【人的被害】重傷3人 軽傷10人 【住家被害】一部破損2棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
3	令和4年3月16日	23時34分	福島県沖	6.1	5弱	〔震度5弱〕 宮城県：石巻市 福島県：相馬市		
4	令和4年3月16日	23時36分	福島県沖	7.4	6強	〔震度6強〕 宮城県：登米市、蔵王町 福島県：相馬市、南相馬市、国見町 〔震度6弱〕 宮城県：石巻市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、 東松島市、大崎市、大河原町、川崎町、亶理町、 山元町、涌谷町、美里町 福島県：福島市、二本松市、田村市、伊達市、 桑折町、天栄村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、 浪江町、新地町、飯館村 〔震度5強〕 岩手県：一関市、奥州市、矢巾町 宮城県：仙台市青葉区、仙台市宮城野区、 仙台市若林区、仙台市太白区、仙台市泉区、 塩竈市、白石市、多賀城市、富谷市、村田町、 柴田町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大畑町、大衡村、色麻町、加美町、女川町 山形県：中山町 福島県：郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、 本宮市、川俣町、大玉村、鏡石町、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川村、古殿町、広野町、 川内村、葛尾村 〔震度5弱〕 青森県：おいらせ町、階上町 岩手県：盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、 遠野市、釜石市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、 普代村、野田村 宮城県：気仙沼市、七ヶ宿町、南三陸町 秋田県：横手市、大仙市 山形県：米沢市、酒田市、上山市、天童市、山辺町、 河北町、最上町、高島町、川西町、白鷹町 福島県：猪苗代町、会津美里町、矢祭町、石川町、 平田村、三春町、小野町 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、常陸太田市、 北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、 那珂市、筑西市、小美玉市、茨城町、城里町、 大子町、東海村 栃木県：市貝町、高根沢町、那須町、那珂川町 新潟県：南魚沼市	【人的被害】死者4人 重傷28人 軽傷219人 【住家被害】全壊217棟 半壊4,556棟 一部破損52,162棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
5	令和4年3月18日	23時25分	岩手県沖	5.6	5強	〔震度5強〕 岩手県：野田村 〔震度5弱〕 岩手県：普代村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
6	令和4年4月19日	8時16分	福島県中通り	5.4	5弱	〔震度5弱〕 茨城県：城里町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
7	令和4年5月22日	12時24分	茨城県北部	6.0	5弱	〔震度5弱〕 福島県：いわき市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策室 (第1次応急体制)
8	令和4年6月19日	15時08分	石川県能登地方	5.4	6弱	〔震度6弱〕 石川県：珠洲市 〔震度5弱〕 石川県：能登町	【人的被害】軽傷7人 【住家被害】一部破損62棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
9	令和4年6月20日	10時31分	石川県能登地方	5.0	5強	〔震度5強〕 石川県：珠洲市		
10	令和4年6月26日	21時44分	熊本県熊本地方	4.7	5弱	〔震度5弱〕 熊本県：美里町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
11	令和4年8月11日	0時35分	上川地方北部	5.2	5弱	〔震度5弱〕 北海道：中川町	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損2棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
12	令和4年8月11日	0時53分	上川地方北部	5.4	5強	〔震度5強〕 北海道：中川町		
13	令和4年10月2日	0時02分	大隅半島東方沖	5.9	5弱	〔震度5弱〕 宮崎県：日南市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
14	令和4年10月21日	15時19分	福島県沖	5.0	5弱	〔震度5弱〕 福島県：楡葉町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1. 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法のほか、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る特別措置法では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施設や訓練等に関する計画の作成について定められている。また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が

5年延長された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（第1-6-4表）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じるとともに、連携して緊急地震速報訓練を実施するほか、きめ細かな地震観測網構築のため、震度情報ネットワークを整備する等、引き続き可能な限りの災害予防に向けて取り組む。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市区町村	地震防災対策推進地域 8都県 272市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い	千島海溝沿い
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約199,000	約100,000
	全壊建物数(棟)	約260,000	約2,386,000	約610,000	約220,000	約84,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約214.2兆	約95兆	約31.3兆	約16.7兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 	大規模地震対策特別措置法(S53)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)(以下「南海トラフ地震特措法」という。)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)(以下「日本海溝・千島海溝地震特措法」という。)	
	<ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 					
大綱	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等 	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)	地震防災対策特別措置法(H7)			
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する 	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) 	地震防災基本計画 S55.4策定	推進基本計画 H26.3策定 R3.5変更	緊急対策推進基本計画 H26.3策定 H27.3変更	推進基本計画 H18.3策定 R4.9変更	

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市区町村	地震防災対策推進地域 8道県 272市町村
応急処置方針	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの 南海トラフ地震と首都直下地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている 中央防災会議が決定する 	大規模地震・津波災害応急対策対応方針 H26. 3策定 R 4. 6改定			
実施計画等	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき地方公共団体が作成 地方防災会議等が決定する 	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画

(1) 日本海溝・千島海溝地震特措法の改正

令和3年12月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が公表した被害想定及び令和4年3月に公表した報告書を受け、令和4年5月に日本海溝・千島海溝地震特措法が改正された(同年6月施行)。改正により、新たに指定された津波避難対策特別強化地域において、市町村が津波避難対策緊急事業計画を作成すれば、避難場所や避難経路を整備する際に国の負担又は補助の特例等が適用されることになるなど、南海トラフ地震特措法と同程度に対策が強化されたほか、施設等の整備について積雪寒冷地域の必要な機能が確保されるよう、特に配慮し対策を講じることとされた。

法改正を受け、地方公共団体では推進計画の変更等が必要になるため、消防庁では内閣府と連携して推進計画作成例を改訂して周知するなど助言を行った。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、地方公共団体におけるこれらの施設の耐震化を促している。

耐震化の進捗については、令和3年10月1日現在の施設区分ごとの耐震率は第1-6-5表のとおりである。

(3) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用に対しては、「緊急防災・減

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

(令和3年10月1日現在)

施設区分	耐震率	施設区分	耐震率
社会福祉施設	92.3%	体育館	89.4%
文教施設(校舎・体育館)	99.5%	診療施設	94.5%
庁舎	90.4%	警察本部・警察署等(※)	86.0%
県民会館・公民館等	87.7%	消防本部・消防署所	95.1%
		合計	95.6%

(※) 機動隊庁舎、警察学校、交番等を含む。

災事業債」による財政措置を講じている。さらに、令和3年8月からは、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部員室等を整備する場合、当該整備に係る費用にも同事業債の充当が可能となった。

(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業にかかる計画変更等について助言を行った。

また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和3年度には同補助金により244基の整備が行われ、令和4年4月1日現在、全国で12万5,822基が整備されている。

(5) 震度情報ネットワークシステムの整備

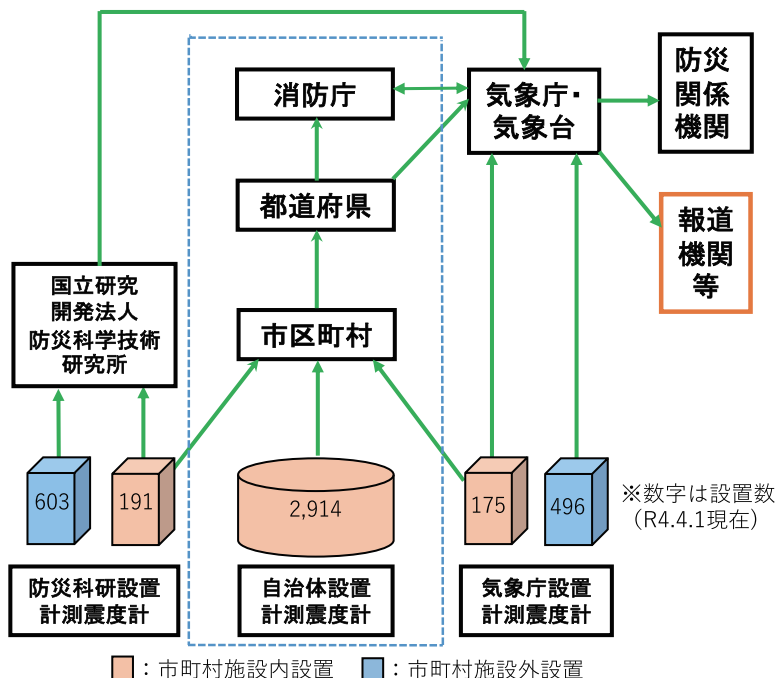
地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900箇所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム(第1-6-1図)が運用されて

いる。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和3年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施

し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

第1-6-1 図 震度情報ネットワークシステムの概要



(6) 緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和4年度は第1回を6月15日、第2回を11月2日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成状況等について実態を把握するとともに、施設整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じる等、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

2. 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。また、同年制定された津波対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

(1) 津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請している。

令和2年12月1日現在の調査結果では、津波避難計画の策定対象市町村（675団体）のうち、策定済の市町村は99.4%（671団体）であった。

(2) 津波避難のために必要な取組の促進

令和4年1月15日に発生したトンガ諸島の火山噴火による潮位変化では、太平洋沿岸に津波警報や津波注意報が発表されたが、一部の地方公共団体では住民への伝達が行われなかったり、発令基準では避難指示としていたものの基準どおりの発令が行われなかった。このことから消防庁では内閣府とともに、都道府県に対し、同年3月に通知を发出し、次

の事項について関係市町村に周知し助言や支援を行うよう要請した。

- ア 津波警報、津波注意報等の迅速かつ確実な伝達
- イ 避難指示等の発令
- ウ 発令基準の適切な設定
- エ 適切な避難方法等の設定、周知
- オ 適切な避難行動の促進
- カ 火山噴火等に伴う潮位変化においても、遠地震による津波の場合と同様に適切な対応をとること

(3) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による地方財政措置を講じている。

第7節

原子力災害対策

原子力災害等の現況と最近の動向

1. 原子力施設の現況と主な事故

我が国には、原子力施設として、原子力発電所、再処理施設、加工施設等が立地している（第1-7-1図）。

平成7年（1995年）以降の原子力施設における主な事故は13件である（火災、放射性物質等の漏えい、被ばく等が発生し、消防機関が出動したもの）（資料1-7-1）。

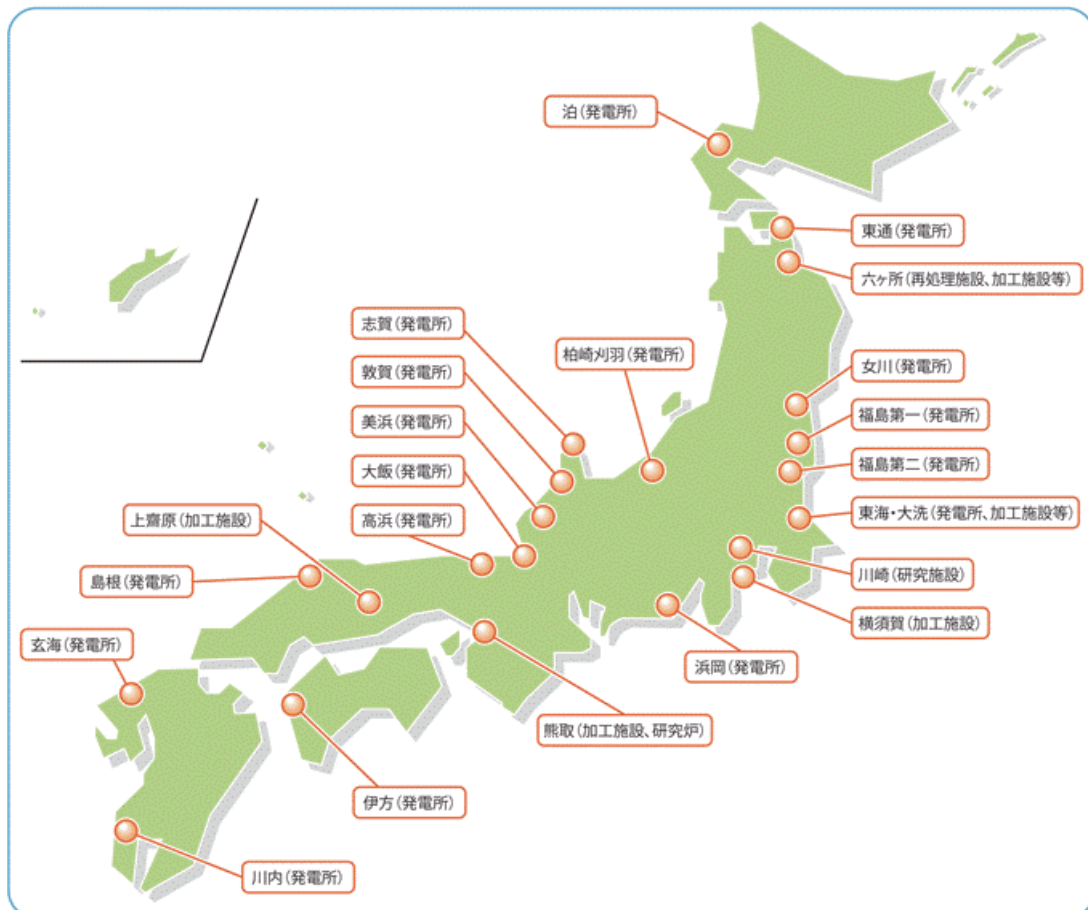
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所

事故（以下「福島原発事故」という。）の発生以降、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域が設定されている（第1-7-2図）。直近では、令和4年8月に双葉町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、避難指示が解除された。

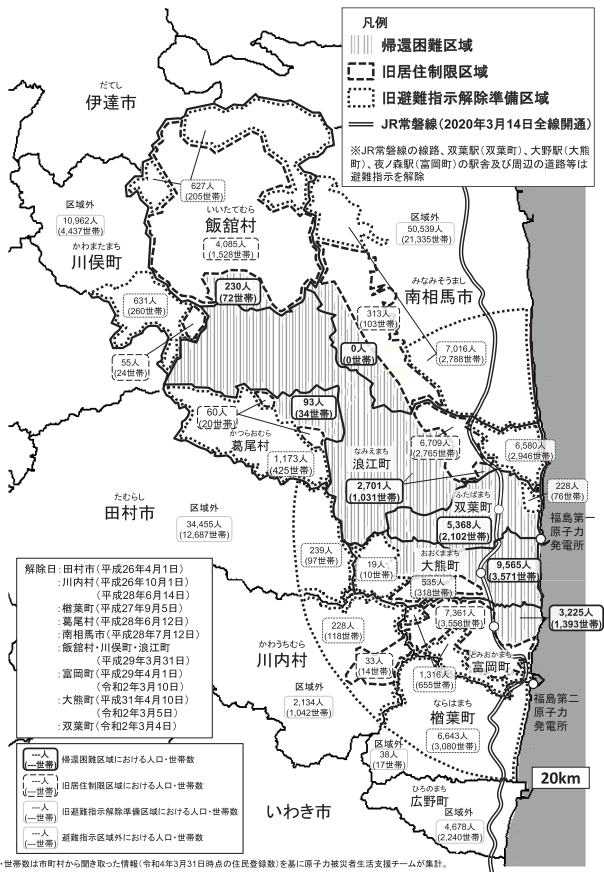
当該区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）及び相馬地方広域消防本部では、放射性物質による汚染、地震等による消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っており、双葉消防本部は、現在も避難指示区域外に本部庁舎を移転している。

第1-7-1図 我が国の主な原子力施設立地地点



（備考）原子力規制委員会資料を基に作成

第1-7-2 図 避難指示区域の概念図（令和4年3月31日時点）（経済産業省ホームページから引用）



避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策のための定期的な巡回の実施、火災の早期発見のための監視カメラの設置、さらに簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入といった必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、除草や枝木の伐採等の面で制約があり、火災の早期発見が困難であることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年3月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、双葉消防本部の仮庁舎等の整備に係る財政支援を行うとともに、「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部において必要な消防施設の整備や消防応援活動に要した経費等の財政支援を行っている。

さらに、「双葉消防本部支援調整会議」において、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等につい

て必要な検討・調整を行っている。

原子力災害対策等の現況

1. 原子力施設等の原子力災害対策

原子力災害対策は、災害対策基本法及び原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を作成し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、内閣府（原子力防災担当）を中心とした関係省庁と連携し、政府として、関係地方公共団体が作成する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。

2. 消防機関における活動対策

（1）マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や原子力防災組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成26年3月。令和4年3月一部改訂）ほか各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

（2）放射性物質事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針では、原子力施設の立地など地域の実情に応じて、放射性物質による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。

また、消防庁では、個人警報線量計等の放射性物質事故対応資機材を消防組織法（国有財産等の無償使用）に基づき、緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

（3）消防職員に対する教育・訓練等

消防職員に対する原子力防災研修等については、消防大学校において、実務講習「緊急消防援助隊教育科NBCコース」を実施している。また、放射性物質による事故発生時の消防活動の基本的事項等、全

ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート！ RI119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」(平成23年3月。平成27年3月一部改訂)を作成し、消防機関等に配布している。

このほか、消防庁では、原子力規制庁による消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等に講師派遣等を行っている。

原子力災害対策等の課題

1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組

(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と併せて体制の充実強化を図る必要がある。消防庁としても、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていく必要がある。

(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと併せ、地域防災計画の見直しが進められているところである。福島原発事故以前における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」の目安は、原子力発電所にあつてはおおむね半径8～10kmとされていたが、福島原発事故以後に策定された原子力災害対策指針では「重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域(原子力災害対策重点区域)」の範囲の目安としておおむね半径30kmに拡大された。このため、原子力災害対策指針策定後に新たに当該区域の圏内となった地方公共団体の地域防災計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであり、今後ともこれらの取組を通じて、原子力防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島原発事故において、国の要請により緊急消防援助隊として3号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員に対し、定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により健康管理の支援を行っており、引き続き支援を実施していく必要がある。

2. 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質輸送時において、放射性物質や放射線の放出を伴う事故が発生した場合、消防機関は、迅速かつ適切に対応を行う必要があることから、引き続き事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

第8節

その他の災害対策

火山災害対策

1. 令和3年以降の主な火山活動

令和3年以降の主な火山活動による被害状況等については、第1-8-1表のとおりである。

2. 火山災害対策の現況と課題

平成26年9月の御嶽山噴火災害で明らかになった、登山者を対象とした警戒避難体制の整備の必要性や、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え伝達する重要性等の課題を踏まえ、平成27年7月に改正された活動火山対策特別措置法では、同法の目的である生命及び身体の安全を図る対象として住民だけでなく、登山者についても明記されたほか、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行う火山防災協議会の設置や、火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達等に関する事項を地域防災計画に定めることとされた。

また、同災害では、何らかの身を隠す施設等に避難できた登山者が、結果的に噴石から難を逃れるこ

とができた例も報告された。

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、より具体的な事象を想定した避難のあり方検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎の整備等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による財政支援を実施しているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用についても、地方公共団体が補助する場合について、その補助額の一部を補助している。

雪害対策

1. 雪害の現況と最近の動向

令和3年11月から令和4年4月までの雪害による人的被害は、死者99人（前年110人）、重傷者585人（同675人）及び軽傷者1,012人（同1,030人）、住家被害は、全壊9棟（同17棟）、半壊12棟（同

第1-8-1表 令和3年以降の主な火山活動

(令和4年11月18日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	発生場所	現象	噴火警報	噴火警戒レベル	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和3年2月28日	—	口永良部島新岳火口	火山性地震	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和3年3月30日 令和3年3月31日	22時05分 2時57分	諏訪之瀬島御岳火口	爆発	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和3年4月25日	1時09分	桜島南岳山頂火口	爆発	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)を継続	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
4	令和3年6月21日 令和3年6月23日	22時54分 0時04分	諏訪之瀬島御岳火口	爆発	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
5	令和3年9月16日 令和3年9月17日	20時14分 2時12分	諏訪之瀬島御岳火口	爆発	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和3年10月20日	11時43分	阿蘇山中岳第一火口	噴火	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
7	令和4年2月24日	—	阿蘇山中岳第一火口	火山性微動	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
8	令和4年7月24日	20時05分	桜島南岳山頂火口	爆発	噴火警報(居住地域)	5(避難)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策本部 (第3次応急体制)
9	令和4年9月28日	—	諏訪之瀬島御岳火口	噴火活動の活発化	噴火警報(火口周辺)	3(入山規制)に引き上げ	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

21棟)、一部破損729棟(同1,235棟)、床上浸水1棟(同5棟)及び床下浸水6棟(同34棟)となっており、雪による被害は前年の調査期間に比べ減少した。

2. 雪害対策の現況と課題

雪害による死亡要因をみると、屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が大半を占めており、地方公共団体においては、除雪作業中の事故による死者を減らす取組が求められる。

消防庁では、このような事故を極力未然に防止できるよう、内閣府と連携して地方公共団体に対して除雪作業中の事故防止における実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行う等、引き続き事故防止に向けて取り組む。

また、令和2年12月から令和3年1月にかけての大雪に伴い多数の自動車の立ち往生が発生したことから、令和3年12月に関係機関と連携して都道府県に対して、積雪等に伴う大規模な自動車の立ち往生が発生した場合には、道路管理者、地方整備局や地方運輸局等と連携して支援体制を構築し、救済物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難を支援するなど、具体的な取組を市町村、消防本部等の関係機関と十分に協議の上、万全を期して対応し、滞留車両の乗員の安全確保に努めるよう要請した。

2. 地下施設等の災害対策の現況と課題

(1) 鉄道トンネル及び道路トンネル

鉄道トンネル(地下鉄道トンネルを含む)、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、一旦火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うことから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。

道路トンネルに関しては、関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」及び「道路トンネル非常用施設設置基準」により火災事故防止対策の充実に努めている。

(2) 大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下^{*1}の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が平成12年(2000年)5月に制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体で構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめ、これを踏まえ確実に安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

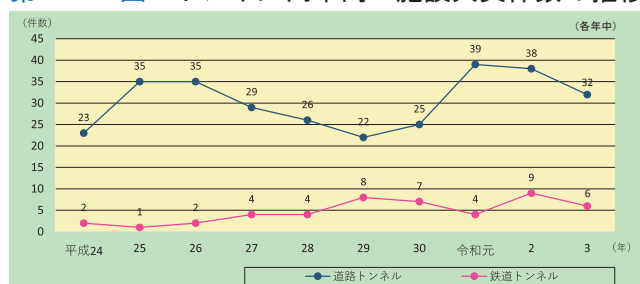
また、中央新幹線(品川・名古屋間)は、大都市圏において大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客

地下施設等の災害対策

1. 地下施設等の火災の現況

過去10年間に発生した道路及び鉄道トンネルを含む地下施設等の火災件数は、第1-8-1図のとおりである。

第1-8-1図 トンネル内車両・施設火災件数の推移



(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

*1 大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講ずる必要がある。このため、消防庁では、中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及び中央新幹線沿線消防本部から構成される連絡会議を開催している。

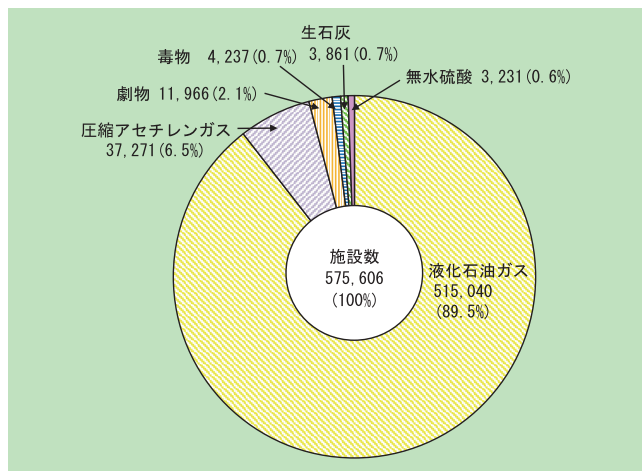
消防活動阻害物質に係る災害対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で一定数量以上のもの（消防活動阻害物質）については、これを貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の3の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている（第1-8-2図）。

消防活動阻害物質としては、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物及び劇物取締法に規定する毒物・劇物のうち一定の物質が指定されており、火災の発生に連なる危険性や、燃焼及び消火活動に伴い爆発や有害なガス等を発生して、他の通常の火災の場合にはみられない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性を有している。

第1-8-2図 消防活動阻害物質に係る届出施設の状況

(令和4年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向

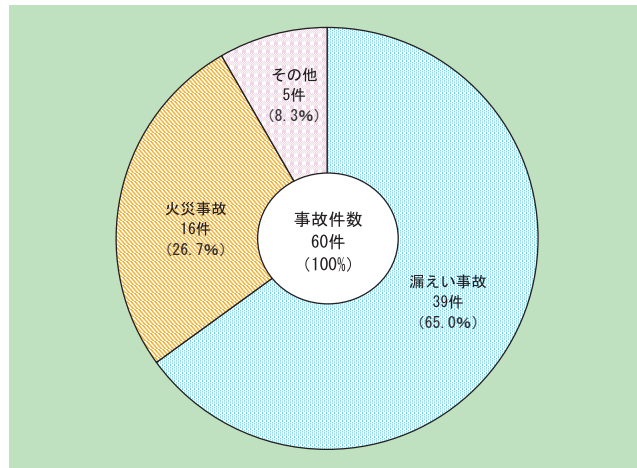
令和3年中に消防機関が覚知した、消防活動阻害物質に係る事故の総件数は60件であり、その内訳は、火災事故が16件、漏えい事故が39件、その他

が5件である（第1-8-3図）。

また、これらの事故による死者は1人、負傷者は10人となっている。

第1-8-3図 消防活動阻害物質に係る事故件数

(令和3年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

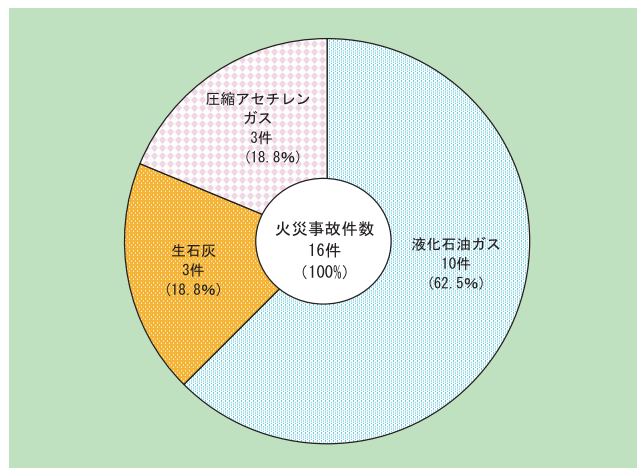
(1) 火災事故の状況

令和3年中の消防活動阻害物質に係る火災事故16件（対前年比6件減）による死者は1人（前年同数）、負傷者は2人（同24人減）となっている。

また、物質の種類別の内訳は、液化石油ガスによるものが10件（62.5%）、生石灰によるものが3件（18.8%）、圧縮アセチレンガスによるものが3件（18.8%）となっている（第1-8-4図）。

第1-8-4図 消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳

(令和3年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

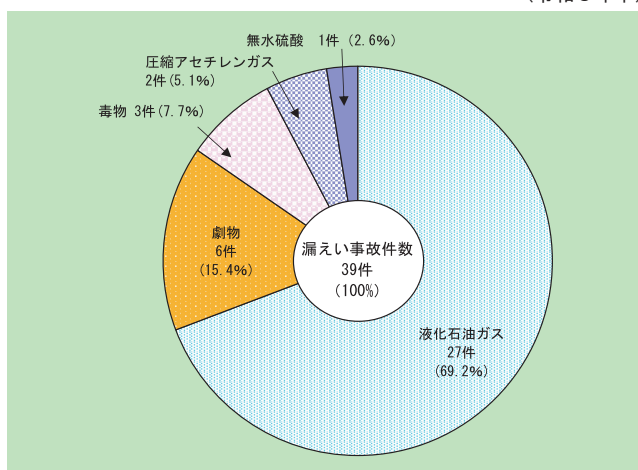
(2) 漏えい事故の状況

令和3年中の消防活動阻害物質に係る漏えい事故39件（対前年比1件減）による死者は0人（前年同数）、負傷者は5人（同6人減）となっている。

また、物質の種類別の内訳は、液化石油ガスが27件（69.2%）、劇物が6件（15.4%）、毒物が3件（7.7%）となっている（第1-8-5図）。

第1-8-5図 消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳

（令和3年中）



- （備考） 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題

(1) 実態の把握及び指導

消防活動阻害物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

(2) 危険物災害等情報支援体制の充実

消防活動阻害物質に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で消防活動阻害物質の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。

海上災害対策

1. 海上災害の現況と最近の動向

令和3年中の主要港湾*2 110港における海上災害で消防機関が出動したものは28件であり、このうち火災によるものが11件（全体の39.3%）、油の流出によるものが10件（全体の35.7%）となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000t未滿が14件で全体の50%を占めている（資料1-8-1）。

2. 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律においても、消防機関と海上保安庁との協力義務が規定されている。

3. 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化等により、海上災害が発生する危険性が高まっている中、消防機関が有効な消火・救急・救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

平時から海上保安庁とは、事故情報の共有を図るとともに、毎年各省庁が参加する大規模油流出事故を想定した対処訓練に参加し、連携の更なる向上に取り組んでいる。

航空災害対策

1. 航空災害の現況と最近の動向

令和3年中に航空災害で消防機関が出動したものは101件であり、このうち消火・救急救助活動を実施したものは2件で、飛行場内が1件、飛行場外が1件となっている。

2. 航空災害対策の現況

航空災害は、一旦発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

消防庁では、これまで国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に示すとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう指導しており、令和4年4月1日現在、運営中のすべての空港と空港所在市町村の消防機関の間で協定が締結されている。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、関係省庁間において締結されている航空機の捜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

*2 主要港湾：1隻の総トン数が1,000t以上のタンカーが1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

第2章

消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和4年4月1日現在では、全国に723消防本部、1,714消防署が設置されている(資料2-1-1)。

消防職員は16万7,510人であり、うち女性職員は6,148人である(第2-1-1図、資料2-1-1)。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署(いわゆる常備消防)と消防団(いわゆる非常備消防)とが併存している市町村(以下「常備化市町村」という。)と、〔2〕消防団のみが存する町村(以下「非常備町村」という。)がある。

令和4年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村(7都県)に存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村(非常備町村全体の72.4%)は島しょである(資料V)。

一部事務組合又は広域連合により設置されてい

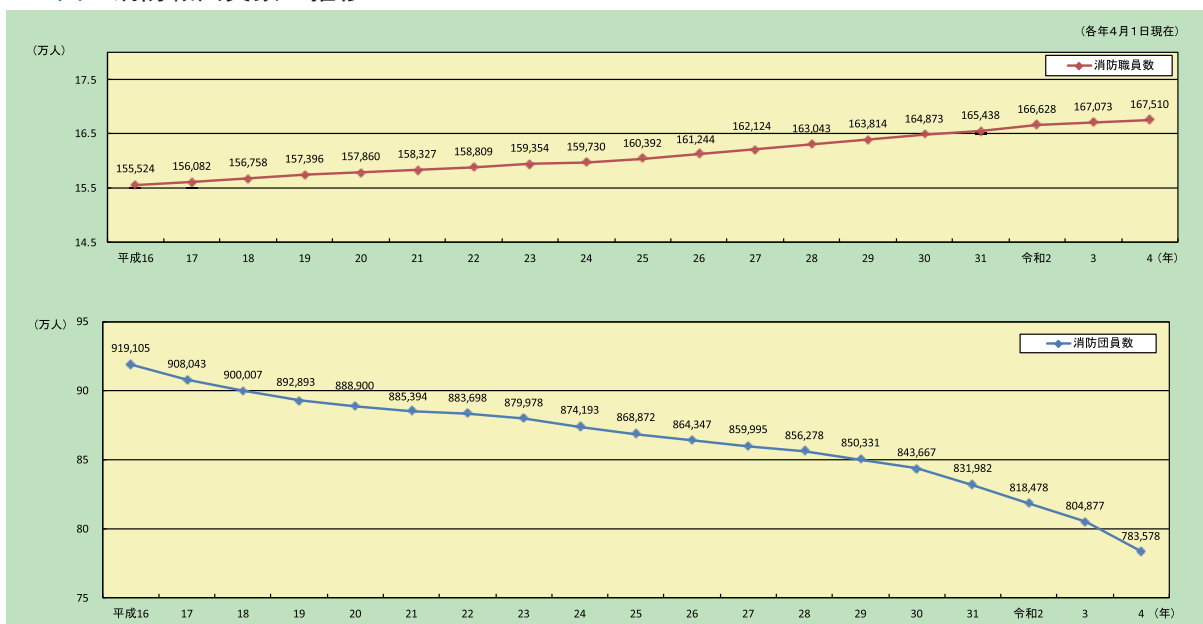
る消防本部は288本部(うち広域連合は22本部)であり、その構成市町村数1,109市町村(370市、599町、140村)は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は146市町村(39市、87町、20村)であり、常備化市町村全体の8.6%に相当する(第2-1-2図)。

(2) 消防団

令和4年4月1日現在、全国の消防団数は2,196、消防団員数は78万3,578人であり、消防団は全ての市町村に設置されている(第2-1-1図、資料2-1-1)。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている(消防団の組織体制等については、特集3を参照)。

第2-1-1図 消防職団員数の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

第2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(令和4年4月1日現在)

消防本部数		市町村				常備／非常備	
		市	町	村	常備化市町村		
723		1,690	793	736	161	常備化市町村	
単独	435	435	384	50	1	単独	設置方式
一部事務組合等	288	1,109	370	599	140	一部事務組合等構成	
		146	39	87	20	事務委託	
		29	-	7	22	非常備町村	
		1,719	793	743	183	合計	

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 東京23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車(屈折はしご自動車を含む)、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている(資料2-1-4)。

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和3年中の119番通報件数は、801万7,669件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の71.6%を占めている(資料2-1-5)。

近年では携帯電話・IP電話等(以下「携帯電話等」という。)による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が51.9%、IP電話が23.9%となっている(資料2-1-6)。

(ア) 119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位

置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。通報者の位置情報を受信するための設備を整備している消防本部は、令和4年3月31日現在、715本部となっている。

(イ) 音声によらない通報

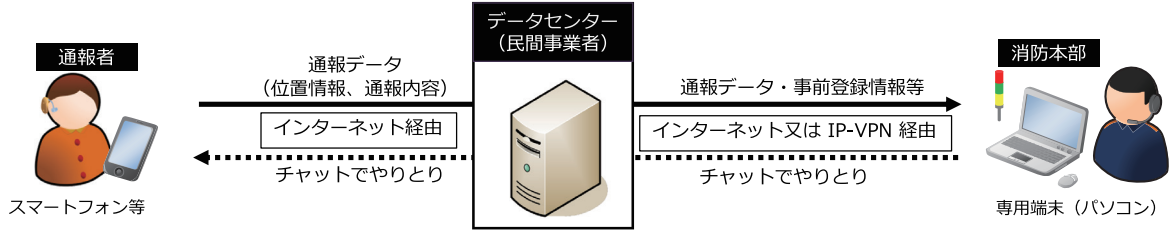
消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく公共インフラとして、令和3年7月より全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119緊急通報システム」(第2-1-3図)があり、令和4年6月1日現在、723消防本部中609消防本部(約84%)が導入済みである。

第2-1-3 図 Net119の流れ

通報の流れ



利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等の保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報(住所、氏名など)とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

スマートフォン画面

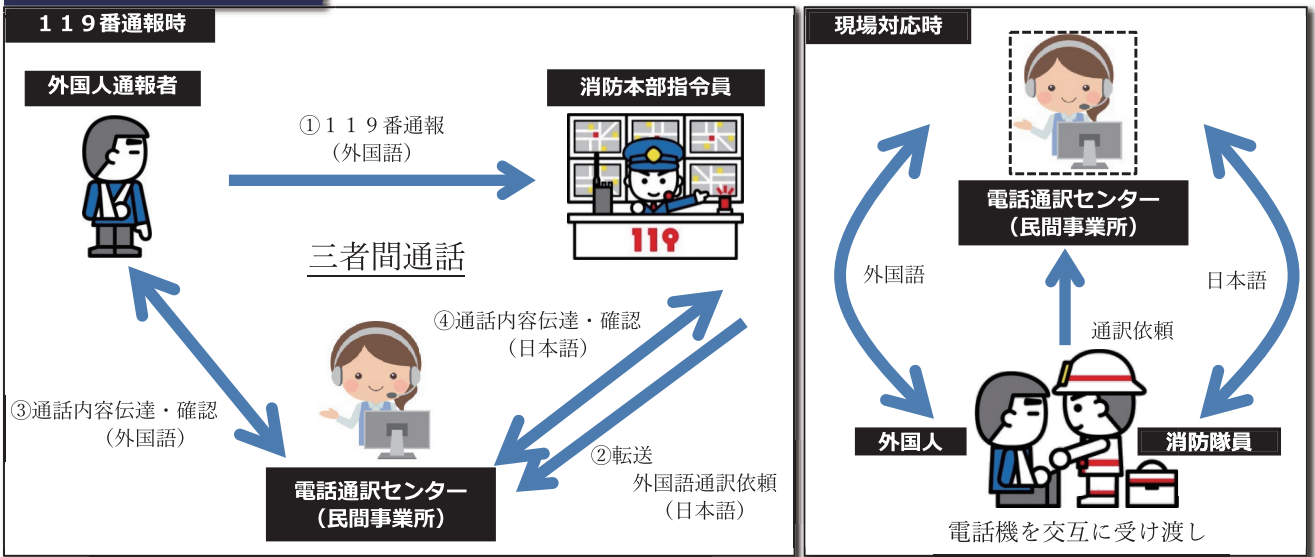


消防本部の受付画面



第2-1-4 図 三者間同時通訳の流れ

三者間同時通訳の流れ



(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる(第2-1-4図)。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応す

るため、外部システムとのデータの出入り口（標準インターフェイス）の検討など高度化等に向けた取組を進めている。

（3）消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、251万5,624個であり、うち消火栓は195万4,330個、防火水槽は54万2,179個である（資料2-1-7）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3. 消防財政

（1）市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村等の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における令和2年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は2兆1,250億円で、前年度に比べ330億円（1.6%）の増加となっており、市町村等の普通会計歳出決算額75兆8,230億円に占める消防費決算額の割合は2.8%となっている。また、令和2年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万5,973円であり、住民1人当たりでは1万6,714円となっている（資料2-1-8）。

イ 消防費の性質別内訳

令和2年度消防費決算額2兆1,250億円の性質別内訳は、人件費1兆3,733億円（全体の64.6%）、普通建設事業費4,005億円（同18.8%）、物件費2,509億円（同11.8%）となっている（資料2-1-9）。

（2）消防費の財源

ア 財源構成

令和2年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆7,428億円（全体の82.0%）、次いで地方債2,722億円（同12.8%）、

国庫支出金289億円（同1.4%）となっている（資料2-1-10）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和4年度の単位費用は1万1,500円となり、基準財政需要額は1兆6,892億円（対前年度比1.6%減）となっている（資料2-1-11）。

ウ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）等がある（資料2-1-12、資料2-1-13）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊急消防援助隊については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和4年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊急消防援助隊は49.9億円となっている。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である（資料2-1-14）。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

令和4年度 消防庁予算の概要		
R4当初	129.7億円(デジタル庁一括計上分を除くと118.9億円)	令和3年度 補正予算 159.9億円 (令和2年度 補正予算※67.4億円) ※1~3次補正予算の合計
○一般会計	126.2億円 (対前年度比 0.0億円、0.0%増)	○復興特別会計
		3.5億円 (対前年度比1.2億円、53.2%増)

<重点取組事項>

1. 緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化

大規模災害・特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の体制強化、広域化等による常備消防の充実強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 消防防災施設整備費補助金 13.7億円
- 消防の広域化及び連携・協力の推進等 0.3億円

3. 消防防災分野のDXの推進

消防防災分野におけるデジタル化の推進

- AI技術・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動支援に要する経費 0.2億円
- 医療機関との情報連携による救急業務の迅速化等の検討 0.6億円

4. 火災予防対策の推進

危険物施設の効果的な予防保全対策の検討、消防用機器等の海外展開等

- 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討 0.6億円

2. 消防団や自主防災組織等の充実強化

7.4億円

(対前年度比0.1億円、1.3%増)

消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等

- 消防団の力向上モデル事業 【新規】2.5億円
- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.5億円

地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

- 救助用資機材の無償貸付 1.9億円
- 準中型免許取得に係るモデル事業等 0.3億円



【様々な災害を想定して訓練する消防団員】

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和2年度における決算額は1,268億円であり、令和2年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.2%である（資料2-1-15）。

(4) 消防庁予算額

ア 令和4年度当初予算

消防庁の令和4年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて129.7億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、126.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、110.2億円である。また、令和3年度補正予算で159.9億円措置されている。

主な事業として、大規模災害・特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の体制強化、広域化等による常備消防の充実強化71.0億円、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化7.4億円、消防防災分野におけるデジタル化の推進0.9億円となっている（第2-1-5図、資料2-1-16）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

イ 復興特別会計予算

令和3年度に引き続き、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において3.5億円の予算措置を講じた。

- 消防防災施設災害復旧費補助金 (0.6億円)
- 消防防災設備災害復旧費補助金 (0.7億円)
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 (1.5億円)
- 緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）(0.7億円)

4. 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示)は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。

各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO(国際標準化機構)の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会(ISO/TC94/SC14)において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和3年7月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和4年3月に本ガイドラインを改定した。

第2節

消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

2. 消防の広域化のメリット

消防の広域化のメリットとして、一般的に次の3点が挙げられる。

(1) 初動体制の充実等による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。

(2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(3) 消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模な消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び消防指令センター等の計画的な整備が可

能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる。

3. これまでの取組

(1) これまでの取組とその成果

全国の消防本部数は、平成6年(1994年)4月1日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4月1日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに57地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から56本部減少して431本部(全体の約6割)となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された(資料VI)。

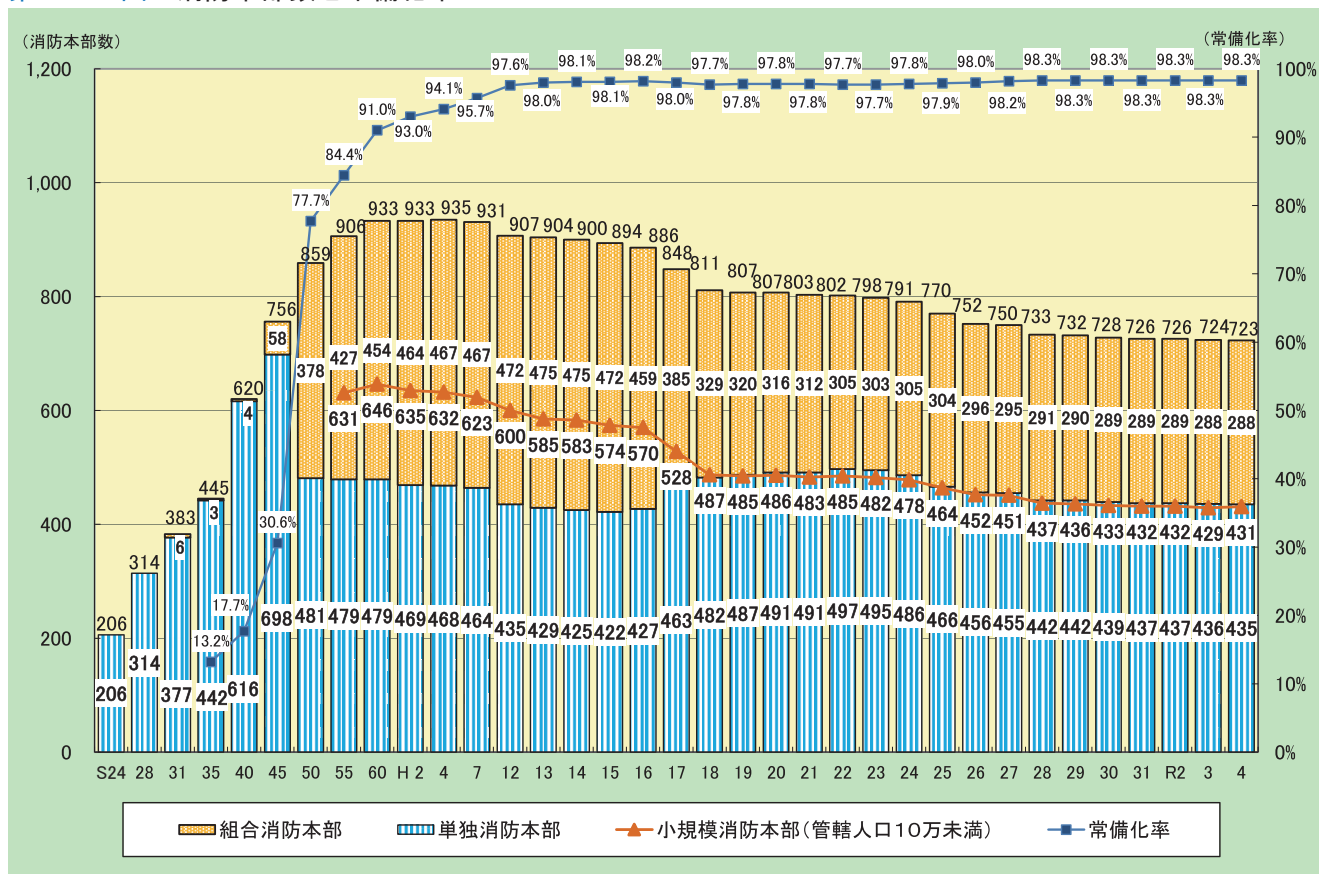
平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針を示すとともに、平成30年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示。以下「広域化基本指針」という。)」を改正し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進してきており、そのうち指令の共同運用については、令和4年4月1日現在、46地域(193本部、12非常備町村)で行われている。

令和4年4月1日現在、消防本部数は723本部となった(第2-2-1図)。

(2) 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進(令和4年)

令和4年には、近年、消防指令センターの共同運用を契機として、消防の広域化につながった地域があるという実態も踏まえ、「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について(通知)」(令和4年3月31日付)を発出し、連携・協力実施計画に定める事項として、将来的な広域化に向けた議論を進めていくこと等について明確化することを義務

第2-2-1 図 消防本部数と常備化率



(備考) 1 各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。
 2 昭和24,28年は、組合と単独の合計値。

付けた。

4. 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、広域化基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザー^{*1}の派遣などの支援を行っている。

イ 財政措置

消防の広域化及び連携・協力に伴って必要になる経費に対して、その運営に支障の生じることがない

よう、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築、同計画等に基づき実施する消防指令センター(指令装置等)の整備、並びに同計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備及び同計画に基づき必要となる消防用車両等の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としている(第2-2-2図)。

*1 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2 図 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和4（2022）年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要経費
		特別交付税	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村 〔※1〕	特別交付税	消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
		特別交付税	消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債〔※2〕 ・消防署等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		
連携・協力	都道府県	特別交付税	消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する支援に要する経費 ・消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
		地方債〔※2〕	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。）
	地方債〔※2〕	緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車をいう。	
	補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

- ※1 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
- ※2 消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）
- ※3 消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。



（2）都道府県の取組

ア 推進計画の概要

消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化対象市町村の組合せや、連携・協力の対象となる市町村を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、〔1〕広域化の気運醸成や効果についての勉強会等の開催、〔2〕広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、〔3〕都道府県独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となるシステム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置額を除いた事業費について補助する制度などがある。

（3）市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行っている市町村は、市町村長部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、〔1〕広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、〔2〕消防本部の位置及び名称、〔3〕市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、〔4〕構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

第3節

消防職団員の活動

1. 活動状況

令和3年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、第2-3-1表のとおりである。

2. 公務による死傷者の状況

令和3年中における公務により死亡した消防職団員は2人、同じく負傷した消防職団員は1,460人である（資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3）。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条

件は、市町村等の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和3年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると30万1,083円（平均年齢38.3歳）であり、一般行政職

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(令和3年中) (単位: 回、人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回数	39,757	28,168	67,925	0.7
	延人員	649,731	619,430	1,269,161	3.4
救 急	回数	6,193,581	1,042	6,194,623	65.0
	延人員	18,623,801	5,430	18,629,231	50.6
救 助	回数	99,395	1,697	101,092	1.1
	延人員	1,464,109	9,865	1,473,974	4.0
風 水 害 等 の 災 害	回数	9,303	5,848	15,151	0.2
	延人員	40,835	144,546	185,381	0.5
演 習 訓 練	回数	462,745	125,477	588,222	6.2
	延人員	2,563,256	1,582,184	4,145,440	11.3
広 報 ・ 指 導	回数	267,832	76,333	344,165	3.6
	延人員	872,411	632,720	1,505,131	4.1
警 防 調 査	回数	468,974	9,893	478,867	5.0
	延人員	1,684,664	78,128	1,762,792	4.8
火 災 原 因 調 査	回数	38,739	431	39,170	0.4
	延人員	168,353	1,190	169,543	0.5
特 別 警 戒	回数	78,065	78,008	156,073	1.6
	延人員	271,910	949,465	1,221,375	3.3
捜 索	回数	2,867	1,397	4,264	0.0
	延人員	38,152	35,586	73,738	0.2
予 防 査 察	回数	602,017	866	602,883	6.3
	延人員	1,431,456	17,329	1,448,785	3.9
誤 報 等	回数	51,904	5,710	57,614	0.6
	延人員	794,693	63,195	857,888	2.3
そ の 他	回数	710,171	167,365	877,536	9.2
	延人員	2,978,205	1,091,812	4,070,017	11.1
計	回数	9,025,350	502,235	9,527,585	100.0
	延人員	31,581,576	5,230,880	36,812,456	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

の場合は31万6,040円（平均年齢42.1歳）となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は9万9,261円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（資料2-3-4、資料2-3-5）。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

令和3年度においては、全国724の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された4,922件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の31.9%を占めた。また、令和2年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の59.5%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見もみられる（資料2-3-6、資料2-3-7、資料2-3-8、資料2-3-9）。

（2）消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下「ハラスメント等」という。）につ

いて、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け通知。以下、本節において「7月4日通知」という。）により各消防本部に示した（資料2-3-10）。

ア 各消防本部において実施すべき対応策

（ア）消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえた取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

（イ）ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けることができる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある（第2-3-1図）。

（ウ）懲戒処分 of 厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

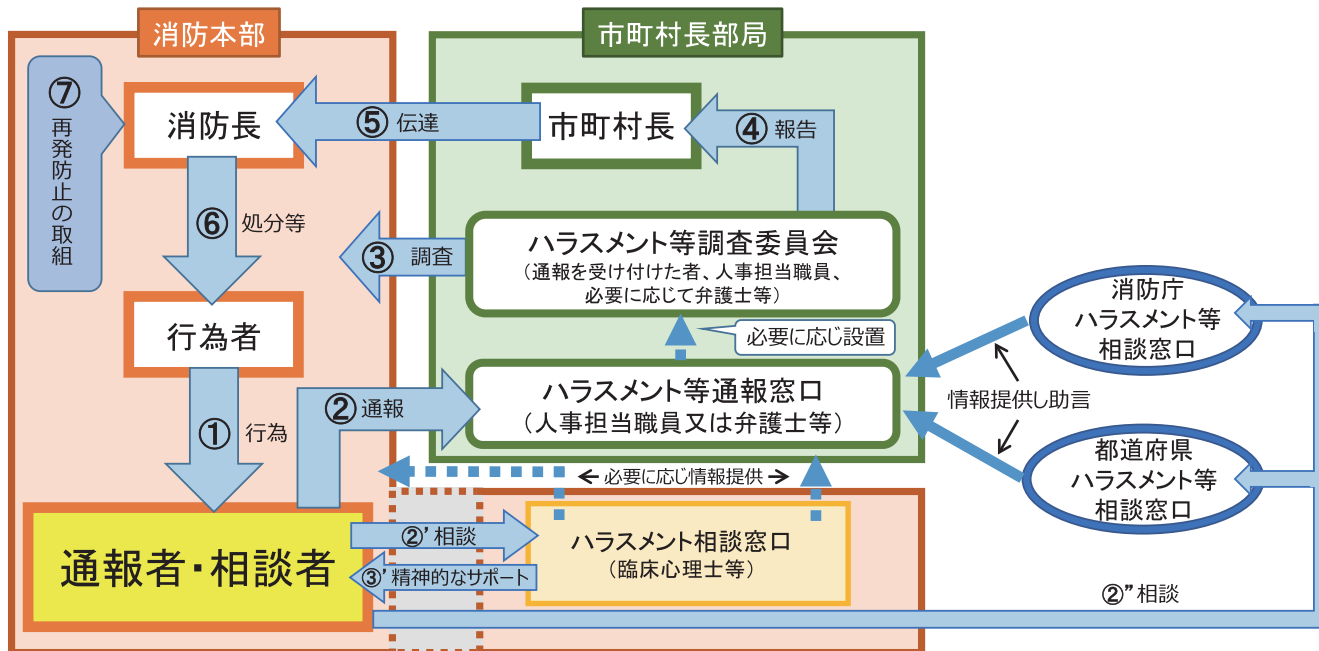
（エ）職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気づきを促す取組を行う必要がある。

（オ）研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

第2-3-1 図 ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



イ 各都道府県において実施すべき対応策

(ア) ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

(イ) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

ウ 消防庁における対応策

(ア) 消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成29年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としている。

(イ) ハラスメント等に関するテキストの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員向け、管理

監督者向け、相談担当者向けに作成し、消防庁ホームページで公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/harassment/harassment001.html>）。

(ウ) 全国説明会・研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成30年度に全国で説明会を行っている。当該説明会において、7月4日通知を中心に、詳細な解説を行うとともに、質疑にも答えるなど、きめ細かい支援を行っているほか、各消防本部等の実情の聞き取りも実施している。

また、令和元年度から、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、専門講師による研修会を全国で29回開催している。

(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア 女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和44年（1969年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な

視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。

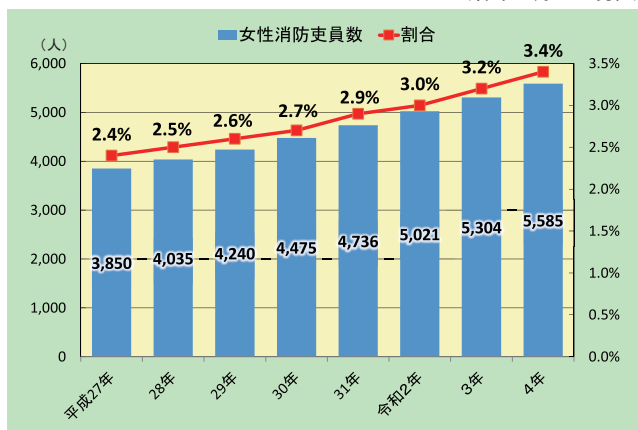
女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成6年（1994年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務や警防業務を含む交替制勤務を行っている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和4年4月1日現在、全消防吏員（16万5,928人）に占める女性消防吏員の割合は3.4%（第2-3-2図）であり、警察官10.9%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官8.3%、海上保安庁8.6%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和3年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和4年4月1日現在、全国723本部中121本部（16.7%）あり、その約8割が消防吏員数100人未満の消防本部である。

第2-3-2図 女性消防吏員数・割合の推移

（各年4月1日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ 市町村及び各消防本部の取組

消防庁は市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

（ア）女性消防吏員の計画的な増員の確保

a 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に

引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

b 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

（a）積極的なPR活動の展開

消防本部においては、これから社会人になる年齢層の女性に対し、業務内容、勤務条件等を含めた消防の仕事の魅力について、積極的にPRすること。

（b）採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

（c）女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解の上、適切な措置を検討すること。具体的には、想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

（イ）適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

（ウ）ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母体保護に係る配慮など、人事上の様々な配慮が必要であること。

（エ）消防長等消防本部幹部職員の意識改革

各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

（オ）その他

a 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所（出

張所)等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成28年度から特別交付税措置を講じている。

b 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

ウ 消防庁の取組

(ア) 女子学生等を対象とした職業体験イベント(ワンデイ・インターンシップ)等

ワンデイ・インターンシップとは、これから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすために各消防本部と連携して実施するもので、令和3年度はWebにより3回開催した。

(イ) ポータルサイト等による幅広いPR

消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を平成28年度に開設した。

また、平成28年度に、総務省消防庁公式Facebookページ「総務省消防庁一女性活躍一」を開設し、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

(ウ) 消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成29年度から、その年度に消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している。

(エ) 女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を、希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的な取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成29年12月に創設した。これまでに156件派遣し、約1万人の消防職員に対し講演を実施している(令和4年4月1日現在)。

エ 消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成28年度から女

性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした7日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、育児参加への上司の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

(2) 惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。令和4年は2件の派遣があり、創設からこれまでに84件の派遣実績がある(令和4年10月1日現在)。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった(21件)。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである(資料2-3-11)。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、榮譽を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員等が対象となっている（資料 2-3-12）。

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性防火クラブ役員等が対象となっている（資料 2-3-13）。

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和 35 年（1960 年）5 月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和 57 年（1982 年）5 月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する（資料 2-3-14）。

(3) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体等について総務大臣が表彰する（資料 2-3-15）。

(4) 総務大臣感謝状

消防団員が相当数増加した消防団、増加率又は増加数が相当である消防団及び女性団員の入団が多かった消防団等に対して総務大臣感謝状が授与される。令和 3 年度には、静岡県熱海市土石流災害での出動を契機として、緊急消防援助隊の現場活動の労苦に報いるため、出動した部隊を授与対象とすることとした。

(5) 消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3 月 7 日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年 3 月上旬に実施されるものである（資料 2-3-16）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるものである（資料 2-3-17）。

(6) 賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与とあわせて支給されるものである。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給されるものである。

(7) 退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和 36 年消防庁告示）に基づき、

その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

(8) 消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

(9) その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（資料 2-3-18）。

コラム 消防庁ホームページ「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」をリニューアル

令和3年度に、「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」（以下、本コラムにおいて「ポータルサイト」という。）の大幅なリニューアルを行い、全体的にデザインを変更し、既存コンテンツを更新したほか、新規コンテンツ「まるわかり#消防女子」を立ち上げ、内容をさらに充実させた。

■トップページ



《自分の未来像を連想させる》

採用試験受験者と同世代の女性の上に手書きの防火服のイメージ線図を重ね合わせ、「わたしも消防士になる、なれる。」という未来像を連想させるような表現とした。

《# 消防女子》

- ・女性消防士に親近感を持ってもらうため
 - ・「消防職＝男性職」のイメージを払拭するため
- 「# OO」というSNS上のハッシュタグを連想させ親しみを持たせるとともに、「“ありがとう”を言ってもらえる仕事」である消防の魅力を発信している。

■女性消防士インタビュー



救助・救急・予防・通信指令の各業務に従事する4名の女性消防士の「生の声」を紹介している。

消防士を目指した理由、業務に懸ける思い、仕事と家庭の両立の様子、消防士を目指す女子学生等へ向けたメッセージなど、先輩女性消防士がどのような気持ちで消防という仕事に接しているのか知ることが出来る。

■まるわかり#消防女子



新規コンテンツ「まるわかり#消防女子」は、女性消防士を身近に感じてもらえるように実際のイベントや趣味などを紹介している。



全国各地で活躍する現役女性消防士にアンケートを取って作成したもので、随所にイラストを用いたわかりやすいデザインとした。

■女性消防士の活躍に関する動画アーカイブ

動画アーカイブには、女性消防士PR動画や消防業務の紹介動画に加え、消防学校の生活体験インタラクティブ動画など、消防のことを詳しく知ることができる各種動画を30本以上揃えている。



女性消防士活躍ムービー
～あなたに贈る STORY 編～
～消防学校の生活体験～
(インタラクティブ動画)

いつでも、どこでも、誰でも、気軽に見ることが出来るポータルサイトは、重要かつ効果的な広報媒体である。令和4年度も引き続き、一人でも多くの女性に「消防女子」を目指してもらえよう、ポータルサイトの運用をはじめとする各種取組を通して、消防の魅力ややりがい、消防分野における女性の活躍の重要性について広く周知していきたい。



サイトは
こちらから

<女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト>
https://www.fdma.go.jp/relocation/josei_shokuin/

コラム 女性の消防団への加入促進及び

女性消防団員の活動の活性化について

消防団の活動には、女性ならではの活動も多く、多くの女性消防団員が活躍している。

全国の消防団員数が減少する中、女性消防団員数は、令和4年4月1日現在で2万7,603人（前年に比べ286人増加）となっており、年々増加している。女性消防団員がいる消防団の割合は76.5%となっており、働いている方も、学生の方も、主婦の方も、多くの女性が消防団で生き生きと輝いている。

■消防団員入団促進キャンペーン

令和4年度も前年度に引き続き、女性、若者に人気の著名人を起用したポスター作成や電車内モニター広告の掲出による入団促進を行っているほか、女性消防団員募集のためのリーフレットやPR動画（消防庁HPにて公開）では、実際に活躍している女性消防団員が出演し、入団した後の活動がイメージしやすい内容になっている（詳細は特集3を参照）。

■女性・若者等消防団加入促進の取組支援

消防庁では、地方公共団体が企業・大学等と連携して行う女性・若者等消防団加入促進の取組をモデル事業として支援している。

令和3年度は、富山県において映画館やプロスポーツチームの試合会場にて女性・若者向け入団促進PR映像の放映を実施したほか、鹿児島県鹿児島市では、女性消防団員による救急講習や防火教育を実

施するなど、多くの地方公共団体で女性をはじめとする幅広い団員確保や団員活動活性化に向けた様々な取組が行われた。

＜幼児向け教室での寸劇による防火教育の様子＞



＜住民向け救急講習の様子＞



女性消防団員の活躍の様子（鹿児島県鹿児島市）

消防団は女性が輝ける場所

女性消防団員の推移

消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しています。令和4年4月1日現在、27,603人（全体の3.5%）、女性消防団員が活躍している消防団の割合は、76.5%となっています。

女性消防団員は、地域の需要に応じて、消防団本部付の団員と並み、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属するなど、活躍の形はさまざまです。

消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員をより積極的に採用しようという意識が各地域に広がっています。

女性の持つツツナな資を活かして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火初期対応、住民に対する防災教育及び応急手当ての普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されています。また、消火活動や防災訓練、防災訓練にも参加しています。

令和3年度は、富山県において映画館やプロスポーツチームの試合会場にて女性・若者向け入団促進PR映像の放映を実施したほか、鹿児島県鹿児島市では、女性消防団員による救急講習や防火教育を実

女性の活躍の場が広がる

- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍
- 消防団員としての活躍

女性消防団員インタビュー

浦川優子さん
所属：名古屋市消防団女性分団
職責：婦人事業主

学生時代から大学生消防団員の活動に参加していた浦川さんは、専業主婦や主婦と両立しながら消防団の活動を続けています。

地元のためにできることを

学生時代は就活時に面接などで面接を行う大学生消防団員の活動もしていましたが、そのきっかけは、東日本大震災です。大規模災害がいつ起こるかわからないと知り、自分ができることはないかと考えるようになりました。社会人になっても、社会人になってからも活動に参加したいと思い、消防団に入りました。現在は専業主婦ながら二人の子供を育てていますが、一人で暮らすお年寄りへの訪問サポートや、学校や公民館で開催される教養講座に関するセミナーのお手伝いなどに参加しています。

もっと救命の知識を広めたい

消防は命や財産の知識を身につけ、自分や家族のために役立てたいという思いがあり、実際に子どもが急病とけいれんを経験したときに知識を活かすこともできました。でも、消防団の活動に参加することで、どんなこの知識を広めたいかという気持ちが強くなっていました。レクチャーをする場でも、うなぎながら話を聞いてくださる方や、積極的に質問していただける方がいる、やりがいや責任感が生まれ、もっと勉強したいという気持ちになります。それで、今も少しずつ知識をアップデートしています。

少しでも人の役に立てるはず

消防団は、結婚しても、出産しても、何かならぬ形で命や財産に関わる可能性がある場所です。私も小さい子どもがいることで十分に活動できているとは思っていませんが、それでは自分にとるだけでなく、地域活動の場に安心感を与える役割を担ったりと、人の役に立てているという実感があります。少しでも「何ができることはないかな？」と思うから、まずは自身の経験やセミナーからでも参加してみたいです。

いんちき世代の人達から、消防団員としての活躍を聞いて、防災への関心も高まりました。

消防団は世代を超えて活躍の場を広げたいです。

暮らしには、消防団の基本情報やお問い合わせ先などがあります。ぜひご覧ください。

女性向けの消防団員募集リーフレット（令和4年度）

第4節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」、「消防操法の基準」、「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

令和4年4月1日現在、消防学校は、全国47都

道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校設置されている（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、消防庁では「消防学校の教育訓練の基準」を定めている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の激甚化・頻発化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

(1) 教育訓練の実施状況

令和3年度は、年間に21学科と13実務講習を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため一部の実務講習を中止し、21学科で862人、12実務講習で402人が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和3年度までで延べ6万6,635人となった。

また、令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として三密を回避するため定員を1,560人としていたが、令和4年7月に入校中の学生が新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された事例が複数の学科で相次いで発生したことから、8月以降に実施する一部の学科の定員を削減し、1,524人とした（資料2-4-1）。

ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーション、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、実火災体験型訓練施設を活用し火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義、蓄電池の構造や火災対応等に関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

また、女性の研修機会拡大のため、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段として、一部の課程では、オンデマンド式のeラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、入寮期間を短縮するなど効率的な教育訓練を行っている。

イ 消防大学校における新型コロナウイルス感染症等の感染対策

一部学科は、リモート授業とeラーニングの活用により入寮期間及び接触機会の短縮を図っている。

また、入寮中は、教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒・換気等を徹底して行い、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用等接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

そのほか、令和4年7月に発生した入校中の学生の感染事例を踏まえ、さらなる感染対策として、一部の学科について、定員の削減や通学による入校も

認めるなどして、学生寮の生活環境の管理を強化した上で、教育訓練体制を維持した。

（2）施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災体験型訓練施設、木造密集など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、消防ポンプ自動車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

寄宿舎には、女性専用スペース（浴室、トイレ、更衣室、談話室など）も用意している。



実火災体験型訓練
（ホットトレーニング）



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

（3）消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の習得等教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和3年度は、延べ132回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において使用する初任者用教科書の編集や、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保のため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

第5節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

令和3年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、619万3,581件（対前年比26万304件増、4.4%増）となっている。救急出動件数は1日平均とすると約1万6,969件（同約758件増）で、約5.1秒（前年約5.3秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員は、549万1,744人（対前年比19万7,914人増、3.7%増）となっている。これは国民の23人に1人（前年24人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が360万5,179人（65.6%）、一般負傷が87万9,503人（16.0%）、交通事故が34万573人（6.2%）などとなっている（資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,488件（対前年比71件増）、搬送人員は1,914人（同17人増）となっている。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

令和3年中の救急自動車による搬送人員549万1,744人のうち、44.8%が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（資料2-5-5）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和3年中の救急自動車による搬送人員549万1,744人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万2,303人（0.2%）、乳幼児21万962人（3.8%）、少年が16万895人（2.9%）、成人が170万7,782人（31.1%）、高齢者が339万9,802人（61.9%）となっており、少子高齢化の進展等により高齢者の占める割合が高い傾向にある（資料2-5-6、資料2-5-7）。

また、急病では高齢者（229万6,928人、63.7%）、交通事故では成人（20万4,713人、60.1%）、一般

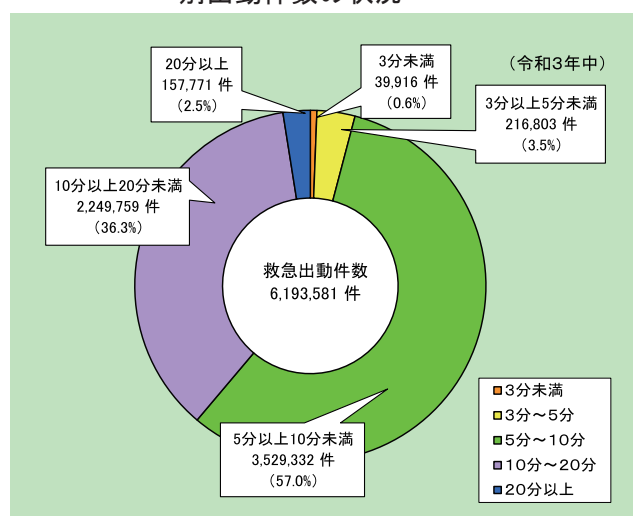
負傷では高齢者（62万9,904人、71.6%）が最も高い割合で搬送されている（資料2-5-7）。

(4) 現場到着所要時間の状況

令和3年中の救急自動車による出動件数619万3,581件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、5分以上10分未満が352万9,332件で最も多く、全体の57.0%となっている（第2-5-1図）。

また、現場到着所要時間の平均は約9.4分（前年約8.9分）となっており、10年前（平成23年）と比べ、1.2分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-1図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



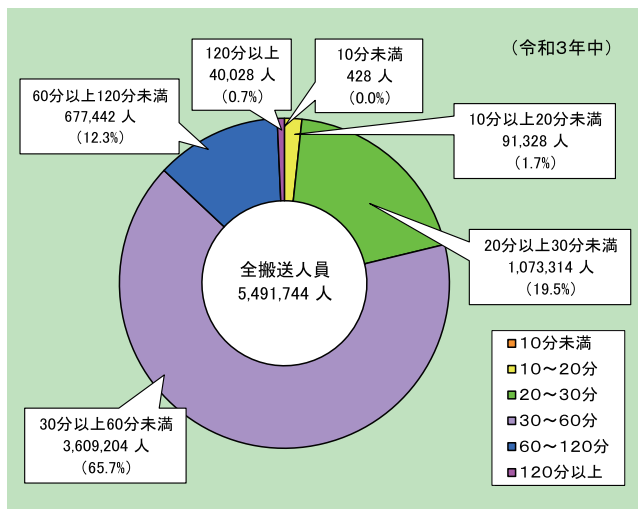
(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(5) 病院収容所要時間の状況

令和3年中の救急自動車による搬送人員549万1,744人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が360万9,204人（65.7%）で最も多くなっている（第2-5-2図）。

また、病院収容所要時間の平均は約42.8分（前年約40.6分）となっており、10年前（平成23年）と比べ、4.7分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-2図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況

令和3年中の救急自動車による搬送人員549万1,744人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は547万7,016人(99.7%)となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,222万2,239件である(資料2-5-8)。

また、平成3年(1991年)以降に拡大された救

急隊員が行った応急処置等(資料2-5-8における※の項目)の総件数は、1,568万1,593件(対前年比6.6%増)となっているが、このうち、救急救命士法に基づき、救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置の件数は26万2,645件(対前年比7.8%増)となっている。

2. 救急業務の実施体制

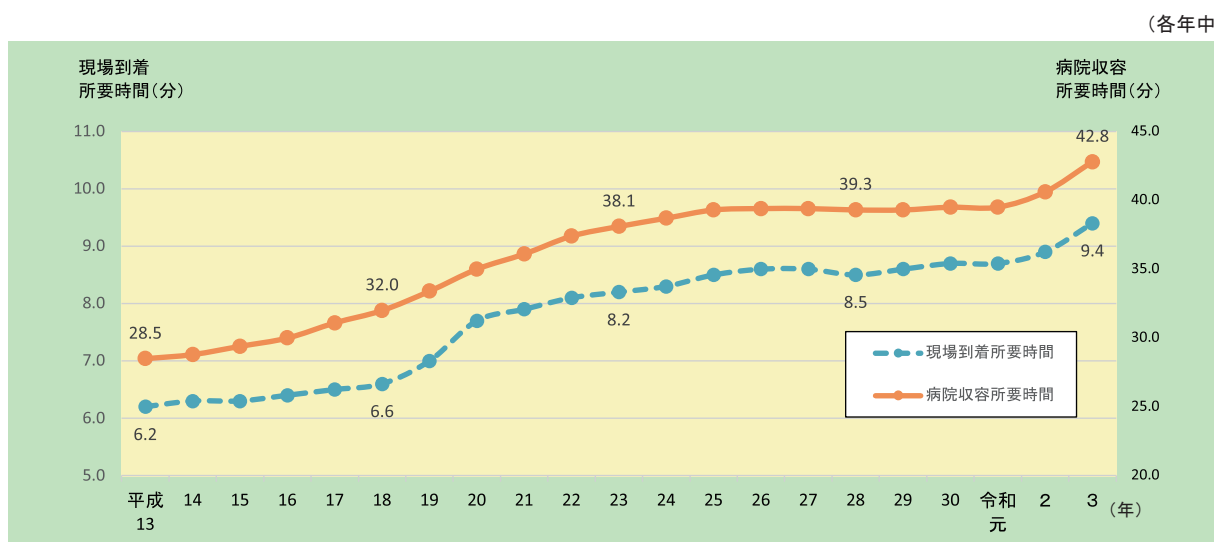
(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和4年4月1日現在、1,690市町村(793市、736町、161村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下、本節において同じ)。

98.3%(前年同率)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(前年同率)がカバーされている(人口は、令和2年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ)こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている(資料2-5-9、資料2-5-10)。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が435市町村、委託が146市町村、一部事務組合及び広域連合が1,109市町村となっている。

第2-5-3図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和4年4月1日現在、5,328隊（対前年比26隊増）設置されている（第2-5-4図）。

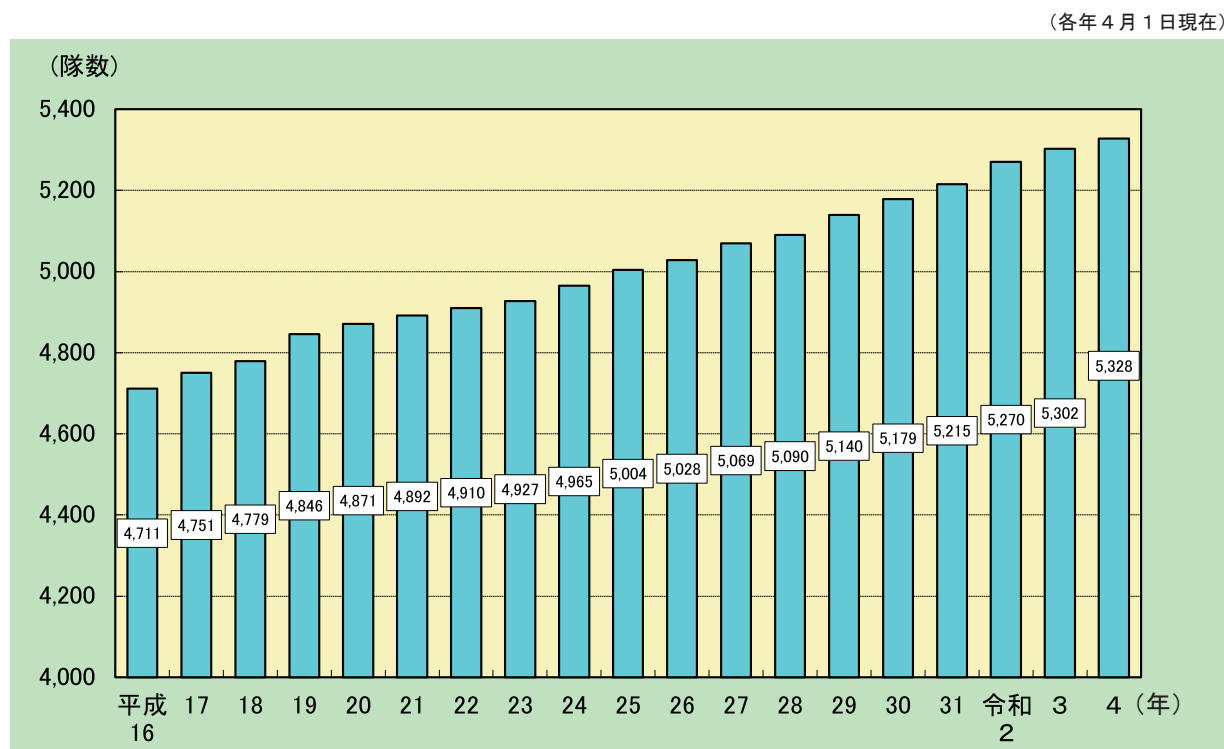
救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

令和4年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で13万1,358人（対前年比1,557人増）となっており、このうち6万5,853人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消

防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（第2-5-5図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。以下同じ。）を修了した消防職員は、令和4年4月1日現在、全国で8万6,631人（対前年比707人増）となっており、このうち3万3,941人が救急隊員として救急業務に従事している。また、准救急隊員^{*1}については、令和4年4月1日現在、全国で16人が救急業務に従事している。

第2-5-4図 救急隊数の推移

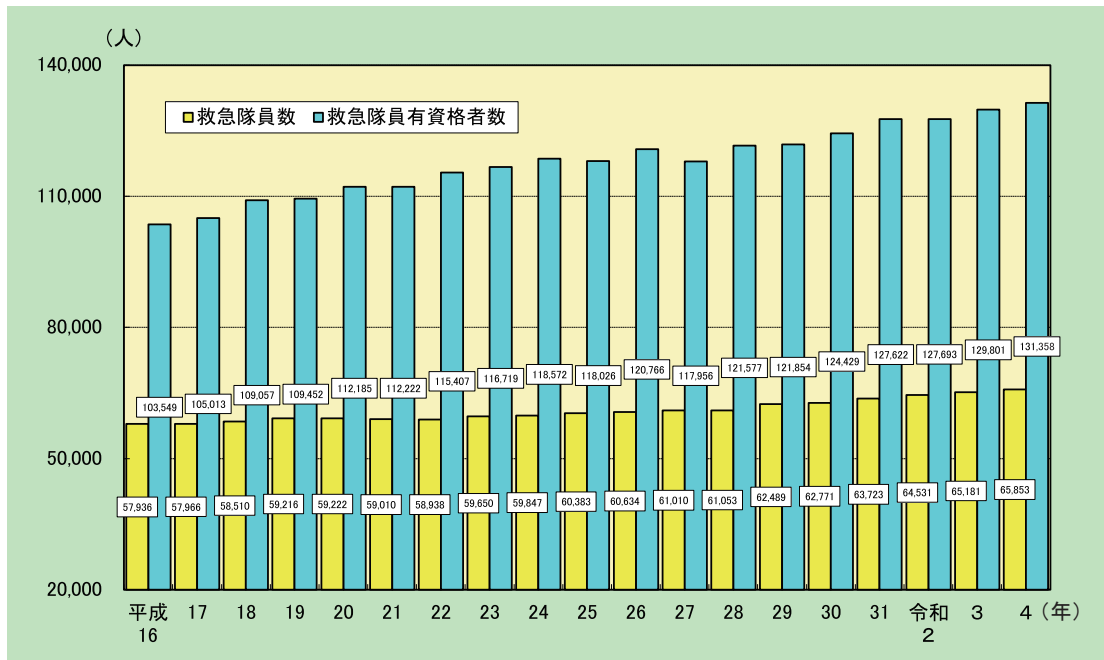


（備考）「救急年報報告」により作成

*1 准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めたときには、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

第2-5-5 図 救急隊員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

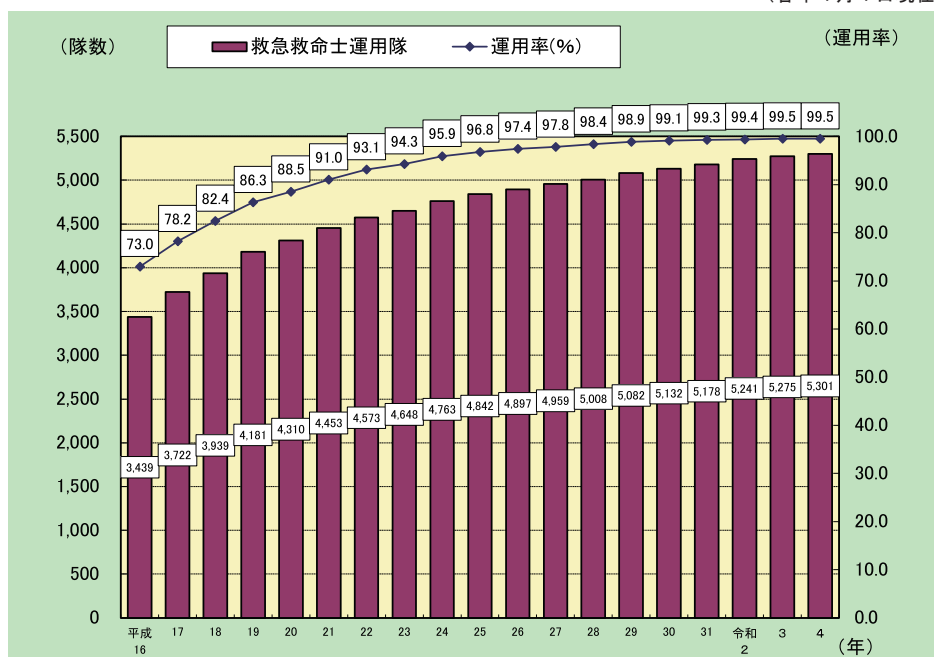
消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和4年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国723消防本部のうち722本部で、その運用率は、99.9%(前年同率)である。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,328隊のうち、99.5%(前年同率)に当たる5,301隊(同26隊増)となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は4万2,495人(同1,229人増)となっているが、このうち2万9,389人(同667人増)が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している(第2-5-6図、第2-5-7図)。

第2-5-6 図 救急救命士運用隊の推移

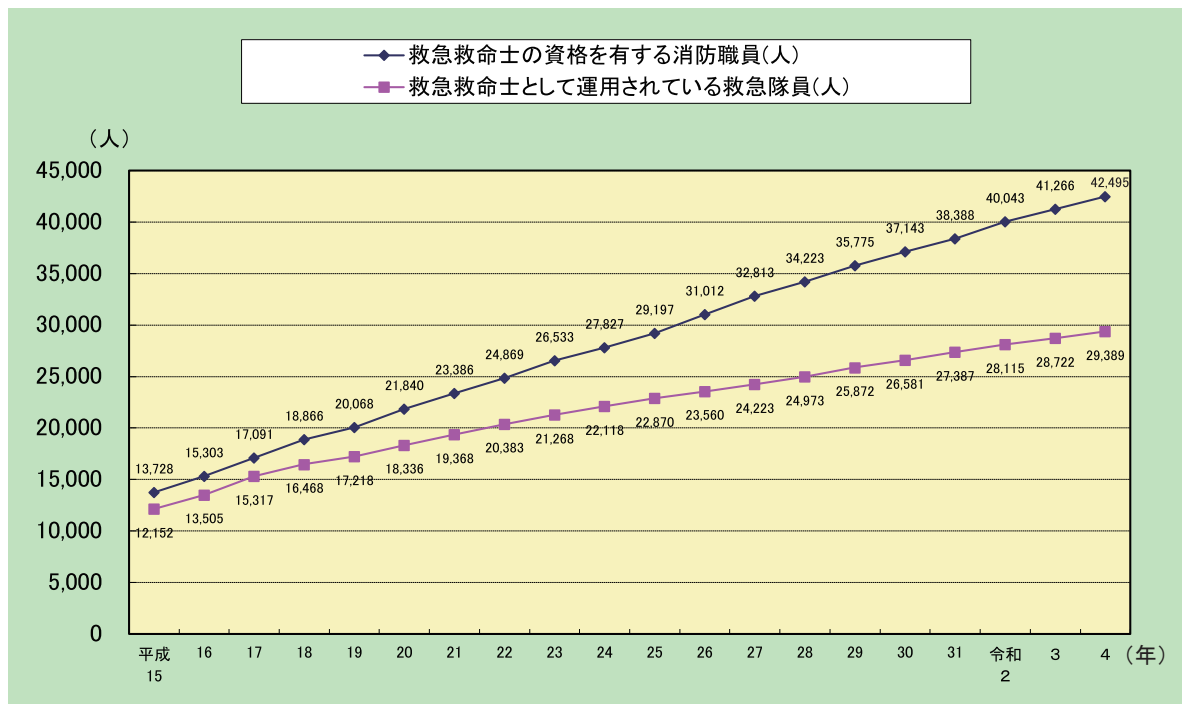
(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

第2-5-7 図 救急救命士の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和4年4月1日現在、6,549台(対前年比30台減)となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の98.3%に当たる6,436台(同16台減)となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「高速道路株式会社等」という。)が道路管理業務と一体的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和4年4月1日現在、供用延長9,281kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携

(1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)の策定、実施基準に関する協議会(以下「法定協議会」という。)の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されることとなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関^{*2}への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

*2 私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

（2）救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、令和4年4月1日現在、全国で4,175か所となっている（資料2-5-11）。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが551か所（令和2年4月1日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が2,737か所（令和2年4月1日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが300か所（令和4年7月1日現在）整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、46か所（令和4年7月1日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急業務を行っている。

（3）救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

「令和3年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和2年中の同調査と比較し、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送事案全てにおいて、照会回数4回以上の事案の件数及び割合が増加した（資料2-5-12）。また、現場滞在時間30分以上の事案についても、同様に件数及び割合が増加した（資料2-5-13）。

4. 救急業務高度化の推進

（1）救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年（1991年）に救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急

救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も2年ごとに128時間以上（うち、病院実習は48時間以上）の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成3年（1991年）に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和3年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で801人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程で392人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

また、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の公布・施行も受け、心臓病及び脳卒中に関する救急隊における観察・処置等について、関係学会から消防庁に対して最新の科学的知見に基づく提案がなされたことから、消防庁では、「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、検討会において妥当と認められた事項について、「救急隊における観察・処置等について」（令和2年3月27日付け通知）を発出した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1」（平成26年3月）に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けることとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和4年4月1日現在、全国で2,563人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

(2) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成3年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリングアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和4年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、拡大された処置範囲で気管挿管を実施できる者は1万5,977人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は7,575人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は2万8,827人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は2万7,535人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は2万7,554人となっている。

(3) メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、都道府県単位及び地域単位で設置されており、令和4年8月1日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び250の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受入

れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即した多様なものへと発展している。

「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、こうしたメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに、関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いて、PDCAサイクルを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について、消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和3年3月26日付け通知）を発出した。また、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、通知後における各地域の評価指標の活用状況や先進的な取組事例を把握することを通じて、PDCAサイクルの取組の更なる推進や、評価指標の充実等に向けて、引き続きの検討を行ったところである。

昨今のメディカルコントロール協議会に求められる役割の多様化に関しては、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生」といった観点からも伺うことができる。高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から救急現場等で傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間や情報に制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地での検証を通じた事案の集積による救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部

会」報告書について」(令和元年11月8日付け通知)を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム^{*3}やACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)^{*4}に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者ととともに適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

(4) 救急蘇生統計(ウツタインデータ)の活用

我が国では、平成17年1月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式^{*5}を導入している。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンライン

で集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和3年までの17年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

5. 救急業務を取り巻く課題

(1) 救急車の適時・適切な利用の推進

令和3年中の救急自動車による救急出動件数は、619万3,581件であり、対前年比で増加した。令和4年に行った将来推計(第2-5-8図)によると、高齢化の進展等により救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

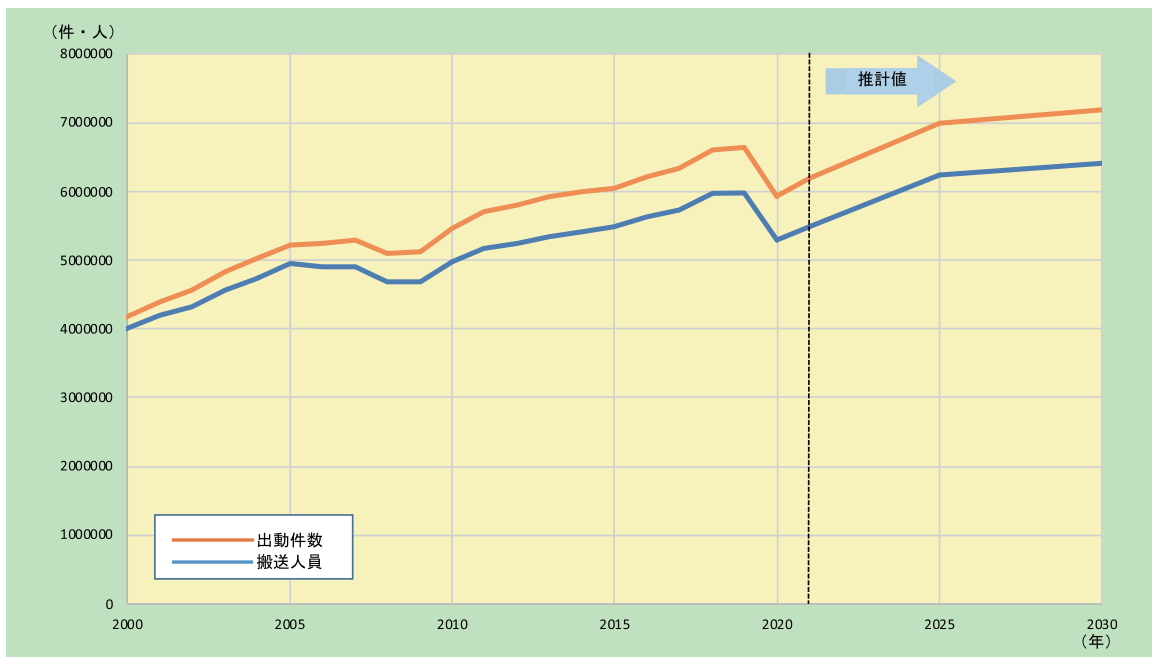
消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業(＃7119)」の全国展開を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」を提供している。

*3 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

*4 ACP(アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」)：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。

*5 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後(1か月後の生存率等)を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第2-5-8 図 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



（備考）「救急年報報告」により作成

「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。スマートフォン版は、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）が行えるようになっている（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>）。

また、全救急出動件数のうち一定の割合を占める転院搬送については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け通知）を発出し、転院搬送ガイドラインの策定を促進しているところである。

さらに、救急車の適時・適切な利用には国民全体への「緊急度判定体系」の普及が欠かせないことから、消防庁ホームページに「救急お役立ちポータルサイト」を作成し、救急車の適時・適切な利用に係るツールや救急事故防止に役立つ様々な情報を提供している。この「緊急度判定体系」については、緊急性の高い傷病者への消防・救急・医療資源の適切

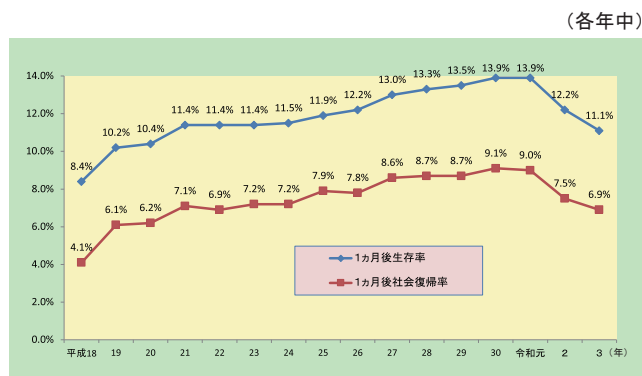
な活用を推進するため、傷病者の症状に応じて緊急性を判断できる「緊急度判定プロトコル Ver. 3」を令和2年に策定し、公開している。

（2）一般市民に対する応急手当の普及

令和3年中の救急搬送人員のうち、心肺機能停止傷病者は12万9,144人であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は8万1,742人（A）であった。

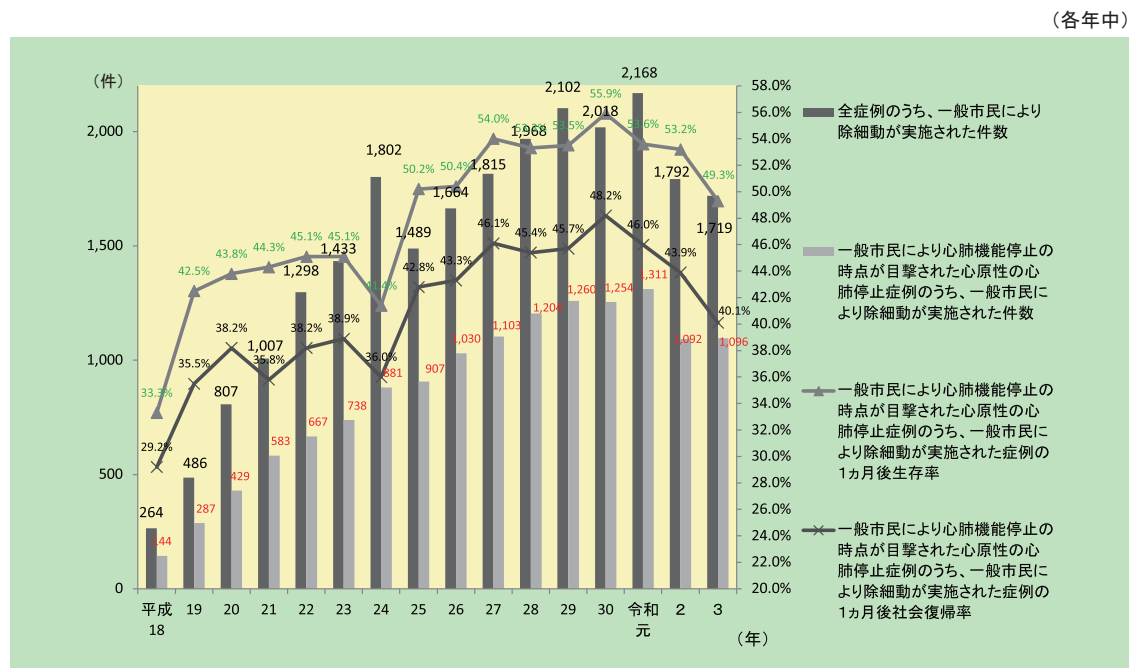
（A）のうち、心肺機能停止の時点を一一般市民により目撃された傷病者は2万6,500人（B）であり、このうち1か月後生存率は11.1%、1か月後社会復帰率は6.9%となっている（第2-5-9図、資料2-5-14）。

第2-5-9 図 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び社会復帰率



（備考）東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第 2-5-10 図 一般市民により除細動が実施された件数の推移



(備考) 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

(B) のうち、一般市民により応急手当が行われた傷病者は 1 万 5,225 人 (C) であり、このうち 1 か月後生存率は 14.1% となっており、応急手当が行われなかった場合 (7.0%) と比べて約 2 倍高い。また、1 か月後社会復帰率についても応急手当が行われた場合には 9.7% となっており、応急手当が行われなかった場合 (3.2%) と比べて約 3 倍高くなっている (資料 2-5-14)。

(C) のうち、一般市民により自動体外式除細動器 (以下「AED」という。) を使用した除細動が実施された傷病者は 1,096 人であり、1 か月後生存率は 49.3%、1 か月後社会復帰率は 40.1% となっている (第 2-5-10 図)。

一般市民による応急手当が行われた場合の 1 か月後生存率及び 1 か月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図る必要があり、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいくことが重要である。

現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法と AED の使用の技術習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。

心肺蘇生法等の実技指導を中心とした一般市民に対する応急手当講習の普及啓発、公衆の出入りする

場所や事業所に勤務する従業員等に対する普及啓発及び学校教育の現場における普及啓発等の推進については、消防庁が示す「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、全国の消防本部において取り組まれており、年間を通じた講習の実施や、応急手当指導員の養成のほか、「救急の日」(9月9日)や「救急医療週間」等の機会を捉えて、応急手当の重要性を伝える広報活動等も行われている。

令和 3 年中の応急手当講習受講者数は 71 万 1,700 人で、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は 50.6% となるなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、消防庁においては、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、継続的に応急手当の普及啓発体制の見直しを行っており、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習Ⅲ、応急手当の導入講習に位置づけられる救命入門コースといった講習カリキュラムの追加や、WEB 講習 (e-ラーニング) を用いた分割型講習の導入など、体制の拡大が図られている。

平成 28 年度には、教員職にある者の応急手当普及員養成講習について、講習時間を短縮し実施することを可能としたほか、他の地域で応急手当普及員講習等を修了した者の取扱いについて、取得地域以

外で指導できない不利益がないように当該消防本部でも認定したものとみなしても差し支えないこととするなど、住民のニーズに合わせた取組も進めている。

令和3年度には、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会より「救急蘇生法の指針2020（市民用）」が示されたことを受け、「令和3年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、eラーニングの充実により、対面での講習時間の更なる短縮を可能としたほか、応急手当実施者の心的ストレス等に対して、消防本部がサポート体制の構築に努めることとするなど、応急手当の実施率向上に資するための取組も進めている。

（3）感染症への対策

令和2年度には、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえて検討し、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」として取りまとめ、全国の消防本部に周知するとともに、消防機関における感染防止管理体制など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼した。当該マニュアルについては、令和3年度に、引用するガイドラインの更新等を踏まえた見直しを行い、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.1）」として、全国の消防本部に周知した。

さらに、各消防本部における救急隊員の感染防止対策に関する知識習得等に活用できるよう、令和3年度にオンライン方式により開催した「救急隊の感染防止対策研修会」の動画を消防庁ホームページで公開している。

また、救急隊の感染防止資器材については、「救急隊の感染防止対策マニュアル」を踏まえ、標準予防策及び感染経路別予防策として必要とされる、感染防止衣やN95マスク等の整備について、令和4年度から普通交付税措置を拡充することとした。

救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について、令和2年度より、血中抗体検査については麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎及びB型肝炎の5種、ワクチン接種については麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、破傷風及びB型肝炎の6種を普通交付税措置の対象とすることとした。これに伴い、「救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の

実施について」（令和2年1月24日付け通知）を發出し、各種の血中抗体検査及びワクチン接種に可及的速やかに取り組むよう消防本部に促した。

個別事例として、エボラ出血熱の患者（疑似症を含む。）の移送については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長）が行う業務とされているが、消防庁は厚生労働省と協議を行った上で、保健所等が行う移送に対する消防機関の協力のあり方について通知している。

また、令和4年5月以降、これまでサル痘の流行が報告されてきたアフリカ大陸の国々への海外渡航歴のないサル痘患者が欧州、米国等で報告され、7月には、世界保健機関（WHO）がサル痘について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言し、その後、国内でも初めてサル痘患者が確認された。このことから、全国の消防本部に対し、情報提供を行うとともに、感染防止対策について、改めて確認するよう周知した。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応については特集2を参照されたい。

（4）熱中症への対応

消防庁は平成20年度から全国の消防本部に対し、夏期における熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

調査結果は、速報値として週ごとにホームページ上に公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

令和4年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は7万1,029人となっており、令和3年度調査（5月～9月）と比較すると48.4%増加した。

年齢区分別にみると、高齢者（満65歳以上）が3万8,725人（54.5%）で最も多く、次いで成人（満18歳以上満65歳未満）が2万4,100人（33.9%）、少年（満7歳以上満18歳未満）が7,636人（10.8%）となっている。初診時における傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が4万6,411人（65.3%）で最も多く、次いで中等症（入院診療）が2万2,586人（31.8%）、重症（長期入院）が1,633人（2.3%）、死亡が80人（0.1%）となっている（資料2-5-15）。

発生場所別にみると、住居が2万8,064人（39.5

%)で最も多く、次いで道路が1万1,807人(16.6%)、公衆(屋外)が8,368人(11.8%)、道路工事現場、工場、作業所等の仕事場①が8,127人(11.4%)となっている(資料2-5-15)。

熱中症に関する取組としては、政府において、熱中症対策を一層推し進めるため「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築した上で、令和3年3月に「熱中症対策行動計画」を策定した。さらに、令和4年4月に開催された熱中症対策推進会議では、政府における施策を見直すとともに、新たな課題として見えてきた分野・地域における熱中症対策の促進や、顕著な高温に備えた対応といった施策の強化を図るべく、本計画を改定した。

また、毎年4月～9月を実施期間として「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、時季に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組を行っている。

消防庁では、熱中症予防のための予防啓発コンテンツとして、消防庁ホームページの熱中症情報サイトにおいて、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレット等を提供している。令和4年度は、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用し、TwitterやLINE等のSNSや、街中のデジタルサイネージによる情報発信などを想定した熱中症予防啓発をテーマとする短時間の動画に加え、ポスターを作成した。また、全国の消防本部から提供された取組事例を基に、各消防本部における熱中症予防啓発についての事例集を取りまとめ、消防庁ホームページに公開し、全国の消防本部へこれらのコンテンツを積極的に活用するよう依頼した(参照URL: <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>)。

(5) 外国人傷病者への救急対応

消防庁では、日本語に不慣れな外国人も緊急時に安心して救急車を利用できるよう「救急車利用ガイド」を作成し、全国での活用を促進しているほか、119番通報の段階から電話通訳センターを介して多言語でのやりとりが可能となる三者間同時通訳や、救急活動現場においてタブレット端末等を用いて傷病者との会話が可能となる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を推進している。

ア 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra[®](ボイストラ)」をベースに、消防研究センターとNICTが、救急隊の現場活動において、傷病者との直接的なコミュニケーションを図るために開発した多言語音声翻訳アプリである。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語(繁・簡)、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語の15種類となっている。

平成29年4月から各消防本部への提供を開始し、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでおり、令和4年1月1日現在、全国724消防本部のうち671消防本部(約92.7%)が使用を開始している。

イ 救急車利用ガイド

消防庁では、日本での救急車の利用方法を外国人に周知するため、「救急車利用ガイド(英語版)」を作成し、消防庁ホームページに掲載している。

救急車利用ガイドには、①救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、②すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、③熱中症予防や応急手当のポイント、④救急車を利用する際のポイントなどが掲載されている。

平成29年3月からは、英語に加えて中国語(繁・簡)、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語に対応するとともに、令和3年3月には、新たに9言語(ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語、モンゴル語)を追加し、合計16言語への対応を可能とした。それぞれのガイドに日本語を併記しているため、日本人から外国人に説明を行う際にも活用が可能である。

消防庁では、都道府県及び消防本部に対し、各種広報媒体でのリンク掲載等によって住民や観光客に積極的に周知するよう依頼しているほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、幅広く周知を図っている。

コラム 救急安心センター事業（#7119）の推進

■救急安心センター事業（#7119）の概要

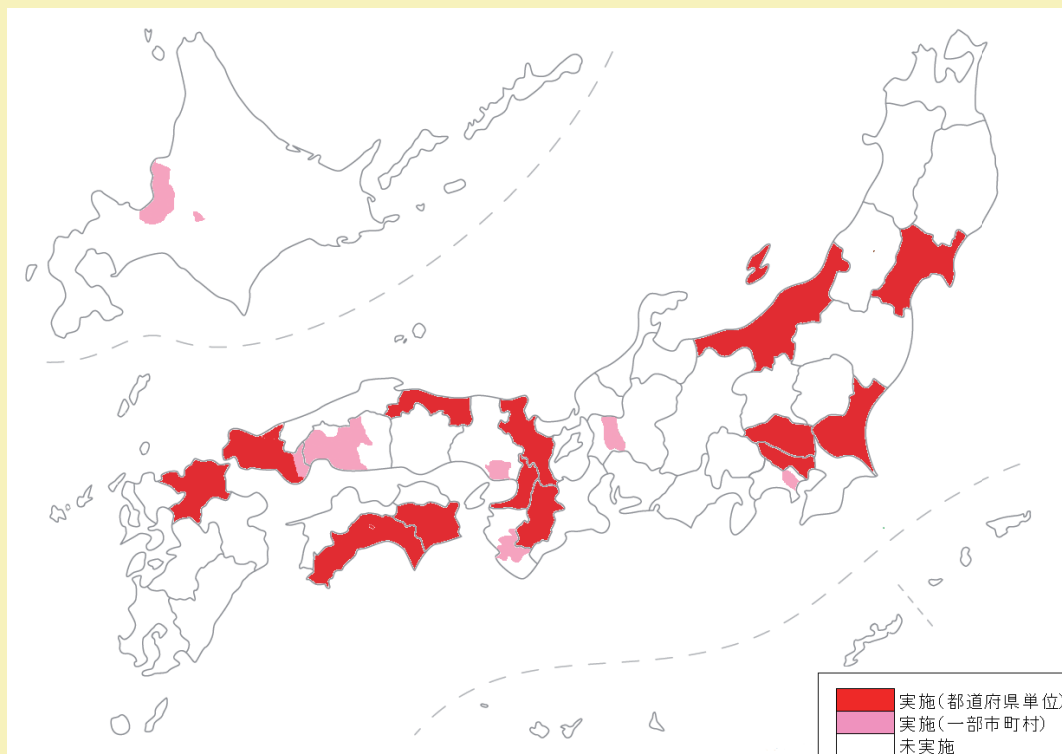
救急安心センター事業（#7119）（以下、本コラムにおいて「#7119」という。）は、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適時・適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するため、消防と医療が連携し、救急医療相談と医療機関案内を短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談事業である。

#7119に寄せられた相談は、医師・看護師・相談員が対応し、病気やけがの症状を把握して、傷

病の緊急性や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法、適切な診療科目及び医療機関案内等を行っている。

令和4年8月1日現在、全国19地域（北海道札幌市周辺、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県横浜市、新潟県、岐阜県岐阜市周辺、京都府、大阪府、兵庫県神戸市周辺、奈良県、和歌山県田辺市周辺、鳥取県、広島県広島市周辺、山口県、徳島県、高知県、福岡県）で事業が実施（人口カバー率47.5%）されている（第2-5-11図）。

第2-5-11図 救急安心センター事業（#7119）の普及状況



■導入促進及び全国展開に向けた取組

消防庁では、都道府県が、管内消防本部の意向を踏まえつつ、衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、#7119の導入に向け積極的に取り組むことを促している。

平成29年5月には、「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度」を新設し、#7119導入のノウハウなどの幅広いアドバイスや事業実施に向けた課題解決への助言を行う取組を開始し、令和4年10月末までに、延べ20地域に41人のアドバイザーの派遣を行った。

令和2年度には、#7119の全国展開を目指し、有識者による検討部会を開催し、精力的に議論を行った結果、未実施団体が事業導入に対して抱える課題とその解決方策がまとめられ、「救急安心センタ

ー事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和3年3月26日付け通知）を各都道府県へ発出した。

令和3年度には、各都道府県に対し「救急安心センター事業（#7119）に関する「事業導入・運営の手引き／マニュアル」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の策定について」（令和4年3月31日付け事務連絡）を発出し、特に、管内に#7119の未実施地域を有する都道府県について、マニュアル等を活用し、早期の事業導入に向けて、積極的に取り組むよう周知した。

財政措置の在り方に関しては、令和2年度までは、市町村に対する普通交付税措置が講じられてきたが、令和3年度からは、特別交付税措置に変更した上

で、#7119に係る都道府県の役割の重要性に鑑み、新たに都道府県を対象に追加して、市町村とともに財政措置を講じることとしている。

■事業の効果

従来から示してきた、①救急車の適正利用（適時・適切な利用）、②救急医療機関の受診の適正化、③休日深夜などの医療機関休診時の電話相談への対応による住民への安心・安全の提供、という効果のほか、④高齢化や過疎化の進展に伴う地域の救急搬送、救急医療体制の変化への対応などの時代の変化への的確な対応、⑤新型コロナウイルス感染症対策としての救急医療のひっ迫回避、という新たな観点からも効果が期待されている。令和3年度中の#7119の相談件数は約145万件であり、令和2年度中の約132万件と比べて着実に増加している。

■令和4年度の取組

令和4年の夏においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、救急需要が増加し、一時的に119番通報がつながりにくくなった消防本部が散見されたことや、令和4年から5年にかけて懸

念されている新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への対策を講じる必要があることを踏まえ、「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和4年10月18日付け通知）を発出した。本通知では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、救急需要が増大する中で、#7119の効果や重要性が高まっていることから、管内に#7119の未実施地域を有する道県については、道県全域での早期実施に向けた検討を速やかに着手するとともに、すでに#7119を実施している都道府県については、より適切に対応できるよう、受付電話回線数や受付員・相談員の増強等の体制強化を検討するなど、各都道府県に対し、傷病者の救急搬送体制の充実に積極的に取り組むよう促した。

また、#7119に対する住民の認知・理解を図り、利用を促進するため、消防庁ホームページ内に住民に向けた#7119紹介ページを掲載し、積極的な広報を行うことで幅広い層への認知を図っている。

第6節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和3年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数6万3,198件（対前年比3,221件増、5.4%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）5万9,861人（同1,909人増、3.3%増）である（資料2-6-1、資料2-6-2）。

救助活動件数及び救助人員の増加の主な要因は「建物等による事故」が増加したことである（第2-6-1図、第2-6-2図）。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

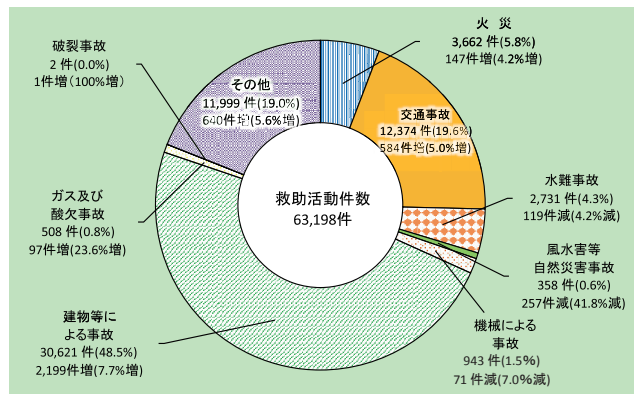
事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ152万3,937人である。このうち、消防職員の救助出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の救助出動人員は、「火災」による出動が最も多い。

救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ59万4,341人であり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの救助活動人員は、「風水害等自然災害事故」が最も多く、次いで「火災」となっている（資料2-6-3）。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況

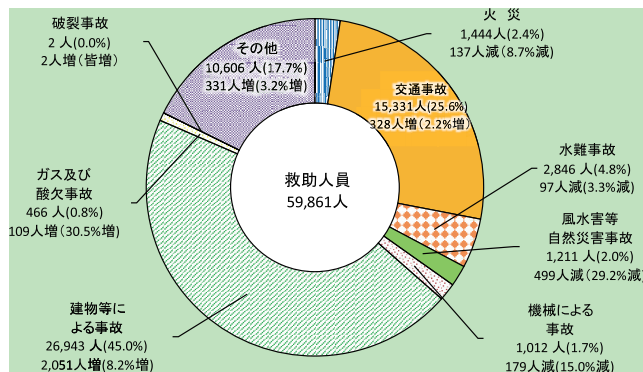
(令和3年中)



(備考)「救助年報報告」により作成

第2-6-2図 事故種別救助人員の状況

(令和3年中)



(備考)「救助年報報告」により作成

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（以下、「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊^{*1}

*1 特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では1以上の高度救助隊を特別高度救助隊（特殊災害対応自動車を保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊）とすることとされている。

の4つに区分される。

令和4年4月現在、706消防本部に1,420隊設置されており、救助隊員は2万4,339人（対前年比31人減）となっている。

（2）救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害^{*2}に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び地方交付税措置により、その整備促進を図っている（資料2-6-4）。

3. 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年（1972年）から毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員個人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和4年は第50回大会として東京都立川市で開催され、陸上の部は718人、水上の部は250人の隊員が参加した。令和5年は北海道札幌市で開催される予定である。

4. 救助の課題と対応

（1）体制の整備

近年の救助活動は、火災、交通事故、水難事故だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害やNBC災害といった特殊災害への対応も求められている。これらの災害に対して適切な救助活動が実施できるよう、東京消防庁及び指定都市消防本部に特別高度救助隊、中核市等消防本部に高度救助隊を設立し、全国的に救助体制の強化を進めている。

これらは消防大学校や各都道府県、各指定都市の消防学校などで人命救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員を中心に構成され、従来の救助器具に加えて、要救助者の検索が困難な場合に活用される画像探索機や地中音響探知機等の高度な救助器具を備えている。

（2）車両及び資機材の整備

テロの発生が危惧されるなか、サリンなどの化学剤や細菌などの生物剤、放射線が存在する災害現場における迅速かつ安全な救助活動が求められている。これらを踏まえ、救助隊の装備の充実を図るため、国有財産等の無償使用制度を活用し、特殊災害対応自動車^{*3}、大型除染システム搭載車^{*4}、化学剤遠隔検知装置^{*5}等を配備している。また、近年増加している土砂災害や浸水等の風水害に対応すべく、重機^{*6}及び重機搬送車、高機能救命ボート^{*7}や広範囲な浸水区域での迅速な検索・救助活動のために水上オートバイ^{*8}を配備している。令和4年度には、令和3年7月に発生した静岡県熱海市土石流災害を踏まえ、小型救助車^{*9}の配備を予定している。

その他、特別高度工作車^{*10}の更新やNBC災害即応部隊^{*11}へのNBC災害対応資機材の計画的な配備を進めている。

このように、消防庁では緊急消防援助隊に必要な装備について継続的な充実強化を図っており、各消

*2 NBC災害：核（Nuclear）等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生した災害をいう。

*3 特殊災害対応自動車：NBC災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両

*4 大型除染システム搭載車：NBC災害において隊員及び被災者などを除染するために、1時間に200人以上除染できる大型除染システムを積載した車両

*5 化学剤遠隔検知装置：日中・夜間問わず最大5km離れた場所から、化学剤を瞬時に識別し可視化できる装置

*6 重機：がれき、土砂などの障害物を除去することにより、道路の啓開や救助隊等と連携した効果的な救助活動を行う機械

*7 高機能救命ボート：大規模風水害に伴う浸水区域において、がれき等がある場面でも多数の要救助者を一度に救出することができ、船首パネルを開閉することで車椅子等をそのまま乗船させることが可能な膨張式ボート

*8 水上オートバイ：広範囲な浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な検索・救助活動が可能な船舶

*9 小型救助車：狭隘な道路、悪路を走行可能で、早期の情報収集、迅速な救助・火災活動が可能な小型オフロード車両

*10 特別高度工作車：排煙消火機能を有する大型ブローア装置と水力で切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な車両

*11 NBC災害即応部隊：NBC災害に対し、高度かつ専門的な救助活動を迅速かつ確に行うことを任務としている部隊

防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている（資料2-6-5）。



特殊災害対応自動車



大型除染システム搭載車



化学剤遠隔検知装置

※化学剤を検知した場所を色で識別



重機及び重機搬送車



高機能救命ボート



水上オートバイ



小型救助車

(3) 救助技術の高度化等

多様化する救助事案に全国の消防本部が的確に対応し、救助技術の高度化を推進することを目的に、消防庁では、有識者や消防機関関係者などにより構成される検討会を実施しているほか、全国の救助隊員などの意見交流の場として、全国消防救助シンポジウムを毎年度開催している。

検討会は、これまでは災害種別に応じたマニュアルの策定や新たな資機材の導入を検討してきたが、令和3年度から令和4年度の2年は、「多様化する救助事案に対応する救助体制のあり方について（救助人材育成）」をテーマとして、「人」に焦点を当てている。

災害が頻発化・広域化・激甚化し、消防の広域応援や警察、自衛隊等の関係機関との連携が求められている場面が増えている。また、全国的な職員の若返りや救助活動の多様化により、技術の継承や効果的な教育訓練指導が課題となっている。

そこで、令和3年度はまず、大規模災害時の関係機関との連携体制強化方策及びそれを実行できる人材育成について検討した。検討会では、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害の対応を振り返りつつ、活動調整会議等において情報共有・活動方針の調整を行うことや平時から関係機関と「顔の見える関係」を構築していくことの重要性を確認し、関係機関連携に関する提言がまとめられた。

令和4年度は人材育成を中心に、時代に即した効果的な教育手法、救助の現場・教育訓練をリードする中核人材の育成等について検討している。具体的には、救助人材に求められる到達目標を明確にすることで自発的な人材育成を促す「内発的動機付け」、テクニカルスキル（救助実技）と併せて磨くべき「ノテクニカルスキル」（例：コミュニケーション力）、



特別高度工作車

なぜそうするのかについてコミュニケーションを通じて理解させる「Know-Why 教育」などの人材育成に関する専門的知見を取り入れながら、救助隊長の理想的な人材像や身につけるべきスキル、効果的な訓練指導マニュアル等について検討を進めている。

全国消防救助シンポジウムは、全国の消防本部の経験、知見及び技術を共有することにより、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的としている。令和4年度は「活動困難な環境下における救助対応能力の向上」をテーマに、掘削現場での生き埋め事故などの対応事例発表、専門家による講演や総合討論が行われた（11月15日に開催）。会場には700名以上が来場するとともに、インターネットでライブ配信された。また、消防関係企業による救助資機材等の展示ブースも会場に設けられた。

第7節

航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した情報収集等の消防活動は、重要な役割を果たしている。

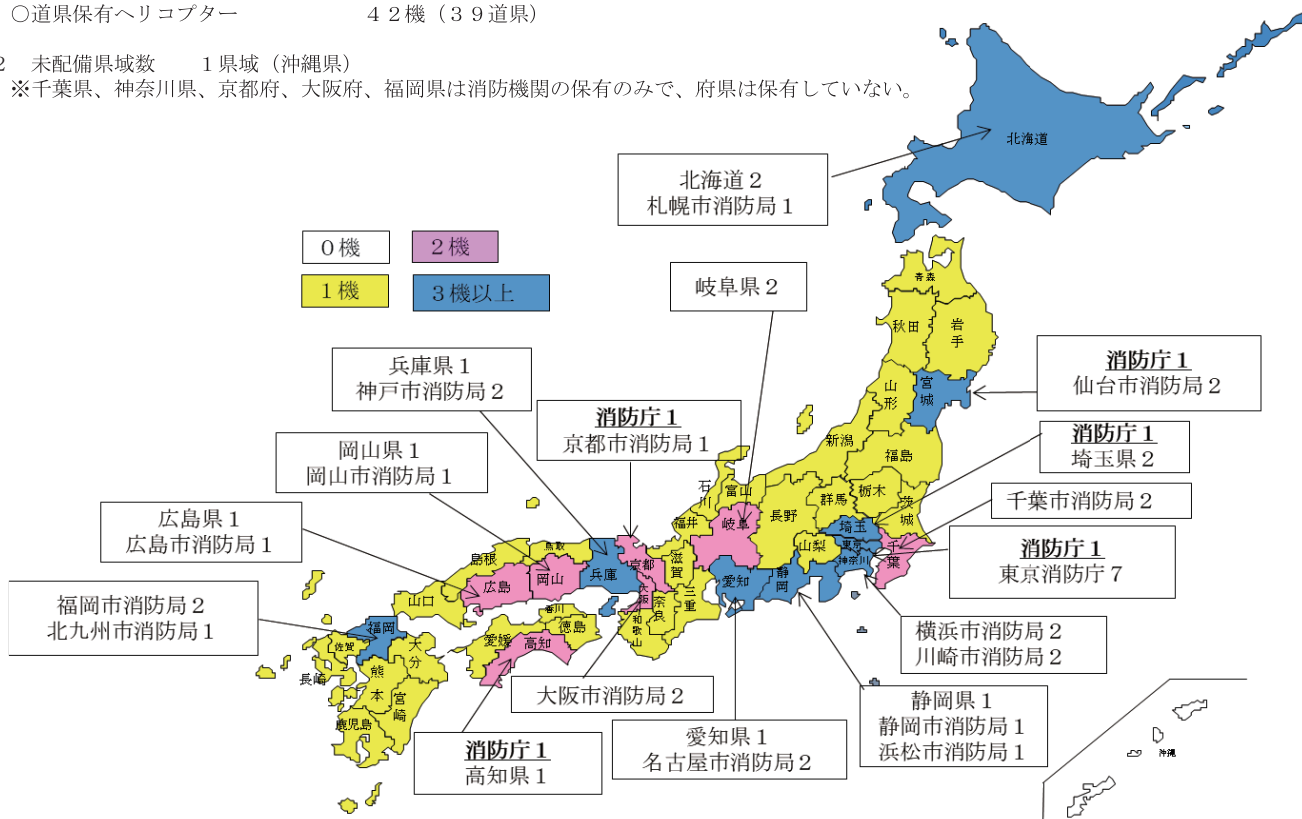
令和4年11月1日現在、消防防災ヘリコプターの配備状況は、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が5機、消防機関保有が30機、道県保有が42機、計77機である(第2-7-1図)。



消防庁ヘリコプター
「おとめ」(高知県)

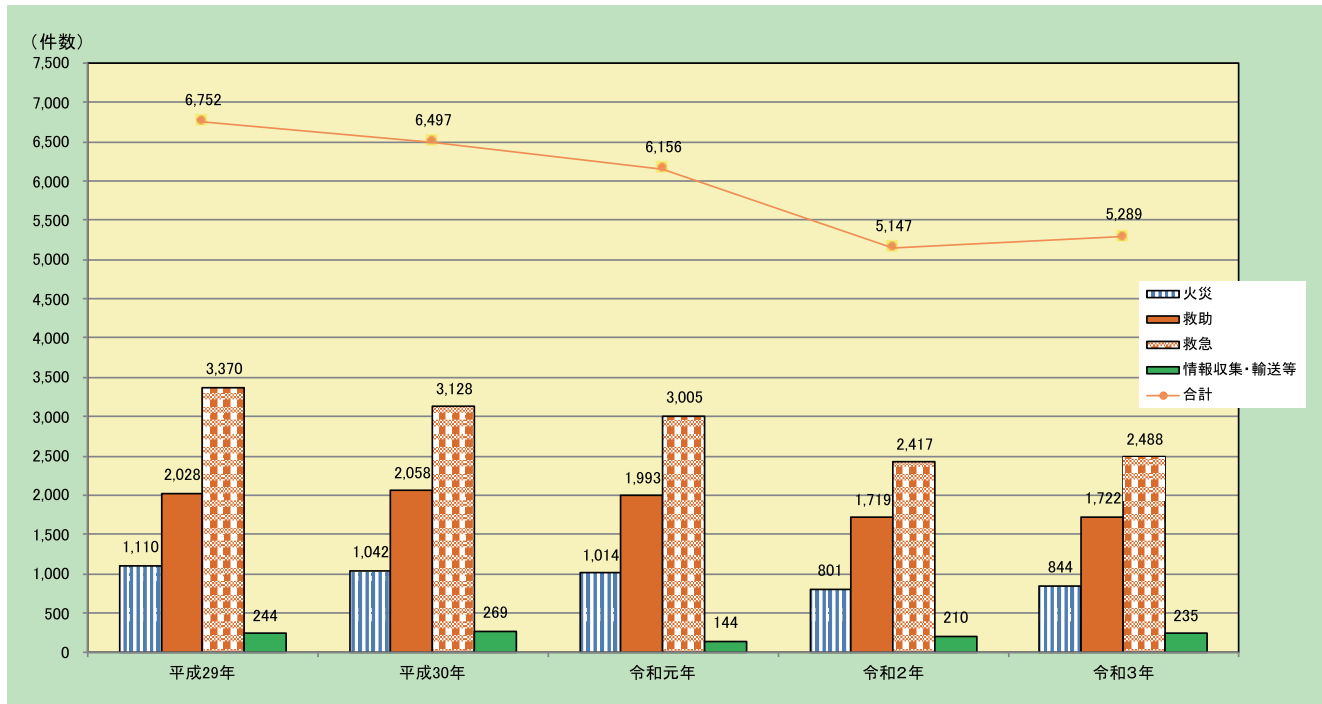
第2-7-1図 消防防災ヘリコプターの配備状況

- 1 令和4年11月1日現在配備状況 77機 (46都道府県、55運航団体)
 - 消防庁保有ヘリコプター 5機 (東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用)
 - 消防機関保有ヘリコプター 30機 (東京消防庁、15政令指定都市)
 - 道県保有ヘリコプター 42機 (39道県)
- 2 未配備地域数 1地域(沖縄県)
※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。



(備考) 「令和4年度航空隊データベース」により作成

第2-7-2 図 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成29～令和3年）



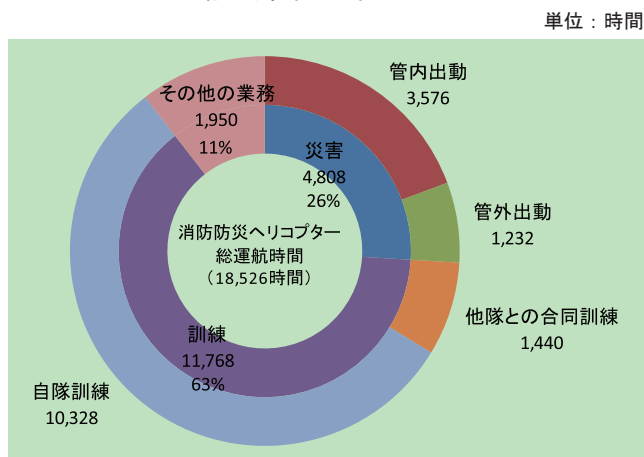
（備考）「令和3年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和3年中の全国の出動実績は5,289件である（第2-7-2 図、資料2-7-1）。

また、令和3年中の消防防災ヘリコプターの総運航時間は18,526時間で、その内訳は、災害出動が4,808時間（26%）、訓練出動が11,768時間（63%）、その他の業務が1,950時間（11%）となっている（第2-7-3 図）。

なお、大規模災害時には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されており、令和3年中は、緊急消防援助隊としての出動が59件（資料2-7-2）、広域航空消防応援としての出動が4件実施された（資料2-8-1）。

第2-7-3 図 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和3年）



- （備考）
- 「令和3年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成
 - 「他隊との合同訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練及び管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
 - 「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
 - 「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2. 今後の取組

（1）消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時における航空消防防災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが迅速かつ効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる航空機運用総合調整システム(FOCS)との連携を行っている。

(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていたことを受け、令和元年9月、消防庁では、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(以下、本節において「基準」という。)として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練のあり方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シ

ミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費などについて、令和2～4年度に新規、拡充の地方財政措置を講じている。

令和4年4月1日には、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行された。消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、引き続き取組のフォローアップを進めている。

(3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

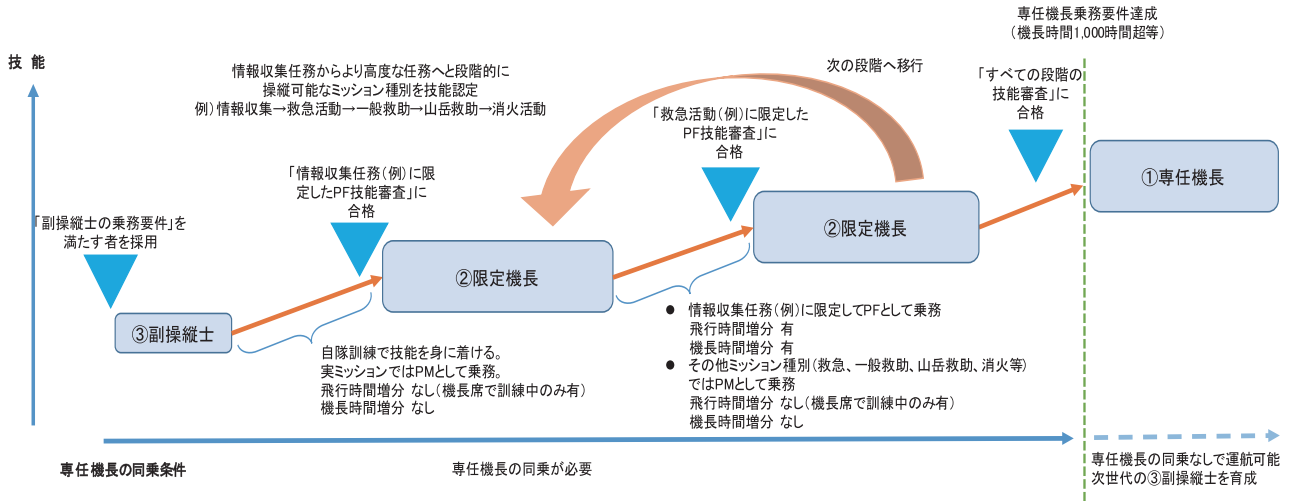
消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体に運航体制の確保が困難な状況となっている。また、今後ベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

今後見込まれる操縦士不足、二人操縦士体制の確立を見据え、技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和2年3月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

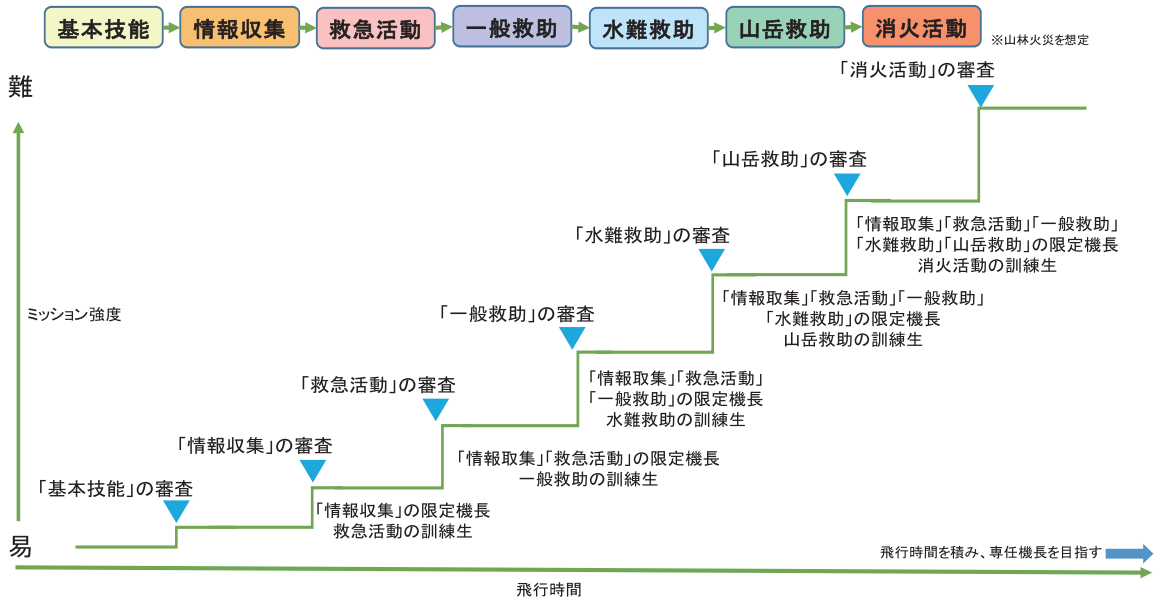
乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の3段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた(第2-7-4図、第2-7-5図)。

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者としての活用を図るとともに(令和2、3年度に4名を運航団体において採用)、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成(令和4年1月から1名を養成中)などを行っている。

第2-7-4 図 段階的審査のイメージ



第2-7-5 図 段階的な訓練イメージ



第8節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村、消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

(2) 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年（1986年）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（資料2-8-1）。

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それ

ぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、一旦国内のどこかで大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置づけと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下本節において「基本計画」という。）の策定及び国の財政措置となっ

ている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われた。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされている。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と消防組織法上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。

なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部(以下本節において「調整本部」という。)を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた。

(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC災害等に限定されていたが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められる

ときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

また、平成31年3月には基本計画を改定し、指示対象災害となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成、出動計画等については、総務大臣が策定する基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである (第2-8-1図)。

ア 緊急消防援助隊の編成

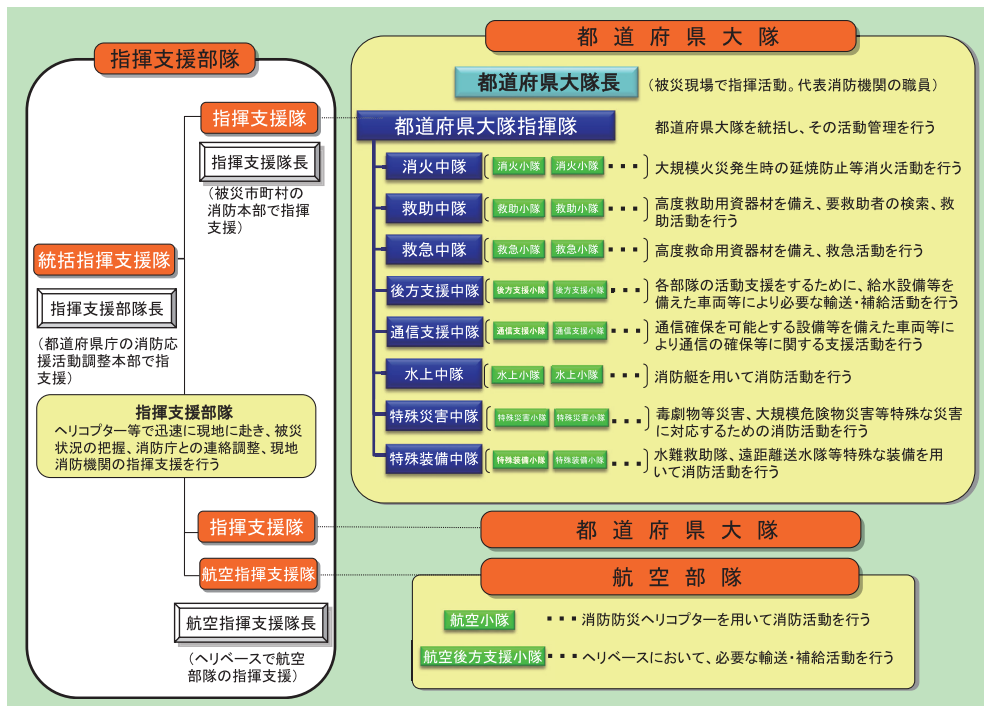
(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、緊急消防援助隊の基本的な隊の集合体であり、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の中隊をもって編成される。

第2-8-1図 緊急消防援助隊の部隊編成



(ウ) 航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

(エ) 特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある（第2-8-1表）。

イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ確かな出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発

生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため、平成20年7月より「消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することとしている。

(ウ) 迅速な出動について

災害発生時の緊急消防援助隊の迅速な出動のため、消防庁は風水害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

緊急消防援助隊の出動に際しては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに先遣させることとしている（第2-8-2図）。

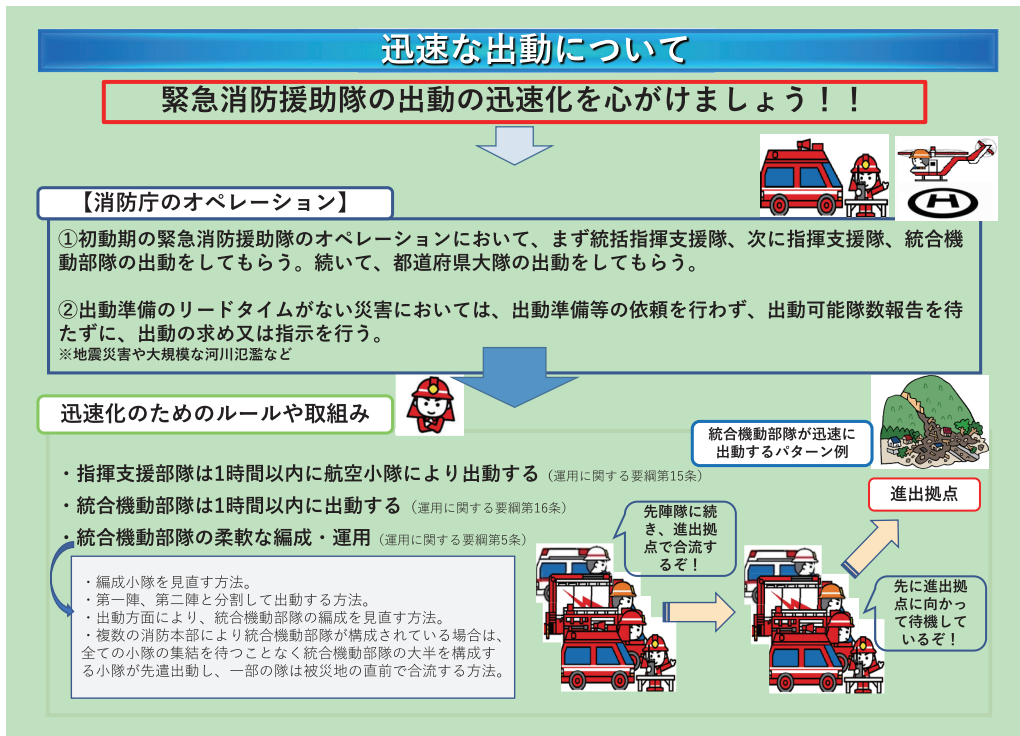
(エ) 南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行

第2-8-1表 特別な任務を行う部隊

部隊名	目的	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	より迅速な部隊投入体制の構築のため、第3期基本計画の際に新設。	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。	統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心とし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じて、柔軟な編成、運用により対応する。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第3期基本計画の際に新設。	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ確に行うこと。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害に迅速に出動する体制を構築するため、第4期基本計画の際に新設。	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ確に行うこと。	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	近年、激甚化、頻発化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第4期基本計画の際に新設。	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ確に行うこと。	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。

第2-8-2 図 迅速な出動について



うため、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、南海トラフ地震については、被害状況等を踏まえて柔軟に運用できるよう後発地震発生時の対応を規定している (第2-8-3 図)。

(オ) NBC 災害における運用計画

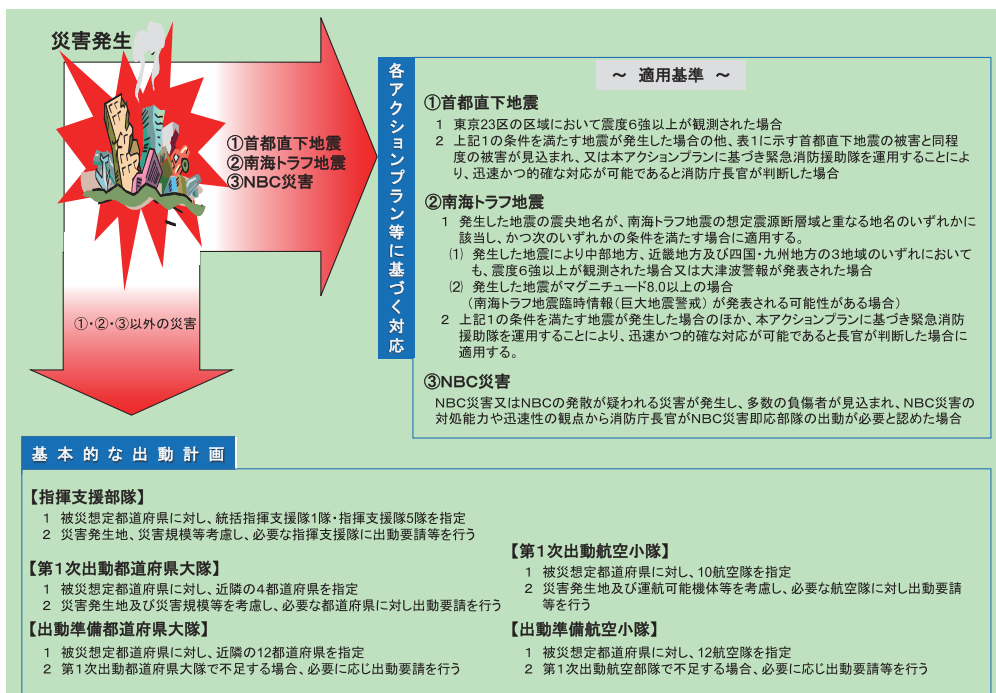
NBC 災害により多数の負傷者が発生した場合には、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属

する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速に NBC 災害即応部隊等が出動することとしている。

(カ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道

第2-8-3 図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出勤するに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

ウ 受援計画

各都道府県は、平時から自らが被災地となる場合を想定して、都道府県内の消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、応援等の要請、指揮体制、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において、県内応援隊及び緊急消防援助隊を受け入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合を図りつつ、都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の都道府県大隊等の指揮体制、消防機関及び各関係機関との連絡体制並びに受援訓練の実施等、受入れに当たって必要な事項を加え、受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成31年3月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和5年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,000隊からおおむね6,600隊へと増隊することとしている。

平成7年(1995年)9月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和4年4月1日現在では全国720消防本部(全国の消防本部の約99%)等から6,606隊の登録となり、発足当初の約5倍まで増加した(資料2-8-2、資料2-8-3)。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成

15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。

平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債(100%充当、交付税算入率70%)において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

また、消防組織法の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、各都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車及び高機能エアータンクや情報収集活動用ハイスpekドローン及び映像伝送装置等、緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等を消防本部等に配備している(資料2-8-4)。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

(4) 緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年(1995年)から令和4年11月末までの出動状況

平成7年(1995年)に創設された緊急消防援助隊は、平成8年(1996年)12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による災害、令和2年7月豪雨、栃木県足利市林野火災、静岡県熱海市土石流災害等、令和4年11月末までの間に合計33回出動し、多くの人命救助を行った(資料2-8-5)。

イ 直近の活動状況

(ア) 栃木県足利市林野火災

令和3年2月21日、栃木県足利市で発生した林野火災は、両崖山から出火し、強風注意報が発表された23日以降、急激に延焼拡大した。管轄の足利市消防本部に加えて県内外の応援隊が活動、消防防災ヘリコプターでの空中消火を行った。同月25日栃木県知事からの要請に基づき、東京消防庁統括指揮支援隊、福島県航空指揮支援隊及び6都県の航空小隊が出動した。

陸上隊と航空小隊は連携し、空中消火活動を行うなど、緊急消防援助隊の7日間にわたる活動により、当該火災は私有林約167haを焼損し鎮火した。

(イ) 静岡県熱海市土石流災害

令和3年7月3日10時30分頃、連日の降雨により静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生、10都県の緊急消防援助隊が出動し24日間にわたって救助捜索活動を行った。

(5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報

ア 地域ブロック合同訓練

技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度(1996年度)から毎年全国を6つのブロックに区分して訓練を実施している。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練

を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊の、より実践的な教育訓練の充実を図ることとしている(資料2-8-6)。

令和4年度は、情報収集活動用ドローン等のデジタル技術の活用による情報共有や自衛隊・警察等の関係機関との調整、航空運用調整班や航空指揮本部等の連携強化等を検証し、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、各地域ブロックの実情に応じて合同訓練を実施した。

イ 緊急消防援助隊の広報

緊急消防援助隊は、地域住民の安全安心を守る消防組織として、令和3年度に創設から25年という節目を迎えた。

令和3年度から、国民により身近に感じてもらう広報にも主眼をおき、令和4年度は第6回緊急消防援助隊全国合同訓練に関する動画やポスターを作成するとともに、訓練当日は会場内の訓練ブースを見やすく設計した。また、会場に行けない方にも訓練をご覧いただけるようYouTubeによる配信等を行った。

(6) 今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震等に備え、長期に及ぶ消防応援活動への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための体制等の整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。東日本大震災をはじめ様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図ることとしている。

ア 消防庁のオペレーション能力向上

緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務であり、緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁自体の初動対応が重要である。

ヘリコプター、ドローン等を活用し、被害状況や部隊の活動などあらゆる情報を迅速に収集・分析し、現場にフィードバックできるよう、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊機能の充実

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対応するため、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設け、登録推進に取り組んでいる。引き続き、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度等を活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の充実強化を引き続き進めていく。

また、車両・資機材の有効活用を図り、多発する大規模な土砂・風水害に対する広域的な救助体制の運用強化や指揮支援部隊及び通信支援小隊の機能向上等に取り組んでいく。

ウ 受援能力の向上

近年の緊急消防援助隊が出動した災害では、被災地消防本部において、応援部隊や関係機関との活動調整会議を開催し、スムーズな受援活動が実施できた事例がある。大規模な災害が発生した際、緊急消防援助隊等を円滑に受入れ、効果的な活動を行うことができるようにするため、災害時に運用できる実効的な受援計画をあらかじめ定め、平時から受援訓練を行うよう促すなど、受援能力の向上を図っていく。

エ 後方支援体制の充実強化

大規模災害における緊急消防援助隊の活動は、長期に及ぶ。そのため、後方支援体制の強化は、被災地での活動能力の向上や派遣期間中の管轄消防本部の消防力の維持、緊急消防援助隊の活動を効果的かつ継続的に実施するために必要不可欠である。

これまで、消防庁ではLED照明装置や可搬式空調設備などの自己完結的な後方支援用装備品を積載した、移動型拠点である拠点機能形成車両の国費による配備や、救助活動等拠点施設を財政支援の対象とするなど、後方支援体制の強化を行っている。また、ソフト面でも、安全な後方支援の活動要領例を示し、隊員のシフト交代制度、デコンタミネーション（隊員の汚染防止及び除染）の実践的な事例を紹介するとともに、隊員の食糧その他の物資の確保の促進などを行ってきた。

また、有効な取組例として、車両資機材の共同活用、一体的な給食活動、新型コロナウイルス感染症対策の後方支援等について紹介した。

今後も、後方支援車両及び資機材等の充実を図るとともに、調査研究を通し新たな強化策を打ち出すなど、一層充実した後方支援を推進する。

第9節

国と地方の防災体制

1. 国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本と

なる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

(2) 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口になるとともに、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有し、国を挙げた災害対応に活かしている。

第2-9-1表 都道府県地域防災計画において特定災害対策計画を策定している都道府県数（令和4年4月1日現在）

	震災対策	津波対策	風水害対策	火山対策	雪害対策	林野火災対策	原子力災害対策	その他
策定都道府県数	47	33	37	20	15	20	37	24

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(3) 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画の策定については特定の災害ごとに作成している団体もあり、令和4年4月1日現在の都道府県の実況は第2-9-1表のとおりである。

地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、令和3年度の災害対応の教訓などを踏まえて修正された、防災基本計画の内容などに基き、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画を、令和4年12月に修正した。また、これらを踏まえ、同月、地域防災計画について必要な見直しを行うよう地方公共団体に要請した。

熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったことを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画を策定するとともに、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、設備整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じる等、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア 業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を

2. 防災に係る体制の整備

(1) 業務継続性の確保

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の

確保しておく必要がある。

このことから消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定を要請している。

また、業務継続計画等の策定については、令和3年6月1日現在の都道府県、市町村の状況は第2-9-2表のとおりである。

第2-9-2表 地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

(令和3年6月1日現在)

	業務継続計画	受援計画
都道府県	100%	95.7%
市町村	97.2%	59.1%
合計	97.3%	60.1%

イ 業務継続計画策定研修会の実施

地方公共団体における業務継続計画及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携し、未策定団体などを対象に業務継続計画の特に重要な6要素や災害時における受援体制の構築等についての業務継続計画策定研修会を開催している。

ウ 災害マネジメント総括支援員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応が行えない場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、被災市町村が行う災害マネジメント及び災害対応業務の支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用してい

る。

同制度により派遣する、被害状況の把握や災害対応についての市町村長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等を育成することを目的とした研修を実施している。

エ 非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化（水害対策、地震対策等）に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。

オ 備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材を備蓄している。

カ 相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結については、令和4年4月1日現在の都道府県・市町村の状況は、第2-9-3表のとおりである。

第2-9-3表 地方公共団体における相互応援協定等の締結状況

(令和4年4月1日現在)

区分	団体数	自治体間の相互応援協定	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定	その他
都道府県	47	47	47	47	47	47	47	47
市町村	1,741	1,692	882	1,076	1,072	1,529	1,596	888

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(2) 災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等に研修機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組んでいる。

ア 全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府・消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している。

イ 市町村長の災害対応力強化のための研修

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで約600名の市町村長が参加している。

ウ 防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、広域応援等に係る情報共有・意見交換などを行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

エ 自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえた、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

オ 防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。

消防庁では、各地方公共団体に対し、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針である総合防災訓練大綱（中央防災会議決定）を踏まえ、感染症拡大防止にも配慮しつつ、防災訓練を積極的に実施するよう依頼している。

令和3年度においては、都道府県主催で延べ745回、市町村主催で延べ6,079回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

カ 防災・危機管理e-カレッジ

インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理e-カレッジを開設している。

令和3年度においては、子供向けの学習サイトである「こどもぼうさいランド」のリニューアルを実施し、サイトの魅力向上を図った。

第10節

消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、広域的な応援部隊の出動調整その他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。

消防庁は、地方公共団体から迅速かつ的確に収集した災害情報を総理大臣官邸に設置される官邸対策室等へ速やかに報告する役割を担っており、このことは政府全体としての災害対応に不可欠な業務となっている。

また、地方公共団体からの各種災害情報を基に、緊急消防援助隊の運用調整等を実施し、被災地における効果的な消防応援の実施を図っている。

災害時の情報収集及び伝達を円滑に実施するためには、平素から確実な連絡体制を構築し、連絡手段を確立しておくことが極めて重要である。

消防庁では、消防組織法に基づき、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われる

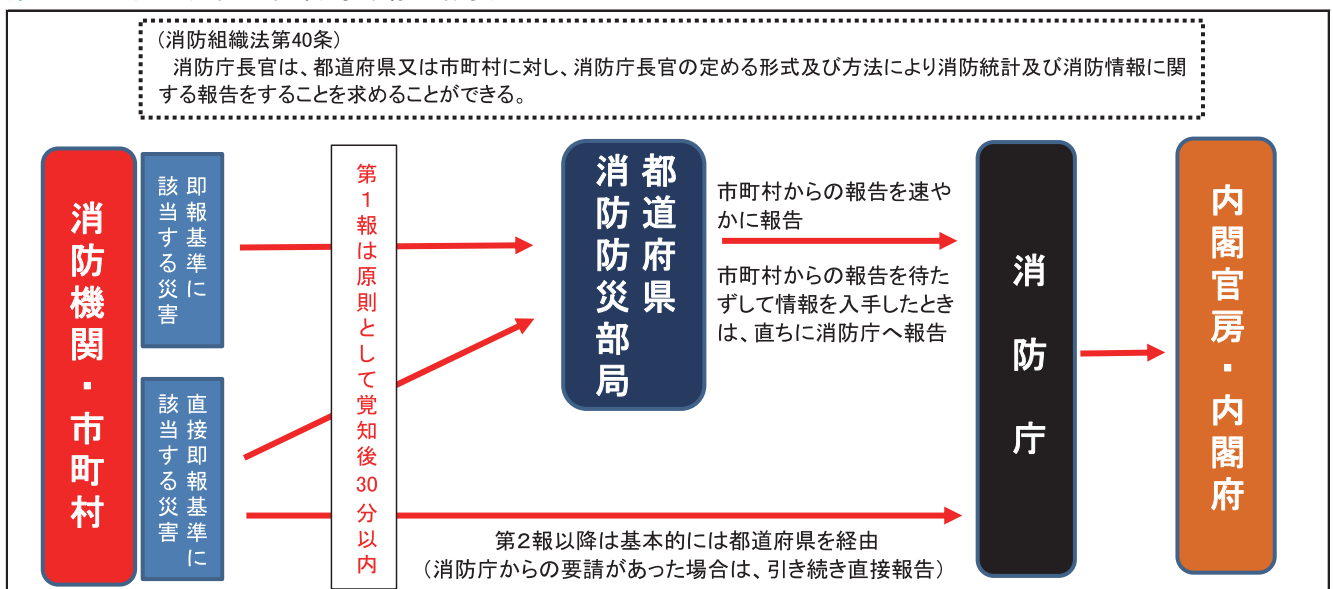
よう努めている。

なお、市町村、消防機関からの報告については、都道府県を経由して報告する「即報基準」と、より迅速な報告を必要とする場合の「直接即報基準」がある（第2-10-1図）。

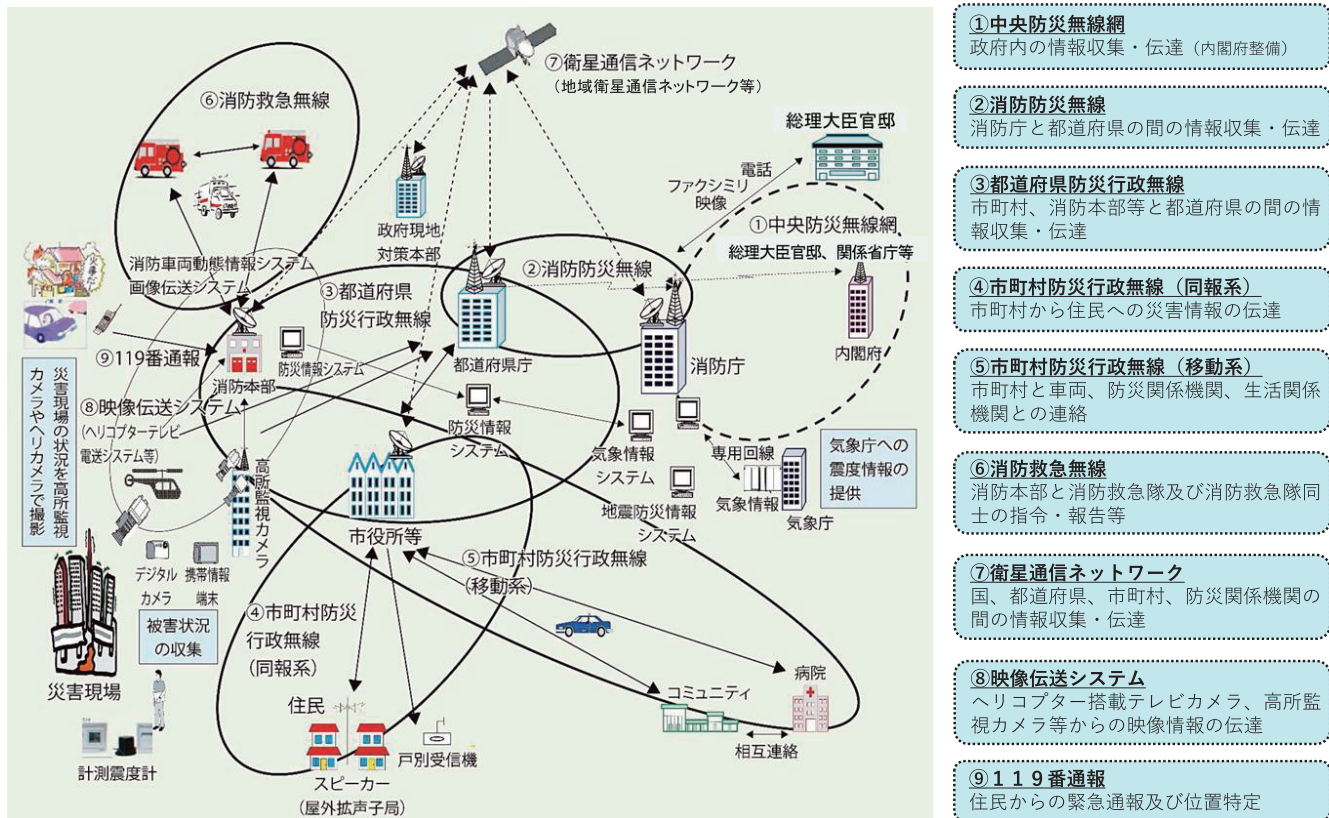
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

災害発生時においても関係機関間で通信が確実に確保されるよう国、都道府県、市町村等においては、災害に強い自営通信網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線並びに⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（第2-10-2図）。

第2-10-1図 火災・災害等即報の概要



第2-10-2 図 消防防災通信ネットワークの概要



(1) 消防防災通信ネットワークの概要

ア 消防防災無線

消防庁と全都道府県とを結ぶ無線通信網であり、電話やデータの相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能である。また、バックアップとして衛星系の通信網も運用している。

イ 都道府県防災行政無線

地上系や衛星系により、都道府県庁とその出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等とを結ぶ無線網であり、電話やデータの相互通信により相互の情報収集・伝達に使用されている。

ウ 市町村防災行政無線（同報系）

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網であり、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、災害時には地域住民に対して気象警報や避難指示、国民保護情報等を一斉伝達している。また、災害時等にお

ける住民への情報伝達の方法については、他の設備を、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備^{*1}として利用する方法もある。整備率（整備している市町村の割合。代替設備を含む。）は95.8%（令和4年3月末現在）となっている。

エ 市町村防災行政無線（移動系）

市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災関係機関等（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等とを結ぶ通信網で、災害時には、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。整備率（整備している市町村の割合）は71.2%（令和4年3月末現在）となっている。

オ 消防救急無線

消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊とを結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に利用され

*1 代替設備：令和4年3月末現在、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムを市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用している市町村がある。なお、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムを市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として追加した経緯については、4.（1）アを参照のこと。

ており、消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要不可欠なものである。全国の全ての消防本部において運用されている。

カ 衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワークは、消防防災無線や都道府県防災行政無線の衛星系として整備されている。

現在、地域衛星通信ネットワークについては次世代システムへの移行を進めている。次世代システムは、従来システムと比べて整備コストを大きく削減できるほか、性能面についても、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等のメリットがある。令和2年度までに実施したモデル事業の結果等を都道府県に情報提供することで、各都道府県における次世代システムの整備を支援している。

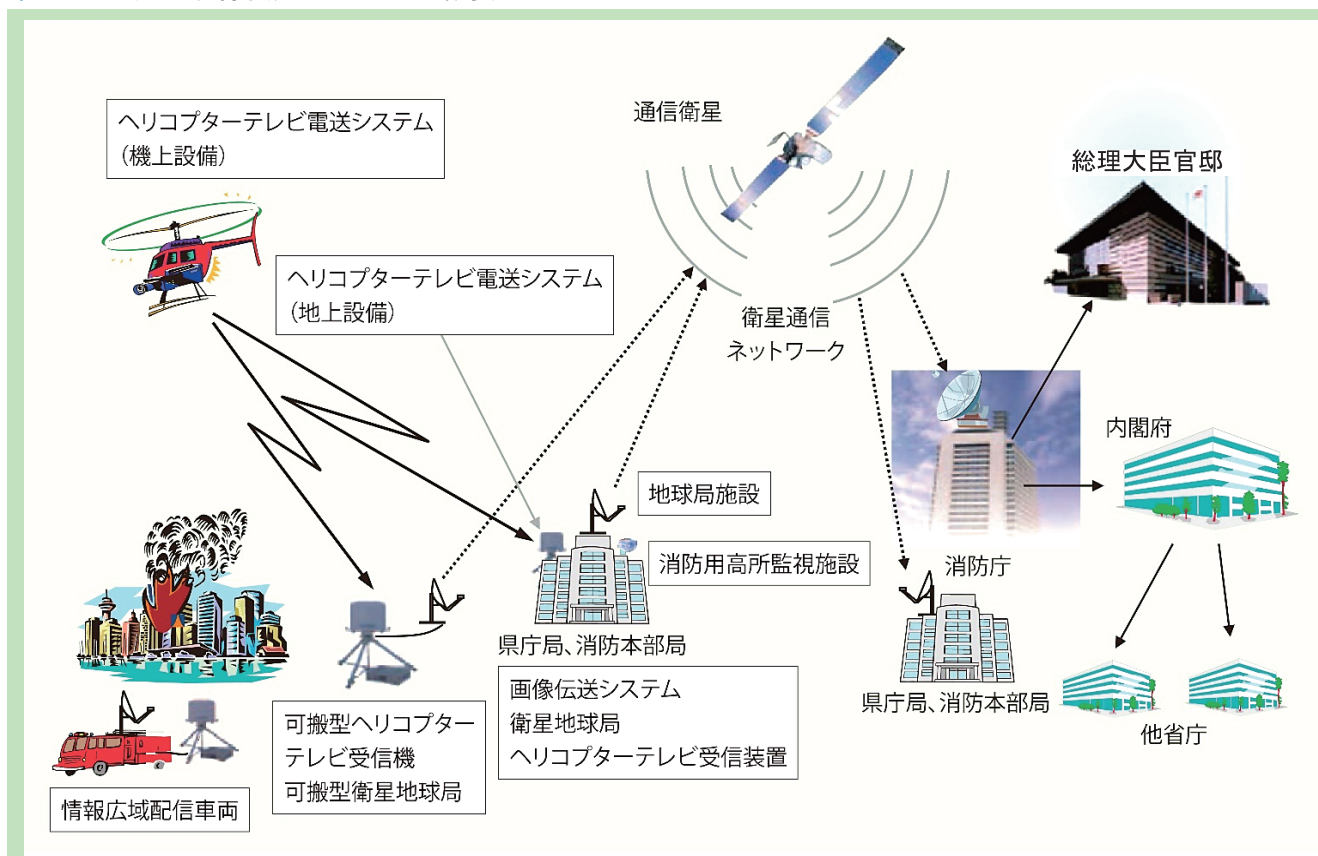
キ 映像伝送システム

高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像は、都道府県や消防本部（消防指令センター等）、消防庁等へ伝送され、

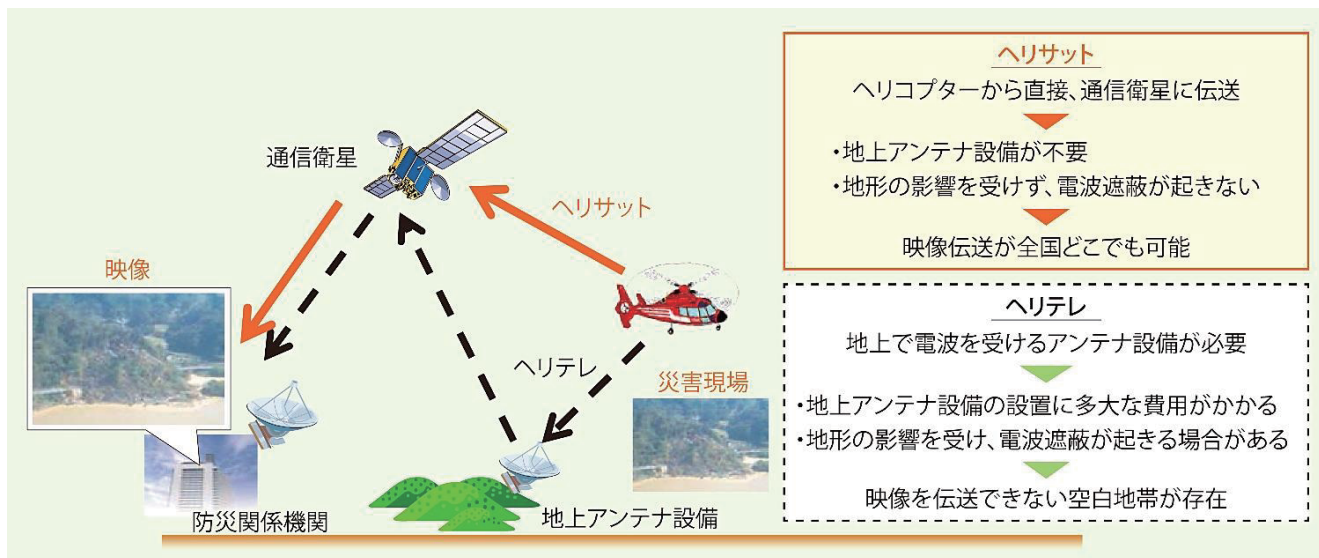
被害の概況の把握や、広域的な支援体制の早期確立などに活用されている（第2-10-3図）。

ヘリコプターからの映像は、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）またはヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）のいずれかによって伝送される（第2-10-4図）。

第2-10-3図 映像伝送システムの概要



第2-10-4 図 ヘリコプター衛星通信システムの概要



(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア 通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように、

- ・非常用電源設備の整備
- ・保守点検の実施と的確な操作の徹底
- ・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
- ・防災行政無線設備を耐震性のある堅固な場所に設置
- ・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会^{*2}において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」や通知が取りまとめられており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、自ら点検を徹底することが必要である。

イ 通信のバックアップ機能の確保

大地震等により消防庁の通信施設が使用不能とな

り、国と地方公共団体間の相互通信が困難となる場合に備え、東京都調布市にある消防大学校に衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網や前述の消防防災通信網が不通となった場合に備え、防災関係機関等が管理している自営通信網を活用した市町村、都道府県、国間の通信ルートを策定し、非常通信訓練を定期的の実施することで、非常時における通信の確保に努めている。

3. 情報システムの活用

(1) 災害時対応支援システムの導入と活用

災害発生時に正確かつ迅速な状況判断の下に的確な応急活動を遂行するため、消防研究センターで開発した「簡易型地震被害想定システム」（第2-10-5図）を導入し、災害発生時におけるシミュレーションによる被害の推計や、平時には円滑な災害対応訓練に活用している。

また、当該システムによる被害の推定結果を全都道府県等にメール配信するなど活用を図っている。

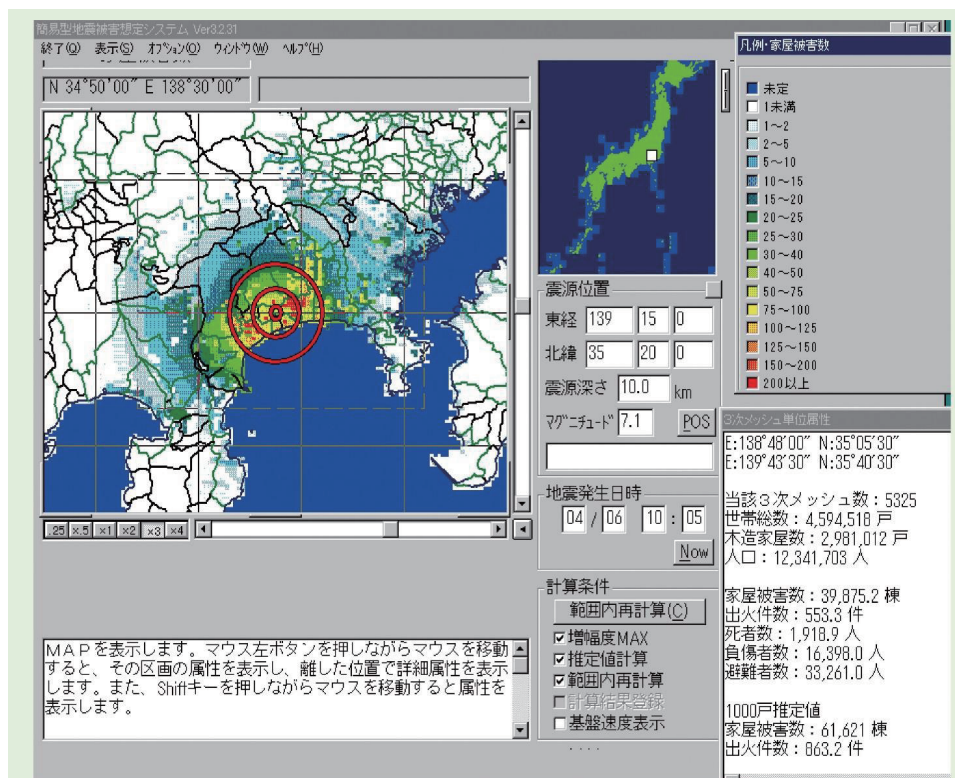
(2) 統計調査系システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、ハードウェア等の管理を一元化した「統計調査系システム」にて次の調査を行っている。

- ・火災報告等調査

*2 非常通信協議会：自然災害等の非常時における必要な通信の円滑な運用を図ることを目的として設立。総務省が中心となり、国、自治体、主要な電気通信事業者、無線局の免許人等の約2,300機関によって構成。

第2-10-5 図 簡易型地震被害想定システムの画面表示例



- ・ 防火対象物実態等調査
- ・ 救急・ウツタイン様式調査
- ・ 救助調査
- ・ 危険物規制事務調査
- ・ 危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故報告調査
- ・ 石油コンビナート等実態調査
- ・ 消防防災・震災対策現況調査
- ・ 緊急消防援助隊登録管理
- ・ 防災・危機管理セルフチェック

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収集・整理することにより、都道府県、消防本部への速やかな情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。

4. 情報化の最近の動向

(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化

ア 住民への災害情報伝達手段の多重化

豪雨、津波等の災害時における住民への確実な情報伝達において、一つの手段に頼らず複数の災害情報伝達手段を組み合わせるとともに、一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化するため、災害情報伝達手段の多重化を促進している。このため、災害情報伝

達手段の整備に関する技術的支援や助言を行うことを目的に、災害情報伝達手段に関する専門的知見を有するアドバイザーを地方公共団体へ派遣しており、令和4年度は50団体に派遣することとしている。

併せて、市町村防災行政無線（同報系）のほか、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した新しい災害情報伝達手段（以下「IPDC」という。）や携帯電話網を活用した情報伝達システム等の代替設備を利用し、屋外スピーカーを用いて地域住民に一斉に情報伝達を行える手段の整備を促進するとともに、携帯電話等の普及を踏まえ、地域内の住民に一斉に送信できる緊急速報メール等の導入を促進してきたところである。また、津波や浸水、停電等に備え、屋外スピーカーの音達の改善や大型表示盤の設置、バッテリーの長時間化などの機能強化を行う場合に地方財政措置の対象とし、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を促進している。

また、大雨の際に屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい場合や、高齢者などの地域住民にきめ細かく情報を行き渡らせるための手段として、これら

の戸別受信機等*3が非常に有効であることから、追加配備する場合の経費については特別交付税措置の対象としている。

加えて、近年、IPDCの技術開発が進められている状況を踏まえ、円滑な社会実装に向けて、「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」を開催し、IPDCに係る技術的知見の整理や市町村防災行政無線（同報系）との比較による耐災害性の整理等の検討を行った。同検討会の成果として、IPDCのほか携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムが、その特徴に留意することにより、市町村防災行政無線（同報系）やその代替設備（MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム）と同様に主たる災害情報伝達手段として位置づけられた。

さらに、市町村が地域の実情に応じて、これらの災害情報伝達手段から最適な選択ができるよう、各手段の性能や留意点、整備環境や地形によるコスト面の優位性等について整理することとしている。

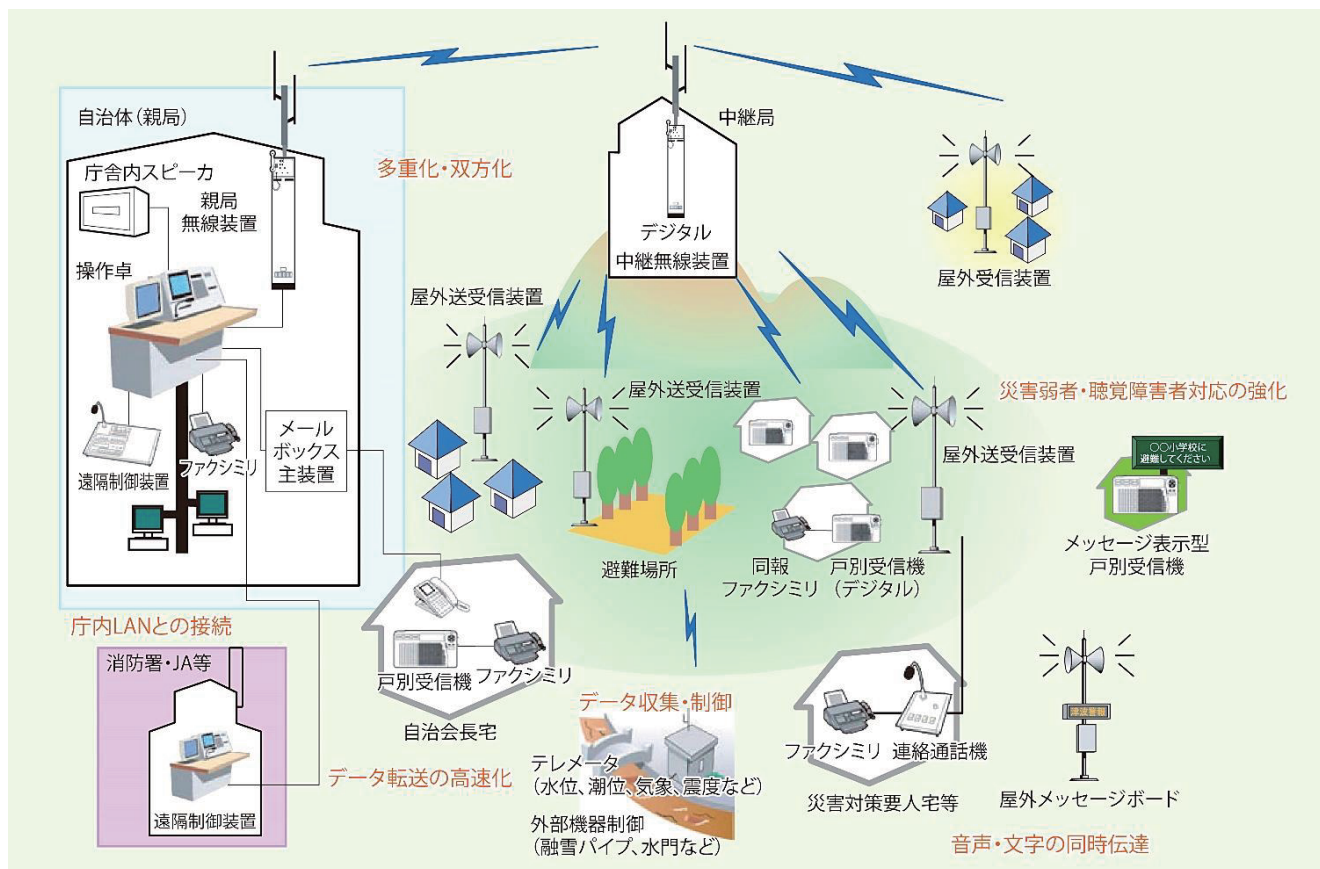
イ 防災行政無線のデジタル化の推進

携帯電話、テレビ放送等様々な無線通信・放送分野におけるデジタル化の進展を踏まえて、防災行政無線についても、今後は文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行する等、ICTを積極的に活用することで防災情報の高度化・高機能化を図ることとしている（第2-10-6図）。

（2）消防防災業務の業務・システムの最適化

消防庁における、各種システムの更改は、総務省デジタルガバメント中長期計画（平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定、令和2年3月31日改定）に基づき進めている。

第2-10-6図 防災行政無線デジタル化の概要



*3 戸別受信機等：市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機及びMCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、IPDC、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムの屋内受信機（防災情報を受信して自動起動するもの）をいう。

第3章

国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

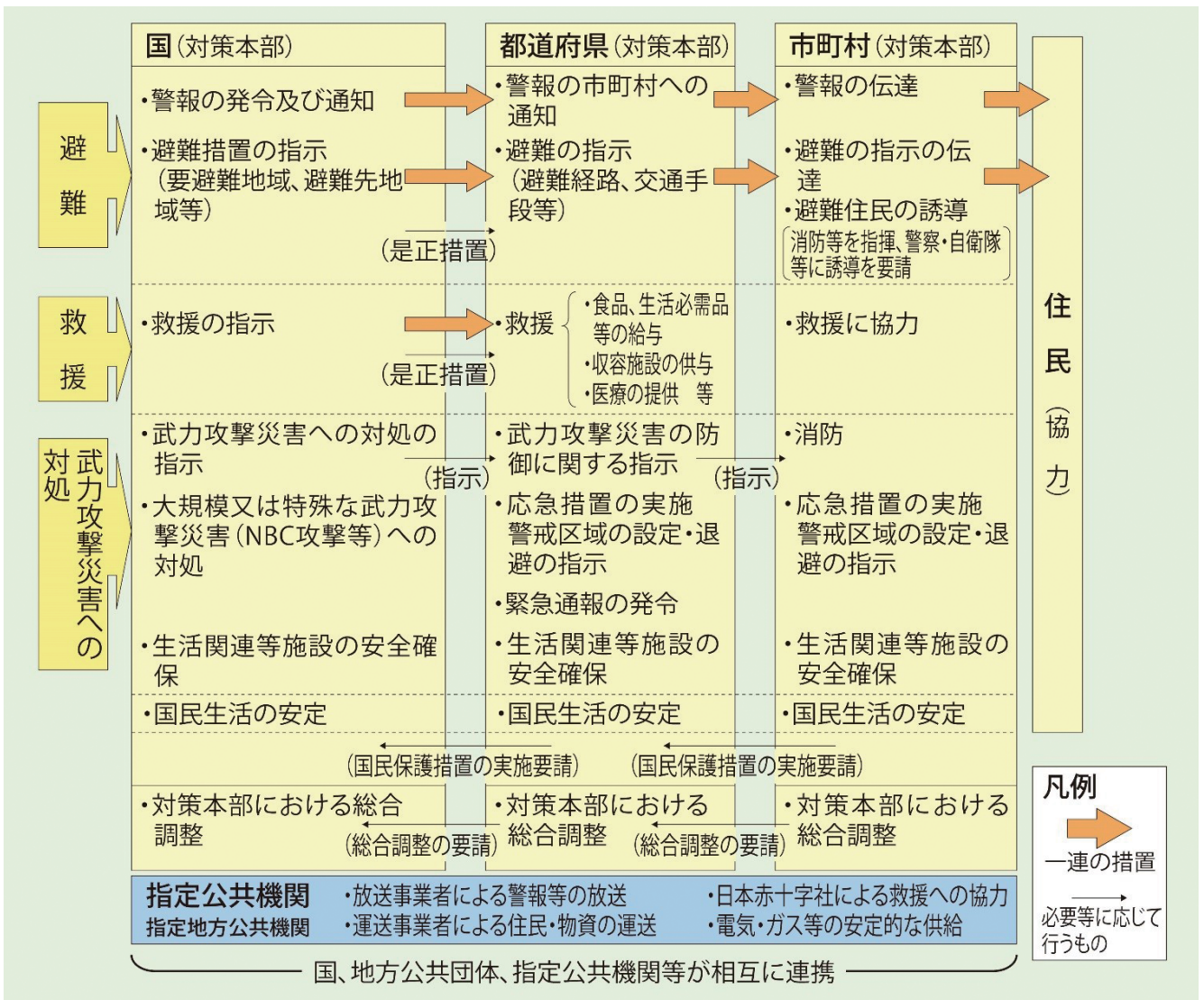
第1節

国民保護への取組

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）においては、武力攻撃事態等^{*1}及び緊急処理事態^{*2}が発生した場合には、国は、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する

国民保護措置を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとされている。また、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないとされている（第3-1-1図）。

第3-1-1図 国民の保護のための措置の仕組み



*1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

*2 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

武力攻撃事態等及び緊急処理事態における国民保護に関して、消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のほか、安否情報の提供、武力攻撃災害が発生した場合等の消防の応援等について必要な措置を講ずるという重要な役割を担っている。

1. 地方公共団体における国民保護計画の策定等の推進

国民保護法では、地方公共団体は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に至った場合に備えて国民保護計画を定めることとされており、これまでの取組により、都道府県においては平成17年度までに全ての都道府県で作成済みであるが、市町村においては令和4年10月1日現在で1団体が未作成（作成中）となっている。

消防庁としては、作成中団体に対して、県と連携して速やかな計画作成に向けて進捗状況の確認や支援を行うとともに、既に国民保護計画を策定している団体に対しても、政府が定める国民の保護に関する基本指針（以下本章において「基本指針」という。）の変更（直近では、平成29年度に①Jアラートによる情報伝達及び避難行動の周知、②避難施設の指定促進、③実践的な訓練の実施等についての変更）に対応した変更を行い、最新の情勢に適応した計画となるよう、国民保護に関する地方公共団体との会議の場等において要請しているところである。

2. Jアラートによる迅速な情報伝達

(1) Jアラートの概要

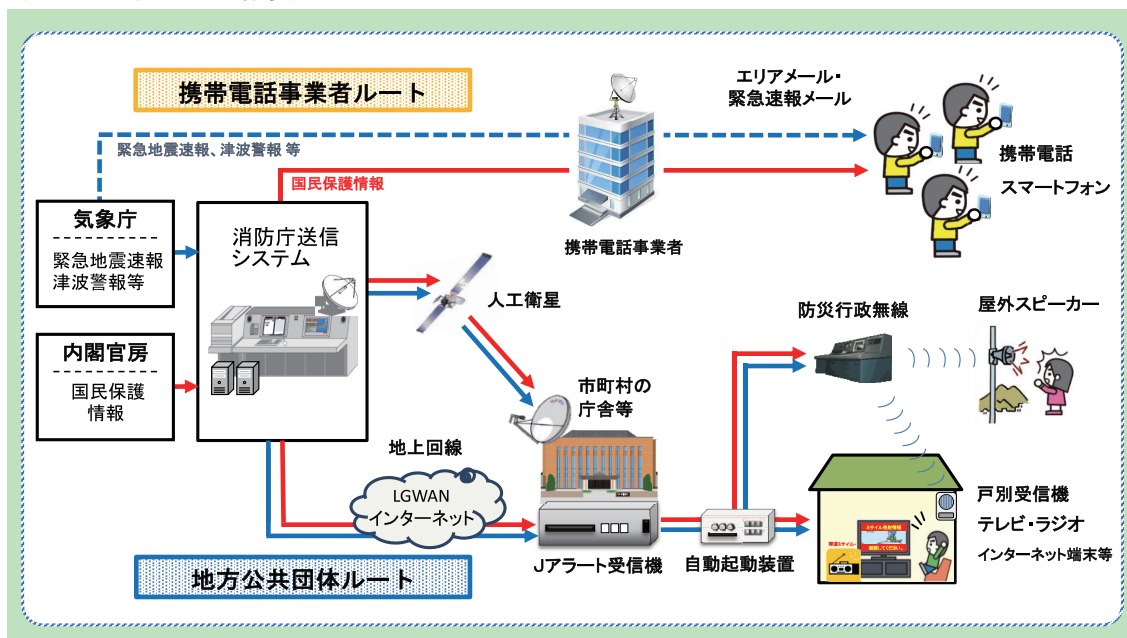
武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体及び携帯電話事業者と連携して「Jアラート」（第3-1-2図）を整備している。

Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報等の緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。弾道ミサイル攻撃に関する情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報等の防災気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Jアラートは、平成19年2月に4市町で運用を開始し、以降、平成26年に気象等の特別警報を、平成28年に噴火速報を配信対象に追加するなど、システムの改修・高度化を行っている。

携帯電話事業者との連携については、携帯電話事業者が提供するエリアメール・緊急速報メールと連携し、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報について配信することができる。これによりJアラートの情報は、地方公共団体ルート及び携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝達される。

第3-1-2図 Jアラートの概要



(2) Jアラートの整備状況

各市町村のJアラートの整備状況については、Jアラート受信機及びJアラートによる自動起動装置は全ての市町村で整備されている。今後は、市町村防災行政無線（同報系）のほか、音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ、登録制メール、デジタルサイネージ等とJアラートとの連携を進め、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の多重化を進めることが必要である。

なお、国民に緊急情報を提供するために、災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤である「Lアラート」へJアラートで配信される弾道ミサイル情報等を配信することとしている。これにより、民間事業者等がLアラートを活用し、テレビ、ラジオ及びスマートフォンアプリ等を通じてJアラートの弾道ミサイル情報等を提供することができる。

また、外国人旅行者に対して、緊急事態発生時の情報を迅速に伝えるため、観光庁が監修している外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」^{*3}により、従来から配信している地震や津波等の情報に加え、ミサイル発射等の国民保護情報の多言語配信が可能である。

(3) Jアラートの試験

消防庁では、Jアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。併せて、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施している。また、地方公共団体が任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年2回設けている。

令和4年11月16日に実施した全国一斉情報伝達試験では、各地方公共団体のJアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の試験を実施し、47都道府県及び1,730市町村が参加した。

消防庁においては、試験で支障のあった団体（令和4年11月実施の試験では4団体）に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るよう助言するとともに、過去の支障の事例を整理して地方公共団体に対し注意喚起を実施することなどにより、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいる。

3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備

(1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成

国民保護法において、市町村長は、住民に対して避難の指示があったときに、避難実施要領を定めなければならないと規定されている。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなければならないものであることから、その作成を容易にするため、基本指針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされている。

避難実施要領のパターンを作成済みの市町村は令和4年4月1日現在で69%にとどまっている。

消防庁においては、市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するための素材として、既存の「避難実施要領のパターン」作成の手引き¹及び「避難実施要領パターンの作り方」に加え、令和3年度に「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、地方公共団体に周知したところである。また、都道府県と連携しながら、市町村職員等を対象とした「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」を開催し、作成の支援を行っている。令和4年度においては、取り扱うパターンの増加や関係機関との連携等、内容の充実を図っている。

(2) 避難施設の指定

武力攻撃等が発生した場合には、住民が避難するため、又は避難住民等の救援を行うための施設が必要になる。国民保護法上の避難施設は、都道府県知

*3 Safety tips：自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した、観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。対応言語は15言語（英語・中国語（簡体字／繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・クメール語・ビルマ語・モンゴル語・日本語）。国内における緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報、台風情報、熱中症情報をプッシュ型で通知できるほか、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供している。

事及び指定都市の長が指定することとなっており、災害対策基本法に基づき自然災害における指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている学校、公民館、体育館、公園、広場等を中心に、令和3年4月1日現在、9万4,125か所が指定されている。

消防庁としては、域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要であることから、公共施設のほか、民間企業が管理主体である施設の指定を促進している。特に、ミサイル攻撃等の際に爆風や破片からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効と考えられるコンクリート造り等の堅ろうな建築物や、地下街、地下駅舎等の地下施設（緊急一時避難施設）について、重点的に都道府県知事等による指定を促進している（詳細は第3章コラム参照）。

4. 安否情報システムの運用

武力攻撃事態等により住民が避難した場合等においては、家族等の安否を確認できるようにすることが重要である。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコンを使って入力でき、さらに全国データとして検索可能な「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（以下本章において「安否情報システム」という。）を構築し、平成20年4月から運用を開始した（第3-1-3図）。これまで、武力攻撃事態等のみならず自然災害にも対応できるようシステム改修を行うなど、利便性の向上に努めている。また、地方公共団体職員の安否情報システムに対する理解促進・操作習熟を目的に、定期的な訓練を実施してい

る。

安否情報システムが使用された事例として、平成23年の東日本大震災において、安否情報が約16万3,000件登録され、現実の災害で使用された初の事例となった。

5. 国民保護事案への対応力の強化

（1）国民保護共同訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めている。

令和4年度の国民保護共同訓練は、30府県が実動訓練及び図上訓練を実施予定であり、各種テロ事案等を想定した訓練を実施し、様々な事態への対処能力の向上・関係機関との連携の強化を図ることとしている。今後も新たな要素を加味する等しながら、訓練の充実強化に努めていく。

（2）地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援等住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。

第3-1-3図 安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）



このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。また、消防庁においては、地方公共団体のJアラート担当職員を対象とした国民保護・Jアラート研修会を開催し、参加者が国民保護を含めた危機管理やJアラートの基礎知識等を速やかに習得できるよう取り組んでいる。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について、広く普及啓発し、理解を深めていただくことが大切である。

このため消防庁では、啓発資料等として、これまでに地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み・消防の役割・訓練のあり方等について、分かりやすく示した冊子等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

（3）地方公共団体における体制整備

都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められる。一方、地震等の

自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても、同様の対応が強く求められている。

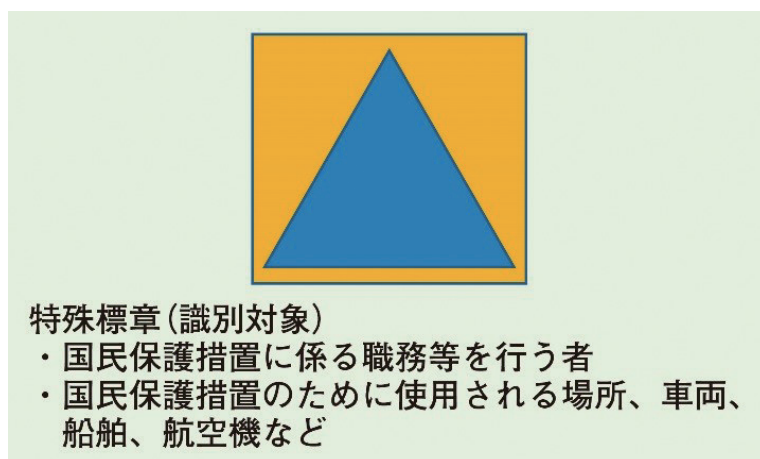
このため消防庁では、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」を開催し、危機管理について知識・経験を有する有識者からの意見・助言を得て、施策に反映するように努めている。このほか、令和4年度も引き続き、国民保護対策に要する経費に対して地方財政措置を講じるなど、地方公共団体の体制強化の支援に当たっている。

（4）特殊標章等

指定行政機関の長、地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸条約の追加議定書^{*4}に規定する国際的な特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う者等及び国民保護措置に係る職務のために使用される場所等を識別させるためのものである。この特殊標章等については、国民保護法上、みだりに使用してはならないこととされており、各交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標章等を交付する際の要綱を定め、交付台帳を作成すること等により、特殊標章等の適正使用を担保することが必要である（第3-1-4図）。

消防庁においては、平成17年10月に消防庁特殊標章交付要綱を作成するとともに、地方公共団体や

第3-1-4図 特殊標章



*4 ジュネーヴ諸条約の追加議定書：1949年（昭和24年）8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第66条3

消防機関に対して、各交付権者が作成することとなっている交付要綱の例を通知したほか、定期的に特殊標章等の作成状況の調査を行い、特殊標章等が適正に取り扱われるよう取り組んでいる。

6. NBC テロ対策

(1) NBC テロ災害に対応するための体制の整備

NBC テロ災害発生時に適切な応急対応処置を講じるため、政府のNBC テロ対策会議幹事会において取りまとめられている「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」や「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等を踏まえて、消防分野においてもテロ災害に対する体制を整備している。

現場での対応力を強化するため、車両・資機材の整備も進めており、大型除染システム搭載車、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、化学剤遠隔検知装置等の車両・資機材を全国の主要な消防本部及び緊急消防援助隊NBC 災害即応部隊54 部隊を中心に配備しているが、老朽化を踏まえ、令和3年度から最新の知見に基づいた化学剤検知器などのNBC 災害対応資機材の配備を計画的に進めている。

(2) 訓練・教育

各都道府県との国民保護共同訓練においてNBC テロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関との連携強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

NBC テロに起因する災害に対応するには、現場で対応する各隊員や指揮する隊長が専門的な知識、技術を身につけることが必要である。このため消防大学校において、NBC テロ災害発生時における適切な消防活動の実施を目的として、緊急消防援助隊教育科にNBC コースを設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、警察庁及び防衛省に依頼し、消防本部の職員及び都道府県消防学校職員等を対象とした、NBC 災害活動に関する実技講習を行っている。



大型除染システム搭載車



化学剤検知器



生物剤検知器



陽圧式化学防護服

(3) テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進

テロ災害発生時においても、適切な救急活動が行われることが重要である。特に、爆発が原因の外傷による四肢の切断などで生じる大量出血には、速やかな止血処置が必要であるため、消防庁では救命止血帯（ターニケット）を用いた止血に関する教育カリキュラムと指導者用及び受講者用のテキストを平成30年3月に策定し、救急隊員のみならず、現場で警戒に当たる消防隊員等が、ためらうことなく適切な止血処置を行えるよう、指導救命士等による教育を推進している。

第2節

北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1. 北朝鮮の情勢

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返した。この間、平成29年8月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、同月29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

同年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していなかったが、令和元年5月以降、再び短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返しており、令和3年3月には新型の短距離弾道ミサイルを発射、9月以降には、変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルや新型の潜水艦発射弾道ミサイルを立て続けに発射している。また、令和4年3月24日には大陸間弾道ミサイル(ICBM)級の弾道ミサイルが我が国の排他的経済水域(EEZ)内に落下した。更に、10月4日には、弾道ミサイルが青森県上空を通過して太平洋に着弾する事案、11月3日には、大陸間弾道ミサイル(ICBM)級の可能性のある弾道ミサイルの発射事案が発生しており、国際社会に背を向けて核・弾道ミサイル開発を継続する姿勢を崩していない北朝鮮が、今後、いかなる行動をとっていくのか、その動向を注視していく。

2. 消防庁の対応

弾道ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向とそれに伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体制の確保に努めている。

また、ミサイルが発射された際には、消防庁は直ちに情報連絡室あるいは消防庁長官を長とする緊急事態調整本部などの応急体制を整え、被害情報を収集するとともに、必要な情報を地方公共団体に提供するなど、関係府省及び地方公共団体と連携して対応に努めている。

3. Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等、対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信されるエリアメール・緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるJアラートが重要な役割を果たすことになる。

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性がある場合又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に伝達され、平成29年8月及び9月のミサイル通過事案では、北海道等12道県に対し、また、令和4年10月4日のミサイル通過事案では、北海道等3都道県に対し、更に、11月3日のミサイル発射事案^{*1}では、宮城県等3県に対しJアラートを通じてミサイル発射情報等が伝達された。

4. 普及啓発

Jアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道ミサイル落下時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近く of 建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」ことを内容とする政府広報(テレビCM・新聞広告・インターネット広告等)を行った。このほか、国の関係省庁及び地方公共団体のホームページ等においては継続的に広報が実施されている(第3-2-1図)。

*1 日本列島を越えて飛翔する可能性があるかと探知したものが日本列島を越えず、日本海上空にてレーダーから消失したことが確認されたことを、政府から発表している。

5. 地方公共団体による訓練の実施等

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合には、地方公共団体が適切に対処すること及び国民が適切に行動できることが重要である。そのため、地方公

共団体の職員を対象とした図上訓練や実際に住民が参加する住民避難訓練等が、全国各地で実施されている。

第3-2-1 図 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、**落ち着いて行動してください。**

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます —

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/
 Twitterアカウント 首相官邸災害・危機管理情報 @Kantei_Saigai

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** **近くの建物の中か地下に避難。**
(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。
- 建物がない場合** **物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。**
- 屋内にいる場合** **窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。**

近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

<弾道ミサイル落下時にとっていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）>



体育館に避難する児童



用水路の橋の下に避難する住民



地下施設に避難する住民



屋内で窓から離れて避難する住民

コラム 国民保護に係る避難施設の指定促進

■国民保護における避難施設について

国民保護法において、都道府県知事や指定都市の長は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、公園、広場その他の公共施設や、学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設を、あらかじめ避難施設として指定しなければならないこととされている。

また、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）においても、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとされている。

併せて、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設（緊急一時避難施設）を指定するよう配慮することとされている。

政府としては、令和3年度からの5年間を集中取組期間として指定に向けた働きかけを行っており、消防庁としても、関係省庁と連携してこれら緊急一時避難施設等の指定の促進を進めているところである。最近では我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを踏まえ、都道府県及び指定都市に対し、公共施設のみならず民間企業が管理主体である施設についても、更なる避難施設への指定に取り組むことや、災害対策基本法上の指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、国民保護法上の避難施設として活用できる施設については、市町村と連携し、避難施設に指定できるよう、一層の取組を進めていただきたいことなどを通知（令和4年3月31日付け消防国第71号）により依頼している。

令和3年4月1日現在、全国で9万4,125か所の避難施設が指定されている（うち緊急一時避難施設5万1,994か所（うち地下施設1,278か所））。

■近年の避難施設の指定促進に係る取組について

緊急一時避難施設のうち、特に爆風等からの被害の軽減効果が高いと考えられる地下施設について、令和元年度から内閣官房や国土交通省と連携して、指定権者と地下街や地下駅舎等の管理者の両者に対して、指定に向けた取組を行うよう働きかけを行っている。このうち、地下駅舎については、令和4年に東京都内において129か所が、大阪府内において108か所が指定されるなど進捗がみられ、全国では令和2年4月では0か所であったが、令和4年10月現在では516か所が指定されている。

また、国民保護法において、避難施設としての指定に当たっては、当該施設の管理者の同意を得なければ

ならないことから、消防庁は、避難施設の指定権者である都道府県知事及び指定都市の長に対し、指定を行う上で施設管理者との調整において参考となる各種留意事項等について連絡し、また、指定に際して困難に直面するこれらの指定権者へ聞き取りを行い、必要に応じて関係省庁への働きかけを行うなどにより、指定の促進を図っている。

令和4年度にあっても、先事例の収集や、指定に際して困難に直面している個別の自治体のフォローによる好事例の作成等を通じて、取組の横展開を進めている。

また、今後は、地下街、地下駅舎、地下道等のこれまで指定の進捗のあった施設類型のみならず、地下駐車場などの施設類型についても同様の取組により指定の促進を進めていく。

これら避難施設については、国民保護に係る情報をわかりやすく説明することを目的として、国民保護に関する概要や弾道ミサイル落下時の行動等について掲載している内閣官房国民保護ポータルサイトにおいて、地図や自治体ごとの一覧表により、緊急一時避難施設の場所、その施設類型（堅ろうな施設、地下施設）などを参照することが可能である。



サイトは
こちらから

＜国民保護ポータルサイト＞

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>



地下街（福岡市・天神地下街）



地下駅舎（東京都・東京メトロ桜田門駅）

第4章

自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

令和3年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の76.0%を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の53.6%が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会を捉えて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

1. 全国火災予防運動等

（1）全国火災予防運動

（秋季 令和3年11月9日～11月15日

春季 令和4年3月1日～3月7日）

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火防災意

識の高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和3年11月9日から15日まで実施した令和3年秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われたもので、消防庁では「おうち時間 家族で点検 火の始末」を令和3年度の全国統一防火標語として掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和4年3月1日から7日まで実施した令和4年春季全国火災予防運動では、秋季と同一の全国統一防火標語の下に、秋季の取組に、「林野火災予防対策の推進」を加え様々な行事が実施された。



火災予防運動ポスター

(2) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

消防庁では、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しており、文化財防火デー等の機会を捉え、文化財等の関係者における実践的な訓練の実施を促進している。



文化財防火デーポスター

(3) 全国山火事予防運動

（令和4年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間実施している。

令和4年の全国山火事予防運動では、「山火事を防ぐあなたの心がけ」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関

等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研修会の開催、地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織と女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(4) 車両火災予防運動

（令和4年3月1日～3月7日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて実施している。

令和4年車両火災予防運動において、消防庁では、放火火災防止対策を図るため、防災製品のボディカバーの使用について普及促進を図るとともに、駅舎等の防火安全対策を徹底するため、初期消火、通報及び避難訓練の実施について推進した。

(5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は、近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。令和4年度の危険物安全週間（6月5日～11日）では、「一連の確かな所作で無災害」を

住民等の自主防災活動

推進標語として推進ポスターの作成を行い、各都道府県、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所を表彰した。

また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。

地域防災力の充実強化に当たっては、その中核となる消防団の充実強化だけでなく、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた(第4-1図)。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。その後の大規模災害においても、自主防災組織が、地域住民の中心となってハザードマップの作成や避難訓練を実施するなど、日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、地域住民の避難が適切に行われ、被害の軽減につながった事例もある。

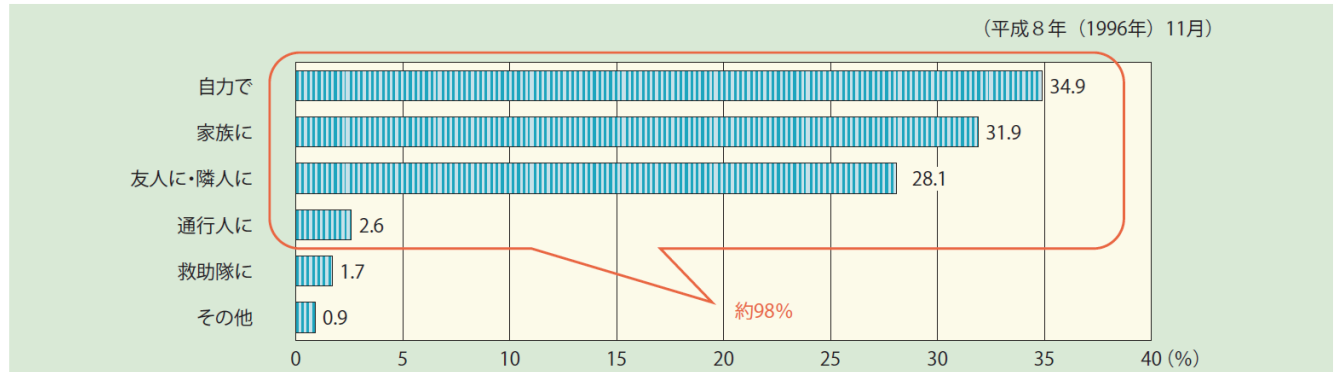
自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会
危険物安全週間推進ポスター

第4-1図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況



(出典) 社団法人 日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」(標本調査、神戸市内)
(備考) 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

1. 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、令和4年4月1日現在で、全国1,741市区町村のうち1,690市区町村で16万6,833の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向にある（第4-2図、資料4-1）。また、自主防災組織を育成するため、令和3年度には、993市区町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、172市区町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和3年度で合計34億688万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等を活用することが可能である。

2. 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の習得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和4年4月1日現在で6,966団体であり、クラブ員の数は約105万人となっている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和4年4月1日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行われた。また、平成28年熊本地震においても避難所での炊き出し等の支援が行われた。

3. 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年・少女が防火及び防災について学習するための組織をいう。その数は令和4年5月1日現在で4,150団体であり、クラブ員の数は約39万人となっている。

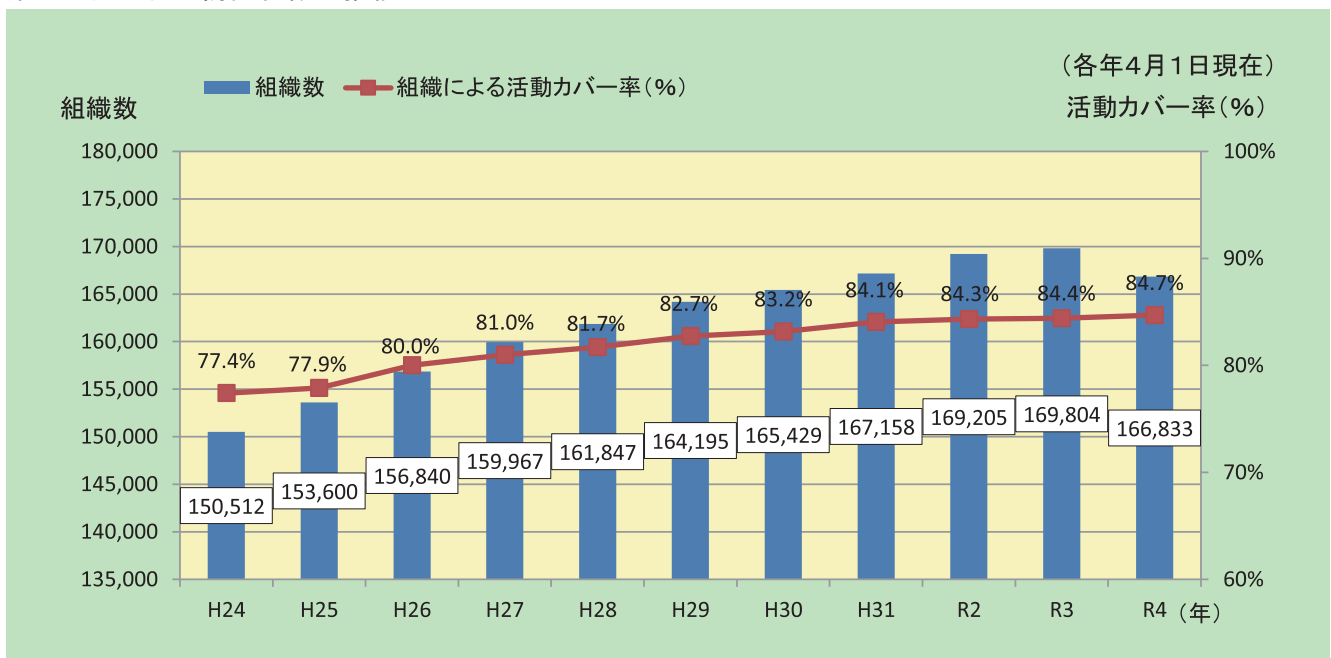
消防庁では、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

令和4年度は、令和2・3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することとした。

4. 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱い

第4-2図 自主防災組織の推移



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

について学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするための組織をいう。近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。その数は令和4年5月1日現在で1万3,308団体であり、クラブ員の数は約105万人となっている。

5. 自主防災組織等の活動の活性化

自主防災組織等の活動の活性化が地域防災力の更なる充実強化に当たり重要であるとの認識から、消防庁では令和2年度から、消防団又は自主防災組織等が地域の防災組織等と連携して行う事業に対する支援や、自主防災組織のリーダー育成支援、自主防災組織同士の地域単位、市町村単位又は都道府県単位の連絡協議会の設立の取組を支援する事業を実施している。

6. 防災知識の普及啓発

地域防災力の充実強化に当たっては、地域住民一人一人が防災の担い手として防災知識を持つことも重要である。消防庁では、インターネットを活用していつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」を消防庁ホームページにおいて運用している。このほか、SNS等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

また、消防庁では、東日本大震災の経験を踏まえ、被災地で活躍した市町村職員、消防団員、女性防火クラブ員、自主防災組織の構成員等の方々を語り部として、希望する全国の市町村に派遣し、講演等を行う「災害伝承10年プロジェクト」を平成25年度から毎年度実施している。

第 5 章

国際的課題への対応

国際的課題への対応

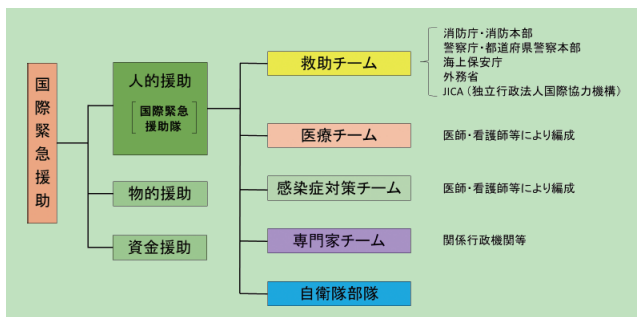
国際緊急援助

1. 国際消防救助隊の派遣体制

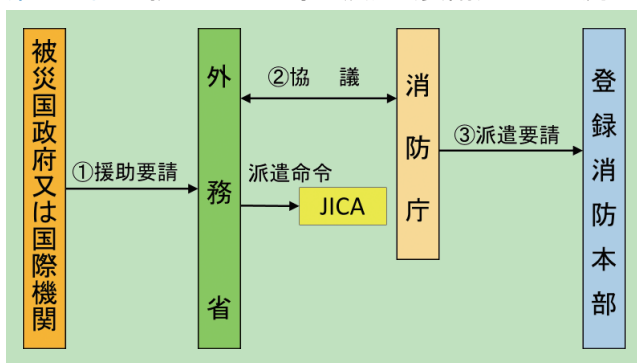
国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

同法に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣（要請）までの流れは、第5-1図及び第5-2図のとおりである。

第5-1図 国際緊急援助の概要



第5-2図 救助チーム等の派遣（要請）までの流れ



2. 教育訓練

消防庁では、あらかじめ登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での活動に必要とされる知識及び技術の共有並びに登録消防本部間や関係機関との連携強化を図るため、「国際消防救助隊の連携訓練」を実施しており、令和4年度は、相模原市消防局及び熊本市消防局で開催する予定である。

また、派遣時に国際的なルールに準拠した活動を実施するための知識及び技術を共有することを目的として、登録消防本部において指導的な立場にある国際消防救助隊員を対象に「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、国際消防救助隊に長年携わった者などを指導員として選出し、各種訓練での指導体制を整えるとともに、指導員間で指導方法等を共有する場として、「国際消防救助隊指導員会議」を開催している（資料5-1）。

なお、我が国の国際緊急援助隊救助チームは、救助活動に関する国際的な能力評価（IEC^{*1}）及び更新評価（IER^{*2}）において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。

*1 IEC: INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）による救助チームの評価制度で、Light（ライト）・Medium（ミディアム）・Heavy（ヘビー）といった分類がなされる。被災地において海外からの救助チームの活動現場等を能力に応じ効率的に調整するための指標となる。
 *2 IER: INSARAG 外部再評価。INSARAG では、IEC の評価有効期間を5年と定めており、評価を更新するためには再受検する必要がある。我が国の国際緊急援助隊救助チームは、令和4年11月に受検し、Heavy（ヘビー）の再評価を受けた。

3. 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行前の2回を含めこれまでに21回の実績がある（資料5-2）。



トラルパンでの捜索救助活動
メキシコ地震災害（平成29年9月派遣）
（JICA提供）



花蓮県で捜索救助活動を支援
台湾東部地震災害（平成30年2月派遣）
（JICA提供）

国際協力・国際交流

1. 国際消防防災フォーラムの開催

近年アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では主にアジア圏内の

国において、「国際消防防災フォーラム」を開催しており、我が国の消防防災制度、技術等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上に貢献している。フォーラムは、開催国で広く消防防災関係者を集めて開催され、その内容は開催国の状況を勘案して決められる。



国際消防防災フォーラム
（令和3年度 オンライン開催）



横浜市消防局による救助活動事例報告
（令和3年度 オンライン開催）

また、フォーラムを我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、会場では、消防防災製品を扱う日系企業が、プレゼンテーションや展示によって開催国の消防防災関係者に対して自社製品のPRを行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンライン形式により、これまでの主たるターゲットであったアジア圏のみならず、欧州、北米、南米、アフリカ、オセアニア等まで広く参加を呼びかけ、約60カ国から1,200名を超える参加登録を得て開催し、我が国消防の救助、予防、消防団に関するプレゼンテーションのほか、国連防災機関（UNDRR）駐日事務所やJICAによるスピーチ、日系企業13社による製品紹介が行われ

た。

令和4年度は、ASEAN諸国の消防防災関係者の参加を得て、シンガポールにて開催する予定である。



日系企業による製品紹介
(令和3年度 オンライン開催)



展示ブースにおける日系企業の自社製品PR
(令和元年度 タイ)

2. 開発途上国からの研修員受入れ等

(1) 課題別研修・国別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修（平成25年度までは「消火技術」研修として実施）の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施しており、これまでに、それぞれ291人、292人の研修員が教育訓練を受けている。

それぞれの研修では、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約2か月間、実施している。

各コースの研修員は、研修を通じて身に付けた我が国の消防防災に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上のために活用している。

また、消防庁では、課題別研修のほか、開発途上国の個別の要請に基づき国別研修も実施している。

(2) 諸外国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも駐日大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

3. 技術協力等

消防分野の国際協力は、消防本部において独自に実施されているものもあり、開発途上国において救助技術や防火管理に関する技術指導等を行ったり、外国の消防隊員を受け入れて研修を提供している消防本部もある。

加えて、消防本部や消防団の中には、開発途上国の消防機関からの要請に応じて、不用となった消防車両等の一部を無償で寄贈しているところもあり、令和3年度は30の国へ135台が寄贈されている。

4. 国際交流

消防庁では、平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、「日韓消防行政セミナー」を開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的としており、両国で相互に開催することとしている。

基準・認証制度の国際化への対応

1. 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO（国際標準化機構）等の国際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の策定を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21^{*3}において国際規格の策定作業が行われており、我が国も積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21の活動により、令和4年3月31日現在、95の国際規格が定められているほか、ISO/TC94/SC14^{*4}においても30の国際規格が定められている。

2. 規格の国際化への対応

WTO（世界貿易機関）等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、WTO加盟国は原則として、WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）を踏まえ、国際規格に基づいた規制をすることとされている。

今後も、ISO規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続きISO規格の策定に参画していくことが必要である。

日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

日本で製造・販売される消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づき、第三者機関による厳格な検定等の認証を得ることで、性能の確保やその確実な作動の担保がなされていることに加え、長期の耐用年数といった優れた品質が保たれている。経済発展を遂げている東南アジア諸国等において日本の消防用機器等を普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災件数や火災

による死傷者の大幅な削減が可能となること等を理解してもらうことが必要である。その結果として、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することによりコストを抑制する効果が期待でき、日本の消防用機器等の競争力強化にも繋がるものと考えられる。

1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信

消防庁では、消防法や消防用機器等の認証等、制度に係る事項のほか、検定対象機械器具等や、自主表示対象機械器具等を含む19品目の規格・基準の英訳を、消防庁ホームページ上で公開している。

また、国際会議や各国の消防防災展などのイベント、政府間協議等の場で日本の消防用機器等の優位性をPRするためのリーフレット等や、機器ごとの特徴を詳細に示した資料を、業界団体等と共同で作成し、配布している。

2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート

（1）日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催

消防庁では、「消防用機器等海外展開セミナー」の開催等、海外展開に関心を持つ国内企業に対して、東南アジア諸国の経済概況や日本企業の海外展開の実例などの情報を提供するとともに、海外展開に際して支援を必要としている企業に対して、JETROが実施している海外展開支援サービス等の具体的な支援事業の紹介を行っている。令和3年度の「消防用機器等海外展開セミナー」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ書面開催とし、消防庁の取組、ベトナムにおける消防用機器等を巡る現状、ASEAN諸国の一般経済概況、海外展開支援サービスの実例等の紹介を行った。

（2）個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出

日本の消防用機器等を輸出する際に日本規格に適合する旨の英訳の証明書を要求されるケースがあることから、日本企業の要望に応じて、個々の消防用

*3 ISO/TC21:TC（Technical Committee）とは、ISOの専門委員会を示す。TC21は、消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。

*4 ISO/TC94/SC14:TC94は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

機器等の日本規格への適合性について、消防庁又は日本消防検定協会から英訳の証明書を発出している。

3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組

政府において、個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介し、日本規格の浸透に向けて取り組み始めている。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成30年10月8日に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を締結し、当該覚書に基づき、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換や、日本の消防・防災機器関連企業による製品のプレゼンテーション等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。また、ベトナムにおいて消防用機器等の規格・基準及び認証制度の開発に係る研修プログラムを実施するため、消防庁とベトナム公安省で調整を行っているところである。

引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していくこととしている。

地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）

1. ハロン消火剤等の放出抑制について

ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、モントリオール議定書において、生産等が全廃されることとなった。

しかしながら、ハロン消火剤^{*5}（ハロン2402、1211及び1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている（令和4年3月現在、約1万7,000トン）。

このため、消防庁では、ハロン消火剤の放出抑制等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク^{*6}を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

一方、ハロン消火剤の代替となる消火剤を用いた消火設備や、不活性ガスである窒素、IG-55（窒素とアルゴンの混合物）及びIG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物）を用いた消火設備も設置が認められた。

ハロン消火剤の代替となる消火剤のうちHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっているため、消防庁では回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、建築物等の防火安全性を確保しつつ、回収・リサイクルを推進することにより、不要な放出を抑えていく必要がある。

2. PFOSを含有する泡消火薬剤の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS^{*7}）又はその塩（以下「PFOS等」という。）が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、製造及び使用等を制限する物質として追加された。

これを受け、我が国においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等が改正され、その製造、輸入等が原則として禁止されるとともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されるこ

*5 ハロン消火剤：ハロゲン化合物消火剤のうち、フロン的一种で臭素を含有する物質を消火剤とするもの。

*6 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収・リサイクルのため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体であり、平成18年1月に業務を開始した。「ハロンバンク推進協議会」（平成5年（1993年）7月設立）の業務を継承している。

*7 PFOS、PFOA:Perfluorooctane sulfonic acid、Perfluorooctanoic acidの略称である。

ととなった。

また、令和元年5月には、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタン酸（PFOA^{*7}）又はその塩及びPFOA関連物質も、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造及び使用等の廃絶に向けた取組を行う物質として追加することが決定された。このことから、我が国においても、PFOA又はその塩について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等が改正されたところである。

さらに、PFOS等含有泡消火薬剤は平成22年に製造が停止されており、経年劣化が危惧されることから、消防庁ではPFOS等含有泡消火薬剤を保有する消防機関に対して、令和4年度末までに全て廃棄する更新計画の策定を依頼し、その更新に要する経費については令和2年度から令和4年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。

消防庁としては、関係省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、令和3年5月に泡消火設備の点検基準を改正し、泡放射によらない方法により点検を実施することを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。また、このような状況を踏まえ、駐車場等において設置を義務付けている特殊消火設備の技術基準について検討する等の対応を行っている。

コラム ウクライナへの消防・救助関連資機材等の支援

令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、現地で緊急に必要な物資について、同年4月、ウクライナ内務大臣から我が国総務大臣に書簡にて支援の要請があった。これを受けて、総務省では、要請のあった物資のうち、現地で使用可能な消防・救助関連資機材、通信機器 25 品目・約 30 トンを、国内消防本部（東京消防庁及び 20 指定都市）、民間団体・企業からの協力を得て確保し、ウクライナ政府へ提供した。

消防本部からの支援物資については、消防研究センターに一時集積し、その後、輸送手続きが行われた。支援物資の輸送は、5月末から開始され、ウクライナ支援物資の集積地（ポーランド）を経て、順次、ウクライナへ届けられている。

また、支援物資を提供していただいた消防本部及び民間団体・企業に総務大臣感謝状が贈呈されている。

【主な支援物資】（数量は概数）

防火衣、防火帽、防火手袋、防火靴、熱画像装置、防護めがね、油圧ジャッキ、ストレッチャー等



防火帽（400個）
防火衣（1,350着）
防火手袋（1,100双）
防火靴（180足）



熱画像装置（5個）



ネックカラー（180個）



防護めがね（1,500個）



油圧ジャッキ（50台）



ストレッチャー（50台）



個人線量計（50個）

※ 添付画像は支援資機材の一部でありイメージ



消防研究センターへの資機材集積状況



総務大臣による感謝状贈呈式の様子(令和4年6月8日)

第 6 章

消防防災の科学技術の 研究・開発

消防防災の科学技術の研究・開発

研究・開発の推進

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、実用化を目的とした研究開発を一層推進することにより、その成果が消防防災分野における社会システムの高度化に大きく貢献することを基本方針とし、我が国唯一の消防防災に関する国立研究機関である消防研究センターを中心に関係者の一層の連携を図っている。

1. 消防庁における重点研究開発目標

消防庁では、政府戦略等を踏まえ、消防防災活動における Society5.0 の実現に資する新たな装備・資機材等の開発・改良や、消防法令上の技術基準等の確立や最近の災害等を踏まえた研究開発を推進することとしている（資料 6-1）。

2. 消防研究センター

消防庁における消防の科学技術の研究・開発は、消防研究センターを中心として実施しており、消防行政及び消防職団員の活動を科学技術の面から支えることを目的とした研究・開発を行っている。

3. 消防防災科学技術研究推進制度

消防防災に関する課題解決のため、産学官の研究機関等を対象とした革新的かつ実用的な技術の育成・利活用を目的として、「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）において、提案公募の形式により、研究内容に高い意義が認められる提案者に対して研究を委託している。本制度では、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による研究開発を推進している。

4. 消防機関における研究開発

消防防災の科学技術に関する研究開発については、消防機関の研究開発部門等においても、消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題の解決や火災原因の調査に係る調査・分析等を積極的に実施している。

5. 研究・開発の担い手の育成

消防防災活動を支える研究開発・実用化を推進することを目的として、消防防災分野のロボット競技会を共催・後援するなど、若い世代の技術向上の促進を図っている。

消防研究センターにおける研究開発等

消防研究センターでは、消防防災の科学技術に関する様々な研究開発のほか、消防法の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査を行っている。

また、これらの研究開発及び調査により蓄積してきた知見を活用して、消防本部に対する技術的助言や消防活動支援にも積極的に取り組んでいる。

1. 消防防災に関する研究

消防研究センターでは、土砂災害、南海トラフ地震等の大規模地震、大津波といった大規模災害に備えるとともに、火災や危険物の事故の防止、消防活動時の安全確保のため、令和3年度から新しい中期研究計画を実施しており、以下に掲げる8つの課題について研究開発を行っている（第 6-1 表）。

第6-1表 消防研究センターにおける研究開発課題

(1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発 (R3～R7)
<p>大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者の迅速かつ安全な救助等に資する次の研究を行う。</p> <p>ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発</p> <p>イ 自力避難困難者の避難に関する研究</p>
(2) 市街地火災による被害を抑制するための研究開発 (R3～R7)
<p>首都直下地震のような大規模地震後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災の将来予測と超高齢社会に適した初期火災対応技術、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、飛び火の防御方法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。</p> <p>ア 超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策</p> <p>イ 消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価</p> <p>ウ 飛び火に対する防御</p> <p>エ 火災旋風の発生予測</p>
(3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発 (R3～R7)
<p>火災現場残さ物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化並びに高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究開発を行う。</p> <p>ア 火災原因調査の高度化に関する研究</p> <p>(ア) 現場残さの物質同定に関する研究</p> <p>(イ) 引火性液体の燃焼性状に関する研究</p> <p>イ 高層建築物の順次避難における避難順序算定方法</p>
(4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発 (R2～R7)
<p>消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーション技術、消防隊の放水方法及び無人機の飛行制御技術の研究開発を行う。</p> <p>ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術</p> <p>イ 火災状況に応じた消防隊の放水方法</p> <p>ウ 火炎上空の気流計測のための無人機の飛行制御技術</p>
(5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究 (R3～R7)
<p>危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、次の研究を行う。</p> <p>ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究</p> <p>イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究</p>
(6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発 (R1～R6)
<p>防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否か(健全性)を適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価及び各種分析を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。</p>
(7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発 (R3～R7)
<p>大規模倉庫等で火災が発生した場合、可燃物の量によっては急速な延焼拡大や大量の濃煙熱気が発生し、また、外壁に開口部が少なく、出火場所が外部の開口部から離れている場合、消防隊が内部進入し直接消火することが極めて困難になる。このため、消防隊員が内部進入することなく安全に、建物外部から消火を可能とする手法の開発を行う。</p>
(8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発 (R3～R7)
<p>無症状者を含む新型コロナウイルス感染者を救急搬送する際の感染拡大防止対策及び感染拡大期を含む救急出場要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発を行う。</p>

(1) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発

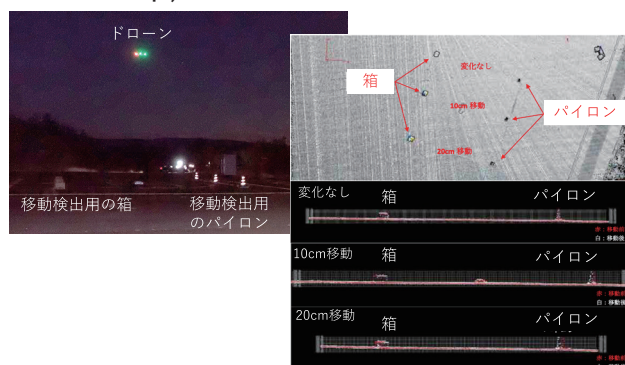
(ア) 背景・目的

平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風災害、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害など自然災害が多発している。これらの災害時の救助活動においては、速やかに被害の全容を把握するとともに、時間の経過により変化する状況を適切に評価して隊員の安全を確保することが必要であり、それに資する情報の収集及び分析は重要である。本研究では、土砂災害現場を主な対象として、詳細な地形データを用いた二次災害危険場所の抽出と評価方法の開発、新技術を用いた情報収集システムの開発及び人員・通信手段等に制約がある現場環境で運用できる情報分析・評価手法の研究を行う。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

レーザースキャナを搭載したドローンを用いて、夜間でも地形を計測できる仕組みを構築し、判読の精細さと物体の移動を検出する精度について調べた(第6-1図)。図の右下の3つの図は、物体を移動させなかった場所、10センチメートル移動させた場所及び20センチメートル移動させた場所の3つの場所についての地形の断面を表し、赤い点は物体の移動前の地形、白い点は物体の移動後の地形を表している。この違いから、物体の移動を検出した。検出精度の向上のため、計測方法及び計測後の処理手法の改良について検討した。その他、ドローンを用いた画像収集とリアルタイムでの画像分析の仕組みの構築を目指した開発を実施した。

第6-1図 ドローンを用いた夜間の地形計測手法の開発のための実験の様子(左上)と物体を移動させた前後の地形の変化(右下)



イ 自力避難困難者の避難に関する研究

(ア) 背景・目的

地震、津波、水害等の災害が発生し、迅速な避難が必要となる場合、人口減少や高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の安全を確保する重要性が高まっている。また、平成23年の東日本大震災では281人の消防団員及び消防職員が犠牲となったが、ここで得られた教訓を救助業務に当たる職員の被害防止に活かすことが重要である。

そこで本研究では、要配慮者や要支援者を含む自力避難困難者による避難開始時間や避難行動時間の予測高精度化を行うとともに、避難困難区域図の作成に必要な基礎資料の提供を行うことを目的とする。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

- a 避難開始時間について、平成30年7月豪雨時の行動を分析した結果、自家用車を移動手段とした要配慮者については、他の手段(親類の車、避難バス、近隣の人の車等)に比べ、避難開始時間が遅くなる傾向にあることがわかった。その原因としては、自家用車は家族のみの運用であるのに対し、それ以外の手段はいずれも家族以外が介在するため、避難開始時間に影響した可能性がある。避難開始時間は、負傷した場合や日常生活自立度(寝たきり度)の程度が重い場合に長くなる傾向にあり、避難情報を認識した数が多い場合や家庭内で過去の被災歴を語り継いでいる場合に短くなる傾向があることがわかった。

- b 地域住民による津波避難訓練を計測することによって、屋内及び屋外の避難行動を一連として捉え直すことによる避難行動時間予測の高精度化に資する時間及び速度データを取得した。
- c 車椅子等の避難支援器具について、避難時間の短縮化及び救助者の高齢化を見据えた省力化の検討を行うため、地域における日常的な保管方法及び平面、傾斜、垂直（階段）の避難経路における活用の実態を把握した（第6-2図）。

第6-2図 傾斜の急な避難経路における要配慮者の避難支援



（2）市街地火災による被害を抑制するための研究開発

ア 超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策

（ア）背景・目的

今後想定される更なる高齢化と人口減少は、同時に空き家の増加や社会インフラの老朽化とダウンサイジング、日中ほぼ高齢者のみとなる地域や要救助者の増加などの社会変化をもたらし、火災の発生や被害の様相も変化することが懸念される。そこで、火災の変化を予測するとともに、社会変化に適した初期火災対応技術の開発を行い、消防機関や地域住民が自ら考え備えるのに役立つ情報を発信することを目的とする。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

初期火災対応技術の開発として、火災の早期発見のための火災警報の共有と消火器の使用訓練方法に関する実験を行った。

火災警報の共有では、住宅用火災警報器の発報を屋外に知らせる屋外警報装置等の技術基準ガイドラインを踏まえ、屋外での警報音の可聴範囲の予測を目的として、各種の暗騒音下での警報音の可聴性に

関する実験を行った。

また、超高齢社会では、高齢者自らが安全で効果的に初期消火を行うことができれば被害低減につながるが、新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえ、集合せずとも実施可能な消火器訓練として、映像教材等による教育効果の測定と評価を行った。

イ 消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価

（ア）背景・目的

消防本部が管轄内で発生する火災に十分に対応するためには、火災予防の推進によって火災の発生と拡大を抑制するとともに、地域の状況に合わせて十分な消防力と消防水利を確保しておくことが重要である。

本研究では、消防本部による消防力と消防水利の整備に資することができるよう、市街地火災の延焼阻止に必要な消防水利の評価手法を開発するとともに、消防力運用シミュレーションに基づく火災被害推定手法の開発を行う。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

本研究は、3つのサブテーマから構成される。

サブテーマ「市街地火災の延焼阻止に必要な消防水利の評価手法に関する研究」では、放水量に関連するデータを収集するための調査内容の検討を行った。

サブテーマ「消防力、消防水利の要素を考慮した市街地火災延焼シミュレーションソフトウェアの開発」では、消防隊員が消火に用いる消防水利を選定する際の考え方に関する調査内容の検討を行った。また、実火災における消防水利の選定ルールとは別に、計算モデルとして限定された条件下で最適な消防水利の選定アルゴリズムについて検討した。さらに、今後の検討に用いるため、初動時消防力最適運用システムの一部機能、道路ネットワークデータの読込機能及び編集機能（道路の加除修正や消防署所及び消防水利の追加）をソフトウェアに追加した。

サブテーマ「市街地火災延焼シミュレーションソフトウェアの改良」では、ソフトウェアを東京消防庁の開発した延焼速度式（東消式2001）にも対応させたほか、都市データの高精度化、指定した建物群の各建物から出火するシミュレーションを順次行う機能（第6-3図）の実装、指定した建物群に対する延焼被害を集計する機能の実装等を実施して、機

能を向上させた。

その他、4消防本部の依頼に対してシミュレーションソフトウェアや延焼経路データを新たに提供した（令和4年3月現在、合計104機関へ提供済み）ほか、既に提供していた消防本部や地方公共団体の防災部局5機関に対して、更新した延焼経路データの追加提供を行った。

第6-3図 指定した建物群から出火するシミュレーションを順次行う機能の例



（左：入力画面 右：出力結果）

ウ 飛び火に対する防御

（ア）背景・目的

広域火災（地震後の市街地同時多発火災、市街地火災、林野火災等）では、「飛び火」が発生して被害を極端に大きくすることがある。飛び火とは、火の粉が飛んで来て出火することで火災を急速に広域化させる現象で、特に有風下（又は強風下）においては火災の急激な拡大を招く場合がある。本研究課題では火の粉発生装置による実験を通じて既往の延焼防止手法に対する飛び火被害防止の効果確認に加え、新たな防御手法を開発する。開発した技術を用いることにより、消防活動における強風下での飛び火警戒の指針作成を目指す。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

消防本部における飛び火関連の文書に関して、どのような情報が具体的に必要とされているのかを確認するため、アンケート調査を行った。飛び火関連での消防戦術に関する情報を得ることを目的とし、全国724消防本部を対象として、アンケートの回答及び飛び火関連文書の提供を依頼した。アンケートでは、一般的な警防文書に加えて、飛び火警戒内容が含まれる可能性の高い強風下における火災に関わる文書・大規模火災に関わる文書・木造密集地域火災に関わる文書・林野火災に関わる文書の4種類を対象とし、飛び火警戒内容についての記述の有無に関しての調査を実施した。

また、日本で一般的な瓦（日本瓦）は、波形であるため、火の粉が瓦の下に潜り込みやすく、着火に

至る可能性が高いことから、予備注水を対象とした火の粉に対する防御実験を行った。風速は6m/sと8m/sとし、日本瓦6枚（2列×3段）を用いて実験を行った。予備注水の量は300g及び600gとし、予備注水から実験までの時間を2種類（予備注水終了後1分後、11分後）変化させて実験を行った。火の粉は瓦上の水分によって消炎することがわかった。予備注水の効果はみられるが、水の量によって効果に変化があるわけではないことがわかった。余分な水は全て流れてしまい、瓦の上に残る水分量に変化がないためであると思われる。また、実験開始から時間が経過すると水分が蒸発してしまうため、予備注水による防御効果が減少した。

エ 火災旋風の発生予測

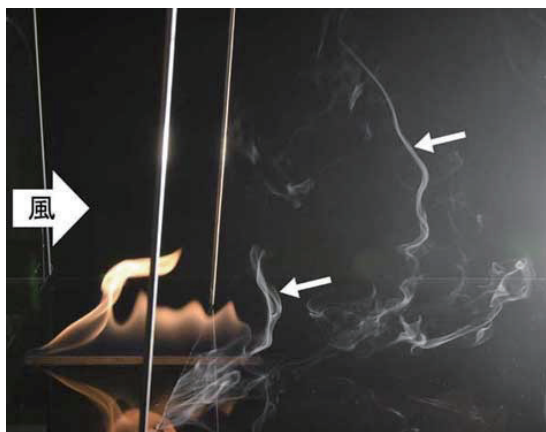
（ア）背景・目的

市街地で同時多発火災が発生すると、猛烈な風を伴う火災旋風が発生して被害を格段に大きくする可能性がある。一旦火災旋風が発生してしまうと、被害を防ぐことは極めて難しい。しかし、同時多発火災発生時に消防力が不足して全火災を消せない場合でも、死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が今後どの火災で発生する可能性があるかを特定できれば、その火災が小さいうちに優先的に消すことで火災旋風の発生が防げる。本研究の目的は、火災の規模がどれくらいになれば、死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が発生し、その強風域がどれくらいの範囲に及ぶか、ということを予測するモデルを開発することである。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

過去に発生事例の多い「火災域風下に発生する火災を含まない火災旋風」の発生予測モデルの作成を進めた。また、細長い火源周辺に発生する火災旋風の可視化実験を行った結果、2種類の性質の大きく異なる渦が異なる場所で発生しており、このことが火災旋風の渦の強さの風速依存性に大きな影響を与えていることを明らかにした（第6-4図）。さらに、野焼き時に発生する大規模な火災旋風の風速や延焼状況の観測を試みた。

第6-4図 煙で可視化した火災旋風



(3) 火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

ア 火災原因調査の高度化に関する研究

(ア) 背景・目的

火災を減らすには、火災原因を明らかにし適切な予防対策を講じることが必要である。信頼性の高い原因判定には、現場残さ物が何であるかの分析手法と同定手法、噴出した油類のミスト爆発の性状などの専門性の高い分野での現場で使える情報やデータを提示する必要がある。このため、現場残さ物の物質同定手法を開発すること、引火性液体に着目し着火と爆発に関する現象を明らかにすることを目的とした研究を行っている。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

a 現場残さの物質同定に関する研究

加熱前後の綿とポリエステル混紡布を試料とし、熱分解ガスクロマトグラフィーにより分析すると、綿が熱による影響を受けやすく、ポリエステルと誤判断が起きやすい可能性を見いだした。また、綿とポリエステルは加熱による分解がそれぞれ単独で進行し、相互に反応しないことがわかった。

通常環境下で電氣的なショートで作成した電気溶融痕に対し、電子顕微鏡により表面観察と元素分析を行った。表面観察では滑らかに溶けている部分と小さなくぼみのある部分が認められ、表面の元素分析では放電前のほぼ銅のみである電線の表面よりも酸化銅の生成による酸素の増加を確認できた。

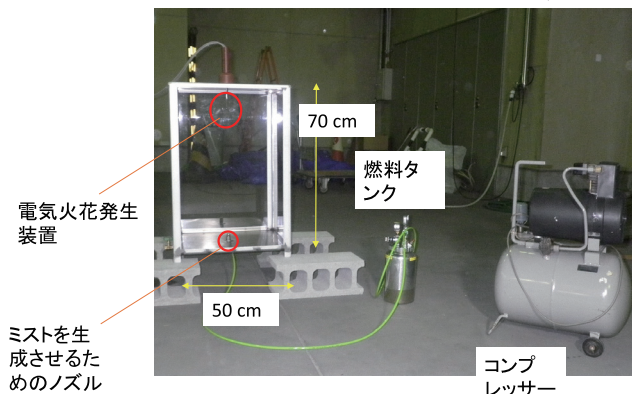
b 引火性液体の燃焼性状に関する研究

液体の衝突帯電を計測するための実験装置の仕様検討と設計を行い、水やアルコール、灯油などを扱える防爆仕様の液体噴射装置と衝突板を内

部に設置可能な帯電を測定するための容器（ファラデーケージ）からなる装置を試作した。

引火性液体のミスト爆発を観察できる、ミスト生成と電気火花で着火させられる実験装置を製作した（第6-5図）。

第6-5図 ミスト発生と着火が行える実験装置



イ 高層建築物の順次避難における避難順序算定方法

(ア) 背景・目的

消防法に基づき、防火管理者は消防計画の提出と避難訓練の実施が義務付けられている。一般的には、設計時の避難計画では各階から流入する避難者による階段室内での合流と混雑は考慮されていない。避難時間の長期化、逃げ遅れ等を防ぐためには、階段室内の混雑緩和とリスクの高い階からの優先的避難を目的とした順次避難を行う必要がある。本研究は順次避難における具体的な避難方法を明らかにすることを目的とする。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

高層建築物において避難経路となる階段における降下状況の観測方法を検討し、階段降下状況を観測するための映像記録機器の動作検証を行った。観測を行う施設の実地調査を行い、降下状況の映像を記録するための撮影箇所、これを満たす撮影機の設置方法を検討した。

上記観測機器を用いて高層建築物における階段降下状況の観測実験を行った。実験は、被験者が実際に高層建築物の階段を降下する様子を観測し、この際の被験者の階段降下状況を記録した。この記録映像を元に、階段降下時の歩行データとして、歩行座標の抽出を行った。抽出した座標は、実験実施前の実地調査時に実測した実地寸法等の空間情報に基づき修正し、当該座標を用いて単独と集団における階

段降下時の歩行軌跡を得ることができた。

(4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発

ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術

(ア) 背景・目的

建物の構造や用途の多様化による火災現象の複雑化に対応するための現場経験が消防隊員には必要だが、出火件数の減少とともに消火活動を経験する場面が少なくなっている。

そこで、現場経験を補い消防隊員の消火活動時における状況認識能力と予測能力の向上を目的として、実験及びシミュレーションを通して消火活動を検証する技術を研究開発する。この検証技術により、消火活動後にどのような消火活動が最適であったかを消火条件を変えることにより確認することができる。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

a 受傷・殉職事故の実態調査と分析

消防隊員の受傷・殉職事故に関する統計調査を47消防本部を対象として行い、以下の発生傾向を把握した。

受傷について、火災件数当たりの発生が多い時間帯は20時から8時の夜間早朝であり、重症率が最も高いのは0時から2時である。重症率が高い原因は転倒、墜落である。若年層ほど熱中症や破壊活動中の割合が高い一方、年齢が上がると転倒、墜落、過負荷、踏み外しが増加する。

殉職は、「夜間、焼損率が8割以上の住宅、建物の崩落、消防士、20代から30代」において発生する傾向が高い。50代は外的要因だけでなく、循環器系疾患・脳卒中などの内的要因にも注意が必要であることが明らかになった。

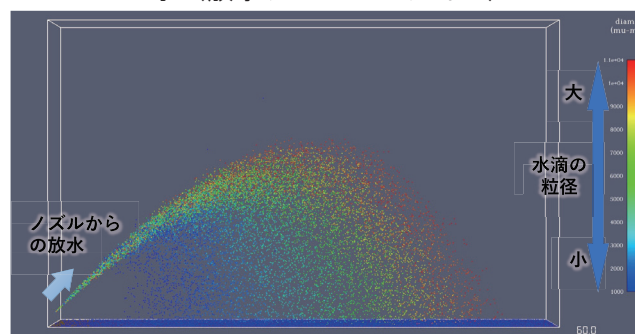
b 火災シミュレーションを用いた消火活動検証技術の研究開発

消火活動の放水を火災シミュレーションで模擬するための予備計算として、種々の水滴の粒径分布を計算条件とした放水シミュレーションを実施した(第6-6図)。粒径が大きい水滴ほど遠くに飛ぶことなど定性的な水滴の運動について把握した。

c 消火実験による消火活動時の危険回避に資する技術

火災シミュレーションに活用するための放水特性データを取得するための放水実験の準備として消防用ノズル、ホース等、測定に使用するセンサー類、記録用のカメラからなる実験計測環境を構築した。

第6-6図 ノズルからの放水により散水される様子(放水シミュレーション)



イ 火災状況に応じた消防隊の放水方法

(ア) 背景・目的

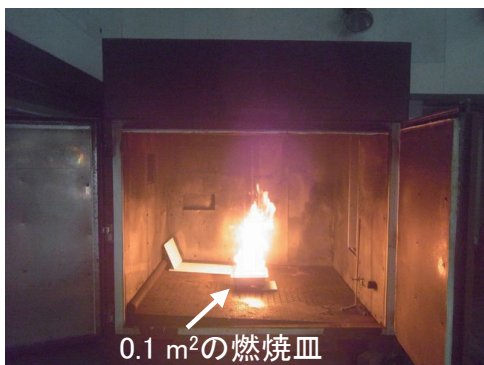
消防活動の放水技能には教育訓練の内容や消火活動経験が影響すると考えられる。火災件数は全国的に減少傾向であり、このことは活動経験の減少につながるため、それを補う教育訓練の内容は重要なものとなる。消防職員に火災状況に応じた放水方法に関する情報及び放水による火災室の環境変化に関する情報を共有することは適切で安全な活動のために必要である。

そこで、本研究では火災状況に応じた適切な放水方法を明らかにするため実験的な検証を行い整理し、それらを教育資料として役立てることを目的とする。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

放水実験用の実大燃焼区画(長さ約12m)を製作し、火災実験で木材を燃焼させる場合の実験条件を検討した(第6-7図)。模型を使った燃焼性状把握のため、容積 8 m^3 (高さ2m)の区画を用いて燃焼時の開口部条件と区画内温度の変化を調べ、開口部に垂れ壁を設けて熱気流の区画外流出を抑えることで区画内の上部に高温層が形成されることがわかった(第6-8図)。また、区画内部の環境変化を身近な材料で説明する試みとして牛乳パックを使った簡易燃焼区画を製作し、開口部の有無により煙や火炎の動きが変化する状況を示した(第6-9図)。

第6-7図 放水実験用の実大燃焼区画

第6-8図 容積8m³の区画内での燃焼

第6-9図 牛乳パックを使った簡易燃焼区画



ウ 火炎上空の気流計測のための無人機の飛行制御技術

(ア) 背景・目的

日本全国の消防機関でドローンの導入が増加してきており、多様な現場活動の支援に用いるためには機体の飛行安定性やシステムの信頼性の向上が必要である。最近では火災現場での偵察活動や消火支援活動としての運用も検討されはじめており、火炎上空での飛行に関する知見の蓄積や安定した飛行制御技術の開発が特に必要である。

本研究では、火災現場上空を自律的に飛行し、現場上空の気流計測を行うための機体システムと、その飛行制御システムの研究開発を行う。火災現場上空の風況分布を知るための要素技術の開発を進めるとともに、火炎上空での飛行についての知見を蓄積していくことで、火災現場で運用する際の機体の安全性の向上や、安全な運用マニュアルの作成に役立つ

てることを目的とする。

(イ) 令和3年度の主な研究開発成果

研究に用いる実験用機体システムの設計を行い、ベースとなる機体と、機体に搭載する計測機器類の仕様を決定した。

実験用機体システムの開発の第一段階として、慣性航法センサと超音波風向風速計測装置を機上で動作させるためのプログラムを構築し、地上での動作確認を行うとともに、超音波風向風速計測装置単体の計測精度の検証実験を実施した。

併せて、時刻同期させた計測値を複合して飛行中の風況分布を推定するための技術の開発も行った。

今後実施予定の「野焼き上空での飛行計測実験」の実施候補地において野焼き観測（第6-10図）を行い、実験計画案の具体化も実施した。

第6-10図 飛行計測実験実施候補地での野焼き観測の様子



(5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑制するための研究

ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究

(ア) 背景・目的

危険物施設における地震災害を抑制する上で、石油類の貯蔵・取扱量が多く、危険性が他の施設よりも大きな大型石油タンクの地震時の被害予測を高い精度で行うことは重要である。石油タンクの地震被害を高精度に予測する上での課題には、入力地震動の予測精度向上と、石油タンクの地震動応答評価精度向上の2つがあるが、本研究課題では、入力地震動、とりわけ石油タンクに液面揺動（スロッシング）を生じさせる周期数秒から十数秒の長周期地震動の予測の高精度化に取り組む。本研究課題では、石油コンビナート地域等大型石油タンクが立地する場所における長周期地震動の予測の高精度化を目的とし

て、①石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式（全体的な地震動レベルの予測に関わる部分）の改良版の考案、②石油タンクサイトにおける長周期地震動のピンポイント予測のための地震動増幅特性評価手法（局所的な地震動レベルの予測に関わる部分）の考案に取り組んでいる。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

令和3年度は、石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式の改良版の考案のため、岩盤上で観測された長周期成分を含んでいることが期待される地震動の観測記録を収集し、波形描画、スペクトルの計算、震源分布等の検討によりデータの品質を調べ、解析に使用できるデータとそうでないものとの選別を行った。

イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究

（ア）背景・目的

現代社会において、科学技術の発達及び社会環境の変化にともなって、膨大な種類の火災危険性を有する化学物質が製造・使用されている。さらに、化学物質の火災危険性は取扱い方法によって異なる。化学物質を取り扱う施設等が、一旦、火災となると多大な人的被害、経済的損失及び環境破壊をもたらすことから、化学物質の火災予防が特に重要である。

本研究では、化学物質の製造・貯蔵中における火災危険性に焦点を当て、取扱い方法に即した火災危険性を評価するための方法を提言することを目的とする。本研究成果は火災に対する予防・被害軽減対策に役立てることができる。また、火災原因調査においても化学物質が火災となる温度条件等を検討することにより火災原因を特定する手法として有効である。

（イ）令和3年度の主な研究開発成果

製造・貯蔵中に反応暴走及び自然発火を起こす化学物質について、熱量計を用いて得られた発熱挙動を基に反応暴走及び自然発火による火災危険性に関する評価方法を開発した。

（6）地下タンクの健全性診断に係る研究開発

ア 背景・目的

ガソリンスタンド等で用いられている鋼製一重殻地下タンクで老朽化の進んだものに対しては、腐食防止のため、内面にガラス繊維強化プラスチックを

施工する（ライニング）事例が増加しているが、ライニングは長期間使用により防食性を損なうおそれがあるため、その経年劣化の状況（健全性）を点検により確認することが危険物流出事故防止のために重要である。しかし、現状のライニングの点検方法は主に目視等における定性的なものであり、健全性を詳細に把握することができない。こうしたことから、長期間使用された鋼製一重殻地下タンクの内面ライニング鋼板の健全性の定量的診断手法の確立を目指して、ライニングと鋼板の劣化・腐食状態に関する各種非破壊計測により得た測定値と防食性の観点から見た劣化・腐食状態との関係を明らかにする研究開発に取り組んでいる。

イ 令和3年度の主な研究開発成果

内面ライニングの劣化について、鋼製一重殻地下タンクにおけるライニング鋼板サンプルを入手し、その長期使用に伴う特性の変化を詳しく調べた。非破壊計測手法である電気化学インピーダンス（電気の流れにくさ）測定を行った結果、長年油と接触したライニングでは、電気抵抗が低下することがわかった。電気抵抗の低下は、防食性の劣化を意味する。電気抵抗が低下する要因は、ライニング樹脂の深層部に油の成分が入り込むことで、樹脂を膨張させる現象（膨潤）に起因することが、フーリエ変換赤外分光法（分子構造の詳細解析手法）により示唆された。膨潤は、機械的性質である硬さとも関連し、その硬さは、超音波の音速（膜内部を音波が伝わる速さ）により、非破壊でインピーダンスよりも比較的簡易に評価することができた。以上の検証に基づき、超音波の音速を用いて、ライニングの防食性を現場で推定できる実用的方法を提案した。

鋼板の腐食量を測定する一般的な方法として、超音波板厚測定法があるが、腐食が進行すればするほど、精度よく腐食量を計測することが難しくなる傾向がある。そこで、腐食が進んだ鋼板について、超音波板厚測定法により計測した腐食量と実際の腐食量との関係を調べることにより、実際の腐食量を精度よく推定するための計測手順の検討を行った。その結果、腐食部では、鋼板の表面に接触させる超音波の送受信センサを回転させながら、腐食形状に依存する超音波の反射特性を注意深く解析することにより、実際の腐食量を比較的精度よく推定できることを見いだした。

(7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

ア 背景・目的

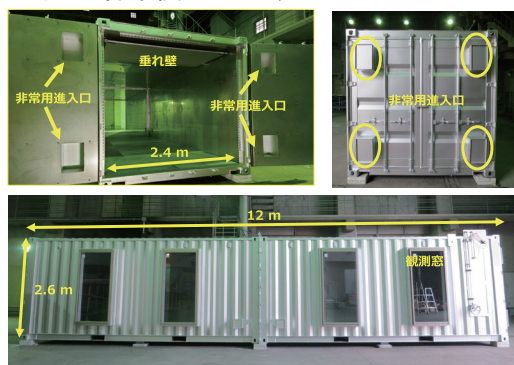
大規模倉庫等の施設で火災が発生した場合、現行の消防用設備等により適切に消火又は延焼阻止できるように消防訓練等が行われているが、倉庫等の特徴である火災荷重(単位面積当たりの可燃物の重量)が高いこと、さらに各物品の可燃性の違い等が要因で初期消火に失敗した場合、急速な延焼拡大により大量の濃煙熱気が発生する。また、倉庫の構造上、外壁開口部が少ないため、外部からの消火活動及び消防隊が内部進入できない等により消火活動は極めて困難となる。

本研究は、近年多発している消火活動困難性が極めて高い倉庫火災等に対し、安全で有効な消火手法及び消火戦術の検討を行うことを目的とする。

イ 令和3年度の主な研究開発成果

倉庫火災の事件事例調査や大規模物流倉庫の構造、また、消防用設備等の実態、倉庫内の取扱い物品やレイアウト等の調査を行い、大規模倉庫火災時の問題点や課題等を抽出した。また、調査結果を基に、次年度から行う消火手法及び消火戦術の検討のため、実験用の倉庫模型の設計・製作も行った(第6-11図)。

第6-11図 倉庫模型の外観



(8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発

ア 背景・目的

救急隊員は、基本的に全ての傷病者に対して感染防止策を講じているが、常に感染リスクにさらされている。また、救急出場件数に関しては感染症拡大期や今後の高齢化に伴い増加する可能性があり、救急業務の効率化が求められる。

そこで、救急隊員の感染リスクをより下げられるために救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する気流制御方法の研究及び変化する救急需要に応じて望ましい位置に救急隊の待機場所を変更することにより平均現場到着時間を短縮する手法の研究を行う。

イ 令和3年度の主な研究開発成果

救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する研究においては、研究に必要な情報を得るため実験用救急車(第6-12図)の気流計測(第6-13図)を実施するとともに、ウイルスを除去する気流制御装置の試作(第6-14図)を行った。

第6-12図 実験用救急車



第6-13図 気流計測場所例



第6-14図 気流制御装置の試作機



平均現場到着時間を短縮する手法では、救急隊の待機場所（消防署所）を10分ごとに望ましい位置に変更した場合の短縮効果についてシミュレーション（シミュレーションでは時間を距離に置き換えて計算）を行い、平均現場到着時間が短縮されることを確認した。

2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応

(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等

ア 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等の実施

消防研究センターでは、大規模あるいは特異な火災・危険物流出等の事故を中心に、全国各地においてその原因調査を実施している。また、消防本部に対する技術支援として、消防本部から依頼を受けた原因究明のための鑑識*1、鑑定*2、現地調査を実施している。

令和3年度から令和4年度（9月30日現在）までに実施した主な火災原因調査は第6-2表のとおり

りである。また、令和3年度に行った鑑識は77件、鑑定は45件、令和4年度（9月30日現在）に行った鑑識は49件、鑑定は29件である。

イ 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の高度化に向けた取組

消防研究センターでは、走査型電子顕微鏡、デジタルマイクロスコップ、X線透過装置、ガスクロマトグラフ質量分析計、フーリエ変換型赤外分光光度計、X線回折装置等の調査用の分析機器をはじめとして、研究用の分析機器も含めて、観察する試料や状況に応じて使用する機器を選択し、火災や危険物流出等事故の原因調査を行っている。また、従来の研究や調査から得られた知見を取り入れ、更なる原因調査の高度化に向けた取組も行っている。

さらに、高度な分析機器を積載した機動鑑識車(第6-15図)を整備しており、火災や危険物流出等事故の現場において迅速に高度な調査活動を可能とするとともに、消防本部で実施する鑑識・鑑定の支援においても活用している。

第6-2表 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧（令和3年度から令和4年度（9月30日現在）までの調査実施分）

No.	調査区分	出火日 (発災日)	場所	施設等 名称等	概要	現地 出向者数
1	依頼調査	R3. 3. 29	和歌山県有田市	製油所火災	石油コンビナート内の原油を接触分解させるプラントから出火したものの。	5人
2	依頼調査	R3. 4. 1	島根県松江市	住宅火災	密集した集落の家屋から出火し、全焼22棟を含む住宅32棟、山林約2,000㎡を焼損したものの。	4人
3	依頼調査	R3. 4. 21	茨城県ひたちなか市	工場火災	半導体工場の工場内有軌道無人搬送車分電盤から出火したものの。	4人
4	依頼調査	R3. 8. 12	長野県辰野町	工場火災	トナー製造の乾燥工程に使用している釜が爆発し火災が発生、乾燥機1台を損傷、工場外壁約100㎡を破損したものの。	4人
5	依頼調査	R3. 8. 27	愛知県江南市	工場火災	紡績工場の染色を行っている工程で、染色原料に使用している粉末の化学薬品から出火し、薬品が入っているホッパー約2㎡を焼損したものの。	5人
6	依頼調査	R3. 10. 10	埼玉県蕨市	変電所火災	首都圏の鉄道に給電している変電所において出火し、変圧器2基、配電盤室を焼損したものの。	5人
7	依頼調査	R3. 11. 29	大阪府大阪市	倉庫火災	物流倉庫から出火し、収容物など約38,700㎡を焼損し、軽症1人を生じたものの。	7人
8	長官調査 (主体調査)	R3. 12. 17	大阪府大阪市	建物火災	雑居ビルにおいて、4階クリニックから出火し、死者27人（容疑者を含む）、負傷者1人を生じたものの。	7人
9	長官調査 (要請調査)	R4. 2. 11	新潟県村上市	工場火災	製薬工場の生産ラインから出火し、死者6人、負傷者1人を生じ、工場建物約8,800㎡を焼損したものの。	10人
10	依頼調査	R4. 6. 22	宮城県石巻市	建物火災	し尿処理施設の汚泥焼却炉で爆発が発生し、汚泥焼却炉、重量シャッター、窓ガラス1枚を破損したものの。	3人
11	依頼調査	R4. 8. 2	岡山県総社市	倉庫火災	マグネシウム等を保管している倉庫から出火し、収容物及び建物約150㎡を焼損したものの。	4人

*1 鑑識：火災の原因判定のため具体的な事実関係を明らかにすること。

*2 鑑定：科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、火災の原因判定のための資料を得ること。

第6-15図 機動鑑識車



(2) 災害・事故への対応

消防研究センターでは、火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査に加え、災害・事故における消防活動において専門的知識が必要となった場合には、職員を現地に派遣し、必要に応じて助言を行う等の消防活動に対する技術的支援も行っている。また、消防防災の施策や研究開発の実施・推進にとって重要な災害・事故が発生した際にも、現地に職員を派遣し、被害調査や情報収集等を行っている。

災害・事故における消防活動に対する主な技術的支援としては、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害において、職員を派遣し、救助活動の安全確保などの技術的支援を行った。また、令和3年11月に発生した大阪市此花区における倉庫火災では、職員を派遣し、放水手法や泡消火の有効性に関する技術的支援を実施した。

研究開発に係る災害・事故の調査としては、令和3年11月に発生した大阪市此花区における倉庫火災や令和4年5月に三重県いなべ市で発生した木造保育園火災の現場調査を実施し、消防活動に係る研究などに活用可能な情報を収集した。

さらには、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震により宮城県仙台市の製油所で発生した石油タンクの座屈及び危険物流出事故の現場調査を実施し、危険物施設の地震時の挙動に関する研究開発に必要な情報を収集した。

3. 研究成果をより広く役立てるために

消防研究センターでは、研究開発によって得られた成果がより広く活用されるように次の活動を行っている。

(1) 一般公開

毎年4月の「科学技術週間」にあわせて、消防研究センターを一般公開し、実験施設等の公開、展示や実演を通じ研究開発等の紹介を行っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度に引き続きホームページ上で動画を用いて研究内容を分かりやすく紹介するオンライン開催とした。令和3年度よりも期間を4日間延ばして11日間にするるとともに項目数も10増やして33としたところ、一般公開ページへのアクセス数は令和3年度の約2,000件を上回り約3,800件となった。

(2) 全国消防技術者会議

全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う場として、昭和28年(1953年)から「全国消防技術者会議」を毎年度開催している。69回目となる令和3年度の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に引き続きオンライン開催とした。令和2年度は1日のみの開催であったが、令和3年度は2日間(11月25日及び26日)での開催とし、発表数を11件から32件に増やしたところ、参加申込者数は令和2年度の約1,000人を大きく上回り約3,300人となった。

会議では、特別講演、「令和3年度消防防災科学技術賞」の受賞作品の発表及び一般発表を行った。

(3) 消防防災研究講演会

消防研究センターの研究成果の発表及び消防関係者、消防防災分野の技術者・研究者等との意見交換のため、平成9年度(1997年度)から「消防防災研究講演会」を毎年度開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ中止したが、令和3年度は全国消防技術者会議にあわせてオンラインにより11月26日に第24回消防防災研究講演会「土砂災害における救助活動」を開催し、これまでの研究成果、得られた知見及び課題について議論した。

(4) 調査技術会議

消防研究センターでは、消防本部が行った火災及び危険物流出等事故に関する調査事例や、最新の調査技術を互いに発表する「調査技術会議」を開催し

ている。この会議は、調査技術や調査結果の行政反映方策に関する情報を共有して、消防本部の火災調査及び危険物流出等事故調査に関する実務能力を全国的に向上させることを目的としており、会議で発表された調査事例は、年度末に取りまとめて消防本部に配布し、情報共有を図っている。令和3年度は、東京、名古屋、仙台、札幌、神戸、熊本の6都市で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、札幌以外の会場での開催を中止した。実施会場では、火災事例発表が6件、危険物流出等事故事例発表が1件行われた。中止となった5会場の発表要旨は、参加予定であった消防本部に配布した。

（5）消防防災科学技術賞

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、消防職団員や一般の方による消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文並びに消防職員による原因調査事例報告のうち、特に優れたものを消防庁長官が表彰する制度を平成9年度（1997年度）から実施している。

令和3年度は87編の応募があり、選考委員会による選考の結果、26編の受賞作品（優秀賞23編、奨励賞3編）が決定され、11月25日に表彰式を実施するとともに、同日の全国消防技術者会議の中で受賞作品の発表が行われた。

（6）施設見学

消防研究センターの実験施設や研究成果等の見学は、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主に消防大学校入校者に限定して実施し、計460人を受け入れた。

（7）消防防災等に関する研究開発等動画の配信

令和3年度から、一般公開及び全国消防技術者会議において配信した動画の多くについてイベント終了後に、消防研究センターホームページにおける配信を開始した。

競争的研究費における研究開発等

消防庁では、「消防防災科学技術研究推進制度」（競

争的研究費）で委託した研究課題において、研究開発成果の社会実装化をより推進していくため、研究の熟度により3つのフェーズ（基礎研究、基盤・応用研究、社会実装研究）に分けて公募を行うとともに、研究成果の広報活動として、危機管理産業展（RISCON TOKYO）に参加している。

令和4年度の新規研究課題については、外部の学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、7件を採択した。また、令和3年度からの継続課題についても上記評価会の評価審議結果に基づき3件採択している（資料6-2、資料6-3）。本制度では、これまでに167件の終了研究課題から数々の研究成果が得られ、消防防災分野に有用な多くの知見や資機材等の社会実装、施策への反映などその成果が活用されている。

消防機関の研究等

消防機関の研究部門等においては、消防防災の科学技術に関する研究開発として主に消防防災資機材等の開発・改良、消防隊員の安全対策に関する研究、救急及び救助の研究、火災性状に関する研究等、災害現場に密着した技術開発や応用研究を行うとともに、火災原因調査に係る原因究明のための研究（調査、分析、試験等）、危険物に関する研究が行われている。また、個々に研究を行うだけではなく、東京消防庁をはじめ、札幌市消防局、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局及び北九州市消防局の9消防機関においては、毎年度「大都市消防防災研究機関連絡会議」を開催するなど、消防防災科学技術についての情報交換・意見交換等を行っている（資料6-4）。

消防防災科学技術の研究における今後の取組

消防における課題解決のため、消防機関のニーズ把握に取り組むとともに、特にフェーズが社会実装研究の研究開発成果について、社会実装化を加速させるべく研究機関に対するプッシュ型の助言や、周知活動に取り組む。



危機管理産業展 2022 (RISCON TOKYO) における
出展の様子

写真索引

特集 1

写真 1	静岡県熱海市土石流災害での自衛隊との連携活動（東京消防庁提供）	3
写真 2	静岡県熱海市土石流災害での活動調整会議の様子	3
写真 3	情報収集活動用ハイスペックドローンのイメージ	4
写真 4	小型救助車	5
写真 5	高機能エアータント	5
写真 6	情報収集活動用ハイスペックドローンの活用	6
写真 7	拠点機能形成車	6
写真 8	NBC 災害対応資機材セット（一部）	6
写真 9	消防防災ヘリコプター	6
写真 10	救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車	7
写真 11	救助用資機材等のイメージ	7
写真 12	【図上訓練】消防庁	9
写真 13	【図上訓練】静岡県	9
写真 14	【実動訓練】中高層建築物倒壊救出訓練	9
写真 15	【実動訓練】土砂災害救出訓練	9
写真 16	【実動訓練】複合建築物火災対応訓練	9
写真 17	【実動訓練】津波漂流者救出訓練	9

特集 2

写真 18	感染防止資器材等の例	12
-------	------------	----

特集 3

写真 19	消防団員募集ポスター	27
-------	------------	----

第 1 章

第 1 節	写真 1-1-1	住宅防火いのちを守る 10 のポイントリーフレット	68
	写真 1-1-2	消防用設備等点検アプリ	69
	写真 1-1-3	閉止弁の例	69
第 3 節	写真 1-3-1	大容量泡放射システム	84
	写真 1-3-2	石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター	86
	写真 1-3-3	石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式	86
第 4 節	写真 1-4-1	山火事予防ポスター	89
	写真 1-4-2	令和 3 年 2 月栃木県足利市で発生した林野火災（横浜市消防局提供）	90

第 2 章

第 3 節	写真 2-3-1	「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」トップページ	127
	写真 2-3-2	女性消防士インタビュー	127
	写真 2-3-3	まるわかり #消防女子①	127
	写真 2-3-4	まるわかり #消防女子②	127
	写真 2-3-5	女性消防士活躍ムービー～あなたに贈る STORY 編～	127
	写真 2-3-6	～消防学校の生活体験～（インタラクティブ動画）	127
	写真 2-3-7	女性消防団員の活躍の様子（鹿児島県鹿児島市） ＜幼児向け教室での寸劇による防火教育の様子＞	128
	写真 2-3-8	女性消防団員の活躍の様子（鹿児島県鹿児島市）	

	＜住民向け救急講習の様子＞	128
	写真 2-3-9 女性向けの消防団員募集リーフレット（令和 4 年度）	128
第 4 節	写真 2-4-1 実火災体験型訓練（ホットトレーニング）	130
	写真 2-4-2 実火災体験型訓練（危険物火災）	130
	写真 2-4-3 多数傷病者対応訓練	130
第 6 節	写真 2-6-1 特殊災害対応自動車	148
	写真 2-6-2 大型除染システム搭載車	148
	写真 2-6-3 化学剤遠隔検知装置	148
	写真 2-6-4 重機及び重機搬送車	148
	写真 2-6-5 高機能救命ボート	148
	写真 2-6-6 水上オートバイ	148
	写真 2-6-7 小型救助車	149
	写真 2-6-8 特別高度工作車	149
第 7 節	写真 2-7-1 消防庁ヘリコプター「おとめ」（高知県）	150
第 3 章		
第 1 節	写真 3-1-1 大型除染システム搭載車	178
	写真 3-1-2 化学剤検知器	178
	写真 3-1-3 生物剤検知器	178
	写真 3-1-4 陽圧式化学防護服	178
第 2 節	写真 3-2-1 体育館に避難する児童	181
	写真 3-2-2 用水路の橋の下に避難する住民	181
	写真 3-2-3 地下施設に避難する住民	181
	写真 3-2-4 屋内で窓から離れて避難する住民	181
	写真 3-2-5 地下街（福岡市・天神地下街）	182
	写真 3-2-6 地下駅舎（東京都・東京メトロ桜田門駅）	182
第 4 章		
	写真 4-1 火災予防運動ポスター	185
	写真 4-2 文化財防火デーポスター	186
	写真 4-3 危険物安全週間推進ポスター	187
第 5 章		
	写真 5-1 トラルパンでの捜索救助活動 メキシコ地震災害（平成 29 年 9 月派遣）（JICA 提供）	194
	写真 5-2 花蓮県で捜索救助活動を支援 台湾東部地震災害（平成 30 年 2 月派遣）（JICA 提供）	194
	写真 5-3 国際消防防災フォーラム（令和 3 年度 オンライン開催）	194
	写真 5-4 横浜市消防局による救助活動事例報告（令和 3 年度 オンライン開催）	194
	写真 5-5 日系企業による製品紹介（令和 3 年度 オンライン開催）	195
	写真 5-6 展示ブースにおける日系企業の自社製品 PR（令和元年度 タイ）	195
	写真 5-7 主な支援物資	199
	写真 5-8 消防研究センターへの資機材集積状況	199
	写真 5-9 総務大臣による感謝状贈呈式の様子（令和 4 年 6 月 8 日）	199
第 6 章		
	写真 6-1 危機管理産業展 2022（RISCON TOKYO）における出展の様子	216

図表索引

特集 1

特集 1 - 1 図	衛星通信を用いた非常用通信手段のイメージ	7
特集 1 - 2 図	消防指令システムの将来像	8
特集 1 - 3 図	消防庁被害情報収集・共有システムのイメージ図	8

特集 2

特集 2 - 1 図	1 週間ごとの新規感染者報告数（厚生労働省ホームページより引用）	10
特集 2 - 1 表	新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部（局）及び 全国の消防本部への対応状況（救急関係）について	13
特集 2 - 2 図	各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）	15
特集 2 - 2 表	避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な通知等	18
特集 2 - 3 図	広報啓発用リーフレット	19
特集 2 - 4 図	広報啓発用リーフレット	19

特集 3

特集 3 - 1 図	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要	21
特集 3 - 2 図	消防団員数及び被用者である消防団員の割合の推移	22
特集 3 - 3 図	入団者数・退団者数の推移	22
特集 3 - 4 図	年齢階層別入団者数の推移	23
特集 3 - 5 図	消防団員の年齢構成比率の推移	23
特集 3 - 6 図	女性消防団員数の推移	24
特集 3 - 7 図	学生消防団員数の推移	24
特集 3 - 8 図	機能別消防団員数の推移	25
特集 3 - 9 図	消防団員の報酬等の基準	26
特集 3 - 10 図	都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況	26
特集 3 - 11 図	消防団協力事業所表示制度	28
特集 3 - 12 図	学生消防団活動認証制度	30
特集 3 - 13 図	消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている 市町村数の推移	32

特集 4

特集 4 - 1 図	事業イメージ図	35
特集 4 - 2 図	マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した電子申請等のイメージ	36
特集 4 - 3 図	消防共有サイトの構築イメージ	38
特集 4 - 4 図	VR コンテンツ	38

特集 5

特集 5 - 1 図	弾道ミサイル発射時の Jアラートによる情報伝達	40
特集 5 - 2 図	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の概要	40
特集 5 - 3 図	11 月 3 日 9 時 24 分の Em-Net（エムネット）提供情報	41
特集 5 - 4 図	10 月 4 日のミサイル発射事案に係る Jアラートの情報伝達における 主な支障事例と対策	43
特集 5 - 5 図	主な支障パターンの分類及び主な支障発生箇所	43
特集 5 - 6 図	最近発生している支障の背景とその対策	44
特集 5 - 7 図	Jアラート全国一斉情報伝達試験の結果	44

第1章

第1節	第1-1-1図	火災の推移と傾向図	49
	第1-1-2図	火災覚知方法別出火件数	50
	第1-1-3図	火災による死傷者数の推移	51
	第1-1-4図	火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	52
	第1-1-5図	火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	53
	第1-1-6図	建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況	53
	第1-1-7図	建物用途別の死者発生状況	54
	第1-1-8図	建物火災の死因別死者発生状況	54
	第1-1-9図	住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）	54
	第1-1-10図	住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	55
	第1-1-11図	住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）	56
	第1-1-12図	住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）	56
	第1-1-13図	時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	57
	第1-1-14図	住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	57
	第1-1-15図	主な出火原因別の出火件数	58
	第1-1-16図	放火及び放火の疑いによる火災件数の推移	59
	第1-1-17図	建物火災の火元建物用途別の状況	59
	第1-1-18図	林野火災の月別出火件数	60
	第1-1-1表	防火対象物数	62
	第1-1-2表	平成24年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査を踏まえて 消防法令の改正を行ったもの	67
	第1-1-19図	最近5年間の製品火災の調査結果の推移	67
	第1-1-20図	火災建物をモデルとした火災シミュレーションの結果（出火60秒後）	70
第2節	第1-2-1図	危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移	71
	第1-2-2図	危険物施設における火災事故発生件数と被害状況	72
	第1-2-3図	危険物施設別火災事故発生件数	72
	第1-2-4図	出火原因物質別火災事故発生件数	72
	第1-2-5図	発生要因別火災事故発生件数	73
	第1-2-6図	着火原因別火災事故発生件数	73
	第1-2-7図	危険物施設における流出事故発生件数と被害状況	74
	第1-2-8図	危険物施設別流出事故発生件数	74
	第1-2-9図	流出物質別流出事故発生件数	74
	第1-2-10図	発生要因別流出事故発生件数	75
	第1-2-1表	危険物施設数の推移	76
	第1-2-11図	危険物施設数の区分別の状況	76
	第1-2-12図	危険物施設の規模別構成比	76
	第1-2-13図	危険物取扱者試験実施状況	77
	第1-2-2表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	77
	第1-2-14図	危険物施設等に関する措置命令等の推移	78
第3節	第1-3-1図	石油コンビナート事故発生件数の推移	81
	第1-3-2図	原因別の一般事故件数	82
	第1-3-3図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	83
第4節	第1-4-1図	空中消火の実施状況	88

第5節	第1-5-1図	風水害による過去10年間の被害状況の推移	91
	第1-5-1表	令和3年中の主な風水害による被害状況等	91
	第1-5-2表	令和4年1月から令和4年10月までの主な風水害による被害状況等	92
第6節	第1-6-1表	最大震度別地震発生状況の推移(震度5弱以上)	94
	第1-6-2表	令和3年中の主な地震災害による被害状況等	95
	第1-6-3表	令和4年1月から令和4年10月までの主な地震災害による被害状況等	96
	第1-6-4表	大規模地震対策の概要	97
	第1-6-5表	防災拠点となる公共施設等の耐震率	98
	第1-6-1図	震度情報ネットワークシステムの概要	99
第7節	第1-7-1図	我が国の主な原子力施設立地地点	101
	第1-7-2図	避難指示区域の概念図(令和4年3月31日時点) (経済産業省ホームページから引用)	102
第8節	第1-8-1表	令和3年以降の主な火山活動	104
	第1-8-1図	トンネル内車両・施設火災件数の推移	105
	第1-8-2図	消防活動阻害物質に係る届出施設の状況	106
	第1-8-3図	消防活動阻害物質に係る事故件数	106
	第1-8-4図	消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳	106
	第1-8-5図	消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳	107
第2章			
第1節	第2-1-1図	消防職団員数の推移	111
	第2-1-2図	消防本部の設置方式の内訳	112
	第2-1-3図	Net119の流れ	113
	第2-1-4図	三者間同時通訳の流れ	113
	第2-1-5図	令和4年度消防庁予算の概要	115
第2節	第2-2-1図	消防本部数と常備化率	118
	第2-2-2図	消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置	119
第3節	第2-3-1表	消防職団員の出勤及び出向状況	120
	第2-3-1図	ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ (単独消防本部の場合)	122
	第2-3-2図	女性消防吏員数・割合の推移	123
第5節	第2-5-1図	救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況	132
	第2-5-2図	救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況	133
	第2-5-3図	救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移	133
	第2-5-4図	救急隊数の推移	134
	第2-5-5図	救急隊員数の推移	135
	第2-5-6図	救急救命士運用隊の推移	135
	第2-5-7図	救急救命士の推移	136
	第2-5-8図	救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移 (2000年～2030年)	140
	第2-5-9図	心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び 社会復帰率	140
	第2-5-10図	一般市民により除細動が実施された件数の推移	141
	第2-5-11図	救急安心センター事業(＃7119)の普及状況	144
第6節	第2-6-1図	事故種別救助活動件数の状況	146

	第2-6-2図	事故種別救助人員の状況	146
第7節	第2-7-1図	消防防災ヘリコプターの配備状況	150
	第2-7-2図	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成29～令和3年）	151
	第2-7-3図	消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和3年）	151
	第2-7-4図	段階的審査のイメージ	153
	第2-7-5図	段階的な訓練イメージ	153
第8節	第2-8-1図	緊急消防援助隊の部隊編成	156
	第2-8-1表	特別な任務を行う部隊	157
	第2-8-2図	迅速な出動について	158
	第2-8-3図	緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン	158
第9節	第2-9-1表	都道府県地域防災計画において特定災害対策計画を策定している 都道府県数（令和4年4月1日現在）	162
	第2-9-2表	地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率	163
	第2-9-3表	地方公共団体における相互応援協定等の締結状況	163
第10節	第2-10-1図	火災・災害等即報の概要	165
	第2-10-2図	消防防災通信ネットワークの概要	166
	第2-10-3図	映像伝送システムの概要	167
	第2-10-4図	ヘリコプター衛星通信システムの概要	168
	第2-10-5図	簡易型地震被害想定システムの画面表示例	169
	第2-10-6図	防災行政無線デジタル化の概要	170
第3章			
第1節	第3-1-1図	国民の保護のための措置の仕組み	173
	第3-1-2図	Jアラートの概要	174
	第3-1-3図	安否情報の流れ（関係機関関連イメージ）	176
	第3-1-4図	特殊標章	177
第2節	第3-2-1図	弾道ミサイル落下時の行動について	181
第4章			
	第4-1図	阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況	187
	第4-2図	自主防災組織の推移	188
第5章			
	第5-1図	国際緊急援助の概要	193
	第5-2図	救助チーム等の派遣（要請）までの流れ	193
第6章			
	第6-1表	消防研究センターにおける研究開発課題	204
	第6-1図	ドローンを用いた夜間の地形計測手法の開発のための実験の様子（左上）と 物体を移動させた前後の地形の変化（右下）	205
	第6-2図	傾斜の急な避難経路における要配慮者の避難支援	206
	第6-3図	指定した建物群から出火するシミュレーションを順次行う機能の例	207
	第6-4図	煙で可視化した火災旋風	208
	第6-5図	ミスト発生と着火が行える実験装置	208
	第6-6図	ノズルからの放水により散水される様子（放水シミュレーション）	209
	第6-7図	放水実験用の実大燃焼区画	210
	第6-8図	容積8m ³ の区画内での燃焼	210
	第6-9図	牛乳パックを使った簡易燃焼区画	210

第6-10図	飛行計測実験実施候補地での野焼き観測の様子	210
第6-11図	倉庫模型の外観	212
第6-12図	実験用救急車	212
第6-13図	気流計測場所例	212
第6-14図	気流制御装置の試作機	212
第6-2表	火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧 (令和3年度から令和4年度(9月30日現在)までの調査実施分)	213
第6-15図	機動鑑識車	214

資料目次

■以下の資料は、消防庁 HP に掲載。

https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r4/items/part7_section1.pdf



資料Ⅰ	東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和４年３月１日現在）	資 3
資料Ⅱ	消防防災施設災害復旧費補助金対象施設	資 4
資料Ⅲ	消防防災設備災害復旧費補助金対象設備	資 4
資料Ⅳ	令和３年度及び令和４年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）	資 5
資料Ⅴ	非常備町村一覧（令和４年４月１日現在）	資 5
資料Ⅵ	平成 18 年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和４年４月１日現在）	資 6
資料 1-1-1	令和 3 年中の主な火災	資 7
資料 1-1-2	都道府県別火災損害状況	資 8
資料 1-1-3	月別火災損害状況	資 11
資料 1-1-4	出火原因別火災損害状況	資 12
資料 1-1-5	主な出火原因の推移（上位 10 位）	資 13
資料 1-1-6	昭和 21 年以降の火災損害状況	資 14
資料 1-1-7	昭和 21 年以降の大火記録	資 16
資料 1-1-8	昭和 21 年以降の火災損害比較	資 17
資料 1-1-9	火災の状況	資 18
資料 1-1-10	1 日当たり及び 1 件当たりの火災の状況	資 19
資料 1-1-11	出火件数の構成比率	資 19
資料 1-1-12	四季別出火状況	資 19
資料 1-1-13	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	資 19
資料 1-1-14	都道府県別出火率	資 20
資料 1-1-15	初期消火における消防用設備等の使用状況	資 21
資料 1-1-16	都道府県別の火災による死者の状況	資 21
資料 1-1-17	月別の火災による死者発生状況	資 22
資料 1-1-18	月別の火災による死傷者発生状況	資 22
資料 1-1-19	時間帯別火災 100 件当たりの死者発生状況	資 22
資料 1-1-20	時間帯別の出火件数及び死者数	資 23
資料 1-1-21	火災による死因別死者発生状況の推移	資 23
資料 1-1-22	死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況	資 24
資料 1-1-23	年齢別・性別放火自殺者等発生状況	資 26
資料 1-1-24	火災による年齢別・性別死者発生状況	資 26
資料 1-1-25	用途別の主な火災事例	資 27
資料 1-1-26	火災による死傷者の発生状況	資 28
資料 1-1-27	火災種別ごとの死者発生状況	資 28
資料 1-1-28	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	資 29
資料 1-1-29	建物構造別・死因別死者発生状況	資 29
資料 1-1-30	時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	資 29
資料 1-1-31	火災による損害額の推移	資 30
資料 1-1-32	主な出火原因別の火災による損害額	資 30
資料 1-1-33	失火等による出火件数	資 31
資料 1-1-34	主な着火物別出火件数	資 31
資料 1-1-35	たばこによる火災の損害状況	資 31

資料 1-1-36	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	資 32
資料 1-1-37	放火及び放火の疑いによる時間帯別火災 1 件あたりの損害額	資 32
資料 1-1-38	放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額	資 32
資料 1-1-39	こんろによる火災の損害状況	資 33
資料 1-1-40	建物火災の火元建物用途別の損害状況	資 34
資料 1-1-41	建物火災の主な出火原因と経過	資 35
資料 1-1-42	建物火災の月別火災件数	資 35
資料 1-1-43	火元建物の構造別損害状況	資 35
資料 1-1-44	建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数	資 36
資料 1-1-45	建物火災の放水開始時間別焼損状況	資 36
資料 1-1-46	建物火災の鎮火所要時間別 1 件当たり焼損状況等	資 36
資料 1-1-47	林野火災の状況	資 37
資料 1-1-48	林野火災の焼損面積別損害状況	資 37
資料 1-1-49	林野火災の主な出火原因と経過	資 37
資料 1-1-50	車両火災の状況	資 37
資料 1-1-51	車両火災の主な出火原因と経過	資 37
資料 1-1-52	船舶火災の状況	資 38
資料 1-1-53	航空機火災の状況	資 38
資料 1-1-54	住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率	資 38
資料 1-1-55	全国の防火管理実施状況	資 39
資料 1-1-56	全国の統括防火管理実施状況	資 40
資料 1-1-57	全国の防災管理等実施状況	資 41
資料 1-1-58	全国の統括防災管理実施状況	資 42
資料 1-1-59	立入検査実施状況	資 43
資料 1-1-60	命令の状況	資 43
資料 1-1-61	防火対象物に関する命令等（消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3） の状況	資 44
資料 1-1-62	防火管理に関する命令等（消防法第 8 条及び第 8 条の 2）の状況	資 45
資料 1-1-63	消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の 4）の状況	資 46
資料 1-1-64	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果	資 47
資料 1-1-65	消防同意処理状況	資 47
資料 1-1-66	全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の 設置状況	資 48
資料 1-1-67	消防設備士の数	資 49
資料 1-1-68	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	資 49
資料 1-1-69	検定申請状況及び型式適合検定合格数	資 49
資料 1-1-70	特殊消防用設備等の認定件数	資 50
資料 1-1-71	世界各都市（地域）の火災状況	資 51
資料 1-2-1	危険物施設数の推移	資 52
資料 1-2-2	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）	資 53
資料 1-2-3	危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年）	資 54
資料 1-2-4	危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年）	資 55
資料 1-3-1	死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移	資 56
資料 1-3-2	事故種別ごとの一般事故件数の推移	資 56

資料 1-3-3	特定事業所種別ごとの一般事故発生件数	資 57
資料 1-3-4	特定事業所業態別の一般事故件数	資 57
資料 1-3-5	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況	資 58
資料 1-3-6	レイアウト事業所の新設等の届出	資 60
資料 1-3-7	主な石油コンビナート災害	資 61
資料 1-5-1	昭和 23 年以降の主な風水害等 (死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの)	資 62
資料 1-5-2	令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に発生した自然災害による 都道府県別被害状況	資 63
資料 1-6-1	関東地震以降の主な地震災害	資 65
資料 1-6-2	過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による 都道府県別被害状況	資 66
資料 1-7-1	平成 7 年 (1995 年) 以降の原子力施設における主な事故	資 67
資料 1-8-1	主要港湾における消防機関の出動状況	資 67
資料 2-1-1	市町村の消防組織の現況	資 68
資料 2-1-2	都道府県別市町村消防組織一覧	資 68
資料 2-1-3	消防機関数と消防職団員数の推移	資 69
資料 2-1-4	消防車両等の保有数	資 70
資料 2-1-5	119 番通報件数 (通報内識別)	資 70
資料 2-1-6	119 番通報件数 (回線区分別)	資 70
資料 2-1-7	消防水利 (主な人工水利) の整備数	資 70
資料 2-1-8	普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び 住民 1 人当たり消防費の推移	資 71
資料 2-1-9	消防費の性質別歳出決算額の推移	資 71
資料 2-1-10	消防費決算額の財源内訳	資 71
資料 2-1-11	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	資 71
資料 2-1-12	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	資 72
資料 2-1-13	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	資 73
資料 2-1-14	市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行 (予定) 額の推移	資 74
資料 2-1-15	都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移	資 74
資料 2-1-16	令和 4 年度 消防庁予算の内訳	資 74
資料 2-3-1	消防職団員の公務による死傷者数	資 75
資料 2-3-2	消防職団員の公務による死者数の推移	資 75
資料 2-3-3	消防職団員の公務による負傷者数の推移	資 75
資料 2-3-4	消防本部における交替制勤務体制	資 76
資料 2-3-5	勤務体制別消防吏員数	資 76
資料 2-3-6	消防職員委員会の審議結果	資 76
資料 2-3-7	令和 2 年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況	資 77
資料 2-3-8	各年度の消防職員委員会開催状況	資 77
資料 2-3-9	各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果	資 77
資料 2-3-10	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を 踏まえた対応策	資 78
資料 2-3-11	消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧	資 79
資料 2-3-12	叙勲	資 80

資料 2-3-13	褒章	資 80
資料 2-3-14	内閣総理大臣表彰	資 80
資料 2-3-15	総務大臣表彰	資 80
資料 2-3-16	消防庁長官の定例表彰	資 80
資料 2-3-17	消防庁長官の随時表彰	資 80
資料 2-3-18	消防関係の各分野における表彰	資 81
資料 2-4-1	教育訓練実施状況	資 82
資料 2-5-1	救急出動件数及び搬送人員の推移	資 83
資料 2-5-2	救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員	資 83
資料 2-5-3	救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数	資 84
資料 2-5-4	救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員	資 85
資料 2-5-5	救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況	資 86
資料 2-5-6	年齢区分別搬送人員構成比の推移	資 86
資料 2-5-7	救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況	資 87
資料 2-5-8	救急隊員が行った応急処置等の状況	資 88
資料 2-5-9	救急業務実施市町村数の推移	資 88
資料 2-5-10	都道府県別救急業務実施状況	資 89
資料 2-5-11	都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表	資 90
資料 2-5-12	医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-13	現場滞在時間 30 分以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-14	一般市民による応急手当の実施の有無	資 91
資料 2-5-15	熱中症による救急搬送状況の年別推移	資 92
資料 2-6-1	救助活動件数及び救助人員の推移	資 92
資料 2-6-2	都道府県別救助活動件数及び救助人員	資 93
資料 2-6-3	事故種別救助出動及び活動の状況	資 94
資料 2-6-4	救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両	資 94
資料 2-6-5	主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）	資 95
資料 2-7-1	消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成 29～令和 3 年）	資 96
資料 2-7-2	緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・ 救急搬送人員数（平成 29 年～令和 3 年）	資 97
資料 2-8-1	「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく 広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）	資 98
資料 2-8-2	緊急消防援助隊登録状況	資 99
資料 2-8-3	緊急消防援助隊登録部隊の推移	資 100
資料 2-8-4	消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等	資 101
資料 2-8-5	緊急消防援助隊の出動実績	資 102
資料 2-8-6	緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況	資 107
資料 2-10-1	衛星通信ネットワーク地球局整備状況	資 108
資料 2-10-2	市町村防災行政無線通信施設整備状況	資 109
資料 2-10-3	過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等	資 110
資料 4-1	自主防災組織の都道府県別結成状況	資 111
資料 5-1	国際消防救助隊の連携訓練等の概要	資 112
資料 5-2	国際消防救助隊の派遣状況	資 113
資料 6-1	政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標	資 114

資料6-2	採択研究テーマの一覧	資 114
資料6-3	応募件数、採択件数等の推移	資 115
資料6-4	消防機関の研究部門等の概要	資 115

令和4年版

消 防 白 書

(資 料 編)

資料目次

資料Ⅰ	東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和4年3月1日現在）	資3
資料Ⅱ	消防防災施設災害復旧費補助金対象施設	資4
資料Ⅲ	消防防災設備災害復旧費補助金対象設備	資4
資料Ⅳ	令和3年度及び令和4年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）	資5
資料Ⅴ	非常備町村一覧（令和4年4月1日現在）	資5
資料Ⅵ	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和4年4月1日現在）	資6
資料1-1-1	令和3年中の主な火災	資7
資料1-1-2	都道府県別火災損害状況	資8
資料1-1-3	月別火災損害状況	資11
資料1-1-4	出火原因別火災損害状況	資12
資料1-1-5	主な出火原因の推移（上位10位）	資13
資料1-1-6	昭和21年以降の火災損害状況	資14
資料1-1-7	昭和21年以降の大火記録	資16
資料1-1-8	昭和21年以降の火災損害比較	資17
資料1-1-9	火災の状況	資18
資料1-1-10	1日当たり及び1件当たりの火災の状況	資19
資料1-1-11	出火件数の構成比率	資19
資料1-1-12	四季別出火状況	資19
資料1-1-13	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	資19
資料1-1-14	都道府県別出火率	資20
資料1-1-15	初期消火における消防用設備等の使用状況	資21
資料1-1-16	都道府県別の火災による死者の状況	資21
資料1-1-17	月別の火災による死者発生状況	資22
資料1-1-18	月別の火災による死傷者発生状況	資22
資料1-1-19	時間帯別火災100件当たりの死者発生状況	資22
資料1-1-20	時間帯別の出火件数及び死者数	資23
資料1-1-21	火災による死因別死者発生状況の推移	資23
資料1-1-22	死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況	資24
資料1-1-23	年齢別・性別放火自殺者等発生状況	資26
資料1-1-24	火災による年齢別・性別死者発生状況	資26
資料1-1-25	用途別の主な火災事例	資27
資料1-1-26	火災による死傷者の発生状況	資28
資料1-1-27	火災種別ごとの死者発生状況	資28
資料1-1-28	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	資29
資料1-1-29	建物構造別・死因別死者発生状況	資29
資料1-1-30	時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	資29
資料1-1-31	火災による損害額の推移	資30
資料1-1-32	主な出火原因別の火災による損害額	資30
資料1-1-33	失火等による出火件数	資31
資料1-1-34	主な着火物別出火件数	資31
資料1-1-35	たばこによる火災の損害状況	資31

資料 1-1-36	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	資 32
資料 1-1-37	放火及び放火の疑いによる時間帯別火災 1 件あたりの損害額	資 32
資料 1-1-38	放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額	資 32
資料 1-1-39	こんろによる火災の損害状況	資 33
資料 1-1-40	建物火災の火元建物用途別の損害状況	資 34
資料 1-1-41	建物火災の主な出火原因と経過	資 35
資料 1-1-42	建物火災の月別火災件数	資 35
資料 1-1-43	火元建物の構造別損害状況	資 35
資料 1-1-44	建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数	資 36
資料 1-1-45	建物火災の放水開始時間別焼損状況	資 36
資料 1-1-46	建物火災の鎮火所要時間別 1 件当たり焼損状況等	資 36
資料 1-1-47	林野火災の状況	資 37
資料 1-1-48	林野火災の焼損面積別損害状況	資 37
資料 1-1-49	林野火災の主な出火原因と経過	資 37
資料 1-1-50	車両火災の状況	資 37
資料 1-1-51	車両火災の主な出火原因と経過	資 37
資料 1-1-52	船舶火災の状況	資 38
資料 1-1-53	航空機火災の状況	資 38
資料 1-1-54	住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率	資 38
資料 1-1-55	全国の防火管理実施状況	資 39
資料 1-1-56	全国の統括防火管理実施状況	資 40
資料 1-1-57	全国の防災管理等実施状況	資 41
資料 1-1-58	全国の統括防災管理実施状況	資 42
資料 1-1-59	立入検査実施状況	資 43
資料 1-1-60	命令の状況	資 43
資料 1-1-61	防火対象物に関する命令等（消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3） の状況	資 44
資料 1-1-62	防火管理に関する命令等（消防法第 8 条及び第 8 条の 2）の状況	資 45
資料 1-1-63	消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の 4）の状況	資 46
資料 1-1-64	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果	資 47
資料 1-1-65	消防同意処理状況	資 47
資料 1-1-66	全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の 設置状況	資 48
資料 1-1-67	消防設備士の数	資 49
資料 1-1-68	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	資 49
資料 1-1-69	検定申請状況及び型式適合検定合格数	資 49
資料 1-1-70	特殊消防用設備等の認定件数	資 50
資料 1-1-71	世界各都市（地域）の火災状況	資 51
資料 1-2-1	危険物施設数の推移	資 52
資料 1-2-2	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）	資 53
資料 1-2-3	危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年）	資 54
資料 1-2-4	危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年）	資 55
資料 1-3-1	死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移	資 56
資料 1-3-2	事故種別ごとの一般事故件数の推移	資 56

資料 1-3-3	特定事業所種別ごとの一般事故発生件数	資 57
資料 1-3-4	特定事業所業態別の一般事故件数	資 57
資料 1-3-5	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況	資 58
資料 1-3-6	レイアウト事業所の新設等の届出	資 60
資料 1-3-7	主な石油コンビナート災害	資 61
資料 1-5-1	昭和 23 年以降の主な風水害等 (死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの)	資 62
資料 1-5-2	令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に発生した自然災害による 都道府県別被害状況	資 63
資料 1-6-1	関東地震以降の主な地震災害	資 65
資料 1-6-2	過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による 都道府県別被害状況	資 66
資料 1-7-1	平成 7 年 (1995 年) 以降の原子力施設における主な事故	資 67
資料 1-8-1	主要港湾における消防機関の出動状況	資 67
資料 2-1-1	市町村の消防組織の現況	資 68
資料 2-1-2	都道府県別市町村消防組織一覧	資 68
資料 2-1-3	消防機関数と消防職団員数の推移	資 69
資料 2-1-4	消防車両等の保有数	資 70
資料 2-1-5	119 番通報件数 (通報内識別)	資 70
資料 2-1-6	119 番通報件数 (回線区分別)	資 70
資料 2-1-7	消防水利 (主な人工水利) の整備数	資 70
資料 2-1-8	普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び 住民 1 人当たり消防費の推移	資 71
資料 2-1-9	消防費の性質別歳出決算額の推移	資 71
資料 2-1-10	消防費決算額の財源内訳	資 71
資料 2-1-11	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	資 71
資料 2-1-12	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	資 72
資料 2-1-13	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	資 73
資料 2-1-14	市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行 (予定) 額の推移	資 74
資料 2-1-15	都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移	資 74
資料 2-1-16	令和 4 年度 消防庁予算の内訳	資 74
資料 2-3-1	消防職団員の公務による死傷者数	資 75
資料 2-3-2	消防職団員の公務による死者数の推移	資 75
資料 2-3-3	消防職団員の公務による負傷者数の推移	資 75
資料 2-3-4	消防本部における交替制勤務体制	資 76
資料 2-3-5	勤務体制別消防吏員数	資 76
資料 2-3-6	消防職員委員会の審議結果	資 76
資料 2-3-7	令和 2 年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況	資 77
資料 2-3-8	各年度の消防職員委員会開催状況	資 77
資料 2-3-9	各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果	資 77
資料 2-3-10	「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を 踏まえた対応策	資 78
資料 2-3-11	消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧	資 79
資料 2-3-12	叙勲	資 80

資料 2-3-13	褒章	資 80
資料 2-3-14	内閣総理大臣表彰	資 80
資料 2-3-15	総務大臣表彰	資 80
資料 2-3-16	消防庁長官の定例表彰	資 80
資料 2-3-17	消防庁長官の随時表彰	資 80
資料 2-3-18	消防関係の各分野における表彰	資 81
資料 2-4-1	教育訓練実施状況	資 82
資料 2-5-1	救急出動件数及び搬送人員の推移	資 83
資料 2-5-2	救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員	資 83
資料 2-5-3	救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数	資 84
資料 2-5-4	救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員	資 85
資料 2-5-5	救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況	資 86
資料 2-5-6	年齢区分別搬送人員構成比の推移	資 86
資料 2-5-7	救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況	資 87
資料 2-5-8	救急隊員が行った応急処置等の状況	資 88
資料 2-5-9	救急業務実施市町村数の推移	資 88
資料 2-5-10	都道府県別救急業務実施状況	資 89
資料 2-5-11	都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表	資 90
資料 2-5-12	医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-13	現場滞在時間 30 分以上の事案の推移	資 91
資料 2-5-14	一般市民による応急手当の実施の有無	資 91
資料 2-5-15	熱中症による救急搬送状況の年別推移	資 92
資料 2-6-1	救助活動件数及び救助人員の推移	資 92
資料 2-6-2	都道府県別救助活動件数及び救助人員	資 93
資料 2-6-3	事故種別救助出動及び活動の状況	資 94
資料 2-6-4	救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両	資 94
資料 2-6-5	主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）	資 95
資料 2-7-1	消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成 29～令和 3 年）	資 96
資料 2-7-2	緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・ 救急搬送人員数（平成 29 年～令和 3 年）	資 97
資料 2-8-1	「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく 広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）	資 98
資料 2-8-2	緊急消防援助隊登録状況	資 99
資料 2-8-3	緊急消防援助隊登録部隊の推移	資 100
資料 2-8-4	消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等	資 101
資料 2-8-5	緊急消防援助隊の出動実績	資 102
資料 2-8-6	緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況	資 107
資料 2-10-1	衛星通信ネットワーク地球局整備状況	資 108
資料 2-10-2	市町村防災行政無線通信施設整備状況	資 109
資料 2-10-3	過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等	資 110
資料 4-1	自主防災組織の都道府県別結成状況	資 111
資料 5-1	国際消防救助隊の連携訓練等の概要	資 112
資料 5-2	国際消防救助隊の派遣状況	資 113
資料 6-1	政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標	資 114

資料 6 - 2	採択研究テーマの一覧	資 114
資料 6 - 3	応募件数、採択件数等の推移	資 115
資料 6 - 4	消防機関の研究部門等の概要	資 115

資料

資料 I 東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等

(令和4年3月1日現在)

都道府県名	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
	死者 人	行方 不明 人	負傷者			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟		
			重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
北海道	1		3		3		4	7	329	545	17	452	4	
青森	3	1	110	25	85	308	701	1,005				1,402	11	
岩手	5,145	1,110	213	4	50	159	19,508	6,571	19,066	6	529	4,178	33	
宮城	10,568	1,215	4,148	502	3,618	28	83,005	155,130	224,202	7,796	9,948	16,848	137	
秋田			11	4	7			5					1	
山形	3		45	10	35		14	1,249			8	124	2	
福島	3,931	224	183	20	163		15,435	82,783	141,054	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城	66	1	714	34	680		2,638	25,056	190,471	33	610	1,763	21,668	31
栃木	4		133	7	126		261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬	1		42	14	28			7	17,679				2	
埼玉	1		104	10	94		24	199	16,511			95	12	
千葉	22	2	268	31	237		807	10,313	57,449	61	455	12	827	18
東京	8		119	22	97		20	223	6,570			419	786	35
神奈川	6		137	17	120			41	459				13	6
新潟			3		3				17			4	5	
山梨			2		2				4			1	1	
長野			1		1									
静岡			3	1	2				13		5			
三重			1		1					2				
大阪			1		1							3		
徳島										2	9			
高知			1		1					2	8			
合計	19,759	2,553	6,242	701	5,354	187	122,006	283,160	749,934	1,490	9,785	14,527	92,892	330

- (備考) 1 被害状況には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の余震による被害(別に被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。)を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。
- 2 不明箇所については、現時点で調査しているものも含む。
- 3 福島県の死者・行方不明者数については、他県の計上方法と異なるため、可能な範囲において重複計上や計上漏れを排除し、一部他県との整合を図り計上し直したものである。よって、消防庁と福島県の公表数に違いがある。
- 4 宮城県の非住家被害について、公共建物とその他の区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物に計上している。

資料Ⅱ 消防防災施設災害復旧費補助金
対象施設

	補助対象施設
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

資料Ⅲ 消防防災設備災害復旧費補助金
対象設備

	補助対象設備
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム（J-ALERT）
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）
40	その他の消防の用に供する設備

資料Ⅳ 令和3年度及び令和4年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）

(令和4年10月1日現在)

法令名	公布年月日	施行年月日	要旨
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第314号）	令和3年11月25日	令和3年11月25日	石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区について、その指定を解除すること等の改正を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第134号）	令和4年3月31日	令和4年4月1日	消防法施行令別表第1（15）項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについて、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとした。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第45号）	令和4年5月20日	令和4年6月17日	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について南海トラフ地震対策と同程度に対策を強化するために所要の規定の整備を行った。
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第215号）	令和4年6月15日	令和4年6月17日	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第305号）	令和4年9月14日	令和5年4月1日	全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直しを行った。

資料Ⅴ 非常備町村一覧（令和4年4月1日現在）

非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	鹿児島県	○三島村
	○新島村		○十島村
	○神津島村		○伊江村
	○御蔵島村		○渡嘉敷村
	○青ヶ島村		○座間味村
	○小笠原村		○粟国村
和歌山県	太地町	沖縄県	○渡名喜村
徳島県	勝浦町		○南大東村
	上勝町		○北大東村
	佐那河内村		○伊平屋村
香川県	○直島町		○伊是名村
宮崎県	西米良村		○多良間村
	諸塚村		○与那国町
	椎葉村		○竹富町
	美郷町		

(備考) ○は、島を示す（21町村）

資料VI 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(令和4年4月1日現在)

○57ブロックが広域化し、その中で11町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
H21. 4. 1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部
	2	広島県	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部
	3	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部
H22. 4. 1	4	東京都	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部
H23. 4. 1	5	富山県	砺波広域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域消防本部 小矢部市消防本部
	6	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部
H23. 11. 28	7	奈良県	五條市消防本部	事務委託	加西市消防本部 五條市消防本部 十津川村(非常備)
H23. 12. 1	8	山形県	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)
H24. 4. 1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部
	10	山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部
	11	茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部
	12	山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部
H24. 10. 1	13	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部
H25. 3. 30	14	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部
H25. 3. 31	15	青森県	青森地域広域事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)
	16	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部
	17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 清川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備)
	18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部
H25. 4. 1	19	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部
	20	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合	杉戸町消防本部 所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部
	21	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部
	22	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部
H25. 7. 1	23	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部
	24	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部
	25	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部
	26	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町
H26. 4. 1	27	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部
	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部 戸別市消防本部 赤平市消防本部
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町(上川中部消防組合の構成町) 鷹栖町(上川中部消防組合の構成町) 旭川市消防本部
	30	北海道	大雪消防組合消防本部	一部事務組合	比布町(上川中部消防組合の構成町) 愛別町(上川中部消防組合の構成町) 当麻町(上川中部消防組合の構成町) 大雪消防組合 大東市消防本部 四條畷市消防本部

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等				
H26. 4. 1	32	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村(非常備)				
					33	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部
					34	熊本県	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部 富田林市消防本部 河南町消防本部
					H26. 10. 1	35	大阪府	富田林市消防本部	事務委託
H27. 4. 1	36	茨城県	稲敷広域消防本部	一部事務組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部				
					37	長野県	上伊那広域消防本部	広域連合	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部
					38	大阪府	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部 能勢町(非常備) 高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)
39	宮崎県	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)					
H27. 10. 1	40	栃木県	那須地区消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部				
H28. 4. 1	41	北海道	とから広域消防局	一部事務組合	帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部				
					42	埼玉県	草加八潮消防局	一部事務組合	草加市消防本部 八潮市消防本部
					43	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	厚木市消防本部 清川村(非常備)
					44	静岡県	静岡市消防局	事務委託	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田町・牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部
H29. 4. 1	45	静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部				
					46	静岡県	富士山南東消防本部	一部事務組合	三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部
					47	大阪府	箕面市消防本部	事務委託	箕面市消防本部 豊能町消防本部
					48	和歌山県	新宮市消防本部	事務委託	新宮市消防本部 北山村(非常備)
H30. 4. 1	49	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	横須賀市消防局 三浦市消防本部				
					50	石川県	白山野々市広域消防本部	一部事務組合	白山野々市広域消防本部 川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)
H31. 4. 1	51	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣消防事務組合消防本部				
					52	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合	尾三消防本部 長久手市消防本部 豊明市消防本部
R3. 4. 1	53	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	あぶくま消防本部 岩沼市消防本部 亶理地区行政事務組合消防本部				
					54	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米広域消防本部 大川市消防本部
R4. 4. 1	55	富山県	高岡市消防本部	事務委託	高岡市消防本部 氷見市消防本部				
					56	大阪府	堺市消防局	事務委託	堺市消防局 大阪狭山市消防本部 茅ヶ崎市消防本部 寒川町消防本部

資料 1-1-1 令和3年中の主な火災

月	日	出火した市町村等	出火場所	死者	負傷者	建物焼損床面積 (㎡)	林野焼損面積 (a)	損害額 (万円)
1	5	茨城県境町	工場・作業場	0	0	3,849	0	65,181
1	5	茨城県笠間市	工場・作業場	0	0	3,307	0	30,824
1	7	広島県広島市安佐南区	事務所等	0	0	1,313	0	30,735
1	10	東京都八王子市	一般住宅	3	0	202	0	1,983
1	14	神奈川県横浜市鶴見区	工場・作業場	0	0	1,050	0	440,722
1	14	神奈川県横浜市鶴見区	倉庫	0	0	500	0	44,999
1	19	青森県平内町	一般住宅	3	0	713	0	3,944
1	21	茨城県銚田市	文化財	0	0	1,106	0	33,778
2	14	福岡県大川市	特定複合用途	3	1	825	0	6,994
2	16	香川県丸亀市	一般住宅	3	0	113	0	402
2	21	栃木県足利市	(林野火災)	0	1	0	16,712	3,614
3	1	静岡県浜松市北区	工場・作業場	0	0	105	0	31,132
3	1	神奈川県小田原市	一般住宅	3	0	114	0	382
3	9	熊本県熊本市北区	一般住宅	3	1	158	0	301
3	19	茨城県ひたちなか市	工場・作業場	0	0	564	0	471,652
3	19	岐阜県海津市	工場・作業場	0	0	2,793	0	34,457
3	21	青森県平内町	非特定複合用途	0	0	1,124	0	36,353
3	25	宮城県塩竈市	併用住宅	3	0	137	0	1,329
3	27	大阪府摂津市	工場・作業場	0	1	9,489	0	67,353
4	10	三重県津市	工場・作業場	0	0	4,224	0	2,153
4	11	愛知県名古屋千種区	特定複合用途	0	12	77	0	586
4	12	茨城県筑西市	一般住宅	3	0	133	0	210
4	14	愛知県小牧市	工場・作業場	0	0	2,961	0	38,062
4	22	群馬県前橋市	工場・作業場	0	0	2,577	0	34,412
4	25	愛媛県松山市	特定複合用途	0	16	233	0	2,577
4	27	群馬県高崎市	一般住宅	3	1	112	0	148
5	1	大分県大分市	非特定複合用途	0	1	5,551	0	16,029
5	4	栃木県大田原市	事務所等	0	0	3,925	0	32,742
6	9	宮城県日向市	事務所等	0	0	3,521	0	4,179
6	21	兵庫県西宮市	一般住宅	3	1	108	0	1,367
7	8	三重県伊勢市	神社・寺院等	1	0	553	0	34,930
7	17	北海道幌延町	倉庫	0	0	3,271	0	9,548
8	10	大阪府河南町	倉庫	0	0	1,639	0	75,667
8	17	埼玉県越谷市	工場・作業場	0	0	266	0	33,839
8	20	鹿児島県鹿児島市	特定複合用途	3	0	35	0	93
9	4	北海道枝幸町	事務所等	0	0	3,475	0	37,684
9	16	京都府木津川市	一般住宅	3	2	159	0	2,086
10	12	石川県白山市	一般住宅	4	0	238	0	524
11	3	新潟県阿賀野市	工場・作業場	0	0	1,409	0	48,048
11	14	愛知県東海市	倉庫	0	0	2,407	0	34,703
11	24	兵庫県伊丹市	一般住宅	3	0	104	0	1,465
11	24	愛知県田原市	(船舶火災)	0	0	0	0	32,800
11	29	福島県白河市	一般住宅	3	0	501	0	761
11	29	大阪府大阪市此花区	倉庫	0	1	35,071	0	2,416,966
12	2	三重県鈴鹿市	一般住宅	3	0	104	0	146
12	4	東京都八王子市	学校	0	0	50	0	43,672
12	12	宮城県蔵王町	旅館・ホテル等	0	0	4,911	0	11,217
12	17	大阪府大阪市北区	特定複合用途	24	4	37	0	422

(注) 死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000㎡以上、林野焼損面積15,000a以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況

(令和3年中)

都道府県	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,728	973	36	265	4	0	450	1,276	332	74	349	521
青森	494	275	17	44	2	0	156	481	161	30	125	165
岩手	363	225	26	41	1	0	70	408	181	33	108	86
宮城	614	346	20	69	2	0	177	584	184	34	135	231
秋田	320	186	24	32	0	0	78	369	147	20	118	84
山形	310	157	17	38	0	0	98	289	101	23	84	81
福島	599	316	46	64	0	0	173	545	197	30	137	181
茨城	1,149	524	44	122	0	0	459	880	300	50	234	296
栃木	701	330	41	89	0	0	241	617	237	30	187	163
群馬	616	300	18	72	0	0	226	468	152	27	132	157
埼玉	1,733	969	15	173	0	0	576	1,515	307	67	407	734
千葉	1,729	902	80	148	2	0	597	1,340	315	64	338	623
東京	3,969	2,830	6	217	1	0	915	3,247	115	94	481	2,557
神奈川	1,851	1,139	3	161	3	0	545	1,498	171	57	343	927
新潟	531	348	14	62	0	0	107	599	168	25	195	211
富山	168	106	6	32	0	0	24	167	51	15	58	43
石川	218	147	7	15	0	0	49	237	48	11	67	111
福井	152	86	6	24	1	0	35	130	31	6	40	53
山梨	330	128	16	45	0	0	141	205	62	14	48	81
長野	774	376	38	60	0	0	300	573	212	35	149	177
岐阜	611	335	18	67	0	0	191	498	123	41	137	197
静岡	1,001	504	24	136	4	0	333	769	187	36	193	353
愛知	1,779	953	28	184	7	0	607	1,265	191	59	354	661
三重	621	276	21	72	2	0	250	404	100	28	122	154
滋賀	375	195	11	48	0	0	121	258	43	10	55	150
京都	445	286	12	48	0	0	99	424	78	28	95	223
大阪	1,774	1,236	7	178	2	0	351	1,586	141	71	406	968
兵庫	1,390	763	53	134	3	0	437	1,093	221	58	272	542
奈良	369	187	12	33	0	0	137	264	51	10	80	123
和歌山	304	137	10	25	1	0	131	211	62	11	51	87
鳥取	187	97	7	22	0	0	61	168	64	9	46	49
島根	237	121	21	19	0	0	76	226	91	11	55	69
岡山	673	308	62	72	1	0	230	528	168	47	142	171
広島	737	404	43	76	1	0	213	656	159	35	195	267
山口	479	215	29	35	2	0	198	322	99	19	86	118
徳島	279	145	15	21	3	0	95	187	49	13	56	69
香川	331	158	27	29	3	0	114	237	82	21	65	69
愛媛	388	228	21	41	4	0	94	376	106	20	123	127
高知	273	137	13	22	1	0	100	250	96	23	62	69
福岡	1,231	687	29	141	2	0	372	1,014	191	51	301	471
佐賀	259	121	15	32	0	0	91	182	53	10	57	62
長崎	428	198	29	36	6	0	159	283	99	12	63	109
熊本	676	316	67	64	1	0	228	524	158	21	136	209
大分	485	189	56	41	3	0	196	315	101	20	81	113
宮崎	452	218	38	39	0	0	157	343	130	19	98	96
鹿児島	640	295	29	66	0	0	250	432	139	19	116	158
沖縄	449	177	50	58	1	0	163	205	27	16	49	113
都道府県計	35,222	19,549	1,227	3,512	63	0	10,871	28,448	6,481	1,457	7,231	13,279
札幌市	383	274	1	43	0	0	65	354	47	18	98	191
仙台市	228	137	0	23	0	0	68	168	27	8	21	112
さいたま市	300	171	0	21	0	0	108	230	27	8	53	142
千葉市	225	143	8	21	0	0	53	177	26	2	55	94
特別区	2,816	2,095	0	133	1	0	587	2,357	54	54	326	1,923
横浜市	698	463	0	56	2	0	177	594	49	24	139	382
川崎市	363	226	0	24	0	0	113	273	10	2	75	186
相模原市	131	71	0	13	0	0	47	113	25	6	19	63
新潟市	129	97	0	14	0	0	18	169	35	5	62	67
静岡市	157	85	3	28	1	0	40	161	36	12	32	81
浜松市	171	95	3	20	0	0	53	126	22	5	56	43
名古屋市	468	289	1	46	0	0	132	347	27	17	103	200
京都市	196	147	1	18	0	0	30	200	17	15	50	118
大阪市	596	470	0	40	2	0	84	589	38	22	164	365
堺市	164	107	0	23	0	0	34	127	6	6	29	86
神戸市	347	192	8	38	1	0	108	241	36	6	53	146
岡山市	180	93	12	25	0	0	50	153	27	20	48	58
広島市	223	134	5	27	1	0	56	228	36	16	59	117
北九州市	221	120	2	30	2	0	67	194	35	10	56	93
福岡市	280	204	4	20	0	0	52	248	11	7	75	155
熊本市	159	108	5	12	1	0	33	169	39	5	48	77
21都市計	8,435	5,721	53	675	11	0	1,975	7,218	630	268	1,621	4,699

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和3年中）

区分 都道府県	焼 損 面 積			死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り災人員数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野 (a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	59,103	7,353	5,172	72	233	746	143	59	544	1,463
青森	26,275	3,635	146	32	102	264	89	14	161	541
岩手	29,193	2,032	337	26	60	193	75	18	100	448
宮城	28,706	1,824	672	30	111	343	95	19	229	829
秋田	22,695	2,034	483	24	49	198	70	8	120	493
山形	16,032	1,647	1,188	21	42	130	40	8	82	352
福島	25,869	1,889	1,484	40	109	320	98	23	199	719
茨城	42,405	4,452	1,339	34	129	444	144	24	276	1,017
栃木	31,396	1,838	17,344	24	89	282	90	13	179	616
群馬	20,968	1,259	6,393	23	80	239	62	18	159	528
埼玉	32,176	5,212	86	73	240	1,087	229	49	809	2,406
千葉	35,366	5,366	826	74	259	849	192	45	612	1,827
東京	16,753	7,475	480	86	670	2,404	227	152	2,025	4,561
神奈川	25,121	4,825	3	58	304	1,139	159	59	921	2,397
新潟	28,827	2,821	438	25	109	317	80	15	222	819
富山	12,310	1,256	204	10	31	91	30	7	54	255
石川	7,679	515	24	10	33	134	26	8	100	296
福井	5,779	1,223	89	5	31	68	15	6	47	169
山梨	6,733	1,730	472	11	36	99	30	3	66	226
長野	26,537	2,021	3,609	35	121	280	82	18	180	635
岐阜	19,469	2,088	368	37	89	294	87	23	184	659
静岡	24,552	5,940	527	36	120	427	115	18	294	992
愛知	37,507	4,058	317	58	295	908	163	47	698	1,911
三重	18,124	1,388	180	30	88	221	58	22	141	441
滋賀	5,693	783	115	10	47	155	20	9	126	395
京都	9,401	1,585	47	21	106	304	49	27	228	617
大阪	74,999	13,595	55	85	358	1,326	198	78	1,050	2,559
兵庫	35,737	3,030	1,313	56	232	689	146	33	510	1,487
奈良	6,622	1,316	265	9	64	144	25	4	115	342
和歌山	6,511	237	65	18	35	126	37	6	83	310
鳥取	8,193	2,991	172	10	33	72	26	3	43	193
島根	12,003	563	154	18	38	113	44	6	63	284
岡山	19,494	2,108	1,106	29	115	277	74	14	189	618
広島	22,199	3,411	856	33	110	428	109	12	307	860
山口	14,007	791	189	16	68	202	62	9	131	386
徳島	6,553	861	318	11	31	108	33	4	71	227
香川	13,095	455	190	18	49	126	53	7	66	266
愛媛	16,282	1,250	197	29	85	219	52	15	152	463
高知	8,804	528	223	13	26	110	38	10	62	207
福岡	26,249	3,890	1,132	46	193	663	151	46	466	1,555
佐賀	9,183	602	44	9	46	100	30	5	65	242
長崎	14,573	596	213	12	47	175	60	15	100	380
熊本	22,822	2,042	20,263	32	85	278	75	9	194	650
大分	16,654	1,041	469	12	51	182	57	9	116	372
宮崎	20,110	2,784	362	15	63	185	71	6	108	385
鹿児島	19,244	1,148	541	29	85	261	92	9	160	538
沖縄	4,350	992	8,477	12	36	124	31	4	89	260
都道府県計	992,353	120,480	78,947	1,417	5,433	17,844	3,932	1,016	12,896	38,196
札幌市	5,321	2,026	1	20	65	259	22	14	223	498
仙台市	3,382	141	0	2	39	121	21	6	94	261
さいたま市	2,992	831	0	11	45	196	35	4	157	466
千葉市	2,613	406	29	6	36	118	11	2	105	233
特別区	8,565	4,591	0	50	468	1,682	149	95	1,438	3,124
横浜市	8,795	2,460	0	21	110	460	48	29	383	934
川崎市	1,995	534	0	11	53	221	19	7	195	485
相模原市	1,791	286	0	4	19	94	15	4	75	191
新潟市	5,255	490	0	5	28	107	27	1	79	254
静岡市	4,185	367	105	9	28	119	28	12	79	271
浜松市	2,985	4,243	23	4	27	72	20	1	51	169
名古屋市	5,628	1,564	30	11	108	271	38	22	211	504
京都市	2,716	573	10	6	59	163	18	15	130	301
大阪市	42,792	8,071	0	42	141	482	50	32	400	837
堺市	1,764	428	0	7	21	117	11	4	102	244
神戸市	3,491	422	55	10	55	184	26	6	152	340
岡山市	3,906	590	223	10	36	112	22	6	84	207
広島市	5,849	2,065	38	12	37	175	33	4	138	332
北九州市	5,280	888	20	11	29	137	33	6	98	319
福岡市	2,103	1,302	8	11	52	176	26	10	140	348
熊本市	6,191	923	29	15	28	117	27	4	86	255
21 都市計	127,599	33,201	571	278	1,484	5,383	679	284	4,420	10,573

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

資
料

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和3年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建 物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	3,378,778	3,046,061	2,288,429	757,632	5,780	187,109	57,480	0	59,355	22,993
青森	1,314,439	1,235,906	1,017,923	217,983	2,977	36,280	12,200	0	21,735	5,341
岩手	1,362,147	1,288,906	1,032,978	255,928	3,677	48,997	800	0	19,116	651
宮城	1,985,633	1,772,553	1,353,385	419,168	2,102	42,436	25,282	0	143,260	0
秋田	1,020,718	896,765	712,148	184,617	1,740	22,978	0	0	81,710	17,525
山形	518,676	480,387	370,870	109,517	771	18,450	0	0	19,068	0
福島	1,314,847	1,222,761	772,840	449,921	1,633	60,966	0	0	29,312	175
茨城	8,845,742	8,563,085	6,243,854	2,319,231	3,245	164,436	0	0	109,441	5,535
栃木	1,739,502	1,566,532	1,193,676	372,856	43,314	76,742	0	0	52,771	143
群馬	1,548,054	1,427,849	827,772	600,077	6,418	36,939	300	0	76,499	49
埼玉	3,496,577	3,174,188	2,143,802	1,030,386	52	157,263	0	0	152,628	12,446
千葉	2,930,001	2,701,470	2,028,001	673,469	1,123	124,254	172	0	102,857	125
東京	4,250,190	3,990,085	2,528,036	1,462,049	32,323	126,341	1,456	0	34,110	65,875
神奈川	7,404,174	7,222,052	2,001,302	5,220,750	0	117,443	2,498	0	36,932	25,249
新潟	1,836,515	1,782,149	1,310,993	471,156	648	40,970	0	0	12,654	94
富山	699,139	677,433	531,511	145,922	1,787	17,371	0	0	2,548	0
石川	383,189	372,179	262,970	109,209	687	6,509	0	0	2,680	1,134
福井	494,337	430,269	287,867	142,402	7	7,356	850	0	55,816	39
山梨	350,536	292,485	214,666	77,819	60	26,128	0	0	31,863	0
長野	1,453,327	1,257,440	995,851	261,589	5,705	72,168	0	0	13,014	105,000
岐阜	1,331,898	1,270,435	860,253	410,182	606	39,214	0	0	21,555	88
静岡	2,361,784	2,168,837	1,284,174	884,663	1,657	94,730	7,158	0	88,557	845
愛知	4,486,347	3,820,824	2,352,336	1,468,488	322	143,594	338,752	0	182,524	331
三重	1,374,845	1,274,672	785,164	489,508	1,073	45,072	1,300	0	52,727	1
滋賀	527,915	469,308	354,737	114,571	505	30,034	0	0	28,068	0
京都	683,170	651,073	563,214	87,859	39	24,426	0	0	4,256	3,376
大阪	28,601,748	28,174,167	6,438,146	21,736,021	15	98,749	67	0	323,077	5,673
兵庫	2,900,598	2,078,812	2,078,441	531,371	196	93,003	24,571	0	171,575	1,441
奈良	580,937	546,613	364,632	181,981	9,298	12,755	0	0	8,680	3,591
和歌山	542,212	459,982	338,672	121,310	3,717	36,962	11,634	0	7,955	21,962
鳥取	324,547	302,624	246,793	55,831	3,679	9,107	0	0	9,136	1
島根	638,999	586,980	480,110	106,870	4,184	14,892	0	0	32,943	0
岡山	1,142,459	999,726	811,704	188,022	995	110,160	250	0	30,651	677
広島	1,805,503	1,703,575	1,007,535	696,040	392	76,175	100	0	25,261	0
山口	770,828	666,947	572,161	94,786	280	24,415	3,282	0	64,879	11,025
徳島	311,584	279,697	225,070	54,627	1,916	16,046	374	0	13,487	64
香川	746,161	721,000	552,792	168,208	66	9,130	2,290	0	13,645	30
愛媛	844,779	754,693	612,290	142,403	643	36,083	34,974	0	18,359	27
高知	489,205	423,317	294,843	128,474	5,054	8,625	1,033	0	50,684	492
福岡	2,003,378	1,805,607	1,216,727	588,880	3	74,440	2,700	0	120,536	92
佐賀	546,128	523,367	359,856	163,511	112	19,288	0	0	3,361	0
長崎	971,124	816,964	530,935	286,029	308	17,250	128,621	0	7,951	30
熊本	966,404	824,696	589,318	235,378	22,330	64,793	30	0	54,490	65
大分	723,011	635,051	414,958	220,093	1,274	47,662	23,361	0	12,700	2,963
宮崎	809,323	765,956	616,704	149,252	2,817	24,182	0	0	16,368	0
鹿児島	888,668	835,553	611,782	223,771	885	34,641	0	0	14,550	3,039
沖縄	512,552	494,666	299,509	195,157	0	10,698	5,620	0	1,527	41
都道府県計	104,212,628	97,986,697	52,981,730	45,004,967	176,415	2,607,262	687,155	0	2,436,871	318,228
札幌市	339,734	317,578	258,544	59,034	0	6,500	12	0	15,405	239
仙台市	252,706	237,644	176,718	60,926	0	12,429	0	0	2,633	0
さいたま市	332,371	312,457	260,267	52,190	0	9,438	0	0	10,476	0
千葉市	376,634	366,182	153,451	212,731	85	5,806	0	0	4,461	100
特別区	2,528,958	2,346,462	1,493,105	853,357	0	97,007	1,456	0	18,321	65,712
横浜市	5,574,666	5,537,526	764,982	4,772,544	0	23,038	8	0	14,082	12
川崎市	143,463	131,094	76,610	54,484	0	11,348	0	0	1,021	0
相模原市	228,366	217,783	156,184	61,599	0	3,392	0	0	7,191	0
新潟市	268,807	250,868	194,636	56,232	0	10,762	0	0	7,177	0
静岡市	349,379	326,376	249,332	77,044	36	13,901	550	0	8,516	0
浜松市	506,324	495,664	161,331	334,533	0	5,108	0	0	4,613	739
名古屋市	616,675	597,447	513,697	83,750	0	11,171	0	0	8,035	22
京都市	167,778	152,304	130,599	21,705	0	15,138	0	0	334	2
大阪市	24,723,240	24,603,515	4,666,530	19,936,985	0	32,378	7	0	86,858	482
堺市	199,795	181,556	141,739	39,817	0	16,179	0	0	2,060	0
神戸市	362,409	309,310	236,259	73,051	0	37,661	1,322	0	12,701	1,415
岡山市	295,632	271,069	208,671	62,398	1	16,391	0	0	8,087	84
広島市	773,407	749,776	337,308	412,468	290	2,094	100	0	21,147	0
北九州市	405,012	336,514	218,420	118,094	0	31,615	2,700	0	34,150	33
福岡市	164,672	161,735	88,828	72,907	0	2,682	0	0	245	10
熊本市	223,935	217,680	173,985	43,695	3	3,807	30	0	2,415	0
21都市計	38,833,963	38,120,740	10,661,196	27,459,544	415	367,845	6,185	0	269,928	68,850

（注）21都市計については都道府県計の内数。

資料 1-1-3 月別火災損害状況

(令和3年中)

月	区分	出火件数						焼損棟数					
		計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
1月		3,675	2,140	133	290	3	0	1,109	3,199	778	195	800	1,426
2月		4,170	1,862	323	268	5	0	1,712	2,947	774	140	811	1,222
3月		3,455	1,842	157	297	6	0	1,153	2,778	660	144	752	1,222
4月		3,901	1,842	271	324	9	0	1,455	2,914	807	151	711	1,245
5月		2,458	1,452	54	281	2	0	669	2,064	454	108	534	968
6月		2,408	1,316	48	292	8	0	744	1,782	358	86	458	880
7月		2,548	1,439	39	308	6	0	756	2,014	416	92	503	1,003
8月		2,323	1,376	28	272	7	0	640	1,831	328	97	431	975
9月		2,031	1,197	13	289	3	0	529	1,636	305	80	413	838
10月		2,675	1,507	51	317	3	0	797	2,113	469	104	525	1,015
11月		2,595	1,608	59	275	6	0	647	2,296	516	123	530	1,127
12月		2,983	1,968	51	299	5	0	660	2,874	616	137	763	1,358
計		35,222	19,549	1,227	3,512	63	0	10,871	28,448	6,481	1,457	7,231	13,279

(令和3年中)

月	区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数			り災人員数	
		建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野 (a)	死者	負傷者	計	全損	半損		小損
1月		126,197	14,308	1,627	205	609	2,211	576	127	1,508	4,798
2月		93,680	13,500	30,409	137	596	1,959	476	117	1,366	4,044
3月		96,977	13,772	19,322	176	536	1,746	411	116	1,219	3,685
4月		115,345	12,630	19,848	121	602	1,728	392	99	1,237	3,782
5月		72,611	6,499	682	84	374	1,281	264	68	949	2,726
6月		53,893	6,831	728	95	376	1,050	220	54	776	2,268
7月		70,521	8,957	606	73	353	1,193	219	56	918	2,627
8月		49,419	6,115	3,788	62	371	1,082	198	60	824	2,443
9月		47,768	4,362	262	63	294	984	180	60	744	2,104
10月		66,215	7,667	387	90	360	1,231	253	59	919	2,640
11月		108,079	14,599	355	133	429	1,492	337	90	1,065	3,135
12月		91,648	11,240	933	178	533	1,887	406	110	1,371	3,944
計		992,353	120,480	78,947	1,417	5,433	17,844	3,932	1,016	12,896	38,196

(令和3年中) (単位:千円)

月	区分	損害額										
		計	建物				林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
			小計	建物	収容物							
1月		14,226,492	13,807,466	7,001,432	6,806,034	4,227	270,424	198	0	123,240	20,937	
2月		6,392,557	5,614,079	4,444,329	1,169,750	103,352	245,812	12,705	0	402,481	14,128	
3月		12,140,176	11,599,236	8,281,091	3,318,145	32,064	202,805	2,364	0	229,869	73,838	
4月		7,370,404	6,802,840	4,470,816	2,332,024	29,895	250,998	88,122	0	175,433	23,116	
5月		4,890,516	4,508,347	3,127,620	1,380,727	1,028	198,610	2,350	0	179,056	1,125	
6月		3,872,529	3,396,619	2,378,337	1,018,282	1,167	148,283	185,326	0	139,031	2,103	
7月		4,993,713	4,485,848	2,779,695	1,706,153	523	207,477	14,176	0	244,993	40,696	
8月		4,948,074	4,545,185	2,354,787	2,190,398	1,119	187,460	7,624	0	107,461	99,225	
9月		3,563,633	3,185,943	2,325,837	860,106	182	148,231	14,800	0	195,201	19,276	
10月		4,689,479	4,141,802	3,056,460	1,085,342	1,713	173,677	3,893	0	353,289	15,105	
11月		30,665,971	29,791,247	8,433,031	21,358,216	157	340,761	350,595	0	176,579	6,632	
12月		6,459,084	6,108,085	4,328,295	1,779,790	988	232,724	5,002	0	110,238	2,047	
計		104,212,628	97,986,697	52,981,730	45,004,967	176,415	2,607,262	687,155	0	2,436,871	318,228	

資料

資料 1-1-4 出火原因別火災損害状況

(令和3年中)

区分 出火原因	出 火 件 数							焼 損 面 積			焼損棟数	り災 世帯数	損害額 (千円)
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物 床面積 (㎡)	建物 表面積 (㎡)	林野 (a)			
たばこ	3,042	1,721	58	152	0	0	1,111	41,382	5,366	18,152	2,191	1,980	3,694,248
たき火	2,764	401	375	30	0	0	1,958	27,849	2,492	7,434	772	177	1,313,860
こんろ	2,678	2,617	1	29	0	0	31	36,028	4,519	77	2,956	2,407	2,780,786
放火	2,333	1,072	28	157	1	0	1,075	29,612	3,779	211	1,413	938	6,668,481
電気機器	1,816	1,413	0	254	3	0	146	25,357	4,898	1	1,631	878	3,740,081
火入れ	1,640	162	247	13	0	0	1,218	7,895	648	22,962	265	58	371,693
火の疑い	1,555	571	71	74	3	0	836	55,353	8,372	1,187	823	420	26,176,399
電灯電話 等の配線	1,473	985	10	30	3	0	445	70,927	10,107	58	1,566	952	5,029,863
配線器具	1,354	1,187	0	74	5	0	88	45,839	4,597	94	1,559	1,051	3,810,528
ストーブ	1,091	1,057	1	5	0	0	28	72,812	9,420	324	1,968	1,682	4,170,831
排気管	633	40	3	531	5	0	54	2,922	559	105	65	18	633,673
電気装置	626	401	0	124	2	0	99	8,560	1,066	1	464	85	1,044,225
マッチ・ライター	587	272	34	81	2	0	198	6,609	564	1,049	349	269	427,583
灯火	424	410	0	3	0	0	11	17,688	1,748	1	608	601	1,049,279
溶接機・切断機	381	210	2	17	4	0	148	17,748	2,594	27	257	43	1,252,930
交通機関内配線	364	40	0	316	5	0	3	573	181	1	52	10	236,180
火あそび	313	117	5	4	0	0	187	976	177	8	128	96	104,470
焼却炉	265	119	13	5	1	0	127	12,005	1,432	421	229	41	618,728
取灰	227	135	13	3	0	0	76	10,086	817	127	248	114	575,906
煙突・煙道	163	148	0	2	0	0	13	13,978	1,485	9	243	125	600,233
風呂かまど	147	139	0	1	0	0	7	10,785	501	6	227	159	388,346
内燃機関	131	11	0	112	2	0	6	55	19	0	11	2	110,517
炉	119	98	0	6	0	0	15	1,186	224	0	106	5	280,143
衝突の火花	82	0	1	75	0	0	6	0	0	7	0	0	54,471
かまど	64	51	2	1	0	0	10	5,451	219	224	111	23	221,301
ポイラー	49	39	0	0	0	0	10	1,878	118	0	54	33	90,080
こたつ	48	47	0	0	0	0	1	3,491	297	0	87	70	169,566
その他	6,556	3,551	220	847	10	0	1,928	123,330	21,054	15,317	4,500	1,972	11,107,288
不明・調査中	4,297	2,535	143	566	17	0	1,036	341,978	33,227	11,144	5,565	3,635	27,490,939
合計	35,222	19,549	1,227	3,512	63	0	10,871	992,353	120,480	78,947	28,448	17,844	104,212,628

資料 1-1-5 主な出火原因の推移（上位 10 位）

（各年中）

資料

	平成 28 年			平成 29 年			平成 30 年		
	出火原因	出火件数	構成割合 (%)	出火原因	出火件数	構成割合 (%)	出火原因	出火件数	構成割合 (%)
1	放 火	3,586	9.7	た ば こ	3,712	9.4	た ば こ	3,414	9.0
2	た ば こ	3,483	9.5	放 火	3,528	9.0	た き 火	3,095	8.1
3	こ ん ろ	3,136	8.5	こ ん ろ	3,032	7.7	こ ん ろ	2,852	7.5
4	放 火 の 疑 い	2,228	6.0	た き 火	2,857	7.3	放 火	2,784	7.3
5	た き 火	2,124	5.8	放 火 の 疑 い	2,305	5.9	放 火 の 疑 い	1,977	5.2
6	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,310	3.6	火 入 れ	1,772	4.5	火 入 れ	1,856	4.9
7	ス ト ー プ	1,210	3.3	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,453	3.7	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,642	4.3
8	火 入 れ	1,197	3.2	ス ト ー プ	1,355	3.4	電 気 機 器	1,405	3.7
9	電 気 機 器	1,132	3.1	電 気 機 器	1,277	3.2	配 線 器 具	1,297	3.4
10	配 線 器 具	1,132	3.1	配 線 器 具	1,221	3.1	ス ト ー プ	1,197	3.2
	出 火 総 件 数	36,831		出 火 総 件 数	39,373		出 火 総 件 数	37,981	

順位	令和元年			令和 2 年			令和 3 年		
	出火原因	出火件数	構成割合 (%)	出火原因	出火件数	構成割合 (%)	出火原因	出火件数	構成割合 (%)
1	た ば こ	3,581	9.5	た ば こ	3,104	8.9	た ば こ	3,042	8.6
2	た き 火	2,930	7.8	た き 火	2,824	8.1	た き 火	2,764	7.8
3	こ ん ろ	2,918	7.7	こ ん ろ	2,792	8.0	こ ん ろ	2,678	7.6
4	放 火	2,757	7.3	放 火	2,497	7.2	放 火	2,333	6.6
5	放 火 の 疑 い	1,810	4.8	火 入 れ	1,684	4.9	電 気 機 器	1,816	5.2
6	火 入 れ	1,758	4.7	電 気 機 器	1,611	4.6	火 入 れ	1,640	4.7
7	電 気 機 器	1,633	4.3	放 火 の 疑 い	1,555	4.5	放 火 の 疑 い	1,555	4.4
8	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,576	4.2	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,398	4.0	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,473	4.2
9	配 線 器 具	1,352	3.6	配 線 器 具	1,206	3.5	配 線 器 具	1,354	3.8
10	ス ト ー プ	1,144	3.0	ス ト ー プ	1,076	3.1	ス ト ー プ	1,091	3.1
	出 火 総 件 数	37,683		出 火 総 件 数	34,691		出 火 総 件 数	35,222	

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況

区分 年	出火件数							焼損棟数					焼損面積			死者数	
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野 (a)	死者	負傷者
昭和 21 年 (1946)	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	—	420	1,695
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	—	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	—	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432	—	—	—	—	—	—	3,032,367	—	2,236,649	425	4,333
25 (1950)	19,243	16,663	1,161	470	102	847	—	—	—	—	—	—	2,286,742	—	3,271,516	423	4,269
26	21,263	18,130	1,582	1,551			—	—	—	—	—	—	2,368,582	—	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—	—	—	—	—	2,353,260	—	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—	—	—	—	—	2,167,810	—	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	21,161	5,135	8,787	—	—	2,301,493	—	1,112,726	525	6,523
30 (1955)	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	20,300	5,798	10,133	—	—	2,211,096	—	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	25,368	5,709	10,341	—	—	2,650,923	—	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	20,909	5,552	11,244	—	—	2,094,371	—	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	20,860	5,828	12,508	—	—	1,984,887	—	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	17,073	5,484	18,889	—	—	1,812,226	—	1,144,534	655	7,937
35 (1960)	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	19,765	6,251	14,998	—	—	2,056,123	—	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	23,877	6,632	15,756	—	—	2,472,998	—	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	21,433	7,038	16,396	—	—	2,409,001	—	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	19,881	6,793	16,256	—	—	2,334,986	—	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	19,717	6,711	17,260	—	—	2,530,362	—	821,496	940	9,145
40 (1965)	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	20,882	7,092	17,142	—	—	2,490,196	—	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	18,041	6,230	16,832	—	—	2,318,555	—	890,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	19,383	6,790	19,667	—	—	2,436,970	—	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	17,579	6,450	19,835	—	—	2,245,673	—	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328	18,680	5,589	27,059	—	2,555,551	—	1,508,517	1,334	9,302
45 (1970)	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266	19,278	5,627	30,361	—	2,705,789	—	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810	17,604	5,350	30,856	—	2,514,028	—	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900	15,896	5,230	30,774	—	2,434,485	—	471,447	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243	17,736	5,800	33,707	—	2,571,700	—	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539	15,842	5,150	31,547	—	2,289,580	—	1,093,723	1,646	9,070
50 (1975)	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275	14,423	4,980	30,872	—	2,082,624	—	698,419	1,674	8,232
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956	16,441	5,113	31,402	—	2,267,147	—	567,919	1,648	9,365
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	51,828	14,387	5,090	32,351	—	2,124,268	—	555,642	1,909	8,506
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	53,552	15,317	5,155	33,080	—	2,209,124	—	773,054	1,854	8,718
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	51,925	14,291	4,917	32,717	—	2,043,066	—	395,933	2,070	8,157
55 (1980)	59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821	51,317	13,890	4,954	32,473	—	2,128,326	—	530,685	1,947	8,049
56	60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983	53,239	14,441	5,166	33,632	—	2,094,854	—	196,866	1,971	8,004
57	60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401	49,331	12,832	4,692	31,807	—	1,932,409	—	313,606	1,849	8,112
58	59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606	50,615	13,563	4,886	32,366	—	1,954,917	—	766,602	1,828	7,407
59	63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842	51,949	13,767	5,025	33,157	—	2,031,409	—	372,739	2,089	7,858
60 (1985)	59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676	49,717	12,927	4,582	32,208	—	1,977,347	—	492,389	1,747	7,550
61	63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958	51,026	12,879	4,696	33,451	—	1,944,033	—	489,257	2,061	7,731
62	58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810	49,255	12,552	4,261	32,442	—	1,854,633	—	488,983	1,857	7,681
63	59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265	50,336	12,621	4,428	33,287	—	1,859,535	—	317,623	2,116	7,703
平成元年	55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797	47,437	11,452	4,074	31,911	—	1,734,055	—	211,699	1,747	7,292
2 (1990)	56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554	47,536	11,782	4,063	31,691	—	1,674,064	—	133,325	1,828	7,097
3	54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748	46,043	11,053	3,848	31,142	—	1,656,447	—	273,890	1,817	6,948
4	54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547	45,783	11,373	3,770	30,640	—	1,691,124	—	232,316	1,882	6,896
5	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280	46,124	11,269	3,934	30,921	—	1,668,483	—	326,001	1,841	6,895
6	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262	47,980	12,185	4,111	31,684	—	1,795,118	—	277,582	1,898	7,007
7 (1995)	62,913	34,539	4,072	6,971	125	2	17,204	57,957	18,820	4,263	16,915	17,959	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279
8	64,066	34,756	4,339	7,164	143	4	17,660	51,046	11,861	4,027	16,772	18,386	1,709,736	177,323	241,990	1,978	8,044
9	61,889	34,519	3,766	7,434	124	5	16,041	51,476	11,506	4,234	16,621	19,115	1,818,807	165,664	312,373	2,095	7,618
10	54,514	32,519	1,913	7,459	133	3	12,487	43,782	9,711	3,470	14,358	16,243	1,553,153	159,613	80,820	2,062	7,309
11	58,526	33,330	2,661	7,860	143	3	14,529	45,405	10,597	3,780	14,642	16,386	1,612,347	172,561	100,875	2,122	7,576
12 (2000)	62,454	34,028	2,805	8,303	128	4	17,186	46,516	10,746	3,564	14,757	17,449	1,594,049	172,355	145,451	2,034	8,281
13	63,591	34,130	3,007	8,454	126	5	17,869	46,186	10,426	3,555	14,587	17,618	1,598,642	170,945	177,288	2,195	8,244
14	63,651	34,171	3,343	7,785	113	4	18,235	47,460	10,809	3,988	14,849	17,814	1,649,751	196,454	263,353	2,235	8,786
15	56,333	32,534	1,810	7,366	136	3	14,484	44,031	9,686	3,230	13,597	17,518	1,571,921	168,235	72,565	2,248	8,605
16	60,387	33,325	2,592	7,077	132	10	17,251	46,018	10,609	3,517	13,754	18,138	1,574,582	158,292	156,779	2,004	8,641
17 (2005)	57,460	33,049	2,215	6,630	124	6	15,436	46,188	10,602	3,335	13,762	18,489	1,502,781	155,299	111,585	2,195	8,850
18	53,276	31,506	1,576	6,243	102	1	13,848	42,612	8,867	3,092	12,921	17,732	1,386,092	143,185	82,925	2,067	8,541
19	54,582	31,248	2,157	5,798	123	6	15,250	43,168	9,483	2,867	12,443	18,375	1,387,149	152,984	71,714	2,005	8,490
20	52,394	30,053	1,891	5,358	101	3	14,988	40,588	8,628	2,761	11,548	17,651	1,317,231	148,018	83,916	1,969	7,998
21	51,139	28,372	2,084	5,326	109	4	15,244	38,800	8,433	2,537	11,034	16,796	1,224,884	123,176	106,400	1,877	7,654
22 (2010)	46,620	27,137	1,392	5,042	85	3	12,961	37,210	7,853	2,444	10,317	16,596	1,187,415	134,345	75,549	1,738	7,305
23	50,006	26,795	2,093	5,129	90	4	15,895	38,406	9,288	2,443	10,466	16,209	1,395,112	126,480	207,093	1,766	7,286
24	44,189	25,583	1,178	4,549	87	1	12,791	35,427	7,577	2,260	9,803	15,787	1,138,178	118,599	3		

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況 (つづき)

り災世帯数				り災 人員数	損害額 (千円)										
計	全損	半損	小損		計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発	
					小計	建物	収容物								
23,954	21,193	2,761	-	-	3,333,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34,283	30,162	4,121	-	-	10,864,194	-	-	-	202,730	-	-	-	-	-	
22,561	18,664	3,897	-	-	13,323,769	-	-	-	280,845	-	-	-	-	-	
25,908	21,597	4,311	-	-	26,997,306	26,153,038	-	-	198,128	68,676	365,300	212,164	-	-	
20,589	16,694	3,895	-	-	21,812,185	21,206,878	-	-	343,607	77,845	123,847	60,008	-	-	
20,234	16,121	4,113	-	-	22,228,151	21,847,986	-	-	152,172	-	-	227,993	-	-	
21,368	17,998	3,370	-	-	38,613,883	37,704,725	-	-	731,901	79,564	64,708	32,985	-	-	
17,585	13,853	3,732	-	-	24,255,833	23,394,394	-	-	655,216	83,846	104,084	18,293	-	-	
27,567	16,829	10,738	-	133,668	32,859,786	32,329,667	13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	-	-	
29,234	16,717	12,517	-	139,117	31,859,417	31,301,021	12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	-	-	
31,250	18,417	12,833	-	150,795	37,128,320	35,566,526	16,631,028	18,935,498	890,066	110,097	106,733	454,958	-	-	
28,385	15,116	13,269	-	138,397	26,251,287	23,522,522	9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	-	-	
30,942	16,109	14,833	-	144,247	21,749,898	21,198,296	8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	-	-	
35,067	12,868	22,199	-	167,710	20,803,401	20,307,075	8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518	-	-	
34,220	14,961	19,259	-	156,564	24,433,611	23,410,593	9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	-	-	
37,804	17,757	20,047	-	171,272	43,020,927	36,092,254	13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	-	-	
37,070	16,580	20,490	-	166,802	40,199,998	38,174,597	15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	-	-	
35,624	15,210	20,414	-	158,978	39,020,771	36,481,762	14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	-	-	
35,387	15,363	20,024	-	152,363	52,908,641	46,876,331	17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697	-	-	
35,935	16,290	19,645	-	151,258	51,203,175	44,807,241	17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	-	-	
33,764	15,152	18,612	-	138,364	48,865,228	43,964,947	17,096,262	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	-	-	
36,440	15,533	20,907	-	143,827	53,294,553	49,792,014	19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	-	-	
34,164	14,113	20,051	-	143,195	54,252,470	50,061,631	19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	-	-	
39,533	15,696	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676	26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	-	
41,782	15,507	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149	31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	679,465	1,747,638	-	-	
42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751	29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	-	
40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770	29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	-	
43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401	41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	-	
40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973	40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	-	
39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660	44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	-	
40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191	68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	-	
39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870	53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	980,112	-	-	
39,789	11,770	3,933	23,486	131,927	130,538,604	123,666,835	56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,205	1,185,960	-	
37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601	58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	-	
37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002	67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175	-	
38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914	71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568	-	
37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203	69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719	-	
36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424	72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996	-	
37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366	72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	-	1,356,824	-	
35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230	74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499	-	
36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906	72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022	-	
35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233	69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531	-	
36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941	71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542	-	
33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632	68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,998,313	-	
32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731	74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449	-	
32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061	78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189	-	
32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622	82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	-	1,827,575	-	
32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244	84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240	-	
32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847	89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341	-	
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646	677,278	3,667,842	339,993	-	2,036,544	2,273,957	
32,300	8,157	2,960	21,183	91,303	171,299,723	151,543,002	87,443,489	64,099,513	1,514,845	3,784,397	352,436	959,807	3,910,075	-	
31,956	7,885	2,803	21,268	88,815	176,855,391	162,207,160	92,826,821	69,380,339	3,567,800	3,682,944	267,822	51,271	4,673,688	2,404,706	
29,558	7,081	2,556	19,921	80,745	146,409,398	136,972,771	83,054,981	53,917,790	492,764	3,830,957	997,146	55,100	2,209,116	1,491,544	
31,172	7,741	2,776	20,655	83,563	151,158,888	143,619,796	86,301,734	57,318,062	520,948	3,720,425	293,713	19,517	2,018,821	965,668	
30,999	7,371	2,628	21,000	83,209	150,425,935	139,987,641	86,631,100	53,356,541	708,499	4,031,988	449,188	68,350	2,435,404	2,744,865	
30,775	7,276	2,541	20,958	81,372	147,355,425	138,087,449	82,899,770	55,187,679	1,120,216	4,258,702	557,863	150,672	2,476,692	703,831	
31,268	7,481	2,701	21,086	81,460	167,373,016	136,474,382	83,422,401	53,051,981	1,447,154	3,701,311	22,540,356	23,589	2,736,063	450,161	
29,564	6,830	2,515	20,219	76,925	133,098,765	124,542,510	78,579,594	45,962,916	292,108	3,562,659	479,176	515,955	2,606,821	1,099,536	
29,793	7,021	2,461	20,311	76,960	135,327,444	126,528,584	79,532,153	46,996,431	809,156	3,376,246	627,149	141,190	2,746,010	1,099,109	
29,952	6,834	2,550	20,568	76,633	130,098,605	122,375,455	77,887,364	44,488,091	868,161	3,627,777	364,272	4,404	2,016,299	842,237	
29,144	6,533	2,466	20,145	73,898	114,228,906	107,699,323	71,484,295	36,215,028	134,209	2,895,398	342,081	1,855	2,239,489	916,551	
28,686	6,256	2,233	20,197	71,704	126,161,916	109,323,318	67,895,837	41,427,481	236,585	2,613,117	301,799	9,976,263	2,654,208	1,056,626	
26,805	5,923	2,139	18,743	66,533	108,416,810	99,840,936	65,737,074	34,103,862	606,089	2,818,580	171,207	1,191,750	3,371,029	417,219	
25,487	5,554	2,085	17,848	61,517	93,128,879	87,365,201	59,251,918	28,113,283	521,194	2,336,259	720,796	73,601	1,431,992	679,836	
23,865	5,245	1,875	16,745	57,623	101,762,173	94,195,036	61,190,303	33,004,733	70,975	3,532,739	197,575	267,024	2,800,361	698,463	
24,491	6,026	1,778	16,687	57,776	112,835,173	103,491,287	67,942,355	35,548,932	1,017,060	2,561,797	332,497	226,923	2,359,982	2,845,627	
22,422	4,934	1,665	15,823	52,487	89,698,625	82,405,623	53,494,238	28,911,385	190,288						

資料 1-1-7 昭和 21 年以降の大火記録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因	気象状況				
											天気	風向	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	相対湿度 (%)
1	新潟県村松町	昭和 21 年 (1946 年) 5 月 8 日 18 時 30 分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
2	福島県田島町	21 年 5 月 20 日 1 時 30 分	-	31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
3	長野県飯田市	21 年 7 月 15 日 12 時 15 分	-	4	185	850	198	33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21 年 11 月 23 日 19 時 40 分	-	9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後雲	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県南津町	22 年 (1947 年) 4 月 17 日 15 時 40 分	-	-	435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	-
6	長野県飯田市	22 年 4 月 20 日 11 時 48 分	-	-	4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
7	茨城県那珂内町	22 年 4 月 29 日 17 時 20 分	-	6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22 年 5 月 16 日 10 時 20 分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮崎県宮崎市	22 年 12 月 7 日 5 時 10 分	-	-	130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23 年 (1948 年) 5 月 11 日 2 時 05 分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	秋田県能代市	24 年 (1949 年) 2 月 20 日 0 時 30 分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24 年 5 月 10 日 11 時 30 分	2	52	521	-	721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県谷村町	24 年 5 月 13 日 2 時 30 分	-	17	339	1,586	334	60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
14	静岡県熱海市	25 年 (1950 年) 4 月 13 日 17 時 23 分	-	3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.3	55
15	長野県上松町	25 年 5 月 13 日 23 時 50 分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鷹巣町	25 年 6 月 1 日 21 時 40 分	-	242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県温海町	26 年 (1951 年) 4 月 24 日 23 時頃	-	225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不明	晴	W	13.0	15.0	66
18	三重県松阪市	26 年 12 月 16 日 23 時 30 分	-	195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取県鳥取市	27 年 (1952 年) 4 月 17 日 15 時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道苫内町	29 年 (1954 年) 9 月 26 日 20 時 20 分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
21	秋田県大館市	30 年 (1955 年) 5 月 3 日 13 時 25 分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟県新潟市	30 年 10 月 1 日 2 時 50 分	1	275	1,193	5,901	892	214,447	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
23	鹿児島県名瀬市	30 年 12 月 3 日 4 時 30 分	-	-	1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
24	秋田県能代市	31 年 (1956 年) 3 月 20 日 22 時 50 分	-	19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	セリんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
25	福井県芦原町	31 年 4 月 23 日 6 時 40 分	1	349	348	1,653	737	建物 72,498 林野 32ha	建物 5,088,259 林野 143,000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
26	秋田県大館市	31 年 8 月 18 日 23 時 45 分	-	16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
27	富山県魚津市	31 年 9 月 10 日 19 時 45 分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不明	晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32 年 (1957 年) 4 月 2 日 1 時 00 分	-	176	304	1,315	378	36,000	360,000	煙突	曇小雪	SW	7.4	-	82
29	鹿児島県瀬戸内町	33 年 (1958 年) 12 月 27 日 23 時 30 分	-	48	1,357	5,311	1,628	建物 66,314 林野 600ha	建物 1,000,000 林野 980	セリんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
30	岩手県新里村 (三陸大火)	36 年 (1961 年) 5 月 29 日 13 時 39 分	5	97	1,078	4,310	1,062	建物 53,047 林野 40,366ha	建物 2,155,350 林野 3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	-	-
31	青森県八戸市	36 年 5 月 29 日 23 時 40 分	-	-	664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	-	60
32	北海道森町	36 年 10 月 23 日 23 時 30 分	-	80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	-	72
33	長崎県福江市	37 年 (1962 年) 9 月 26 日 2 時 10 分	-	28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
34	新潟県新潟市 (昭和石油 KK)	39 年 (1964 年) 6 月 16 日 18 時 00 分	-	-	348	1,407	346	57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	-	60
35	岐阜県各務原市 (川崎航空 KK 工場火災)	39 年 10 月 1 日 1 時 50 分	-	1	-	-	6	34,116	300,000	不明	晴	NE	1.0	-	96
36	東京都大島町	40 年 (1965 年) 1 月 11 日 23 時 10 分	-	-	408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22.0	-	40
37	青森県三沢市	41 年 (1966 年) 1 月 11 日 14 時 15 分	-	26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	W	22.0	25.0	53
38	秋田県大館市	43 年 (1968 年) 10 月 12 日 11 時 16 分	-	1	248	917	281	37,790	1,203,268	たき火	曇	WSW	5.7	-	52
39	石川県加賀市	44 年 (1969 年) 5 月 18 日 13 時 10 分	-	16	115	270	68	33,846	2,321,732	不明	晴	S	8.0	-	44
40	山形県酒田市	51 年 (1976 年) 10 月 29 日 17 時 40 分	1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
41	滋賀県甲西町 (東洋ガラス KK 倉庫火災)	55 年 (1980 年) 1 月 12 日 20 時 50 分	-	-	-	-	2	47,871	2,199,457	不明	曇	E	0.0	-	83
42	兵庫県神戸市長田区	平成 7 年 (1995 年) 1 月 17 日 5 時 47 分	8	-	474	861	441	75,840	2,308,787	不明	曇	NW	5.0	-	54
43	兵庫県神戸市長田区	7 年 1 月 17 日 5 時 47 分	60	-	685	539	750	57,459	872,253	不明	曇	NNE	1.0	-	70
44	兵庫県神戸市長田区	7 年 1 月 17 日 5 時 47 分	73	-	765	805	996	89,099	1,279,608	不明	曇	NE	5.0	-	54
45	兵庫県神戸市長田区	7 年 1 月 17 日 5 時 50 分	40	-	1,021	764	699	94,787	1,494,081	不明	曇	NE	5.0	-	54
46	兵庫県神戸市長田区	7 年 1 月 17 日 9 時頃	48	-	1,453	3,326	1,130	142,945	2,700,061	不明	曇	NNE	1.0	-	70
47	兵庫県神戸市長田区	7 年 1 月 17 日 10 時頃	5	-	434	908	404	72,295	2,284,388	不明	晴	NNE	4.0	-	58
48	栃木県黒磯市	15 年 (2003 年) 9 月 8 日 12 時頃	-	-	-	-	1	39,581	4,393,703	不明	曇	S	3.0	-	81
49	岩手県山田町	23 年 (2011 年) 3 月 11 日 15 時 30 分	-	-	268	686	270	35,910	2,810,487	不明	曇	SSW	1.0	-	38
50	岩手県山田町	23 年 3 月 11 日 15 時 30 分	-	-	239	717	223	33,082	2,179,687	不明	曇	SSW	1.0	-	38
51	埼玉県三芳町 (埼玉県三芳町倉庫火災)	29 年 (2017 年) 2 月 16 日 9 時 05 分	-	2	-	-	1	43,981	10,736,707	排気管	晴	SSE	1.0	-	60
52	宮城県岩沼市 (宮城県岩沼市倉庫火災)	令和 2 年 (2020 年) 4 月 30 日 11 時 40 分	-	-	-	-	1	43,836	5,593,285	不明・調査中	晴	SSE	4.0	-	45
53	大阪府大阪市此花区 (大阪市此花区倉庫火災)	3 年 (2021 年) 11 月 29 日 8 時 35 分	-	1	-	-	1	35,071	24,169,664	放火の疑い	晴	NNW	1.0	-	67

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

資料 1-1-8 昭和 21 年以降の火災損害比較

年	区分	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数構成比 (%)						火災損害額構成比 (%)							
							建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発	
昭和 21 年 (1946)		100	1.9	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 年 (1947)		130	2.4	126	115	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 年 (1948)		118	2.2	116	97	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 年 (1949)		128	2.4	126	101	256	88.4	7.2	1.4	0.6	2.3	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	0	0	0	0
25 年 (1950)		133	2.3	121	101	252	86.6	6.0	2.4	0.5	4.4	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	0	0	0	0
26 年 (1951)		147	2.5	132	161	382	85.3	7.4	7.3		98.3	0.7	1.0							0
27 年 (1952)		153	2.6	137	112	463	83.1	6.8	4.4	0.7	5.0	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0
28 年 (1953)		178	3.1	163	119	259	82.6	6.7	5.1	0.7	4.9	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	0	0	0	0
29 年 (1954)		193	3.3	174	125	385	81.2	5.7	6.0	0.6	6.5	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0
30 年 (1955)		207	3.4	179	165	399	79.4	6.1	6.9	0.6	7.0	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	0	0	0	0
31 年 (1956)		230	3.7	195	152	443	77.5	6.3	7.6	0.8	7.8	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	0	0	0	0
32 年 (1957)		240	3.8	200	149	431	75.5	8.2	6.9	0.7	8.6	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	0	0	0	0
33 年 (1958)		250	3.9	205	139	447	77.0	6.2	7.3	0.7	8.8	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	0	0	0	0
34 年 (1959)		255	4.0	211	156	468	76.4	5.7	7.8	0.9	9.2	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	0	0	0	0
35 年 (1960)		302	4.7	247	186	479	73.3	71.4	9.0	7.8	0.8	11.0	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	0	0	0
36 年 (1961)		326	5.0	263	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1	0.8	13.1	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	0	0	0
37 年 (1962)		343	5.2	274	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0	0.7	13.6	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	0	0	0
38 年 (1963)		349	5.2	274	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2	0.7	13.9	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	0	0	0
39 年 (1964)		339	5.0	263	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4	0.7	12.9	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	0	0	0
40 年 (1965)		375	5.5	289	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2	0.7	13.8	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	0	0	0
41 年 (1966)		332	4.8	253	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2	0.7	13.5	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	0	0	0
42 年 (1967)		377	5.5	289	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8	0.6	14.5	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	0	0	0
43 年 (1968)		371	5.3	279	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1	0.5	15.9	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	0	0	0
44 年 (1969)		393	5.5	289	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4	0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	0
45 年 (1970)		442	6.2	326	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5	0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	0
46 年 (1971)		443	6.0	316	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3	0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	0
47 年 (1972)		403	5.5	289	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5	0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	0
48 年 (1973)		505	6.8	358	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5	0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	0
49 年 (1974)		468	6.2	326	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1	0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	0
50 年 (1975)		430	5.6	295	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9	0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	0
51 年 (1976)		431	5.6	295	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0	0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	0
52 年 (1977)		442	5.7	300	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3	0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	0	0.8	0
53 年 (1978)		487	6.2	326	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1	0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	0
54 年 (1979)		441	5.5	289	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7	0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	0
55 年 (1980)		414	5.1	268	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3	0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	0
56 年 (1981)		420	5.2	274	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7	0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	0
57 年 (1982)		419	5.1	268	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3	0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0	0
58 年 (1983)		413	5.0	263	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8	0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	0
59 年 (1984)		441	5.3	279	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5	0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	0	0.9	0
60 年 (1985)		414	5.0	263	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3	0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	0
61 年 (1986)		438	5.2	274	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2	0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.4	0.3	0.9	0
62 年 (1987)		407	4.8	253	442	453	4,385	62.1	7.0	9.0	0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	0
63 年 (1988)		413	4.9	258	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4	0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0	0
平成元年 (1989)		386	4.6	242	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3	0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.5	0.0	1.5	0
2 年 (1990)		391	4.6	242	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9	0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3	0
3 年 (1991)		380	4.5	237	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3	0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7	0
4 年 (1992)		379	4.4	232	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5	0.3	0.0	22.9	95.4	0.2	2.6	0.7	0	1.2	0
5 年 (1993)		392	4.6	242	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5	0.2	0.0	23.4	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1	0
6 年 (1994)		436	5.1	268	452	413	5,181	54.5	7.2	10.7	0.2	0.0	27.4	94.3	0.9	2.1	0.4	0.0	2.2	0
7 年 (1995)		435	5.0	263	561	429	5,813	54.9	6.5	11.1	0.2	0.0	27.3	95.4	0.3	1.9	0.2	0	1.1	1.2
8 年 (1996)		443	5.1	268	471	475	5,139	54.3	6.8	11.2	0.2	0.0	27.6	88.5	0.9	2.2	0.2	0.6	2.3	5.4
9 年 (1997)		428	4.9	258	499	449	5,306	55.8	6.1	12.0	0.2	0.0	25.9	91.7	2.0	2.1	0.2	0.0	2.6	1.4
10 年 (1998)		377	4.3	226	491	431	4,382	59.7	3.5	13.7	0.2	0.0	22.9	93.8	0.3	2.6	0.7	0.0	1.5	1.0
11 年 (1999)		405	4.7	247	505	447	4,535	56.9	4.5	13.4	0.2	0.0	24.8	95.0	0.3	2.5	0.2	0.0	1.3	0.6
12 年 (2000)		432	5.0	263	484	489	4,513	54.5	4.5	13.3	0.2	0.0	27.5	93.1	0.5	2.7	0.3	0.0	1.6	1.8
13 年 (2001)		440	5.0	263	523	486	4,421	53.7	4.7	13.3	0.2	0.0	28.1	93.7	0.8	2.9	0.4	0.1	1.7	0.5
14 年 (2002)		440	5.0	263	532	518	5,022	53.7	5.3	12.2	0.2	0.0	28.6	81.5	0.9	2.2	13.5	0.0	1.6	0.3
15 年 (2003)		390	4.4	232	535	508	3,993	57.8	3.2	13.1	0.2	0.0	25.7	93.6	0.2	2.7	0.4	0.4	2.0	0.8
16 年 (2004)		418	4.8	251	477	510	4,060	55.2	4.3	11.7	0.2	0.0	28.6	93.5	0.6	2.5	0.5	0.1	2.0	0.8
17 年 (2005)		397	4.5	237	523	522	3,903	57.5	3.9	11.5	0.2	0.0	26.9	94.1	0.7	2.8	0.3	0.0	1.5	0.6
18 年 (2006)		368	4.2	220	492	504	3,427	59.1	3.0	11.7	0.2	0.0	26.0	94.3	0.1	2.5	0.3	0.0	2.0	0.8
19 年 (2007)		377	4.3	225	477	501	3,785	57.2	4.0	10.6	0.2	0.0	27.9	86.7	0.2	2.1	0.2	7.9	2.1	0.8
20 年 (2008)		362	4.1	216	469	472	3,253	57.4	3.6	10.2	0.2	0.0	28.6	92.1	0.6	2.6	0.2	1.1	3.1	0.4
21 年 (2009)		354	4.0	211	447	452	2,794	55.5	4.1	10.4	0.2	0.0	29.8	93.8	0.6	2.5	0.8	0.1	1.5	0.7
22 年 (2010)		322	3.7	192	414	431	3,053	58.2	3.0	10.8	0.2	0.0	27.8	92.6	0.1	3.5	0.2	0.3	2.8	0.7
23 年 (2011)		346	3.9	206	420	430	3,385	53.6	4.2	10.3	0.2	0.0	31.8	91.7	0.9	2.3	0.3	0.2	2.1	2.5
24 年 (2012)		306	3.5	183	410	403	2,691	57.9	2.7	10.3	0.2	0.0	28.9	91.9	0.2	2.7	0.5	0.0	2.3	2.4
25 年 (2013)		333	3.7	196	387	405	2,724	52.1	4.2	9.5	0.2	0.0	34.0	90.7	0.3	4.0	0.3	0.0	2.4	2.3
26 年 (2014)		302	3.4	179	400	387	2,560	54.0	3.4	10.2	0.2	0.0	32.1	91.0	1.					

資料 1-1-9 火災の状況

(各年中)

区 分	平成 23 年	令和 2 年 (A)	令和 3 年 (B)	増 減 (B) - (A) (C)	増減率 (C) / (A) × 100 (%)
出火件数 (件)	50,006	34,691	35,222	531	1.5
建物火災	26,795	19,365	19,549	184	1.0
林野火災	2,093	1,239	1,227	△ 12	△ 1.0
車両火災	5,129	3,466	3,512	46	1.3
船舶火災	90	78	63	△ 15	△ 19.2
航空機火災	4	0	0	0	-
その他の火災	15,895	10,543	10,871	328	3.1
焼損棟数 (棟)	38,406	27,476	28,448	972	3.5
全 焼	9,288	6,270	6,481	211	3.4
半 焼	2,443	1,414	1,457	43	3.0
部 分 焼	10,466	7,118	7,231	113	1.6
ぼ や	16,209	12,674	13,279	605	4.8
建物焼損床面積 (㎡)	1,395,112	1,015,053	992,353	△ 22,700	△ 2.2
建物焼損表面積 (㎡)	126,480	108,593	120,480	11,887	10.9
林野焼損面積 (a)	207,093	44,885	78,947	34,062	75.9
死者 (人)	1,766	1,326	1,417	91	6.9
負傷者 (人)	7,286	5,583	5,433	△ 150	△ 2.7
り災世帯数 (世帯)	24,491	17,931	17,844	△ 87	△ 0.5
全 損	6,026	3,944	3,932	△ 12	△ 0.3
半 損	1,778	1,073	1,016	△ 57	△ 5.3
小 損	16,687	12,914	12,896	△ 18	△ 0.1
り災人員 (人)	57,776	37,754	38,196	442	1.2
損 害 額 (百万円)	112,835	103,739	104,213	473	0.5
建物火災	103,491	97,378	97,987	608	0.6
林野火災	1,017	201	176	△ 25	△ 12.4
車両火災	2,562	2,134	2,607	473	22.2
船舶火災	332	413	687	274	66.5
航空機火災	227	0	0	0	-
その他の火災	2,360	2,248	2,437	188	8.4
爆 発	2,846	1,364	318	△ 1,046	△ 76.7
出 火 率 (件 / 万人)	3.9	2.7	2.8	0.1	-

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

4 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

5 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、平成23年については3月31日現在の住民基本台帳、令和2年、令和3年については1月1日現在の住民基本台帳による。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-10 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

(各年中)

区 分	単 位	平成 23 年	令和 2 年	令和 3 年	
全火災 1日当たり	出火件数	件	137	95	96
	損害額	百万円	309	283	286
	焼損棟数	棟	105	75	78
	建物焼損床面積	m ²	3,822	2,773	2,719
	建物焼損表面積	m ²	347	297	330
	林野焼損面積	a	567	123	216
	り災世帯数	世帯	67	49	49
	り災人員	人	158	103	105
	死者	人	4.8	3.6	3.9
負傷者	人	20.0	15.3	14.9	
建物火災 1日当たり	出火件数	件	73	53	54
全火災 1件当たり	損害額	万円	226	299	296
	損害額	万円	386	503	501
	建物焼損床面積	m ²	52.1	52.4	50.8
	建物焼損表面積	m ²	4.7	5.6	6.2
	焼損棟数	棟	1.4	1.4	1.5
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
建物火災 1件当たり	り災人員	人	2.2	1.9	2.0
	損害額	万円	49	16	14
	林野焼損面積	a	99	36	64

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-11 出火件数の構成比率

(各年中)

(単位:%)

火災種別	令和 2 年	令和 3 年
建物火災	55.8	55.5
車両火災	10.0	10.0
林野火災	3.6	3.5
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	30.4	30.9
合 計	100.0	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳(出火箇所で分類) *1

(単位:%)

出火箇所	令和 3 年	
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの *2	8.7	
道路、空地等	田畑	21.5
	敷地内	20.4
	空地	9.7
	河川敷等	7.6
	道路	5.7
	その他	21.6
出火箇所不明	0.4	
その他	4.5	
合 計	100.0	

*1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

*2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-12 四季別出火状況

(各年中)

年 別 季 別	令和 2 年				令和 3 年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季(3月~5月)	10,472	30.2	24,569	23.7	9,814	27.9	24,401	23.4
夏季(6月~8月)	7,224	20.8	15,431	14.9	7,279	20.7	13,814	13.3
秋季(9月~11月)	7,486	21.6	43,030	41.5	7,301	20.7	38,919	37.3
冬季(12月~2月)	9,509	27.4	20,709	20.0	10,828	30.7	27,078	26.0
合 計	34,691	100.0	103,739	100.0	35,222	100.0	104,213	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-13 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

区 分	平成 23 年	令和 3 年	増減率 (%)
出 火 率 (件/万人)	3.9	2.8	-
出火件数 (件)	50,006	35,222	△ 29.6
建物火災 (件)	26,795	19,549	△ 27.0
人 口 (人)	126,959,471	126,654,244	△ 0.2
世 帯 数 (世帯)	53,773,121	59,497,356	10.6

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 人口及び世帯数は、平成 23 年については3月 31 日現在の住民基本台帳(平成 23 年における東日本大震災で被災した3県は平成 22 年3月 31 日の住民基本台帳)、令和 3 年については1月 1 日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-14 都道府県別出火率

(令和3年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率		都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率	
			(件/万人)	順位				(件/万人)	順位
1 北海道	1,728	523	3.3	18	25 滋賀	375	142	2.6	35
2 青森	494	126	3.9	6	26 京都	445	253	1.8	46
3 岩手	363	122	3.0	27	27 大阪	1,774	884	2.0	43
4 宮城	614	228	2.7	34	28 兵庫	1,390	552	2.5	37
5 秋田	320	97	3.3	19	29 奈良	369	134	2.7	31
6 山形	310	107	2.9	28	30 和歌山	304	94	3.2	20
7 福島	599	186	3.2	21	31 鳥取	187	56	3.4	17
8 茨城	1,149	291	4.0	5	32 島根	237	67	3.5	14
9 栃木	701	196	3.6	11	33 岡山	673	189	3.6	12
10 群馬	616	196	3.1	24	34 広島	737	281	2.6	36
11 埼玉	1,733	739	2.3	41	35 山口	479	136	3.5	13
12 千葉	1,729	632	2.7	32	36 徳島	279	74	3.8	9
13 東京	3,969	1,384	2.9	29	37 香川	331	97	3.4	16
14 神奈川	1,851	922	2.0	42	38 愛媛	388	136	2.9	30
15 新潟	531	221	2.4	39	39 高知	273	70	3.9	7
16 富山	168	105	1.6	47	40 福岡	1,231	512	2.4	38
17 石川	218	113	1.9	45	41 佐賀	259	82	3.2	23
18 福井	152	77	2.0	44	42 長崎	428	134	3.2	22
19 山梨	330	82	4.0	3	43 熊本	676	176	3.8	8
20 長野	774	207	3.7	10	44 大分	485	114	4.2	1
21 岐阜	611	202	3.0	25	45 宮崎	452	109	4.2	2
22 静岡	1,001	369	2.7	33	46 鹿児島	640	162	4.0	4
23 愛知	1,779	756	2.4	40	47 沖縄	449	149	3.0	26
24 三重	621	180	3.4	15	合計	35,222	12,665	2.8	

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1位、2位・・・47位としている。

3 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-15 初期消火における消防用設備等の使用状況

(各年中)

	簡易消火用具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
平成 23 年	2,786	5.6	9,865	19.7	130	0.3	377	0.8	18,318	36.6	18,530	37.1	50,006	100.0
令和 3 年	1,419	4.0	6,706	19.0	129	0.4	273	0.8	14,110	40.1	12,585	35.7	35,222	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）をいう。
 3 「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
 4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう（屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く。）
 5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。
 6 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-16 都道府県別の火災による死者の状況

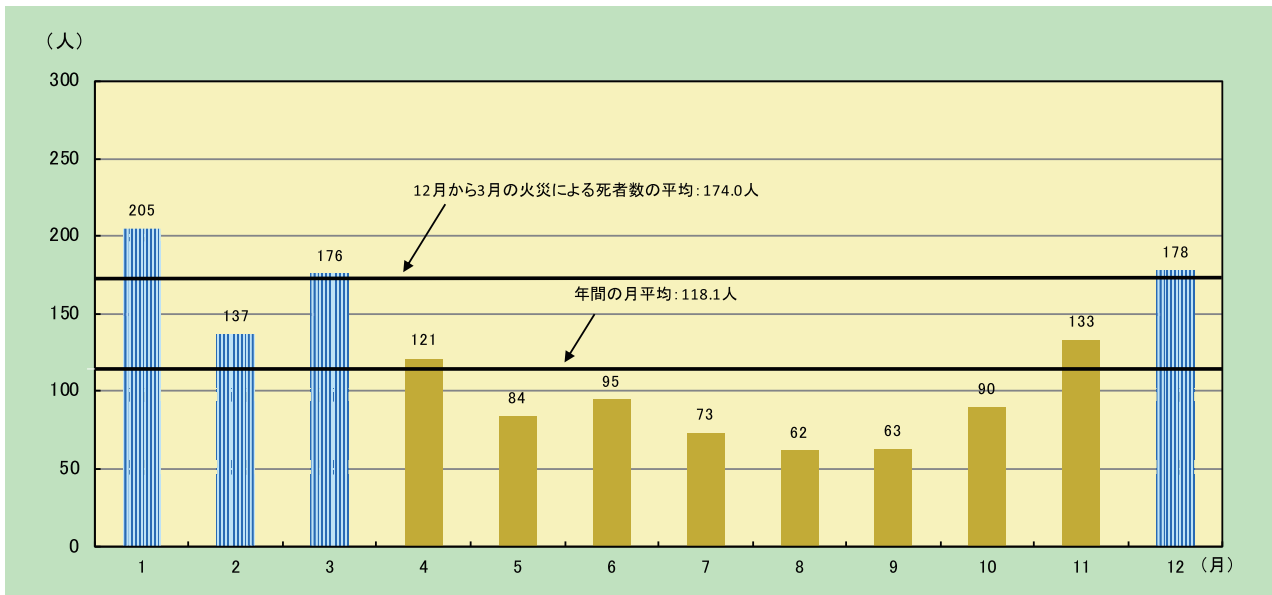
(令和 3 年中)

都道府県	死者数		人口 10 万人当たり死者数		都道府県	死者数		人口 10 万人当たり死者数	
	(人)	順位	(人)	順位		(人)	順位	(人)	順位
1 北海道	72	5	1.4	20	25 滋 賀	10	41	0.7	43
2 青 森	32	16	2.5	2	26 京 都	21	28	0.8	40
3 岩 手	26	23	2.1	6	27 大 阪	85	2	1.0	35
4 宮 城	30	18	1.3	22	28 兵 庫	56	8	1.0	32
5 秋 田	24	25	2.5	3	29 奈 良	9	45	0.7	44
6 山 形	21	28	2.0	7	30 和歌山	18	30	1.9	8
7 福 島	40	10	2.1	4	31 鳥 取	10	41	1.8	13
8 茨 城	34	14	1.2	28	32 島 根	18	30	2.7	1
9 栃 木	24	25	1.2	23	33 岡 山	29	20	1.5	17
10 群 馬	23	27	1.2	25	34 広 島	33	15	1.2	26
11 埼 玉	73	4	1.0	33	35 山 口	16	33	1.2	24
12 千 葉	74	3	1.2	27	36 徳 島	11	39	1.5	18
13 東 京	86	1	0.6	47	37 香 川	18	30	1.8	10
14 神奈川	58	6	0.6	46	38 愛 媛	29	20	2.1	5
15 新 潟	25	24	1.1	29	39 高 知	13	35	1.9	9
16 富 山	10	41	1.0	36	40 福 岡	46	9	0.9	38
17 石 川	10	41	0.9	39	41 佐 賀	9	45	1.1	30
18 福 井	5	47	0.6	45	42 長 崎	12	36	0.9	37
19 山 梨	11	39	1.3	21	43 熊 本	32	16	1.8	12
20 長 野	35	13	1.7	15	44 大 分	12	36	1.1	31
21 岐 阜	37	11	1.8	11	45 宮 崎	15	34	1.4	19
22 静 岡	36	12	1.0	34	46 鹿 児 島	29	20	1.8	14
23 愛 知	58	6	0.8	42	47 沖 縄	12	36	0.8	41
24 三 重	30	18	1.7	16	合計 / 平均	1,417		1.1	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「順位」は、死者数及び人口 10 万人当たり死者数が多い都道府県から順に、1 位、2 位、・・・47 位としている。
 3 人口は、令和 3 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-17 月別の火災による死者発生状況

(令和3年中)



(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-18 月別の火災による死傷者発生状況

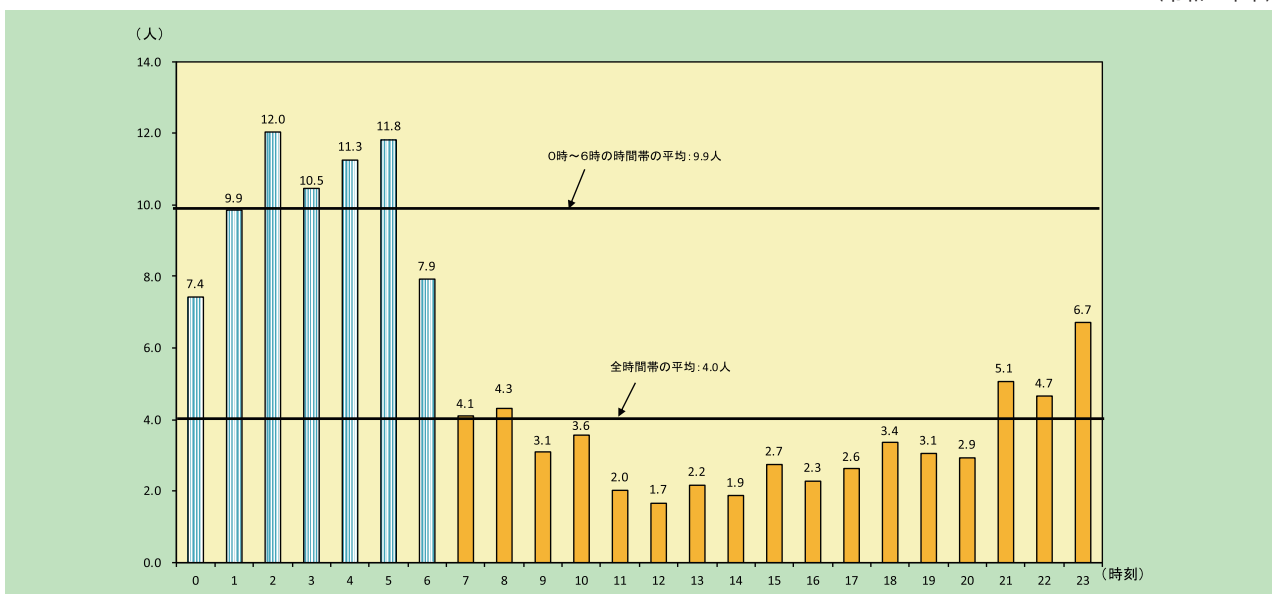
(令和3年中)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
死者数 (人)	205	137	176	121	84	95	73	62	63	90	133	178	1,417
放火自殺者等 (人)	23	23	28	21	18	21	15	17	15	21	20	52	274
負傷者数 (人)	609	596	536	602	374	376	353	371	294	360	429	533	5,433

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-19 時間帯別火災 100 件当たりの死者発生状況

(令和3年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災 (1,481 件) による死者 (103 人) を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災による死者を含む平均

3 例えば、時間帯の「0」は、出火時刻が0時0分～0時59の間であることを示す。

資料 1-1-20 時間帯別の出火件数及び死者数

(令和3年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	781	700	598	583	542	643	719	975	1,206	1,647	2,216	2,523	2,230	2,496	2,557	2,260	2,020	1,786	1,665	1,474	1,229	1,106	966	819	1,481	35,222
死者数(人)	58	69	72	61	61	76	57	40	52	51	79	51	37	54	48	62	46	47	56	45	36	56	45	55	103	1,417
放火自殺者等	7	6	10	8	9	10	17	11	10	11	33	9	7	14	10	5	8	5	12	9	2	10	4	8	39	274

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

資料 1-1-21 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)

(単位:人、%)

年別	区分	一酸化炭素 中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成29年		435	474	2	304	77	164	1,456
		(29.9)	(32.6)	(0.1)	(20.9)	(5.3)	(11.3)	(100.0)
平成30年		441	497	4	236	83	166	1,427
		(30.9)	(34.8)	(0.3)	(16.5)	(5.8)	(11.6)	(100.0)
令和元年		466	482	3	275	91	169	1,486
		(31.4)	(32.4)	(0.2)	(18.5)	(6.1)	(11.4)	(100.0)
令和2年		404	484	2	226	75	135	1,326
		(30.5)	(36.5)	(0.2)	(17.0)	(5.7)	(10.2)	(100.0)
令和3年		439	500	4	243	90	141	1,417
		(31.0)	(35.3)	(0.3)	(17.1)	(6.4)	(10.0)	(100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は構成比を示す。

3 総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-22 死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況

年齢区分等	逃げ遅れ																	
	発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、すでに逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかった場合を含む。）。				判断力に欠け、あるいは、体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。					延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難ができなかったと思われるもの。				逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。				
	熟睡	泥酔	病気・身体不自由	その他	乳幼児	泥酔	病気・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	狼狽して	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうちに	消火しようとして	人を救助しようとして	その他
0～5																		
6～10	1																	
11～15	1																	
16～20																		2
21～25				2								1						1
26～30	3																	
31～35	2	1														1		
36～40	1			1														
41～45	4	1		2												1		
46～50	5	1		2						1		1						
51～55	4	1		4		1		1	1		3				2	1	1	
56～60	6	2	1	4		3					1	1			4	1		
61～65	9	1		4		5		1			1				1			
66～70	7		2	5		5			1	1	1				8		3	
71～75	9		3	3		6	1	1		1		3			11	2	2	
76～80	7		4	6		6	1	2	1	1		1		1	12	2	2	
81～	36	1	5	15		13	2	8				8	1	1		20		4
不明																		
合計	95	8	15	48		39	4	13	4	3	16	6	1	1	60	6	15	
(割合%)	166 (14.5)				56 (4.9)					23 (2.0)				89 (7.8)				
	526 (46.0)																	

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 ()内は構成比を示す。また []は火災による死者総数に対する放火自殺者等の割合を示す。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-22 死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況（つづき）

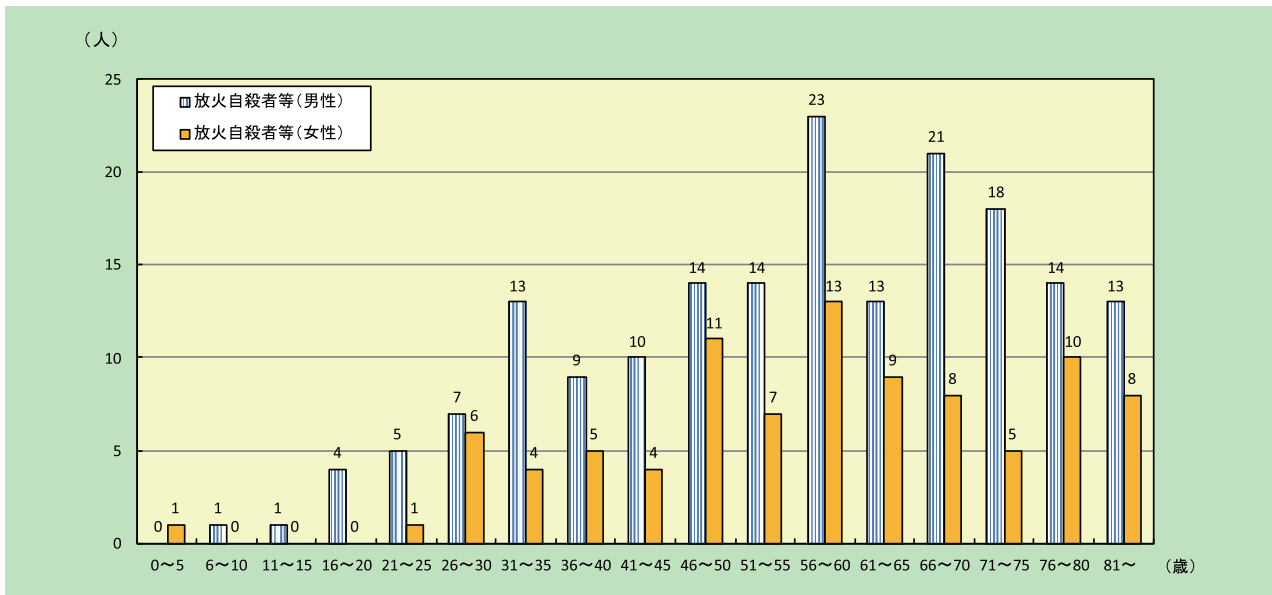
（令和3年中）（単位：人）

避難行動を起こしているが、逃げきれなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。）					出火後再進入			着衣着火							その他		小計	放火自殺者等			合計	
					一旦、屋外へ避難後、再進入したと思われるもの。出火時屋外にいて出火後進入したと思われるもの。	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中（たき火を除く）	たき火中	火遊び中	その他火気取扱い中				その他	左記以外の経過等	不明・調査中		（心中の道づれを含む）
																			1			1
													2						3		1	4
																		1		1		2
															1			3	4			7
	1														1	3		9	5		1	15
	1															11		15	6		7	28
				1											1	4		10	13	1	3	27
1															3	8		14	12		2	28
1					1										1	7		18	12		2	32
															1	11		22	22		3	47
1	2				3	1							1	1	4	23		55	19		2	76
	3		1	3	2										1		1	71	32		4	107
6	6		2	3				2	1						1	1	44	88	22			110
5	9	1	1	5	1		1		1	1	3		4	2	2	49	118	27	1	1		147
12	4			6	1	1	1				5		3	6	7	60	148	23				171
7	6	1	1	10	1	1		1	2		2		3	4	2	65	152	24				176
33	25	2	2	25	1	2		1	6	2	15		11	7	6	158	410	20		1		431
1																5		6	2			8
67	57	4	7	57	7	4	2	4	10	3	25	2	23	21	30	486	1,143	243	3	28		1,417
192 (16.8)					13 (1.1)			88 (7.7)							516 (45.1)		1,143 (100.0)	274 [19.3]			1,417 (100.0)	

資料

資料 1-1-23 年齢別・性別放火自殺者等発生状況

(令和3年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 年齢不明者(男性2人、女性0人)を除く。
 3 「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺による巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。以下資料において、ことわりのない限り同じ。

資料 1-1-24 火災による年齢別・性別死者発生状況

(令和3年中)(単位:人)

年齢区分等	男性		女性		性別不明		合計
	うち放火自殺者等		うち放火自殺者等		うち放火自殺者等		
0~5	0	0	1	1	0	0	1
6~10	3	1	1	0	0	0	4
11~15	2	1	0	0	0	0	2
16~20	6	4	1	0	0	0	7
21~25	12	5	3	1	0	0	15
26~30	19	7	9	6	0	0	28
31~35	20	13	7	4	0	0	27
36~40	18	9	10	5	0	0	28
41~45	23	10	9	4	0	0	32
46~50	28	14	19	11	0	0	47
51~55	43	14	33	7	0	0	76
56~60	71	23	36	13	0	0	107
61~65	74	13	36	9	0	0	110
66~70	108	21	39	8	0	0	147
71~75	122	18	49	5	0	0	171
76~80	108	14	68	10	0	0	176
81~	225	13	206	8	0	0	431
不明	4	2	2	0	2	0	8
65~(参考)	577	67	370	32	0	0	947
合計	886	182	529	92	2	0	1,417

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-25 用途別の主な火災事例

(百貨店)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和48年 9月25日	大阪府高槻市	西武タカツキショッピングセンター	6	14	7,061,300	放
2	" 11月29日	熊本県熊本市	大洋デパート	100	124	1,747,396	放
3	" 12月7日	千葉県館山市	いとや屋デパート	-	5	192,400	不
4	昭和49年 2月17日	兵庫県神戸市	神戸デパート	1	40	1,086,574	火の疑
5	" 7月16日	神奈川県横浜	急サニーマート	-	-	247,000	放
6	昭和51年 1月2日	奈良県香芝町	香芝中央デパート	-	-	211,720	不
7	昭和54年 6月22日	滋賀県大津市	丸栄百貨店	-	1	213,266	ま
8	" 11月9日	東京都板橋区	イトヨーカドー	-	4	356,954	ま
9	昭和55年 12月23日	北海道倶知安町	正セコ商事株式会社	-	1	330,228	不
10	昭和56年 3月4日	大阪府摂津市	正雀ニユードパート	-	1	353,929	不
11	平成元年 12月23日	三重県四日市市	岡本総本店	-	-	346,434	放
12	平成2年 3月18日	兵庫県尼崎市	長崎屋尼崎店	15	6	174,047	不
13	平成15年 4月23日	香川県豊中町	メガマート豊中店	-	-	694,645	火
14	平成16年 12月13日	埼玉県さいたま市	ドン・キホーテ浦和花月店	3	8	623,442	放

(旅館・ホテル)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和44年 2月5日	福島県郡山市	磐光ホテル	30	41	1,098,261	石
2	" 5月18日	石川県加賀市	白寿山荘	-	16	2,321,732	不
3	昭和46年 1月2日	和歌山県和歌山市	白司由楼	16	15	216,637	不
4	昭和48年 10月11日	兵庫県神戸市	坂口荘	6	5	14,919	た
5	昭和50年 3月10日	大阪府大阪市	白成ホテル	4	64	99,477	不
6	昭和53年 6月15日	愛知県半田市	白馬	7	24	60,116	不
7	昭和55年 11月20日	栃木県藤原町	川治プリンスホテル	45	22	533,751	ア
8	昭和57年 2月8日	東京都千代田区	ホテルニュージャパ	33	34	1,726,126	た
9	" 11月18日	富山県庄川町	川温泉観光ホテル	2	8	472,780	不
10	昭和58年 2月21日	山形県山形市	蔵王観光ホテル	11	2	308,563	不
11	昭和61年 2月11日	静岡県東伊豆町	大菊東館	24	-	17,120	ガ
12	" 4月21日	静岡県河津町	大菊東館	3	56	112,810	不
13	昭和63年 12月30日	大分県別府市	ホテル望海荘	3	1	3,114	た
14	平成6年 12月21日	福島県福島市	若喜旅館	5	3	1,024,315	不
15	平成24年 5月13日	広島県福山市	若喜旅館	7	3	29,090	不
16	平成27年 5月17日	神奈川県川崎市	吉田屋	9	19	101,251	放

(病院)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和35年 1月6日	神奈川県横須賀市	日本医療伝導会衣笠病院	16	-	19,122	石
2	" 3月19日	福岡県久留米市	国立療養所	11	-	1,536	不
3	" 10月29日	愛知県守山市	精神科香流病院	9	5	2,270	放
4	昭和39年 3月30日	兵庫県伊丹市	常岡病院	5	3	7,015	放
5	昭和44年 11月19日	徳島県阿南市	阿南市精神病院	6	5	10,908	不
6	昭和45年 6月29日	栃木県佐野市	秋山会両毛病院	17	1	2,365	放
7	" 8月6日	北海道札幌市	手稲病院	5	1	2,793	放
8	昭和46年 2月2日	宮城県岩沼町	小島病院	6	-	3,782	不
9	昭和48年 3月8日	福岡県北九州市	福岡県済生会八幡病院	13	3	57,593	蚊
10	昭和52年 5月13日	山口県岩国市	岩国病院	7	5	7,178	ロ
11	昭和59年 2月19日	広島県尾道市	医療法人社団宏知会青山病院	6	1	1,328	不
12	平成25年 10月11日	福岡県福岡市	安部整形外科	10	5	63,279	ト

(社会福祉施設)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和30年 2月17日	神奈川県横浜	聖母の園養老院	99	9	15,340	か
2	昭和43年 1月14日	大分県日出町	大分県立小百合寮	6	9	2,793	ア
3	昭和45年 3月20日	山梨県上野原町	泉老人ホーム	4	-	不明	電
4	昭和48年 3月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	-	234	不
5	昭和61年 2月8日	青森県弘前市	光草苑	2	6	5,352	た
6	" 7月31日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	-	56,702	放
7	昭和62年 2月11日	静岡県富士市	佛照祥院	3	1	14,807	放
8	" 6月6日	東京都東村山市	昭青会松寿園	17	25	71,666	不
9	平成18年 1月8日	長崎県大村市	やすらぎの里さくら館	7	3	34,852	マ
10	平成21年 3月19日	群馬県渋川市	静養ホームたまゆら	10	1	20,055	不
11	平成22年 3月13日	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	16,317	ス
12	平成25年 2月8日	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山手	5	7	3,058	加

(複合用途防火対象物)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和47年 5月13日	大阪府大阪市	千日デパートビル	118	81	1,649,693	た
2	昭和48年 12月19日	三重県津市	大門観光	-	1	256,336	不
3	昭和50年 3月1日	東京都豊島区	アサヒ会館	5	17	57,789	不
4	昭和51年 12月4日	東京都墨田区	国松ビル(サロウたまろ)	6	2	7,810	放
5	" 12月16日	北海道旭川市	今井ビル(二条プラザ)	3	2	10,270	放
6	" 12月26日	静岡県沼津市	三沢ビル(大衆サロンらくらく酒場)	15	8	38,781	放
7	昭和53年 3月10日	新潟県新潟市	今町会館(エルアドロ)	11	2	10,483	不
8	" 11月19日	東京都葛飾区	天狗ビル(和風喫茶古都)	4	3	17,685	た
9	昭和54年 11月20日	福岡県岡垣町	パチンコホール(ラッキーホール)	4	2	48,988	不
10	昭和55年 8月16日	静岡県静岡市	ゴールデン街第1ビル	14	223	554,226	不
11	昭和56年 2月28日	鳥根県松江市	サンパチンコ	3	2	140,964	不
12	昭和59年 11月15日	愛媛県松山市	三島ビル	8	13	68,954	不
13	昭和61年 6月14日	千葉県船橋市	船橋東武	3	-	1,786,895	不
14	平成13年 9月1日	東京都新宿区	明星56ビル	4	3	23,050	放
15	平成19年 1月20日	兵庫県宝塚市	カラオケボックス(ビート)	3	5	4,063	ガ
16	" 6月19日	東京都渋谷区	シエスパB棟	3	8	180,630	天
17	平成20年 10月1日	大阪府大阪市	桜ビル(個室ビデオ店キャッツなんば)	15	10	3,127	放
18	平成21年 7月5日	大阪府大阪市	パチンコホール(CROSS-ニコニコ)	4	19	44,770	放
19	" 11月22日	東京都杉並区	第8東京ビル(居酒屋石狩亭)	4	12	1,896	放
20	令和3年 12月17日	大阪府大	堂島北ビル(西梅田こころからだのクリニック)	24	4	4,224	放

(備考) 1 「火災報告等」により作成

2 死者数は、火災現場において火災に直接起因して死亡した者又は火災により負傷した後48時間以内に死亡した者の数値

資料 1-1-26 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	令和2年		令和3年		令和2年		令和3年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,056	79.6%	1,165	82.2%	4,718	84.5%	4,538	83.5%
車両火災	90	6.8%	71	5.0%	194	3.5%	221	4.1%
林野火災	5	0.4%	11	0.8%	85	1.5%	102	1.9%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
船舶火災	3	0.2%	2	0.1%	18	0.3%	21	0.4%
その他の火災	172	13.0%	168	11.9%	568	10.2%	551	10.1%
合計	1,326	100.0%	1,417	100.0%	5,583	100.0%	5,433	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳(出火箇所) * 1

死者		(令和3年中)	
出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの*2	3	1.8%	
道路、空地等	敷地内	49	29.2%
	田畑	39	23.2%
	道路	22	13.1%
	空地	11	6.5%
	河川敷等	9	5.4%
	その他	26	15.5%
出火箇所不明	2	1.2%	
その他	7	4.2%	
合計	168	100%	

* 1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

* 2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

負傷者		(令和3年中)	
出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの*2	51	9.3%	
道路、空地等	田畑	185	33.6%
	敷地内	143	26.0%
	空地	38	6.9%
	河川敷等	20	3.6%
	道路	19	3.4%
	その他	64	11.6%
出火箇所不明	5	0.9%	
その他	26	4.7%	
合計	551	100%	

* 1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

* 2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-27 火災種別ごとの死者発生状況

(令和3年中)

区分	建物火災					車両火災	林野火災	航空機火災	船舶火災	その他の火災	合計
	全焼	半焼	部分焼	ぼや	その他						
死者数(人)	732	124	238	68	3	71	11	0	2	168	1,417
割合(%)	82.2%										
死者の出た火災件数(件)	638	117	205	68	3	67	11	0	1	168	1,278
割合(%)	80.7%										

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種類以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-28 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

(令和3年中) (単位:人)

防火対象物の区分	(五)		(一)		(二)				(三)		(四)	(五)			(六)			(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	合計
	ロ	イ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	
	一般住宅	共同住宅等 併用住宅	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店	物品販売店舗等	旅館・ホテル等	病院等	老人デイサービスセンター等	特別養護老人ホーム等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場等	神社・寺院等	工場・作業場	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	その他	
地下4階																																			0
地下3階																																			0
地下2階																																			0
地下1階	1	1																																	2
1階	712	57	14							1																									814
2階	127	51	6								1																								214
3階	9	21	1																																35
4階		12										1																							44
5階		9																																	10
6階		4																																	4
7階		1																																	1
8階		3																																	4
9階以上		1																																	2
不明	26	2																																	35
合計	875	162	21							1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165
割合 (%)	90.8			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
放火自殺者等を除く	805	142	19							1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,033
割合 (%)	93.5			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「防火対象物の区分」は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である（一般住宅、併用住宅及びその他を除く。）
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-29 建物構造別・死因別死者発生状況

(令和3年中) (単位:人、%)

死因別 構造別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計 (構成比)
木造	264	272	1	62	50	107	756 (64.9)
防火造	49	68	0	10	14	4	145 (12.4)
準耐火(木造)	7	3	0	2	0	1	13 (1.1)
準耐火(非木造)	16	22	1	3	2	4	48 (4.1)
耐火造	70	45	1	19	6	9	150 (12.9)
その他	23	12	0	6	6	6	53 (4.5)
合計	429	422	3	102	78	131	1,165 (100.0)

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-30 時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

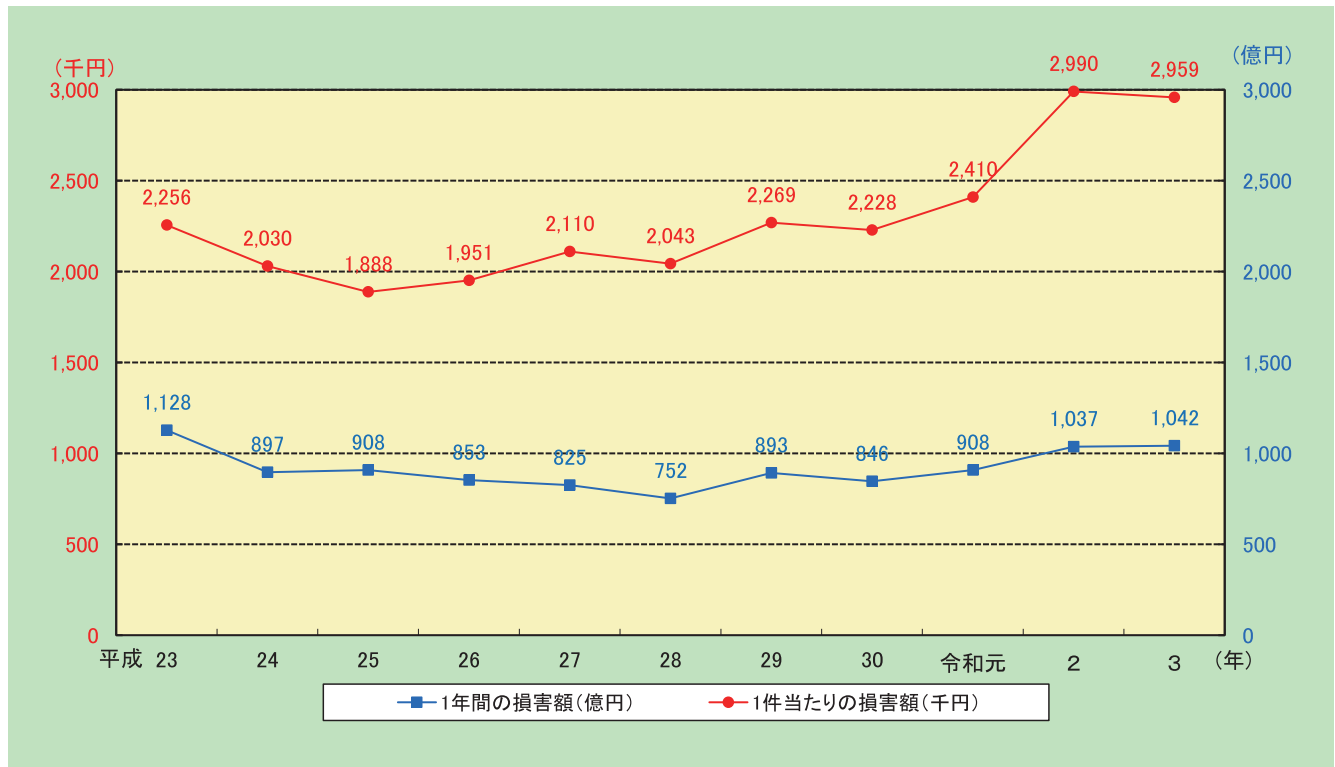
(令和3年中) (単位:人)

	0～2時	2～4時	4～6時	6～8時	8～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時	不明	計
65歳未満	28	38	32	17	11	14	12	16	7	16	19	23	13	246
65歳以上	76	71	78	42	55	43	42	57	59	53	54	60	26	716
不明	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
合計	105	109	110	60	66	57	54	73	67	69	73	83	40	966

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 例えば、時間帯の「0～2時」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを示す。

資料 1-1-31 火災による損害額の推移

(各年中)

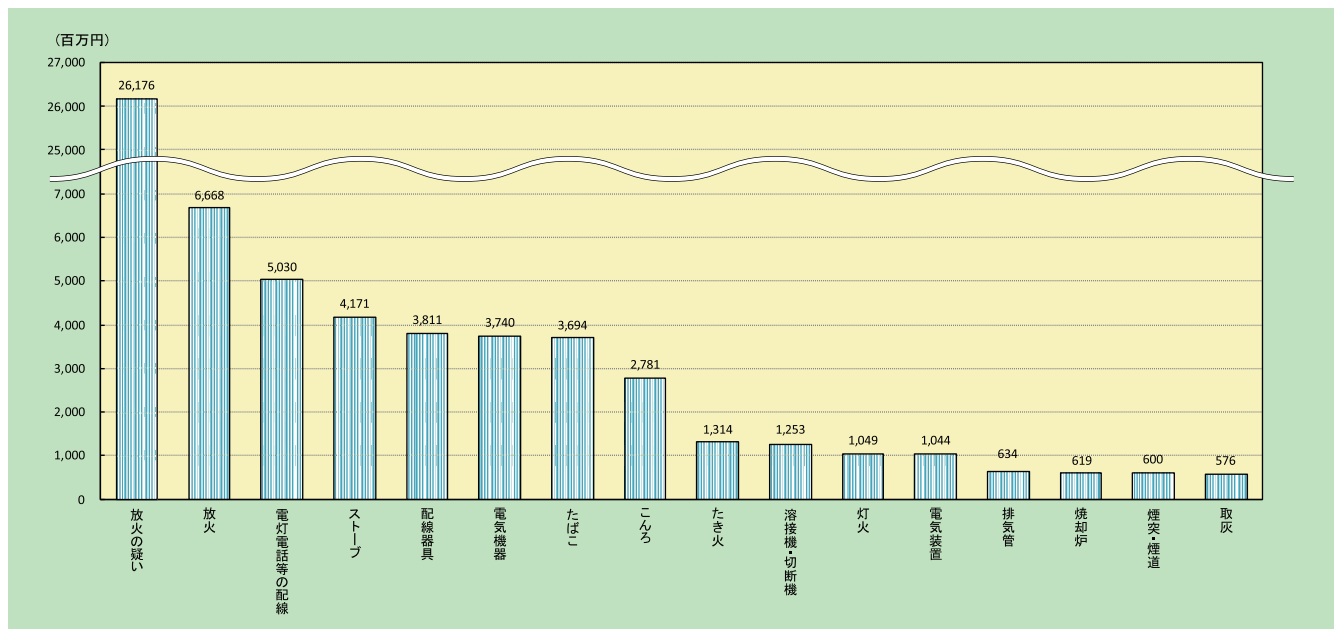


(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「1件当たりの損害額(千円)」は左軸を、「1年間の損害額(億円)」は右軸を参照

資料 1-1-32 主な出火原因別の火災による損害額

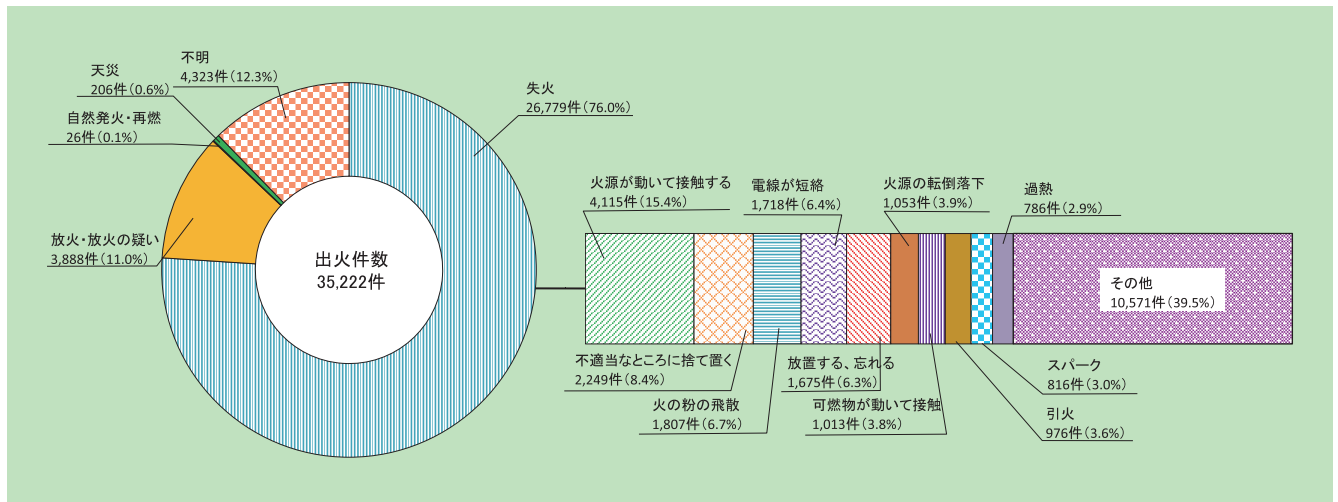
(令和3年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-33 失火等による出火件数

(令和 3 年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

資料 1-1-34 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	令和 2 年		令和 3 年		出火件数の増減数
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	
枯 草	5,664	16.3	5,818	16.5	154
合成樹脂・成型品	3,154	9.1	3,450	9.8	296
ごみ屑 (建築物等収容物)	1,395	4.0	1,450	4.1	55
動植物油類	1,499	4.3	1,371	3.9	△ 128
袋・紙製品	1,277	3.7	1,245	3.5	△ 32
衣 類	1,022	2.9	1,010	2.9	△ 12
寝 具	1,101	3.2	1,008	2.9	△ 93
繊維製品	866	2.5	875	2.5	9
ごみ類 (山林その他)	919	2.6	864	2.5	△ 55
電 線 被 類	789	2.3	802	2.3	13

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 令和3年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

資料 1-1-35 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区分	たばこ		
	令和 2 年	令和 3 年	増減数
出火件数 (件)	3,104	3,042	△ 62
建物火災	1,858	1,721	△ 137
車両火災	115	152	37
林野火災	55	58	3
船舶火災	1	0	△ 1
航空機火災	0	0	0
その他の火災	1,075	1,111	36
主な経過別出火件数 (件)			
不適当な場所への放置	1,930	1,921	△ 9
火源の転倒・落下	579	543	△ 36
消したはずのものが再燃	116	120	4
建物焼損床面積 (㎡)	51,531	41,382	△ 10,149
建物焼損表面積 (㎡)	6,870	5,366	△ 1,504
林野焼損面積 (a)	2,882	18,152	15,270
損害額 (万円)	372,867	369,425	△ 3,442

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-36 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

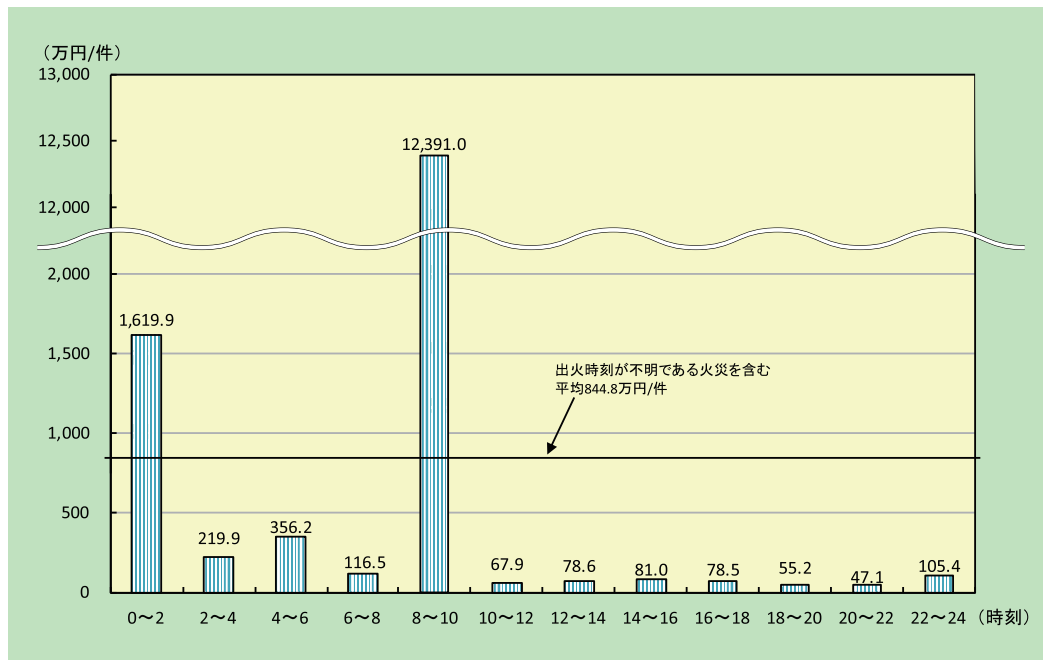
区分	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数
出火件数(件)	2,497	2,333	△ 164	1,555	1,555	0	4,052	3,888	△ 164
建物火災	1,149	1,072	△ 77	578	571	△ 7	1,727	1,643	△ 84
車両火災	156	157	1	67	74	7	223	231	8
林野火災	31	28	△ 3	60	71	11	91	99	8
船舶火災	1	1	0	3	3	0	4	4	0
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	1,160	1,075	△ 85	847	836	△ 11	2,007	1,911	△ 96
主な発火源別出火件数(件)									
ライターによるもの	928	890	△ 38	252	210	△ 42	1,180	1,100	△ 80
マッチによるもの	174	124	△ 50	23	24	1	197	148	△ 49
その他のたばことマッチ	155	175	20	131	121	△ 10	286	296	10
建物焼損床面積(m ²)	22,746	29,612	6,866	23,112	55,353	32,241	45,858	84,965	39,107
建物焼損表面積(m ²)	3,025	3,779	754	1,949	8,372	6,423	4,974	12,151	7,177
林野焼損面積(a)	595	211	△ 384	886	1,187	301	1,481	1,398	△ 83
損害額(万円)	224,392	666,848	442,456	153,295	2,617,640	2,464,345	377,687	3,284,488	2,906,801

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

資料 1-1-37 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額

(令和3年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災506件による損害額1,195.8万円を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。

3 例えば、時間帯の「0~2」は、出火時刻が0時0分~1時59の間であることを示す。

資料 1-1-38 放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額

(令和3年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	169	158	134	141	107	98	86	70	92	104	110	119	154	154	158	186	161	164	183	179	157	180	167	151	506	3,888
損害額(万円)	510,999	18,694	17,091	43,383	33,656	39,359	11,410	6,760	2,420,469	8,159	8,295	7,264	6,108	18,102	15,145	12,732	20,328	5,181	11,223	8,773	4,675	11,208	21,412	12,107	11,958	3,284,488

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59の間であることを示す。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-39 こんろによる火災の損害状況

(各年中)

区分	こんろ		
	令和2年	令和3年	増減数
出火件数(件)	2,792	2,678	△ 114
建物火災	2,735	2,617	△ 118
車両火災	26	29	3
林野火災	1	1	0
船舶火災	0	0	0
航空機火災	0	0	0
その他の火災	30	31	1
主なこんろ種類別出火件数(件)			
ガスこんろ	2,359	2,247	△ 112
電気こんろ	300	298	△ 2
石油こんろ	23	25	2
まき・炭・石炭こんろ	99	89	△ 10
主な経過別出火件数(件)			
消し忘れ	1,294	1,154	△ 140
可燃物が接触	302	302	0
過熱	287	275	△ 12
建物焼損床面積(m ²)	29,671	36,028	6,357
建物焼損表面積(m ²)	5,004	4,519	△ 485
損害額(万円)	218,769	278,079	59,309

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-40 建物火災の火元建物用途別の損害状況

(令和3年中)

防火対象物区分		損害状況	出火件数 (件)	焼損床面積 (㎡)	損害額 (百万円)
一		般 住 宅	7,242	450,185	25,925
併		用 住 宅	360	34,362	1,657
(五)	□	共 同 住 宅	3,334	30,253	3,180
		小 計	10,936	514,800	30,762
(一)	イ	劇 場 等	11	0	10
	□	公 会 堂 等	23	192	65
(二)	イ	キ ャ バ レ ー 等	2	35	3
	□	遊 技 場 等	25	545	29
	ハ	性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 等	1	0	0
(三)	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	7	563	78
	イ	料 理 店 等	10	247	8
	□	飲 食 店	453	9,649	1,403
(四)	物 品 販 売 店 舗 等		235	6,855	810
(五)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	107	8,320	345
(六)	イ	病 院 等	64	250	64
	□	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等	73	191	70
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	70	2,829	277
	ニ	幼 稚 園 等	7	20	1
(七)	学 校		143	566	789
(八)	図 書 館 等		6	0	17
(九)	イ	特 殊 浴 場	2	0	0
	□	一 般 浴 場	4	295	24
(十)	停 車 場 等		29	16	7
(十一)	神 社 ・ 寺 院 等		68	8,165	1,026
(十二)	イ	工 場 ・ 作 業 場	1,639	126,862	20,558
	□	ス タ ジ オ	3	0	0
(十三)	イ	駐 車 場 等	43	1,746	187
	□	航 空 機 格 納 庫	3	74	10
(十四)	倉 庫		461	86,900	27,862
(十五)	事 務 所 等		706	42,447	3,600
(十六)	イ	特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	1,784	20,630	2,264
	□	非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	694	28,676	2,368
(十六の二)	地 下 街		2	0	0
(十六の三)	準 地 下 街		0	0	0
(十七)	文 化 財		2	1,160	340
		そ の 他	1,936	126,450	4,849
		合 計	19,549	988,483	97,826

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-41 建物火災の主な出火原因と経過

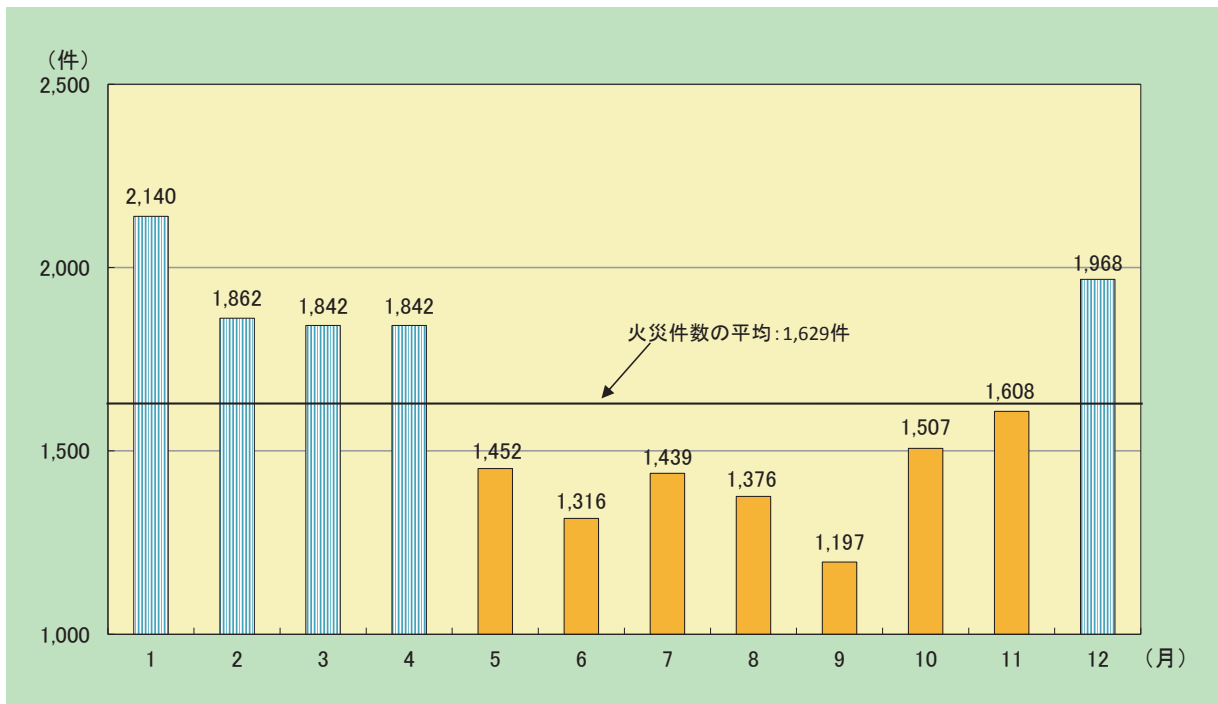
(令和3年中)

主な出火原因	こんろ	たばこ	電気機器	配線器具	放火	ストーブ	電灯電話等の配線	放火の疑い	灯火	電気装置	たき火											
	2,617件 (13.4%)	1,721件 (8.8%)	1,413件 (7.2%)	1,187件 (6.1%)	1,072件 (5.5%)	1,057件 (5.4%)	985件 (5.0%)	571件 (2.9%)	410件 (2.1%)	401件 (2.1%)	401件 (2.1%)											
主な経過 又は 発火源	放置する、 忘れる	1,151	不適当な ところに捨て 置く	826	短絡	396	金属の接触 部が過熱す る	354	ライター	454	可燃物が接 触・落下	338	短絡	521	ライター	100	火源が接 触・落下	214	絶縁劣化	113	火源が接 触・落下	161
	可燃物が接 触・落下	331	火源が接 触・落下	535	スパーク	118	スパーク	272	マッチ	68	引火・ ふく射	245	半断線	97	その他のた ばことマッ チ	34	可燃物が接 触・落下	101	短絡	60	火の粉が散 る遠くへ飛 火する	136
	過熱する	274	消したはず のものが再 燃する	96	絶縁劣化	92	短絡	198	その他のた ばことマッ チ	66	考え違いに より使用を 誤る	72	金属の接触 部が過熱す る	92	火のついた 紙	9	放置する、 忘れる	26	金属の接触 部が過熱す る	43	残り火の処 置が不充分	43
	その他	861	その他	264	その他	807	その他	363	その他	484	その他	402	その他	275	その他	428	その他	69	その他	185	その他	61

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は建物火災件数 19,549 件に対する割合 (%)
 3 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
 4 「可燃物が接触・落下」については、「可燃物が接触」と「可燃物が落下」を足したものの合計
 5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

資料 1-1-42 建物火災の月別火災件数

(令和3年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-43 火元建物の構造別損害状況

(各年中)

年別	出火件数 (件)				令和3年				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり 焼損床面積 (㎡)	1件当たり 損害額 (千円)
木造	8,289	8,196	8,137	7,358	7,543	31.6	2,383	76.7	3,945
耐火造	6,117	5,695	5,868	5,514	5,450	1.8	100	15.3	6,491
防火造	1,953	1,885	1,872	1,772	1,826	14.4	263	31.4	2,679
準耐火木造	290	287	286	303	260	10.0	26	28.3	3,647
準耐火非木造	2,372	2,364	2,451	2,166	2,209	7.3	161	44.4	7,790
その他・不明	2,344	2,337	2,389	2,252	2,261	30.1	681	72.4	4,267
建物全体	21,365	20,764	21,003	19,365	19,549	18.5	3,614	50.6	5,004

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼率は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合
 3 延焼件数は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数

資料 1-1-44 建物火災の損害額及び 焼損床面積の段階別出火件数

(令和3年中)

損害額 (万円)		出火件数 (件)	焼損床面積 (㎡)		出火件数 (件)
	10未満	10,802		50未満	15,440
10以上	50未満	2,167	50以上	100未満	1,239
	100未満	968	100以上	200未満	1,532
100以上	500未満	2,854	200以上	300未満	605
	1,000未満	1,193	300以上	500未満	476
1,000以上	2,000未満	865	500以上	1,000未満	191
	3,000未満	346	1,000以上	2,000未満	45
2,000以上	5,000未満	189	2,000以上	3,000未満	10
		165	3,000以上		11
5,000以上					
合計		19,549	合計		19,549

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-45 建物火災の放水開始時間別焼損状況

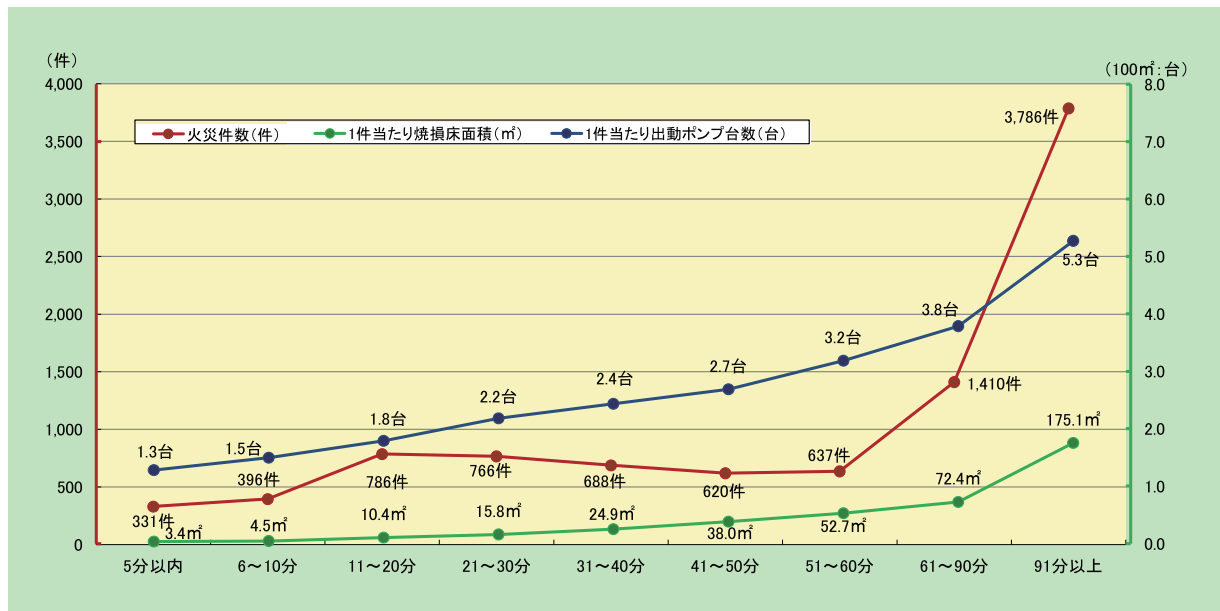
(令和3年中)

区分 覚知から 放水開始まで	昼夜別	出火件数 (件)		1件当たりの焼損床面積 (㎡)			1件当たりの焼損表面積 (㎡)			1件当たりの放水ポンプ台数 (台)			延焼率 (%)	
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜			
												5分以内		5分を超え 10分以内
放水した建物火災	5分以内	494	307	187	48.3	46.3	51.5	14.0	12.1	17.3	3.2	3.3	3.0	27.3%
	5分を超え 10分以内	3,680	2,367	1,313	92.3	97.0	83.6	12.9	13.4	12.0	3.7	3.6	3.8	33.9%
	10分を超え 15分以内	3,433	2,097	1,336	108.1	95.0	128.5	10.3	9.1	12.2	4.1	3.9	4.3	39.4%
	15分を超え 20分以内	1,142	663	479	123.6	105.4	148.8	8.1	7.3	9.3	4.0	3.8	4.3	36.1%
	20分を超えるもの	820	443	377	129.8	115.9	146.1	15.4	8.0	24.2	3.3	3.2	3.4	31.2%
	放水した建物火災全体	9,569	5,877	3,692	102.6	96.0	113.1	11.7	10.7	13.2	3.8	3.7	4.0	35.6%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		19,549	11,782	7,767	50.6	48.2	54.2	6.0	5.6	6.7	1.9	1.8	1.9	18.5%

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-46 建物火災の鎮火所要時間別 1件当たり焼損状況等

(令和3年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「鎮火所要時間」とは、消防隊が放水を開始してから、現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと決定するまでに要した時間をいう。

3 「1件当たり焼損床面積」及び「1件当たり出動ポンプ台数」は鎮火所要時間により整理している。

4 「火災件数」については左軸を、「1件当たり焼損床面積」、「1件当たり出動ポンプ台数」については右軸を参照。

5 「鎮火所要時間」が不明のものは除く。

資料 1-1-47 林野火災の状況

(各年中)

区分	令和2年	令和3年	増減数	増減率
出火件数(件)	1,239	1,227	△12	△1.0%
焼損面積(a)	44,885	78,947	34,062	75.9%
死者数(人)	5	11	6	120.0%
損害額(万円)	20,147	17,642	△2,505	△12.4%

(備考)「火災報告」により作成

資料1-1-48 林野火災の焼損面積別損害状況

(令和3年中)

区分	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数(件)	1,214	5	2	1	3	2	1,227
焼損面積(a)	29,405	7,159	4,941	3,000	12,730	21,712	78,947
損害額(万円)	12,799	1,270	52	0	402	3,119	17,642

(備考)「火災報告」により作成

(注) 損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料 1-1-49 林野火災の主な出火原因と経過

(令和3年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中 を含む)	林野火災件数
	375件(30.6%)		247件(20.1%)		104件(8.5%)		58件(4.7%)		34件(2.8%)			
主な経過 又は発火源	接触	206	接触	140	その他の たばことマッチ	17	投げ捨て	45	接触	14	-	1,227件
	飛び火	109	飛び火	70	ライター	10	接触	3	飛び火	7		
	残り火の 処置が不十分	19	残り火の 処置が不十分	9	その他	77	残り火の 処置が不十分	3	その他	13		
	その他	41	その他	28			その他	7				

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-50 車両火災の状況

(各年中)

区分	令和2年	令和3年	増減数
出火件数(件)	3,466	3,512	46
死者数(人)	90	71	△19
(うち放火自殺者等)	(51)	(39)	△12
負傷者数(人)	194	221	27
損害額(万円)	175,200	215,290	40,090

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-51 車両火災の主な出火原因と経過

(令和3年中)

主な出火原因	排気管		交通機関内配線		電気機器		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		その他 (不明・調査中 を含む)	車両火災件数
	531件(15.1%)		316件(9.0%)		254件(7.3%)		235件(6.7%)		152件(4.3%)			
主な経過 又は発火源	着火物の漏えい	144	電線が短絡する	107	電線が短絡する	67	ライター	89	投げ捨て	69	-	3,512件
	高温物の接触	108	スパーク	53	スパーク	53	その他の たばことマッチ	17	火源の接触・ 落下	55		
	可燃物の接触	103	スパークに よる引火	34	高温物の接触	19	火のついた紙	7	消したはずの ものが再燃する	9		
	その他	176	その他	122	その他	115	その他	122	その他	19		

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-52 船舶火災の状況

(各年中)

区分	令和2年	令和3年	増減数
出火件数(件)	78	63	△ 15
死者数(人)	3	2	△ 1
負傷者数(人)	18	21	3
損害額(万円)	41,055	68,414	27,359

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-53 航空機火災の状況

(各年中)

区分	令和2年	令和3年	増減数
出火件数(件)	0	0	0
死者数(人)	0	0	0
負傷者数(人)	0	0	0
損害額(万円)	0	0	0

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-54 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率

(令和4年6月1日時点)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	84.0%	67.4%	三重	78.9% (37)	61.2% (34)
北海道	85.1% (15)	73.5% (8)	滋賀	84.2% (17)	66.4% (20)
青森	80.3% (32)	65.1% (24)	京都	88.4% (6)	76.3% (5)
岩手	85.2% (14)	66.8% (19)	大阪	84.1% (20)	74.5% (7)
宮城	92.4% (2)	63.7% (29)	兵庫	86.8% (10)	68.0% (15)
秋田	84.7% (16)	63.6% (30)	奈良	76.1% (44)	55.7% (44)
山形	84.2% (17)	65.7% (22)	和歌山	79.1% (36)	60.1% (37)
福島	79.2% (35)	58.0% (40)	鳥取	85.6% (13)	57.7% (42)
茨城	78.1% (39)	67.6% (17)	島根	84.0% (21)	60.3% (36)
栃木	80.5% (30)	60.9% (35)	岡山	79.8% (33)	64.6% (26)
群馬	78.0% (41)	66.3% (21)	広島	88.8% (5)	78.7% (3)
埼玉	79.4% (34)	68.2% (14)	山口	78.2% (38)	62.0% (32)
千葉	78.1% (39)	58.7% (39)	徳島	80.8% (29)	61.9% (33)
東京	92.4% (2)	70.3% (11)	香川	72.5% (46)	54.8% (45)
神奈川	84.2% (17)	65.6% (23)	愛媛	81.1% (28)	70.3% (11)
新潟	87.9% (8)	68.7% (13)	高知	75.6% (45)	53.5% (46)
富山	86.4% (12)	64.3% (28)	福岡	83.7% (22)	70.7% (10)
石川	88.4% (6)	81.1% (2)	佐賀	77.5% (42)	57.9% (41)
福井	96.1% (1)	81.2% (1)	長崎	77.4% (43)	57.6% (43)
山梨	81.8% (27)	67.3% (18)	熊本	82.1% (26)	64.4% (27)
長野	82.4% (25)	65.1% (24)	大分	86.7% (11)	71.8% (9)
岐阜	80.4% (31)	59.0% (38)	宮崎	86.9% (9)	76.1% (6)
静岡	83.7% (22)	67.8% (16)	鹿児島	90.7% (4)	78.3% (4)
愛知	83.7% (22)	63.2% (31)	沖縄	60.7% (47)	47.9% (47)

(備考) 1 ()内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

2 標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。

資料 1-1-55 全国の防火管理実施状況

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務 防火対象物数	防火管理者を 選任している 防火対象物数		防火管理に係る消 防計画を作成して いる防火対象物数	
					選任率 (%)		作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3,274	3,059	93.4	2,973	90.8
	ロ	公会堂等	60,398	50,874	84.2	48,354	80.1
(二)	イ	キャバレー等	677	425	62.8	371	54.8
	ロ	遊技場等	7,410	7,046	95.1	6,858	92.6
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	117	93	79.5	85	72.6
	ニ	カラオケボックス等	2,120	2,002	94.4	1,939	91.5
(三)	イ	料理店等	1,880	1,659	88.2	1,569	83.5
	ロ	飲食店	75,371	61,697	81.9	58,170	77.2
(四)		百貨店等	107,469	91,556	85.2	87,498	81.4
(五)	イ	旅館等	33,773	31,276	92.6	30,267	89.6
	ロ	共同住宅等	176,419	141,234	80.1	131,325	74.4
(六)	イ	病院等	21,590	19,840	91.9	19,296	89.4
	ロ	特別養護老人ホーム等	43,225	41,349	95.7	40,557	93.8
	ハ	老人デイサービスセンター等	51,267	48,741	95.1	47,710	93.1
	ニ	幼稚園等	9,263	9,015	97.3	8,815	95.2
(七)		学校	41,770	40,146	96.1	39,154	93.7
(八)		図書館等	4,910	4,632	94.3	4,492	91.5
(九)	イ	特殊浴場	1,170	1,071	91.5	1,044	89.2
	ロ	一般浴場	2,318	2,163	93.3	2,070	89.3
(十)		停車場等	495	420	84.8	388	78.4
(十一)		神社・寺院等	24,364	20,482	84.1	19,006	78.0
(十二)	イ	工場等	38,223	33,423	87.4	31,543	82.5
	ロ	スタジオ	181	156	86.2	149	82.3
(十三)	イ	駐車場等	1,293	1,009	78.0	938	72.5
	ロ	航空機格納庫	75	41	54.7	37	49.3
(十四)		倉庫	10,972	8,452	77.0	7,954	72.5
(十五)		事務所等	99,766	83,518	83.7	78,927	79.1
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	216,703	159,044 (29,366)	73.4 (13.6)	146,432 (26,686)	67.6 (12.3)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,286	30,810 (5,120)	74.6 (12.4)	28,283 (4,655)	68.5 (11.3)
(十六の二)		地下街	60	36	60.0	34	56.7
(十七)		文化財	1,449	1,328	91.6	1,269	87.6
合計			1,079,288	896,597	83.1	847,507	78.5

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。

() 内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

資料 1-1-56 全国の統括防火管理実施状況

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防火管理実施義務防火対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物数	選任率(%)	全体についての消防計画を作成している防火対象物数	
						作成数	作成率(%)
(一)	イ	劇場等	28	16	57.1	16	57.1
	ロ	公会堂等	139	39	28.1	37	26.6
(二)	イ	キャバレー等	59	24	40.7	24	40.7
	ロ	遊技場等	63	39	61.9	37	58.7
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	23	17	73.9	17	73.9
	ニ	カラオケボックス等	23	11	47.8	10	43.5
(三)	イ	料理店等	4	0	0.0	0	0.0
	ロ	飲食店	2,123	1,172	55.2	1,101	51.9
(四)		百貨店等	670	371	55.4	355	53.0
(五)	イ	旅館等	321	202	62.9	186	57.9
(六)	イ	病院等	224	128	57.1	121	54.0
	ロ	特別養護老人ホーム等	165	100	60.6	92	55.8
	ハ	老人デイサービスセンター等	218	119	54.6	116	53.2
	ニ	幼稚園等	17	7	41.2	6	35.3
(九)	イ	特殊浴場	68	42	61.8	40	58.8
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	55,887	36,057	64.5	34,940	62.5
	ロ	非特定複合用途防火対象物	6,944	3,827	55.1	3,677	53.0
(十六の二)		地下街	50	50	100.0	49	98.0
(十六の三)		準地下街	7	7	100.0	7	100.0
高層建築物			22,739	15,712	69.1	15,442	67.9
合計			89,772	57,940	64.5	56,273	62.7

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

- 2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料 1-1-57 全国の防災管理等実施状況

(令和4年3月31日現在)

資料

防火対象物の区分		項目	防災管理実施義務建築物等数	防災管理者を選任している建築物等数	選任率 (%)		防災管理に係る消防計画を作成している建築物等数		自衛消防組織を設置している防火対象物数	
					選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)	届出率 (%)		
(一)	イ	劇場等	67	64	95.5	64	95.5	60	89.6	
	ロ	公会堂等	10	9	90.0	9	90.0	9	90.0	
(二)	イ	キャバレー等	0	0	-	0	-	0	-	
	ロ	遊技場等	22	21	95.5	21	95.5	20	90.9	
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-	0	-	
	ニ	カラオケボックス等	0	0	-	0	-	0	-	
(三)	イ	料理店等	0	0	-	0	-	0	-	
	ロ	飲食店	0	0	-	0	-	0	-	
(四)		百貨店等	322	319	99.1	310	96.3	306	95.0	
(五)	イ	旅館等	436	427	97.9	420	96.3	410	94.0	
	ロ	共同住宅等								
(六)	イ	病院等	847	817	96.5	795	93.9	766	90.4	
	ロ	特別養護老人ホーム等	40	38	95.0	37	92.5	37	92.5	
	ハ	老人デイサービスセンター等	14	14	100.0	14	100.0	14	100.0	
	ニ	幼稚園等	0	0	-	0	-	0	-	
(七)		学校	848	809	95.4	775	91.4	731	86.2	
(八)		図書館等	13	12	92.3	11	84.6	11	84.6	
(九)	イ	特殊浴場	0	0	-	0	-	0	-	
	ロ	一般浴場	0	0	-	0	-	0	-	
(十)		停車場等	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	
(十一)		神社・寺院等	17	14	82.4	13	76.5	12	70.6	
(十二)	イ	工場等	1,597	1,524	95.4	1,453	91.0	1,410	88.3	
	ロ	スタジオ	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	
(十三)	イ	駐車場等	17	8	47.1	7	41.2	8	47.1	
	ロ	航空機格納庫								
(十四)		倉庫								
(十五)		事務所等	1,632	1,580	96.8	1,541	94.4	1,507	92.3	
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	3,519	2,450 (1,010)	69.6 (28.7)	2,255 (1,161)	64.1 (33.0)	3,276	93.1	
	ロ	非特定複合用途防火対象物	710	580 (105)	81.7 (14.8)	555 (113)	78.2 (15.9)	634	89.3	
(十六の二)		地下街	49	49	100.0	49	100.0	47	95.9	
(十七)		文化財	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	
合計			10,171	8,746	86.0	8,340	82.0	9,269	91.1	

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。
 () 内は、部分的に選任又は作成されている建築物等の数値である。

資料 1-1-58 全国の統括防災管理実施状況

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	統括防災管理実施義務建築物等数	統括防災管理者を選任している建築物等数	選任率 (%)	全体についての消防計画を作成している建築物等数	
						作成数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	6	5	83.3	5	83.3
	ロ	公会堂等	0	0	-	0	-
(二)	イ	キャバレー等	0	0	-	0	-
	ロ	遊技場等	1	0	0.0	0	0.0
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-
	ニ	カラオケボックス等	0	0	-	0	-
(三)	イ	料理店等	0	0	-	0	-
	ロ	飲食店	0	0	-	0	-
(四)		百貨店等	50	42	84.0	41	82.0
(五)	イ	旅館等	38	20	52.6	20	52.6
	ロ	共同住宅等					
(六)	イ	病院等	56	36	64.3	35	62.5
	ロ	特別養護老人ホーム等	5	4	80.0	4	80.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	3	0	0.0	0	0.0
	ニ	幼稚園等	0	0	-	0	-
(七)		学校	79	40	50.6	39	49.4
(八)		図書館等	2	2	100.0	1	50.0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	-	0	-
	ロ	一般浴場	0	0	-	0	-
(十)		停車場等	3	2	66.7	2	66.7
(十一)		神社・寺院等	1	1	100.0	1	100.0
(十二)	イ	工場等	33	14	42.4	13	39.4
	ロ	スタジオ	3	2	66.7	2	66.7
(十三)	イ	駐車場等	11	4	36.4	4	36.4
	ロ	航空機格納庫					
(十四)		倉庫					
(十五)		事務所等	542	461	85.1	452	83.4
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	2,125	1,924	90.5	1,889	88.9
	ロ	非特定複合用途防火対象物	196	161	82.1	158	80.6
(十六の二)		地下街	30	29	96.7	29	96.7
(十七)		文化財	0	0	-	0	-
合計			3,184	2,747	86.3	2,695	84.6

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

資料 1-1-59 立入検査実施状況

(令和3年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	1,997	16,136	251	2,847	121	786	641	29,069	41,731

防火対象物の区分	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学 校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	27,767	119,013	14,114	17,413	25,969	3,947	24,132	1,880	914

防火対象物の区分	(九)	(十)	[十一]	[十二]	[十三]	[十四]	[十五]		
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉 庫	事務所等
立入検査回数	961	753	10,564	66,967	116	10,144	285	54,306	77,328

防火対象物の区分	[十六]		[十六の二]	[十六の三]	[十七]	[十八]	[十九]	[二十]	合 計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林	舟 車	
立入検査回数	94,912	34,249	190	0	4,210	216	0	98	684,027

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

資料 1-1-60 命令の状況

(令和3年度)

命令の種類	件数	
	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	227	225
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	4	2
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	215	93
合 計	446	320

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、令和4年3月31日までに是正された件数(令和4年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

資料 1-1-61 防火対象物に関する命令等（消防法第5条、第5条の2及び第5条の3）の状況

（令和3年度）

防火対象物の区分		（一）		（二）		（三）		（四）		（五）		（六）		（七）		（八）		（九）		（十）		（十一）		（十二）		（十三）		（十四）		（十五）		（十六）		（十六の二）		（十六の三）		（十七）		合計
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	
		劇場	公会堂等	キヤバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	特別養護老人ホーム等	ハ老人デイサービスセンター等	幼稚園等	学校等	図書館等	特殊浴場等	一般浴場等	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジアム等	自動車場等	航空機格納庫等	倉庫等	事務所等	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物	地下街	地下街	文庫街	文化街	財	計				
第五條	改修命令	命令件数										1																										1		
		是正 "										1																										1		
	移転命令	命令件数																																						
		是正 "																																						
	除去命令	命令件数																																						
		是正 "																																						
	工事の停止命令	命令件数																																						
	是正 "																																							
工事の中止命令	命令件数																																							
	是正 "																																							
その他の命令	命令件数																																							
	是正 "																																							
小計 (A)	命令件数											1																									1			
	是正 "											1																									1			
第五條の二	使用の禁止命令	命令件数																				1															1			
		是正 "																					1														1			
	使用の停止命令	命令件数						1																													1			
		是正 "						1																													1			
使用の制限命令	命令件数																																							
	是正 "																																							
小計 (B)	命令件数							1															1														2			
	是正 "							1															1														2			
第五條の三	行為の禁止命令	命令件数						1																													1			
		是正 "						1																													1			
	始末命令	命令件数																																						
		是正 "																																						
	除去命令【可燃物】	命令件数			1	2	25	16	16			1										3					116	1								181				
	是正 "			1	2	25	16	16			1										3					114	1								179					
除去命令【物件】	命令件数	1	2	1		5	12	1																	1	17	2								42					
	是正 "	1	2	1		5	12	1																	1	17	2								42					
小計 (C)	命令件数	1	2	2	2	31	28	17			1										3				1	133	3								224					
	是正 "	1	2	2	2	31	28	17			1										3				1	131	3								222					
(A) + (B) + (C)	命令件数	1	2	2	2	32	28	17			2										4				1	133	3								227					
	是正 "	1	2	2	2	32	28	17			2										4				1	131	3								225					

（備考） 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発せられた命令に基づき、令和4年3月31日までに是正された件数（令和4年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料 1-1-62 防火管理に関する命令等（消防法第8条及び第8条の2）の状況

(令和3年度)

防火対象物の区分	(-)		(二)			(三)		(四)	(五)			(六)			(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)	(十六の二)	(十六の三)	(十七)	高層建築物	合計	
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ			ロ
	劇場	公会堂	キヤバレー	遊技場	風俗特殊営業店舗	カラオケボックス	料理店	飲食店	百貨店	旅館	共同住宅	病院	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター	幼稚園	学校	図書館	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院	工場	スタジアム	自動車場	航空機格納庫	倉庫	事務所	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物			地下街
防火管理者選任命令	命令件数						1																									1
	是正 "																															
防火管理業務適正執行命令	命令件数					1																					2					3
	是正 "																										2					2
統括防火管理者選任命令	命令件数																															
	是正 "																															
統括防火管理業務適正執行命令	命令件数																															
	是正 "																															
総計	命令件数					1	1																				2					4
	是正 "																										2					2

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発せられた命令に基づき、令和4年3月31日までに是正された件数（令和4年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。
 3 「防火対象物の区分」中、「高層建築物」は消防法施行令別表第一によるものではない。

資料

資料 1-1-63 消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の 4）の状況

（令和 3 年度）

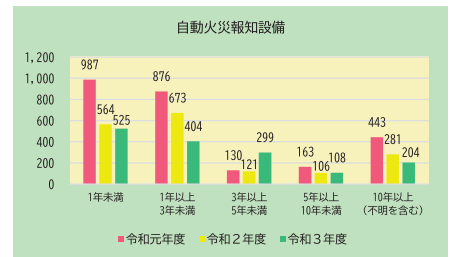
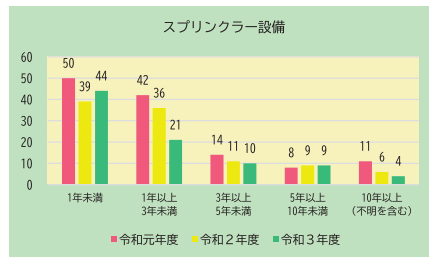
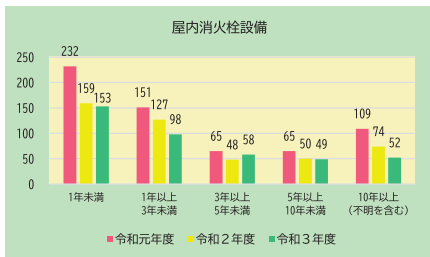
防火対象物の区分		（一）		（二）		（三）		（四）		（五）		（六）		（七）		（八）		（九）		（十）		（十一）		（十二）		（十三）		（十四）		（十五）		（十六）		（十六の二）		（十六の三）		（十七）		合計
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	
		劇場	公会堂	キヤバレー	遊技場	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店	飲食店	百貨店	旅館	共同住宅	病院	特別養護老人ホーム等	老人デイサービスセンター等	幼稚園	学校	図書館	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院	工場	スタジアム	自動車場	航空機格納庫	倉庫	事務所	特定複合用途防火対象物	非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文庫	文化財						
消火設備	消火器具	命令件数								1												5			2	1													9	
		是正 "								1													2				1													4
	屋内消火栓設備	命令件数		1		2		3	1	2												1	45			7	2	3	6											73
		是正 "		1				1	1														19			1	2	3	4											32
	スプリンクラー設備	命令件数											1																											2
		是正 "																																						1
	水噴霧消火設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	泡消火設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	不活性ガス消火設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	ハロゲン化物消火設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
粉末消火設備	命令件数																																							
	是正 "																																							
屋外消火栓設備	命令件数																																							
	是正 "																																							
動力消防ポンプ設備	命令件数																																							
	是正 "																																							
小計 (A)	命令件数		1		2		3	2	2		1											1	54			10	3	4	6										89	
	是正 "		1				1	2															24			2	3	4	4										41	
警報設備	自動火災報知設備	命令件数		2		2		2	4	1	3		2																											
		是正 "		2				1	2	1	1		1																											
	ガス漏れ火災警報設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	漏電火災警報器	命令件数									1																													
		是正 "									1																													
消防機関通報設備	命令件数																																							
	是正 "																																							
非常警報設備	命令件数				2																																			
	是正 "																																							
小計 (B)	命令件数		2		4		2	5	1	3		3																												
	是正 "		2				1	3	1	1		1																												
避難設備	避難器具	命令件数																																						
		是正 "																																						
	誘導灯・誘導標識	命令件数				2		1		1		1																												
	是正 "									1																														
小計 (C)	命令件数				2		1		1		1																													
	是正 "									1																														
消火活動上必要な施設	排煙設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	連結散水設備	命令件数																																						
		是正 "																																						
	連結送水管	命令件数																																						
	是正 "																																							
非常コンセント設備	命令件数																																							
	是正 "																																							
小計 (D)	命令件数																																							
	是正 "																																							
(A) + (B) + (C) + (D)	命令件数		3		8		3	8	4	5		5																												
	是正 "		3				1	4	4	1		1																												
総計	命令件数																																							
	是正 "																																							

（備考） 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに発せられた命令に基づき、令和 4 年 3 月 31 日までに是正された件数（令和 4 年 3 月 31 日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料 1-1-64 重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果

消防用設備等	調査基準日	義務対象物数	重大違反対象物数	違反覚知からの経過年数							重大違反率	是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数	告発対象物数
				1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明								
				A	B (B/B)	C (C/B)	D (D/B)	E (E/B)	F (F/B)	G (G/B)							
屋内消火栓設備	令和3年度	94,559	410	153	98	58	49	52	0	0.43%	410	310	309	72	24	4	
	令和2年度	96,576	458	159	127	48	50	74	0	0.47%	458	360	284	65	30	3	
	令和元年度	95,019	622	232	151	65	65	108	1	0.65%	622	467	359	116	36	3	
スプリンクラー設備	令和3年度	99,586	88	44	21	10	9	4	0	0.09%	88	57	56	22	9	0	
	令和2年度	98,894	101	39	36	11	9	5	1	0.10%	101	67	52	20	14	0	
	令和元年度	96,689	125	50	42	14	8	11	0	0.13%	125	84	60	29	11	1	
自動火災報知設備	令和3年度	687,021	1,540	525	404	299	108	203	1	0.22%	1,540	1,297	1,289	173	62	8	
	令和2年度	682,345	1,745	564	673	121	106	280	1	0.26%	1,745	1,482	1,185	192	65	6	
	令和元年度	673,493	2,599	987	876	130	163	441	2	0.39%	2,599	2,225	1,726	287	84	3	



(備考)「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果」より作成

資料 1-1-65 消防同意処理状況

(単位:件)

内訳	同意		不同意		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
新築	187,643	186,796	9	12	187,652	186,808
増築	15,890	15,876	4	1	15,894	15,877
改築	517	438	0	0	517	438
移転	93	83	0	0	93	83
修繕	112	114	0	0	112	114
模様替	77	109	0	0	77	109
用途変更	1,790	1,651	1	0	1,791	1,651
その他	2,333	2,531	0	0	2,333	2,531
合計	208,455	207,598	14	13	208,469	207,611

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

資料1-1-66 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(令和4年3月31日現在)

防火対象物の区分		設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ	劇場等	809	809	0	100.0	3,770	3,768	2	99.9
	ロ	公会堂等	514	514	0	100.0	30,875	30,852	23	99.9
(二)	イ	キャバレー等	12	12	0	100.0	416	413	3	99.3
	ロ	遊技場等	689	685	4	99.4	7,857	7,848	9	99.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	1	1	0	100.0	149	149	0	100.0
(三)	ニ	カラオケボックス等	7	7	0	100.0	2,313	2,308	5	99.8
	イ	料理店等	1	1	0	100.0	1,693	1,686	7	99.6
(四)	ロ	飲食店	97	97	0	100.0	33,783	33,558	225	99.3
	イ	百貨店等	7,438	7,419	19	99.7	85,424	85,244	180	99.8
(五)	イ	旅館等	2,418	2,412	6	99.8	79,123	78,699	424	99.5
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	3,915	3,911	4	99.9	5,649	5,649	0	100.0
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,401	1,399	2	99.9	2,634	2,632	2	99.9
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	3,621	3,620	1	100.0	9,064	9,062	2	100.0
		(4) 無床診療所、無床助産所	218	218	0	100.0	21,979	21,950	29	99.9
	小計		9,155	9,148	7	99.9	39,326	39,293	33	99.9
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	43,956	43,931	25	99.9	46,163	46,146	17	100.0
		(2) 救護施設	264	264	0	100.0	230	230	0	100.0
		(3) 乳児院	116	116	0	100.0	135	134	1	99.3
		(4) 障害児入所施設	443	443	0	100.0	494	494	0	100.0
		(5) 障害者支援施設等	7,553	7,544	9	99.9	8,527	8,524	3	100.0
	小計		52,332	52,298	34	99.9	55,549	55,528	21	100.0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	1,280	1,279	1	99.9	15,299	15,282	17	99.9
		(2) 更生施設	25	25	0	100.0	208	208	0	100.0
		(3) 保育所等	95	95	0	100.0	32,379	32,372	7	100.0
		(4) 児童発達支援センター等	42	42	0	100.0	1,688	1,687	1	99.9
		(5) 身体障害者福祉センター等	667	665	2	99.7	20,928	20,903	25	99.9
	小計		2,109	2,106	3	99.9	70,502	70,452	50	99.9
ニ	幼稚園等	213	213	0	100.0	13,611	13,610	1	100.0	
(九)	イ	特殊浴場	13	13	0	100.0	1,302	1,301	1	99.9
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	20,973	20,953	20	99.9	213,853	212,388	1,465	99.3
(十六の二)		地下街	56	56	0	100.0	58	58	0	100.0
(十六の三)		準地下街	5	5	0	100.0	6	6	0	100.0
合計			96,842	96,749	93	99.9	639,610	637,161	2,449	99.6

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 設置率は、小数点第2位を四捨五入している。

資料1-1-67 消防設備士の数

(令和4年3月31日現在)

種別	類別	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
			特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	
甲種(人) (工事・整備)		4,568	152,158	48,423	43,048	313,088	39,386	—	—	600,671
乙種(人) (整備)		—	40,959	12,855	12,001	105,581	19,740	293,139	203,918	688,193

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

資料1-1-68 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(令和4年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	
			適合率(%)	適合率(%)		適合率(%)	適合率(%)			
(一) イ 劇場等	4,292	2,645	2,515	95.1	1,970	1,872	95.0	475	452	95.2
ロ 公会堂等	62,080	42,277	38,899	92.0	25,194	22,791	90.5	4,091	3,622	88.5
(二) イ キャパレー等	697	338	250	73.9	348	283	81.3	35	31	88.6
ロ 遊技場等	8,363	4,351	3,953	91.7	4,042	3,746	92.7	550	499	90.7
ハ 性風俗特殊営業店舗等	201	120	97	80.8	110	99	90.0	5	2	40.0
ニ カラオケボックス等	2,221	1,230	1,118	90.9	979	912	93.2	149	139	93.3
(三) イ 料理店等	2,391	1,497	1,299	86.8	1,372	1,222	89.1	125	113	90.4
ロ 飲食店	82,836	40,255	33,146	82.3	22,802	19,160	84.0	4,076	3,560	87.3
(四) 百貨店等	152,229	66,488	61,106	91.9	32,955	29,852	90.6	7,684	6,791	88.4
(五) イ 旅館等	56,153	44,710	41,423	92.6	35,955	33,659	93.6	2,987	2,735	91.6
ロ 病院等	61,804	45,331	42,859	94.5	24,950	23,321	93.2	3,942	3,611	91.6
(六) ロ 特別養護老人ホーム等	53,081	43,379	41,422	95.5	24,124	22,890	91.7	3,933	3,606	91.7
ハ 老人デイサービスセンター等	86,967	63,509	59,604	93.9	35,608	32,806	92.1	5,912	5,380	91.0
ニ 幼稚園等	15,075	11,679	10,895	93.3	6,125	5,659	92.4	1,027	916	89.8
(九) イ 特殊浴場	1,359	1,043	928	89.0	985	917	93.1	58	48	82.8
(十二) ロ スタジオ	601	191	172	90.1	145	138	95.2	76	69	90.8
(十六) イ 特定複合用途防火対象物	332,867	151,199	120,026	79.4	96,498	78,090	80.9	17,704	13,584	76.7
ロ 非特定複合用途防火対象物	20,703	3,387	2,715	80.2	2,269	1,816	80.0	598	412	68.9
(十六の二) 地下街	37	34	31	91.2	27	25	92.6	5	5	100.0
(十六の三) 準地下街	7	6	4	66.7	5	4	80.0	1	1	100.0
高層建築物	52,856	24,798	21,100	85.8	20,858	18,191	87.2	4,578	3,893	85.0
合計	996,820	548,467	483,562	88.2	337,321	297,453	88.2	58,011	49,469	85.3

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料1-1-69 検定申請状況及び型式適合検定合格数

(令和3年度)

種別	区分	型式試験申請数	型式変更試験申請数	型式適合検定申請数	型式適合検定合格数
		(件)	(件)	(個)	(個)
①消火器	大型	0	1	37,046	34,558
	小型	10	0	5,474,756	5,185,931
②消火器用消火薬剤	大型用	3	-	1,501	1,474
	小型用			106,743	109,184
③泡消火薬剤		1	-	1,878,520	1,831,480
④火災報知設備	感知器	38	0	6,690,609	6,698,122
	発信機	3	0	322,174	297,971
⑤中継器		8	1	531,632	497,015
⑥受信機		11	7	504,241	483,295
⑦住宅用防災警報器		10	1	6,942,795	6,575,906
⑧閉鎖型スプリンクラーヘッド		7	0	1,826,418	1,815,042
⑨流水検知装置		3	1	25,668	25,358
⑩一斉開放弁		2	18	17,855	17,368
⑪金属製避難はしご		6	0	155,239	154,260
⑫緩降機		0	0	5,370	5,390
合計		102	29	24,520,567	23,732,354

(備考) 1 「日本消防検定協会」により作成
2 型式試験(型式変更試験)とは、日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験をいう。

資料1-1-70 特殊消防用設備等の認定件数

(令和4年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である（平成21年9月15日告示基準を制定）。	排煙設備	26件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する（平成22年8月26日消防法施行規則を改正）。	ハロゲン化物消火設備	4件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や運動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	10件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である（平成26年3月28日告示基準を制定）。	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である（平成20年12月26日消防法施行規則を改正）。	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要とされる防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	7件
大空間自然給排煙設備	煙感知器等により火災を感知した際、給気口及び排気口を確保することで生じる気流により煙を排出し、大空間部分において仕様規定の排煙設備と同等以上の排煙性能を実現する排煙設備である。	排煙設備	6件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス（窒素）消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長する代わりに防護区画の耐火性能を高めることで、密閉性能を維持している消火設備である。	不活性ガス消火設備	6件
合 計			75件

資料 1-1-71 世界各都市（地域）の火災状況

都市名・地域名 (国名・地域名)	管内面積 (k㎡)	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	出火件数 (件)	出火率 人口1万人 当たりの 出火件数 (件)	死者数 (人)	人口 100万人 当たりの 死者数 (人)	死者1人 当たりの 出火件数 (件)	主な出火原因		
									1位	2位	3位
西オーストラリア州 (オーストラリア連邦)	2,529,875	276	1,023	8,170	29.6	5	1.8	1,634.0	事故	放火	その他
ダッカ (バングラデシュ 人民共和国)	1,464	2,174	1,713	2,541	1.2	14	0.6	181.5	短絡	オープン	タバコ
バンドル・スリ・ブガ ワン (ブルネイ・ダル サラーム国)	570	29	722	619	21.4	-	-	-	電気事故	調理時不在	タバコ
香港特別行政区 (中華人民共和国)	1,107	751	10,030	5,766	7.7	24	3.2	240.3	調理過熱	電気事故	放火
デリー (インド)	1,483	1,679	3,629	14,750	8.8	83	4.9	177.7	電気	不注意	その他
ジャカルタ (インドネシア共和国)	662	-	2,571	1,505	-	18	-	83.6	電気事故	その他	ガス暖房機
テヘラン (イラン・ イスラム共和国)	750	1,400	5,243	29,433	21.0	50	3.6	588.7	可燃材料への着 火物の投げ捨て	可燃材料への着 火物の落下	放火
イスラエル国	22,145	929	3,204	46,458	50.0	22	2.4	2,111.7	電気事故	放火	不注意
ウランバートル (モンゴル国)	-	-	-	1,782	-	35	-	50.9	裸火	電気	暖炉
ウェリントン (ニュージーランド)	290	22	182	742	33.7	0	-	-	調理時不在	合法行為	不法行為
マニラ首都圏 (フィリピン共和国)	620	1,380	3,616	2,167	1.6	57	4.1	38.0	電気の接続	電柱	タバコ
ソウル (大韓民国)	605	966	7,126	5,088	5.3	37	3.8	137.5	不注意	電気	不明
シンガポール共和国	726	585	2,745	1,877	3.2	1	0.2	1,877.0	電気	調理過熱	タバコ
台北 (台湾)	272	260	1,813	1,940	7.5	23	8.9	84.4	調理	電気	タバコ
バンコク (タイ王国)	1,569	559	1,697	3,050	5.5	6	1.1	508.3	火災原因調査は警察局の担当		
ハノイ (ベトナム社会 主義共和国)	3,324	806	-	411	0.5	6	0.7	68.5	電気	裸火	機械
日本の各都市名	管内面積 (k㎡)	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	出火件数 (件)	出火率 人口1万人 当たりの 出火件数 (件)	死者数 (人)	人口 100万人 当たりの 死者数 (人)	死者1人 当たりの 出火件数 (件)	主な出火原因		
									1位	2位	3位
札幌	1,121	196	1,733	383	2.0	20	10.2	19.2	電気関係	こんろ	放火(疑い含む)
仙台	786	107	1,096	228	2.1	2	1.9	114.0	電灯・電話等の配線/放火 (疑い含む)		こんろ
新潟	726	78	920	129	1.7	5	6.4	25.8	こんろ/たばこ		電灯・電話等の 配線
さいたま	217	133	1,393	300	2.3	11	8.3	27.3	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ/電灯・ 電話等の配線
千葉	272	98	946	225	2.3	6	6.1	37.5	放火(疑い含む)	たばこ	配線関係
東京	1,769	1,368	18,655	3,939	2.9	86	6.3	45.8	放火(疑い含む)	たばこ	ガステーブル等
横浜	438	377	3,640	698	1.9	21	5.6	33.2	放火(疑い含む)	こんろ	たばこ
川崎	143	152	1,434	363	2.4	11	7.2	33.0	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
相模原	329	72	732	131	1.8	4	5.6	32.8	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
浜松	1,558	80	889	171	2.1	4	5.0	42.8	たばこ	放火(疑い含む)	/配線器具
静岡	2,357	85	1,039	217	2.6	10	11.8	21.7	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
名古屋	327	232	2,432	468	2.0	11	4.7	42.6	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
京都	828	139	1,765	196	1.4	6	4.3	32.7	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
大阪	225	273	3,650	596	2.2	39	14.3	15.3	たばこ	放火(疑い含む)	電気配線類
堺	173	94	1,055	173	1.9	8	8.5	21.6	放火(疑い含む)	/こんろ	たばこ/電気機 器
神戸	557	152	1,459	347	2.3	10	6.6	34.7	放火(疑い含む)	電気関係	たばこ
岡山	1,059	72	814	193	2.7	11	15.3	17.6	たき火	たばこ	放火(疑い含む)
広島	1,457	126	1,350	247	2.0	15	11.9	16.5	たばこ	こんろ/放火(疑い含む)	
北九州	492	94	1,050	221	2.4	11	11.7	20.1	たばこ	放火(疑い含む)	たき火・火入れ /電気機器
福岡	343	157	1,111	280	1.8	11	7.0	25.5	こんろ	たばこ	放火・放火の 疑い
熊本	533	77	810	169	2.2	15	19.5	11.3	たき火	こんろ	電灯・電話等の 配線

- (注) 1 日本の各都市の火災状況に関するデータについては令和3年のもの。
2 日本の各都市の火災状況以外に関するデータについては令和4年4月1日現在のもの。
3 海外の各都市のデータは2020年のもの(アジア消防長協会「イフカ」提供)。データについては、イフカ会員が所属するアジア・オセアニア地域の消防機関から2021年5月末までに回答があったものをそのまま記載
4 各都市における火災の定義は異なる。
5 人口については、千人単位を四捨五入したもの。
6 消防職員数については、日本国内は定員数、海外については常勤職員の総数。
7 東京については、受託地域を含む東京消防庁管轄区域による。
8 静岡については、受託地域を含む静岡市消防局管轄区域による。
9 堺については、受託地域を含む堺市消防局管轄区域による。
10 岡山については、受託地域を含む岡山市消防局管轄区域による。
11 広島については、受託地域を含む広島市消防局管轄区域による。
12 熊本については、受託地域を含む熊本市消防局管轄区域による。
13 端数処理をしているため、数値等が一致しない場合がある。

資料1-2-1 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

製造所等の別 年	総計	製造所	貯蔵所									取扱所					
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所	
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702				7,742
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059				25,270
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478				34,628
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907				43,586
昭和45年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274				51,800
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553				62,244
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91			70,911
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163			79,948
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258			89,974
昭和50年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148		97,118
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225		100,989
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229		104,208
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251		107,389
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316		110,341
昭和55年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357		114,737
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366		117,756
昭和57年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382		120,068
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380		121,509
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391		122,673
昭和60年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400		124,129
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402		125,460
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397		126,265
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381		78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372		79,151
平成2年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360		79,913
平成3年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373		76,387
平成4年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369		76,865
平成5年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377		76,764
平成6年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380		76,729
平成7年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382		76,798
平成8年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378		76,751
平成9年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365		76,777
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359		76,779
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350		76,534
平成12年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343		76,250
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331		76,450
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322		76,389
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288		75,486
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262		75,055
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250		74,433
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241		73,549
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226		72,251
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215		71,139
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208		69,882
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190		68,785
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179		67,589
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153		66,659
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151		65,041
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142		63,705
平成27年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127		62,766
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111		62,097
平成29年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	81,417	986	66,733	9,994	124,692	60,585	1,138	499	1,098		61,372
平成30年	405,238	5,093	276,879	49,811	60,360	10,386	79,723	961	65,806	9,832	123,266	59,715	1,107	493	1,084		60,867
平成31年	400,639	5,098	273,641	49,717	59,699	10,170	77,988	940	65,425	9,702	121,900	58,865	1,078	482	1,077		60,398
令和2年	396,457	5,077	270,722	49,613	59,035	9,988	76,425	933	65,124	9,604	120,658	58,124	1,050	474	1,062		59,948
令和3年	392,619	5,045	268,074	49,590	58,225	9,837	74,938	908	64,965	9,611	119,500	57,497	1,028	469	1,048		59,458
令和4年	388,576	5,051	265,333	49,502	57,525	9,687	73,554	893	64,679	9,493	118,192	56,807	999	462	1,035		58,889

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 昭和34年(1966年)は9月30日現在である。

3 東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年3月31日現在の件数で集計している。

資料1-2-2 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数(完成検査済証交付施設)

(令和4年3月31日現在)

都道府県	容量 合計	1000kl未満の 屋外タンク 貯蔵所	1000kl以上の 屋外タンク 貯蔵所	左の内訳				
				1000kl以上 5000kl未満	5000kl以上 1万kl未満	1万kl以上 5万kl未満	5万kl以上 10万kl未満	10万kl以上
北海道	2,460	1,917	543	223	119	95	16	90
青森	735	585	150	74	18	7	0	51
岩手	545	531	14	10	1	0	0	3
宮城	822	695	127	51	21	38	17	0
秋田	527	470	57	28	8	5	0	16
山形	567	550	17	15	2	0	0	0
福島	1,354	1,259	95	54	3	18	20	0
茨城	2,727	2,504	223	96	40	52	19	16
栃木	991	977	14	14	0	0	0	0
群馬	1,362	1,347	15	15	0	0	0	0
埼玉	964	958	6	6	0	0	0	0
千葉	4,396	3,529	867	374	228	163	98	4
東京	329	294	35	25	10	0	0	0
神奈川	2,934	2,167	767	365	209	183	10	0
新潟	1,453	1,297	156	99	28	12	13	4
富山	1,047	977	70	36	7	23	4	0
石川	632	584	48	35	13	0	0	0
福井	746	684	62	27	2	0	3	30
山梨	262	259	3	3	0	0	0	0
長野	939	920	19	19	0	0	0	0
岐阜	1,142	1,138	4	4	0	0	0	0
静岡	2,359	2,242	117	102	6	5	4	0
愛知	2,982	2,645	337	148	79	66	32	12
三重	2,558	2,237	321	201	25	67	18	10
滋賀	741	741	0	0	0	0	0	0
京都	317	301	16	8	4	4	0	0
大阪	1,604	1,332	272	126	52	72	18	4
兵庫	2,375	2,229	146	108	32	6	0	0
奈良	175	175	0	0	0	0	0	0
和歌山	1,223	997	226	91	62	44	17	12
鳥取	175	149	26	23	3	0	0	0
島根	373	366	7	7	0	0	0	0
岡山	2,345	1,842	503	268	108	97	19	11
広島	1,358	1,264	94	64	5	18	7	0
山口	2,437	1,933	504	220	116	121	33	14
徳島	416	398	18	13	0	5	0	0
香川	508	422	86	14	45	23	0	4
愛媛	1,171	953	218	92	80	35	9	2
高知	332	323	9	9	0	0	0	0
福岡	1,663	1,491	172	123	38	3	0	8
佐賀	427	418	9	9	0	0	0	0
長崎	684	630	54	31	18	0	0	5
熊本	820	796	24	21	2	1	0	0
大分	997	831	166	59	52	42	13	0
宮崎	532	497	35	33	2	0	0	0
鹿児島	1,141	981	160	50	7	1	2	100
沖縄	605	467	138	23	17	22	24	52
(県別)計	57,252	50,302	6,950	3,416	1,462	1,228	396	448
構成比%	100.0%	87.9%	12.1%	6.0%	2.6%	2.1%	0.7%	0.8%

- (備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料

資料1-2-3 危険物施設の火災及び流出事故件数の推移(過去20年)

(各年中)

年	危険物施設 事故の別	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				
			屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所
平成 14 年	火災	20	1	1	0	0	0	4	0	54	0	0	0	90
	流出	5	0	32	4	61	0	73	0	74	0	0	15	67
平成 15 年	火災	24	2	2	0	0	0	11	0	38	0	0	0	111
	流出	14	2	54	4	47	0	79	0	71	0	0	2	79
平成 16 年	火災	33	6	1	0	1	0	10	0	37	0	0	0	107
	流出	11	2	40	10	64	0	65	0	84	0	0	6	77
平成 17 年 (2005 年)	火災	27	2	4	0	0	0	7	0	26	0	0	0	122
	流出	10	1	61	3	76	0	73	1	81	0	0	6	80
平成 18 年	火災	35	0	3	0	1	0	5	0	40	0	0	0	139
	流出	19	0	52	5	71	1	66	0	78	0	0	8	75
平成 19 年	火災	27	5	4	0	0	0	1	0	27	0	0	1	104
	流出	20	0	94	12	78	0	56	0	75	0	0	11	88
平成 20 年	火災	23	4	5	0	0	0	1	0	27	0	0	0	116
	流出	17	1	52	6	65	0	62	0	84	0	0	7	90
平成 21 年	火災	30	1	4	0	0	0	4	0	30	0	0	0	93
	流出	19	1	49	6	54	0	68	1	67	0	0	9	86
平成 22 年 (2010 年)	火災	40	2	1	0	0	0	4	0	29	0	0	0	103
	流出	16	2	56	3	55	0	42	3	69	0	0	9	102
平成 23 年	火災	30	6	2	0	0	0	2	0	29	0	0	1	119
	流出	26	1	62	8	55	0	52	2	79	0	0	16	95
平成 24 年	火災	27	2	5	1	0	0	6	0	29	0	0	0	128
	流出	25	1	81	6	48	0	48	0	59	0	0	11	96
平成 25 年	火災	32	2	2	0	0	0	6	0	22	0	0	0	124
	流出	25	1	73	5	46	0	60	0	56	0	0	9	101
平成 26 年	火災	36	5	1	0	1	0	8	0	26	0	0	0	126
	流出	40	0	73	5	43	0	75	1	65	0	0	7	87
平成 27 年 (2015 年)	火災	28	1	4	1	0	0	3	0	19	0	1	2	156
	流出	20	2	63	9	44	0	46	1	61	0	0	12	87
平成 28 年	火災	30	4	6	0	1	0	8	0	32	0	0	1	133
	流出	22	1	64	7	33	0	57	1	69	0	0	10	92
平成 29 年	火災	38	2	12	0	0	0	2	0	26	0	0	0	115
	流出	26	0	77	6	44	0	72	1	52	0	0	9	82
平成 30 年	火災	39	2	2	0	1	0	7	0	23	0	0	1	131
	流出	33	2	76	4	39	0	72	2	77	0	0	10	88
令和元年	火災	30	6	9	0	0	0	3	1	31	0	0	1	137
	流出	38	4	70	4	31	0	59	1	71	0	0	18	84
令和 2 年 (2020 年)	火災	27	1	4	0	0	0	3	0	30	0	0	0	122
	流出	36	5	71	7	35	0	57	0	62	0	0	11	91
令和 3 年	火災	44	1	3	0	1	0	6	0	35	0	0	0	134
	流出	52	1	72	7	32	1	66	3	75	0	0	14	99

(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成
2 震度6弱以上の地震により発生した事故件数を除く。

資料1-2-4 危険物施設における火災発生原因の推移(過去15年)

(各年中)

発生原因	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
人的要因	維持管理不十分	51	30.2	41	23.3	45	27.8	53	29.6	40	21.2	41	20.7	43	22.9	60	29.6	56	26.0	44	20.5	32	16.4	47	22.8	49	22.5	33	17.6	41	18.3
	誤 操 作	5	2.9	9	5.1	9	5.6	9	5.0	13	6.9	19	9.6	13	6.9	15	7.4	15	7.0	17	7.9	19	9.7	9	4.4	21	9.6	13	7.0	19	8.5
	操作確認不十分	28	16.6	20	11.4	29	17.9	19	10.6	27	14.3	29	14.6	26	13.8	24	11.8	38	17.7	22	10.2	31	15.9	30	14.6	25	11.5	36	19.3	38	17.0
	操作未実施	17	10.1	25	14.2	8	4.9	13	7.3	19	10.1	8	4.0	12	6.4	14	6.9	9	4.2	14	6.5	6	3.1	13	6.3	21	9.6	15	8.0	13	5.8
	監視不十分	5	2.9	10	5.7	12	7.4	10	5.6	9	4.8	13	6.6	11	5.9	11	5.4	6	2.8	8	3.7	6	3.1	11	5.3	8	3.7	9	4.8	9	4.0
小 計	106	62.7	105	59.7	103	63.6	104	58.1	108	57.1	110	55.6	105	55.9	124	61.1	124	57.7	105	48.8	94	48.2	110	53.4	124	56.9	106	56.7	120	53.6	
物的要因	腐食疲労等劣化	15	8.9	14	8.0	6	3.7	13	7.3	13	6.9	18	9.1	22	11.7	14	6.9	16	7.4	23	10.7	23	11.8	17	8.3	21	9.6	17	9.1	25	11.2
	設 計 不 良	4	2.4	9	5.1	12	7.4	12	6.7	12	6.3	17	8.6	12	6.4	17	8.4	10	4.7	17	7.9	16	8.2	10	4.9	8	3.7	10	5.3	12	5.4
	故 障	2	1.2	11	6.3	8	4.9	9	5.0	12	6.3	10	5.1	9	4.8	14	6.9	13	6.0	6	2.8	7	3.6	10	4.9	13	6.0	7	3.7	6	2.7
	施 工 不 良	8	4.7	6	3.4	5	3.1	4	2.2	6	3.2	8	4.0	3	1.6	5	2.5	8	3.7	15	7.0	15	7.7	16	7.8	16	7.3	9	4.8	15	6.7
	破 損	3	1.7	5	2.8	6	3.7	7	3.9	2	1.1	7	3.5	8	4.3	7	3.4	13	6.0	14	6.5	8	4.1	6	2.9	6	2.8	9	4.8	3	1.3
小 計	32	18.9	45	25.6	37	22.8	45	25.1	45	23.8	60	30.3	54	28.7	57	28.1	60	27.9	75	34.9	69	35.4	59	28.6	64	29.4	52	27.8	61	27.2	
その他の要因	放 火 等	4	2.4	3	1.7	5	3.1	4	2.2	2	1.1	0	0	1	0.5	2	1.0	0	0	3	1.4	5	2.6	2	1.0	0	0	6	3.2	1	0.4
	交 通 事 故	0	0	1	0.6	1	0.6	1	0.6	2	1.1	1	0.5	2	1.1	6	3.0	0	0	1	0.5	3	1.5	1	0.5	0	0	0	0	1	0.4
	類 焼	5	2.9	2	1.1	2	1.2	2	1.1	0	0	6	3.0	0	0	2	1.0	5	2.3	10	4.7	9	4.6	11	5.3	11	5.0	7	3.7	19	8.5
	風 水 害 等	0	0	1	0.6	0	0	2	1.1	1	0.5	0	0	0	0	1	0.5	0	0	1	0.5	2	1.0	2	1.0	2	0.9	0	0	5	2.2
	悪 戯	1	0.6	10	5.7	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	10	5.9	17	9.7	8	4.9	10	5.6	5	2.6	7	3.5	3	1.6	11	5.4	5	2.3	15	7.0	19	9.7	16	7.8	13	6.0	13	7.0	26	11.6	
不 明	7	4.1	0	0	9	5.6	12	6.7	15	7.9	10	5.1	20	10.6	7	3.4	20	9.3	17	7.9	11	5.6	20	9.7	15	6.9	15	8.0	15	6.7	
調 査 中	14	8.3	9	5.1	5	3.1	8	4.5	16	8.5	11	5.6	6	3.2	4	2.0	6	2.8	3	1.4	2	1.0	1	0.5	2	0.9	1	0.5	2	0.9	
合 計	169	100	176	100	162	100	179	100	189	100	198	100	188	100	203	100	215	100	215	100	195	100	206	100	218	100	187	100	224	100	

(備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成

2 震度6弱以上の地震により発生した事故件数を除く。

3 平成15年から、人的要因に監視不十分が追加された。

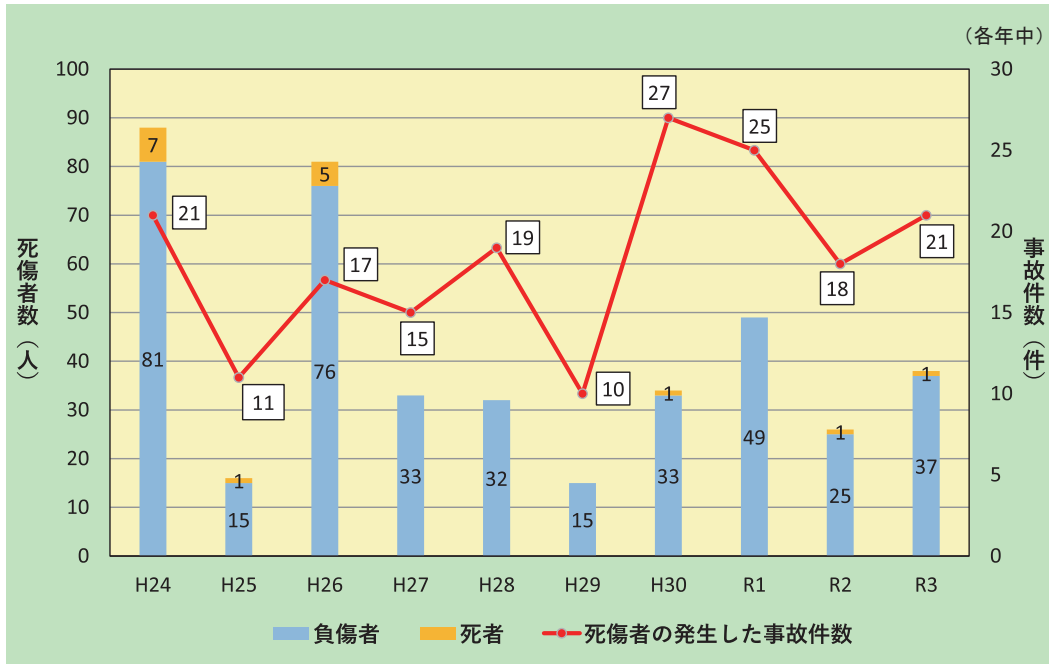
4 その他の要因の「悪戯」は、平成17年までは「その他」であった。

5 人的要因の「維持管理不十分」、「操作確認不十分」及び「操作未実施」は、平成19年まではそれぞれ「管理不十分」、「確認不十分」、「不作為」であった。(内容は同じ。)

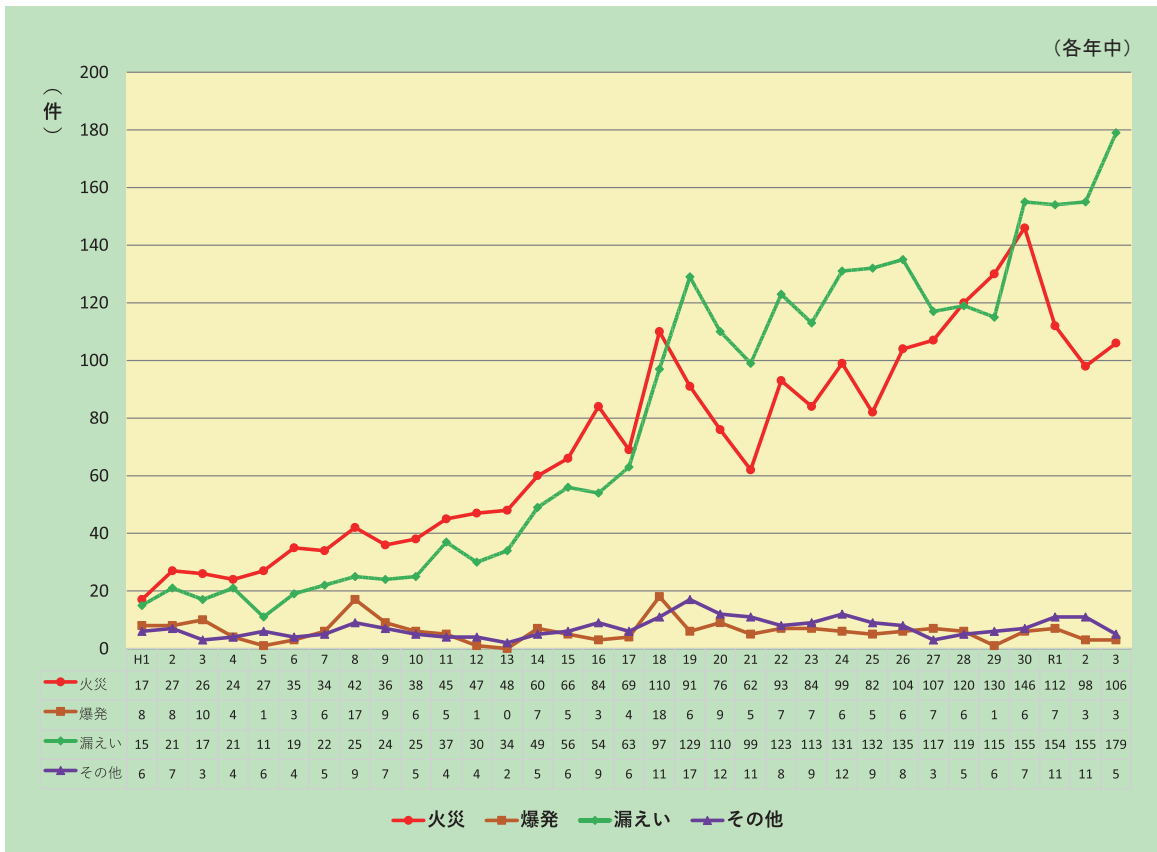
6 その他の要因の「風水害等」は、平成29年までは「地震等災害」であった。

7 端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-3-1 死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移



資料 1-3-2 事故種別ごとの一般事故件数の推移



資料 1-3-3 特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

(令和3年中)

特定事業所別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に 対する割合 (%)	一事業所あたりの事故発生 件数 (B/A)
第一種事業所	328	234	79.9	0.71
レイアウト事業所	151	210	71.7	1.39
上記以外の事業所	177	24	8.2	0.14
第二種事業所	327	59	20.1	0.18
合 計	655	293	100	0.45

- (備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和3年中)」により作成
 2 特定事業所数は、令和3年4月1日現在
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-3-4 特定事業所業態別の一般事故件数

(令和3年中)

業 態	内 容				小 計	事故の総件数に 対する割合 (%)	業態別事故発生件数	
	火 災	爆 発	漏 えい	その他			業態別事業所数	一事業所あたりの 事故発生件数
食料品製造業関係	1				1	0.3	13	0.08
パルプ・紙・紙加工製造業関係	1		2		3	1.0	3	1.00
化学工業関係	31	1	63	3	98	33.4	221	0.44
石油製品・石炭製品製造業関係	29		85	2	116	39.6	44	2.64
窯業・土石製品製造業関係	2				2	0.7	10	0.20
鉄鋼業関係	29	1	4		34	11.6	30	1.13
非鉄金属製造業関係	2				2	0.7	6	0.33
機械器具製造業関係	3		1		4	1.4	8	0.50
電気業関係	8		12		20	6.8	58	0.34
ガス業関係			6		6	2.0	28	0.21
倉庫業関係			5		5	1.7	219	0.02
廃棄物処理業関係		1			1	0.3	7	0.14
その他			1		1	0.3	8	0.13
合 計	106	3	179	5	293	100.0	655	0.45

- (備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和3年中)」により作成
 2 特定事業所数は、令和3年4月1日現在
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織

(令和4年4月1日現在)

都道府県	特別防災区域	区域面積 (万㎡)	第1種事業所		第2種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm³)	大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火薬剤 3% (kl)	泡消火薬剤 6% (kl)	オイルフェンス (m)	オイルフェンス 展開船 (隻)	油回収船 (隻)	油回収装置 (基)	
			うち 1777t																
北海道	1 釧路	37	3	-	1	27	-	-	-	-	1	-	56	-	3,020	1	-	-	
	2 苫小牧	1,728	9	3	4	1,331	11,615	5	1	4	3	1	147	13	9,780	2	-	2	
	2-2 石狩	52	1	-	2	23	193	-	-	1	1	1	27	-	1,620	1	-	-	
	3 室蘭	774	2	2	5	210	377	2	-	2	2	4	85	-	3,920	2	1	1	
	4 北斗	44	2	-	-	45	-	-	2	2	2	-	54	-	2,200	2	-	-	
	4-2 知内	32	1	-	-	22	-	-	1	1	1	-	-	235	-	2,120	1	-	-
青森	4-3 むつ小川原	251	2	-	-	621	-	-	-	2	2	3	156	-	4,560	1	-	1	
	5 青森	12	1	-	-	12	-	-	1	1	1	-	42	-	1,620	1	-	-	
	6 八戸	169	4	-	5	35	189	1	1	-	-	1	108	-	5,720	1	-	-	
岩手	6-2 久慈	132	1	-	-	185	-	-	-	-	-	1	37	-	2,300	6	1	1	
	7 塩釜	30	5	1	-	27	94	-	-	-	-	2	65	-	4,300	6	-	-	
宮城	8 仙台	460	2	1	4	295	9,398	-	-	2	2	1	144	-	4,460	1	-	1	
	9 男鹿	161	2	-	-	475	-	1	-	1	1	2	113	-	3,960	2	-	1	
秋田	10 秋田	175	5	-	4	33	84	1	1	1	-	-	54	-	5,670	2	-	-	
	11 酒田	336	1	-	2	8	40	1	1	-	-	-	29	-	2,420	1	-	-	
福島	12 広野	136	1	-	1	25	0	-	-	1	1	-	43	-	1,900	1	-	-	
	13 いわき	754	7	1	10	194	787	-	-	3	3	1	201	12	8,020	1	1	-	
	14 鹿島臨海	2,410	14	11	18	728	78,198	2	1	4	4	17	198	42	12,000	2	1	1	
千葉	15 京葉臨海北部	204	5	-	1	26	632	-	-	1	1	-	93	5	3,390	1	-	-	
	16 京葉臨海中部	4,519	28	21	33	1,985	234,225	12	3	10	8	26	662	53	28,090	5	2	5	
	17 京葉臨海南部	1,251	1	1	2	4	2,138	-	-	1	1	2	30	-	1,980	1	-	-	
東京	18 東京国際空港	1,402	1	-	-	13	-	-	-	1	-	2	8	-	1,620	1	-	-	
	19 京浜臨海	3,500	30	16	39	572	114,648	6	1	7	7	10	529	79	27,960	4	-	1	
神奈川	20 根岸臨海	639	3	2	5	449	62,022	1	-	3	3	6	82	-	4,180	1	1	-	
	21 新潟東港	452	11	2	3	215	1,451	1	1	2	1	-	142	15	7,400	1	-	-	
	22 新潟西港	703	3	1	5	50	4,906	-	-	1	1	1	44	16	2,580	1	-	-	
新潟	23 直江津	303	2	1	2	10	412	-	-	-	-	3	38	-	2,000	2	-	-	
	24 富山	75	2	-	2	87	0	-	-	1	1	1	48	5	2,380	1	-	-	
	25 婦中	57	1	1	-	0	2,606	-	-	-	-	2	14	-	-	-	-	-	
	26 新湊	86	1	-	-	25	-	-	-	-	1	1	-	19	-	1,620	1	-	-
	27 伏木	17	2	-	-	8	-	-	-	-	-	-	54	-	1,620	2	-	-	
石川	28 七尾港三室	37	1	-	-	-	2,418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	29 金沢港北	34	4	-	4	27	263	1	1	1	-	-	100	-	3,600	1	-	-	
福井	30 福井臨海	263	4	-	-	394	-	3	-	2	3	-	158	-	11,150	5	3	5	
静岡	31 清水	114	3	-	9	73	187	2	2	2	1	1	129	37	5,820	3	-	-	
愛知	32 渥美	108	1	-	-	57	0	-	-	1	1	-	46	-	1,620	1	-	-	
	33 田原	114	-	-	-	11	1,879	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	34 衣浦	1,052	3	2	7	770	97,667	2	1	-	-	5	41	-	2,820	5	-	-	
	35 名古屋港臨海	2,742	18	5	21	681	58,645	3	1	5	7	12	319	169	16,340	11	-	2	
	三重	36 四日市臨海	1,101	15	10	19	27	46	1	-	4	5	9	332	124	13,180	3	2	1
大阪	37 大阪北港	350	2	-	12	458	93,291	1	1	1	-	3	38	56	3,440	1	-	-	
	38 堺泉北臨海	1,801	13	5	22	20	-	3	4	5	2	14	269	87	16,860	3	-	1	
	39 関西国際空港	1,035	1	-	-	40	2,024	-	-	1	1	-	11	-	1,940	1	-	-	
	兵庫	40 神戸	271	5	1	3	18	7,965	-	-	2	2	3	78	-	7,100	4	-	-
和歌山	41 東播磨	1,091	4	3	8	26	8,836	1	-	1	1	11	66	2	7,980	6	-	-	
	42 姫路臨海	1,899	6	5	8	26	-	2	2	1	3	6	65	55	8,640	5	-	-	
	43 赤穂	53	1	-	-	12	1,804	-	-	1	1	-	17	-	1,620	1	-	-	
	44 和歌山北部臨海北部	522	3	2	-	40	131	1	-	1	2	2	28	34	5,080	3	-	-	
	45 和歌山北部臨海中部	116	1	1	1	489	15,507	2	1	1	-	1	58	-	4,160	3	-	-	
岡山	46 和歌山北部臨海南部	197	2	1	-	36	-	1	1	3	3	1	136	0	4,730	3	1	1	
	47 御坊	34	1	-	-	945	120,010	-	-	1	1	-	16	-	2,800	2	-	-	
	48 水島臨海	2,535	13	9	11	16	7,218	-	-	8	6	17	191	57	22,610	11	1	1	
岡山・広島	49 福山・笠岡	1,106	2	1	1	7	-	-	-	1	-	5	51	15	2,980	1	-	-	
	広島	50 江田島	8	1	-	-	95	-	-	-	1	1	-	21	-	2,100	1	-	-
広島・山口	51 能美	39	1	-	-	15	310	-	-	-	-	1	19	5	3,800	4	-	-	
	52 岩国・大竹	558	5	4	4	239	17,457	4	1	3	3	7	163	22	8,472	2	-	1	
	山口	53 下松	273	1	1	1	8	1	-	1	1	1	18	0	1,620	1	-	-	
	54 周南	937	10	8	7	423	79,270	6	1	1	4	8	303	36	11,540	8	-	1	
	55 宇部・小野田	928	5	5	7	510	29,302	2	1	1	2	4	120	12	6,400	3	1	1	
	57 六連島	5	1	-	-	27	-	-	-	-	-	-	43	-	1,620	1	-	-	
	徳島	58 阿南	80	1	-	1	10	11	-	-	1	1	-	13	-	2,240	2	-	-
香川	59 香の州	436	3	2	2	265	4,870	1	-	3	3	3	102	-	9,300	4	1	-	
	愛媛	60 新居浜	435	3	3	4	17	12,259	1	-	1	1	3	77	10	4,930	1	-	-
	61 波方	36	1	1	-	36	6,617	-	-	1	1	-	16	-	1,950	2	-	-	
	62 菊間	82	2	1	-	320	28,920	1	-	2	1	1	42	-	3,800	3	-	1	
福岡県	63 松山	170	1	1	4	95	3,730	-	-	1	1	3	38	9	3,560	2	-	1	
	64 北九州	2,287	7	4	9	38	6,118	2	3	3	1	4	83	22	7,960	6	-	-	
	65 白島	14	1	-	-	26	-	-	-	-	-	1	208	-	2,220	2	1	1	
	66 福岡	33	5	-	6	27	150	1	-	1	-	2	114	2	5,150	2	-	-	
	長崎	67 福岡	37	1	1	-	-	3,160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	68 上五島	26	1	-	-	26	-	-	-	-	-	-	1	190	-	3,520	1	-	1
熊本	69 八代	15	2	-	1	10	60	1	1	1	0	-	45	-	2,240	1	-	-	
大分	70 大分	1,124	7	5	5	302	61,993	2	2	6	5	4	233	23	7,420	4	1	-	
鹿児島	71 串木野	66	1	-	-	169	-	-	-	-	-	1	43	-	2,300	1	1	4	
	71-2 鹿児島	66	3	-	-	20	-	-	-	-	-	1	26	-	4,860	1	-	-	
	72 喜入	192	1	1	-	882	6	-	-	1	1	2	98	-	8,120	4	-	1	
	72-2 志布志	196	1	-	-	537	-	-	-	-	1	1	2	51	-	2,800	1	-	1
沖縄	73 平安座	419	3	1	-	733	122	-	-	2	2	4	53	-	4,050	3	-	2	
	75 小那覇	87	1	1	-	208	229	-	-	2	2	-	87	-	2,460	1	-	-	
合 計		46,025	325	148	325	16,951	1,196,491	81	37	129	118	230	7,913	1,017	423,312	189	19	42	

(備考) 1 「石油コンビナート等防災体制の現況 (令和4年)」により作成

2 四捨五入をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

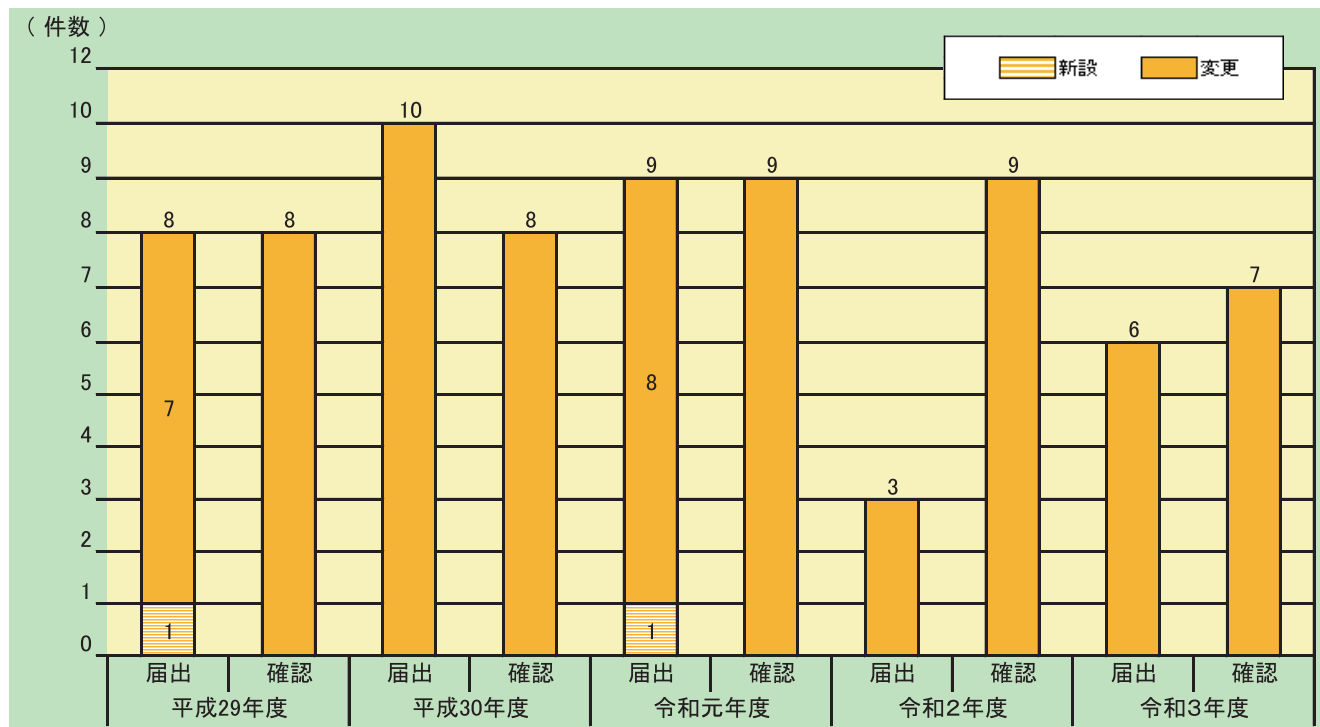
(2) 広域共同防災組織等（大容量泡放射システム関係）

（令和4年4月1日現在）

令別表第3における区分	共同防災組織・広域共同防災組織名	都道府県名	特別防災区域名	対象タンク基数	合計	大容量泡放水砲						※大容量泡放水砲用 泡消火薬剤（1%） （k l）
						1万以上2万未満 （基）	2万以上3万未満 （基）	3万以上4万未満 （基）	4万以上5万未満 （基）	5万以上 （基）		
第1地区	北海道地区広域共同防災組織	北海道	苫小牧	108	118	2	-	1	1	-	-	60
			室蘭	7								
			知内	3								
第2地区	第二地区（東北）広域共同防災協議会	青森	むつ小川原	55	94	2	-	-	2	-	-	108
		宮城	仙台	19								
		秋田	男鹿	16								
			秋田	4								
第3地区	常磐地区広域共同防災組織	福島	広野	4	86	2	-	-	2	-	-	115
		いわき	22									
		茨城	鹿島臨海	60								
第4地区	京葉臨海中地区共同防災協議会	千葉	京葉臨海中部	139	139	2	-	-	2	-	-	76
第5地区	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会	神奈川	京浜臨海	52	95	2	-	2	-	-	-	66
		根岸臨海	35									
		静岡	清水	8								
第6地区	北陸地区広域共同防災協議会	新潟	新潟東港	17	60	2	-	2	-	-	-	60
		富山	富山	5								
		新湊	5									
		福井	福井臨海	33								
第7地区	中京地区広域共同防災協議会	愛知	渥美	6	111	2	-	-	2	-	-	74
		名古屋港臨海	51									
		三重	四日市臨海	54								
第8地区	大阪・和歌山広域共同防災協議会	大阪	堺泉北臨海	41	89	2	-	-	2	-	-	72
		和歌山	和歌山北部臨海南部	44								
		御坊	4									
第9地区	瀬戸内地区広域共同防災協議会	兵庫	赤穂	4	120	2	-	-	2	-	-	96
		岡山	水島臨海	64								
		徳島	阿南	5								
		香川	番の州	15								
		愛媛	波方	3								
			菊間	18								
			松山	11								
第10地区	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	広島	江田島	1	119	2	-	1	-	1	-	72
		能美	13									
		広島・山口	岩国・大竹	13								
		山口	周南	35								
		宇部・小野田	32									
		大分	大分	25								
第11地区	南九州広域共同防災協議会	鹿児島	喜入	57	100	2	-	-	-	2	-	96
		志布志	43									
第12地区	沖縄地区広域共同防災組織	沖縄	平安座	63	80	2	-	-	-	2	-	72
			小那覇	17								
合計				1,211	24	-	6	13	5	-	967	

（備考） 1 「石油コンビナート等防災体制の現況（令和4年）」により作成
 2 第4地区のみ「共同防災組織」であり、他の11の地区は「広域共同防災組織」である。

資料 1-3-6 レイアウト事業所の新設等の届出



- (備考) 1 石油コンビナート等災害防止法第5条及び第7条の規定に基づく届出の件数により作成
 2 石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
 3 新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

資料 1-3-7 主な石油コンビナート災害

(単位:人、百万円) (令和 4 年 4 月 1 日現在)

発生年月日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死者	負傷者	損害額	備 考
昭 48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株) 徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株) 五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直江津	信越化学工業(株) 直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49. 12. 18	水島臨海	三菱石油(株) 水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50. 2. 16	四日市臨海	大協石油(株) 四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株) 姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6. 12	仙台	東北石油(株) 仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53. 11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株) 四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株) 徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業(株) 川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第 5 豊和丸
57. 3. 31	鹿島臨海	鹿島石油(株) 鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 [負傷者 6 人には事故発生後 48 時間以上経過して死亡した 3 人を含む。]
58. 5. 26	秋田	東北電力(株) 秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59. 3. 5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株) 岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60. 12. 17	水島臨海	三菱石油(株) 水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第 6 明和丸
62. 5. 26	品川・大井	東京電力(株) 大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63. 8. 1	尼崎	関西電力(株) 尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー-空気予熱器のホッパー部
平 元. 3. 6	水島臨海	日本鉱業(株) 水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元. 7. 10	和歌山北部 臨海北部	大岩石油(株) 青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2. 2. 6	阿南	日本電工(株) 徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3. 6. 26	京葉臨海中部	ライオン(株) 千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4. 10. 16	京葉臨海中部	富士石油(株) 袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器
5. 7. 4	新居浜	住友化学工業(株) 愛媛工場	プラント爆発火災	1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
6. 2. 25	京浜臨海	東燃(株) 川崎工場	プラント火災	—	—	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
7. 5. 30	京浜臨海	東燃(株) 川崎工場	プラント有害ガス漏えい	1	46	—	定期点検整備中の硫化水素ガス漏えい [負傷者 46 人には事故発生後 48 時間以上経過して死亡した 2 人を含む。]
8. 6. 18	京葉臨海中部	東京電力(株) 姉崎火力発電所	発電設備爆発	2	1	7,640	ボイラー
8. 7. 17	堺泉北臨海	日本アルキルアルミ(株) 大阪工場	プラント爆発	—	12	218	水素化反応器
9. 1. 6	仙台	東北石油(株) 仙台製油所	プラント火災	—	—	35	重油脱硫装置
9. 8. 21	番の州	コスモ石油(株) 坂出製油所	タンク火災	—	—	18	開放点検中のナフサタンク
10. 5. 21	姫路臨海	山陽特殊製鋼(株)	タンク漏えい	—	—	26	重油漏えい 80kl
12. 7. 12	堺泉北臨海	興亜石油(株) 大阪製油所	プラント爆発	—	—	32	ボイラー
13. 6. 10	徳山・新南陽	日本ポリウレタン工業(株) 南陽工場	プラント有毒ガス漏えい	—	7	—	ホスゲンがガス化して拡散
14. 4. 15	苫小牧	出光興産(株) 北海道製油所	プラント爆発火災	—	—	173	重油脱硫装置
14. 11. 23	京浜臨海	大東通商(株) 横浜油槽所	タンク爆発火災	—	—	1	ガソリンタンク
15. 8. 29	名古屋港臨海	エクソンモービル(有) 名古屋油槽所	タンク火災	6	1	1	開放洗浄中のガソリンタンク
15. 9. 26	苫小牧	出光興産(株) 北海道製油所	タンク火災	—	—	16	原油タンクリング火災
15. 9. 28	苫小牧	出光興産(株) 北海道製油所	タンク火災	—	—	538	ナフサタンク全面火災
16. 10. 16	仙台	新日本石油精製(株) 仙台製油所	プラント火災	—	1	2	重油脱硫装置
17. 1. 24	水島臨海	JFEスチール(株) 西日本倉敷事業所	プラントガス漏えい	2	1	—	均熱炉立ち上げ中の燃焼ガス漏えい
17. 5. 8	東播磨	(株) 神戸製鋼所加古川製鉄所	プラント火災	—	1	100	ボイラー
18. 1. 17	菊間	太陽石油(株) 四国事業所	タンク火災	5	2	—	開放前作業中の原油タンク
18. 5. 31	鹿島臨海	日本ブチル(株) 鹿島工場	プラント有毒ガス漏えい	—	55	—	スタートアップ中の臭素ガス漏えい
19. 3. 20	直江津	信越化学工業(株) 直江津工場	プラント爆発火災	—	17	1,912	メチルセルロース製造工場
19. 12. 21	鹿島臨海	三菱化学(株) 鹿島事業所	プラント火災	4	—	1,724	エチレンプラント
20. 7. 29	北九州	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所	プラント火災	—	—	8,163	コークス炉付属設備
21. 4. 15	新居浜	住友化学(株) 愛媛工場菊本地区	プラント有毒ガス漏えい	—	32	1	ソーダ工場除害塔設備塩素ガス漏えい
22. 6. 15	京葉臨海中部	京葉モノマー(株)	プラント劇物漏えい	2	6	—	塩酸回収設備スタートアップ中の塩酸漏えい
23. 3. 11	京葉臨海中部	コスモ石油(株) 千葉製油所	液化石油ガスタンク火災	—	6	—	東日本大震災による液化石油ガスタンクの火災
23. 11. 13	周南	東ソー(株) 南陽事業所	プラント爆発	1	—	—	塩酸塔還流槽の爆発
24. 4. 22	岩国・大竹	三井化学(株) 岩国大竹工場	プラント爆発火災	1	21	1,130	プラントの緊急停止中の爆発火災
24. 6. 28	京葉臨海中部	コスモ石油(株) 千葉製油所	タンク漏えい	—	—	—	アスファルトの海上漏洩
24. 9. 29	姫路臨海	(株) 日本触媒姫路製造所	プラント爆発	1	36	—	プラントの中間タンクの爆発
24. 11. 7	平安座	沖縄ターミナル(株)	タンク漏えい	—	—	—	原油タンクの浮き屋根沈降
26. 1. 9	四日市臨海	三菱マテリアル(株) 四日市工場	プラント爆発火災	5	13	—	熱交換器開放洗浄作業時の爆発火災
26. 9. 3	名古屋港臨海	新日鐵住金(株) 名古屋製鐵所	プラント火災	—	15	—	コークス炉石灰塔の火災

資料

資料1-5-1 昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住家被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	S23 (1948) . 9. 11 ~ 12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2, 026
2	. 9. 15 ~ 17	アイオン台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1, 956	5, 889	12, 127	44, 867	75, 168
3	S24 (1949) . 6. 18 ~ 22	デラ台風	九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1, 410	4, 005	4, 627	52, 926
4	. 8. 13 ~ 18	ジュディス台風	九州、四国	154	25	213	569	1, 966	33, 680	68, 314
5	. 8. 31 ~ 9. 1	キテイ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3, 733	13, 470	51, 899	92, 161
6	S25 (1950) . 1. 10 ~ 14	風害	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	. 9. 3 ~ 4	ジェーン台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26, 062	19, 131	101, 792	93, 116	308, 960
8	S26 (1951) . 7. 7 ~ 17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13, 532	89, 766
9	. 10. 13 ~ 15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2, 644	24, 716	47, 948	30, 110	108, 163
10	S27 (1952) . 6. 22 ~ 24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4, 020	35, 692
11	. 7. 10 ~ 12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20, 733	21, 456
12	S28 (1953) . 6. 23 ~ 30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2, 720	5, 699	11, 671	199, 979	254, 664
13	. 7. 16 ~ 25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5, 819	7, 704	2, 125	20, 277	66, 202
14	. 8. 11 ~ 15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6, 222	18, 894
15	. 9. 22 ~ 26	台風第13号	全国、特に近畿	393	85	2, 559	8, 604	17, 467	144, 300	351, 575
16	S29 (1954) . 5. 8 ~ 12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1, 471	—	23
17	. 9. 10 ~ 14	台風第12号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2, 162	5, 749	45, 040	136, 756
18	. 9. 24 ~ 27	台風第15号(洞爺丸台風)	全国、特に北海道、四国	1, 361	400	1, 601	8, 396	21, 771	17, 569	85, 964
19	S30 (1955) . 2. 19 ~ 20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	. 5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	S31 (1956) . 4. 17 ~ 18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1, 087	1, 320
22	S32 (1957) . 7. 25 ~ 28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3, 860	1, 564	2, 802	24, 046	48, 519
23	S33 (1958) . 1. 26 ~ 27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	. 9. 26 ~ 28	台風第22号(狩野川台風)	近畿以東、特に静岡	888	381	1, 138	2, 118	2, 175	132, 227	389, 488
25	S34 (1959) . 8. 12 ~ 14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1, 528	4, 089	10, 139	32, 298	116, 309
26	. 9. 26 ~ 27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く)、特に愛知	4, 697	401	38, 921	40, 838	113, 052	157, 858	205, 753
27	S35 (1960) . 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6, 943	2, 136	23, 322	18, 494
28	S36 (1961) . 6. 24 ~ 7. 5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1, 320	1, 758	1, 908	73, 126	341, 236
29	. 9. 15 ~ 16	台風第18号(第二室戸台風)	全国、特に近畿	194	8	4, 972	15, 238	46, 663	123, 103	261, 017
30	. 10. 25 ~ 28	水害・台風第26号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10, 435	50, 313
31	S37 (1962) . 7. 1 ~ 8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16, 108	92, 448
32	S38 (1963) . 1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6, 338
33	S39 (1964) . 7. 17 ~ 20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9, 360	48, 616
34	S40 (1965) . 9. 10 ~ 18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1, 206	1, 879	3, 529	46, 183	258, 239
35	S41 (1966) . 9. 23 ~ 25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2, 422	8, 431	8, 834	42, 792
36	S42 (1967) . 7. 8 ~ 9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17, 213	103, 731
37	. 8. 26 ~ 29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26, 641	39, 542
38	S43 (1968) . 8. 17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2, 061	13, 460
39	S47 (1972) . 7. 3 ~ 15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1, 056	2, 977	10, 204	55, 537	276, 291
40	S49 (1974) . 5. 29 ~ 8. 1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1, 131	77, 933	317, 623
41	S51 (1976) . 9. 8 ~ 14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1, 669	3, 674	101, 103	433, 392
42	S52 (1977) . 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1, 367
43	S54 (1979) . 10. 17 ~ 20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1, 287	8, 156	47, 943
44	S55 (1980) . 12 ~ 56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2, 158	165	301	732	7, 365
45	S57 (1982) . 7 ~ . 8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1, 175	1, 120	1, 919	45, 367	166, 473
46	S58 (1983) . 7. 20 ~ 29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1, 098	2, 040	7, 484	11, 264
47	S58 (1983) . 12 ~ 59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1, 366	61	128	70	852
48	H16 (2004) . 6 ~ 10	集中豪雨・台風等	全国	220	16	2, 925	1, 471	16, 669	42, 537	135, 130
49	H17 (2005) . 12 ~ 18. 3	雪害	北海道、東北、北陸	152	—	2, 145	18	28	12	101
50	H22 (2010) . 11 ~ 23. 3	雪害	北海道、秋田、新潟、山形	131	—	1, 537	9	14	6	62
51	H23 (2011) . 7 ~ 10	集中豪雨・台風第6・9・12・15号	全国	106	20	519	485	5, 735	8, 894	30, 215
52	H23 (2011) . 11 ~ 24. 3	雪害	北海道、東北、北陸	133	—	1, 990	13	12	3	55
53	H24 (2012) . 11 ~ 25. 3	雪害	北海道、東北、北陸	104	—	1, 517	5	7	2	23
54	H29 (2017) . 11 ~ 30. 3	雪害	北海道、東北、北陸	116	—	1, 539	9	18	13	40
55	H30 (2018) . 6. 28 ~ 7. 29	水害(7月豪雨)・台風第12号	全国	263	8	484	6, 783	11, 346	6, 982	21, 637
56	R1 (2019) . 10. 12 ~ 26	令和元年東日本台風・水害	全国	107	3	384	3, 144	28, 836	7, 076	22, 796
57	R2 (2020) . 11 ~ 3. 4	雪害	北海道、東北、北陸	110	—	1, 705	17	21	5	34

資料 1-5-2 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に発生した自然災害による都道府県別被害状況

(令和4年4月1日現在)

資料

都道府県	区分	人的被害(人)				建物被害(棟)								その他	
		死者		行方不明者	負傷者		住家被害					非住家被害		田(ha)	
		うち災害関連死者			重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	流失埋没	冠水
北海道		18			104	211	1	2	126	14	32	26	246		
青森		11			50	76	8	50	445	2	12		26	0.00	273.30
岩手		6			24	39	1		33	1	6		2		
宮城		2			7	69	5	141	14,428		2	13	18		
秋田		13			119	92	5	3	2,332	55	145		71		9.85
山形		14			100	98	4	3	95		1	1	80	5.61	
福島		2	1		27	120	139	2,926	20,822		14	235	1,693		
茨城					2	8		1	77	26	13		62	0.20	
栃木		1			3	7		1	88		11		2		
群馬					1	3			7		4			1.39	
埼玉					3	11		2	81		4		1		
千葉					4	28	1	2	206	31	81				
東京都					1	6		1	87	17			5		
神奈川県			1			37	3		45	18	443	3	10		1.00
新潟		21	2		130	214	5	8	304	7	100	1	226	3.64	
富山		5	1		30	101	1	4	32		6		23	4.94	
石川		2			9	47		1	13		2	1	7	1.00	
福井		8	1		18	86	2	2	192	18	61		13	407.55	46.81
山梨						3				1					
長野		4			13	25	11	4	63	2	517		12	56.00	
岐阜		1			3	2	1	2	42	24	63			34.67	
静岡県		27	1	1	2	8	54	21	178	159	295	3	63		
愛知県									30	17	37			1.89	
三重						2			75		4				
滋賀					2	15	1		357	6	48		2		
京都						4			13	17	54		2	0.14	1.42
大阪						13			14	8	67		3		
兵庫県					1	8		1	6		12			1.70	
奈良											10				
和歌山					2	9			69	1	7		4		
鳥取					2	5			47	23	252		22		
島根		2			1	6	3	38	200	92	705		33		
岡山						3		1	8		7		1		
広島		3			1	2	12	157	196	219	861		115	1,444.00	
山口							2	2	15	7	36			347.00	0.31
徳島										19	67				151.00
香川県						7					5		3	1.70	
愛媛						1	1		8	10	28		2		83.80
高知							1		2	22	117				
福岡					2	4	10	55	93	360	1,211	7	7	3.58	3,260.50
佐賀					2	7	5	1,168	25	303	2,091		253	1,254.00	
長崎		5			2	2	7	1	12	2	21		5	23.66	
熊本		2			1	1	1	4	69	4	49		11		95.53
大分							2	1	7	3	6		2	13.62	
宮崎								3	3	21	107		1		
鹿児島		1							8	68	198	3	20	365.77	
沖縄					2	7				9	4				
合計		148	6	2	668	1,387	286	4,605	40,953	1,586	7,816	293	3,046	3,972.06	3,923.52

(備考) 1 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。
 2 その他の項目における田及び畑の数値(ha)は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料1-5-2 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に発生した自然災害による都道府県別被害状況(つづき)

(令和4年4月1日現在)

都道府県	その他		その他						り災世帯数(世帯)	り災者数(人)	被害総額(千円)	災害対策本部の設置		災害救助法適用市町村(延べ数)	消防職員出動延べ人数(人)	消防団員出動延べ人数(人)	
	畑(ha)		学校(箇所)	橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	被害船舶(隻)				都道府県(回)	市町村(延べ数)				
	流失埋没	冠水															
北海道	22.00		77	1	214	7		19	18	37	4,637,838		18		474	37	
青森	24.70			5	29				68	125	4,094,790	1	14	3	2,949	1,796	
岩手					1						173,979		13		307	937	
宮城			695	1	23				146	289	18,684,308	1	29		2,741	7,927	
秋田	76.02		2		38			7	66	124	12,511,833	1	4	7	3,748	18	
山形	0.80				18	2			7	8	15,922,588	2	28		310	1,115	
福島			40	4	5				2,083	3,389	18,065,208	1	71	17	912	4,267	
茨城			13			4	7		27	36	324,981		10		224	326	
栃木			7			7			1	1	1,104,994		2		122	1,351	
群馬	1.95				1						1,142,155		5		21		
埼玉			11						3	7	3,905		3		164	26	
千葉			1		32			2	35	47	1,635,541	1	36		3,475	3,965	
東京			2			7		2	22	45			10		186	314	
神奈川	1.00		11		21	248			13	25	2,028,046		3		822	364	
新潟			1	2	20				20	31	9,796,963	1	8	7	14,832	2,714	
富山					3			17	7	14	3,061,286		6	4	660	629	
石川			11		5	1			1	1	2,405,346		3		264	10	
福井			2		49				22	38	1,919,998	1	5	5	426	100	
山梨				1							1,164,000		1		45	194	
長野	49.00		4	9	235				17	30	28,610,844	2	33	7	439	6,129	
岐阜	5.06	0.19		7	306				27	64	19,225,441	11	24		38	1,447	
静岡	0.85		29	1	51	32			7	268	9,482,121	1	20	5	2,575	240	
愛知	0.30		1		14	1			9	13	577,702	13	76		236	82	
三重			7	2	48	19			7		5,657,002	14	60		8	51	
滋賀			1		6	59			7	13	1,011,908		3		929	1,318	
京都	6.97	1.00	7		39	1	17		19	30	2,045,064		14		310	337	
大阪						4			6	6	4,231		14		33	138	
兵庫	0.40				30	7					1,841,758		16		347	2,965	
奈良					1						119,947		7		55	91	
和歌山					14	15			1	1	3,133,425		1		310	6	
鳥取			30	1	132			1	3	10	8,532,324	3	19	1	310	2,187	
島根			25	9	1,359			44	146	356	57,943,370	3	26	7	1,113	5,370	
岡山			1		64				1	1	1,777,327		19		168	1,404	
広島	131.00		4	6	1,061	84		4	3	401	601	47,157,662	6	55	4	3,253	10,073
山口	8.38	19.90	2		81	13			9	13	3,182,292	2	14		555	1,176	
徳島		2.20			4	15					292,154		1		70	557	
香川	0.70		8		2						256,414				115	92	
愛媛					79				11	20	2,763,668		47		108	3,012	
高知					272	2	1		21	53	5,850,288	1	27		213	856	
福岡	0.05	93.76	17	3	138	153			659	1,465	13,891,415	1	49	3	1,173	7,231	
佐賀			9	194	219				1,485	3,151	39,066,414	1	18	3	1,206	10,398	
長崎	41.10		1		136	63			11	19	16,346,390	1	12	2	305	129	
熊本		24.42	3		552	28			14	35	18,127,707	1	36		243	10,277	
大分					89			1	14	32	5,529,668		7		285	2,241	
宮崎					41			19	23	34	4,749,315		5		110	1,836	
鹿児島	121.68		7	1	498	60		27	66	120	17,477,625	1	17	5	2,560	359	
沖縄				1	1	36			10	26	1,148,897	2	26		1,078	80	
合計	369.24	264.19	1,029	248	5,931	868	244	46	5,774	10,909	414,480,132	72	915	80	50,827	96,172	

- (備考) 1 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。
2 その他の項目における田及び畑の数値(ha)は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料 1-6-1 関東地震以降の主な地震災害

発生日月	地震名等	規模 (マグニチュード)	最大 震度	人的被害(人)		住家被害(棟)			
				死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
大正 12 (1923). 9. 1	関東大震災	7.9	6	約 105,000		128,266	447,128	868	576,262
" 13 (1924). 1. 15	丹沢地震	7.3	6	19	—	1,298	—	—	1,298
" 14 (1925). 5. 23	北但馬地震	6.8	6	428	—	1,295	2,180	—	3,475
昭和 2 (1927). 3. 7	北丹後地震	7.3	6	2,925	—	12,584	3,711	—	16,295
" 5 (1930). 11. 26	北伊豆地震	7.3	6	272	—	2,165	—	75	2,240
" 6 (1931). 9. 21	西埼玉地震	6.9	5	16	—	206	—	—	206
" 8 (1933). 3. 3	昭和三陸地震	8.1	5	3,008	—	2,346	216	4,917	7,479
" 10 (1935). 7. 11	静岡岡地地震	6.4	6	9	—	814	—	—	814
" 14 (1939). 5. 1	男鹿地震	6.8	5	27	—	585	—	—	585
" 18 (1943). 9. 10	鳥取地震	7.2	6	1,083	—	7,485	251	—	7,736
" 19 (1944). 12. 7	東南海地震	7.9	6	998	—	26,130	—	3,059	29,189
" 20 (1945). 1. 13	三河地震	6.8	5	2,306	—	12,142	—	—	12,142
" 21 (1946). 12. 21	南海地震	8.0	5	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
" 23 (1948). 6. 28	福井地震	7.1	6	3,769	—	36,184	3,851	—	40,035
" 24 (1949). 12. 26	今市地震	6.4	4	10	—	873	—	—	873
" 27 (1952). 3. 4	十勝沖地震	8.2	5	33	—	815	—	91	906
" 35 (1960). 5. 23	チリ地震	9.5(Mw)	—	139	—	1,571	—	1,259	2,830
" 36 (1961). 2. 2	長岡地地震	5.2	4	5	—	220	—	—	220
" 37 (1962). 4. 30	宮城県北部地震	6.5	4	3	—	369	—	—	369
" 39 (1964). 6. 16	新潟地地震	7.5	5	26	—	1,960	290	—	2,250
" 43 (1968). 2. 21	えびの地地震	6.1	5	3	—	368	—	—	368
" 43 (1968). 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	5	52	—	673	18	—	691
" 49 (1974). 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	5	30	—	134	5	—	139
" 53 (1978). 1. 14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	5	25	—	94	—	—	94
" 53 (1978). 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	5	28	—	1,383	—	—	1,383
" 57 (1982). 3. 21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	6	—	—	13	—	—	13
" 58 (1983). 5. 26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	5	104	—	1,584	—	—	1,584
" 59 (1984). 9. 14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	4	29	—	14	—	—	14
" 62 (1987). 3. 18	日向灘を震源とする地震	6.6	5	1	—	—	—	—	—
" 62 (1987). 12. 17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	5	2	—	16	—	—	16
平成 5 (1993). 1. 15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	6	2	—	53	—	—	53
" 5 (1993). 7. 12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	5	202	28	601	—	—	601
" 5 (1993). 10. 12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	4	1	—	—	—	—	—
" 6 (1994). 10. 4	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	6	—	—	61	—	—	61
" 6 (1994). 12. 28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	6	3	—	72	—	—	72
" 7 (1995). 1. 17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	7	6,434	3	104,906	7,036	—	111,942
" 12 (2000). 7. 1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	6弱	1	—	15	—	—	15
" 12 (2000). 10. 6	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	6強	—	—	435	—	—	435
" 13 (2001). 3. 24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	6弱	2	—	70	—	—	70
" 15 (2003). 7. 26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	6強	—	—	1,276	—	—	1,276
" 15 (2003). 9. 26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	6弱	—	2	116	—	—	116
" 16 (2004). 10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	7	68	—	3,175	—	—	3,175
" 17 (2005). 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	6弱	1	—	144	—	—	144
" 19 (2007). 3. 25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	6強	1	—	686	—	—	686
" 19 (2007). 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	6強	15	—	1,331	—	—	1,331
" 20 (2008). 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	17	6	30	—	—	30
" 20 (2008). 7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	6弱	1	—	1	—	—	1
" 21 (2009). 8. 11	駿河湾を震源とする地震	6.5	6弱	1	—	—	—	—	—
" 23 (2011). 3. 11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0(Mw)	7	19,759	2,553	122,006	—	—	122,006
" 23 (2011). 3. 12	長野県・新潟県境付近を震源とする地震	6.7	6強	3	—	73	—	—	73
" 23 (2011). 6. 30	長野県中部を震源とする地震	5.4	5強	1	—	—	—	—	—
" 26 (2014). 11. 22	長野県北部を震源とする地震	6.7	6弱	—	—	81	—	—	81
" 28 (2016). 4. 14	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	7	273	—	8,667	—	—	8,667
" 28 (2016). 10. 21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	6弱	—	—	18	—	—	18
" 30 (2018). 4. 9	島根県西部を震源とする地震	6.1	5強	—	—	16	—	—	16
" 30 (2018). 6. 18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6弱	6	—	21	—	—	21
" 30 (2018). 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7	43	—	469	—	—	469
令和 3 (2021). 2. 13	福島県沖を震源とする地震	7.3	6強	3	—	144	—	—	144
" 4 (2022). 3. 16	福島県沖を震源とする地震	7.4	6強	4	—	217	—	—	217

※ Mw : モーメントマグニチュード

- (備考) 1 死者が生じたもの又は住家の全壊(全焼、流出を含む)被害が10棟以上生じたものを掲載。
 2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、令和4年3月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に全焼及び流出を含む。
 3 平成28年(2016年)熊本地震については、平成31年4月12日現在の数値である。
 4 平成28年(2016年)熊本地震のマグニチュード及び最大震度は、同年4月14日以降に発生した一連の地震におけるこれまでの最大の値を記載している。

資料 1-6-2 過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況

地震 / 発生日時 / マグニチュード / 最大震度	都道府県	人的被害 (人)			住家被害 (棟)			建物火災 (件)
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	
大阪府北部を震源とする地震 平成 30 年 6 月 18 日 7 時 58 分 M6.1 最大震度 6 弱 (令和元年 8 月 20 日現在)	三重	—	—	2	—	—	—	—
	滋賀	—	—	3	—	—	5	—
	京都	—	—	25	—	9	3,424	—
	大阪	6	—	384	20	471	57,586	3
	兵庫	—	—	42	1	3	223	4
	奈良	—	—	5	—	—	28	—
	徳島	—	—	1	—	—	—	—
合計		6	—	462	21	483	61,266	7
平成 30 年北海道胆振東部地震 平成 30 年 9 月 6 日 3 時 07 分 M6.7 最大震度 7 (令和元年 8 月 20 日現在)	北海道	43	—	782	469	1,660	13,849	2
熊本県熊本地方を震源とする地震 平成 31 年 1 月 3 日 18 時 10 分 M5.1 最大震度 6 弱 (令和元年 12 月 5 日現在)	熊本	—	—	4	—	—	60	—
北海道胆振地方中東部を震源とする地震 平成 31 年 2 月 21 日 21 時 22 分 M5.8 最大震度 6 弱 (令和元年 12 月 5 日現在)	北海道	—	—	6	—	—	19	—
山形県沖を震源とする地震 令和元年 6 月 18 日 22 時 22 分 M6.7 最大震度 6 強 (令和 2 年 4 月 1 日現在)	宮城	—	—	5	—	—	—	2
	秋田	—	—	2	—	—	1	—
	山形	—	—	28	—	4	940	—
	新潟	—	—	7	—	24	639	—
	石川	—	—	1	—	—	—	—
合計		—	—	43	—	28	1,580	—
福島県沖を震源とする地震 令和 3 年 2 月 13 日 23 時 07 分 M7.3 最大震度 6 強 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	岩手	—	—	1	—	—	—	2
	宮城	1	—	64	5	140	14,413	—
	山形	—	—	1	—	—	22	—
	福島	2	—	99	139	2,926	20,804	—
	茨城	—	—	3	—	1	26	—
	栃木	—	—	8	—	1	44	—
	群馬	—	—	1	—	—	—	—
	埼玉	—	—	1	—	2	21	—
	千葉	—	—	2	—	—	23	—
	東京	—	—	—	—	—	4	—
	神奈川	—	—	4	—	—	—	—
	新潟	—	—	—	—	—	2	—
	合計		3	—	184	144	3,070	35,361
福島県沖を震源とする地震 令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分 M7.4 最大震度 6 強 (令和 4 年 11 月 18 日現在)	岩手	—	—	5	—	—	—	—
	宮城	2	—	108	52	531	21,505	—
	秋田	—	—	1	—	—	1	—
	山形	—	—	5	—	1	20	—
	福島	1	—	101	165	4,024	30,621	—
	茨城	—	—	8	—	—	—	—
	栃木	—	—	2	—	—	—	—
	群馬	—	—	—	—	—	2	—
	埼玉	—	—	6	—	—	—	—
	千葉	—	—	3	—	—	9	—
	東京	1	—	—	—	—	4	—
	神奈川	—	—	5	—	—	—	—
	新潟	—	—	1	—	—	—	—
山梨	—	—	2	—	—	—	—	
合計		4	—	247	217	4,556	52,162	—
石川県能登地方を震源とする地震 令和 4 年 6 月 19 日 15 時 08 分 M5.4 最大震度 6 弱 (令和 4 年 11 月 18 日現在)	石川	—	—	7	—	—	62	—

(備考) 「令和 4 年 (2022 年) 石川県能登地方を震源とする地震」のマグニチュード及び最大震度は、一連の地震におけるこれまでの最大の値を記載している。

資料 1-7-1 平成 7 年（1995 年）以降の原子力施設における主な事故

発生日月	施設名	事故概要等	INESによる評価
平成 7 年 12 月 8 日	動力炉・核燃料開発事業団 (当時)	使用前検査中の高速増殖炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった。	1
平成 9 年 3 月 11 日	動力炉・核燃料開発事業団 (当時)	東海再処理施設アスファルト固化処理施設において、火災爆発が発生した。	3
平成 11 年 9 月 30 日	株式会社 JCO	東海事業所ウラン加工施設において、臨界に達する事故が発生し、従業員 3 人が重篤の放射線被ばくを受けた（うち 2 人死亡）ほか、これらの者を救急搬送した救急隊員 3 人、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事した従業員を含む多数の者が被ばくした。	4
平成 12 年 8 月 17 日	北海道電力(株)泊発電所	点検工事中の放射性廃棄物処理建屋サンブタンク内の清掃作業中に、当該タンク内で体調不良となった作業員 1 人を救出するためタンク内に入った別の 2 人の作業員のうち 1 人が、救出に使用した縄ばしごの約 1メートルの高さから落下転倒し、死亡した（病院において、全身の放射線測定を改めて行った結果、腎部及び背部に汚染があり、腎部の汚染は当初事業所から説明があったレベルより高いことが判明）。	—
平成 13 年 11 月 7 日	中部電力(株)浜岡原子力発電所	定格熱出力運転中の 1 号機において、非常用炉心冷却系の一つである高圧注入系の定期手動起動試験を実施したところ、同系統のタービン蒸気配管から分岐する余熱除去系配管が破断し、放射性物質を含む蒸気が原子炉建屋内に漏えいした。	1
平成 18 年 3 月 22 日	関西電力(株)大飯発電所	3、4号機廃棄物処理建屋において、管理区域である同建屋 4階の工具等の物置として使用していた場所で火災が発生した。	—
平成 19 年 7 月 16 日	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	新潟県中越沖地震（最大震度 6 強）が発生し、それに伴い 3号機所内変圧器において火災が発生した。	—
平成 23 年 3 月 11 日	東京電力(株)福島第一原子力発電所	東北地方太平洋沖地震（最大震度 7）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。	7 ※暫定評価
	東京電力(株)福島第二原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。	3 ※暫定評価
	東北電力(株)女川原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、タービン建屋地下 1階において、火災が発生した。	—
平成 25 年 5 月 23 日	(独) 日本原子力研究開発機構 (当時)	大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設において、陽子ビーム取出装置の誤作動により放射性物質が管理区域外に漏えいし、放射線業務従事者 34 人が被ばくした。	1
平成 29 年 6 月 6 日	(国研) 日本原子力研究開発機構	大洗研究開発センター燃料研究棟において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグが破裂し、作業員 5 人が被ばくした。	2
令和 3 年 3 月 16 日	(公財) 核物質管理センター (六ヶ所保障措置センター)	六ヶ所保障措置分析所内のグローブボックス内において、廃棄物容器内の内容物の化学反応による火災が発生した（設備等の損傷なし）。初期消火に際し、職員 1 人に軽微な身体汚染が生じた。	—

資料 1-8-1 主要港湾における消防機関の出動状況

(令和 3 年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故件数				
火災	爆発	流出	その他	海上	修理・解体中	係留中		1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
						荷役中	その他					
11	0	10	7	20	0	2	6	14	6	2	2	4

(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

資料 2-1-1 市町村の消防組織の現況

(各年 4 月 1 日現在)

区分		令和 3 年	令和 4 年	比較	
				増減数	増減率
消防本部	消防本部	724	723	△ 1	△ 0.1
	消防本部	385	384	△ 1	△ 0.3
	消防本部	51	51	0	0.0
	消防本部	288	288	0	0.0
	消防本部	1,718	1,714	△ 4	△ 0.2
	消防本部	3,099	3,095	△ 4	△ 0.1
消防団	消防団員数	167,073	167,510	437	0.3
	うち女性消防職員数	5,885	6,148	263	4.5
	消防団員数	2,198	2,196	△ 2	△ 0.1
消防団	消防団員数	22,237	22,152	△ 85	△ 0.4
	うち女性消防団員数	804,877	783,578	△ 21,299	△ 2.6
	うち女性消防団員数	27,317	27,603	286	1.0

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

資料 2-1-2 都道府県別市町村消防組織一覧

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	消防職員	消防団	消防分団	消防団員
		計	市	町	村	組合						
北海道		58	17	5		36	132	236	9,236	206	1,056	23,551
青森		11	2			9	36	51	2,667	41	775	17,308
岩手		12	4			8	27	51	2,021	33	431	19,674
宮城		11	4			7	33	59	3,201	42	478	17,763
秋田		13	6	1		6	20	58	2,087	25	345	15,131
山形		12	7			5	16	38	1,568	35	325	22,284
福島		12	2			10	29	72	2,555	59	553	30,101
茨城		24	14	3		7	65	60	4,541	44	1,043	20,993
栃木		12	7			5	29	42	2,537	28	285	13,787
群馬		11	4			7	36	45	2,629	35	419	11,001
埼玉		27	13	1		13	64	127	8,704	64	620	13,542
千葉		31	22	1		8	88	118	8,250	48	771	23,606
東京		5	2	2	1		84	220	19,450	98	720	21,721
神奈川		23	17	6			57	208	10,186	59	529	17,881
新潟		19	13	1		5	41	75	3,350	30	544	32,780
富山		7	3	1		3	26	21	1,330	15	316	8,743
石川		11	6	2		3	25	31	1,597	22	250	5,180
福井		9	3	1		5	19	26	1,278	18	237	5,858
山梨		10	5			5	17	33	1,264	27	219	14,059
長野		13	2			11	60	33	2,535	77	609	30,887
岐阜		20	13	1		6	44	65	2,789	44	464	20,715
静岡		16	10			6	45	91	4,697	35	567	17,358
愛知		34	24	2		8	66	150	8,486	345	593	21,790
三重		15	11	1		3	28	61	2,630	29	431	12,622
滋賀		7	3			4	23	29	1,711	19	226	8,545
京都		15	9	2		4	31	67	3,329	55	404	16,416
大阪		26	19	2		5	76	174	10,274	44	406	10,097
兵庫		24	18	1		5	55	117	6,254	62	1,213	39,651
奈良		3	2			1	24	28	1,842	39	300	7,727
和歌山		17	7	6		4	27	21	1,519	30	306	11,338
鳥取		3				3	13	13	788	19	224	4,671
島根		9	5			4	20	30	1,204	19	319	11,121
岡山		14	10			4	24	58	2,533	27	439	25,778
広島		13	9	2		2	39	77	3,688	30	535	20,068
山口		12	8			4	26	34	2,028	19	370	12,182
徳島		13	5	1		7	19	14	1,090	27	420	10,309
香川		9	4	1		4	17	19	1,212	17	239	7,380
愛媛		14	7	3		4	25	36	1,898	20	363	19,197
高知		15	8			7	20	19	1,216	34	264	7,575
福岡		24	10	1		13	45	96	5,066	73	717	23,811
佐賀		5	1			4	15	20	1,124	20	198	17,583
長崎		10	7	1		2	17	67	1,728	21	703	18,123
熊本		12	2			10	27	56	2,458	45	604	29,840
大分		14	12			2	18	37	1,662	18	417	13,755
宮崎		10	7			3	13	21	1,248	26	143	13,674
鹿児島		20	10	1		9	30	65	2,365	43	633	14,716
沖縄		18	10	1		7	23	26	1,685	30	129	1,686
合計		723	384	50	1	288	1,714	3,095	167,510	2,196	22,152	783,578

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

資料 2-1-3 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和 31 年 (1956 年)		383	6	465	713	31,864	5,332	-	101	1,830,222
32 (1957)		406	6	488	735	32,745	4,484	-	107	1,737,319
33 (1958)		429	6	507	778	33,729	4,304	-	104	1,677,555
34 (1959)		438	6	533	831	35,168	4,153	-	93	1,633,792
35 (1960)		445	3	562	833	36,627	4,016	-	102	1,591,053
36 (1961)		461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37 (1962)		484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38 (1963)		511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39 (1964)		544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40 (1965)		620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41 (1966)		640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42 (1967)		671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43 (1968)		700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44 (1969)		734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45 (1970)		756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46 (1971)		782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47 (1972)		805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48 (1973)		829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49 (1974)		848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50 (1975)		859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51 (1976)		869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52 (1977)		878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53 (1978)		887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54 (1979)		895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55 (1980)		906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56 (1981)		914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57 (1982)		923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58 (1983)		927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59 (1984)		932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60 (1985)		933	454	1,496	3,132	128,914	3,651	25,798	7	1,033,376
61 (1986)		933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62 (1987)		931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63 (1988)		930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年 (1989)		931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2 (1990)		933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3 (1991)		935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4 (1992)		935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5 (1993)		932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6 (1994)		931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7 (1995)		931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	-	975,512
8 (1996)		925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	-	972,078
9 (1997)		923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	-	968,081
10 (1998)		920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	-	962,625
11 (1999)		911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	-	957,047
12 (2000)		907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	-	951,069
13 (2001)		904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	-	944,134
14 (2002)		900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	-	937,169
15 (2003)		894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	-	928,432
16 (2004)		886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	-	919,105
17 (2005)		848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	-	908,043
18 (2006)		811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	-	900,007
19 (2007)		807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	-	892,893
20 (2008)		807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	-	888,900
21 (2009)		803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	-	885,394
22 (2010)		802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	-	883,698
23 (2011)		798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	-	879,978
24 (2012)		791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	-	874,193
25 (2013)		770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	-	868,872
26 (2014)		752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	-	864,347
27 (2015)		750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	-	859,995
28 (2016)		733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	-	856,278
29 (2017)		732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	-	850,331
30 (2018)		728	289	1,719	3,117	164,873	2,209	22,422	-	843,667
31 (2019)		726	289	1,719	3,113	165,438	2,198	22,388	-	831,982
令和 2 年 (2020)		726	289	1,719	3,106	166,628	2,199	22,309	-	818,478
3 年 (2021)		724	288	1,718	3,099	167,073	2,198	22,237	-	804,877
4 年 (2022)		723	288	1,714	3,095	167,510	2,196	22,152	-	783,578

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

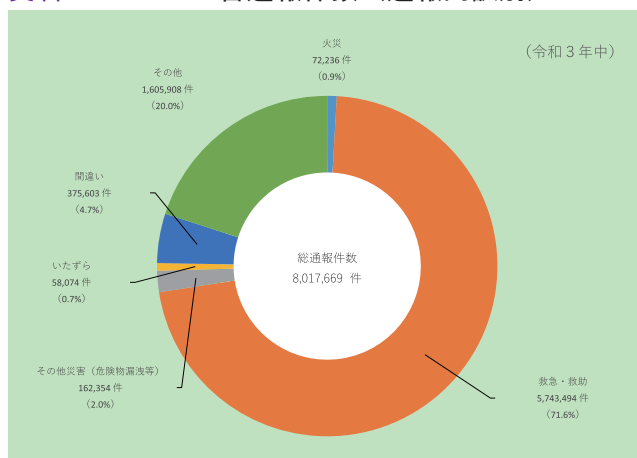
資料 2-1-4 消防車両等の保有数

(令和4年4月1日現在) (単位:台、艇、機)

区分		消防本部	消防団	計
消 防 ポ ン プ 自 動 車		7,748	13,621	21,369
は し ご 自 動 車		1,102	0	1,102
化 学 消 防 車		932	4	936
救 急 自 動 車		6,549	0	6,549
指 揮 車		1,779	904	2,683
救 助 工 作 車		1,237	0	1,237
そ の 他 の 消 防 自 動 車		9,135	2,195	11,330
小 型 動 力 ポ ン プ		3,549	48,913	52,462
内 訳	自 動 車 に 積 載	425	35,408	35,833
	台 車 に 積 載	1,830	2,701	4,531
	上 記 以 外	1,294	10,804	12,098
消 防 艇	38	11	49	
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	32	0	32	

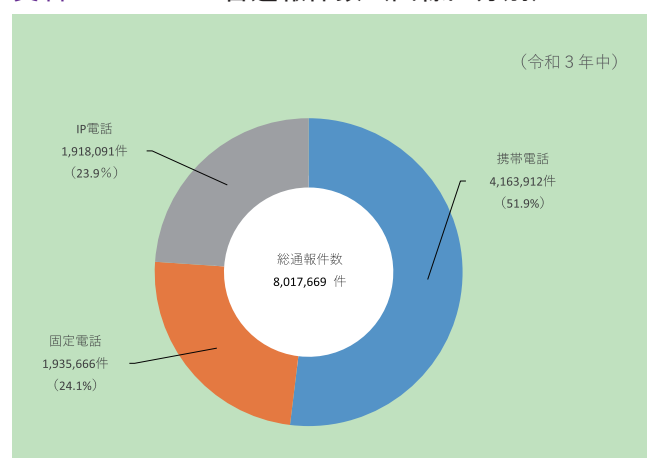
(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」により作成

資料 2-1-5 119番通報件数(通報内訳別)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

資料 2-1-6 119番通報件数(回線区分別)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

資料 2-1-7 消防水利(主な人工水利)の整備数

(各年4月1日現在)

区分	令和3年	令和4年	比較	
			増減数	増減率(%)
全 国 の 整 備 数	2,499,150 (100.0)	2,515,624 (100.0)	16,474	0.7
消 火 栓	1,941,751 (77.7)	1,954,330 (77.7)	12,579	0.6
防 火 水 槽	538,280 (21.5)	542,179 (21.6)	3,899	0.7
20m ³ ～40m ³ 未満	103,010	103,067	57	0.1
40m ³ ～60m ³ 未満	388,355	391,849	3,494	0.9
60m ³ 以上	46,915	47,263	348	0.7
井 戸	19,119 (0.8)	19,115 (0.8)	△4	△0.0

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 () は、構成比を示し、単位は%である。
 3 端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-8 普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計歳出決算額 (百万円) (A)	消防費決算額 (百万円) (B)	1世帯当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B) / (A) × 100 (%)
H30	58,169,432	2,001,176	34,499	15,670	3.4
R 1	59,634,943	2,091,952	35,743	16,415	3.5
R 2	75,822,996	2,124,963	35,973	16,714	2.8

- (備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成
 2 世帯数及び人口は、それぞれの年度の1月1日現在の計数を用いている。
 3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
 4 普通会計決算額には東京都の消防費決算額(東京消防庁)を含む。

資料 2-1-9 消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位:億円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,397	67.5	13,538	67.5	13,715	68.5	13,880	66.3	13,733	64.6
物件費	2,052	10.3	2,114	10.5	2,165	10.8	2,270	10.9	2,509	11.8
普通建設事業費	3,505	17.7	3,092	15.4	3,152	15.8	3,591	17.2	4,005	18.8
補助事業費	698	3.5	557	2.8	456	2.3	530	2.5	513	2.4
単独事業費	2,806	14.1	2,534	12.6	2,693	13.5	3,058	14.6	3,490	16.4
受託事業費	1	0.0	0	0.0	2.0	0.0	3.0	0.0	2	0.0
その他	901	4.5	1,318	6.6	980	4.9	1,178	5.6	1,003	4.7
計	19,855	100.0	20,062	100.0	20,012	100.0	20,920	100.0	21,250	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-10 消防費決算額の財源内訳

(単位:億円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,814	84.7	17,408	86.8	17,251	86.2	17,769	84.9	17,428	82.0
特定財源	3,041	15.3	2,654	13.2	2,761	13.8	3,150	15.1	3,822	18.0
国庫支出金	318	1.6	245	1.2	223	1.1	255	1.2	289	1.4
地方債	2,135	10.8	1,860	9.3	1,925	9.6	2,302	11.0	2,722	12.8
使用料、手数料	32	0.2	31	0.2	33	0.2	33	0.2	31	0.1
その他	555	2.8	518	2.6	580	2.9	560	2.7	780	3.7
計	19,855	100.0	20,062	100.0	20,012	100.0	20,920	100.0	21,250	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-11 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
H30	11,300	0.0	1,667,748	△ 0.1
R 1	11,300	0.0	1,661,452	△ 0.4
R 2	11,400	0.9	1,673,420	0.7
R 3	11,700	2.6	1,716,179	2.6
R 4	11,500	△ 1.7	1,689,166	△ 1.6

- (備考) 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成

資料 2-1-12 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

(単位:千円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		昭和 28 年度～令和 3 年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
耐震性貯水槽	319	950,604	374	1,146,128	350	955,917	350	1,003,162	244	736,578	18,187	69,374,909
備蓄倉庫	3	63,715	4	55,099	0	0	1	3,320	2	23,904	267	1,959,714
防火水槽	8	14,242	11	20,307	7	11,052	13	24,953	2	3,770	119,098	115,210,359
救助活動等拠点施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	4	62,794	7	78,689
活動火山対策避難施設	0	0	2	38,604	4	29,175	0	0	2	13,883	16	304,950
画像伝送システム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	6,249,758
広域訓練拠点施設整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	565,962
救急安心センター等整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高機能消防指令センター総合整備事業	2	115,646	1	72,956	6	327,984	2	67,252	8	696,036	176	13,268,970
林野火災用活動拠点広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	162,369
訓練塔	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143	723,991
自然水利利用施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21,777
空中消火等補給基地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	116,226
救急用ヘリコプター離着陸場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	2,001,029
体力錬成施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	380,367
ヘリコプター離着陸用広場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12,000
消防団拠点施設等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,385	7,031,865
広域消防・無線中継施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	66,101
コミュニティ防災拠点施設整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	118,061
震度情報ネットワークシステム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	4,068,500
自然水利等活用施設整備モデル事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	40,000
消防広域化推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	311,191
広域応援対応型消防艇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	647,847
消防艇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77	2,919,376
消防用ヘリコプター附帯施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	357,173
消防用高所監視施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	308,207
消防車両動態管理・情報システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	456,049
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115	1,351,167
合計	332	1,144,207	392	1,333,094	367	1,324,128	366	1,098,687	262	1,536,965	139,769	228,106,607

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
2 令和3年度については、翌年度繰越分を含まない。
3 補助金交付調書の集計結果により作成

資料 2-1-13 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

(単位:千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		昭和28年度～令和3年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
災害対応特殊消防ポンプ自動車	118	1,141,454	111	1,387,324	110	1,446,656	122	1,597,537	2,164	19,706,628
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	17	244,611	9	230,167	10	226,966	17	328,385	306	4,764,975
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	22	1,132,185	12	716,789	9	448,541	10	578,336	343	14,957,380
救助工 作 車	13	190,314	11	267,599	25	611,474	15	368,884	523	8,397,515
災害対応特殊救急自動車	126	1,139,345	128	1,194,053	119	1,123,566	146	1,389,137	4,643	30,308,780
高度救命処置用資機材	104	349,261	105	332,970	103	338,445	128	416,697		
災害対応特殊高発泡車	2	15,338	0	0	0	0	0	0	7	50,726
災害対応特殊大型高所放水車	0	0	1	42,752	0	0	0	0	2	83,561
災害対応特殊原液搬送車	2	20,854	0	0	0	0	2	21,240	13	134,447
特殊災害対応自動車	0	0	1	52,223	0	0	1	52,223	13	601,518
支援 車	15	135,864	7	39,792	17	110,073	6	54,197	196	2,233,482
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	5	61,848	2	37,032	3	55,548	2	37,032	42	559,476
消防活動二輪車	0	0	0	0	2	2,046	0	0	4	4,011
救助消防ヘリコプター	0	0	0	0	0	0	0	0	30	7,200,000
救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	0	0	0	0	1	78,743	1	36,756	51	2,488,968
ヘリコプター高度化資機材	0	0	0	0	0	0	0	0	24	934,181
ヘリコプター消火用タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	14	166,114
ヘリコプター用衛星電話	0	0	0	0	0	0	1	7,176	10	59,956
広域応援対応型消防艇	0	0	0	0	1	49,695	1	74,543	3	364,238
救助用資機材	14	170,873	13	151,827	23	305,089	19	218,885	535	6,364,488
高度救助用資機材	6	62,891	10	59,701	9	97,365	9	45,882	350	3,042,138
高度探査装置	0	0	0	0	2	13,640	4	16,966	43	475,497
緊急消防援助隊用支援資機材等	8	14,067	4	8,146	4	5,624	7	12,230	129	230,738
テロ対策用特殊救助資機材	9	31,595	8	17,568	19	99,719	11	57,705	205	694,220
検知型遠隔探査装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海水利用型消防水利システム	0	0	3	77,182	2	109,327	1	66,615	15	652,230
消防救急無線	0	0	0	0	0	0	0	0	124	12,573,952
搬送用アイソレータ装置	-	-	-	-	121	74,620	28	19,922	28	19,922
災害対応特殊屈折放水塔車	-	-	-	-	-	-	-	-	5	96,091
消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	39,215	93,252,504
小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	47,509	10,646,722
消防専用電話装置	-	-	-	-	-	-	-	-	23,629	3,859,354
小型動力ポンプ付積載車	-	-	-	-	-	-	-	-	17,426	16,256,442
小型動力ポンプ付水槽車	-	-	-	-	-	-	-	-	668	4,401,633
消防団活性化総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1,091	5,566,552
消防団総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	433	4,050,058
防災無線	-	-	-	-	-	-	-	-	1,729	45,448,338
高機能防災無線	-	-	-	-	-	-	-	-	83	4,902,957
受令機	-	-	-	-	-	-	-	-	67	15,918
林野火災工 作 車	-	-	-	-	-	-	-	-	135	375,349
チェンソー	-	-	-	-	-	-	-	-	29	16,612
可搬式消火機材	-	-	-	-	-	-	-	-	670	438,635
可搬式小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	-	-	6,232	2,547,459
電源車	-	-	-	-	-	-	-	-	121	947,756
起震車	-	-	-	-	-	-	-	-	100	302,807
防災指導車	-	-	-	-	-	-	-	-	23	163,408
多重情報処 理 車	-	-	-	-	-	-	-	-	3	28,908
震災工 作 車	-	-	-	-	-	-	-	-	5	62,205
火山噴火災害特殊避難車	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9,961
耐熱装甲型救助活動車	-	-	-	-	-	-	-	-	2	65,200
救護所用資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	133	192,458
給水車	-	-	-	-	-	-	-	-	19	85,443
コミュニティ防災資機材等整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	7,194	1,997,052
自主防災組織活性化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	102	64,156
林野火災対策用資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	22	42,354
震災初動対応資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	103	198,490
降雨情報等収集分析装置	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,669
化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	1,575	8,727,952
はしご付消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	2,119	39,775,475
高発泡車	-	-	-	-	-	-	-	-	64	224,979
屈折放水塔車	-	-	-	-	-	-	-	-	27	250,691
ヘリコプター	-	-	-	-	-	-	-	-	78	7,703,731
ヘリコプターテレビ電送システム	-	-	-	-	-	-	-	-	22	1,582,659
消防緊急通信指令施設	-	-	-	-	-	-	-	-	842	14,290,859
救助資機材等総合整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1,525	7,874,955
救急高度化推進整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	276	1,592,606
大型化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	103	1,453,056
大型高所放水車	-	-	-	-	-	-	-	-	110	2,392,807
泡原液搬送車	-	-	-	-	-	-	-	-	102	449,938
救急業務高度化資機材緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	2,026	15,216,053
ヘリコプター運航管理システム	-	-	-	-	-	-	-	-	10	11,279
画像伝送システム	-	-	-	-	-	-	-	-	7	278,499
自然水利活用遠距離送水システム	-	-	-	-	-	-	-	-	15	73,203
自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5,047
放射線防護資機材	-	-	-	-	-	-	-	-	30	46,072
救急指令装置その他	-	-	-	-	-	-	-	-	2,329	2,478,383
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	5,200	5,409,181
合 計	461	4,710,500	425	4,615,125	580	5,197,127	531	5,400,348	173,029	422,945,057

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 令和3年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 令和2年度については、補正予算整備分を含む。
 4 補助金交付調書の集計結果により作成

資料

資料 2-1-14 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (C) (B - A)	増減率 (C) / (A)
緊急防災・減災事業（通常収支分）	189,566	260,413	390,083	129,670	49.8
教育・福祉施設等整備事業	11,337	11,006	10,328	△ 678	△ 6.2
一般補助施設整備等事業	6,291	6,239	5,471	△ 768	△ 12.3
施設整備事業（一般財源化分）	5,046	4,767	4,857	90	1.9
一般単独事業	31,914	41,279	34,902	△ 6,377	△ 15.4
一般事業（消防・防災施設）	21,456	26,653	21,705	△ 4,948	△ 18.6
防災対策事業	10,458	14,626	13,197	△ 1,429	△ 9.8
防災基盤整備事業	9,956	14,046	12,512	△ 1,534	△ 10.9
公共施設等耐震化事業	502	580	685	105	18.1
辺地対策事業	1,395	1,254	1,144	△ 110	△ 8.8
過疎対策事業	13,831	10,135	10,900	765	7.5
合 計	248,043	324,087	447,357	123,270	38.0

(備考) 1 「総務省自治財政局調査」をもとに作成。特別区を含む。

2 緊急防災・減災事業（通常収支分）、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業並びに辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備事業に係る額を記載している。

3 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-15 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移

(単位:百万円、%)

年度	普通会計 歳出決算額 (A)	防災費 決算額 (B)	(B) / (A) × 100	(B) のうち 市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
H30	48,725,495	124,038	0.25	8,596	172
R 1	49,096,513	135,843	0.28	8,473	417
R 2	59,472,701	126,841	0.21	6,906	563

(備考) 1 「都道府県決算状況調」（総務省）により作成

2 普通会計歳出決算額は、東京都の消防費決算額（東京消防庁）を除く。

資料 2-1-16 令和4年度 消防庁予算の内訳

(単位:百万円、%)

事業内容	R4 予算 (A)	R3 予算 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計） ①	12,617	12,818	△ 201	△ 1.6
緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化	7,099	6,928	171	2.5
うち緊急消防援助隊設備整備費補助金（車両等）	4,986	4,986	0	0.0
うち消防防災施設整備費補助金	1,372	1,372	0	0.0
消防団や自主防災組織等の充実強化	740	731	9	1.3
うち消防団を中核とした地域防災力の充実強化	555	510	45	8.8
うち消防団の装備・訓練の充実強化	185	188	△ 3	△ 1.6
消防防災分野のDXの推進	93	28	65	233.7
火災予防対策の推進	318	316	2	0.6
地方公共団体の危機対応能力の強化	1,463	1,529	△ 66	△ 4.3
消防防災分野における女性の活躍促進	388	298	90	30.4
科学技術の活用による消防防災力の強化	518	513	4	0.9
2020年東京リトニック・パ・パリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進	-	318	皆減	皆減
被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計） ②	350	228	121	53.2
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	133	90	42	46.7
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	151	89	62	68.9
緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣へり除染）	66	48	18	36.4
総計（①+②）	12,967	13,046	△ 80	△ 0.6

※ R4 予算 (A) には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

※ 端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

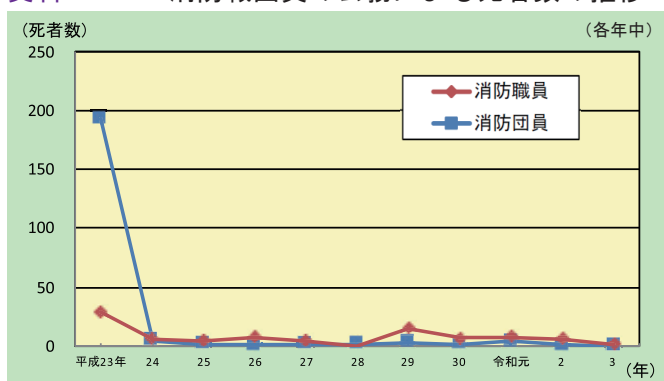
資料 2-3-1 消防職団員の公務による死傷者数

(令和3年中) (単位:人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	0	0	0	0
	負 傷 者	161	123	284	19.5
風 水 害 等 の 災 害	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	17	8	25	1.7
救 急	死 者	1	0	1	50.0
	負 傷 者	193	0	193	13.2
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	454	88	542	37.1
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	0	6	6	0.4
捜 索	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	3	3	6	0.4
そ の 他	死 者	1	0	1	50.0
	負 傷 者	348	56	404	27.7
計	死 者	2	0	2	100.0
	負 傷 者	1,176	284	1,460	100.0

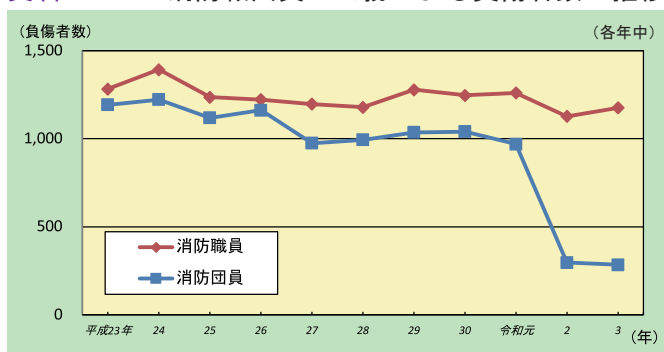
(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-2 消防職団員の公務による死者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-3 消防職団員の公務による負傷者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-4 消防本部における交替制勤務体制

(令和4年4月1日現在)

勤務体制別本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
723	432	222	60	9
	59.8%	30.7%	8.3%	1.2%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-5 勤務体制別消防吏員数

(令和4年4月1日現在)

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	32,407	81,886	47,575	4,060	165,928
	19.5%	49.4%	28.7%	2.4%	100.0%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部（署）以外の部署に勤務する職員等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-6 消防職員委員会の審議結果

(令和3年度)

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・ 厚生福利	2,185	706	716	106	588	69
	44.4%	14.3%	14.5%	2.2%	11.9%	1.4%
被服・装備品	1,561	501	492	45	496	27
	31.7%	10.2%	10.0%	0.9%	10.1%	0.5%
機械器具・そ の他の施設等	1,176	362	342	45	320	107
	23.9%	7.4%	6.9%	0.9%	6.5%	2.2%
計	4,922	1,569	1,550	196	1,404	203
	100%	31.9%	31.5%	4.0%	28.5%	4.1%

- (備考) 1 「令和3年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-7 令和 2 年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況

(令和 3 年度末現在)

「実施が適当」とされた意見数 (A)	既の実施された件数 (B)	割合 (B)/(A) × 100
1,765 件	1,050 件	59.5%

(備考) 「令和 3 年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料 2-3-8 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成 29 年度	732 本部	732 本部	100.0%
30 年度	728 本部	728 本部	100.0%
令和元年度	726 本部	726 本部	100.0%
2 年度	726 本部	726 本部	100.0%
3 年度	724 本部	724 本部	100.0%

(備考) 「令和 3 年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料 2-3-9 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
平成 29 年度	4,999	1,663 33.3%	1,429 28.6%	197 3.9%	1,422 28.4%	288 5.8%
30 年度	4,918	1,548 31.5%	1,504 30.6%	207 4.2%	1,392 28.3%	267 5.4%
令和元年度	5,201	1,635 31.4%	1,586 30.5%	230 4.4%	1,506 29.0%	244 4.7%
2 年度	5,285	1,765 33.4%	1,590 30.1%	235 4.4%	1,434 27.1%	261 4.9%
3 年度	4,922	1,569 31.9%	1,550 31.5%	196 4.0%	1,404 28.5%	203 4.1%
果 計 (平成 8 年度～ 令和 3 年度)	136,921	52,213 38.1%	39,225 28.6%	6,478 4.7%	32,811 24.0%	6,194 4.5%

(備考) 1 「令和 3 年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 3 審議結果のうち、「その他」については平成 11 年度から設定

資料 2-3-10 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策

1. 消防職員・消防本部アンケート結果

- 消防現場におけるハラスメント等は、依然として存在（最近1年間に「パワハラを受けた」男性17%、「セクハラを受けた」女性28%）
- 通報等の体制整備は一定程度進んでいるが、活用はほとんど進んでいない（通報等の窓口を設置している本部は74%。窓口相談した職員はパワハラを受けた男性のうち3%、セクハラを受けた女性のうち4%）

2. ハラスメント等への対応策

(1) 提言の概要	(2) スケジュール(消防庁の対応)			
	平成29年度7月	8月～	平成29年度末	平成30年度～
トップの意志の明確化等 ○ハラスメント等の撲滅のための、消防長の宣言等による意志の明確な表明・周知徹底 ○消防本部においてハラスメント等撲滅推進会議を開催	○ハラスメント等撲滅推進会議、ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口の要綱のひな形の提示（7月）	モデル的に、千葉県において、説明会を実施（7月） 全国各ブロックにおいて、消防本部・都道府県・市町村の各担当者に對する説明会を実施（8・9月）	対応策の取組状況について実態調査を実施（11月）	各消防本部等の実施状況をヒアリング（1月） 各消防本部等における取組状況をフォローアップし、PDCAサイクルを回す
ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置 ○消防本部においてハラスメント等通報制度を確立し、事案を調査・解決 ○消防本部においてハラスメント相談窓口を設置し、相談者を精神的にサポート	○「消防庁ハラスメント等相談窓口」を設置（取りまとめ公表と同時）			
ハラスメント等相談窓口の設置 ○都道府県及び消防庁においてハラスメント等相談窓口を設置し、消防本部に助言し、事案を解決	○懲戒処分基準・処分の公表基準のひな形の提示（7月）			
懲戒処分の厳格化 ○消防本部において懲戒処分基準及び処分の公表基準を策定・公表	○セルフチェックシート・アンケートのひな形の提示（7月）			
職員のセルフチェック・アンケートの実施 ○消防本部において、 ・自らの行動を振り返るためのセルフチェックの実施 ・実態調査のための定期的なアンケートの実施	○テキスト作成 ○ポスター・パンフレットの作成 ○消防大学校において講義を充実（通年）			
研修の充実 ○消防大学校、消防学校等において研修を充実				
消防職員委員会の有効活用 ○消防本部において消防職員委員会の場で積極的に審議				

資料 2-3-11 消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧

表彰の種類	区分 消防庁 担当課室	表彰時期	表彰者数等				
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
叙位	総務課	随時	357	387	314	366	401
叙勲							
○春秋叙勲	総務課	毎年春秋	1,261	1,253	1,240	1,241	1,227
○危険業務従事者叙勲	総務課	毎年春秋	1,274	1,245	1,243	1,249	1,252
○高齢者叙勲	総務課	毎月 1 日付け	120	110	115	131	98
○死亡叙勲、緊急叙勲	総務課	随時	191	228	186	211	209
褒章							
○紅綬褒章	総務課	毎年春秋	7	6	5	4	7
○黄綬褒章	総務課	毎年春秋	13	14	16	13	15
○藍綬褒章	総務課	毎年春秋	186	187	187	195	195
○紺綬褒章	総務課	随時	22	12	5	27	20
内閣総理大臣表彰							
○安全功労者表彰	総務課	7 月上旬	7	6	6	7	6
○防災功労者表彰	総務課	9 月上旬	19	11	55	40	16
総務大臣表彰							
○安全功労者表彰	総務課	7 月上旬	40	32	39	36	44
○消防功労者表彰	総務課	7 月上旬	11	12	8	11	8
○救急功労者表彰	救急企画室	9 月上旬	15	14	12	16	13
○防災まちづくり大賞	地域防災室	3 月上旬	3	3	3	3	3
○優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	地域防災室	3 月下旬	37	36	42	40	41
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	特殊災害室	12 月中旬	5	5	5	5	5
○感謝状	各課室	随時	28	105	43	47	52
消防庁長官表彰							
○功労章	総務課	3 月上旬	171	175	171	174	174
○永年勤続功労章	総務課	3 月上旬	2,986	2,986	2,994	2,998	2,992
○表彰旗	総務課	3 月上旬	27	27	25	24	22
○竿頭綬	総務課	3 月上旬	47	45	41	41	39
○特別功労章	総務課	随時	-	6	-	4	-
○顕功章	総務課	随時	1	-	1	-	-
○功績章	総務課	随時	-	1	1	-	-
○国際協力功労章	総務課	随時	19	-	-	-	-
○顕彰状	総務課	随時	9	7	1	1	-
○防災功労者表彰	総務課、地域防災室	随時	6	55	51	9	12
○表彰状	総務課	随時	2	-	4	1	4
○賞状	各課室	随時	79	267	76	90	303
○賞じゅつ金	総務課	随時	1 人	5 人	4 人	4 人	2 人
○報賞金	総務課	随時	9 人	7 人	1 人	1 人	-
○退職消防団員報償（※ 1）			4,410 万円	3,430 万円	100 万円	100 万円	-
・ 1 号報償	総務課	年 4 回	9,520	9,401	9,582	10,016	8,534
・ 2 号報償	総務課	年 4 回	13,604	13,145	13,266	13,176	11,237
○感謝状	各課室	随時	3	2	3	1	-
○予防業務優良事例表彰（※ 2）	予防課	5 月下旬	12	15	14	14	15
○危険物保安功労者表彰	危険物保安室	6 月上旬	21	21	32	22	20
○優良危険物関係事業所表彰	危険物保安室	6 月上旬	24	28	39	28	27
○危険物安全週間推進標語表彰	危険物保安室	6 月上旬	1	1	1	1	1
○危険物事故防止対策論文表彰	危険物保安室	6 月上旬	1	1	1	1	1
○救急功労者表彰	救急企画室	9 月上旬	17	18	17	17	17
○消防設備保守関係功労者表彰	予防課	11 月上旬	30	30	30	30	30
○優良消防用設備等表彰	予防課	11 月上旬	13	21	14	6	16
○消防機器開発普及功労者表彰	予防課	11 月上旬	30	30	30	30	30
○消防防災科学技術賞	消防研究センター	11 月下旬	29	23	24	23	26
○防災まちづくり大賞	地域防災室	3 月上旬	4	5	5	5	5
○消防団等地域活動表彰	地域防災室	3 月上旬	38	35	39	38	32
○優良少年消防クラブ表彰	地域防災室	3 月下旬	47	42	40	42	28
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	特殊災害室	12 月中旬	15	15	15	10	15
○消防団 PR ムービーコンテスト（※ 3）	地域防災室	随時	-	2	4	4	9

※ 1 退職消防団員報償の 1 号報償は勤続 25 年以上の者が対象、2 号報償は勤続 15 年以上 25 年未満の者が対象である。

2 平成 29 年度から実施の表彰である。

3 平成 30 年度から実施の表彰である。

資料 2-3-12 叙勲

種 類	内 容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付けで授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付けで春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付けで授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

資料 2-3-13 褒章

種 類	内 容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

資料 2-3-14 内閣総理大臣表彰

種 類	内 容
安全功労者表彰	安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害時における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。

資料 2-3-15 総務大臣表彰

種 類	内 容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している特に優良な少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。

資料 2-3-16 消防庁長官の定例表彰

種 類	内 容
功労章	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施等について、その成績が特に優秀な消防職員、消防団員等を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
表彰旗、竿頭綬	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

資料 2-3-17 消防庁長官の随時表彰

種 類	内 容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防災思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

資料 2-3-18 消防関係の各分野における表彰

種 類	内 容
予防業務優良事例表彰	各消防本部の予防業務の改善や予防業務に従事する消防職員のモチベーションの向上を目的として優れた予防業務に取り組んだ消防本部を表彰している。
危険物保安功労者表彰	危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いに係る保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資することを目的として、他の模範となる優れた消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するものの設置者、設計者、開発者又は施工者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災科学技術賞	消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。
優良少年消防クラブ表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している優良な少年消防クラブの意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。
消防団PRムービーコンテスト	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から消防団の知名度向上や消防団への入団促進につながる動画作品を募集し、優れた作品を表彰している。

資料 2-4-1 教育訓練実施状況

区 分		令和3年度（実績）		令和4年度（計画）				
		実施回数 （回）	卒業生 （人）	実施回数 （回）	定員 （人）	期間	教育目的	
学 科	総合教育	幹部科	4	232	4	204 （※2）	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	46	1	48	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・ 学校長科	2	34	1	78	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	31	2	60	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	106	2	96	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	105	2	96	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる（指導救命士養成教育を含む。）。
		予防科	2	59	2	60	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	29	1	30	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	75	2	60	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	67	1	72	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
	現任教官科	1	30	1	48	2週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	
	小 計		21	862	20	900		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	51	1	60	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	44	1	48	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	教育期間中に中止 （※1）		1	48	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	60	1	60	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・ 防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	32	1	48	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	19	自主防災組織育成短期コースに統合		1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	77	3	192	2日間	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
	その他	消防団活性化推進コース	2	21	2	60	1週間	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
		女性活躍推進コース	1	59	1	60	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	39	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
小 計		12	402	12	624			
合 計		33	1,264	32	1,524			

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、「NBCコース」は教育期間中に中止

※2 新型コロナウイルス感染症対策のため、8月以降の「幹部科」の定員を各60人から各48人に変更

資料 2-5-1 救急出動件数及び搬送人員の推移

(各年中)

区分 年	救急出動件数						搬送人員					(A)のうち急病による出動件数(B)	(A)に対する(B)の割合(%)
	全出動件数	うち		対前年増減数・増減率(%)	全搬送人員	うち		対前年増減数・増減率(%)					
		救急自動車による件数(A)	消防防災ヘリコプターによる件数			救急自動車による搬送人員	消防防災ヘリコプターによる搬送人員						
平成 18 年	5,240,478	5,237,716	2,762	△ 39,950	(△ 0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	△ 63,035	(△ 1.3)	3,163,822	60.4	
平成 19 年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925	(1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257	(0.2)	3,223,990	60.9	
平成 20 年	5,100,370	5,097,094	3,276	△ 193,033	(△ 3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	△ 224,138	(△ 4.6)	3,102,423	60.9	
平成 21 年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566	(0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598	(0.1)	3,141,882	61.3	
平成 22 年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684	(6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467	(6.3)	3,389,044	62.0	
平成 23 年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482	(4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801	(4.1)	3,562,208	62.4	
平成 24 年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599	(1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514	(1.3)	3,648,074	62.9	
平成 25 年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238	(2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796	(1.8)	3,732,953	63.1	
平成 26 年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438	(1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012	(1.1)	3,781,249	63.2	
平成 27 年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813	(1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617	(1.3)	3,851,978	63.6	
平成 28 年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438	(2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782	(2.6)	3,975,380	64.0	
平成 29 年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889	(2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630	(2.0)	4,061,989	64.0	
平成 30 年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824	(4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949	(3.9)	4,294,924	65.0	
令和 元 年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431	(0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645	(0.3)	4,335,687	65.3	
令和 2 年	5,935,694	5,933,277	2,417	△ 707,078	(△ 10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	△ 684,531	(△ 11.4)	3,850,497	64.9	
令和 3 年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375	(4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931	(3.7)	4,054,706	65.5	

(備考)「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

資料 2-5-2 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	令和 2 年中		令和 3 年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	3,850,497 (3,451,872)	64.9 (65.2)	4,054,706 (3,605,179)	65.5 (65.6)	204,209 153,307	5.3 4.4
交通事故	366,255 (342,250)	6.2 (6.5)	368,491 (340,573)	5.9 (6.2)	2,236 △ 1,677	0.6 △ 0.5
一般負傷	952,128 (866,529)	16.0 (16.4)	969,130 (879,503)	15.6 (16.0)	17,002 12,974	1.8 1.5
自損行為	54,937 (37,256)	0.9 (0.7)	55,752 (37,535)	0.9 (0.7)	815 279	1.5 0.7
労働災害	52,121 (50,948)	0.9 (1.0)	53,397 (52,168)	0.9 (0.9)	1,276 1,220	2.4 2.4
加害	27,061 (20,100)	0.5 (0.4)	24,569 (17,945)	0.4 (0.3)	△ 2,492 △ 2,155	△ 9.2 △ 10.7
運動競技	23,874 (23,593)	0.4 (0.4)	28,919 (28,521)	0.5 (0.5)	5,045 4,928	21.1 20.9
火災	21,727 (4,922)	0.4 (0.1)	21,798 (4,746)	0.4 (0.1)	71 △ 176	0.3 △ 3.6
水難	4,923 (1,985)	0.1 (0.0)	4,487 (1,833)	0.1 (0.0)	△ 436 △ 152	△ 8.9 △ 7.7
自然災害	544 (413)	0.0 (0.0)	736 (547)	0.0 (0.0)	192 134	35.3 32.4
その他	579,210 (493,962)	9.8 (9.3)	611,596 (523,194)	9.9 (9.5)	32,386 29,232	5.6 5.9
合計	5,933,277 (5,293,830)	100 (100)	6,193,581 (5,491,744)	100 (100)	260,304 197,914	4.4 3.7

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料

資料 2-5-3 救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数

(令和3年中 単位:件)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等搬送	その他	計
北海道	1,113	26	173	10,049	2,595	742	37,381	678	2,895	168,148	28,065	209	9	8,761	260,844
青森	368	11	77	2,680	405	203	6,494	168	557	32,542	5,127	56	2	398	49,088
岩手	165	0	42	2,312	575	248	6,514	91	451	33,853	5,913	23	0	380	50,567
宮城	386	57	59	5,273	998	487	13,868	305	1,140	69,991	12,472	561	51	1,119	106,767
秋田	181	12	34	2,136	452	166	5,935	89	424	27,967	2,961	7	0	408	40,772
山形	162	0	35	2,047	420	181	6,315	56	376	28,100	4,637	16	1	277	42,623
福島	285	58	49	4,479	859	380	10,823	198	829	52,578	7,339	95	58	707	78,737
茨城	735	4	152	9,006	1,385	597	17,477	491	1,317	83,072	9,909	575	9	1,385	126,114
栃木	388	7	39	5,966	845	388	10,256	286	908	50,471	8,296	11	43	798	78,702
群馬	427	2	36	6,246	892	520	12,520	234	883	56,787	8,274	806	63	1,010	88,700
埼玉	1,336	17	113	23,367	3,087	1,920	50,724	1,837	3,548	226,948	25,121	46	91	7,586	345,741
千葉	1,317	45	247	19,016	2,965	1,385	47,243	1,494	2,837	208,028	25,392	57	74	9,522	319,622
東京	3,250	19	592	39,912	4,658	3,539	131,393	4,921	5,922	500,375	42,745	189	558	10,469	748,542
神奈川	1,556	65	310	24,651	3,221	2,330	80,180	2,267	4,082	322,681	28,129	1,133	40	6,129	476,774
新潟	307	28	123	4,828	1,299	465	15,561	231	971	64,209	10,718	829	4	1,384	100,957
富山	112	3	93	2,235	448	205	7,087	76	368	27,659	4,131	16	58	197	42,688
石川	95	16	39	2,302	513	237	7,395	119	328	28,854	3,737	56	0	285	43,976
福井	77	8	50	1,851	322	204	4,808	43	241	17,929	2,958	3	13	250	28,757
山梨	144	1	40	2,814	622	284	6,350	116	371	23,763	2,725	21	70	228	37,549
長野	388	7	46	4,995	888	421	15,161	210	729	59,376	9,280	254	1	503	92,259
岐阜	281	3	87	6,303	997	449	13,670	168	705	53,720	7,024	45	47	760	84,259
静岡	544	42	173	10,274	1,650	782	23,557	342	1,297	99,421	17,763	71	17	1,644	157,577
愛知	983	8	142	20,405	3,053	1,464	47,152	973	3,216	231,424	24,007	157	695	3,431	337,110
三重	310	3	74	5,880	877	444	14,130	230	668	59,886	7,524	1	53	380	90,460
滋賀	216	4	49	4,529	687	417	9,294	167	536	40,890	3,869	2	0	536	61,196
京都	447	10	53	9,448	944	583	22,105	482	1,048	89,210	7,378	47	1	1,263	133,019
大阪	1,686	31	189	37,557	4,275	2,094	89,348	3,411	4,987	377,032	31,854	1,177	3	3,534	557,178
兵庫	779	12	129	17,305	2,194	1,229	45,526	964	2,353	177,045	21,774	332	8	5,170	274,820
奈良	257	0	31	4,648	780	419	12,149	177	669	46,963	6,525	1,145	0	264	74,027
和歌山	93	10	74	3,701	454	195	8,098	120	463	31,250	3,958	238	6	415	49,075
鳥取	117	4	38	1,311	231	151	3,863	39	197	17,295	2,706	56	0	134	26,142
島根	86	30	49	1,586	294	152	4,828	42	288	19,663	3,193	92	0	204	30,507
岡山	286	2	54	6,117	742	378	13,658	277	716	53,465	9,982	273	6	494	86,450
広島	401	18	77	8,795	1,092	529	20,797	445	1,106	79,932	14,252	187	5	1,346	128,982
山口	222	43	71	3,749	619	408	10,468	212	515	40,102	8,432	421	6	526	65,794
徳島	69	1	37	2,498	356	160	5,434	67	252	20,735	4,205	16	8	257	34,095
香川	199	5	28	3,356	367	229	7,048	132	308	27,252	5,824	3	13	116	44,880
愛媛	192	2	51	4,591	525	303	10,327	185	500	40,102	8,532	68	5	512	65,895
高知	45	2	47	2,438	345	169	6,660	130	357	25,327	4,465	60	2	165	40,212
福岡	456	45	175	13,114	1,885	1,164	39,960	772	2,381	164,557	21,884	30	180	3,860	250,463
佐賀	244	34	31	2,430	315	227	5,005	93	298	20,129	5,325	7	0	743	34,881
長崎	75	4	82	2,889	460	293	11,020	122	592	40,543	9,020	53	1	407	65,561
熊本	376	7	56	5,293	764	525	13,096	197	694	53,998	8,896	18	12	934	84,866
大分	87	6	58	3,060	436	295	8,522	136	397	30,842	7,825	154	3	552	52,373
宮崎	159	6	43	2,663	430	243	6,436	119	466	29,070	6,069	32	2	167	45,905
鹿児島	159	5	94	4,545	734	440	11,760	233	774	49,544	12,512	55	3	756	81,614
沖縄	237	13	146	3,841	442	275	11,734	424	792	51,978	5,756	27	14	782	76,461
合計	21,798	736	4,487	368,491	53,397	28,919	969,130	24,569	55,752	4,054,706	518,483	9,730	2,235	81,148	6,193,581

資料 2-5-4 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員

(令和3年中 単位:人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
北海道	213	16	72	9,243	2,525	722	34,393	493	2,018	149,843	31,743	231,281
青森	93	5	29	2,319	395	209	6,061	126	348	29,781	5,106	44,472
岩手	49	0	25	2,207	556	248	6,163	68	322	31,516	5,896	47,050
宮城	97	55	29	4,884	972	482	12,547	225	740	62,881	12,436	95,348
秋田	42	9	15	1,947	447	164	5,681	75	310	26,443	2,947	38,080
山形	36	0	18	1,972	416	180	5,969	45	246	26,229	4,659	39,770
福島	92	53	21	4,275	844	376	10,089	148	568	48,104	7,429	71,999
茨城	110	3	63	8,857	1,348	595	16,242	371	896	75,244	9,961	113,690
栃木	74	4	15	5,525	823	378	9,306	193	573	44,847	8,275	70,013
群馬	74	1	12	5,796	856	511	11,556	166	579	51,392	8,305	79,248
埼玉	207	17	22	20,718	2,982	1,878	44,833	1,133	2,317	194,692	25,084	293,883
千葉	233	34	80	17,998	2,898	1,383	42,830	1,038	1,847	181,167	26,475	275,983
東京	566	10	263	35,843	4,543	3,506	115,535	3,608	4,083	424,659	42,062	634,678
神奈川	300	52	67	22,381	3,149	2,300	71,686	1,639	2,753	278,768	28,212	411,307
新潟	92	26	54	4,538	1,273	460	14,533	179	648	58,506	10,768	91,077
富山	29	2	43	2,273	446	202	6,864	68	257	26,196	4,124	40,504
石川	25	15	15	2,170	503	232	6,897	105	232	26,643	3,720	40,557
福井	25	3	25	1,939	316	205	4,568	35	154	16,860	2,970	27,100
山梨	30	1	21	2,820	610	283	6,078	97	251	22,357	2,725	35,273
長野	119	6	16	5,027	862	421	14,554	184	509	56,069	9,244	87,011
岐阜	78	2	28	6,189	983	448	13,099	144	452	50,441	7,140	79,004
静岡	104	10	81	9,461	1,591	760	21,771	259	886	90,405	17,758	143,086
愛知	264	3	40	19,243	2,998	1,454	44,014	778	2,276	211,612	23,980	306,662
三重	69	1	41	5,614	853	439	13,196	182	446	55,029	7,567	83,437
滋賀	38	2	17	4,457	671	415	8,741	142	351	37,863	3,856	56,553
京都	120	10	24	8,970	929	584	20,525	376	730	80,745	7,336	120,349
大阪	347	27	65	33,364	4,239	2,100	75,859	2,321	3,272	324,334	31,872	477,800
兵庫	193	10	48	15,764	2,139	1,204	40,698	710	1,503	157,005	21,780	241,054
奈良	57	0	7	4,336	749	420	11,358	144	467	43,035	6,501	67,074
和歌山	34	9	43	3,634	452	197	7,691	99	314	29,016	3,944	45,433
鳥取	29	5	16	1,290	222	151	3,727	35	135	16,371	2,706	24,687
島根	27	13	23	1,480	279	150	4,656	35	209	18,734	3,186	28,792
岡山	78	2	26	5,843	727	372	12,875	217	485	49,610	10,049	80,284
広島	89	5	26	7,700	1,059	514	18,681	310	694	70,101	14,097	113,276
山口	59	39	28	3,355	598	345	9,521	160	334	35,630	8,439	58,508
徳島	30	1	26	2,383	348	160	5,091	55	170	19,031	4,182	31,477
香川	43	5	17	3,167	381	229	6,581	108	210	24,794	5,818	41,353
愛媛	68	2	20	4,444	516	301	9,762	167	337	37,090	8,520	61,227
高知	17	2	32	2,253	349	171	6,259	108	256	23,245	4,477	37,169
福岡	156	40	73	12,248	1,838	1,122	36,787	589	1,605	149,952	22,260	226,670
佐賀	38	19	16	2,365	315	231	4,806	77	221	18,746	5,608	32,442
長崎	43	2	43	2,614	446	280	10,155	93	396	36,146	9,047	59,265
熊本	75	4	27	4,942	752	520	12,349	169	496	49,577	8,858	77,769
大分	39	5	34	2,757	413	287	7,906	95	246	27,986	7,741	47,509
宮崎	53	5	14	2,390	427	239	5,787	98	303	25,442	6,048	40,806
鹿児島	55	1	45	4,121	693	428	10,901	183	557	44,543	12,436	73,963
沖縄	37	11	68	3,457	437	265	10,322	295	533	46,499	5,847	67,771
合計	4,746	547	1,833	340,573	52,168	28,521	879,503	17,945	37,535	3,605,179	523,194	5,491,744

資料

資料 2-5-5 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(令和3年中)

事故種別	区分	死亡	重症 (長期入院)	中等症 (入院診療)	軽症 (外来診療)	その他	計
急病		67,372 (1.9)	288,866 (8.0)	1,650,587 (45.8)	1,597,541 (44.3)	813 (0.0)	3,605,179 (100)
	交通事故	1,443 (0.4)	12,906 (3.8)	73,891 (21.7)	252,241 (74.1)	92 (0.0)	340,573 (100)
	一般負傷	5,475 (0.6)	54,733 (6.2)	324,974 (36.9)	494,123 (56.2)	198 (0.0)	879,503 (100)
	その他	7,158 (1.1)	109,935 (16.5)	432,080 (64.8)	116,555 (17.5)	761 (0.1)	666,489 (100)
合計	81,448 (1.5)	466,440 (8.5)	2,481,532 (45.2)	2,460,460 (44.8)	1,864 (0.0)	5,491,744 (100)	

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

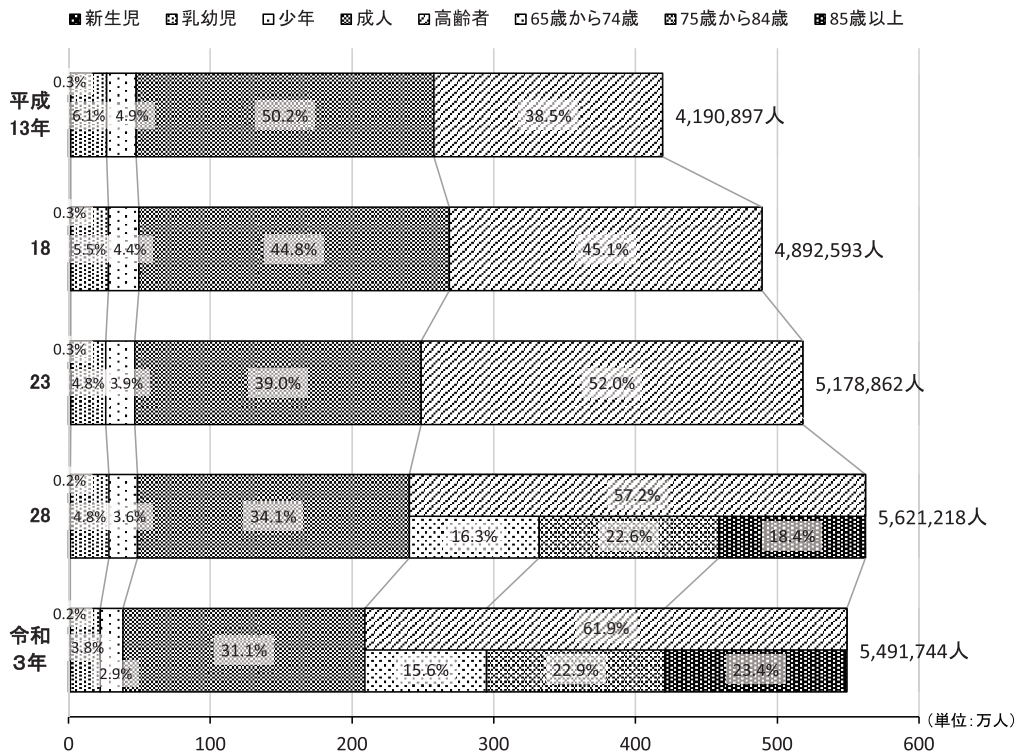
- (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※ なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-6 年齢区分別搬送人員構成比の推移



(備考) 1 「救急年報報告」より作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

3 年齢区分は次によっている。

- (1) 新生児 生後28日未満の者
- (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
- (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
- (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
- (5) 高齢者 満65歳以上の者

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-7 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

(令和3年中)

事故種別 年齢区分	急病	交通事故	一般負傷	その他(左記以外)	合計	(参考) 令和2年 国勢調査人口 (構成比)
新生児 (構成比: %)	1,802 (0.0)	27 (0.0)	274 (0.0)	10,200 (1.5)	12,303 (0.2)	6,511,322 (5.3)
乳幼児 (構成比: %)	131,175 (3.6)	8,639 (2.5)	59,676 (6.8)	11,472 (1.7)	210,962 (3.8)	11,751,136 (9.5)
少年 (構成比: %)	74,197 (2.1)	31,120 (9.1)	28,487 (3.2)	27,091 (4.1)	160,895 (2.9)	69,615,998 (56.5)
成人 (構成比: %)	1,101,077 (30.5)	204,713 (60.1)	161,162 (18.3)	240,830 (36.1)	1,707,782 (31.1)	35,335,805 (28.7)
高齢者 (構成比: %)	2,296,928 (63.7)	96,074 (28.2)	629,904 (71.6)	376,896 (56.5)	3,399,802 (61.9)	17,087,063 (13.9)
うち、65歳から74歳 (構成比: %)	577,188 (16.0)	45,414 (13.3)	127,101 (14.5)	107,593 (16.1)	857,296 (15.6)	12,227,656 (9.9)
うち、75歳から84歳 (構成比: %)	854,418 (23.7)	37,751 (11.1)	226,706 (25.8)	138,519 (20.8)	1,257,394 (22.9)	6,021,086 (4.9)
うち、85歳以上 (構成比: %)	865,322 (24.0)	12,909 (3.8)	276,097 (31.4)	130,784 (19.6)	1,285,112 (23.4)	
合計 (構成比: %)	3,605,179 (100)	340,573 (100)	879,503 (100)	666,489 (100)	5,491,744 (100)	123,214,261 (100)

- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 令和2年国勢調査人口中の年齢不詳2,931,838人は含まれていない。

資料 2-5-8 救急隊員が行った応急処置等の状況

(令和3年中)

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		3,598,851	339,561	877,037	661,567	5,477,016
応急処置等項目	止血	17,641 (0.1)	16,257 (1.2)	73,419 (2.2)	14,731 (0.6)	122,048 (0.5)
	被覆	16,797 (0.1)	60,295 (4.4)	176,366 (5.2)	30,861 (1.2)	284,319 (1.3)
	固定	29,101 (0.2)	130,031 (9.4)	135,887 (4.0)	36,796 (1.4)	331,815 (1.5)
	保温	883,169 (5.9)	59,682 (4.3)	197,858 (5.8)	146,552 (5.7)	1,287,261 (5.8)
	酸素吸入	735,920 (5.0)	21,761 (1.6)	49,285 (1.5)	176,725 (6.8)	983,691 (4.4)
	人工呼吸	32,170 (0.2)	630 (0.0)	3,020 (0.1)	4,432 (0.2)	40,252 (0.2)
	胸骨圧迫	9,770 (0.1)	247 (0.0)	1,034 (0.0)	1,143 (0.0)	12,194 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	3,841	58	387	385	4,671
	心肺蘇生	102,170 (0.7)	2,104 (0.2)	10,043 (0.3)	10,299 (0.4)	124,616 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	23,917	328	2,276	2,161	28,682
	※在宅療法継続	48,196 (0.3)	301 (0.0)	4,662 (0.1)	4,485 (0.2)	57,644 (0.3)
	※ショックパンツ	23 (0.0)	4 (0.0)	12 (0.0)	7 (0.0)	46 (0.0)
	※血圧測定	3,418,733 (23.0)	331,729 (24.0)	833,846 (24.6)	616,561 (23.8)	5,200,869 (23.4)
	※心音・呼吸音聴取	1,222,445 (8.2)	107,945 (7.8)	182,626 (5.4)	142,295 (5.5)	1,655,311 (7.4)
	※血中酸素飽和度測定	3,507,505 (23.6)	335,955 (24.3)	862,980 (25.5)	646,468 (24.9)	5,352,908 (24.1)
	※心電図測定	2,332,110 (15.7)	108,649 (7.8)	319,721 (9.4)	342,572 (13.2)	3,103,052 (14.0)
	気道確保	155,692 (1.0)	3,314 (0.2)	14,762 (0.4)	16,560 (0.6)	190,328 (0.9)
	※うち経鼻エアウェイ	6,025	61	503	723	7,312
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,251	70	2,747	385	8,453
	※うちラリゲアルマスク等	42,361	629	3,071	3,010	49,071
	※うち気管挿管	7,663	105	2,103	750	10,621
	※除細動	11,011 (0.1)	145 (0.0)	415 (0.0)	589 (0.0)	12,160 (0.1)
	※静脈路確保	66,456 (0.4)	1,808 (0.1)	5,684 (0.2)	4,651 (0.2)	78,599 (0.4)
うちCPA前	26,307	1,091	1,394	1,217	30,009	
うちCPA後	40,149	717	4,290	3,434	48,590	
※薬剤投与	30,057 (0.2)	603 (0.0)	3,345 (0.1)	2,630 (0.1)	36,635 (0.2)	
※血糖測定	63,055 (0.4)	467 (0.0)	1,698 (0.1)	1,159 (0.0)	66,379 (0.3)	
※ブドウ糖投与	8,843 (0.1)	23 (0.0)	23 (0.0)	41 (0.0)	8,930 (0.0)	
※自己注射が可能なアドレナリン製剤	194 (0.0)	3 (0.0)	35 (0.0)	18 (0.0)	250 (0.0)	
その他の処置	2,205,298 (14.8)	208,358 (15.0)	523,655 (15.5)	403,428 (15.6)	3,340,739 (15.0)	
合計	14,863,186 (100)	1,384,487 (100)	3,383,322 (100)	2,591,244 (100)	22,222,239 (100)	
拡大された応急処置等		10,797,686	888,883	2,226,134	1,768,890	15,681,593

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。

3 ()内は構成比を示し、単位は%である。

4 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。

5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

資料 2-5-9 救急業務実施市町村数の推移

(各年4月1日現在)

区分	年																
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
市町村数	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考) 「救急年報報告」により作成

資料 2-5-10 都道府県別救急業務実施状況

(令和4年4月1日現在)

都道府県名	市町村数	人口 R2 国勢調査 確定値	救急業務実施市町村 A		実施率		出動件数		対前年 増減率 C-B/B × 100 (%)	A内における 人口1万人当 たりの救急出 場件数 (件)
			市町村数	人口	市町村数 (%)	人口 (%)	令和2年中 B (件)	令和3年中 C (件)		
北海道	179	5,224,614	179	5,224,614	100.0%	100.0%	241,616	260,844	8.0%	499
青森	40	1,237,984	40	1,237,984	100.0%	100.0%	46,130	49,088	6.4%	397
岩手	33	1,210,534	33	1,210,534	100.0%	100.0%	48,041	50,567	5.3%	418
宮城	35	2,301,996	35	2,301,996	100.0%	100.0%	100,737	106,767	6.0%	464
秋田	25	959,502	25	959,502	100.0%	100.0%	37,658	40,772	8.3%	425
山形	35	1,068,027	35	1,068,027	100.0%	100.0%	40,115	42,623	6.3%	399
福島	59	1,833,152	59	1,833,152	100.0%	100.0%	75,604	78,737	4.1%	430
茨城	44	2,867,009	44	2,867,009	100.0%	100.0%	121,600	126,114	3.7%	440
栃木	25	1,933,146	25	1,933,146	100.0%	100.0%	76,280	78,702	3.2%	407
群馬	35	1,939,110	35	1,939,110	100.0%	100.0%	84,591	88,700	4.9%	457
埼玉	63	7,344,765	63	7,344,765	100.0%	100.0%	327,778	345,741	5.5%	471
千葉	54	6,284,480	54	6,284,480	100.0%	100.0%	305,253	319,622	4.7%	509
東京	40	14,047,594	34	14,039,550	85.0%	99.9%	725,439	748,542	3.2%	533
神奈川	33	9,237,337	33	9,237,337	100.0%	100.0%	454,115	476,774	5.0%	516
新潟	30	2,201,272	30	2,201,272	100.0%	100.0%	93,666	100,957	7.8%	459
富山	15	1,034,814	15	1,034,814	100.0%	100.0%	39,778	42,688	7.3%	413
石川	19	1,132,526	19	1,132,526	100.0%	100.0%	40,630	43,976	8.2%	388
福井	17	766,863	17	766,863	100.0%	100.0%	26,253	28,757	9.5%	375
山梨	27	809,974	27	809,974	100.0%	100.0%	35,445	37,549	5.9%	464
長野	77	2,048,011	77	2,048,011	100.0%	100.0%	86,693	92,259	6.4%	450
岐阜	42	1,978,742	42	1,978,742	100.0%	100.0%	80,409	84,259	4.8%	426
静岡	35	3,633,202	35	3,633,202	100.0%	100.0%	152,779	157,577	3.1%	434
愛知	54	7,542,415	54	7,542,415	100.0%	100.0%	323,150	337,110	4.3%	447
三重	29	1,770,254	29	1,770,254	100.0%	100.0%	87,314	90,460	3.6%	511
滋賀	19	1,413,610	19	1,413,610	100.0%	100.0%	57,660	61,196	6.1%	433
京都	26	2,578,087	26	2,578,087	100.0%	100.0%	128,558	133,019	3.5%	516
大阪	43	8,837,685	43	8,837,685	100.0%	100.0%	551,557	557,178	1.0%	630
兵庫	41	5,465,002	41	5,465,002	100.0%	100.0%	266,899	274,820	3.0%	503
奈良	39	1,324,473	39	1,324,473	100.0%	100.0%	69,782	74,027	6.1%	559
和歌山	30	922,584	29	919,793	96.7%	99.7%	47,488	49,075	3.3%	534
鳥取	19	553,407	19	553,407	100.0%	100.0%	24,541	26,142	6.5%	472
島根	19	671,126	19	671,126	100.0%	100.0%	28,800	30,507	5.9%	455
岡山	27	1,888,432	27	1,888,432	100.0%	100.0%	83,288	86,450	3.8%	458
広島	23	2,799,702	23	2,799,702	100.0%	100.0%	121,365	128,982	6.3%	461
山口	19	1,342,059	19	1,342,059	100.0%	100.0%	62,929	65,794	4.6%	490
徳島	24	719,559	21	711,284	87.5%	98.8%	31,965	34,095	6.7%	479
香川	17	950,244	16	947,141	94.1%	99.7%	43,561	44,880	3.0%	474
愛媛	20	1,334,841	20	1,334,841	100.0%	100.0%	63,611	65,895	3.6%	494
高知	34	691,527	34	691,527	100.0%	100.0%	39,022	40,212	3.0%	581
福岡	60	5,135,214	60	5,135,214	100.0%	100.0%	237,239	250,463	5.6%	488
佐賀	20	811,442	20	811,442	100.0%	100.0%	33,252	34,881	4.9%	430
長崎	21	1,312,317	21	1,312,317	100.0%	100.0%	63,057	65,561	4.0%	500
熊本	45	1,738,301	45	1,738,301	100.0%	100.0%	81,545	84,866	4.1%	488
大分	18	1,123,852	18	1,123,852	100.0%	100.0%	50,796	52,373	3.1%	466
宮崎	26	1,069,576	22	1,059,761	84.6%	99.1%	43,529	45,905	5.5%	433
鹿児島	43	1,588,256	41	1,587,111	95.3%	99.9%	79,479	81,614	2.7%	514
沖縄	41	1,467,480	29	1,449,724	70.7%	98.8%	72,280	76,461	5.8%	527
合計	1,719	126,146,099	1,690	126,095,170	98.3%	99.9%	5,933,277	6,193,581	4.4%	491

資料

資料 2-5-11 都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表

(令和4年4月1日現在)

都道府県	病院				病院計	診療所	合計
	国立	公立	公的	私的			
北海道	13	83	36	131	263	15	278
青森県	4	22	1	18	45	2	47
岩手県	1	22	4	21	48	0	48
宮城県	3	27	6	34	70	3	73
秋田県	3	10	8	6	27	0	27
山形県	1	17	2	14	34	0	34
福島県	2	10	9	34	55	0	55
茨城県	4	3	14	63	84	9	93
栃木県	3	2	6	46	57	15	72
群馬県	4	11	3	55	73	5	78
埼玉県	4	11	7	163	185	15	200
千葉県	8	27	2	113	150	5	155
東京都	15	21	5	273	314	8	322
神奈川県	10	19	10	130	169	7	176
新潟県	3	22	14	24	63	0	63
富山県	3	12	5	17	37	2	39
石川県	2	16	4	23	45	6	51
福井県	2	5	5	28	40	11	51
山梨県	3	14	2	19	38	5	43
長野県	4	20	19	39	82	8	90
岐阜県	2	15	10	35	62	4	66
静岡県	6	21	10	35	72	4	76
愛知県	7	26	10	109	152	12	164
三重県	4	13	8	29	54	5	59
滋賀県	3	12	4	12	31	0	31
京都府	5	15	5	63	88	0	88
大阪府	9	26	9	244	288	13	301
兵庫県	6	34	4	137	181	5	186
奈良県	2	9	3	28	42	0	42
和歌山県	3	14	3	32	52	3	55
鳥取県	3	8	2	5	18	0	18
島根県	2	11	4	8	25	0	25
岡山県	4	15	4	62	85	4	89
広島県	6	17	10	85	118	16	134
山口県	7	16	8	34	65	1	66
徳島県	2	8	5	23	38	0	38
香川県	5	8	4	32	49	10	59
愛媛県	2	15	5	36	58	2	60
高知県	3	9	2	25	39	2	41
福岡県	7	17	14	108	146	3	149
佐賀県	5	7	2	26	40	5	45
長崎県	7	13	4	32	56	1	57
熊本県	7	16	6	50	79	5	84
大分県	4	5	4	43	56	0	56
宮崎県	5	14	3	38	60	3	63
鹿児島県	3	12	4	74	93	8	101
沖縄県	1	6	3	17	27	0	27
合計	212	756	312	2,673	3,953	222	4,175

資料 2-5-12 医療機関への受入照会回数 4 以上の事案の推移

(各年中)

区分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	9,834	2.2%	10,861	2.4%	11,067	2.4%	12,998	3.0%	19,174	4.3%
産科・周産期傷病者搬送事案	475	3.3%	545	3.6%	532	3.6%	525	3.8%	571	4.6%
小児傷病者搬送事案	6,442	1.7%	6,368	1.7%	6,702	1.7%	4,977	1.9%	7,088	2.4%
救命救急センター搬送事案	20,262	2.5%	23,116	2.6%	24,786	2.8%	24,253	3.0%	33,553	4.1%

- (備考) 1 「令和 3 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-13 現場滞在時間 30 分以上の事案の推移

(各年中)

区分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	22,620	5.0%	23,643	5.1%	23,790	5.2%	26,807	6.1%	34,709	7.7%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,112	7.8%	1,257	8.2%	1,107	7.4%	1,171	8.5%	1,365	11.0%
小児傷病者搬送事案	11,515	3.1%	11,494	3.1%	11,532	3.0%	9,680	3.7%	13,340	4.5%
救命救急センター搬送事案	42,491	5.2%	47,455	5.3%	47,598	5.4%	50,988	6.4%	62,260	7.5%

- (備考) 1 「令和 3 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-14 一般市民による応急手当の実施の有無

(各年中)

区分	救急隊が搬送した心臓機能停止傷病者総数	心原性でかつ心肺停止の時点が一般市民により目撃された傷病者数										
		うち、一般市民による応急手当あり	1 か月後生存者数		1 か月後社会復帰者数		うち、一般市民による応急手当なし	1 か月後生存者数		1 か月後社会復帰者数		
			1 か月後生存率	1 か月後社会復帰率	1 か月後生存率	1 か月後社会復帰率						
平成 18 年	105,942	18,897	8,108	819	10.1%	456	5.6%	10,789	772	7.2%	312	2.9%
平成 19 年	109,461	19,707	9,376	1,141	12.2%	738	7.9%	10,331	872	8.4%	457	4.4%
平成 20 年	113,827	20,769	9,970	1,280	12.8%	861	8.6%	10,799	889	8.2%	433	4.0%
平成 21 年	115,250	21,112	10,834	1,495	13.8%	991	9.1%	10,278	922	9.0%	504	4.9%
平成 22 年	123,095	22,463	11,195	1,572	14.0%	1,065	9.5%	11,268	989	8.8%	478	4.2%
平成 23 年	127,109	23,296	11,536	1,642	14.2%	1,142	9.9%	11,760	1013	8.6%	535	4.5%
平成 24 年	127,866	23,797	12,248	1,741	14.2%	1,193	9.7%	11,549	995	8.6%	517	4.5%
平成 25 年	123,987	25,469	13,015	1,932	14.8%	1,392	10.7%	12,454	1,103	8.9%	619	5.0%
平成 26 年	125,951	25,255	13,679	2,106	15.4%	1,476	10.8%	11,576	976	8.4%	496	4.3%
平成 27 年	123,421	24,496	13,672	2,195	16.1%	1,594	11.7%	10,824	991	9.2%	509	4.7%
平成 28 年	123,554	25,569	14,354	2,359	16.4%	1,681	11.7%	11,215	1,041	9.3%	545	4.9%
平成 29 年	127,018	25,538	14,448	2,404	16.6%	1,724	11.9%	11,090	1,040	9.4%	508	4.6%
平成 30 年	127,718	25,756	14,965	2,618	17.5%	1,873	12.5%	10,791	966	9.0%	482	4.5%
令和元年	126,271	25,560	14,789	2,561	17.3%	1,820	12.3%	10,771	998	9.3%	471	4.4%
令和 2 年	125,928	25,790	14,974	2,273	15.2%	1,530	10.2%	10,816	882	8.2%	412	3.8%
令和 3 年	129,144	26,500	15,225	2,153	14.1%	1,477	9.7%	11,275	791	7.0%	361	3.2%

- (備考) 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

資料 2-5-15 熱中症による救急搬送状況の年別推移

(各年中)

年	区分	年齢区分別 (人)					初診時における傷病程度別 (人)					発生場所別 (人)										
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	その他	合計
平成 29 年		8	482	7,685	18,879	25,930	52,984	48	1,096	17,199	34,382	259	52,984	19,603	5,648	1,490	4,037	4,385	7,351	7,131	3,339	52,984
		0.0%	0.9%	14.5%	35.6%	48.9%		0.1%	2.1%	32.5%	64.9%	0.5%		37.0%	10.7%	2.8%	7.6%	8.3%	13.9%	13.5%	6.3%	
平成 30 年		8	967	13,192	35,189	45,781	95,137	160	2,061	30,435	62,158	323	95,137	38,366	10,279	1,980	6,333	8,712	12,185	12,774	4,508	95,137
		0.0%	1.0%	13.9%	37.0%	48.1%		0.2%	2.2%	32.0%	65.3%	0.3%		40.3%	10.8%	2.1%	6.7%	9.2%	12.8%	13.4%	4.7%	
令和元年		1	634	8,707	24,884	37,091	71,317	126	1,889	23,701	45,285	316	71,317	27,500	7,403	1,792	4,369	6,213	8,944	11,137	3,959	71,317
		0.0%	0.9%	12.2%	34.9%	52.0%		0.2%	2.6%	33.2%	63.5%	0.4%		38.6%	10.4%	2.5%	6.1%	8.7%	12.5%	15.6%	5.6%	
令和 2 年		3	329	5,253	21,756	37,528	64,869	112	1,783	23,662	39,037	275	64,869	28,121	7,065	1,599	2,901	4,340	6,130	11,276	3,437	64,869
		0.0%	0.5%	8.1%	33.5%	57.9%		0.2%	2.7%	36.5%	60.2%	0.4%		43.4%	10.9%	2.5%	4.5%	6.7%	9.4%	17.4%	5.3%	
令和 3 年		7	359	4,610	15,959	26,942	47,877	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877	18,882	5,369	1,421	2,404	3,172	5,298	8,378	2,953	47,877
		0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%		0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%		39.4%	11.2%	3.0%	5.0%	6.6%	11.1%	17.5%	6.2%	
令和 4 年		2	566	7,636	24,100	38,725	71,029	80	1,633	22,586	46,411	319	71,029	28,064	8,127	1,690	3,975	5,248	8,368	11,807	3,750	71,029
		0.0%	0.8%	10.8%	33.9%	54.5%		0.1%	2.3%	31.8%	65.3%	0.4%		39.5%	11.4%	2.4%	5.6%	7.4%	11.8%	16.6%	5.3%	

(備考) 1 平成 29 年～令和元年、令和 3、4 年は 5 月～9 月、令和 2 年は 6 月～9 月の搬送人員。

2 年齢区分は次によっている。

- (1) 新生児 生後 28 日未満の者
- (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
- (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
- (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
- (5) 高齢者 満 65 歳以上の者

3 初診時における傷病程度は次によっている。

- (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重症 (長期入院) 傷病程度が 3 週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症 (入院診療) 傷病程度が重症又は軽症以外のもの
- (4) 軽症 (外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれる。

4 発生場所は次によっている。

- (1) 住居 敷地内全ての場所を含む
- (2) 仕事場① 道路工事現場、工場、作業所等
- (3) 仕事場② 田畑、森林、海、川等 (農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- (4) 教育機関 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等
- (5) 公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅 (地下ホーム) 等)
- (6) 公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅 (屋外ホーム) 等)
- (7) 道路 一般道路、歩道、有料道路、高速道路等
- (8) その他 上記に該当しない項目

資料 2-6-1 救助活動件数及び救助人員の推移

(各年中)

年	区分	救助活動件数		救助人員	
		件数	対前年増減比 (%)	人員	対前年増減比 (%)
平成 29 年		56,315	△ 1.5	57,664	△ 0.5
平成 30 年		61,507	9.2	63,836	10.7
令和元年		61,340	△ 0.3	63,670	△ 0.3
令和 2 年		59,977	△ 2.2	57,952	△ 9.0
令和 3 年		63,198	5.4	59,861	3.3

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本資料の以下のデータにおいても同じ。

資料 2-6-2 都道府県別救助活動件数及び救助人員

(令和3年中)

区分	火災		交通事故		水難事故		風水害等自然災害事故		機械による事故		建物等による事故		ガス及び酸欠事故		破裂事故		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	122	49	528	726	129	122	11	8	47	40	1,033	454	11	10	0	0	639	416	2,520	1,825
青森	57	16	141	180	47	48	6	16	9	9	65	61	8	7	0	0	87	86	420	423
岩手	19	21	116	168	34	47	0	0	18	22	52	58	1	1	0	0	58	64	298	381
宮城	71	32	201	224	42	38	7	11	9	12	252	218	25	15	0	0	166	141	773	691
秋田	41	19	106	117	27	26	6	15	11	11	43	40	1	1	0	0	85	88	320	317
山形	18	7	96	122	28	28	6	6	10	10	43	42	6	6	0	0	78	80	285	301
福島	33	7	173	195	44	68	1	3	18	17	78	76	6	5	0	0	108	165	461	536
茨城	175	44	308	348	87	102	0	0	19	20	219	210	19	16	0	0	271	262	1,098	1,002
栃木	74	18	218	267	31	30	0	0	13	12	121	109	7	2	0	0	183	181	647	619
群馬	89	31	209	248	29	28	0	0	15	24	64	63	5	3	0	0	191	190	602	587
埼玉	589	74	413	441	90	71	0	0	31	29	1,721	1,158	28	16	0	0	807	499	3,679	2,288
千葉	206	66	643	526	144	120	4	3	39	40	1,575	1,225	16	14	0	0	626	352	3,253	2,346
東京	156	169	3,265	4,521	170	195	3	4	171	173	13,134	12,356	65	67	0	0	1,128	1,158	18,092	18,643
神奈川	282	157	232	327	155	127	7	13	18	21	1,300	1,496	41	27	0	0	608	532	2,643	2,700
新潟	16	13	171	199	89	74	8	13	24	24	25	27	2	2	0	0	221	220	556	572
富山	8	8	117	120	44	44	1	1	6	6	53	47	0	0	0	0	33	34	262	260
石川	32	18	92	111	30	37	0	0	9	10	80	85	2	2	0	0	85	72	330	335
福井	12	12	125	153	32	29	4	14	5	6	51	42	4	2	0	0	77	78	310	336
山梨	24	3	82	115	33	36	0	0	13	13	23	26	14	13	0	0	147	147	336	353
長野	25	20	227	264	46	42	3	8	31	31	94	92	5	6	0	0	218	227	649	690
岐阜	104	21	232	284	51	53	1	1	13	14	123	123	6	4	0	0	161	173	691	673
静岡	215	29	288	319	95	84	32	166	28	31	200	196	3	3	0	0	272	267	1,133	1,095
愛知	113	74	430	512	108	99	1	3	50	49	1,564	1,521	35	48	0	0	537	448	2,838	2,754
三重	21	18	239	311	38	48	0	0	11	11	156	140	4	4	0	0	168	170	637	702
滋賀	10	6	134	157	33	32	2	6	9	18	154	159	14	14	0	0	142	153	498	545
京都	54	38	180	215	52	60	1	3	14	16	916	490	13	9	0	0	337	339	1,567	1,170
大阪	297	125	373	364	145	139	3	3	46	46	3,047	2,424	48	31	0	0	841	661	4,800	3,793
兵庫	157	82	447	505	102	101	4	27	38	50	2,190	2,037	38	33	0	0	977	536	3,953	3,371
奈良	13	13	105	112	28	31	0	0	3	3	125	113	5	8	0	0	309	295	588	575
和歌山	12	13	114	135	51	49	0	0	9	9	134	133	7	7	0	0	142	154	469	500
鳥取	38	7	78	88	22	20	4	10	6	6	21	22	0	0	0	0	66	64	235	217
島根	14	9	102	127	23	21	18	65	6	6	33	34	3	3	0	0	90	91	289	356
岡山	88	7	196	243	50	49	0	0	19	20	78	68	13	14	0	0	102	109	546	510
広島	72	49	228	314	48	46	32	110	20	21	348	278	4	35	0	0	270	278	1,022	1,131
山口	57	12	196	220	47	49	1	1	6	7	46	47	2	2	0	0	112	108	467	446
徳島	13	7	70	92	21	21	2	15	7	7	34	32	2	2	0	0	96	107	245	283
香川	16	13	118	127	29	31	1	3	13	13	48	41	0	0	1	1	77	79	303	308
愛媛	28	34	112	145	30	30	1	2	15	21	113	92	6	5	0	0	126	172	431	501
高知	6	4	98	196	24	50	0	0	4	9	33	26	2	2	1	1	72	93	240	381
福岡	99	51	309	410	128	139	81	265	33	34	790	680	27	17	0	0	374	370	1,841	1,966
佐賀	15	3	116	129	27	25	94	388	10	10	31	29	2	1	0	0	111	102	406	687
長崎	10	7	103	104	37	34	2	2	14	20	95	82	1	1	0	0	110	101	372	351
熊本	117	12	146	182	32	30	3	4	8	9	91	82	0	0	0	0	177	172	574	491
大分	7	4	155	199	31	32	0	0	5	5	83	80	4	5	0	0	135	126	420	451
宮崎	9	5	81	96	18	17	1	1	9	9	8	8	2	2	0	0	76	81	204	219
鹿児島	21	15	210	280	41	56	5	8	17	17	42	33	0	0	0	0	135	135	471	544
沖縄	7	2	51	93	89	188	2	13	14	21	92	88	1	1	0	0	168	230	424	636
合計	3,662	1,444	12,374	15,331	2,731	2,846	358	1,211	943	1,012	30,621	26,943	508	466	2	2	11,999	10,606	63,198	59,861

資料

資料 2-6-3 事故種別救助出動及び活動の状況

(令和3年中)

事故種別		火災	交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		3,662 (5.8)	12,374 (19.6)	2,731 (4.3)	358 (0.6)	943 (1.5)	30,621 (48.5)	508 (0.8)	2 (0.0)	11,999 (19.0)	63,198 (100.0)
救助人員		1,444 (2.4)	15,331 (25.6)	2,846 (4.8)	1,211 (2.0)	1,012 (1.7)	26,943 (45.0)	466 (0.8)	2 (0.0)	10,606 (17.7)	59,861 (100.0)
消防職員	救助出動人員	129,053 (8.8)	297,612 (20.3)	77,819 (5.3)	10,014 (0.7)	21,046 (1.4)	521,808 (35.6)	14,857 (1.0)	36 (0.0)	391,864 (26.8)	1,464,109 (100.0)
	救助活動人員	52,864 (9.1)	121,447 (20.9)	39,602 (6.8)	7,879 (1.4)	9,530 (1.6)	238,122 (40.9)	5,938 (1.0)	20 (0.0)	106,958 (18.4)	582,360 (100.0)
消防団員	救助出動人員	41,351 (69.1)	805 (1.3)	2,151 (3.6)	1,770 (3.0)	23 (0.0)	599 (1.0)	31 (0.1)	0 (0.0)	13,098 (21.9)	59,828 (100.0)
	救助活動人員	6,169 (51.5)	385 (3.2)	1,111 (9.3)	1,652 (13.8)	11 (0.1)	408 (3.4)	2 (0.0)	0 (0.0)	2,243 (18.7)	11,981 (100.0)
1件当たりの救助活動人員		16.1	9.8	14.9	26.6	10.1	7.8	11.7	10.0	9.1	9.4

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 ()内は構成比(%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

資料 2-6-4 救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両

(令和4年4月1日現在)

主な救助器具	省令別表第1	三連はしご	平担架	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	陽圧式化学防護服
		8,240	2,670	2,111	2,051	4,461	6,944	7,346	1,243	6,255	51,021	5,469
	省令別表第2	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	救助用支柱器具	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器		
	2,767	2,255	2,263	1,747	1,871	1,019	1,761	2,483	3,111			
省令別表第3	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置				
	651	343	2,449	371	250	106	64	97				
搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	特殊災害対応自動車	その他	計			
	1,237	375	122	226	408	107	28	530	3,033			

(備考) 「救助年報報告」により作成

資料 2-6-5 主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）

区分 配備年度	車両	配備数
平成 18 年度	大型プロアーク装置搭載車	5 台
	ウォーターカッター装置搭載車	5 台
平成 19 年度	大型除染システム搭載車	5 台
平成 20 年度	特別高度工作車	5 台
平成 21 年度	特別高度工作車	9 台
	大型除染システム搭載車	8 台
	特殊災害対応自動車	10 台
平成 24 年度	大型除染システム搭載車	4 台
	特殊災害対応自動車	1 台
	特殊災害工作車	2 台
	大規模震災用高度救助車	3 組
	重機及び重機搬送車	19 組
平成 27 年度	重機及び重機搬送車	3 組
	大型除染システム搭載車	1 台
平成 28 年度	大型除染システム搭載車	1 台
平成 29 年度	大型除染システム搭載車	1 台
令和元年度	重機及び重機搬送車	16 組
令和 2 年度	重機及び重機搬送車	12 組
令和 4 年度※	小型救助車	18 台
	特別高度工作車	6 台

（備考）※については、令和 4 年度に配備予定

区分 配備年度	資機材	配備数
平成 18 年度	検知型遠隔探査装置	1 式
平成 20 年度	化学剤検知器（携帯型気体用）	29 式
平成 21 年度	化学剤検知器（携帯型気体用）	86 式
	化学剤検知器 （化学物質同定装置（液体・固体用））	15 式
	化学剤検知器 （化学物質同定装置（気体用））	15 式
	生物剤検知器（生物剤同定装置）	110 式
	陽圧式化学防護服	500 着
	除染シャワー	100 式
	救助用支柱器具	100 式
平成 23 年度	検知型遠隔探査装置	1 式
	生物剤検知器（携帯型気体用）	11 式
	検知型遠隔探査装置	4 式
	バッテリー式救助用破壊器具	500 式
	ドライスーツ	500 式
平成 24 年度	大型除染システム	1 式
平成 27 年度	生物剤検知器（携帯型気体用）	10 式
	化学剤検知器（携帯型気体用）	30 式
	火山対応型山岳救助資機材キット	41 式
平成 30 年度	有毒ガス測定器及び有毒ガス検知管	110 式
令和元年度	化学剤遠隔検知装置	3 式
令和 2 年度	高機能救命ボート	36 艇
	高機能救命ボート	27 艇
令和 3 年度	水上オートバイ	6 艇
	高機能救命ボート	2 艇
	NBC 災害対応資機材セット	6 式
令和 4 年度※	解毒剤自動注射器	540 本
	NBC 災害対応資機材セット	18 式

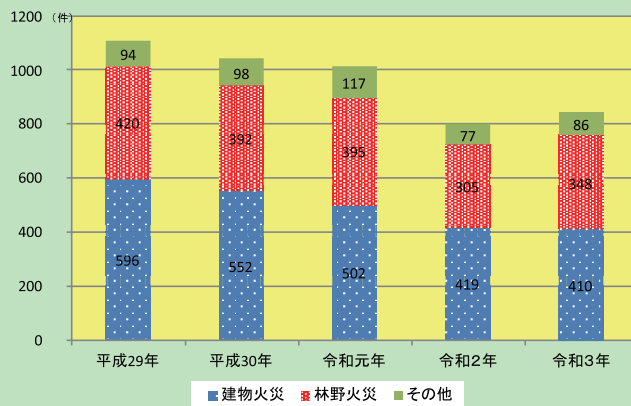
（備考）※については、令和 4 年度に配備予定

資料 2-7-1 消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成 29 ～令和 3 年）

（各年中）

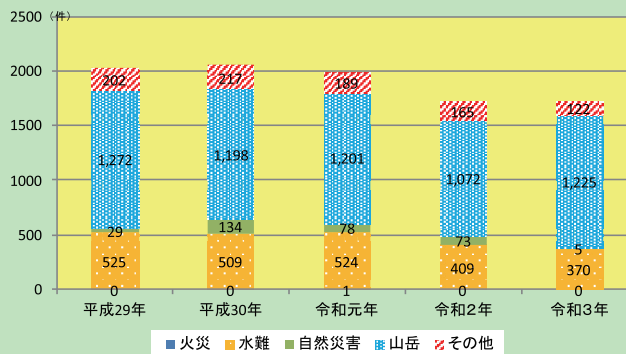
火災出動件数内訳

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
建物火災	596	552	502	419	410
林野火災	420	392	395	305	348
その他	94	98	117	77	86
合計	1,110	1,042	1,014	801	844



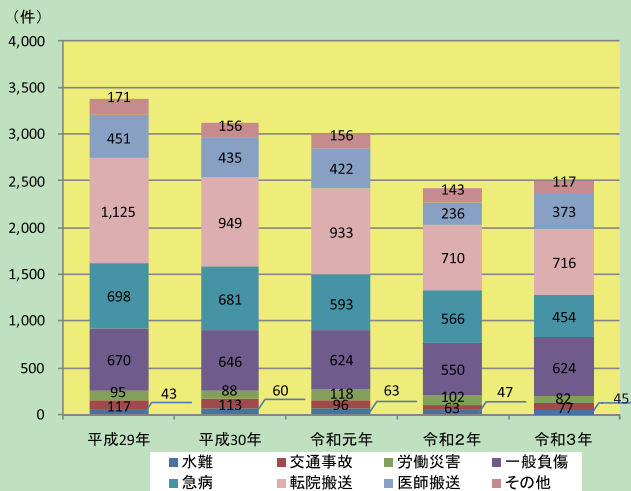
救助出動件数内訳

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
火災	0	0	1	0	0
水難	525	509	524	409	370
自然災害	29	134	78	73	5
山岳	1,272	1,198	1,201	1,072	1,225
その他	202	217	189	165	122
合計	2,028	2,058	1,993	1,719	1,722



救急出動件数内訳

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
水難	43	60	63	47	45
交通事故	117	113	96	63	77
労働災害	95	88	118	102	82
一般負傷	670	646	624	550	624
急病	698	681	593	566	454
転院搬送	1,125	949	933	710	716
医師搬送	451	435	422	236	373
その他	171	156	156	143	117
合計	3,370	3,128	3,005	2,417	2,488



資料 2-7-2 緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成 29 年～令和 3 年）

（各年中）

出動件数（件） 救助・救急搬送人員（人）

区分		緊急消防援助隊 航空小隊出動件数	計	緊急消防援助隊航空小隊 による救助・救急搬送人員	計
平成 29 年	平成 29 年 7 月九州北部豪雨	44	44	91	91
平成 30 年	大分県中津市土砂災害	2	160	6	300
	大阪府北部を震源とする地震	2		0	
	平成 30 年 7 月豪雨	129		187	
	平成 30 年北海道胆振東部地震	27		107	
令和元年	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	2	57	0	115
	令和元年東日本台風	55		115	
令和 2 年	令和 2 年 7 月豪雨	73	73	236	236
令和 3 年	令和 3 年栃木県足利市林野火災	59	59	0	0

資料 2-8-1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）

(各年中)

令和 4 年 11 月 1 日現在 単位:件

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の 災害
平成 15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1				1	
30	13	12						1	
令和元	9	9							
2	4	4							
3	4	4							
4	1	1							
計	282	226	4	22	0	6	0	3	21

資料 2-8-2 緊急消防援助隊登録状況

(令和4年4月1日現在 単位:隊)

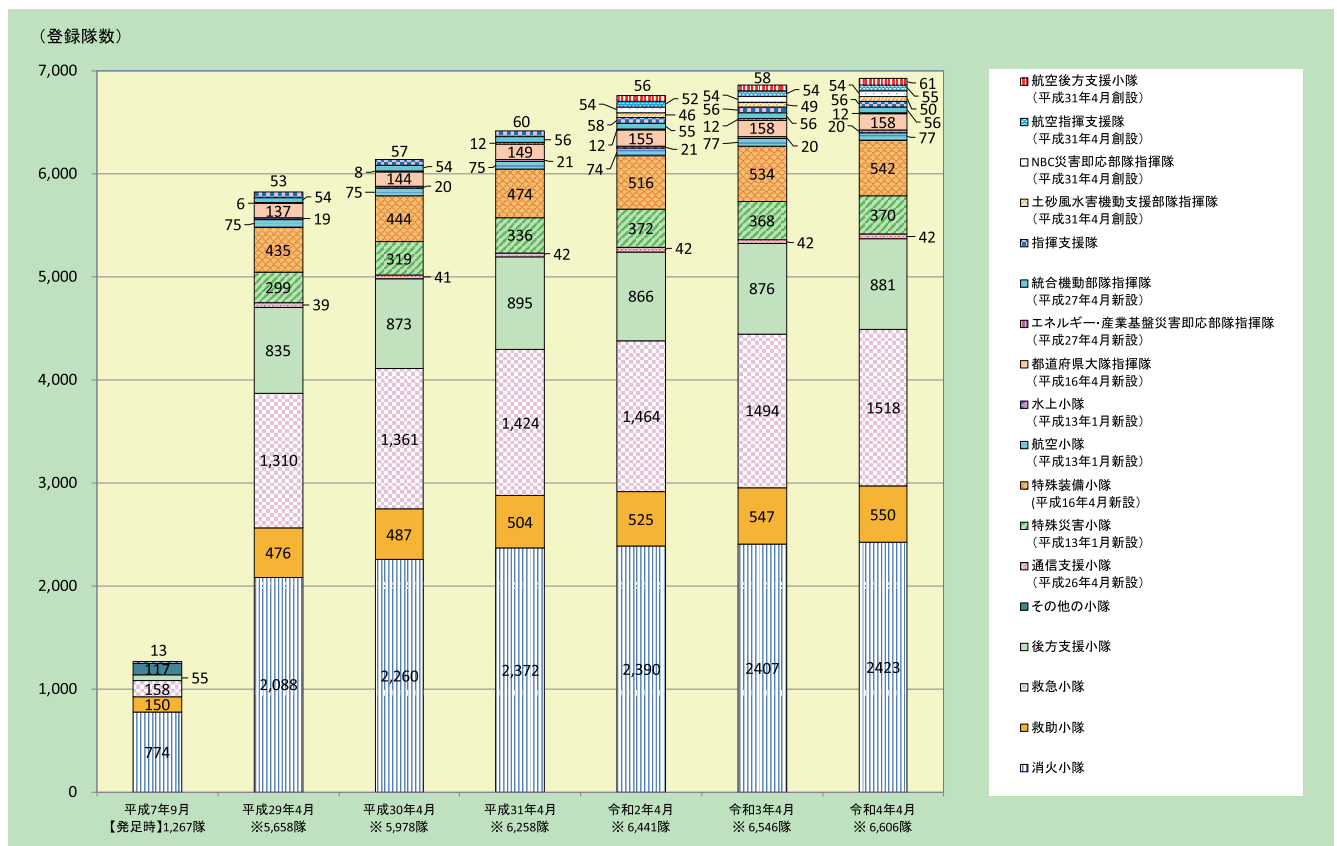
都道府県	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	工ネルギ！産業基盤	NBC災害即応部隊	支砂部隊指揮隊	土砂・風水害機動	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊					水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
															対毒小隊等	火災規模対応小隊	大規模危険物	等密閉空間火災	送遠距離小隊	二消小隊	車震対応特殊	水難救助小隊	その他の消防活動を行う小隊					
北海道	3	2	7	1	1	3	1	159	28	93	37	1	11	22	1	2		1	3	22		3	2	403	387			
青森		1	4	1		1	1	45	7	26	19	1	2	9				1	1	5		1	1	126	123			
岩手		1	3	1		1	1	42	7	23	17	1	1					1	1	3		1	1	105	100			
宮城	3	2	4	1		1	2	52	10	25	18	1	4	3	1	2		1	1	7		3	3	144	136			
秋田		1	3	1		1	1	40	8	20	11		1	5						2		1	1	97	92			
山形		1	3	1		1	2	29	7	18	15		1					1		2		1	1	83	78			
福島		1	5	1		1	2	51	9	34	19	1	4	2		1		1		7		1	2	142	133			
茨城		1	3	3		1	1	62	14	50	28	1	7	3				2	1	16		1	1	196	186			
栃木		1	3	1		1	1	38	12	27	17		5					1		9		1	1	118	109			
群馬		1	4	1		1	1	40	7	26	16	1	4					1		4		1	1	109	103			
埼玉	3	1	6	1		1	1	108	26	60	43		11					3		19		3	1	287	279			
千葉	2	1	3	1	1	1	1	106	24	66	49	1	15	8	1	1		1		21	2	2	1	308	291			
東京	3	1	3	1		1	1	175	15	62	35	1	3	6	2	2	4	4	2	18	4	8	1	352	349			
神奈川	8	2	3	1	1	3	1	98	23	72	32	2	12	11	3	5		5	7	23	2	4	2	320	312			
新潟	3	1	3	1	1	1	1	63	16	39	22	2	2	9		2		1		5	1	1	1	175	170			
富山		1	3	1		1	1	30	7	20	12	1	2	1				1	2	7		1	1	92	87			
石川		1	3	1		1	1	30	6	16	17	1	3	3			1		8		1	1	94	87				
福井		1	3	1		1	1	29	6	13	12	1	2	3				1		2		1	1	78	73			
山梨		1	3	1		1	1	21	6	15	15	1	2					1		3		1	1	73	68			
長野		1	3	2		1	1	51	15	37	18	2	3					1		13		1	1	150	143			
岐阜		1	4	3		1	1	58	14	38	16	1	2					1		6		2	1	149	141			
静岡	5	3	2	1	1	2	1	58	18	41	25		4	5		2	2	4	1	17		3	3	198	192			
愛知	3	2	3	1	1	1	1	112	25	74	41	1	13	5	3		2	2	1	27	1	3	3	325	312			
三重		1	3	1	1	1	1	44	7	31	15		1	4				1		7		1	1	120	116			
滋賀		1	3	1		1	1	25	6	16	12	1	3					1		4	1	1	1	78	71			
京都	3	1	4	1		1	1	45	12	23	14	1	4		1	1		3	2	8		2	1	128	122			
大阪	5	1	5	1	1	2	1	134	23	62	30	2	9	11	1	3		1	2	23	2	2	1	322	312			
兵庫	2	1	4	1	1	1	1	98	20	70	35	2	10	5		3		2		16	1	3	1	277	268			
奈良		1	3	2		1	1	28	8	19	13	2	2					1		5		1	2	89	82			
和歌山		1	3	1		1	1	30	9	18	12	1	6	2				1		2		1	1	90	80			
鳥取		1	3	2		1	1	19	4	8	8	1	4					1	1	2		1	2	59	51			
島根		1	2	1		1	1	24	6	22	8		1					1		4		1	1	74	69			
岡山	2	2	3	1	1	1	1	45	13	28	12	1	4	5				1		10		2	2	134	130			
広島	3	2	3	1		1	1	66	12	40	24	1	3	3		1	2	1	1	11	2	2	2	182	178			
山口		1	3	1		1	1	35	8	24	17		5					2	2	5		1	1	107	101			
徳島		1	3	1		1	1	20	10	18	6	1	2	3				1	1	4		1	2	76	71			
香川		1	3	1		1	1	22	7	12	8		2					1		8		1	1	69	64			
愛媛		1	3	1		1	1	30	11	22	13	1	2	3		2		1		5	1	1	1	100	95			
高知		1	3	2		1	1	20	10	19	8	1	2					1		2		2	1	74	69			
福岡	6	2	6	2	1	2	1	57	17	47	31	1	10	8	1			1	3	16	2	3	2	219	211			
佐賀		1	2	1		1	1	16	5	12	9		1					1		5		1	1	57	55			
長崎		1	3	1		1	1	34	8	22	12		2	2				1		2		1	1	92	87			
熊本	2	1	4	1		1	1	33	13	28	14	1	5			2	3		6		1	1	117	112				
大分		1	2	1		1	1	28	8	16	11	1	4					1	1	4		1	1	82	75			
宮崎		1	3	1		1	1	18	5	16	11	1	2					2		2		1	1	64	58			
鹿児島		1	3	1	1	1	1	33	11	29	14	1	4	8				1		4		1	1	115	107			
沖縄			3	1		1	1	22	7	21	10	1	4	1				1		3				76	71			
合計	56	55	158	56	12	54	50	2,423	550	1,518	881	42	206	150	14	27	13	65	33	404	20	77	61	6,925	6,606			

資料

資料 2-8-3 緊急消防援助隊登録部隊の推移

緊急消防援助隊の部隊数の推移について

	平成 7 年 9 月 【発足時】 1,267 隊	平成 26 年 4 月 ※ 4,694 隊	平成 27 年 4 月 ※ 4,984 隊	平成 28 年 4 月 ※ 5,301 隊	平成 29 年 4 月 ※ 5,658 隊	平成 30 年 4 月 ※ 5,978 隊	平成 31 年 4 月 ※ 6,258 隊	令和 2 年 4 月 ※ 6,441 隊	令和 3 年 4 月 ※ 6,546 隊	令和 4 年 4 月 ※ 6,606 隊
消火小隊	774	1,649	1,755	1,904	2,088	2,260	2,372	2,390	2407	2423
救助小隊	150	423	441	462	476	487	504	525	547	550
救急小隊	158	1,057	1,147	1,232	1,310	1,361	1,424	1,464	1494	1518
後方支援小隊	55	761	792	810	835	873	895	866	876	881
その他の小隊	117									
通信支援小隊 (平成 26 年 4 月新設)		21	23	33	39	41	42	42	42	42
特殊災害小隊 (平成 13 年 1 月新設)		272	278	284	299	319	336	372	368	370
特殊装備小隊 (平成 16 年 4 月新設)		376	396	412	435	444	474	516	534	542
航空小隊 (平成 13 年 1 月新設)		75	76	76	75	75	75	74	77	77
水上小隊 (平成 13 年 1 月新設)		18	19	19	19	20	21	21	20	20
都道府県大隊指揮隊 (平成 16 年 4 月新設)	0	112	117	124	137	144	149	155	158	158
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊 (平成 27 年 4 月新設)			2	4	6	8	12	12	12	12
統合機動部隊指揮隊 (平成 27 年 4 月新設)			15	43	54	54	56	55	56	56
指揮支援隊	13	42	48	48	53	57	60	58	56	56
土砂風水害機動支援 部隊指揮隊 (平成 31 年 4 月創設)								46	49	50
NBC 災害即応部隊指揮隊 (平成 31 年 4 月創設)									54	54
航空指揮支援隊 (平成 31 年 4 月創設)									52	54
航空後方支援小隊 (平成 31 年 4 月創設)									56	58



(備考) ※の数字は重複登録隊数を除く隊数。

資料 2-8-4 消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度	配備車両等	配備数
平成 17	ヘリコプター	1 機
20	燃料補給車	6 台
21	ヘリコプター動態管理システム	8 式
	燃料補給車	2 台
22	海水利用型消防水利システム	2 式
	ヘリコプター動態管理システム	2 式
	赤外線カメラ	1 機
	支援車 1 型	47 台
23	海水利用型消防水利システム	3 式
	ヘリコプター	2 機
24	人員輸送車	47 台
	資機材搬送車	46 台
	全地形対応車	1 組
	無線中継車	21 台
	都道府県指揮隊車	45 台
	燃料補給車	30 台
	支援車 1 型	17 台
	海水利用型消防水利システム	1 式
	ヘリコプター動態管理システム	11 式
	ヘリサットシステム	1 式
25	拠点機能形成車	6 台
	津波・大規模風水害対策車	15 台
	機動連絡車	33 台
	ヘリコプター	2 機
	ヘリコプター動態管理システム	4 式
26	ヘリサットシステム	4 式
	ヘリサット用カメラ	3 式
	拠点機能形成車	4 台
	津波・大規模風水害対策車	2 台
27	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2 式
	ヘリコプター動態管理システム	4 式
	拠点機能形成車	2 台
	津波・大規模風水害対策車	2 台
28	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2 式
	消防活動用偵察システム（無人ヘリ）	2 式
	ヘリコプター動態管理システム	6 式
	拠点機能形成車	2 台
	津波・大規模風水害対策車	3 台
29	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2 式
	無線中継車	3 台
	燃料補給車	9 台
	ヘリテレ受信機	23 式
30	拠点機能形成車	6 台
	津波・大規模風水害対策車	6 台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4 式
令和元	情報収集活動用ドローン	18 式
	津波・大規模風水害対策車	6 台
2	中型水陸両用車及び搬送車	5 台
	拠点機能形成車	1 台
	津波・大規模風水害対策車	13 台
	中型水陸両用車及び搬送車	1 台
3	拠点機能形成車	1 台
	大型水陸両用車及び搬送車	1 台
	情報収集活動用ドローン	52 式
4 ※	拠点機能形成車	5 台
	ハイスベックドローン	47 台
	高機能エアテント	200 式

(備考) ※については、令和 4 年度中に配備予定

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績

令和 4 年 11 月 30 日現在

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
8	12.6～12.12 (7日間)	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県 (1都1県)	72 隊 382 人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
10	9.4 (1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都 (1都1県)	2 隊 7 人	岩手県内陸北部で発生した最大震度 6 弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
12	3.29～5.10 (40日間)	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川県 (1都2県)	14 隊 65 人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6 (1日間)	平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震	兵庫県、広島県 (2県)	4 隊 15 人	鳥取県西部で発生した最大震度 6 強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
13	3.24～3.26 (3日間)	平成 13 年 (2001 年) 芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、鳥取県 (1府4県)	9 隊 37 人	安芸灘を震源とする最大震度 6 弱の地震の発生に際し、大阪府消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
15	7.26～7.28 (3日間)	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県 (1道1県)	3 隊 16 人	宮城県北部を震源とする地震(最大震度 6 弱、6 強、6 弱が 1 日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22～8.25 (4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県 (1県)	23 隊 56 人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8～9.9 (2日間)	栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	東京都 (1都)	30 隊 135 人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26 (1日間)	平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県	381 隊 1,417 人	北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度 6 弱が 2 回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
	9.28～10.21 (24日間)	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災	(1都2府7県)		
16	7.13～7.15 (3日間)	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県 (1都11県)	指揮隊 17 隊 救助隊 76 隊 消火隊 4 隊 救急隊 10 隊 後方支援隊 55 隊 航空隊 9 隊 171 隊 693 人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3 日間の活動で救命ボート (66 隻) 及びヘリコプター (9 機) により、三条市 1,652 人、見附市 106 人、中之島町 (現長岡市) 97 人の計 1,855 人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助 92 人)
	7.18～7.19 (2日間)	平成 16 年 7 月福井豪雨	神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県 (2府10県)	指揮隊 16 隊 救助隊 69 隊 消火隊 19 隊 救急隊 19 隊 後方支援隊 27 隊 航空隊 9 隊 159 隊 679 人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート (80 隻) 及びヘリコプター (9 機) を活用して、福井市 266 人、鯖江市 45 人及び美山町 77 人の計 388 人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助 187 人)
	10.21～10.22 (2日間)	平成 16 年台風第 23 号 兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県 (1府3県)	指揮隊 5 隊 救助隊 44 隊 救急隊 3 隊 後方支援隊 16 隊 航空隊 2 隊 70 隊 284 人	台風第 23 号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民 127 人を救命ボート (42 隻) 等により救助するとともに、2,000 世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。
	10.23～11.1 (10日間)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県 (1都14県)	指揮隊 23 隊 救助隊 83 隊 消火隊 99 隊 救急隊 80 隊 後方支援隊 148 隊 航空部隊 39 隊 その他 8 隊 480 隊 2,121 人	新潟県中越地方を中心に最大震度 7 の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度 6 強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等の被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村 (現長岡市) において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10 月 25 日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに 27 日には、長岡市妙見堰の土砂崩れによる車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により 2 歳男児とその母親を地震発生以来 4 日ぶりに救助 (母親は病院搬送後死亡確認) するなど、10 日間で 453 人を救助した。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和 4 年 11 月 30 日現在

資料

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
17	3.20 (1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県 (1府1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。
	4.25～4.28 (4日間)	平成17年JR西日本福知山線列車事故	大阪府、京都府、岡山県 (2府1県)	指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消火隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊270人	兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場にくい込む事故が発生。狭隘な空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助（うち緊急消防援助隊の救助人員42人）した。
19	1.30 (1日)	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	京都府、大阪府、和歌山県、三重県 (2府2県)	指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 7隊30人	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～3.26 (2日間)	平成19年(2007年)能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、富山県、福井県、滋賀県 (1都2府4県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消火隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊349人	能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15 (1日)	三重県中部を震源とする地震	愛知県 (1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～7.23 (8日間)	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府 (1都1府8県)	指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊110人	新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
20	岩手県 6.14～6.17 (4日間) 宮城県 6.14～6.19 (6日間)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県 (1都1道15県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消火隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊1,025人	岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊(山形県、千葉県、埼玉県)の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊(東京都、秋田県、福島県)について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。
	7.24 (1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県)	指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消火隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊379人	岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長(仙台市消防局)及び航空部隊(茨城県、栃木県)に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。
21	8.11 (1日)	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県 (1都2県)	指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 6隊29人	平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊(東京消防庁、名古屋消防局)及び航空部隊(山梨県及び愛知県)に出動を求め、1都2県(東京都、山梨県、愛知県)から6隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
23	3.11～6.6 (88日間)	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都1道2府40県)	指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消火隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊30,684人	平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和 4 年 11 月 30 日現在

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
25	10.16～10.31 (16日間)	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 (1都4県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊 518人	台風第26号の記録的大雨(24時間824ミリ)により、伊豆大島(東京都大島町)で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送(隊員57人、車両13台)を行った。
26	8.20～9.5 (17日間)	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県 (1府6県)	指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊 1,296人	平成26年8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生した。広島県知事の要請に基づき、1府6県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。
	9.27～10.17 (21日間)	御嶽山噴火災害	東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都5県)	指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊 2,171人	平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する1都5県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。
	11.23 (1日)	長野県北部を震源とする地震	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、富山県、新潟県 (1都5県)	指揮支援隊 2隊 指揮隊 3隊 消火小隊 3隊 救助小隊 3隊 救急小隊 3隊 後方支援小隊 4隊 航空小隊 4隊 22隊 104人	平成26年11月22日午後10時8分頃、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6弱の地震が発生した。長野県知事の要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、情報収集活動、倒壊家屋が発生した地域において安否確認活動等を実施した。
27	5.29 (1日)	口永良部島噴火災害	福岡県、高知県、宮崎県 (3県)	指揮支援隊 1隊 航空小隊 3隊 4隊 22人	平成27年5月29日午前9時59分頃、口永良部島で噴火が発生した。鹿児島県知事の要請に基づき、3県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、航空隊を中心とした島民の避難支援をはじめ、情報収集活動及び避難状況の確認等を実施した。
	9.10～9.17 (8日間)	平成27年9月関東・東北豪雨	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、千葉県、新潟県 (1都5県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 19隊 消火小隊 41隊 救助小隊 50隊 救急小隊 24隊 後方支援小隊 83隊 通信支援小隊 12隊 特殊装備小隊 2隊 航空小隊 17隊 255隊 1,001人	台風18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風17号から流れ込む湿った風の影響により、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。大雨特別警報が発令された茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊するなど広い範囲で浸水した。茨城県知事からの要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が出動し、水陸両用バギーや救命ボート等により、住宅に孤立した住民等の救助活動を実施した。さらに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。8日間にわたる活動により、茨城県では、786人を救助した。(うちヘリコプターによる救助272人)
28	4.14～4.27 (14日間)	平成28年熊本地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都2府17県)	指揮支援隊 31隊 指揮隊 117隊 消火小隊 291隊 救助小隊 226隊 救急小隊 433隊 後方支援小隊 451隊 通信支援小隊 29隊 特殊災害小隊 1隊 特殊装備小隊 24隊 航空小隊 41隊 1,644隊 5,497人	平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(前震:マグニチュード6.5、最大震度7)及び同日16日午前1時25分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(本震:マグニチュード7.3、最大震度7)が発生した。熊本県知事からの要請に基づき、1都2府17県の緊急消防援助隊が出動し、余震が頻発するなか、14日間にわたり捜索救助を中心とする活動を実施し、熊本県内において86人を救助した。
	8.31～9.9 (10日間)	平成28年台風第10号による災害	青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、神奈川県 (1都5県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 13隊 消火小隊 50隊 救助小隊 29隊 救急小隊 40隊 後方支援小隊 79隊 通信支援小隊 2隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 31隊 257隊 1,044人	平成28年8月30日に岩手県大船渡市付近に上陸し、東北地方を通過した台風第10号により岩手県宮古市、久慈市では1時間に80ミリの猛烈な雨となった。この台風の影響で土砂崩落、路面冠水、倒木等により多数の孤立地域が発生した。岩手県知事からの要請により1都5県の緊急消防援助隊が出動し、重機や水陸両用バギーを活用し、孤立地域の検索活動を実施するとともに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。10日間にわたる活動により、岩手県において43人※を救助した。(※広域航空消防応援による救助者2人を含む。)

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和 4 年 11 月 30 日現在

資料

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
29	3.27～3.28 (2日間)	栃木県那須町雪崩事故	埼玉県 (1県)	指揮隊 1隊 後方支援小隊 2隊 3隊 10人	平成 29 年 3 月 27 日に栃木県那須町のスキー場において、春山安全登山講習会に参加していた高校生等が雪崩に巻き込まれる事故が発生した。 栃木県知事からの要請により緊急消防援助隊が出動し、消防活動用ドローンによる上空からの事故現場全体の状況把握や活動現場の確認等を実施した。
	7.5～7.25 (21日間)	平成 29 年 7 月九州北部豪雨	愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県 (1府 14県)	指揮支援隊 30隊 指揮隊 93隊 消火小隊 272隊 救助小隊 179隊 救急小隊 156隊 後方支援小隊 376隊 通信支援小隊 14隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 53隊 1,179隊 4,203人	平成 29 年 7 月 5 日頃、梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、九州北部で、記録的な大雨となった。福岡県、大分県では、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が生じた。 7 月 5 日に大分県知事、7 月 6 日に福岡県知事からの要請に基づき、両県に合わせて 1 府 14 県の緊急消防援助隊が出動、陸上では重機や水陸両用バギー、全地形対応車を活用し、捜索救助活動を実施した。また、消防防災ヘリコプターにより、孤立地域からの救助活動を実施した。 21 日間にわたる活動により、福岡県内において 30 人、大分県において 29 人を救助した。
30	4.11～4.14 (4日間)	大分県中津市土砂災害	福岡県、熊本県 (2県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 5隊 救助小隊 6隊 後方支援小隊 8隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 2隊 31隊 135人	4 月 11 日、大分県中津市の山腹で土砂崩れが発生し、6 人の安否が不明となった。同日、大分県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた福岡県及び熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊、国土交通省等と連携し、重機を活用し土砂を排除しながら捜索・救助活動を行った。また、航空小隊は、ヘリコプターテレビ放送システムを活用して情報収集を行った。
	6.18 (1日)	大阪府北部を震源とする地震	京都府、兵庫県 (2府県)	航空小隊 2隊 2隊 11人	6 月 18 日、大阪府北部を震源とする地震により、大阪府北部を中心に広い範囲で建物倒壊等による人的、物的被害が発生した。 消防庁長官の求めを受けた京都市消防航空隊及び兵庫県消防防災航空隊が緊急消防援助隊として大阪府に出動し、ヘリコプターテレビ放送システムを活用し、大阪府北部を中心に被害状況を把握するなど、情報収集活動を行った。
	7.6～7.31 (26日間)	平成 30 年 7 月豪雨	栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県 (1都 2府 20県)	指揮支援隊 52隊 指揮隊 86隊 消火小隊 426隊 救助小隊 231隊 救急小隊 127隊 後方支援小隊 392隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 28隊 航空小隊 28隊 1,383隊 5,385人	7 月 6 日、梅雨前線に台風第 7 号からの湿った空気が流れ込んだ影響等により、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となり、多くの地域で河川の氾濫による浸水、土砂災害が発生した。 発災後、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた 23 都府県の緊急消防援助隊が出動した。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたこと、7 月 8 日に政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、同日 17 時 00 分に平成 30 年 7 月豪雨における緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂が堆積した住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救出や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、ヘリサットシステム等を活用した情報収集及び孤立地域からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の 26 日間にわたる活動により、397 人を救助した。
	9.6～9.10 (5日間)	平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県 (1都 1道 10県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 10隊 消火小隊 41隊 救助小隊 25隊 救急小隊 17隊 後方支援小隊 63隊 通信支援小隊 5隊 特殊装備小隊 11隊 航空小隊 18隊 197隊 827人	9 月 6 日、北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生した。 消防庁長官の求めを受けた 12 都道府県の緊急消防援助隊は、本州からは、陸路による出動ができないため、民間フェリー等を活用し被災地へ向けて出動した。また、防衛省に協力依頼し、航空自衛隊輸送機により、神奈川県大隊の消防車両と人員の輸送を行った。 陸上隊は、厚真町で人力及び重機による土砂等の排除を行いながら、行方不明者の捜索・救助活動を昼夜を通し行った。 また、航空小隊は、ホイスト等による人命救助の実施、ヘリコプターテレビ放送システム等を活用した情報収集を行った。 緊急消防援助隊の 5 日間にわたる活動により、24 人を救助した。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和 4 年 11 月 30 日現在

年 (令和)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
元	8.28～8.31 (4日間)	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	熊本県 (1県)	指揮隊 4隊 消火小隊 8隊 救助小隊 8隊 救急小隊 4隊 後方支援小隊 16隊 通信支援小隊 1隊 特殊装備小隊 1隊 航空小隊 1隊 43隊 146人	8月28日、前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫による浸水害が発生した。同日、佐賀県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊と連携し、浸水地域の安否確認及び孤立者の救助活動を行い、11人を救助した。また、浸水地域の排水活動の妨げになっていた鉄工所から流出した焼き入れ油の除去活動を実施した。航空小隊は、上空から被災状況の情報収集活動を実施するとともに、ヘリサットシステムを活用して消防庁等に最新の情報を提供した。
	10.13～10.18 (6日間)	令和元年東日本台風による災害	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県 (1都1道12県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 8隊 指揮隊 12隊 消火小隊 71隊 救助小隊 33隊 救急小隊 33隊 後方支援小隊 92隊 通信支援小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 航空小隊 18隊 航空後方支援小隊 3隊 276隊 1,038人	10月13日、令和元年東日本台風の影響による大雨で、各地で複数の河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、宮城県、福島県及び長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14都道府県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、平成31年3月に改定した基本計画を踏まえ、災害の状況、10月13日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、10月15日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂崩れによって押し流された住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の6日間にわたる活動により、171人を救助した。
2	7.4～7.15 (12日間)	令和2年7月豪雨	埼玉県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (14県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 18隊 指揮隊 40隊 消火小隊 113隊 救助小隊 73隊 救急小隊 62隊 後方支援小隊 182隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 8隊 航空指揮支援隊 2隊 航空小隊 21隊 532隊 1,999人	7月3日から7月9日にかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、温かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、熊本県、長野県、宮崎県及び島根県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、ドローンや水陸両用バギー、重機を活用しながら、捜索・救助活動及び浸水した地域での安否確認等を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の12日間にわたる活動により、369人を救助した。
3	2.25～3.3 (7日間)	栃木県足利市林野火災	宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県 (1都6県)	統括指揮支援隊 1隊 航空指揮支援隊 3隊 航空小隊 20隊 24隊 145人	令和3年2月21日栃木県足利市西宮町地内（両崖山山頂から南西200m付近）で火災が発生した。2月25日、栃木県知事からの要請に基づき、1都6県の緊急消防援助隊が直ちに出勤し、空中消火活動や活動隊の指揮支援活動を実施した。
	7.3～7.26 (24日間)	静岡県熱海市土石流災害	茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都9県)	統括指揮支援隊・指揮支援隊 16隊 指揮隊 44隊 消火小隊 169隊 救助小隊 230隊 救急小隊 54隊 後方支援小隊 246隊 通信支援小隊 17隊 特殊装備小隊 39隊 815隊 3,099人	令和3年7月3日静岡県熱海市伊豆山地区において土石流が発生した。 発災後、静岡県知事からの要請に基づき、1都9県の緊急消防援助隊が直ちに出勤した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の特定災害対策本部から非常災害対策本部に改組、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 重機等を活用し、広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら、安否不明者の救助活動を実施。ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の24日間にわたる活動により、49人を救助した。

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

資料 2-8-6 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

資料

1 全国合同訓練

第1回全国合同訓練	(平成7年度)	開催日：H 7. 11/28. 29	開催地：東京都	参加本部数等：98本部 135隊 1,500人	
第2回全国合同訓練	(平成12年度)	開催日：H12. 10/23. 24	開催地：東京都	参加本部数等：148本部 206隊 1,922人	
第3回全国合同訓練	(平成17年度)	開催日：H17. 6/10. 11	開催地：静岡県	参加本部数等：206本部 386隊 1,953人	
第4回全国合同訓練	図上訓練	(平成21年度)	開催日：H22. 1/28. 29	開催地：愛知県・和歌山県・徳島県	参加本部数等：81本部 370人
	部隊運用訓練	(平成22年度)	開催日：H22. 6/ 4. 5	開催地：愛知県	参加本部数等：223本部 411隊 2,138人
第5回全国合同訓練	(平成27年度)	開催日：H27. 11/13. 14	開催地：千葉県	参加本部数等：280本部 582隊 2,361人	
第6回全国合同訓練	図上訓練	(令和4年度)	開催日：R 4. 7/27	開催地：静岡県・和歌山県・高知県 宮崎県	参加本部数等：19本部 1,394人
	実動訓練		開催日：R 4. 11/12. 13	開催地：静岡県	参加本部数等：335本部 678隊 2,776人

2 地域ブロック合同訓練 (過去10年間)

ブロック等	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
北海道東北 (1道・7県)	開催日	10/7. 8	10/11. 12	10/22. 23	10/28. 29	10/12. 13	10/6. 7	11/17. 18	10/28. 29	10/3	11/13
	開催地	宮城県 利府町	北海道 苫小牧市	青森県 弘前市	岩手県 北上市	秋田県 能代市	山形県 米沢市	福島県 いわき市 楡葉町	新潟県 上越市	宮城県 大崎市 仙台市	北海道 釧路市
	隊数等	図上訓練のみ 288人	208隊 758人	213隊 793人	195隊 703人	202隊 764人	194隊 747人	179隊 656人	令和元年東日本台風(台風第19号)により中止	62隊 218人	32隊 123人
関東 (1都・9県)	開催日	11/29. 30	10/30. 31	11/5. 6	11/4. 5	10/17. 18	10/24. 25	11/30. 12/1	11/17. 18	東京オリンピッ ック競技大会 ・東京パラリ ンピック競技 大会の開催予 定年であった ため、実施予 定なし	10/11
	開催地	埼玉県 新座市	山梨県 富士吉田市	静岡県 浜松市 磐田市	茨城県 東茨城郡 茨城町 神栖市	栃木県 小山市 栃木市 上三川町 那須町	群馬県 大田市 桐生市 高崎市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 厚木市	千葉県 市原市		長野県
	隊数等	280隊 1,063人	台風第26号 により 中止	293隊 1,167人	平成27年 9月関東・ 東北豪雨に より中止	305隊 1,188人	291隊 1,173人	235隊 852人	令和元年東日本台風(台風第19号)により中止		図上訓練のみ 51名
中部 (7県)	開催日	11/9. 10	10/18. 19	11/15. 16	10/23. 24	9/23. 24	11/17. 18	11/4. 5	11/1. 2	9/1	緊急消防援助 隊全国合同訓 練に伴い実施 なし
	開催地	福井県 坂井市	愛知県 碧南市	石川県 珠洲市	三重県 桑名市 四日市市 鈴鹿市	富山県 滑川市 富山市	岐阜県 中津川市 多治見市 恵那市 瑞浪市	静岡県 浜松市 菊川市 牧之原市 島田市	福井県 大野市 勝山市	愛知県	
	隊数等	126隊 477人	127隊 505人	137隊 528人	152隊 582人	134隊 514人	125隊 510人	106隊 424人	121隊 469人	図上訓練のみ 21人	
近畿 (2府・7県)	開催日	10/27. 28	10/26. 27	10/18. 19	10/17. 18	10/22. 23	11/4. 5	11/9. 10	10/26. 27	11/8	12/4. 5
	開催地	兵庫県 神戸市 三木市	滋賀県 近江八幡市 東近江市	和歌山県 田辺市 白浜町 串本町	京都府 城陽市 宇治市 久御山町	奈良県 五條市 橿原市	大阪府 大阪市 堺市 豊中市	福井県 福井市 坂井市 永平寺町	三重県 松阪市 津市 伊賀市	徳島県 阿南市 海陽町	兵庫県 淡路市 洲本市 三木市 宝塚市
	隊数等	143隊 617人	145隊 573人	130隊 558人	126隊 585人	154隊 605人	194隊 765人	153隊 586人	196隊 753人	11隊 46人	169隊 755人
中国・四国 (9県)	開催日	11/1. 2	11/2. 3	11/1. 2	10/31. 11/1	10/29. 30	10/20. 21	10/20. 21	11/30. 12/1	11/14	11/6. 7
	開催地	山口県 山口市 防府市	徳島県 那賀町 海陽町 阿南市	岡山県 岡山市	香川県 高松市 坂出市 小豆島町	鳥取県 倉吉市	島根県 安来市 松江市	愛媛県 宇和島市 新居浜市 西予市 鬼北町	高知県 須崎市 高知市 土佐市	山口県 下関市	広島県 三次市 庄原市 安芸高田市
	隊数等	135隊 567人	134隊 493人	161隊 647人	153隊 588人	平成28年 10月鳥取県 中部を震源 とする地震 により中止	142隊 559人	平成30年 7月豪雨によ り中止	108隊 439人	33隊 139人	110隊 443人
九州 (8県)	開催日	11/17. 18	11/27. 28	11/22. 23	11/7. 8	11/5. 6	11/11. 12	11/10. 11	11/9. 10	10/31	新型コロナウイルス 感染症の拡大 状況を踏まえ 次年度へ延期 により中止
	開催地	熊本県 八代市	沖縄県 西原町	福岡県 久留米市	大分県 佐伯市 大分市	長崎県 雲仙市 島原市 大村市	佐賀県 武雄市 佐賀市	鹿児島県 鹿屋市 志布志市 東串良町	宮崎県 高原町 都城市 宮崎市	熊本県	沖縄県
	隊数等	192隊 747人	102隊 410人	170隊 690人	201隊 757人	235隊 885人	227隊 826人	216隊 783人	246隊 885人	令和2年7月 豪雨により 中止	

資料 2-10-1 衛星通信ネットワーク地球局整備状況

(令和4年4月1日現在)

都道府県	県庁	県出先機関	市町村	消防	ライフライン機関等	車載局	可搬局	合計
北海道	1	18	179	0	0	0	0	198
青森	1	0	0	0	0	0	0	1
岩手	1	12	33	12	3	0	0	61
宮城	1	10	34	10	4	0	7	66
秋田	1	15	28	11	2	0	0	57
山形	1	7	35	10	0	0	1	54
福島	1	15	59	12	0	0	2	89
茨城	1	15	44	23	8	0	0	91
栃木	1	17	25	12	21	0	1	77
群馬	1	31	37	11	6	0	7	93
埼玉	1	45	63	27	42	0	0	178
千葉	1	57	53	26	47	1	5	190
東京	1	6	10	0	0	0	0	17
神奈川	1	39	26	4	9	0	0	79
新潟	1	32	30	19	3	0	2	87
富山	1	25	15	8	0	0	9	58
石川	1	36	19	11	5	1	3	76
福井	1	21	17	7	19	0	3	68
山梨	1	16	27	10	7	0	1	62
長野	1	21	77	13	1	0	3	116
岐阜	1	16	42	20	0	0	11	90
静岡	1	21	33	11	9	1	17	93
愛知	2	21	60	33	4	0	8	128
三重	1	12	42	15	6	0	23	99
滋賀	1	20	20	7	5	0	0	53
京都	1	14	26	5	3	0	3	52
大阪	1	58	43	28	36	1	4	171
兵庫	1	2	48	19	9	0	3	82
奈良	1	17	39	3	1	0	1	62
和歌山	1	13	30	14	1	0	7	66
鳥取	1	5	19	3	2	0	1	31
島根	1	44	18	9	20	1	2	95
岡山	1	1	0	0	0	0	1	3
広島	1	2	22	12	0	0	0	37
山口	1	13	19	12	1	0	2	48
徳島	1	4	25	12	0	0	0	42
香川	1	0	0	0	0	0	4	5
愛媛	1	11	20	4	0	0	2	38
高知	2	12	34	15	0	0	6	69
福岡	1	1	0	0	0	0	0	2
佐賀	1	0	0	0	0	0	0	1
長崎	1	10	19	10	0	0	1	41
熊本	1	1	44	12	0	0	0	58
大分	1	0	0	0	1	0	3	5
宮崎	1	3	0	0	0	0	2	6
鹿児島	1	1	43	0	0	0	0	45
沖縄	1	2	2	0	0	0	0	5
合計	49	742	1,459	470	275	7	142	3,145

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-10-2 市町村防災行政無線通信施設整備状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

都道府県	市町村数	同 報 系		移 動 系	
		整備済 市町村数	整備率 (%)	整備済 市町村数	整備率 (%)
北海道	179	148	82.7%	130	72.6%
青森	40	40	100.0%	30	75.0%
岩手	33	33	100.0%	27	81.8%
宮城	35	31	88.6%	34	97.1%
秋田	25	24	96.0%	16	64.0%
山形	35	35	100.0%	22	62.9%
福島	59	56	94.9%	33	55.9%
茨城	44	43	97.7%	26	59.1%
栃木	25	22	88.0%	18	72.0%
群馬	35	33	94.3%	20	57.1%
埼玉	63	63	100.0%	44	69.8%
千葉	54	54	100.0%	42	77.8%
東京	62	62	100.0%	58	93.5%
神奈川	33	33	100.0%	27	81.8%
新潟	30	28	93.3%	27	90.0%
富山	15	15	100.0%	12	80.0%
石川	19	19	100.0%	10	52.6%
福井	17	17	100.0%	7	41.2%
山梨	27	27	100.0%	18	66.7%
長野	77	76	98.7%	63	81.8%
岐阜	42	42	100.0%	40	95.2%
静岡	35	35	100.0%	33	94.3%
愛知	54	49	90.7%	54	100.0%
三重	29	29	100.0%	22	75.9%
滋賀	19	17	89.5%	13	68.4%
京都	26	21	80.8%	17	65.4%
大阪	43	43	100.0%	38	88.4%
兵庫	41	40	97.6%	19	46.3%
奈良	39	32	82.1%	27	69.2%
和歌山	30	30	100.0%	27	90.0%
鳥取	19	19	100.0%	17	89.5%
島根	19	19	100.0%	6	31.6%
岡山	27	27	100.0%	18	66.7%
広島	23	23	100.0%	10	43.5%
山口	19	18	94.7%	15	78.9%
徳島	24	24	100.0%	15	62.5%
香川	17	17	100.0%	15	88.2%
愛媛	20	20	100.0%	11	55.0%
高知	34	34	100.0%	21	61.8%
福岡	60	56	93.3%	44	73.3%
佐賀	20	20	100.0%	13	65.0%
長崎	21	21	100.0%	10	47.6%
熊本	45	45	100.0%	26	57.8%
大分	18	18	100.0%	10	55.6%
宮崎	26	26	100.0%	19	73.1%
鹿児島	43	43	100.0%	18	41.9%
沖縄	41	41	100.0%	18	43.9%
合 計	1,741	1,668	95.8%	1,240	71.2%

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用する MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、V-Low マルチメディア放送、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムを含む。

資料 2-10-3 過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等

(各年 3 月 31 日現在)

手段		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
整備済団体数	市町村防災行政無線（同報系）〈a〉	1,387	1,380	1,371	1,366	1,356
	その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの	63	67	72	70	71
	MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム〈b〉	15	14	19	20	26
	市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム〈c〉					
	整備済団体数（a～c の小計）	1,465				
	上記の整備率（%）	84.1				
	その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの（平成 28 年度以降）					
	FM 放送を活用した同報系システム〈d〉		37	40	40	41
	280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム〈e〉		9	11	26	31
	V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム〈f〉		0	1	1	1
	整備済団体数（a～f の小計）		1,507	1,514	1,523	
	上記の整備率（%）		86.6	87.0	87.5	
その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの（令和 3 年度以降）						
携帯電話網を活用した情報伝達システム〈g〉					29	
ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム（有線含む）〈h〉					20	
IP 告知システム〈i〉					93	
整備済団体数の合計（a～i の合計）					1,668	
整備率（%）					95.8	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

- 防災行政無線等とは、市町村防災行政無線（同報系）、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムをいう。
- 複数手段を整備している市町村は、市町村防災行政無線（同報系）、MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム、FM 放送を活用した同報系システム、280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム、V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム、IP 告知システムの順に、当該手段を代表して整備しているものとして集計。
- MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー及び V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムについては、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するときは、市町村防災行政無線（同報系）を代替するものとして利用することが可能となり、その整備に当たり、地方財政措置等が講じられている。
- 令和 4 年より、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及び IP 告知システムについては、断線や輻輳への対策等その特徴に留意することにより、市町村防災行政無線（同報系）と同様に主たる災害情報伝達手段として位置づけることとした。

<参考> 防災行政無線等の整備数（単純合計）

複数手段を整備している市町村があり、それぞれの災害情報伝達手段ごとの合計は以下のとおり。

(上の表で示す整備済団体数の合計（a～c、a～f、a～i の合計）と一致しない。)

(各年 3 月 31 日現在 単位: 市町村数)

手段		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
市町村防災行政無線（同報系）		1,387	1,380	1,371	1,366	1,356
その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの	MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム	91	94	96	100	97
	市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	25	29	29	33	39
	FM 放送を活用した同報系システム		122	135	141	139
	280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム		22	30	49	65
	V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム		1	2	2	2
	携帯電話網を活用した情報伝達システム					51
	ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム（有線含む）					38
	IP 告知システム					200

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 4-1 自主防災組織の都道府県別結成状況

(令和4年4月1日現在)

	管内市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する 市区町村数	自主防災組織が その活動範囲としている 地域の世帯数 (B)	自主防災 組織活動 カバー率 (%) (B/A)
北海道	179	2,786,404	154	1,788,663	64.2%
青森	40	592,714	39	334,280	56.4%
岩手	33	531,922	33	470,975	88.5%
宮城	35	1,021,290	35	849,821	83.2%
秋田	25	413,311	25	297,388	72.0%
山形	35	417,876	35	383,589	91.8%
福島	59	784,402	55	593,969	75.7%
茨城	44	1,260,968	44	1,035,548	82.1%
栃木	25	825,431	25	703,466	85.2%
群馬	35	859,902	35	781,740	90.9%
埼玉	63	3,421,210	63	3,154,213	92.2%
千葉	54	2,975,719	54	2,067,382	69.5%
東京都	62	7,364,512	55	5,640,291	76.6%
神奈川県	33	4,294,570	33	3,223,933	75.1%
新潟	30	895,877	30	787,322	87.9%
富山	15	428,858	15	378,935	88.4%
石川	19	487,037	19	472,395	97.0%
福井	17	298,970	17	273,004	91.3%
山梨	27	367,007	27	327,788	89.3%
長野	77	878,924	76	834,394	94.9%
岐阜	42	830,821	42	746,961	89.9%
静岡	35	1,610,613	35	1,499,734	93.1%
愛知	54	3,380,487	54	3,207,730	94.9%
三重	29	792,170	29	714,055	90.1%
滋賀	19	603,001	19	533,598	88.5%
京都	26	1,231,159	25	1,119,547	90.9%
大阪	43	4,335,111	43	3,890,299	89.7%
兵庫	41	2,539,071	41	2,473,233	97.4%
奈良	39	604,008	38	537,917	89.1%
和歌山	30	421,178	30	409,008	97.1%
鳥取	19	239,288	19	222,366	92.9%
島根	19	292,411	19	226,434	77.4%
岡山	27	860,542	27	757,005	88.0%
広島	23	1,330,059	23	1,253,893	94.3%
山口	19	656,832	19	608,937	92.7%
徳島	24	337,261	24	318,119	94.3%
香川	17	444,905	17	432,424	97.2%
愛媛	20	641,181	20	601,456	93.8%
高知	34	348,897	34	337,592	96.8%
福岡	60	2,419,362	60	2,289,830	94.6%
佐賀	20	340,605	20	309,807	91.0%
長崎	21	629,240	21	463,681	73.7%
熊本	45	776,756	45	686,960	88.4%
大分	18	542,384	18	526,733	97.1%
宮崎	26	511,679	26	448,744	87.7%
鹿児島	43	776,728	43	730,691	94.1%
沖縄	41	682,620	30	277,441	40.6%
合計	1,741	59,085,273	1,690	50,023,291	84.7%

資料

資料 5-1 国際消防救助隊の連携訓練等の概要

(令和4年度中)

国際消防救助隊の連携訓練		参加隊員数
相模原市消防局	令和4年12月6日から8日	40人
	神奈川県消防学校	
熊本市消防局	令和5年1月25日から27日(予定)	50人 (予定)
	熊本市益城西原消防署	
国際消防救助隊 セミナー	令和5年2月20日から22日(予定)	80人 (予定)
	全国市町村国際文化研修所	
	(滋賀県大津市)	
国際消防救助隊 指導員会議	令和4年6月24日	30人
	Web会議により実施	

資料 5-2 国際消防救助隊の派遣状況

(令和 4 年 11 月 1 日現在)

	派遣年月日	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
1	昭 61. 8. 27 ~ 9. 6 (11 日間)	ニオス湖 有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者 1,700 人以上	国際消防救助隊員 1 人 (東京消防庁) 有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護具の指導
2	昭 61. 10. 11 ~ 10. 20 (10 日間)	エル・サルバドル 地震災害	エル・サルバドル共和国 サンサルバドル市	死者 1,226 人 倒壊家屋 30,000 戸	国際消防救助隊員 9 人 (東京消防庁 5 人、横浜市消防局 3 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
3	平 2. 6. 22 ~ 7. 2 (11 日間)	イラン 地震災害	イランイスラム共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000 人以上	国際消防救助隊員 6 人 (東京消防庁 5 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
4	平 2. 7. 18 ~ 7. 26 (9 日間)	フィリピン 地震災害	フィリピン共和国 ルソン島北部	死者 1,600 人以上	国際消防救助隊員 11 人 (東京消防庁 2 人、名古屋市消防局 4 人、広島市消防局 4 人、 消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
5	平 3. 5. 15 ~ 6. 6 (23 日間)	バングラデシュ サイクロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者 約 130,000 人	国際消防救助隊員 38 人 (東京消防庁 17 人、大阪市消防局 11 人、川崎市消防局 4 人、 神戸市消防局 4 人、消防庁 2 人) 及びヘリコプター 2 機 被災者への救援物資の輸送等を実施
6	平 5. 12. 13 ~ 12. 20 (8 日間)	マレーシア ビル倒壊被害	マレーシア クアラルンプール郊外 ウルラン地区	死者 48 人 倒壊ビル 1 棟	国際消防救助隊員 11 人 (東京消防庁 6 人、名古屋市消防局 2 人、北九州市消防局 2 人、 消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
7	平 8. 10. 30 ~ 11. 6 (8 日間)	エジプト ビル崩壊被害	エジプト・アラブ共和国 カイロ郊外 ヘリオポリス	死者 64 人 崩壊ビル 1 棟	国際消防救助隊員 9 人 (東京消防庁 3 人、札幌市消防局 2 人、大阪市消防局 2 人、松戸 市消防局 1 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
8	平 9. 10. 22 ~ 11. 11 (21 日間)	インドネシア 森林火災	インドネシア共和国 ランブ州	焼失面積 18,000ha (ランブ州内)	国際消防救助隊員 30 人 (東京消防庁 19 人、名古屋市消防局 5 人、大阪市消防局 3 人、 横浜市消防局 2 人、消防庁 1 人) 及びヘリコプター 2 機 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の助言
9	平 11. 1. 26 ~ 2. 4 (10 日間)	コロンビア 地震災害	コロンビア共和国 アルメニア市周辺	死者 1,171 人 負傷者 4,765 人	国際消防救助隊員 15 人 (東京消防庁 8 人、大阪市消防局 2 人、千葉市消防局 2 人、船 橋市消防局 2 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
10	平 11. 8. 17 ~ 8. 24 (8 日間)	トルコ 地震災害	トルコ共和国 ヤロヴァ地区周辺	死者 約 15,370 人 負傷者 23,954 人	国際消防救助隊員 25 人 (東京消防庁 12 人、川崎市消防局 4 人、神戸市消防局 4 人、市 川市消防局 2 人、尼崎市消防局 2 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
11	平 11. 9. 21 ~ 9. 28 (8 日間)	台湾 地震災害	台湾中部	死者 2,333 人 負傷者 10,002 人	国際消防救助隊員 46 人 (東京消防庁 18 人、仙台市消防局 4 人、千葉市消防局 3 人、京 都市消防局 4 人、川口市消防本部 2 人、松戸市消防局 2 人、新潟市消防局 2 人、岡山市 消防局 2 人、倉敷市消防局 2 人、佐世保市消防局 2 人、鹿児島市消防局 2 人、消防庁 3 人) 倒壊建物からの救助
12	平 15. 5. 22 ~ 5. 29 (8 日間)	アルジェリア 地震災害	アルジェリア 民主人民共和国 ブーメルデス県周辺	死者 2,266 人 負傷者 10,000 人以上	国際消防救助隊員 17 人 (東京消防庁 8 人、京都市消防局 2 人、仙台市消防局 2 人、川 口市消防本部 2 人、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 2 人、消防庁 1 人) 倒壊建物からの救助
13	平 16. 2. 25 ~ 3. 1 (6 日間)	モロッコ 地震災害	モロッコ王国 アルホセイマ周辺	死者 628 人 負傷者 926 人	国際消防救助隊員 7 人 (東京消防庁 4 人、千葉市消防局 1 人、京都市消防局 1 人、消防 庁 1 人) 現地被害状況の調査、救助資機材取扱いに関する技術供与等を実施
14	平 16. 12. 29 ~ 17. 1. 20 (23 日間)	スマトラ沖大地震・ インド洋津波災害	タイ王国 プーケット周辺	死者・行方不明者 229,866 人	国際消防救助隊員 46 人 (東京消防庁 23 人、大阪市消防局 15 人、千葉市消防局 2 人、 横浜市消防局 1 人、相模原市消防本部 1 人、川越地区消防組合消防本部 1 人、消防庁 3 人) 及びヘリコプター 2 機 捜索救助活動、人員・物資搬送、捜索技術指導等を実施
15	平 17. 10. 9 ~ 10. 18 (10 日間)	パキスタン・ イスラム共和国 地震災害	パキスタン・イスラム共和国 バトグラム周辺	死者 73,338 人 負傷者 69,412 人	国際消防救助隊員 13 人 (東京消防庁 6 人、横浜市消防局 3 人、船橋市消防局 2 人、茨 城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 1 人、消防庁 1 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
16	平 20. 5. 15 ~ 5. 21 (7 日間)	中国四川省における 地震災害	中華人民共和国四川省 広元市周辺	死者 69,227 人 負傷者 374,643 人	国際消防救助隊員 17 人 (東京消防庁 6 人、川崎市消防局 3 人、名古屋市消防局 3 人、 市川市消防局 2 人、藤沢市消防本部 2 人、消防庁 1 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
17	平 21. 10. 1 ~ 10. 8 (8 日間)	インドネシア 西スマトラ州 パダン沖地震災害	インドネシア共和国 パダン市周辺	死者 1,117 人 負傷者 約 2,900 人	国際消防救助隊員 17 人 (東京消防庁 6 人、札幌市消防局 3 人、福岡市消防局 3 人、さい たま市消防局 2 人、横須賀市消防局 2 人、消防庁 1 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか
18	平 23. 2. 22 ~ 3. 12 (19 日間)	ニュージーランド 南島地震災害	ニュージーランド クライストチャーチ市	死者 181 人 (うち邦人 28 人)	国際消防救助隊員 33 人 (東京消防庁 16 人、京都市消防局 3 人、千葉市消防局 3 人、相 模原市消防局 2 人、高松市消防局 2 人、新潟市消防局 2 人、福岡市消防局 2 人、消防庁 3 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか
19	平 27. 4. 26 ~ 5. 9 (14 日間)	ネパール地震災害	ネパール連邦民主共和国 カトマンズ市	死者 8,896 人 (うち邦人 1 人) 負傷者 22,302 人 (うち邦人 1 人)	国際消防救助隊員 17 人 (東京消防庁 6 人、さいたま市消防局 3 人、浜松市消防局 3 人、 川越地区消防局 1 人、秋田市消防本部 1 人、高崎市等広域消防局 1 人、富山市消防局 1 人、消防庁 1 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
20	平 29. 9. 21 ~ 9. 28 (8 日間)	メキシコ地震災害	メキシコ合衆国 メキシコシティ	死者 369 人 負傷者 約 8,800 人	国際消防救助隊員 17 人 (東京消防庁 6 人、仙台市消防局 3 人、京都市消防局 3 人、朝 霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 1 人、豊中市消防局 1 人、和歌山市消防局 1 人、高知市消防局 1 人、消防庁 1 人) 建物倒壊現場での捜索救助活動
21	平 30. 2. 9 ~ 2. 11 (3 日間)	台湾東部地震災害	台湾 花蓮県	死者 17 人 負傷者 285 人	国際消防救助隊員 2 人 (東京消防庁 2 人) 捜索資機材の貸与及び資機材取扱要領の指導を実施

※ 1 及び 2 については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」制定前であり、JICA の短期専門家として派遣されている。

資料 6-1 政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標

(1) 消防防災活動における Society5.0 の実現に資する新たな装備・資機材等の開発・改良
<p>【研究開発課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害への対応に資する資機材開発及びリスク把握に資する研究開発 ○避難に関する情報の提供及び判断に資する研究開発 ○パンデミックを踏まえた資機材開発や、救急需要の分析及び効果的な運用に資する研究開発 ○石油コンビナート災害対応を最適化するための資機材・システムに関する研究開発 ○消防業務の効率化に資する研究開発
(2) 消防法令上の技術基準等の確立や最近の災害等を踏まえた研究開発課題
<p>【研究開発課題の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○泥の上の移動を容易にする技術 ○林野火災の効果的な消火戦術等に関する研究開発 ○ ICT 技術の導入による救急業務の負担軽減に向けた研究 ○ガソリン火災対策に資する資機材等の開発 ○内面にコーティングが施工された鋼製一重殻地下タンクの開放点検のサポートツールの開発

資料 6-2 採択研究テーマの一覧

(令和4年度)

令和4年度採択の新規研究課題（7件）
・ 感染防止性・夏季における冷却性等に優れた能力を有する感染防止衣の開発と適切な洗浄・消毒方法の研究
・ CO ガス（一酸化炭素ガス）による新規火災検知の有効性に関する実験的研究
・ ICT で住宅用火災警報器の機能を拡張し住宅火災の早期覚知を目指す技術開発と検証
・ 新型コロナウイルス感染症が救急医療体制並びに搬送困難例発生に与えた影響評価
・ エレベーター利用避難に関する国内外の事例の調査研究
・ 都民生活事故データと AI を活用することで住宅の状況にカスタマイズされた事故防止支援を可能とする技術の開発
・ ガソリン火災対策に資する資機材等の開発
令和3年度採択の継続研究課題（3件）
・ スマホを活用したドローン無線中継システムによる遭難者位置特定及び救助支援
・ 迅速な状況把握による的確な意思決定を支援するためのドローン活用体系の開発
・ 石油コンビナート防災と消防戦略立案を支援するリスクアセスメントシステムの開発

資料 6-3 応募件数、採択件数等の推移

年度	応募件数(件)	採択件数(件)	継続件数(件)	予算(億円)
平成15年度	131	16	—	2.0
平成16年度	64	12	12	3.0
平成17年度	75	11	18	3.7
平成18年度	47	9	15	3.5
平成19年度	38	9	17	3.1
平成20年度	44	13	13	2.9
平成21年度	65	12	13	2.8
平成22年度	47	9	19	2.5
平成23年度	45	6	10	1.6
平成24年度	33	12	7	2.1
平成25年度	28	5	13	1.8
平成26年度	26	4	10	1.5
平成27年度	22	6	6	1.4
平成28年度	29	9	7	1.3
平成29年度	32	9	7	1.3
平成30年度	31	6	7	1.3
令和元年度	42	8	7	1.4
令和2年度	35	5	4	1.3
令和3年度	37	9	3	1.3
令和4年度	40	7	3	1.3

資料 6-4 消防機関の研究部門等の概要

(令和3年度)

消防本部名	定員(人)	件数(件)	主な試験研究
札幌市消防局	4	3	実火災訓練装置の環境温度測定について 水力換気ノズル(COBRA)に関する検証について 水力換気による煙損被害の検証について
東京消防庁	27	11	消防活動時の退路確保資器材に関する検証 ストレッチャーの振動特性に関する検証 熱画像装置による階層間の延焼拡大の危険察知に関する検証 アイトラッキング技術を用いた消防技術の向上に関する検証(消防車両等の安全運転技術) アイトラッキング技術を用いた消防技術の向上に関する検証(中隊長の指揮技術) 火災現場で発生する有害物質の危険性に関する検証 新たな暑熱順化トレーニングに関する検証 救急隊員の疲労に関する検証 消防職員の高年齢期における心理に関する検証 避難所で使用する物資の燃焼に関する検証 簡易消火具等の初期消火効果に関する検証
川崎市消防局	3	—	
横浜市消防局	5	3	VRによる消防教育訓練シミュレーションシステムの研究開発 消火栓等転落防止板の開発 消火活動の検証技術の研究開発
名古屋市消防局	6	2	在庫管理ツール(RFIDタグ及びハンディーターミナル型リーダー)の行方不明消防隊員捜索資機材としての適用性の検証実験 ドローンから取得した情報の共有方法についての研究
京都市消防局	—	—	
大阪市消防局	10	—	
神戸市消防局	3	1	ドローンによる濃煙熱気空間把握
北九州市消防局	4	—	